

# 我が国の精神保健福祉

(精神保健福祉ハンドブック)

平成16年度版

監修 精神保健福祉研究会

# 我が国の精神保健福祉

(精神保健福祉ハンドブック)

平成16年度版

監修 精神保健福祉研究会

# 目 次

## 第一章 精神保健の基礎知識

1. 精神保健とは .....	1
2. ライフサイクルからみた精神保健 .....	3
(1) 胎児期の精神保健 .....	3
(2) 乳幼児期の精神保健 .....	4
(3) 学童期の精神保健 .....	5
(4) 思春期（青・少年期）の精神保健 .....	6
(5) 成人期の精神保健 .....	7
(6) 老年期の精神保健 .....	8
3. 生活の場からみた精神保健 .....	10
(1) 家庭、家族との精神保健 .....	10
(2) 学校と精神保健 .....	11
(3) 職場と精神保健 .....	12
4. 精神障害に関する知識 .....	14
(1) 精神分裂病 .....	14
(2) 躁うつ病 .....	14
(3) 精神障害の分類 .....	15

## 第二章 精神保健福祉行政のあらまし

1. 精神保健福祉行政の歩み .....	16
(1) 黎明期 .....	16
(2) 精神病患者監護法の制定 .....	17
(3) 精神病院法の制定 .....	18

(4) 精神衛生法の制定 .....	20
(5) 精神衛生法40年改正 .....	21
(6) 精神保健法の成立 .....	23
(7) 精神保健法の改正 .....	25
(8) 精神保健福祉法の成立 .....	28
(9) 障害者プランの策定 .....	30
(10) 障害保健福祉部の設置 .....	31
(11) 精神保健福祉士法の制定 .....	31
(12) 精神保健福祉法平成11年改正 .....	35
(13) 平成13年1月の省庁再編に伴う厚生労働省の設置 .....	37
(14) 新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画(新障害者プラン) の策定について .....	37
(15) 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」及び「今後の障害保健福祉 施策について(改革のグランドデザイン案)」の策定について .....	40
2. 精神保健福祉に関する行政組織 .....	43
(1) 国 .....	43
(2) 都道府県・指定都市 .....	44
(3) 保健所 .....	45
(4) 市町村 .....	46
3. 地域精神保健福祉 .....	48
(1) 地域精神保健福祉活動の目標と計画 .....	49
(2) 地域精神保健福祉活動の主体 .....	52
ア 精神保健福祉センターの役割 .....	52
イ 保健所の役割 .....	52
ウ 市町村 .....	53
4. 精神保健福祉に関する財政 .....	54
(1) 国民医療費における精神医療費 .....	54

(2) 精神保健福祉関係予算 .....	54
ア 措置入院費 .....	54
イ 通院医療費 .....	55
ウ 医療保護入院費等 .....	55
エ 精神障害者社会復帰促進費等補助等 .....	55
(7) 精神障害者社会復帰施設等運営費 .....	59
(4) 精神障害者小規模作業所運営助成費 .....	60
(ウ) 精神障害者手帳交付事業費 .....	60
(エ) 精神障害者地域生活援助事業費 .....	60
(オ) 精神障害者短期入所事業費 .....	60
(カ) 社会的入院解消のための退院促進支援事業費 .....	61
(キ) 障害者社会参加促進事業及び市町村障害者社会参加促進 事業費 .....	61
オ 在宅福祉事業費 .....	61
カ 精神病院等の施設整備費助成費 .....	61
(7) 精神病院 .....	62
(4) 精神保健福祉センター等 .....	62
キ 精神病院等の設備整備費補助 .....	63
ク 医療施設近代化施設整備事業 .....	63
ケ 地方交付税 .....	64
コ 資金融資 .....	64

### 第三章 精神障害者対策

1. 精神医療対策 .....	69
(1) 医療施設 .....	69
ア 精神病院の現状 .....	69
イ 患者 .....	70

ウ	地域医療計画	70
エ	都道府県の設置義務	70
オ	指定病院	71
カ	精神科診療所	72
(2)	保護者	73
(3)	入院制度	74
ア	精神保健指定医	74
イ	診療及び保護の申請等	75
ウ	入院形態	77
エ	医療保護入院時の移送制度	84
オ	入院時の告知	84
カ	入院患者の処遇	84
キ	措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告	85
ク	精神医療審査会	86
ケ	精神病院等に対する監督	87
(4)	通院医療	88
ア	通院医療費公費負担制度	89
イ	精神科デイ・ケア等	90
2.	社会復帰・福祉対策	94
(1)	社会復帰・福祉対策の概要	94
(2)	精神障害者社会復帰施設	97
ア	社会復帰施設の概要	97
イ	社会復帰施設	98
(7)	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	98
(4)	精神障害者授産施設	99
(9)	精神障害者福祉ホーム	100
(1)	精神障害者福祉工場	102

(i) 精神障害者地域生活支援センター .....	102
(3) 精神障害者居宅生活支援事業 .....	103
ア 精神障害者居宅介護等事業 .....	103
イ 精神障害者短期入所事業 .....	103
ウ 精神障害者地域生活援助事業 .....	103
(4) 精神障害者手帳交付事業 .....	104
ア 手帳の対象者と障害等級 .....	104
イ 交付手続 .....	105
ウ 手帳に基づく支援施策 .....	106
(5) 保健所における社会復帰促進事業 .....	107
(6) その他の事業 .....	108
ア 精神障害者社会適応訓練(通院患者リハビリテーション)事業 .....	108
イ 精神障害者小規模作業所運営助成事業 .....	108
ウ 障害者社会参加総合推進事業及び市町村障害者社会参加促進 事業費 .....	109

## 第四章 精神保健における個別課題への取り組み

1. 老人性痴呆疾患対策 .....	110
(1) 痴呆の医学 .....	111
(2) 痴呆の疫学調査, 将来推計 .....	118
(3) 痴呆性老人対策の経緯 .....	119
(4) 老人性痴呆疾患対策概要 .....	122
(5) 痴呆性高齢者と介護保険制度 .....	132
2. アルコール関連問題対策 .....	133
(1) アルコールの疫学 .....	133
(2) アルコール関連問題 .....	135
ア アルコールに起因する身体的障害 .....	135

イ	アルコールに起因する精神的障害	136
ウ	アルコールに起因する社会的障害	137
(3)	アルコール関連問題対策	138
ア	一次予防	140
イ	二次予防	140
ウ	三次予防	141
(4)	アルコール依存症の研修	141
3.	その他の地域精神保健対策	143
(1)	精神障害者の正しい理解のための普及啓発事業	143
ア	指針・行動計画に基づいた普及啓発事業	143
イ	普及・啓発活動を行う当事者（スピーカー・ビューロー） 育成のための専門家養成事業	143
(2)	思春期精神保健対策	143
ア	精神保健福祉センターにおける相談指導等	144
イ	専門職に対する研修	144
(3)	心の健康づくり対策	145
ア	心の健康づくり対策の経緯	146
イ	心の健康づくり対策に関連する事業	146
(4)	「性」に関する対策	147
ア	性に関する心の悩み相談事業	148
イ	その他の関連事業	148
(5)	「ひきこもり」に関する対策	148
4.	薬物乱用防止対策	149
(1)	薬物乱用の現状と対策	149
(2)	薬物乱用、依存及び中毒	150
(3)	薬物乱用についての疫学調査の結果	151
(4)	覚せい剤慢性中毒者に対する医療保護	156



(5) 薬物乱用・依存者に対する対応の現状 .....	157
(6) 精神保健福祉センターにおける薬物関連問題相談事業の実施 .....	159
(7) 今後の課題 .....	159
5. 心神喪失者等医療観察法の概要 .....	161
6. 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 .....	166
7. 精神保健福祉に関する調査研究 .....	168
(1) 研究の推進 .....	168
(2) 国立精神・神経センターの組織 .....	168
(3) 精神保健研究所 .....	169
ア 沿革 .....	169
イ 研究内容 .....	170
ウ 研修 .....	174
エ 技術交流 .....	177
オ その他 .....	177

## 第五章 諸外国における精神医療

1. アメリカ合衆国の精神医療 .....	178
2. ヨーロッパ諸国の精神医療 .....	180
3. アジア諸国の精神医療 .....	184

## 第六章 関連法規及び施設

1. 厚生労働省関係 .....	187
(1) 社会福祉法 .....	187
(2) 生活保護法 .....	188
(3) 児童福祉法 .....	189
(4) 老人福祉法 .....	190
(5) 知的障害者福祉法 .....	190

(6) 国民年金法及び厚生年金保険法 .....	191
2. 文部科学省関係 .....	192
3. 法務省関係 .....	192

## (資料編)

### I 精神保健福祉関係法令

1. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	195
2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	248
3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則	259
4. 精神保健福祉士法	278
5. 精神保健福祉士法施行令	292
6. 精神保健福祉士法施行規則	294
7. 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準	302
8. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項の 規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(63.4.8告示127号)	314
9. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第2項の規定に 基づき厚生労働大臣が定める行動の制限(63.4.8告示128号)	315
10. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項の規定に 基づき厚生労働大臣が定める行動の制限(63.4.8告示129号)	316
11. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第37条第1項の規定に 基づき厚生労働大臣が定める基準(63.4.8告示130号)	317
12. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に 基づき厚生労働大臣が定める指定病院の基準(8.3.21告示90号)	321
13. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の2第3項 の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限を定める件 (12.3.28告示96号)	322
14. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等 に関する法律(15.7.16法律第110号)	323
15. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等 に関する法律施行令(16.10.14法律第130号)	358

16. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等 に関する法律第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関 する省令（16.10.14法律第150号）	361
17. 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 （15.7.16法律第111号）	367
18. 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項 に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令 （16.7.16法律第99号）	369

## II 通知・審議会意見等

（審議会意見等）

1. 覚せい剤中毒者対策に関する意見（57.11.12公衛審）	370
2. 今後におけるアルコール関連問題予防対策について （5.10.1公衛審）	375
3. 初老期における痴呆対策検討委員会報告 （6.7初老期における痴呆対策検討委員会）	380
4. 今後の精神保健福祉施策について（14.12.19社保審）	387
5. 障害者基本計画（14.12.24閣議決定）	401
6. 重点施策実施5か年計画（14.12.24障害者施策推進本部決定）	423
7. 精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向 （15.5.15精神保健福祉対策本部）	430
8. 精神保健医療福祉の改革ビジョン（概要） （16.9.2精神保健福祉対策本部）	437
（医 療）	
9. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する 精神医療審査会について（12.3.28障第209号）	442

10. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法第33条に規定する医療保 護入院に際して市町村が行う入院同意について（63.6.22健医743号） …	453
11. 精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について （8.3.21健医325号） ……………	457
12. 応急入院指定病院の指定等について（12.3.30障精第23号） ……………	460
13. 一般病院における併設精神科病棟（室）建築基準について （36.8.7衛発第644号） ……………	466
14. 精神病室の構造、設備について（40.8.5医発第961号） ……………	472
15. 精神病院建築基準の改正について（44.6.23衛発第431号） ……………	473
16. 精神障害者の移送に関する事務処理規準について （12.3.31障第243号） ……………	483
17. 精神病院に対する指導監督等の徹底について（10.3.3障第113号、 健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号） ……………	498
18. 精神病院に対する指導監査等の徹底について （10.3.3障精第16号） ……………	510
19. 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の 施行について（12.3.31障第247号） ……………	516
（社会復帰）	
20. 精神障害者居宅生活支援事業の実施について （14.3.27障第0327005号） ……………	525
21. 精神障害者退院促進支援事業の実施について （15.5.7障第0507001号） ……………	553
22. 精神障害者社会適応訓練事業の実施について （12.3.31障第250号） ……………	557
23. 身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る通所授産施設の 相互利用制度について（12.11.15障第845号） ……………	560

24. 身体障害者デイサービス事業と知的障害者デイサービス事業の相互利用、地域生活援助事業の相互利用並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所介護事業及び指定短期入所生活介護事業の利用について (15.10.29障発第1029001号,老発第1029001号) .....	563
25. 精神障害者福祉ホームB型の取扱について (14.1.22障発第0122002号) .....	568
26. 精神病院療養環境改善整備事業の実施について (10.12.11障第710号) .....	570
27. 精神障害者社会復帰施設に係る指導監査の実施について (12.3.31障第248号) .....	571
28. 精神障害者地域生活援助事業等に対する指導監督の徹底について (12.3.31障精第27号) .....	582
(手 帳)	
29. 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について (12.3.31障第245号) .....	583
30. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について (7.9.12健医1133号) .....	593
31. 精神障害者保健福祉手帳による税制上の優遇措置について (7.9.18健医1154号) .....	605
(老 人)	
32. 痴呆性老人専門治療病棟及び痴呆性老人デイ・ケア施設の施設整備基準について (63.7.5健医785号) .....	608
33. 老人性痴呆疾患センター事業実施要綱について (元.7.11健医850号) .....	614
34. 老人性痴呆疾患療養病棟施設整備基準について (3.6.26健医819号) .....	616

35. 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について (12.3.31障第251号) .....	619
36. 精神保健福祉センター運営要領について (8.1.19健医57号) .....	629
37. 思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業の実施について (13.3.30障発第155号) .....	632

### Ⅲ 参考資料

### Ⅳ 精神保健関係年表

### Ⅴ その他

# 第1章 精神保健の基礎知識

## 1. 精神保健とは

「健康とは身体的にも精神的にも社会的にも完全に良い状態を意味するものであって、ただ単に病気や虚弱でないというだけではない」(WHO憲章)

精神保健とは人々の健康のうち主として精神面の健康を対象とし、精神障害を予防・治療し、また精神的健康を保持・向上させるための諸活動をいう。

ここで精神的に健康な状態とはどのような状態をいうのであろうか。これは精神的な疾病にかかっていないことはもちろん、個人が社会の中で良い適応の状態において生活できていることと考えられる。この場合の適応というのは単に環境に順応するという意味ではなく、健康な社会生活を営むために環境を選択し、時にはこれを働きかけて積極的により良い環境に作りかえていくことをも意味している。

この意味で精神保健が取り扱う対象には狭義の精神疾患だけではなく、いわゆる不適応事例も含まれる。それはまた「ある集団と時代の平均からの逸脱」として浮かび上がってくる事例であり、このような事例を取り扱う際には、その背後にある社会的環境との関連を合わせて考える必要がある。

変化の激しい現代社会において、国民の一人ひとりがさまざまな欲求不満や不安を体験しつつ著しい不適応状態に陥ることなく、精神の健康を維持し向上させていくことは容易なことではない。それには個人の力だけでは不十分であり、社会全体の組織的な努力による活動が必要である。これが公衆衛生の一分野としての精神保健であり、母子保健や老人保健等とともに、今日の大きな課題の一つとなってきている。

以上はいわば広義の精神保健といわれるものであるが、精神の健康を損なった人々に対しては、早期治療等によって精神障害の発生・増悪をできるだけ防止するとともに、社会復帰を促進するための活動が必要であり、これは狭義の



精神保健ともいわれる。ところで公衆衛生の第一の目標は予防といわれるが、疾病そのものの予防（第一次予防）のほかに、早期に治療を加えて増悪や再発を防止する活動（第二次予防）およびリハビリテーション活動によって社会復帰を促進すること（第三次予防）まで含めて考えねばならない。殊に多くの精神疾患がまだその原因のすべてが明らかではない現状では、この第二次予防や第三次予防のための具体的な活動を推し進めていくことが狭義の精神保健では現実的かつ重要なことである。

精神保健の領域はこのように幅広いものであるが、これを人の生活史の面から見ると、胎児期、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、老年期等のそれぞれの時期における精神保健が問題になる。また社会生活の各場面から見ると、家庭、学校、職場、地域社会等における精神保健が問題になる。これらの縦横にわたって必要な精神保健上の配慮が払われ、総合的な精神保健サービスが展開されることにより、精神保健の向上が実現できるわけである。

## 2. ライフサイクルからみた精神保健

### (1) 胎児期の精神保健

母胎内にある約40週間は、人間の精神機能を司る脳の発育にとってきわめて重要な時期である。脳の実質である神経細胞の数自体はすでにそろっていて、後にふえることはないといわれている。ただ、この時期の神経細胞はまだ未熟で神経線維や間質の発達も少なく、これらは出産後に発達する。

胎児期に重要なことは直接胎児に、あるいは母体に加わるさまざまな有害因子から胎児の健全な発育を守ることである。強い外力、放射線、梅毒、風疹・トキソプラズマなどの感染症、薬物、アルコール、栄養障害などが脳の発育に影響を与えることはよく知られており、とりわけ妊娠の初期に影響が大きいので注意が肝要である。

出産をめぐる周産期の問題も脳障害に密接なかかわりを持つ。難産や未熟児産、仮死、低酸素症、血液型不適合による重症黄疸などがその原因となることが多い。胎児期におけるさまざまな外因による脳障害は、脳の全体的な発育不全であり、麻酔や産後出血などの神経症状や知能障害を起こす。これらの外因の多くは予防可能であり、その意味で胎児期への配慮は重要である。

また、最近の医学の進歩により内分泌異常、代謝異常、染色体異常などによる脳障害の実態も次第に明らかになってきており、その中には早期発見による特殊治療が効果を示す疾患もあることがわかってきた。

この意味で出生前後、乳児期早期の健康審査は重要といえる。保健所では母子保健活動の一環として、新婚学級、母親学級等の保健教育、妊産婦への保健指導などを行っているが、今後精神保健面での指導にも特に力を入れて推進される必要がある。

また、出産後1ヶ月以内に1,000人に1～2人位の割合で母親に起こるといわれる産褥性精神障害がある。未経験な母親の一過性不安として見のがされやすいが、母子心中の50%以上は「育児への自信喪失」を理由とし、対象となる子

どもは0歳児がもっとも多いといわれている。専門医の診断と周囲の迅速な処置が必要である。

いずれにしても、精神保健的にみて妊産婦や若い母親への指導・援助や電話相談などの活動は、今後ますます必要になると思われる。

## (2) 乳幼児期の精神保健

この時期は子どもの心身の発達が急速に進む時期で脳の発育はことにめざましい。6歳までに身長は出生時の約2倍、体重は4～5倍に達すると共に脳は重量で約3倍となり、構造もかなり複雑化する。したがって胎生期と同様に交通事故などによる頭部外傷や、脳炎などの感染症、栄養・代謝・内分泌障害などが、脳や神経などに影響を与える場合は、後に知能障害や種々の脳器質障害をひき起こすことがあるので、注意が必要である。

一方、この時期に精神保健上きわめて重要なことは、授乳を通して確立される乳幼児と親との心理的な結びつきを通じて、知能、言語、情緒、性格など、人間としての基本的な精神機能が育ってゆくことである。“三つ子の魂は百まで”という如く親の愛情、しつけなどの養育態度が後年の人格形成に与える影響はこの時期が最大である。

乳児は母親に受けいられ、十分に乳を与えられ、眠り、排泄し、やがて母子の信頼関係の中で、適切な時期に離乳や排泄のしつけが行われ、自由な遊びや運動の機会を与えられて初めて健全な精神発達が可能になる。そのためには両親自身の心の健康が保たれていることが不可欠の条件である。親の不在や不和、子どもへの拒否、虐待、放任、無視、あるいは強迫的、厳格な育児態度が子どもの精神発達障害や神経質的習癖の発生に関与することは多くの児童精神保健専門家の指摘するとおりである。

殊に近年の都市化、核家族化の進行に伴い、若い母親が育児についての個人的な指導を受ける機会が乏しくなり、マスメディアによる過剰な情報の中でひとり孤立し過度の不安や子どもへの過度の時期を抱き、これが子どもに反映していろいろの問題をひき起こしていることが多い。

一般に乳幼児の精神保健上の問題は、子ども自身が言語で訴えることが出来ず、症状も身体症状の形をとることが多く、環境条件の影響に左右されやすいなどの特徴があり、成人とは異なる児童精神医学の専門的な診断・治療・指導の技術が必要になる。わが国において受診率の高い乳児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診などの機会を活用し、保健所、児童相談所、医療・教育・福祉機関などの協力による地域精神保健ネットワークをつくり、知的障害、言語発達遅滞、自閉症、情緒障害などの早期発見と早期指導を行うことがとりわけ重要である。

### (3) 学童期の精神保健

学童期に入ると心身の発達はますます進み、ことに脳はこの時期の終りまでにすでに成人に近い構造を持つようになる。精神保健上、この時期は、前の乳幼児期や次の思春期にくらべると比較的安定した時期であり、その特徴は学校生活を通じての社会化と旺盛な知的発達にあるといえる。それまでは主として家庭内での両親や同胞との関係が中心であり、保護されていた状況にあったのが、次第に家族から離れ、人間関係は教師や友人に広がり、子どもは其中で一定の役割を果たすようになる。特にこの時期の子どもにとっては、仲間どうしの遊びや交際は、後の社会における対人関係の基礎ともなり、子どもにとって非常に大切な意味をもつ。

学童期の精神保健の問題は、学校という集団場面への不適応や行動異常としてあらわれることが多い。近年、教育相談や児童精神科外来相談への主訴としてもっとも多い不登校を初めとして、さまざまな形の心身症、チックなどの習癖、学業不振、緘黙、いじめなどの形であらわれることが多い。これらの問題の発生には教師・友人との関係や、学校の雰囲気も関与するが、虐待など家庭における親子関係の問題がその基底にあることも多い。学童期後半は、統合失調症や神経症性障害の発症の他、非行傾向などが起こり始める時期であり、学校保健を中心とした早期の対応が必要である。いずれにせよ学童期の精神保健対策としては、校医や養護教諭による保健活動との協力や、PTAなどを通じ

ての家庭と学校との連携・協力が不可欠であり、そのためには学校や地域が日常から精神保健についての理解をもっていることが必要となる。

知的障害、言語障害、情緒障害、さまざまな身体的障害や慢性疾患などをものつ児童のための治療・教育も今後一層推進されなければならない。

#### (4) 思春期（青・少年期）の精神保健

思春期は人間の一生の中でも、身体的、心理的、社会的にもっとも変動の著しい時期である。生物学的には、生殖器官、内分泌系の成熟に伴って本能衝動がたかまり、第二次性徴があらわれ、この変化は少年少女の心理を強く動揺させ不安定にさせる。

このような内的不安定は、一方において彼らの知的活動を刺戟し、抽象的、観念的な思考力を飛躍的に発達させる。少年少女は親を初めとする成人の世界の現実を改めて見直しながら、自己の同一性を確立しようとする。社会の矛盾を批判し、それに抗して理想を実現しようとするが、そのような願望はしばしばあまりに理想主義的であり、主観的、自己中心的な色彩が強いこともあり、彼らの理想や願望は複雑な現実社会の中で挫折や失敗に出会うことが少なくない。こうして少年少女は次第に成長してゆくのだが、時には適応に失敗して現実逃避の非社会的行動や、社会に敵対的な反社会的行動に走る場合も出てくるであろう。この時期には同性の親しい友人、先輩だけでなく異性の友人も求めて対人関係が広がり、親への依存的な精神生活からの独立と、真実の対象愛の発達が起こる。これまでのさまざまな対人関係や経験を統合して、社会の中における、男性あるいは女性としての役割や価値を見出し、成人としての自己を確立してゆくことは、複雑な近代社会にあってはなかなか困難な過程であり、統合と主体性確立の過程でおこる葛藤や失敗のあらわれが、あるいは不登校、家庭内暴力、校内暴力、ひきこもり、自殺企図、神経性食欲不振、あるいは性的非行や社会的逸脱行為などのさまざまな適応障害としてあらわれる。この時期は統合失調症、うつ病、さまざまなタイプの神経症性障害の好発年齢でもある。とりわけ統合失調症の初期症状は、思春期の心性の特徴と似ている点が多

いのでその対応には専門的な判断が重要になる。

現在のわが国では高等学校進学率は97%以上、大学・短大進学率は49%に達しているが、このような進学状況は必然的に学業について行けず脱落するグループを生み、校内暴力、非行、暴走族、犯罪へと導くこともある。思春期においては「成人」のよきモデルとしての父母や教師などとの関係が大切であるが、この点に問題が多いようである。

思春期に初発する統合失調症や神経症性障害に対しては早期に専門的に治療を行い、学業を続けながら治療を行いリハビリテーションを目指すためにも、親や教師や学校当局の理解と協力がことに必要である。このためには学校内の精神保健やカウンセリングの充実が必要である。

#### (5) 成人期の精神保健

この時期は、人生における初期の修練期をおえ、一定の地位や基盤を確立し、さらに発展・拡充が期待されている時期である。人生各期で達成されるべき課題があるとすれば、この時期は、就職・結婚・出産・育児・家庭や社会に対する義務の遂行といったものがあげられる。

生活の内容が充実した時期である反面、身体的にも精神的にも、また経済的にも職場や家庭においては、かなり無理が強いられ、ストレスも大きい。これに加えて、40歳代から徐々に顕在化してくる老化現象、例えば体力や感覚機能の衰えの自覚、さらには更年期障害と一般に言われている内分泌系の失調は様々な精神保健上の問題を惹起する要因となっている。この時期にこうした問題に遭遇することは、家族や周囲の人々にとってかなり重荷になるという意味で、社会的な影響も大きく、精神保健上の問題を引き起こす。

中高年の管理者層を襲ういわゆる「職場不適応状態」は、高度に専門技術化され、年功序列の秩序が崩壊してきている企業ではよくみられる現象であり、職場環境に由来する心身機能の失調も多い。また、疲労や不眠といった半健康状態を訴える企業人はことのほか多い。こうした問題と並んで、神経性障害、うつ病、統合失調症や心身症といった疾病と診断されるものも存在する。この

うち、昇進、同僚に対する遅れ、定年退職などのライフイベントに伴って発症したうつ病には特に注意する必要がある。また自殺・アルコール依存症や覚せい剤中毒も、この時期には多く発生する。

一方、主婦の間には、いくつかの特徴的な精神保健上の問題がみられる。特に現在では多くの主婦が育児や児童の家庭教育を一通り終えた時が精神的な危機となる。また嫁、姑の問題や年老いた親の世話、近隣との問題なども精神的な不健康のきっかけとなり得るし、更年期障害といわれる自律神経の失調状態は、上記の心理的要因と相まって出現することがしばしばある。さらにまた最近、女性のアルコール症や覚せい剤乱用の問題がクローズアップされてきているが、こうした傾向は欧米での傾向と軌を一にしている。

このように成人期には特有な精神保健上の問題が多いため、身体的な面への配慮とともに精神健康に関する教育や啓発は特に重要である。

#### (6) 老年期の精神保健

わが国においては平均寿命の延長とともに諸外国に類をみない程の速度で高齢人口が増加しつつある一方、老人をとり巻く社会環境の変化や老人に対する家族や社会の意識の変ぼうと相まって、老人における心身の問題に強い関心もたれてきている。なかでも身体的に虚弱な、いわゆる寝たきりの老人の増加、痴呆性老人を中心とする老人の精神障害の増加、老人の扶養・介護、老人の生きがいや老人の家庭及び社会のあり方などさまざまな問題が注目されている。このような状況の中で、老人がより健やかな老後を送るためには身体の健康の保持の重要性はいうまでもないことであるが、精神の健康の保持・向上や老年精神障害の予防、早期発見、早期治療など老年期の精神保健の重要性も十分認識しておく必要がある。この問題に対しては広く保健、医療、福祉を含めた総合的な対策が必要である。

老年期には、身体面ばかりでなく精神面でも老化現象が生じてくる。それは脳の老化現象によるもので、記憶力の低下が起り、新しい知識を身につけてゆくことができにくく、理解力や計算力も悪くなる。思考力の柔軟性や、新し

い事態への適応性も低下する。性格も若い頃の性格の偏りがとれ円満となる場合もあるが、時に表面化しなかった性格上の欠点が一層顕著になることもある。

老人をとり巻く環境にも変化が起こり、社会や職場からの引退、それに伴って社会的地位の喪失、収入の減少、対人関係の狭小化、家庭内での中心的地位の喪失、嫁や婿との葛藤、配偶者との死別、疾病などが生じやすい。このように心身の老化と環境の変化の影響を受け、老人の心理は不安、孤独、抑うつに傾きやすく、心理的危機を生みやすい時期でもある。

老人が精神健康を保ち、健やかな老年期を送れるためには身体および環境の両面からの配慮がとくに必要とされるが、老人が家庭や社会の中で常に役割をもって活動できるような方策、老人の自立意識の育成や老人の生きがい対策は精神保健対策からみても重要な課題である。

老年期は精神障害が高率に発生する時期であり、痴呆、うつ病、妄想性障害などが好発する。なかでも血管性痴呆やアルツハイマー病などの痴呆性疾患が増加してきており、これら老人に対する保健、医療、福祉面からの総合的な施策および地域対策は緊急な課題となっている。

早期発見、早期治療の必要性はいうまでもないが、脳の老化防止や痴呆発生の防止のためには成人期からの健康管理、高血圧、心臓病、糖尿病などの成人病対策や栄養の管理も重要である。

老年期の精神健康の基礎づくりは成人期からであることを銘記し、将来に向けて予防を中心として生涯を通しての一貫した精神保健対策を論じてゆく必要がある。



### 3. 生活の場からみた精神保健

生活の場からみた精神保健は基本的には家庭、学校、職場およびそれらを含む地域社会全般の精神保健とすることができるが、社会の急激な変化に伴い生活の場も多様化し、それにしたがって精神保健の課題もさらに広がりを示すようになった。その広がり、海外駐在生活、留学生活など国と国との交流に基づくもの、アパート、マンション等の集合住宅における生活、単身生活など都市化と密接に関連するものなどである。わが国の場合、第二次世界大戦後の人口移動、年齢構成の変化などで示される社会の変貌が精神保健の問題にも強く反映しており、今後もさまざまな形で拡大することが予想される。以下、それらのうち、問題をしぼり、家庭、学校、職場の精神保健の現状と課題について略述する。

#### (1) 家庭、家族との精神保健

胎児期から老年期までの各年代それぞれでふれているように、精神保健にとって家庭の占める割合はきわめて大きいものである。そしてそれらは都市化、工業社会化に伴う核家族化あるいは家庭の崩壊など、家族構成の変化が著しい国々で、一層明らかになっている。家族とか家庭は社会を構成する基本単位であるだけに、その検討はもとより多角的でなければならないが、最も重要な課題として精神保健面からのアプローチがあるとよいだろう。

さて精神保健にとって家族や家庭は、一つには病気とか不健康に対する予防的な意味合いから、そしてもう一つは今かかえている病人などの世話の担い手という意味合いからみることができる。

予防的な観点とは、ともすれば各ライフサイクルそれぞれに応じた精神保健問題の発生をうながしがちな家庭の弱体化に対して、心理的な力の強化をはかろうとするもので、それには一般的な施策に委ねなければならない分野と、いわゆる地域社会の組織化および家族や家庭に陥った困難な状況に対する効果的な援助法の確立などがあり、これらが総合して行われることが重要な前提とな

る。

一方、病人などの世話の担い手としての家族については、病人と家族双方のかかえている問題を可能な限り統合して考えることが望ましいこととなる。一般に病人は家族や家庭の情緒的な支持、日常的な相互交流を望んでおり、家族はそれを望みながらも病人が慢性化するにしたがってそれが不可能となる。この問題を解決するためには、従来のように家族や家庭から切り離された施設収容、専門家の手が及ばない家庭内での介護という現状をなるべく打破して医療と家庭が直結できるようにしなければならないが、これは今やわが国に限らず広く世界全体の課題となりつつある。この場合のポイントは、家族の情緒的な支えと世話の経験を施設でも活かせること、慢性の病人を世話している家庭にも専門家などの技術が及ぶこととされ、いわゆる地域社会精神保健プログラムにとって、家庭の機能との関連は理念のレベルを越えて大きな鍵となっている。現在、わが国はもちろん多くの国で家庭の規模が小さくなり、単身生活者が増加しているが、これに平行して精神的ストレスを解消する力が低下することはもはや定説化している。家族と精神保健の問題は、すでに述べたようにその国の文化によって異なる面も多く、今後の研究に委ねなければならない点ももちろん少なくないが、これらを含めた研究の成果が広く社会政策に反映されるべき時代を迎えはじめたといつてよいであろう。

## (2) 学校と精神保健

いわゆる学校保健といわれるものの中で精神保健の問題がさまざまな形であられることは、学童期、思春期（青・少年期）の精神保健の項で述べられておりである。そして、それら近來発生した問題の多くがいわゆる医学的な疾病（生物学的疾病）とはみられないこともあって、教育相談、児童相談の分野から保健医療まで多種の機関が個々にかかわっているのが特徴である。そのために一般の学校保健、身体の保健に比べ、体制が整えにくく、積極的に取り組みにくいことは否定できない点である。

とはいえ、小学校、中学校、高等学校は、実際問題として多くの学童、青少

年にとって同世代の人たちと集団で過ごす場であり、知識を与えられ、交流し、友人関係を作り、社会的な規制を受ける場であるから、大学教育等が普及し、教育年限が延び就学率が向上するにしたがって、精神保健の問題も増加し多様化するのとは必至のこととなる。そしてそれらに対しては教育の場で第一義的に解決がはかられるのが当然とはいえ、問題の多様化とともにさまざまな領域への波及も起きる。典型的にはいわゆる不登校、家庭内暴力、校内暴力などの現象がそれであるが、軽重の度合いもさまざまなこの種の問題についてどのような領域が共同してその原因を探り、対策を講ずるか、また必要とされるケアをどこが担い、その費用負担はどうかなど、多くの課題が残されている。

### (3) 職場と精神保健

合理化と技術革新が急速に進み、労働の質、量、密度の変化など労働環境に大きな変貌が起きつつある昨今、職場と精神保健の関係もまた次第に重要な課題になりはじめている。その状況は、労働が集約化され他律的となり、いわゆる人間疎外が進行しているということで表現できるが、それは一方では効率を主な尺度とするためにいわゆる精神的弱者が除かれることで問題視され、他方では職場関係で「人間の心がすさむ」ということで問題視され、しばしば共に精神保健の問題としてとらえられる。しかしながら、問題に対する受け手を明確にできない限り、不用意に幅を広げることもできない。

そこでここでは、疾病ないしそれに準ずるものに対する予防的立場からの検討、個々の問題発生に際しての職場としての世話、受け入れの二面に主として問題をしぼりたい。

もともと職場と精神保健の問題には基本的なところできわめて困難な問題がある。たとえば、早期発見といってもその精神保健活動が誰のためにあるかということ、より積極的な活動目標として情緒的な成熟とか社会的能力の開発などを取り上げるとしても、それは結果的に弱い個人を救うとは限らないということなどがこれにあたる。また前述のように、精神保健の範囲を主観的な満足感、士気などまで広げてしまえば、精神保健という概念があまり広くなり過ぎ

るという批判も起きるであろう。

とはいえ、企業にとっての生産性の問題、その一方で個々の病者、障害者の社会復帰にとっての企業の存在の重要性そのものは無視することができず、その間の矛盾を埋めるために、一つには社会的行動に及ぼす疾病の影響、機能不全の防止などの研究が要請され、二つには一般の形態の雇用が困難な人々に対する幅広い雇用保障制度の確立などが不可欠の問題となってくる。わが国の場合、社会の成り立ち、雇用のあり方からみて必ずしも先進諸国に対して職場の壁が厚いとのみはいえないが、リハビリテーションに関する技術面、制度面の早急な検討を迫られているとみるべきであろう。

## 4. 精神障害に関する知識

### (1) 統合失調症（旧精神分裂病）

統合失調症は一般人口中の発現頻度が0.7-0.8%と高く、精神病院入院患者の約60%を占めることから、精神科医療において極めて重要である。

成因は現在までのところ不明であるが、各分野での研究により、遺伝素因の関与が極めて大きく、この素因にストレスなど環境要因が加わって発症すると考えられている。脳内のメカニズムとしては、神経伝達物質系の失調が想定されている。

症状は、多彩であるが、陽性症状と陰性症状に大きく分けられる。

陽性症状とは、幻覚、妄想、支離滅裂な会話等を指す。幻覚の中では幻聴がもっとも多く、妄想とあわせて被害的な内容が主である。

陰性症状とは、正常機能の減退または喪失と解釈できるもので、感情の平板化、思考の貧困、意欲の欠如等である。

現代の薬物療法は、陽性症状に対してはかなり有効であるが、陰性症状に対する効果は乏しいため、一部の患者は自閉的になり社会的に孤立しがちである。この状態に対しては、薬物療法に加えて、精神療法、生活療法等により、症状を軽減させるとともに社会適応を図ることになる。

なお、脳科学の進歩に伴い、遺伝・環境の相互作用の研究から、発症メカニズムの解明、さらにより有効な治療法の開発が期待されている。

### (2) 躁うつ病

躁状態あるいはうつ状態という気分障害が生じ、その病相は再発・循環という周期的な経過を取るが、間欠期には欠陥を残さず健康な状態に復する疾患である。

統合失調症と同様に成因は解明されていないが、やはり遺伝・環境の相互作用による脳内の神経伝達物質系の失調が存在すると考えられている。

気分の障害が基本症状で、これが思考や行動にも反映する。躁状態とうつ状

態の症状はほぼ正反対となる。躁状態では気分が高揚し、開放的あるいは易怒的となり、誇大的・過活動・多弁等の症状が見られる。一方、うつ状態では、抑うつ気分や意欲低下が存在し、焦燥・自責感・思考力減退等の症状が見られる。食欲低下や睡眠障害、易疲労感、性機能障害を伴うことも多い。

いずれの状態に対しても薬物療法が有効で、治療の中心となる。躁状態には気分安定薬や抗精神病薬、うつ状態には抗うつ薬が投与されるのが普通である。病識を欠いたり自殺のおそれが強い場合には入院治療の適応となる。重症うつ病で自殺念慮が著しい例では、電気けいれん療法も有効である。

### (3) 精神障害の分類

ICD-10（国際疾病分類）第5章においては、カテゴリーFとして「精神障害及び発達障害」が示されている。また、米国精神医学会によるDSM-IV（精神疾患の診断・統計マニュアル）も国際的によく用いられている。

#### ICD-10 F0-F9

- F 0 症状性を含む器質性精神障害
- F 1 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- F 2 精神分裂病、分裂病型障害および妄想性障害
- F 3 気分（感情）障害
- F 4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- F 5 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- F 6 成人の人格および行動の障害
- F 7 精神遅滞
- F 9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害および特定不能の精神障害

## 第2章 精神保健福祉行政のあらまし

### 1. 精神保健福祉行政の歩み

#### (1) 黎明期

明治初期までは、精神保健の分野に全く法的規制のないままに推移していた。この時期においては、我が国の精神医学は進歩しておらず、精神病の治療は、そのほとんどが加持祈とうに頼っており、杜寺の樓塔は精神病者の収容施設のごとき観があった。

明治の衛生行政が、本格的軌道に乗り出したのは、明治6年、文部省の医務課が医務局となり、7年に医制が發布されてからであり、この医制の一つに癡狂院てんきやういんの設立に関する規定があった。しかし、癡狂院の設置は遅々として進まず、精神病者の大多数は、私宅に監置されて、家族の世話を任されていた。

公立の精神病院としては、明治8年に南禅寺境内に建設された京都癡狂院が最初である。私立精神病院では、加藤癡癡病院が11年に東京府から開設許可された。

明治12年になると医育機関で精神病学が教えられるようになった。この年、東京大学ではベルツが、愛知医学校ではロレッツが初めて近代精神病学を講義した。13年には医学校初の精神病舎が愛知医学校に設置された。19年には帝国大学医科大学に精神病学教室が置かれ、初代の榊淑教授が日本人として初の講義を行った。更に30年に榊の後を継いだ呉秀三教授によって日本における近代精神医学の基礎が固められた。

---

#### 〔相馬事件〕

明治12年に旧相馬藩主相馬誠胤まごま せいゐんが精神病を発病し、父充胤に監禁された。これをのっつりの陰謀だと考えた錦織剛清にしき たくはらは明治19年、東京府癡狂院に入院中の誠胤を病院に侵入して連れ出したが、途中で取り押さえられた。錦織は顛末を新聞に投書し、世間の注目を浴びた。錦織は明治25年に誠胤が死亡すると、毒殺であると主張した。この間10年以上にも渡って起訴が乱発された。

一方、明治17年に始まった相馬事件によって、精神病患者に対する社会の関心が高まり、このころから癲狂院に代わって精神病院という名称が一般に用いられるようになった。

## (2) 精神病患者監護法の制定

明治30年代になると、これまで相当長い間、精神障害者に関する規制については、専ら各地方にゆだねられていたものが、ようやく全国的規制として法律が制定されるに至った。すなわち、路頭にさまよう救護者のない精神病患者の保護の規制として、32年に「行旅病人および行旅死亡人取扱法」が公布され、次いで相馬事件などが重要なきっかけとなって、33年3月に精神病患者の保護に関する最初の一般的法律「精神病患者監護法」が公布、同年7月1日から施行された。

精神病患者監護法の内容は、

- ① 後見人、配偶者、親権を行う父又は母、戸主、親族会で選任した4親等以内の親族を精神病患者の監護義務者として、その順位を定める。また監護義務者がいないか、いてもその義務を履行できないときは住所地、所在地の市区町村長に監護の義務を負わせる。
- ② 精神病患者を監置できるのは監護義務者だけで、病者を私宅、病院などに監置するには、監護義務者は医師の診断書を添え、警察署を経て地方長官に願い出て許可を得なくてはならない。
- ③ 行政官庁に監置を監督する権限を与える。
- ④ 監護に要する費用は被監護者の負担で、被監護者にその能力がないときは扶養義務者の負担とする、などを骨子としていた。

しかしながら、監置の方法において私宅監置をも許していたので、医療保健の面では、きわめて不十分であり、社会の変化に伴う精神病患者の漸増と精神医学の進歩により、精神障害者対策をこのような消極的な範囲にとどまらせて置くことができなくなった。すなわち、明治34年には本邦精神医学の先駆者といわれる呉秀三が東大教授として帰国した。翌35年には精神病患者救治会が設立さ



れて日本で初めて精神保健運動が行われるようになり、更に、日本神経学会も発足し、39年、「官立医学校ニ精神科設置」の決議を行った。40年には北海道に道府県立以外の公立精神病院として、初めて公立函館区立精神病院が開設された。42年に、41年1月以降公立精神病院およびその退院者につき詳細な調査を行った結果、患者数2万5千人、病床2千5百床、私宅監置約3千人というような精神病患者の実態が明らかになり、その収容施設の整備拡充の必要なことがわかったため、44年に、「官立精神病院設置」の決議がなされた。

### (3) 精神病院法の制定

明治末年に至ってようやく近代国家としての体制を整えた我が国は、衛生行政の面においても新たな段階に入り、精神障害者対策は監護から医療へと前進することとなった。

更に、大正5年保健衛生調査会が設置され、6年6月30日、精神障害者の全国一斉調査会が行われた。その結果、精神病患者総数は約6万5千人、そのうち精神病院等に入院中のものが約5千人に過ぎず、私宅監置を含めて約6万人の患者が医療の枠外にあるという実状、病院を含む精神病患者収容施設をもたない県が28県もあり、在院患者のほぼ4分の3が東京、京都、大阪におり、東京にはその2分の1が収容されていることが明らかとなった。この結果から、保健衛生調査会は、治療上及び公安上の理由から、精神病患者監護法の改正を決めた。

また日本神経学会も全国的に精神病患者保護治療の設備を整えるよう、内務大臣に対して建議した。

このような状況の中で大正8年、精神病院法、結核予防法、トラホーム予防法は同じ委員会で審議可決された。

精神病院法の内容は、

- ① 内務大臣は道府県に精神病院の設置を命じることができ、道府県が設置した精神病院は地方長官の具申によって前項の命令により設置したものとみなすことができる。また内務大臣は第1条の精神病院に代用するため公立精神病院を指定することができる（代用精神病院）。

② 本法により精神病院に入院させるべき精神病患者は、監護法によって市区町村長が監護すべき者、罪を犯したもので司法官庁がとくに危険があると認める者、療養の道なき者、地方長官が入院の必要を認める者である。

③ 地方長官は入院した者（あるいはその扶養義務者）から入院費の全部または一部を徴収できる。また本法による精神病院に対し建築・設備費の2分の1、運営費の6分の1を国庫が補助する。などを骨子としていた。

この精神病院法によって、精神病に対する公共の責任として公的精神病院を設置する考え方がはじめて明らかにされた。

しかしながら、公立精神病院の建設は予算不足等のため遅々として進まず、わずかに大正14年の鹿児島保養院、昭和元年の大阪中宮病院、4年の神奈川芹香院、6年の福岡筑紫保養院、7年の愛知城山病院を数えるのみであった。

公立精神病院の建築が遅々としてはかどらない一方、在野精神障害者数は増加し、昭和6年の調査によれば患者総数7万余人に対し、収容数は約1万5千人であった。人口当たり病床数は諸外国に比して10分の1の低さを示し、病院数は約90、病院法による施設をもつ府県は僅か3府17県であった。

昭和元年には日本精神衛生会が設置され、また、13年には厚生省が設置され、衛生行政の機構が確立されたにもかかわらず、精神保健対策は十分な効果を挙げるに至らなかった。殊に戦時中においては精神病の保護は全く顧みられず、15年には約2万5千床もあった病床は、戦火による消失や経営難により閉鎖され、終戦時には約4千床にまで減少した。

表1 昭和6年末の精神病患者数

精神病院法適用	{ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>公立病院</td><td>1,535人</td></tr> <tr><td>代用病院</td><td>2,055</td></tr> </table>	公立病院	1,535人	代用病院	2,055		
公立病院		1,535人					
代用病院	2,055						
精神病患者監護法適用	{ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>病院監護</td><td>3,997</td></tr> <tr><td>病院外施設</td><td>6,472</td></tr> <tr><td>一時監置</td><td>136</td></tr> </table>	病院監護	3,997	病院外施設	6,472	一時監置	136
病院監護		3,997					
病院外施設		6,472					
一時監置	136						
その他の	59,536						

表2 昭和6年末の施設数と収容人員

施設の種類	施設数	収容人員
公立精神病院	6	1,712
医育機関附属精神科病室	14	904
私立精神病院	78	10,525
公私立精神病患者収容所	81	517
公私立病院精神科病室	10	188
計	189	13,844
神経、瀑布の保養所	50	714
総計	239	14,561

#### (4) 精神衛生法の制定

戦後は、欧米の最新の精神衛生に関する知識の導入があり、かつ、公衆衛生の向上増進を国の責務とした新憲法の成立により、精神障害者に対し、適切な医療・保護の機会を提供するため、昭和25年に「精神衛生法」が制定された。

精神衛生法の特徴は次のとおりである。

- ① 精神病院の設置を都道府県に義務付けたこと。
- ② 長期拘束を要する精神障害者は、精神病院、精神科病室その他法律によって収容することを求められている施設に収容することとし、私宅監置制度はその後1年間で廃止することとした。
- ③ 従来は狭義の精神病患者だけを対象にしていたが、新たに精神薄弱者、精神病質者も施策の対象として位置付けたこと。
- ④ 精神障害の発生予防、国民の精神的健康の保持向上の考え方が取り入れられ、精神衛生相談所や訪問指導の規定が置かれたこと。
- ⑤ 精神衛生審議会を新設して、関係官庁と専門家との協力による精神保健行政の推進を図ったこと。
- ⑥ 精神障害者を拘束することが必要かどうかを決定するため精神衛生鑑定医制度が設けられたこと。
- ⑦ 医療保護の必要がある精神障害者については、国民が都道府県知事あて

に診断及び必要な保護を申請できることとした。

⑧ 仮入院制度及び、仮退院制度が設けられたこと。

昭和27年には国立精神衛生研究所が設置され、精神保健に関する総合的な調査研究が行われることになった。

昭和28年には日本精神衛生連盟が結成され、同年11月には第1回全国精神衛生大会が開催された。

一方、この年の精神病床は約3万床で、昭和15年の約2万5千床に比べ、ようやく戦前程度までに回復したが、29年7月の全国精神障害者実態調査によって、精神障害者の全国推定数は130万人、うち要入院は35万人で、病床はその10分の1にも満たないことが判明した。このため同年、法改正により非営利法人の設置する精神病院の設置及び運営に要する経費に対し、国庫補助の規定が設けられ、これが重要な契機となって、病床は急速に増加、いわゆる精神病院ブームの現象を呈し、5年後の35年には約8万5千床に達するなど、精神障害者に対する医療保護は飛躍的に発展するに至った。

また、治療についても従来の療法に加えて薬物療法、更には精神療法や作業療法等の治療方法の進歩によって寛解率は著しく向上し、在院期間が短縮され、かつ、これに伴い予防対策や在宅障害者対策が次第に注目されるようになった。

他方、昭和31年4月1日、厚生省公衆衛生局に精神衛生課が新設され、精神保健行政は一段と強化されることになった。

(5) 精神衛生法40年改正

昭和38年には画期的な精神障害の実態調査が行われた。この調査によって全国的な精神障害者の数、医療の普及度等が明らかになり、25年制定の精神衛生法は、このような状況の推移、社会情勢の著しい変化、精神医学の目ざましい進歩という新しい事態に対応し得なくなってきたので、精神障害の発生予防から、治療、社会復帰までの一貫した施策を内容とする法の全面改正の準備がなされていた。その折しも、39年3月、ライシャワー事件が発生し、精神障害者の不十分な医療の現状が大きな社会問題となり、そのために準備中の法改正の

必要性に一層の拍車が掛けられた結果、精神衛生法の一部改正が40年6月に行われた。

この法改正の特徴は、

- ① 保健所を地域における精神保健行政の第一線機関として位置づけ、精神衛生相談員を配置できることとし、在宅精神障害者の訪問指導、相談事業を強化したこと。
- ② 保健所に対する技術指導援助などを行う各都道府県の精神保健に関する技術的中核機関として、精神衛生センターを設けたこと。
- ③ 在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために、通院医療費公費負担制度を新設したこと。
- ④ 措置入院制度に関連した手続上の改善として、病院管理者による届出の制度、緊急措置入院制度、入院措置の解除規定、守秘義務規定などを新たに加え、適正な医療保護の充実を図ったこと。

等である。

昭和40年の法改正に伴って41年に「保健所における精神衛生業務運営要領」が示され、44年の「精神衛生センター運営要領」と共に地域精神保健活動の整備が図られることとなった。

一方、昭和40年の精神病床は17万床、人口万対17.6床であったものが、昭和50年には28万床、万対24.9床となり、51年には医療法に規定された万対25床を上回るまでに整備されてきた。

また、通院患者の増加も著しく、単科精神病院において昭和40年に1日9千人の通院患者であったものが、昭和50年には2.2万人、昭和59年には2.9万人にもなり、通院医療費公費負担申請者数も、昭和41年、6.6万件から昭和60年48.1万件と7倍になっている。

---

〔ライシャワー事件〕

当時の駐日大使ライシャワーが統合失調症の少年に刺されて負傷した事件

一方、措置入院患者は徐々に減少し、昭和45年の7.7万人をピークに昭和50年には6.4万人、60年には3.1万人となった。これらの変化は医療技術の進歩とともに地域医療の推進に負うところが大きいものと考えられる。

昭和40年の法改正以後は社会復帰制度・施設の進展が著しく、44年、精神障害回復者社会復帰施設要綱案を中央精神衛生審議会が答申して以降、50年には「精神障害回復者社会復帰施設」及び「デイ・ケア施設」、55年には「精神衛生社会生活適応施設」の運営要領が示され、施設対策を充実していった。

施設対策以外の面では49年に作業療法、デイ・ケアの点数化が実現し、57年からは職親制度の一形態として「通院患者リハビリテーション事業」を実施している。また、61年には集団精神療法、ナイト・ケア、訪問看護・指導料等の点数化が実現し、公衆衛生審議会精神衛生部会より「精神障害者の社会復帰に関する意見」が出された。保健所においても昭和50年度に「精神障害者社会復帰相談指導事業」を開始し、集団指導等を通して社会復帰活動に取り組んできている。

このほか、酒害対策等の一環として各精神衛生センターにおいて「酒害相談事業」が開設され、また、昭和57年8月労働保健法の制定に伴って新たに保健所において「労働精神衛生相談指導事業」が始まった。

#### (6) 精神保健法の成立

このように40年改正以後における精神保健行政は、精神医学の進歩等に伴い「入院医療中心の治療体制から地域におけるケアを中心とする体制へ」という大きな流れを踏まえて展開されてきたところであるが、その流れの中で、精神障害者の医療及び保護の確保を主な目的とする精神衛生法について、諸状況の変化に十分対応すべく、特に入院患者をはじめとする精神障害者の人権擁護と適正な精神科医療の確保という観点から見直しを行うべきであるとの機運が生ずるに至った。

このような中で、いわゆる宇都宮病院事件などの精神病院の不祥事件を契機に精神衛生法改正を求める声が国内外から強く示されるに至り、厚生省におい

ては、通信・面会に関するガイドライン等により指導が強化されるとともに、精神障害者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保と精神障害者の社会復帰の促進を図る観点から、精神衛生法が改正されることとなった。

昭和62年における精神衛生法の改正の概要は、次のとおりである。

- ① 国民の精神的健康の保持増進を図る観点から、法律の名称を精神保健法としたこと
- ② 精神障害者本人の同意に基づく任意入院制度が設けられたこと
- ③ 入院時等における書面による権利等の告知制度が設けられたこと
- ④ 従来精神衛生鑑定医制度を精神保健指定医制度に改められたこと
- ⑤ 入院の必要性や処遇の妥当性を審査する精神医療審査会制度が設けられたこと
- ⑥ 精神科救急に対応するため、応急入院制度が設けられたこと
- ⑦ 精神病院に対する厚生大臣等による報告徴収・改善命令に関する規定が設けられたこと
- ⑧ 入院治療の終了した精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設（日常生活を営むのに支障のある精神障害者が日常生活に適應できるように、訓練・指導を行う精神障害者生活訓練施設及び雇用されることの困難な精神障害者が自活できるように訓練等を行う精神障害者授産施設）に関する規定を設けたこと等である。

精神保健法は、昭和62年9月に公布され、翌昭和63年7月から施行された。

精神保健法の施行とともに、各般の事業が展開されることとなった。

昭和62年の法改正以後、自傷他害（自身を傷つけ又は他人を害すること。）のおそれのある精神障害者として都道府県知事の行政処分により入院措置された

---

〔宇都宮病院事件〕

昭和59年3月医師や看護婦等の医療従事者が不足する中で、無資格者による診察やレントゲン撮影が行なわれたり、看護助手らの暴行により患者が死亡したりしたとされる事件

患者の数は徐々に減少し、また、家族等（保護義務者）の同意によって入院した医療保護入院患者の数も減少している。一方、精神障害者本人の同意による入院である任意入院が増している。また、通院医療に関しても増加している。

また、社会復帰対策については、その予算額は昭和62年度において約6億円であったが、平成5年度においては約28億円に増加した。しかし、社会復帰施設の未設置の府県があるなど、社会復帰対策の一層の推進を図る必要があった。

#### (7) 精神保健法の改正

昭和62年における精神衛生法の改正においては、立法府における法案の修正によって、改正法の附則に「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との検討規定が設けられた。

厚生省においては、この検討規定を踏まえ、精神保健法の施行後5年目に当たる平成5年7月を目途として、政府として必要となる措置を講ずるべく、平成4年10月から公衆衛生審議会精神保健部会において、同法の施行状況等に関する検証作業等を開始した。

公衆衛生審議会においては、その後、半年間にわたって審議が行われ、その結果、平成5年3月17日、公衆衛生審議会の意見書が取りまとめられた。

また、国際連合においては、1991年（平成3年）12月に、国連総会において精神障害者に対し人権に配慮された医療を提供するとともに、その社会参加・社会復帰の促進を図ること等が盛り込まれた「精神疾患を有する者の保護及びメンタルヘルスケアの改善のための諸原則」（国連原則）が採択された。

また、平成5年3月には、国連・障害者の十年を経て、今後の新たな取組みを定めた「障害者対策に関する新長期計画」が障害者対策推進本部において決定された。こうした精神保健を取り巻く諸状況の推移等を踏まえ、精神保健法が、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者の人権に配慮した適正な医療及び保護を実施する観点から、再度見直しが行われること



となった。

精神保健法の改正法案は、平成5年5月21日に政府から国会に提出され、同6月4日に衆議院において可決され、同11日に参議院において可決、成立した。

新精神保健法の主な内容等については、次のとおりである。

- ① 新たに「医療施設若しくは社会復帰施設の設置者又は地域生活援助事業を行う者は、その施設を運営し、又は事業を行うに当たっては、精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民の理解と協力を得るように努めなければならない」とする規定が設けられたこと
- ② 「国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者及び地域生活援助事業を行う者は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」とする規定が設けられたこと
- ③ 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）が法定化されるとともに、第2種社会福祉事業として位置付けられたこと
- ④ 都道府県の地方精神保健審議会の委員として、新たに、精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業に従事する者が追加されたこと
- ⑤ 精神障害者の社会復帰施設等における処遇ノウハウの研究開発や精神障害者に対する理解を得るための啓発広報活動等を行う、厚生大臣の指定法人として精神障害者社会復帰促進センターが設けられたこと
- ⑥ 保護義務者の名称が保護者とされたこと
- ⑦ 入院措置が解除された精神障害者を引き取る保護者については、当該精神病院の管理者又は当該精神病院と関連する社会復帰施設の長に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、援助を求めることができるとの保護者に関する権利規定が設けられたこと
- ⑧ 入院措置が解除された精神障害者と同居する保護者等については、その負担の軽減を図る等の観点から、保健所の訪問指導等の対象として、位置

付けられたこと

- ⑨ 仮入院の期間が3週間から1週間に短縮されたこと
- ⑩ 精神保健法における精神障害者の定義規定が、医学上の用語にあわせて見直され、「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有する者」とされたこと
- ⑪ 今日の政令指定都市における社会経済環境の変化等を踏まえ、平成8年4月1日から、道府県（知事）の事務を政令指定都市（市長）に委譲することとされたこと
- ⑫ 今日における精神疾患の治療法等の進展等を踏まえ、精神疾患を絶対的欠格事由とする栄養士、調理師、製菓衛生師、診療放射線技師、けしの栽培の資格制度等が相対的欠格事由に改められたこと

以上の事項を内容とする新精神保健法に係る改正法は、平成5年6月18日法律第74号として公布され、平成6年4月1日から施行された。

また、平成5年12月には、「心身障害者対策基本法の一部を改正する法律」が法律第94号として公布され、新たに、障害者基本法が成立した。

障害者基本法においては、

- ① 施策の対象となる障害者の範囲に、精神障害者が明確に位置付けられたこと
- ② 法律の基本理念として、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」とされたこと
- ③ 国民の理解を深めるため、12月9日が「障害者の日」とされたこと
- ④ 国は、「障害者基本計画」を策定するとともに、都道府県・市町村においても「障害者計画」を策定するよう努めることとされたこと
- ⑤ 政府は、毎年、障害者施設に関する報告書を作成し、国会に提出することとされたこと
- ⑥ 従来の中央心身障害者対策協議会が、中央障害者施策推進協議会とされるとともに、その委員に、障害者又は障害者の福祉に関する事業に従事す

る者が追加されたこと  
等が盛り込まれた。

今後、障害者基本法に基づき、政府全体において、精神障害者を含めた障害者対策が、保健、医療、福祉に加え、教育、就労、年金・手当、住宅、公共施設・交通施設の利用、民間事業者の協力等の環境整備に関しても、総合的に推進されることが期待される。

#### (8) 精神保健福祉法の成立

精神保健の施策については、これまで、昭和62年及び平成5年の法律改正により、精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や、社会復帰の促進を図るための所要の措置を講じてきたところであるが、平成5年12月に障害者基本法が成立し、精神障害者が基本法の対象として明確に位置付けられたこと等を踏まえ、これまでの保健医療施策に加え、福祉施策の充実を図ることが求められることとなった。

また、平成6年7月には地域保健法が成立し、国、都道府県及び市町村の役割分担を始め、地域保健対策の枠組みの見直しが行われており、地域精神保健の施策の一層の充実が求められることとなった。

このような中、公衆衛生審議会においては、平成6年3月以降こうした諸課題について審議が行われ、平成6年8月10日、「当面の精神保健対策について」の意見書が取りまとめられた。

こうした状況を踏まえ、精神障害者の福祉施策や地域精神保健施策の充実を図るとともに、適正な精神医療の確保を図るための所要の措置を講じ、併せて、公費負担医療について、制度発足当時以来の医療保険制度の充実や、精神医療を取り巻く諸状況の変化を踏まえ、これまでの公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改める等の観点から、精神保健法が改正されることとなった。

精神保健法の改正法案は、平成7年2月10日に政府から国会に提出され、同年4月26日に衆議院において可決され、同年5月12日に参議院において可決、成立した。

精神保健法の改正の概要は、次のとおりである。

① 精神障害者の社会復帰等のための保健福祉施策の充実

(7) 法体系全体における福祉施策の位置付けの強化

・法律名の変更

「精神保健法」→「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

・法律の目的

これまでの「医療及び保護」「社会復帰の促進」「国民の精神的健康の保持増進」に加え、「自立と社会参加の促進のための援助」という福祉の要素を位置付ける。

・「保健及び福祉」の章を新たに設ける。

・精神保健センター、地方精神保健審議会、精神保健相談員に福祉の業務を加え、名称も変更。

(4) 精神障害者保健福祉手帳の制度の創設

(ウ) 社会復帰施設、事業の充実

・社会復帰施設として、生活訓練施設（援護寮）、授産施設、福祉ホーム、福祉工場の4施設類型の規定を法律上明記する。

・通院患者リハビリテーション事業の法定化（社会適応訓練事業）

(エ) 正しい知識の普及啓発や相談指導等の地域精神保健福祉施策の充実、市町村の役割の明示

② より良い精神医療の確保等

(7) 精神保健指定医制度の充実

・医療保護入院等を行う精神病院では常勤の指定医を置くこととする。

・指定医の5年ごとの研修の受講を促進するための措置を講じる。

(4) 医療保護入院の際の告知義務の徹底

・人権保護のための入院時の告知義務について、精神障害者の症状に照らして告知を延期できる旨の例外規定に、4週間の期間制限を設ける。

(ウ) 通院公費負担医療の事務等の合理化

- ・認定の有効期限を延期（6か月→2年）
- ・手帳の交付を受けた者については通院公費の認定を省略

### ③ 公費負担医療の公費優先の見直し（保険優先化）

制度発足当時以来の精神医療の進歩や、医療保険制度の充実等の諸状況の変化を踏まえ、これまでの公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改める。

### ④ 施行期日

平成7年7月1日から施行する。ただし、精神保健指定医に関する改正規定（②（ア））は、平成8年4月1日から施行する。

なお、精神障害者保健福祉手帳は、施行日後に準備を進め、平成7年10月1日から実施。

以上の事項を内容とする精神保健福祉法に係る改正法は、平成7年5月19日法律第94号として公布され、平成7年7月1日から施行されている。

なお、一部（精神保健指定医に係る事項）については、平成8年4月1日施行となっている。

## （9）障害者プランの策定

総理府に設置されている障害者施策推進本部において、「国連・障害者の10年」以降の障害者施策の在り方が検討され、平成5年度より今後10年間における「障害者対策に関する新長期計画」を策定し、障害者施策の一層の推進を図ることとされた。

さらに、平成7年12月には、「障害者プラン」として、平成8年から14年度までの7か年計画による障害者対策に関する新長期計画の重点施策実施計画が策定され、その着実な推進を図ることとされた。

このプランには、関係省庁の施策を横断的に盛り込み、可能な限り具体的な数値目標を設定するなど、各種の政策目標を明記している。

精神障害者施策については、社会復帰施設やグループホームなどの整備の推進や各種福祉施策の拡充を図るほか、保健医療施策の充実を図るため、より良

い精神医療の確保についても併せて推進していくこととされている。

#### (10) 障害保健福祉部の設置

障害者施策の総合的推進を図るため、厚生省内の組織的体制を整備することとし、これまで3局3課（保健医療局精神保健課，社会・援護局更生課，児童家庭局障害福祉課）にまたがっていた障害者組織を一元化し，平成8年7月1日から大臣官房に「企画課」，「障害福祉課」及び「精神保健福祉課」の3課からなる「障害保健福祉部」が設置された。

この組織改正に伴い，障害者施設の総合的企画調整等については企画課が，身体障害児（者）及び精神薄弱児（者）の福祉施策については障害福祉課が，その事務を所掌することとなり，精神保健福祉課については，「国民の精神的健康の保持及び増進」など他局の所掌事務となった事務を除く「精神障害者の保健医療及び福祉施策」に加え，新たに「更生医療」及び「育成医療」の事務を所掌することとなった。

#### (11) 精神保健福祉士法の制定

##### ○精神保健福祉士法制定までの経緯

精神障害者の社会復帰等のための保健福祉施策としては，昭和62年に精神障害者社会復帰施設の一部が法定化されて以来，ハード面の整備に重点をおいた施策に積極的に取り組んできたものであるが，これらのハード面を中心とした社会復帰施策の充実強化を行う一方で，社会復帰のための支援を行う人材（ソフト面）の充実をあわせて行うことが不可欠となっていた。

そのため，精神科ソーシャルワーカーの資格化については，昭和62年の精神衛生法の改正時以来，衆参両院より数回にわたり附帯決議が行われ，公衆衛生審議会からも数度にわたりその必要性が指摘されてきた。

平成6年には，厚生科学研究による精神科ソーシャルワーカー資格化の報告研究書が取りまとめられ，平成7年から8年にかけては，同じく厚生科学研究の「精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の業務と資格化に関する研究班」において検討が重ねられてきた。

このような流れを受けて、精神障害者が社会復帰を果たす上で障害となっている諸問題を解決し、医師等の医療従事者が行う診療行為に加えて、退院のための環境整備などについての様々な支援を行う人材の養成・確保を図るため、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う者として、精神保健福祉士の資格制度を創設することとしたものである。

精神保健福祉士法は、平成9年5月6日に第140回通常国会に提出、継続審議の結果、12月に臨時国会において可決され、平成10年の4月1日から全面的に施行された。

## ○法律の概要

### 1. 業務内容

#### ① 精神障害者に対する種々の相談、助言、指導

##### (1) 精神障害者に対する政策的な支援に関する相談、助言、指導

精神障害者の社会復帰に向けた自助努力を支援する観点から、精神障害者の求めに応じて、精神障害者が地域において生活していく上で活用可能な様々な選択肢（精神障害者に対する各種給付制度や税の減免措置等の経済的支援施策、精神障害者社会復帰施設や精神障害者が優先的に入居できる公営住宅等の社会資源等）を提供するとともに、当該精神障害者にとって、どのような選択肢を利用することが有利であり最も適しているのか、そのような制度を利用する上で満たすべき条件は何なのか等をよく考慮した上で、精神障害者が目指すべき社会復帰の方向を提案し、誘導していくこと等である。

##### (2) 精神障害者が日常生活を営んで行く上での種々の相談、助言、指導

精神障害者が社会生活を営んでいく上で支障がないよう、精神障害者を取り巻く家庭環境や友人関係等の生活状況を的確に把握し、精神障害者の求めに応じて相談に応じるとともに、家庭の問題により発病した者に対する家庭環境改善のための助言や退院後の住居や再就労の場の選択

等についての提案、誘導を行い、精神障害者が安心して社会生活を営めるよう種々の配慮を行うこと。

② 精神障害者に対する日常生活への適応のために必要な訓練を行うこと

精神障害者については、精神疾患のために能力障害を有することがあり、急性期の精神症状を抑え入院医療を要さない程度に症状が軽快したとしても、生活能力に障害を持ったまま退院する患者も多い。

そのため、精神障害者に対する日常生活への適応のために必要な訓練を行うこととは、社会復帰の途上にある精神障害者に対し、規則的な生活や金銭の自己管理の訓練をさせる、会話や日常生活上のマナーを修得させる、清掃、洗濯、買い物等の習慣を付けさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身に付けるための訓練を行うことを指すものである。

③ 精神障害者に対するその他の援助を行うこと

精神障害者がすることが出来ない各種の手続き（休業・休学に関する手続き、医療費の確保の手続き等）を代行するとともに、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者の求めに応じて多様な支援を行うこと。

## 2. 受験資格

4年制大学において、厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目を修めて卒業した者を原則としているが、精神保健福祉士試験の受験の機会を幅広いものとするため、これらの者と同等の養成課程として評価することが出来る者（精神保健福祉士法第7条に定める者）についても、受験資格を与えている。

## 3. 試験事務及び登録事務の委託

精神保健福祉士試験の実施及び精神保健福祉士の登録の実施に関する事務については、平成10年6月財団法人社会福祉振興・試験センターが厚生労働大臣の指定を受け実施している。



## 4. 義務

### (1) 信用失墜行為禁止義務

精神保健福祉士が、その業務を円滑に遂行し、精神障害者の社会復帰に貢献するためには、相談援助の相手方である精神障害者及び国民一般との信頼関係を確立する必要がある。そのため、精神保健福祉士の信用を失墜させる行為を行うことを禁じている。

### (2) 守秘義務

精神保健福祉士の業務上、精神障害者の精神疾患の状態、病歴・経歴、その家族関係等の個人の秘密に当たるような事情について知る場合があるが、一方でこれらの個人情報是不用意に外部に漏洩すれば、精神障害者に対する誤解や差別を生みかねないものである。そのため、精神障害者のプライバシーを保護し、精神障害者が安心して精神保健福祉士の相談援助を受けられるようにするため、精神保健福祉士には、守秘義務が課せられている。

## 5. 医師との関係

精神症状の安定していない社会復帰上の精神障害者の円滑な社会復帰のためには、個々の精神障害者の精神疾患の状態や治療計画、医学的に必要となる配慮等についても十分に把握した上で、相談援助を行うことが必要である。そのため、精神保健福祉士は、業務を行うに当たって、精神障害者に主治医があるときは、個々の精神障害者の精神疾患の状態や治療計画、医学的に必要となる配慮等について、主治医より必要な助言を受けなければならないものとしたものであり、そのことを精神保健福祉士法上は「医師の指導」と規定している。

## 6. 名称独占

精神保健福祉士は、いわゆる名称独占資格であり、精神保健福祉士の資格を有していないものが、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。

## 7. 精神保健福祉士国家試験について

	第1回 (10年度)	第2回 (11年度)	第3回 (12年度)	第4回 (13年度)	第5回 (14年度)	第6回 (15年度)	合 計
受験者数 (人)	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	33,033
合格者数 (人)	4,338	2,586	2,704	3,415	5,799	3,589	22,431
合格 率 (%)	89.1	73.2	63.1	62.3	64.2	61.6	67.9

### ○精神保健福祉士養成施設について

精神保健福祉士の養成課程においては、大学等において指定科目、基礎科目のいずれも履修していない者について、精神保健福祉士として必要な知識及び技術を修得させるための施設として「精神保健福祉士一般養成施設等」を、大学等において基礎科目を履修しているが指定科目の一部を履修していない者について、指定科目を欠ける部分を修得させるための施設として「精神保健福祉士短期養成施設等」を、指定することとしている。

#### (12) 精神保健福祉法平成11年改正

平成5年の精神保健法改正において、立法府における法案の修正によって、改正法の附則に「政府は、この法律の施行後5年を目途として、改正後の精神保健法の規定の施行の状況及び精神保健を取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果について所要の措置を講じるものとする」との検討規定が設けられた。

また、障害保健福祉部の創設後、平成8年10月より、障害者関係3審議会（身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会障害福祉部会、公衆衛生審議会精神保健福祉部会）の合同企画分科会を設け、主として各障害者施策の統合化の観点から論議を行ってきた。

このような状況を踏まえ、5年改正法の施行後5年目にあたる平成11年4月を目途として政府として必要な措置を講じるべく、平成10年3月に、公衆衛生審議会精神保健福祉部会に「精神保健福祉法に関する専門委員会」を設け、精神保健福祉行政全体のあり方について検討を行った。

専門委員会は、その後半年にわたって審議が行われ、平成10年8月に公衆衛生審議会に報告を行った。その後公衆衛生審議会において、専門委員会報告書

をベースとして論議が行われ、その結果、平成11年1月14日に公衆衛生審議会の意見書が取りまとめられた。

精神保健福祉法の改正法案は、平成11年3月9日に閣議決定され、同年10日に国会に提出され、同4月28日に参議院において可決され、5月28日に衆議院で可決、成立した。

新精神保健福祉法の概要は次のとおりである。

- ① 医療保護入院の要件に、その対象者が精神障害によりその同意に基づいた入院を行う状態にない（法第22条の3の規定による入院が行われる状態にない）ものであることを追加したこと
- ② 精神医療審査会の委員数に関する制限を廃止することとしたほか、精神医療審査会に、カルテ等の関係書類の提出、医療委員による患者の診察、関係者に出頭を命じて審問を行う等の独自の調査権限を付与したこと
- ③ 精神保健指定医の診療録記載義務を、指定医の職務全般（公務員としての職務を除く）に拡充することとしたほか、指定医が違法な処遇を発見した場合に管理者に報告して適切な対応を求めるなど、処遇の改善のための努力する義務が規定されたこと。また、指定医に対する処分として、職務の一時停止処分を追加したこと
- ④ 精神病院に対する厚生労働大臣等による入院医療の提供の制限命令、改善計画の提出命令に関する規定が設けられたこと
- ⑤ 医療保護入院・応急入院のための移送制度が設けられたこと
- ⑥ 保護者の自傷他害防止監督義務の廃止、自らの医師で継続して医療を受けている患者の保護者の義務の免除等を行ったこと
- ⑦ 精神障害者地域生活支援センターを法定化したこと
- ⑧ 精神障害者社会復帰施設の設備・運営基準の法定化など、社会復帰施設の質の確保のための措置を講じたこと
- ⑨ 在宅福祉事業として、現行の精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）に加え、精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）、精神障害者短期入

所事業（ショートステイ）を創設し、前記3事業を精神障害者居宅生活支援事業として分類したこと。また居宅生活支援事業については、市町村を単位として事業を実施することとしたこと

- ⑩ 福祉サービスの利用に関する相談・助言を市町村を窓口として実施し、保健所、都道府県が専門的な支援を行うこととしたこと。また、精神障害者保健福祉手帳、通院医療費公費負担の申請窓口を市町村に移管することとしたこと
- ⑪ 精神保健福祉センターの名称を弾力化するとともに、その機能を有する機関を必置とすること。そのうえで、精神医療審査会の事務等の新たな業務を行うこととしたこと
- ⑫ 施行期日については、法施行の日から1年以内に政令で定める日（平成12年4月1日）から施行する。但し、市町村、精神保健福祉センターの機能強化に関する規定（⑨～⑩）は、平成14年4月1日から施行することとしたこと

#### (13) 平成13年1月の省庁再編に伴う厚生労働省の設置

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合し厚生労働省が設置された。これに伴い、障害保健福祉部は大臣官房から社会・援護局の中に移動した。

また、公衆衛生審議会については廃止され、精神保健指定医の指定及び指定の取消し等については、医道審議会の医師分科会の中に精神保健指定医資格審査部会を設け、調査審議することとなり、その他の精神保健福祉行政に係るものについては、社会保障審議会で引き続き審議することとなった。

#### (14) 新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）の策定について

- 新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）の策定  
障害者基本計画（障害者対策に関する新長期計画）及び障害者プランが平成14年度に最終年度を迎えたことから、平成15年度を初年度とする新障

害者基本計画及びその重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）が、平成14年12月24日に策定された。

#### ○新障害者基本計画について

- 1 新障害者基本計画は、障害者基本法第7条の2第1項に基づく法定計画として、平成14年12月24日に閣議決定された。計画期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間である。
- 2 新障害者基本計画は、現行の障害者基本計画における「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指している。
- 3 また、施策推進の基本的な方針として、「社会のバリアフリー化」、「利用者本位の支援」、「障害の特性を踏まえた施策の展開」、「総合的かつ効果的な施策の推進」という4つの横断的視点を取り上げている。

さらに、重点的に取り組むべき4つの課題として、「活動し参加する力の向上」、「活動し参加する基盤の整備」、「精神障害者施策の総合的な取組」、「アジア太平洋地域における域内協力の強化」を掲げている。

- 4 分野別施策としては、「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」、「国際協力」の8分野について、それぞれの施策の基本的な方向を示している。

このうち「生活支援」分野においては、

- (1) 身近な相談支援体制の構築
- (2) ホームヘルプサービス等地域生活を支える在宅サービスの充実
- (3) 入所施設は真に必要なものに限定する等の施設サービスの再構築等を施策の基本的方向として掲げている。

また、「保健・医療」分野においては、

- (1) 障害の原因となる疾病等の予防・治療
  - (2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
  - (3) 精神保健・医療施策の推進
- 等を施策の基本的方向として掲げている。

○重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）について

1 重点施策実施5か年計画（以下、「新障害者プラン」という。）は、新障害者基本計画に基づき、その前期5年間（平成15年度から平成19年度）において、重点的に実施する施策及びその達成目標等を定めたものであり、平成14年12月24日、障害者施策推進本部において決定された。

2 その基本的な考え方は、新障害者基本計画に掲げた「共生社会」の実現を目的として、

- (1) 障害のある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、
- (2) 福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備

等に取り組むものである。

3 精神保健医療福祉施策の総合的な推進については、

条件が整えば退院可能とされる約7万2千人の入院患者（いわゆる「社会的入院者」）について、10年間で退院・社会復帰を目指す。

〔保健・医療面の対応〕

- ・精神科救急医療システムの整備（全都道府県）
- ・うつ病、心的外傷体験ケア及び睡眠障害への対策
- ・思春期精神保健や若齢層の「社会的ひきこもり」への対応

〔福祉サービスの充実〕

○在宅サービス

- ・精神障害者地域生活支援センターの整備

- ・精神障害ホームヘルパーの確保
- ・精神障害者グループホームの整備
- ・精神障害者福祉ホームの整備

○施設サービス

- ・精神障害者生活訓練施設（援護寮）の整備
- ・精神障害者通所授産施設の整備

(15) 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」及び「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」の策定について

○精神保健医療福祉の改革ビジョンについて

精神保健医療福祉の改革ビジョンは、平成14年12月に厚生労働大臣を本部長として設置された精神保健福祉対策本部において、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づいて、①精神疾患に関する国民の理解の深化、②精神医療体系の再編、③地域生活支援体制の強化について平成16年9月に取りまとめたものであり、「受入条件が整えば退院可能な者」約7万人を今後10年間で解消することとしている。

○今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）

- 1 改革のグランドデザイン案は、平成16年10月に社会保障審議会障害者部会において障害種別を超えた共通の新たな障害保健福祉サービス体系の構築を目指すための厚生労働省としての試案を提示したものであり、これに基づき、関係審議会における検討、関係機関等との調整を経て、平成17年度通常国会に所要の法案の提出を目指している。
- 2 改革のグランドデザイン案の概要は、次のとおりである。

## I 今後の障害保健福祉施策の基本的な視点

### 1 障害保健福祉施策の総合化

身体・知的・精神等と障害種別ごとに対応してきた障害者施策について、『市町村を中心に、年齢、障害種別、疾病を超えた一元的な体制を整備』する中で、創意と工夫により制度全体が効果的・効率的に運営される体系へと見直し、『地域福祉を実現』することが必要である。

### 2 自立支援型システムへの転換

障害者施策について、政策のレベルにおいて、保護等を中心とした仕組みから、『障害者のニーズと適性に応じた自立支援』を通じて地域での生活を促進する仕組みへと転換し、障害者による『自己実現・社会貢献』を図ることが重要である。また、これにより、地域の活性化など、地域再生の面でも役割を果たすこととなる。

### 3 制度の持続可能性の確保

現行の支援費制度や精神保健福祉制度は、既存の公的な保険制度と比較して制度を維持管理する仕組みが極めて脆弱であり、必要なサービスを確保し障害者の地域生活を支えるシステムとして定着させるため、国民全体の信頼を得られるよう『給付の重点化・公平化』や『制度の効率化・透明化』等を図る抜本的な見直しが不可欠である。



## II 改革の基本的方向

### 現行の制度的課題を解決する

- 1 市町村を中心とするサービス提供体制の確立
  - 1) 福祉サービスの提供に関する事務の市町村委譲と国・都道府県による支援体制の確立
  - 2) 障害保健福祉サービスの計画的な整備手法の導入
  - 3) 各障害共通の効果的・効率的な事務執行体制の整備
  - 4) 障害等に対する国民の正しい理解を深める国の取り組み
- 2 効果的・効率的なサービス利用の促進
  - 1) 市町村を基礎とした重層的な障害者相談支援体制の確立とケアマネジメント制度の導入
  - 2) 利用決定プロセスの透明化
  - 3) 障害程度に係る各サービス共通の尺度とサービスモデルの明確化
  - 4) 人材の確保と資質の向上
- 3 公平な費用負担と配分の確保
  - 1) 福祉サービスに係る応益的な負担の導入
  - 2) 地域生活と均衡のとれた入所施設の負担の見直し
  - 3) 障害に係る公費負担医療の見直し
  - 4) 国・都道府県の補助制度の見直し

### 新たな障害保健福祉施策体系を構築する

- 1 障害保健福祉サービス体系の再編
  - 1) 総合的な自立支援システムの構築
  - 2) 障害者の施設、事業体系や設置者、事業者要件の見直し
  - 3) 権利擁護の推進とサービスの質の向上
  - 4) 新たなサービス体系に適合した報酬体系の導入
- 2 ライフステージに応じたサービス提供
  - 1) 雇用施策と連携のとれたプログラムに基づく就労支援の実施
  - 2) 極めて重度の障害者に対するサービスの確保
  - 3) 障害児施設、事業のサービス体系の見直し
- 3 良質な精神医療の効果的な提供
  - 1) 精神病床の機能分化の促進と地域医療体制の整備
  - 2) 入院患者の適切な処遇の確保
  - 3) 精神医療の透明性の向上

### 介護保険との関係整理（別途整理）

## 2. 精神保健福祉に関する行政組織

### (1) 国

精神保健福祉行政の推進組織は、厚生労働省では社会・援護局障害保健福祉部の精神保健福祉課が主管課となっており、附属機関として国立精神・神経センター精神保健研究所並びに社会保障審議会及び医道審議会が置かれている。

国立精神・神経センター精神保健研究所は、昭和27年に国立精神衛生研究所として千葉県市川市の国立国府台病院敷地内に設置された。精神疾患及び知的障害その他の発達障害並びに精神保健についての調査研究や技術者の研修を行う機関として、国レベルにおける精神保健に関する科学技術の中核的役割を担っている。

現在の組織は、精神保健計画部、薬物依存研究部、心身医学研究部、児童・思春期精神保健部、成人精神保健部、老人精神保健部、社会精神保健部、精神生理部、知的障害部、社会復帰相談部、司法精神医学研究部の研究11部からなっており、研究職37人（定員）を擁している。

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議し、また、医道審議会は、医療法や精神保健福祉法等の規定により権限に属する事項を処理するものである。委員は、それぞれ30人以内で任期は2年であるが、必要に応じて、臨時委員や専門委員を置くことができる。これらの委員は、学識経験者のある者などから任命される。

精神保健福祉法第18条及び第19条の2に係るものについては、医道審議会で、また、その他の精神保健福祉行政に係るものについては、社会保障審議会で調査審議することとしている。

また、平成5年における精神保健法の改正により、新たに、厚生労働大臣の指定法人として、精神障害者社会復帰促進センターが設けられている。

精神障害者社会復帰促進センターにおいては、

- ・精神障害者の社会復帰の促進に資するための各種の啓発広報活動を行うこ

と

- ・精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者社会復帰施設等における訓練、指導等の処遇ノウハウの研究開発を行うこと
- ・精神障害者の社会復帰の促進に関する統計的調査、文献調査、海外事例の収集等の各種の研究を行うこと
- ・精神障害者の社会復帰の促進を図るため、上記の研究開発の成果や研究の成果を公表すること
- ・精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業である精神障害者社会復帰施設や精神障害者地域生活援助事業等の事業に従事する者等に対して研修を行うこと
- ・精神障害者の社会復帰の促進を図るための模範となるモデル事業の実施、上記各事業を円滑に実施するための募金活動等を行うこと

等の業務を担うこととなっている。

なお、障害者の雇用の促進等については、職業安定局で主管しており、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、従来から実施している統合失調症、躁うつ病、てんかんの患者に対する職場適応訓練に加え、平成4年度からは、一般の職業能力開発校における職業訓練を対象としている。また、障害者雇用促進法の改正等により、給付金制度に基づく助成金や特定求職者雇用開発助成金を対象としている。

平成5年度からは、公共職業安定所における精神障害者に対する職業相談体制の充実を図ることにより、その雇用の促進に資するため、都道府県の主要な公共職業安定所に精神障害者担当職業相談員を配置している（平成10年度117人配置）。

## (2) 都道府県・指定都市

都道府県及び指定都市における精神保健福祉行政は、衛生主管部局等の精神保健福祉主管課（保健予防課，健康増進課等）で担当されている。

精神保健福祉法において精神障害者の福祉の法制化が図られ、保健医療施策

と福祉施策の総合的推進の観点から、精神障害者福祉施策についても一体的に担っていくとともに、福祉関係機関と連携を図っていくことが必要であるとされている。

都道府県・指定都市には、

- ① 都道府県・指定都市における精神保健福祉に関する総合技術センターとしての機能をもった精神保健福祉センター（法第6条。全国で62施設）が置かれている。業務は、関係諸機関に対する技術指導・援助、関係職員の教育研修、知識や思想の広報普及、精神保健福祉に関する調査研究や関係情報の収集、複雑困難な事例についての相談・指導の実施、家族会、断酒会等の協力組織の育成等を行っている。
- ② 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議機関として、委員20人以内（任期3年）からなる地方精神保健福祉審議会（法第9条）が置かれ、都道府県知事又は指定都市市長の諮問に答え、又は自らの意見の具申を行うとともに、「通院医療費公費負担」及び「精神障害者保健福祉手帳」について、その申請の内容を診査し、意見を述べることになっている。
- ③ 都道府県知事又は指定都市市長に対して行われる措置入院者及び医療保護入院者に係る定期病状報告、医療保護入院の入院届並びに退院又は処遇改善の請求に基づき、入院又は処遇改善の要否の審査を行う機関として都道府県及び指定都市に精神医療審査会（法第12条）が置かれている。精神医療審査会は、精神保健指定医3名、法律に関する学識経験者1名、その他の学識経験者1名からなる合議体によって審査を行っている。

### (3) 保健所

一方、各地域における精神保健福祉行政の中心的な実施機関は保健所（平成16年4月1日現在571ヵ所）である。保健所は、精神保健福祉法をはじめ関係法令に基づく法定受託事務を処理するだけでなく、地域住民の保健福祉需要に応じ、広範にわたる精神保健福祉サービス事業を実施している。また保健所には、精神障害者等に対する保健医療福祉サービスの徹底を期するなどのため、必要

に応じて相談・指導のための訪問を行う精神保健福祉相談員が配置されており、その任命は都道府県知事又は保健所設置市長によって行われている。今後は、この制度の一層の充実が望まれている。

#### (4) 市町村

これまでの精神保健行政は、都道府県及び保健所を中心に行われてきたが、平成6年制定の地域保健法に基づく基本指針においても、精神障害者の社会復帰対策のうち、身近で利用頻度の高いサービスは、市町村保健センター等において、保健所の協力を得て実施することが望ましいとされている。

精神保健福祉法において、正しい知識の普及については、都道府県と市町村の両者が努めなければならないと規定（法第46条）し、さらに、相談指導について、都道府県、保健所設置市及び特別区については、その実施を義務付けるとともに、その他の市町村についても、都道府県に対する必要な協力をするとともに、相談指導の実施に努めなければならない旨の規定（法第47条）が設けられており、社会復帰施設やグループホームの整備についても、市町村は社会福祉法によりその設置を行うことができるとされている。（法第50条第2項、第50条第3項）

また、精神保健福祉法第2条（国及び地方公共団体の義務）においては、「国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによって精神障害者等が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。」とされており、市町村についてもその義務が課せられている。

平成11年の精神保健福祉法改正において、精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプ、ショートステイ、グループホーム）を市町村単位で実施すること、精神障害者福祉サービスの利用に関する相談・調整等や精神障害者福祉手帳、

通院医療費公費負担の窓口となる等の規定が設けられた。したがって、平成14年の当該規定の施行後は、市町村が都道府県とともに精神障害者の福祉施策の責任主体としての役割を担っていくこととなる。

今後は、保健所の協力と連携の下に、身体障害者など他の障害者行政との連携や民生・衛生行政の総合的推進等、市町村の実情に応じ特性を生かした精神保健福祉業務の一層の推進を図る必要がある。

### 3. 地域精神保健福祉

地域精神保健福祉活動の基本的な考え方は、地域社会で発生したいろいろな精神保健福祉上の問題を、その地域社会全体の人々の活動によって解決していくとすることである。

このような考え方があらためて強調されるようになってきた背景には大家族から核家族へと家族集団の変化、都市化、工業化等による伝統社会の崩壊と大衆化社会への移行といった地域社会の様々で急激な変化があげられる。それに伴って起こってきたいろいろな問題に対する地域社会の耐性が逆に低下してきていること、その結果、問題解決のための地域社会における新しい取組が必要になってきたためである。

このことは単に精神保健福祉の問題だけでなく、総合的な対策が必要なことは言うまでもないが、これに一步でも近づく活動を精神保健福祉の分野で展開していくことが当面の課題となる。

近年、精神科医療の分野では、精神病院の開放化、短期入院と早期退院、「ナイトホスピタル」等を通じて地域社会との接触を増やすと同時に、通院治療やデイ・ケア等により、できるだけ患者が社会生活を送りながら治療を進める方法が取り入れられ、またそれが治療上も社会復帰のためにも有効であることが認められてきた。このため、地域社会においても医療側と協力して治療やアフターケアを進め、積極的に受け入れる体制を整備する必要が生じてきた。

アルコール依存症、少年の薬物依存、非行、身寄りのない老人の問題等も、単に専門施設を作ってそれに依存するのではなく、地域社会全体で「ささえていく」体制の確立が必要であることが認識されてきている。

このような地域ぐるみの活動は本来地域住民自らの組織的な活動によって盛り上げるのが理想である。この入院治療から地域精神保健福祉活動へという考えは、わが国だけでなく、世界的な傾向である。既に1960年代のアメリカでは、ケネディ教書において次のように述べている。

「ここ数年、次第に増えていた施設へのつめこみ傾向が、逆を向いてきたことである。それは、新薬の使用、精神病の本質に対する公衆の理解の増大、総合病院における精神病床、昼間通院施設（デイ・ケアセンター）、外来精神科施設などを含む地域社会施設が設置されるようになったことによる。

私は確信する。もし医学的知識と社会の理解が十分に活用されるなら、精神障害者はごく少数を除いてほとんどすべてが、健全な社会適応をかちとることができる。」

### (1) 地域精神保健福祉活動の目標と計画

地域精神保健福祉活動の具体的内容は

- ① 社会諸資源の活用によって、精神障害者を地域社会へできるだけ早くもどすための運動をおこす。
- ② 精神科通院治療、精神医学的ケースワークの普及を図る。
- ③ デイ・ケア施設等の社会復帰施設を含む社会資源の充実と形成を図る。
- ④ 精神障害者が社会復帰可能であることを、地域住民に理解してもらう。
- ⑤ 地域社会に、精神障害のほか人間心理についての知識を普及し、明るい家庭、明るい社会を築く運動をおこすことである。

地域精神保健福祉活動を始める際には、まずどのような地域を設定するかが前提になるが、それには一定の地域内の住民であることと、そこに生活上の何らかの共同意識があることが必要である。農漁村等の伝統的な村や町はまさにこれにあてはまるが、人口流動の激しい大都市では通勤圏・診療圏等を考慮した別の工夫も必要になってくる。

次には、その地域内の住民の精神保健福祉上のニーズを的確につかみ、それに対応した計画を立てることが必要である。精神保健福祉活動に対するニーズは必ずしも顕在化しているとは限らず、サービスの充実に伴って増加してくる面もある。実際に保健所では、本人はもとより、本人をかかえて困惑している家族の相談にのって、必要に応じて適切な診断と治療ルートを確保するといった指導や援助、また入院や外来等の医療を受けながら様々な社会的・経済的問



題をかかえている事例，就職や就学等の社会復帰についての不安や困難等，精神障害者の医療や福祉を巡るいわゆる狭義の精神保健に関する要望に応じる場合も多い。

平成2年11月30日付厚生省健康政策局計画課長通知「地域保健医療計画の作成について」において，二次医療圏ごとに策定する地域保健医療計画については，特に精神保健医療等の体制の依存についても十分配慮することとされ，内容に関する事例が示されている。

#### 地域保健医療計画作成の手引（抄）

（平成2. 11. 30健政計46  
厚生省健康政策局計画課長通知（別紙））

### 第5 地域保健医療計画の内容に関する事例

#### 2 医療と保健対策等との関係・一体化

##### (8) 精神保健・医療対策

- ア 精神科医療体制の充実（専門病棟（痴呆，思春期，アルコール），デイ・ケア施設の整備，病診関係の推進等）
- イ 社会復帰体制の充実（援護寮・福祉ホーム・授産施設の整備，通院患者リハビリテーション事業・社会復帰相談の拡充，福祉・労働関係機関等との関係体制等）
- ウ 精神障害者及び家族に対する支援体制（精神保健相談・訪問指導の充実，家族会・患者会に対する支援体制の確立等）
- エ 精神保健思想普及活動の推進（啓蒙普及事業・心の健康相談の充実，アルコール・薬物乱用防止対策等）

地域を設定し，重点となる精神保健活動の目標を定め，計画を立てたら，次にはサービスのための厚いネットワークを整備する必要がある。数少ない専門家に任せるだけでは，たとえその数を増やしたとしても到底地域住民のニーズ

に應えることはできないし、地域精神保健福祉の理念からいっても、地域内のあらゆる立場の人々がその持場持場で精神保健福祉上の配慮を働かせ、役割の一端を担い合う体制を作ることが要請されている。

病院・診療所等の医療機関、福祉事務所・児童相談所等の社会福祉機関、学校等の教育機関・団体は、サービス・ネットワークの中でも中心的な役割を担う。また家族会や断酒会等の民間の関係団体や自治会、婦人会等の地域の一般団体の参加・協力も貴重な力となる。地域の理解者・援助者の層を厚くすることは専門家による対象者への適時・適切な援助・助力を一層効果的にするものである。

狭義の精神保健つまり精神障害者の第二次・第三次予防を推進するに当たっては、保健所や精神保健福祉センター等の公衆衛生機関による活動と、医療機関による臨床活動とがうまく結びつくことが最大のポイントである。

保健所や精神保健福祉センター等の公衆衛生側では、与えられた使命を果たすのに十分な実施体制を確立することがまず第一の課題である。精神保健福祉センターは平成6年をもってすべての都道府県に設置されたが、社会復帰施設については障害者プランに基づき早急な整備拡充が望まれる。これらの機関・施設の整備とともに期待されることは、地域精神保健福祉活動が行いやすいような諸制度の整備・充実であろう。

医療側については、何よりも地域精神保健福祉活動の考え方を生かした臨床活動が期待される。

具体的には精神病院等における外来治療や院外活動の充実・発展がまず第一であろう。地域の必要性に応じた総合病院精神科や精神科診療所の普及も必要である。また一般開業医が精神障害者の治療や指導の一翼を担うことも期待される。

地域精神保健福祉活動は、チームワークと社会資源を駆使したアプローチが必要である。またその地域の特性によって柔軟な創意工夫がなされなければならない。

平成3年7月15日には公衆衛生審議会より厚生大臣に対し、「地域精神保健対策に関する中間意見」が具申された。ここでは、地域精神保健活動は、精神障害者に対する適切な医療の提供及びその社会復帰の促進、住民の精神的健康の保持増進という精神保健法の目的を住民の生活の場である地域において実践しようとするものであるとして、地域精神保健に関する基本的考え方、課題など今後の方向が示されている。

さらに、平成5年7月9日には、同審議会より厚生大臣に対し、「地域保健対策の基本的な在り方について」が意見具申され、その中でサービスの受け手である生活者個人の視点を重視し、都道府県と市町村の役割を見直し、保健所についても時代の要請に適合した機能強化など新しい位置付けを行うなど、今後の地域保健の基本的な在り方として適切と考えられる事項を示し、こうした方向性を踏まえ、今後必要な検討・調整を進め、地域保健の一層の充実に努力が必要であるとしている。

## (2) 地域精神保健福祉活動の主体

地域精神保健福祉活動は、保健所、市町村、精神保健福祉センター等を中心として行われているが、あくまでも地域社会の人々が主体となるべきものであり、地域住民の参加をできるだけ求めて行わなければならない。

### ア 精神保健福祉センターの役割

精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づいて都道府県・指定都市における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動の中核となる機関であり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑困難な相談指導事業を行うとともに、保健所、市町村その他精神保健福祉関係機関に対し、技術指導、技術援助を行う施設である。

### イ 保健所の役割

精神保健福祉法及び地域保健法を受けた「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」において保健所は、地域における中心的な行政

機関として、精神保健福祉活動の中心となり、精神保健福祉センター・市町村・医療機関・社会福祉関係機関・社会復帰施設等を含めた地域社会との緊密な連絡協調のもとに、精神障害者の早期治療の促進及び精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持向上を図るための諸活動を行うものとされている。

#### ウ 市町村

平成6年制定の地域保健法に基づく基本指針において、精神障害者の社会復帰対策のうち、身近で利用頻度の高いサービスは、市町村保健センター等において、保健所の協力を得て実施することが望ましいとされている。

このような施策の進展から、精神保健福祉法において、正しい知識の普及、相談指導の実施及び社会復帰施設の整備等市町村における精神保健福祉業務の役割が盛り込まれたところである。

また、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」において市町村は、精神保健福祉活動を実施するにあたり、保健所の協力と連携の下で、その実情に応じた、精神障害者の早期治療の促進及び精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持向上を図るための諸活動を行うものとされている。

さらに、平成14年度からは住民に身近なサービスである下記の①～⑤の業務を主体的に実施し、保健所と協力して各市町村の実情に応じた各種社会資源の整備等を行うものとされている。

- ① 精神障害者社会復帰施設、精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプ、ショートステイ、グループホーム）、精神障害者社会適応訓練事業の利用に関する相談、助言。
- ② 必要に応じて、上記の事業の斡旋、調整及び利用の要請
- ③ 精神障害者居宅生活支援事業の実施
- ④ 精神障害者保健福祉手帳に関する手続きの申請受理
- ⑤ 通院医療公費負担に関する手続きの申請受理

## 4. 精神保健福祉に関する財政

### (1) 国民医療費における精神医療費

平成14年度における国民医療費の推計額は31兆1,240億円で、前年度よりも1,994億円、0.6%の減となっている。国民医療費の国民所得に対する割合は8.46%であり、国民一人当たりの医療費は24万4,200円である。精神医療費の推計額は1兆7,667億円で、国民医療費に占める割合は5.7%となっている。(表4)

次に傷病大分類別にみると、「循環系の疾患」の医療費が最大で、「精神及び行動の障害」は第4位に位置しているが、入院医療費では「循環系の疾患」「新生物」に次いで第3位となっている。

また、精神医療費を入院、入院外の別についてみると、入院医療費が1兆3,358億円で精神医療費総額の75.6%を占めている。

### (2) 精神保健福祉関係予算

精神保健福祉対策の推進に必要な経費については、従来から各般にわたる国の助成措置が講じられている。これを大別すると、

- ① 精神保健福祉法の理念を達成するための各種施策推進費に対する補助金等助成制度
- ② 都道府県の施策推進に必要な財源確保のための地方交付税交付金制度
- ③ 精神病院等の施設・整備等のための資金融資制度

がある。

平成15年度予算における国の精神保健福祉対策費は、約72,383百万円（精神病院等施設・設備費補助金及び社会参加の促進のための経費を除く。）が計上されている。

この経費の主な内訳及び年次推移は表3のとおりである。

#### ア 措置入院費

都道府県知事又は指定都市の市長が講じた入院措置（法第29条）と緊急入院措置（法第29条の2）の対象となった患者の医療費（患者の護送費を

含む。)について、各医療保険制度を適用し、残りの部分について公費(国3/4, 都道府県・指定都市1/4)で負担する。(所得に応じ、費用徴収がある。)

#### イ 通院医療費

通院医療の適正な普及を図り、社会復帰を促進する観点から、昭和40年の法改正により講じられた制度であり、医療費全体に対し、各医療保険制度を適用し、患者の自己負担は医療費の5%とし、その残り分を公費負担(国1/2, 都道府県・指定都市1/2)とする。

#### ウ 医療保護入院費等

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」の施行に伴い、沖縄県については、「沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第108号)」第3条の規定により、医療保護入院(法第33条)等および通院に要する医療費の本人負担分についても全額を公費負担する特別措置が講じられている。

#### エ 精神障害者社会復帰促進費等補助等

この経費は、精神障害者生活訓練施設(援護寮)、精神障害者福祉ホーム、精神障害者通所授産施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター、精神科救急医療システム整備事業、精神障害者身体合併症治療体制整備試行的事業、老人性痴呆疾患センター、精神障害者小規模作業所、精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)の運営に要する経費と精神障害者短期入所事業(ショートステイ)、長期在院患者の療養体制整備事業に要する経費及び法第7条の規定に基づく精神保健福祉センターの特定相談等に対する補助金である。

表3 精神保健福祉関係予算

区	分	平成8年度	平成9年度	平成10年度
1.	精神障害者措置入院費等負担金			
	精神障害者措置入院費負担金	5,727,713	6,117,627	6,146,799
2.	通所援護事業助成費等補助金			
	精神障害者小規模作業所運営事業等助成費	—	—	—
3.	精神保健対策費補助金	21,184,451	34,075,489	39,989,331
	精神障害者通院医療費補助金	12,984,020	24,118,274	30,266,986
	精神障害者医療保護入院費等補助金	1,134,639	1,105,496	967,777
	精神障害者社会復帰促進費等補助金	7,065,792	8,851,719	8,754,568
	精神障害者社会復帰促進費	1,996,761	2,262,390	2,398,105
	精神障害者社会適応訓練事業費	669,924	706,080	723,769
	精神障害者短期入所事業費	—	—	—
	精神障害者小規模作業所運営事業等助成費	643,754	779,515	840,416
	精神障害者地域生活援助事業費	652,525	745,688	827,564
	精神障害者手帳交付事業費	30,558	31,107	6,356
	精神保健福祉担当職員特別研修事業費	—	—	—
	地域精神保健福祉対策費	800,000	800,000	13,500
	地域精神保健福祉対策促進事業費	800,000	800,000	—
	障害者介護等サービス体制整備支援試行的事業費	—	—	13,500
	精神障害者訪問介護試行的事業費	—	—	—
	社会的入院解消のための退院促進支援事業費	—	—	—
	こころの健康づくり対策	—	—	—
	精神障害者社会復帰施設等運営費	4,269,031	5,789,329	6,342,963
	精神障害者生活訓練施設	1,604,496	2,164,145	2,552,349
	精神障害者短期入所施設	26,404	39,921	47,975
	精神障害者福祉ホーム	121,132	142,290	142,632
	精神障害者通所授産施設	1,036,928	1,331,523	1,409,746
	精神障害者入所授産施設	256,182	450,627	486,116
	精神障害者小規模通所授産施設	—	—	—
	精神障害者福祉工場	68,790	211,689	216,436
	精神障害者地域生活支援センター	341,244	519,093	742,867
	精神科救急医療システム整備事業	296,499	385,925	433,635
	精神障害者身体合併症治療体制整備試行的事業	—	—	16,800
	老人性痴呆疾患センター	266,805	284,984	294,407
	高次脳機能障害支援モデル事業	—	—	—
	施設外授産の活用による就職促進モデル事業	—	—	—
	障害者情報バリアフリー設備整備事業費	—	—	—
	障害者グループホーム環境改善事業費	—	—	—
	長期入院患者の療養体制整備事業	—	—	—
	精神障害者就労支援体制整備事業	—	—	—
	精神保健福祉センター運営費	250,551	259,132	—
	精神保健福祉センター特定相談等事業費	—	—	—
4.	精神医療適正化対策費等補助金	224,855	354,138	296,923
	精神医療適正化対策費	224,855	210,372	188,719
	精神保健福祉センター運営費	—	143,766	108,204
5.	精神保健福祉関係研修委託費	—	—	—
	司法精神医療等人材養成研修委託事業費	—	—	—
6.	保健事業費等補助金(精神保健対策費)	390,549	331,094	307,491
7.	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金	—	—	—
	精神病院	—	—	—
	精神保健福祉センター	—	—	—
	精神科デイ・ケア施設	—	—	—
	精神障害者生活訓練施設(援護寮)	—	—	—
	精神障害者福祉ホーム	—	—	—
	精神障害者通所授産施設	—	—	—
	精神障害者入所授産施設	—	—	—
	精神障害者短期入所生活介護等(ショートステイ)施設	—	—	—
	精神障害者通所機能付援護寮	—	—	—
	精神障害者福祉工場	—	—	—
	精神障害者地域生活支援センター	—	—	—
	老人性痴呆疾患治療病棟	—	—	—
	老人性痴呆疾患療養病棟	—	—	—
	老人性痴呆疾患デイ・ケア施設	—	—	—
	精神障害者身体合併症治療施設	—	—	—
	精神保健福祉士養成施設	—	—	—
	長期入院患者の療養体制整備事業	—	—	—
	精神障害者小規模通所授産施設	—	—	—
	精神障害者福祉ホームB型	—	—	—
	精神科救急車	—	—	—
	地域交流スペース	—	—	—
8.	精神保健医療研究費	94,000	94,000	—
	計	27,621,568	40,972,348	46,740,544

- (注) 1. 精神保健福祉センター運営費のうち「心の健康づくり推進事業費」については、平成8年度より保健医療局へ所管替えを行った。  
2. 精神障害者社会復帰促進費のうち、精神障害者社会復帰推進事業費については、平成8年度より精神障害者社会復帰促進事業費が精神障害者地域生活支援事業に統合され、平成9年度より精神障害者社会適応訓練事業と名称変更を行った。  
3. 地域精神保健対策費のうち、地域精神保健福祉対策促進事業費については、平成10年度より「障害者の明るくらし」促進事業費・市町村障害者社会参加促進事業費に統合。  
4. 平成10年度よりカタカナ語使用適正化により名称変更を行った。





表4 国民医療費に占める精神病医療の割合（過去10年）

（単位：億円）

区 分	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
国民医療費	234,784	243,631	257,908	269,577	285,210	290,651	298,251	309,337	303,583	313,234	311,240
精神医療費 <sup>1)</sup>	13,525	13,920	14,770	13,703	14,685	14,605	15,726	16,221	16,636	17,209	17,667
比 率(%)	5.8	5.7	5.7	5.1	5.1	5.0	5.3	5.2	5.5	5.5	5.7
公費負担医療費	11,519	11,874	12,618	12,953	13,405	14,008	14,686	15,567	16,051	16,899	17,218
精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律 <sup>2)</sup>	633	647	689	554	543	627	711	785	853	963	1,047

資料：国民医療費

注：1) 精神医療費は、一般診療医療費に限ったため、薬局調剤医療費及び歯科診療医療費を含まない。

2) 平成7年6月までは「精神保健法」。

## (7) 精神障害者社会復帰施設等運営費

## a 精神障害者社会復帰施設運営費

「精神障害者社会復帰施設運営要綱」(平成12年3月31日障第247号厚生省障害保健福祉課長通知)により都道府県,市町村,社会福祉法人,医療法人等が行う精神障害者社会復帰施設の運営に要する経費について,別に定める国庫補助交付要綱により補助している。

表5 措置入院患者数及び措置入院費の推移

年 度	措置入院者数 人	措 置 入 院 費		
		総 額 億円	国 庫 負 担 億円	都道府県負担 億円
昭和45年度	76,532	438	351	87
50	63,888	1,017	814	203
55	45,764	960	768	192
60	28,353	737	516	221
平成元年度	13,843	463	347	116
5	6,794	225	169	56
6	6,062	201	151	50
7	5,572	113	85	28
8	5,117	76	57	19
9	4,508	81	61	20
10	3,883	81	61	20
11	3,202	79	59	20
12	3,247	74	55	18
13	3,083	54	41	14
14	2,767	52	40	13
15	2,566	58	43	14
16		63	48	16

注1. 措置入院者数は各年12月末現在(精神保健福祉課調)

2. 措置入院費は当初予算額(医療費のみ)

表6 通院患者数及び通院医療費(予算額)

年 度	通 院 患 者 数 人	通 院 医 療 費 百万円
50	97,500	2,298
55	137,768	5,218
60	194,386	10,478
平成元年度	295,296	15,409
5	305,762	18,262
6	317,462	21,458
7	337,910	16,661
8	365,382	12,984
9	409,052	24,118
10	411,825	30,267
11	473,363	33,265
12	509,722	36,333
13	576,150	41,456
14	639,645	42,783
15	738,153	44,773
16	773,665	47,647

注. 各年度当初予算人員,当初国庫予算額

b 精神科救急医療システム整備事業費

「精神科救急医療システム整備事業実施要綱」（平7.10.27健医発第1321号厚生省保健医療局長通知）により都道府県・指定都市が行う精神科救急医療システム整備に要する経費及び法第34条に基づく移送に要する経費などに対し，別に定める交付要綱により補助している。

(i) 精神障害者小規模作業所運営助成費

「精神障害者小規模作業所運営助成費補助金交付要綱」（昭62.8.20厚生省発健医第185号厚生事務次官通知）により，在宅の精神障害者のための社会復帰対策の一環として，精神障害者の家族会等が実施する小規模作業所運営事業について，社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会に対し補助を行っている。

(ii) 精神障害者手帳交付事業費

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成7.9.12健医発第1132号）」「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7.9.12健医発第1133号）」「精神障害者保健福祉手帳による税制上の優遇措置について」（平成7.9.18健医発第1154号）により，精神障害者に手帳を交付し，所得税及び住民税の障害者控除（本人，配偶者，扶養親族），預貯金の利子所得の非課税，自動車税，軽自動車税及び自動車取得税の非課税等の適用など各種の援助制度を受けやすくし，精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図っている。

(iii) 精神障害者地域生活援助事業費（グループホーム）

「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」（平成14.3.27障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙3「精神障害者地域生活援助事業運営要綱」により，地域において共同生活を営む精神障害者に対し，世話人を配置し，食事の提供・服薬指導等の生活援助を行い，精神障害者の自立生活の助長を図っている。

(iv) 精神障害者短期入所事業費（ショートステイ）

「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」(平成14.3.27厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙2「精神障害者短期入所事業実施要綱」により、精神障害者の介護等を行う者の疾病その他の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難な場合に、精神障害者生活訓練施設等において介護等のサービスを提供している。

(カ) 社会的入院解消のための退院促進支援事業費

「精神障害者退院促進支援事業の実施について」(平成15.5.7厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「精神障害者退院促進支援事業実施要綱」により、精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており受入条件が整えば退院可能である者に対し、活動の場を与え、退院訓練を行うことにより、精神障害者の社会的自立の促進を図っている。

(キ) 障害者自立支援・社会参加総合推進事業

精神障害者の社会参加の促進については、平成7年度から「地域精神保健福祉対策促進事業」により実施してきたところであるが、平成10年度より、身体障害者及び知的障害者の社会参加促進のための事業を統合し、総合的かつ効果的な障害者の社会参加の促進を図っている。

オ 在宅福祉事業費

ホームヘルプサービス事業に要する経費に対する補助金であり、「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」(平成14.3.27厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙1「精神障害者居宅介護等事業実施要綱」により、日常生活を営むのに支障がある精神障害者の家庭等を訪問して、介護等のサービスを提供することにより、精神障害者が住み慣れた家庭や地域社会で日常生活の維持・向上が図れるよう支援している。

カ 精神病院等の施設整備費助成費

精神病院、精神保健福祉センター、精神科デイ・ケア施設、司法精神医

療専門病棟，精神障害者生活訓練施設（援護寮），精神障害者福祉ホーム，精神障害者福祉ホームB型，精神障害者通所授産施設，精神障害者入所授産施設，精神障害者短期入所生活介護等（ショートステイ）施設，精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センターの施設整備に要する経費に対する補助金である。

#### (7) 精神病院

精神保健福祉法第19条の10の規定に基づき，精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室（以下「精神病院等」という。）の施設整備費に補助を行うこととされているが，その対象は現在次のようになっている。

##### ＜医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関＞

病棟及び作業・生活療法部門等の新設，増設及び改築に必要な工事費について2分の1の国庫補助（ただし「医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示」に定める日本赤十字社，社会福祉法人恩賜財団済生会，全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会，社会福祉法人北海道社会事業協会にあっては3分の1）を行っている。

##### ＜営利を目的としない法人であって，精神保健福祉法第19条の8の指定を受けた精神病院等＞

木造老朽病棟の改築，特殊病棟（老人，アルコール依存症等）の増改築，作業・生活療法部門の整備のうち厚生労働大臣が認めたものの施設整備費について3分の1の国庫補助を行っている。

#### (4) 精神保健福祉センター等

##### ＜精神保健福祉センター＞

精神保健福祉法第7条の規定により都道府県が設置する精神保健福祉センターの施設整備費について2分の1の国庫補助を行っている。

##### ＜精神科デイ・ケア施設＞

地方公共団体、公的医療機関、医療法人等の非営利法人が設置する精神科デイ・ケア施設〔独立施設型、病院付設型（痴呆性老人デイ・ケア施設を含む。）〕の施設整備事業及び地方公共団体が設置する精神科デイ・ケア施設の設備整備事業が国庫補助の対象になる。

#### ＜精神障害者社会復帰施設等＞

精神保健福祉法第50条第2項、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）及び平成12年3月31日障第247号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神障害者社会復帰施設運営要綱」により地方公共団体又は民法法人等が設置する精神障害者社会復帰施設の施設整備費について、国庫補助を行っている。

#### キ 精神病院等の設備整備費補助

この経費は、精神病院、精神保健福祉センター等の施設整備の新設及び増設に伴って必要となる設備整備に必要な経費について補助を行っている。

#### ク 医療施設近代化施設整備事業

医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、精神病院における患者の療養環境の向上、医療従事者の職場環境の改善、衛生環境等の改善等を図るため、平成5年度より精神病院の建て替え整備に対し、主として次の要件を満たす施設を国庫補助（補助率1/3）対象として実施している。

- ① 整備区域については、築後概ね30年（改修を除き25年）以上経過しているもの
- ② 病棟の1床当たり病室面積を6.4㎡以上（改修の場合5.8㎡以上）、かつ、1床当たり病室面積を18㎡以上（改修の場合16㎡以上）とするもの
- ③ 医師・看護師の現員数の比率が、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であるもの
- ④ 常勤の精神保健指定医が2名以上配置されているもの

(ただし、100床未満のものにあつては、1名以上)

- ⑤ 整備区域の病棟の病床数を20%以上削減すること。

(ただし、精神保健福祉に関する政策的な医療等を実施しているものは10%以上の削減。また、病床非過剰地域にあつて、政策医療を実施しているものは、削減を要しないが、増床を伴わないこと。)

- ⑥ 整備区域の病棟は最低20床以上の病棟であること。

- ⑦ 高齢者・障害者に配慮した整備を行うこととするほか、畳部屋、6床を超える病室及び原則として鉄格子を設けないこと。

※ なお、患者サービスの向上等を図るものについては、国庫補助対象基準面積を加算。

#### ケ 地方交付税

都道府県の精神保健福祉行政の推進に必要な経費については、その財源確保の一環として、毎年度の地方交付税交付金の算定基礎となる衛生費の単位費用中に、精神保健費の所要額が組み込まれている。この単位費用の積算は、精神保健福祉審議会費・精神障害者社会復帰促進費・精神医療適正化対策・新障害者プラン関連経費及び精神保健福祉センター運営費の所要経費から事業収入を控除した自己負担財源について行われている。

なお、精神障害者社会復帰促進費の精神障害者社会適応訓練事業費及び精神医療適正化対策の精神医療審査会報告書については、平成15年度より一般財源化され、地方交付税交付金に組み込まれている。

#### コ 資金融資

精神病院及び社会復帰施設等を設置する場合には、独立行政法人福祉医療機構からの融資を受けられるようになっている。

- ① 精神病院等

- (7) 融資対象者

個人、医療法人、民法法人、病院又は診療所の経営を主たる事業とする社会福祉法人又は医学部歯学部を置く学校法人

(4) 融資の種類

- a 新築資金（土地取得資金も対象）
- b 増改築資金（特別な場合を除き土地取得資金も対象）
- c 機械購入資金
- d 長期運転資金

(7) 融資額

資金ごとの融資額については基本的に以下のとおりであるが、特定病院（精神保健福祉法に基づく指定病院であって精神病床を200床以上有している病院など）については、その融資条件が有利となっている。

a 新築資金，増改築資金

標準建設費（融資対象面積×建築単価＋設計管理費）の80%以内で、建築資金にあつては限度額7億円，土地取得資金にあつては限度額3億円となっている。

b 機械購入資金

購入価格の80%以内となっている。

c 長期運転資金

・新築・増床に伴い必要な場合及びその他災害復旧等に必要な場合

所要資金の80%以内で、限度額1,500万円（ただし、病床数×15万円の範囲内）

・経営安定化を図るため必要とする資金

限度額1億円

② 精神障害者社会復帰施設

(7) 融資対象者

社会福祉法人，日本赤十字社，医療法人及び民法法人

(4) 融資の種類



- a 建築資金
    - ・ 建築工事費
    - ・ 特殊附帶設備工事費
    - ・ 特殊工事費
    - ・ 設計管理費
  - b 設備備品整備資金
  - c 土地取得資金
  - d 經營資金
- (7) 融資限度額  
(基準事業費－法的・制度的補助金) × 融資率
- (1) 融資率  
75%

### 第3章 精神障害者対策

「精神障害者」とは、統合失調症（旧精神分裂病）、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいい（法第5条）、その数は平成11年10月に厚生省大臣官房統計情報部が実施した患者調査から約204万人と推計されている。

精神障害者対策としては、精神保健福祉法に基づき様々な施策を実施しているが、精神障害者の人権に配慮した医療の推進、訪問指導等の地域精神保健活動の充実とともに、精神障害者に対する各種社会復帰施策及び福祉施策が重要なものとなってきている。

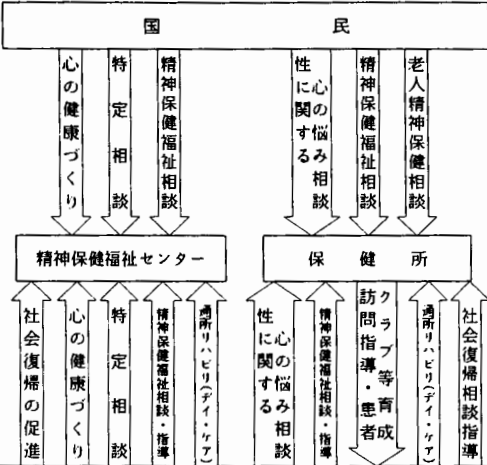
法第5条に該当する者が、「精神障害者」として法に定める入院措置や通院医療費の公費負担等の対象とされるが、「神経症」についてもいわゆる精神症状を有する状態の場合には法に定めるこれらの措置の対象とされている。また、知的障害者については、「知的障害者福祉法」に基づいて主として福祉的観点からの取組みが行われており、精神保健福祉法においては主として医療保健対策を行っている。

# 図1 精神保健福祉対策の概要

## 1. 医療施策

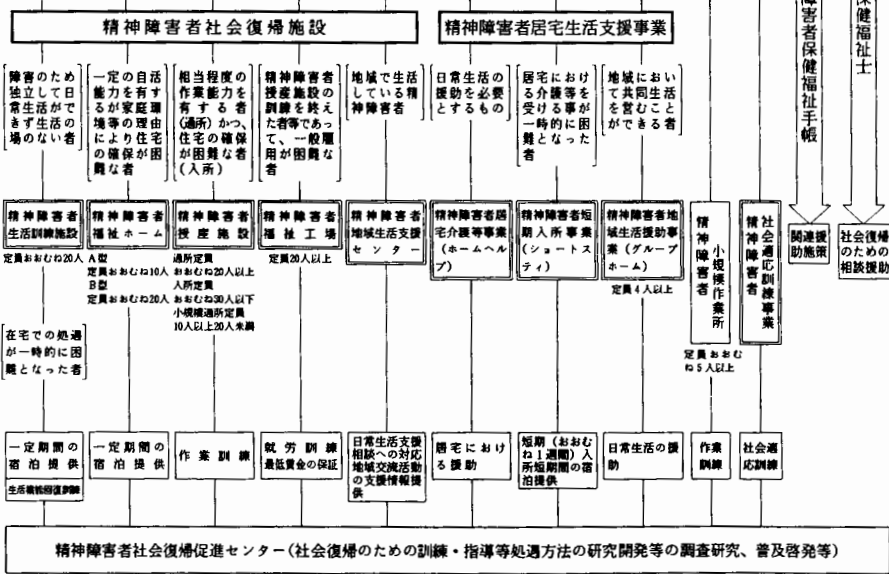


## 2. 地域精神保健福祉施策



精神障害者 約204万人(平成11年推計)

## 3. 社会復帰・福祉施策



## 1. 精神医療対策

### (1) 医療施設

#### ア 精神病院の現状

医療法においては、病院の病床の種別として精神病床、一般病床等が定められており、開設者は都道府県知事の許可を受けることとなっている。平成15年6月30日現在の精神病床数は353,437床であり、全病院病床に占める割合は約21.7%である。

精神病床を有する病院は、1,670（平成14年6月末現在）である。このうち主として精神病床を有する病院は1,070であり、また、1,015病院が医療法人または個人病院である。

精神病院については、厚生省公衆衛生局長通知（昭和44.6.23）により建築基準が定められており、同基準により整備するよう指導がなされている。同基準では、病院内の施設を病棟部、中央診療部、外来診療部、生活療法施設部、サービス部、管理部、宿舍部の部門に分けることとなっている。病棟部は30床～50床を基本とし、面積は一床当たり約25平方メートル程度とされている。

病院の従事者の人員については、医療法上その基準が定められており（医療法第21条）、具体的には、医師の数は、最初の3名に加えて入院患者（－156名）が48名増加する毎に1名必要（一般病床では入院患者（－52名）が16名増加する毎に1名必要）である。看護婦と准看護婦の数は、4名増加する毎に1名必要（一般病床では入院患者が4名増加する毎に1名必要）である（医療法施行規則第19条、平13.2.22 厚生労働省医政局長通知）。なお、大学附属病院等の精神病床については、より手厚い基準が設けられているところであり、平成12年の医療法改正時には、必要な経過措置が設けられている。

## イ 患者

精神病院の在院患者数は329,108人であり病床利用率は93.1%となっている（平成15年6月末現在）。疾患別には、精神分裂病が202,012人で最も多く、昭和45年約15万人、昭和55年約17万人と増加しているが、最近は減少傾向である。これに対して、最近は脳器質性精神障害、特に老人性痴呆疾患の増加が著しい。この他中毒性精神障害、知的障害、てんかんを有する者も相当数入院している。年齢別には、老人において増加し、他の年齢層では減少している。

外来患者は、平成14年現在の推計で、約224万人である。疾患別には、分裂病型障害及び妄想性障害が、23.7%、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害が22.0%、気分（感情）障害（躁うつ病を含む）が30.5%等である。外来患者のなかでは、特に中高年層を中心とした気分（感情）障害が増加している。

## ウ 地域医療計画

医療法において、都道府県は医療圏の設定、必要病床数、医療施設の連係等に関する医療計画を策定することとされており（法第30条の3）、医療計画作成指針が定められている（昭和61年8月30日健政発第563号）。

必要病床数は、一般病床については二次医療圏毎に定められているが、精神病床は都道府県区域毎に定められており、平成15年3月末現在356,166床となっており、30道府県が病床数過剰となっている。なお、老人性精神疾患、中毒性精神疾患、小児性精神疾患等に関する診療機能についての精神病床は、病床規制の特例となっている。

## エ 都道府県の設置義務

都道府県は、精神保健福祉法第19条の7により、精神病院を設置する義務が課せられており（当該都道府県が設立した地方独立行政法人（都道府県立独法）が精神病院を設立している場合は除く。）、精神障害者の医療及び保護のための施設として重要な位置を占めている。

この趣旨は、自己の病状に関する確実な判断を下すことが困難と思われる状態にある精神障害者（特に措置患者）はできるだけ公的機関、特に地方公共団体としての都道府県の管理運営する医療機関で医療保護を受けることが妥当であるとする思想に基づくものである。

#### オ 指定病院

都道府県には精神病院の設置義務が課せられているが、措置患者を入院させるために必要な病床が確保できない場合があるため、都道府県立精神病院に代わる施設として、国、都道府県及び都道府県立独法以外の者が設置した精神病院（精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。）の全部または一部をその設置者の同意を得て都道府県知事が指定する病院を指定病院という。指定病院の指定は、指定基準により行われている。なお、平成7年改正により設けられた指定病院の基準については、平成11年4月から施行されたところである。その結果、平成13年6月30日現在の指定病院は1,016施設となっている。

表1 疾患名別在院患者数

疾 患	平成7年6月	平成8年6月	平成9年6月
精神分裂病	208,877	206,166	204,700
躁うつ病	18,694	19,113	19,576
脳器質性精神障害	44,122	44,768	44,573
中毒性精神障害	19,616	19,551	19,175
その他の精神病	14,224	14,038	14,003
精神遅滞	11,651	11,144	10,896
人格障害	1,773	1,833	1,910
神経症	8,198	7,888	7,735
てんかん	8,997	8,574	8,332
その他	4,889	5,639	5,679
合 計	341,041	338,714	336,475

疾 患	平成10年6月	平成11年6月	平成12年6月	平成13年6月	平成14年6月
精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害	211,264	207,958	205,352	204,132	202,012
気分（感情）障害	19,857	20,447	21,331	22,265	22,605
症状性を含む器質性精神障害	47,505	48,723	50,783	52,388	55,678
精神作用物質による精神及び行動の障害	19,634	19,580	20,024	19,506	18,047
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1,060	928	705	685	785
心理的発達の障害	431	371	354	327	367
小児期及び青年期に通常発生する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	964	727	614	688	836
精神遅滞	10,905	11,043	10,504	10,337	9,658
成人の人格及び行動の障害	2,373	2,262	2,474	2,330	2,326
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	8,697	8,424	8,477	8,041	7,237
てんかん	7,852	7,188	7,105	6,785	6,256
その他	5,305	5,279	5,280	5,230	4,243
合 計	335,847	332,930	333,003	332,714	330,050

資料：精神保健福祉課調

（注）患者名の区分は平成9年度まではICD-9 平成10年度からはICD-10 による。

表2 年齢階級別在院患者数

年 齢 区 分	平成7年6月	平成8年6月	平成9年6月	平成10年6月	平成11年6月	平成12年6月	平成13年6月	平成14年6月
20歳未満	3,010	3,055	2,057	2,444	2,295	2,445	2,359	2,229
20歳以上65歳未満	246,856	240,714	235,188	229,641	222,804	218,417	213,279	204,683
65歳以上	91,175	94,945	98,780	103,762	107,831	112,141	117,076	123,138
総 数	341,041	338,714	336,025	335,847	332,930	333,003	332,714	330,050

資料：精神保健福祉課調

なお、都道府県知事は、指定病院の運営方法等が不当であると認めたとときは指定を取り消すことができることとされている。

#### カ 精神科診療所

精神病院の開放化、早期退院等を通じて地域社会との接触をふやすと同時に通院治療やデイ・ケア等により、できるだけ患者が社会生活を送りながら治療を進める方法が取り入れられ、また、それが治療上も社会復帰のためにも有効であることが認められてきた。このため比較的軽症な患者のために精神科を標榜する一般診療所を拡充し、地域における精神障害者の医療を充実する必要がある。平成14年10月現在、精神科を標榜する診療所

は4,352, うち, 主たる診療科が精神科であるものは1,695である。

一般診療所数

	45年	50年	56年	59年	62年	平成4年	平成5年	平成8年	平成11年	平成14年
一般診療所数	68,997	73,114	77,909	78,332	79,134	80,852	84,128	87,909	91,500	94,819
内精神科	657	779	1,159	1,425	1,765	2,159	2,644	3,198	3,682	4,352

(医療施設調査)

一般診療所の患者数推計 (外来1日)

	50年	55年	58年	59年	62年	平成2年	平成5年	平成8年	平成11年	平成14年
精神及び行動の障害	人 24,200	人 18,900	人 24,000	人 24,500	人 35,400	人 46,400	人 37,400	人 67,900	人 155,600	人 92,500
統合失調症, 分裂症型障害及び妄想性障害	人 300	人 500	人 1,600	人 1,400	人 3,000	人 5,100	人 3,900	人 13,800	人 47,700	人 12,100

平成8年から「ICD-10」に基づき推計

(患者調査)

(2) 保護者 (法第20条)

精神障害者について, 特にその受療の促進, その他日常生活上の支援を行うとともに, 精神障害者の権利を擁護する役割を担う者として保護者を制度化している。

(7) 保護者となるべき者

精神障害者の①後見人又は保佐人, ②配偶者, ③親権を行う者, ④その他の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者, の順に保護者としての義務を行うことになるが, ②, ③, ④については, 本人の保護のため特に必要があれば家庭裁判所において順位を変更することができる。なお, 保護者がいない場合や, いる場合であってもその義務を行うことができないときは, その精神障害者の居住地 (又は現所在地) の市長村長 (特別区にあつては区長) が保護者となる。

(1) 保護者の一般的義務等

- ① 精神障害者 (自らの意思で医療を受けている者を除く) に治療を受けさせること。



- ② 精神障害者の財産上の利益を保護すること。
- ③ 医師の診断に対する協力及び医療を受けさせるに当たっての医師の指示に従うこと。
- ④ 措置入院患者又は仮退院する者を引き取ること（第41条）。

①～④のほか、保護者が行うことができるものとして定められているものとしては、

- ・通院医療費公費負担の申請（第32条）
- ・入院患者についての退院等の請求（第38条の4）

### (3) 入院制度

#### ア 精神保健指定医（法第18～19条の6）

精神医療においては、患者本人が病識を欠きがちであるという精神疾患の特徴のために、その意思に反して入院措置を行い、あるいは行動の制限を行いつつ医療を行う面が少なくなく、その医療に当たる医師には、患者の人権を擁護する上で一定の資質が要請されると考えられる。このため、精神障害者に対して医療を行うに当たってその人権という面にも十分配慮をしつつ適正な医療を行うことができるようにとの観点に立って、昭和62年改正において新たに設けられたのが「精神保健指定医制度」である。

なお、改正法施行の際、精神衛生鑑定医の指定を受けている者は、施行の日において、精神保健指定医の指定を受けたものとみなされている。

#### (7) 指定の要件

厚生労働大臣が、次に該当する医師のうち必要な知識及び技能を有すると認められる者を、その者の申請に基づき、医道審議会の意見を聴いて「精神保健指定医」（以下「指定医」という。）を指定するものとされている。

- ① 5年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。
- ② 3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。
- ③ 厚生労働大臣が定める一定の精神科臨床経験を有すること。

- ④ 関係法規や精神医療に関して厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修（申請前1年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

・指定医は5年ごとの研修の受講が義務付けられているが、平成7年の改正において、その受講を促進するため、研修を受講しない場合には、研修を受けなかったことについてやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときを除き、その指定は効力を失うこととされている。

(イ) 指定の取消し

- ① 指定医が医師免許を取り消され、又は医業の停止を命ぜられたときは、厚生労働大臣はその指定を取り消すものとされている。
- ② 指定医がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又はその業務に関し著しく不適当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、厚生労働大臣は、医道審議会の意見を聴いて、その指定を取り消すことができることとされている。

(ウ) 常勤の指定医の必置義務

・措置入院、医療保護入院等を行う精神病院（任意入院のみを行う精神病院を除く）には、平成7年改正で常勤の指定医を置かなければならないこととされている。

なお、平成11年改正によって、①指定医の診療録記載義務の拡充、②院内において違法な処遇を認めた際に、改善を行うための努力義務規定の判定、③指定医の職務の一時停止処分の規定が設けられたところである。

イ 診療及び保護の申請等

(7) 一般人からの申請（法第23条）

精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でも、その者について指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事又は指定都市市長に申

請することができ、一定の事項について保健所長を経由して都道府県知事又は指定都市市長に申請することとされている。

この申請は、必ず文書によることとされ、かつ罰則を設けることによってその慎重性を要求し、障害者の人権の保護を図っている。

(イ) 警察官等からの通報（法第24条～第26条）

警察官は、職務を執行するに当たり、精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、最寄りの保健所長を経て都道府県知事又は指定都市の市長に通報しなければならないとされている。

また、検察官、保護鑑察所の長、矯正施設の長は、精神障害者又はその疑いがある者について、その者を不起訴処分、釈放等にするとき都道府県知事又は指定都市の市長に通報しなければならないとされている。

(ウ) 精神病院の管理者の届出（法第26条の2）

精神病院の管理者は、入院中の精神障害者であって、法第29条第1項の要件に該当すると認められる者から退院の申出があったときは、直ちに、その旨を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事又は指定都市の市長に届け出なければならないこととされている。

精神医療における入院においては、疾病の性格上、患者の意思に反して行動に制限を加えることが少なくないため、人権に対して格段の配慮を要する。このため、入院形態及び入院中の処遇に関しては、精神保健福祉法上、詳細な規定が置かれている。

(エ) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報（第26条の3）

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であって指定入院医療機関に入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認め

たときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならないことと規定されている（平成17年施行予定）。

## ウ 入院形態

### (7) 任意入院

#### (概要)

任意入院とは、本人の同意に基づく入院である。人権擁護の観点からも、また医療を円滑かつ効果的に行うという観点からも、法律はこれを原則的な入院形態として、精神病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならないことと規定している。

#### (退院制度)

任意入院の患者については、退院も、患者本人の意思に基づくのが原則であり、任意入院者から退院の申出があった場合には、その者を退院させなければならない。患者が退院を申し出た場合において、精神病院の管理者は、その者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると指定医が認めたときは、当該患者に対し、退院制限を行う旨、退院等の請求に関すること及びその他の事項を書面で知らせ、72時間を限り退院制限を行うことができる。

この72時間の退院制限は、患者が入院時に同意しても、入院中に症状が変化し、入院の継続が必要であっても退院を申し出ることがあり、このような患者に対し継続して入院治療する必要性の説明、説得を行う、医療保護入院に移行するための家族等の同意を得る、あるいは、退院について家族等との連絡、調整等に充てることのできるようにとの趣旨によるものである。この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではない。

表3 年次別精神障害者に係る申請・通報・届出の処理件数

年次	申請・通報・届出件数						総計	調査により診察の必要がないと認められた者	診察を受けた者		
	一般からの申請	警察官からの通報	検察官からの通報	保護鑑察所の長からの通報	矯正施設の長からの通報	精神病院の管理者からの届出			精神障害者		精神障害者でなかった者
									法第29条該当者の	法第29条該当でなかった者	
昭和41年	23,433	6,046	1,165	116	749	543	32,052	2,300	18,258	10,481	76
45	17,163	5,981	997	125	487	908	25,661	1,766	16,820	6,625	76
50	9,084	5,107	1,156	38	364	720	16,469	1,930	9,383	4,617	126
55	3,525	4,152	1,137	30	341	371	9,556	1,956	4,791	2,433	82
56	3,036	4,150	1,126	32	328	292	8,964	2,277	4,110	2,452	66
57	2,213	4,394	1,169	30	327	257	8,390	2,405	3,438	2,376	69
58	2,056	3,761	1,100	24	279	260	7,480	2,007	3,293	2,030	62
59	1,744	3,611	1,090	26	250	231	6,952	1,977	3,060	1,851	54
60	1,336	3,510	1,190	16	263	165	6,480	1,990	2,727	1,715	45
61	1,125	3,485	1,007	14	264	145	6,040	2,037	2,313	1,639	43
62	790	3,270	1,077	18	234	91	5,480	1,905	1,947	1,582	44
63	740	3,644	1,100	13	276	91	5,864	1,913	2,239	1,629	48
平成元年	734	3,511	1,071	26	295	65	5,702	1,850	2,246	1,624	—
2	581	3,665	1,058	12	278	52	5,646	1,902	2,164	1,586	—
3	533	3,581	1,026	19	246	55	5,460	1,745	2,283	1,421	—
4	458	3,710	1,029	16	277	54	5,544	1,655	2,530	1,370	—
5	463	3,788	1,077	13	253	48	5,642	1,769	2,643	1,257	—
6	501	3,859	1,096	12	230	60	5,758	1,721	2,732	1,230	—
7	394	4,202	1,031	10	231	61	5,929	1,612	3,074	1,196	—
8	470	4,547	1,080	14	257	49	6,417	1,815	3,430	1,156	—
9	386	4,827	1,028	13	237	49	6,540	2,004	3,358	1,164	—
10	414	4,707	977	11	311	52	6,472	2,126	3,240	1,091	—
11	434	5,245	951	14	325	45	7,014	2,323	3,497	1,177	—
12	511	7,557	1,075	7	397	44	9,591	3,402	4,546	1,641	—
13	480	8,012	1,041	9	495	60	10,097	3,716	4,497	1,875	—
14	563	8,487	1,096	10	852	45	11,053	4,252	4,792	2,009	—

資料：厚生省報告例

### (同意書)

任意入院にあたっては、精神病院管理者は、患者から、自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならない。この場合、患者が任意入院に当たって行う「同意」とは、民法上の法律行為としての同意と必ずしも一致するものではなく、患者が自らの入院について積極的に拒んではない状態をいうとされている。なお、未成年者又は禁治産者である精神障害者の入院の場合、精神保健福祉法上の入院同意書は、精神病院の管理者との間の入院契約と異なり、親権者又は後見人の副書を求めたり、患者本人の同意書にこれらの者の同意書を添付させることは必要ない。

### (処遇)

任意入院によって入院する患者については、自らの同意による入院であることに鑑み、その症状に応じて、開放病棟での処遇や、閉鎖病棟においても例えば本人の申出により病棟外への出入りを可能とするなどにより、原則開放的な環境で処遇することが望ましい。

### (イ) 措置入院

#### (概要)

措置入院とは、入院させなければ自傷他害のおそれのある患者に対して都道府県知事又は指定都市市長の権限で行われる入院である。措置入院の必要性については、厚生労働大臣の定める基準に従って、二人以上の指定医の診察の結果認められることが必要である。

なお、都道府県知事又は指定都市の市長は、自傷他害のおそれのある精神障害者について、急速を要する場合には、72時間を限って、指定医一名の診察の結果に基づいて、緊急措置入院させることができる。

#### (自傷他害の判定)

自傷行為又は他害行為のおそれの認定にあたっては、厚生労働大臣の定める基準によるが、当該者の既往歴、現病歴及びこれらに関連する事実行為等が考慮される。

措置入院のための診察は都道府県知事等が警察官等の申請・通報届出等に基づいて調査のうえ、必要と認めた時に、都道府県知事等が指定する指定医によって行われる。

(措置の解除)

措置の解除、措置入院患者の仮退院は、指定医の診察の結果、都道府県知事等が行う。

(ウ) 医療保護入院

(概要)

医療保護入院とは、自傷他害のおそれはないが、患者本人の同意が得られない場合に、指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院が必要と認められた者であって法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定された患者又は法第34条第1項の規定により移送された者について、保護者（後見人又は保佐人、親権者、配偶者、扶養義務者（2人以上の場合は家庭裁判所から保護者として選任された者に限る。）、市町村長（市町村長以外に保護者がいないか、保護を行うことができないときに限る。）の同意により行われる入院である。このうち、市町村長が保護者として入院の同意を行う手続については通知（昭63.6.22健医発第743号）により定められている。

(扶養義務者の同意による入院)

保護者につき家庭裁判所の選任を要する場合であって、かつ、当該選任がなされていないときは、当該選任までの間、4週間に限り扶養義務者の同意を得て入院させることができる。これは家庭裁判所による選任を受けるまでには一定の日時を要すること等を考慮してのいわば経過的な措置であり、扶養義務者の同意を得て入院が行われている間においてもできるだけ早期に保護者の選任を受けた上、その者の同意を得て入院を行うことが望ましい。

(入院の要否の審査)

医療保護入院は、本人の同意によらない入院形態であるため、精神病院の管理者は、入院措置を採った場合は、10日以内に、その者の症状を記入した入院届を、保護者の同意書を添えて、最寄りの保健所長を経て都道府県知事又は指定都市の市長に届け出なければならない。都道府県知事等は、入院届を精神医療審査会に通知し、精神医療審査会が入院の必要について審査を行い、審査の結果、入院が必要でないと認められた者については審査結果に基づき、都道府県知事等はその退院を精神病院の管理者に命じなければならない。

#### (退院届)

精神病院の管理者は、医療保護入院により入院している者を退院させたときは、10日以内にその旨を最寄りの保健所長を経て都道府県知事等に届け出なければならない。この「退院」は医療保護入院の終了を意味し、入院医療の必要性がなくなり病院から離れることのほか、他の入院形態へ移行することも含む。

#### (イ) 応急入院

##### (概要)

応急入院とは、本人及び保護者の同意が得られないが、直ちに入院させなければ患者の医療及び保護を図る上で著しい支障があり、当該者が法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定された者について、精神保健指定医の診察の結果認められる場合に行われる入院である。入院期間は72時間以内に限られる。精神病院の管理者は、応急入院の措置を採った場合には、直ちに当該措置を採った理由等を最寄りの保健所長を経て都道府県知事等に届け出なければならない。

応急入院は精神科救急への対応の一環として設けられた入院形態であるが、本制度は、入院に当たって、患者本人の同意はもとより保護者等の同意が得られないような状況において、専ら医学的判断のみにより入院が決められるものであるため、本制度の運用に当たっては厳に適正な運用が要



請される。

(応急入院指定病院)

- 1 指定医 1 名以上及び看護婦，看護師その他の者 3 名以上が，あらかじめ定められた日に，適時，応急入院者及び都道府県知事等により移送される医療保護入院者等（以下「応急入院者等」という。）に対して診療応需の体制を整えていること。

当該精神病院の医療従事者のうち指定医 1 名以上及び看護婦等 3 名以上が応急入院者等の医療及び保護を行う体制（オンコールを含む。）にあり，かつ，それぞれの医療従事者が応急入院者等の診察に当たることが，他の入院患者の医療及び保護に支障をきたすことがないものをいう。

- 2 当該精神病院の病棟において看護を行う看護婦，准看護婦及び看護補助者の数が当該病棟の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数（以下「最少必要数」という。）以上であり，かつ，看護婦及び准看護婦の数が最少必要数の 8 割以上であること。ただし，地域における応急入院者等に係る医療及び保護を提供する体制の確保を図る上でやむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。

「やむを得ない事情」については，当該地域（おおむね二次医療圏）において，指定基準の本則を満たす精神病院がなく，かつ，応急入院制度及び移送制度を適用する必要性が高いと認められる場合をいうものであること。

- 3 応急入院者等のための病床として，「あらかじめ定められた日」に，1 床以上確保していること。
- 4 応急入院者等の医療及び保護を行うにつき必要な検査が速やかに行われる体制にあること。

「必要な検査」とは，頭部コンピューター断層撮影（CT），脳波検査，基礎的な血液検査等をいうものであること。なお，これらの検査

については、必要に応じて他の医療機関の協力が得られていて速やかに検査が行われる体制がある場合には、当該精神病院において整備することを要しないものであること。

この他、医療法に規定する人員配置基準を下回っている精神病院については、「やむを得ない事情」に拘わらず、応急入院指定病院の指定を行わない。

指定医2名以上が常勤で勤務している病院を指定すること。ただし、地域における応急入院者等に係る医療及び保護を提供する体制の確保を図る上で、やむを得ない事情があるような場合には、この限りでないこと。

応急入院制度は、精神科救急医療システムを有効に運用することが必要となる入院形態であるから、精神科救急医療システム整備事業実施要綱（平成7年10月27日健医発第1321号厚生省保健医療局長通知）による精神科救急医療施設であって、指定基準の本則を満たしている病院に対しては、応急入院指定病院の指定を行うことが望ましいこと。

応急入院して医病院の指定に当たっては、応急入院者等の受入及び移送が円滑に行われるために、都道府県ごとに必要な圏域で計画的に指定を行うこと。

応急入院指定病院の指定は、原則として3年の期限を付して指定し、3年ごとに見直しを行い、更新すること。

都道府県知事は、応急入院指定病院の指定又は取り消しを行った場合は、当該精神病院の名称及び所在地を都道府県広報等により公告し、併せて関係機関に連絡するなど応急入院制度の適性かつ円滑な運営に必要な措置を講じるとともに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長あて報告を行うこと。

応急入院制度については厳に適正な運用が要請されることにかんがみ、都道府県知事は、各応急入院指定病院からの届け出の状況に十分留意し、応急入院の実態の把握に努めることとされている。

## エ 医療保護入院時の移送制度

都道府県知事等は、その指定する指定医による診察の結果、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、その精神障害のため本人の同意に基づいた入院が行われる状態にないと判定された者につき、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくとも、医療保護入院をさせるため、応急入院指定病院に移送することができることとした。また、この要件に該当するものにつき、急速を要する場合には、保護者の同意を得ることができない場合でも応急入院をさせるため、応急入院指定病院に移送することができることとした。

## オ 入院時の告知

入院を行う場合においては、精神病院の管理者等は、当該入院措置に係る者に対し、入院措置を採る旨、入院中は、行動に制限等がとられうる旨、退院等の請求に関する事項及びその他の事項について、書面で知らせなければならない。(ただし、医療保護入院の患者については、当該入院措置を採った日から4週間を経過する日までの間であって、症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間はこの限りではない。)

## カ 入院患者の処遇

行動の制限であって特に人権上重要な厚生労働大臣の定めるものについては、これを行うことができない。このような行動制限として、厚生省告示により次の3種類が定められている。(法第36条第2項、昭和63年4月厚生省告示第128号)

- 1 信書の発受の制限 (刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される受信信書について、患者によりこれを開封させ、異物を取り出した上患者に当該受信信書を渡すことは、含まれない。)
- 2 都道府県及び地方方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士との電話の制限

3 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士及び患者又は保護者の依頼により患者の代理人となろうとする弁護士との面会の制限

また、行動の制限のうち、厚生労働大臣が定める著しい制限については、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。このような行動制限として、厚生省告示により次の2種類が定められている。(法第36条第3項、昭和63年4月厚生省告示第129号)

- 1 患者の隔離（内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ1人だけ入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、12時間を超えるものに限る。）
- 2 身体的拘束（衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。）

この他、厚生労働大臣は、精神病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができることとし、精神病院の管理者は、この基準を遵守しなければならないものとされており、基準が厚生労働省告示により定められている。(法第37条第1項、昭和63年4月厚生省告示第130号)

#### キ 措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告

精神病院の管理者は、措置入院者及び医療保護入院者の症状を、厚生労働省令で定めるところにより、措置入院者は入院後6月ごとに、医療保護入院者は入院後1年ごとに、定期に最寄りの保健所長を経て都道府県知事又は指定都市の市長に報告しなければならない(法第38条の2)。報告を受けた都道府県知事等は後述する精神医療審査会に対し、報告を受けた入院患者について入院の要否の審査を求めなければならない。また、都道府県知事等は、精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。

## ク 精神医療審査会

患者の人権擁護の観点に立って、入院患者の入院継続の要否又は入院中の患者からの不服申し立て（調査請求）について、公正かつ専門的な見地から判断を行う機関を設けるべきであるとする要請を踏まえて昭和62年改正により新しく設けられることとなったのが精神医療審査会である。

### a 精神医療審査会の設置（法第12条～第14条）

精神障害者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行うため、都道府県及び指定都市に、精神医療審査会（以下「審査会」という）を設置することとされている。

- ① 審査会委員は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は指定都市の市長が任命することとされている。
- ② 審査会は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験者のうちから任命された委員がそれぞれ1人出席すれば、議事を開き、議決することができるが、できる限り合議体を構成する5人の委員により審査を行う。

### b 審査（法第38条の3、第38条の5）

- ① 都道府県知事等は、次の場合には、審査会に審査を求めなければならないこととされている。
  - (ア) 定期の報告及び医療保護入院に関する入院時の届出を受けた場合 —— その入院の必要があるかどうかについての審査
  - (イ) 退院又は処遇の改善のための請求を受けた場合 —— その入院の必要があるかどうか又はその処遇が適切であるかどうかについての審査
- ② 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴くことができることとされている。また、①(イ)の審査をするに当たっては、原則として当該請求を行った者及び当該審査に係る患者の入院してい

る精神病院の管理者の意見を聴かなければならない。

- ③ 都道府県知事等は、審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者にその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならぬものとされている。また、退院等の請求を行った者に対しては、審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知するものとされている。

この審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたものであり、この運営に当たっては、公正かつ迅速な対応が必要とされるものである。したがって、審査会の委員はその学識経験に基づき独立してその職務を行わなければならない。なお、審査会の運営については、その適正な運営のため、厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知により運営マニュアルが示されており、審査会はマニュアルの考え方に沿って審査会運営規則を定めることとされている。

#### ケ 精神病院等に対する監督（法第38条の6、第38条の7）

##### (7) 報告徴収等

厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状又は処遇に関し、報告を求め、立入調査等を行うことができることとされている。また、精神病院の管理者又は入院についての同意をした者等に対し、その入院のための必要な手続きに関し、報告等を求めることができることとされている。

##### (1) 改善命令等

厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長は、精神病院の管理者に対し、厚生労働大臣が定める処遇の基準に適合しないと認める等ときは、その処遇の改善のために必要な措置を採ること等を命ずることができることとされている。

また、平成11年改正によって、従来行政指導の一環として行っていた改善計画の提出についても法律に規定することとしたほか、改善命令に従わない等の病院について、厚生労働大臣・都道府県知事が入院医療の提供を制限する命令を出すことができるむねの改正が行われたところである。

(ウ) 指導監督のあり方について

近年、長野県の栗田病院、高知県の山本病院、大阪府の大和川病院、埼玉県の朝倉病院等、入院患者に対する暴行事件等患者の人権を無視した精神病院における不祥事が相次いで発生したことにかんがみ、精神病院に対する実地指導等について、必要な見直しを行い、あらためて精神病院に対する指導監督等の徹底について平成10年3月3日障第113号・健政第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長連名通知等により通知したところである。

(実地指導の見直しのポイント)

- ・ 事前通知については、最長でも1週間から10日間の予告期間をもって行うこととするが、場合によっては予告期間なしに実施できること。
- ・ 精神保健指定医を同行させること。
- ・ 実地指導項目を明確化し、昭和62年以降の法律改正に伴う新規事項についても指導項目に盛り込んだこと。

また、平成12年度の改正により平成11年法律改正に関連して、改善計画書の提出、医療提供の制限等を追加した。

(4) 通院医療

精神障害者のうち、入院医療を要しない者は、通院することによって医療を受けることができる。

その場合にこの通院医療を促進し、かつ適正医療を普及させるために都道府

県及び指定都市がその医療に要する費用の一部を公費で負担する制度を通院医療制度という。また精神障害者に対して昼間の一定時間通院して通常の外来診療に併用して行う社会復帰集団治療を精神科デイ・ケアといい、午後4時以降に開始される社会復帰集団治療は精神科ナイト・ケアという。

#### ア 通院医療費公費負担制度

##### a 制度の概要

本制度は、「精神衛生法の一部を改正する法律の施行について」（昭和40.8.25厚生省発衛第184号厚生省事務次官通知）に基づき運用されており、その骨子は次のとおりである。

- ① 精神障害者に関する適正な医療を普及するため、精神障害者の通院医療費の100分の95に相当する額を負担することができるとともに、医療保険等により給付を受ける場合は、その限度において負担することを要しないこと。
- ② 公費負担医療を担当する医療機関は法第32条に定める医療機関であるが、その開設者が診療報酬の請求及び支払に関し、法第32条の2の規定によらない旨の申し出をした医療機関は、通院医療の公費負担医療を担当する医療機関ではないこと。
- ③ 公費負担の対象となる医療費は、精神障害の治療上必要と認められる医療全部に係る費用をいうものであること。
- ④ 公費負担される費用の額の算定並びに審査及び支払の事務の委託については、健康保険の例によること。

##### b 公費負担の手続

医療費の公費負担は精神障害者又はその保護者の申請によって行われるが、その手続については、「精神衛生法第32条に規定する精神障害者通院医療費公費負担の事務取扱いについて」（昭40.9.15衛発第648号 公衆衛生局長通知）によっている。



## イ 精神科デイ・ケア等

### a 精神科デイ・ケアの概要

精神科デイ・ケアは、第二次大戦後、英国、カナダ等で研究的に始まり、その後治療技術の確立等により1950年代から1960年代にかけて実用化されている。

我が国では昭和37年に国立精神衛生研究所で研究が始められ、その後各地の精神衛生センターでパイロット事業として普及し現在では、978か所（平成12年6月30日現在）で精神科デイ・ケアが行われている。

また、昭和49年に社会保険診療報酬に「精神科デイ・ケア」料が、昭和61年には「精神科ナイト・ケア」料が新設された。

なお、これに併せてこのデイ・ケア診療に欠くことのできない看護婦（士）の研修を昭和53年度より国立精神衛生研究所（現国立精神・神経センター精神保健研究所）において実施している。

精神科デイ・ケアは精神科通院医療の一形態であり、精神障害者等に対し昼間の一定時間（6時間程度）、医師の指示及び十分な指導・監督のもとに一定の医療チーム（作業療法士、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等）によって行われる。その内容は、集団精神療法、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導、療養指導等であり、通常の外来診療に併用して計画的かつ定例的に行う。

このデイ・ケアの治療対象は、統合失調症から精神性障害等まで幅広く適応され、入院医療ほどではないが、今までの通院医療よりも積極的で濃厚な治療を行うことができる。

### b 精神科デイ・ケアの施設基準

実施時間は患者1人あたり1日につき6時間を標準とする。

当該療法を最初に算定した日から起算して3年を越える期間に行われる場合にあつては、週5日を限度として算定される。

施設基準の主な内容は次のとおりである。

① 大規模なもの

イ. 精神科医師及び専従する3人の従事者（作業療法士又は精神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師1人、精神保健福祉士等、臨床心理技術者等の1人）の4人で構成される従事者が必要である。

ロ. 患者数は、当該従事者4人に対しては、1日50人を限度とするものである。

ハ. イ. に規定する4人で構成される従事者に、更に、精神科医師1人及びイ. に規定する精神科医師以外の従事者1人を加えて、6人で従事者を構成する場合にあっては、ロ. の規定にかかわらず、当該従事者6人に対して、1日70人を限度として精神科デイ・ケアを行うことができるものである。

ニ. デイ・ケアを行うにふさわしい専門の施設を有しているものであり、当該専用の施設の広さは、60平方メートル以上とし、かつ、患者1人当たりの面積は、4.0平方メートルを標準とするものである。

② 小規模なもの

イ. 精神科医師及び専従する2名の従事者（作業療法士、精神保健福祉士等又は臨床心理技術者等のいずれか1名、看護師1名）の3人で構成される従事者が必要である。なお、看護師は精神科デイ・ケアの経験を有していることが望ましい。

ロ. 患者数は、当該従事者3人に対しては1日30人を限度とするものである。

ハ. デイ・ケアを行うにふさわしい専門の施設を有しているものであり、当該専用の施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、患者1人当たりの面積は、3.3平方メートルを標準とするものである。

c 精神科ナイト・ケアの施設基準

開始時間は午後4時以降とし、実施時間は患者1人あたり1日につき

4時間を標準とする。

当該療法を最初に算定した日から起算して3年を越える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定される。

施設基準の主な内容は次のとおりである。

- ① 精神科医師及び専従する2人の従事者（作業療法士又は精神科デイ・ケア又は精神科ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師又は精神保健福祉士等若しくは臨床心理技術者等のいずれか1人）の3人で構成される従事者が必要である。
- ② 患者数は当該従事者3人に対しては、1日20人を限度とするものである。
- ③ ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設を有しているものであり、当該専用の施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、患者1人当たりの面積は、3.3平方メートルを標準とするものである。

d 精神科デイ・ナイト・ケア

実施時間は患者1人当たり1日につき10時間を標準とする。

当該療法を最初に算定した日から起算して3年を越える期間に行われる場合にあっては、週5日を限度として算定される。

施設基準の主な内容は次のとおりである。

- ① 従事者及び1日当たり患者数の限度が次のいずれかであること。

ア 精神科医師及び専従する2人の従事者（作業療法士又は精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人）の3人で構成する場合にあっては、患者数が当該従事者3人に対して1日30人を限度とする。

イ 精神科医師及び専従する3人の従事者（作業療法士又は精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア

の経験を有する看護師のいずれか1人、看護師又は准看護師のいずれか1人及び精神保健福祉士、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人)の4人で構成する場合にあっては、患者数が当該従事者4人に対して1日50人を限度とする。

ウ イに規定する4人に、イに規定する精神科医師以外の従事者2人を加えて、6人で従事者を構成する場合にあっては、患者数が当該従事者6人に対して1日70人を限度とする。ただし、イにおいていずれか1人と規定されている従事者の区分ごとに同一区分の従事者が2人を越えないこと。なお、看護師又は准看護師の代わりに、1名に限り、看護師補助者をもって充てることができる。

- ② 精神科デイ・ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しているものであり、当該施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、患者1人当りの面積は、3.3平方メートルを標準とする。なお、当該施設には調理設備を有することが望ましい。

## 2 社会復帰・福祉対策

### (1) 社会復帰・福祉対策の概要

精神科医療の最終目標は、いうまでもなく患者が社会に適応して生活しているように治療を加え、必要な援助を行うことである。入院患者の場合は長期入院によって社会性が失われることがないように配慮されるべきであり、また、院内の社会復帰活動を充実することが何よりも必要である。長期在院者の多くは、疾病による社会適応性の低下が認められるばかりでなく、家族の受入れ態勢がなく経済的問題もあるので、その社会復帰を促進するためには福祉面の配慮が必要である。病院と社会の中間にあって回復途上にある精神障害者の社会復帰援助を専門的に行うための各種の施設が必要である。このため、精神保健福祉法において精神障害者社会復帰施設を定め、その整備に努めている。また社会復帰の促進を図るため、精神障害者地域生活援助事業が平成5年に法定化された。さらに、社会復帰施設等の整備促進を図るため、平成7年12月に平成14年度末までの具体的な整備目標値を盛り込んだ障害者プランが策定された。

### 障害者プランについて

#### 1 障害者施策の推進と障害者プランの策定

我が国の障害者施策は、総理府の障害者施策推進本部を中心として取り組まれており、昭和56年の「国際障害者年」と「国連・障害者の10年」を経て、平成5年度より今後10年間における「障害者対策に関する新長期計画」等に基づく施策の推進により、着実な進展が図られ、また、国民の間にも障害のある人も地域で普通の暮らしができる社会というノーマライゼーションの理念が徐々に定着してきており、施策も施設中心から地域・在宅施策へ変化している。平成5年11月には障害者基本法が成立し、さらに、平成7年12月に障害者プランが策定され、その着実な推進を図ることとされた。

障害者プランは、平成8～14年度まで7ヵ年計画による「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策実施計画として位置付けられ、関係省庁の施策

を横断的に盛り込み、可能な限り具体的な数値目標を設定するなどの特色がある。

障害者プランでは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念を踏まえつつ7つの視点から施策の重点的な推進を図ることとされている。

- 1 地域で共に生活するために
  - 2 社会的自立を促進するために
  - 3 バリアフリー化を促進するために
  - 4 生活の質（QOL）の向上を目指して
  - 5 安全な暮らしを確保するために
  - 6 心のバリアを取り除くために
  - 7 我が国にふさわしい国際協力・国際交流を
- 2 障害者プランにおける精神障害者施策

現在、我が国には精神障害者が258万人と推計されており、このうち約33万人が精神病院において治療を受けている。しかし、これらの入院患者のうち約7万人は主治医が受入れ条件が整えば退院が可能と判断する患者である。

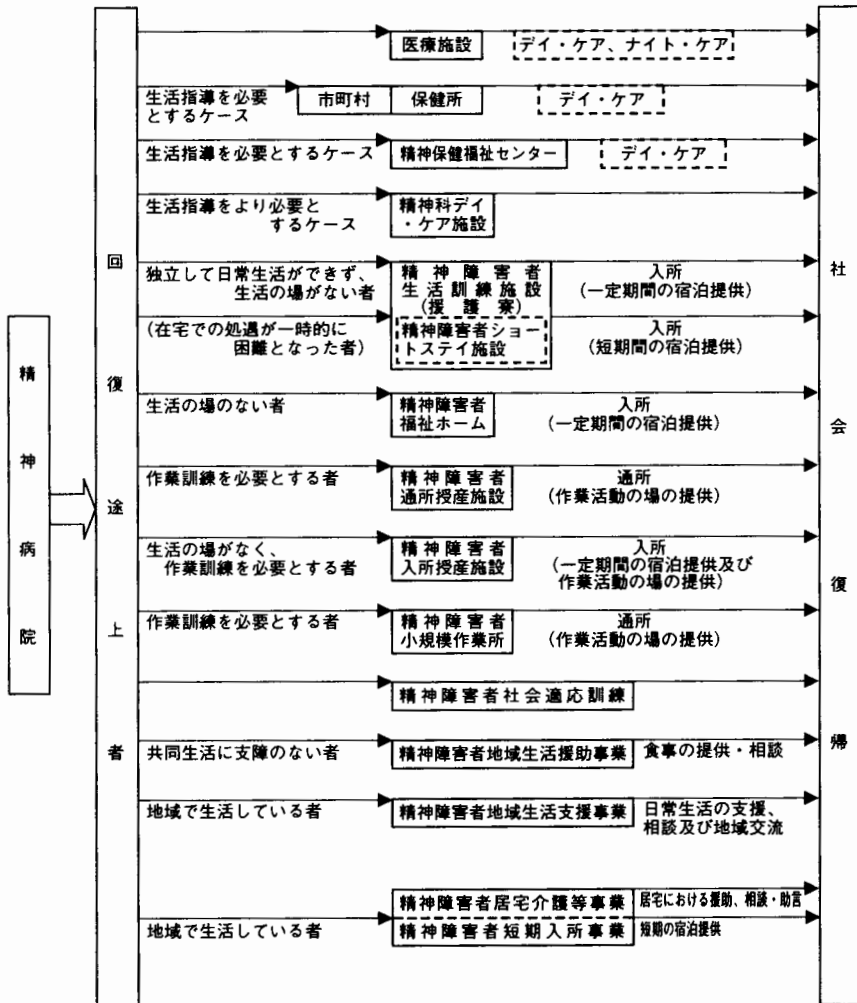
障害者プランでは、精神障害者が地域で生活できるよう、生活の場を提供する福祉ホームやグループホーム、活動の場を提供する授産施設や福祉工場等、社会復帰の促進を図る生活訓練施設や社会適応訓練事業、さらに、日常生活支援、相談事業や地域交流を支援する地域生活支援事業などの整備の促進を図っていくこととされている。

また、精神障害者の社会的自立を促進するため、福祉施策の充実を図ることを目的とした保健福祉手帳制度の拡充や心のバリアを取り除くために精神障害に関する正しい知識の普及等、各種の地域精神保健福祉施策の充実を図ることとされている。

さらに、精神障害者は、精神疾患を有する患者であることから、保健医療施策の充実を図ることも必要であり、精神科救急医療システムや精神科デイ・ケア施設の整備、病棟の近代化整備による療養環境の向上を図るとも

に、長期入院患者の療養生活のあり方や臨床心理技術者（CP）の資格化などの検討を行い、より良い精神医療の確保も併せて推進していくこととされている。

図2 精神障害者社会復帰体系図



## (2) 精神障害者社会復帰施設

### ア 社会復帰施設の概要

精神障害者の社会復帰の促進を図るため都道府県、市町村、社会福祉法人、医療法人等は、次に掲げる精神障害者社会復帰施設を設置することができることとされている（第50条）。なお、精神障害者社会復帰施設を経営する事業は社会福祉法上第2種社会福祉事業として位置づけられている（同法第2条）。

#### (7) 精神障害者生活訓練施設

精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者に対し日常生活に適應することができるように、低額な料金で居室その他の施設を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設。

#### (1) 精神障害者授産施設

雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設。

#### (9) 精神障害者福祉ホーム

現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の施設を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設。

#### (1) 精神障害者福祉工場

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適應のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする施設。

#### (1) 精神障害者地域生活支援センター

地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精



精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整その他の援助等を総合的に行うことを目的とする施設とする。

これらの施設は、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）により、設置及び運営に関する基準が定められている。

また、精神障害者社会復帰施設の整備の促進を図るため、国、都道府県は、その設置及び運営に要する費用に関して補助することができることとされている（第51条）。

これらの施設の利用は、いずれも行政による措置ではなく、利用者と施設との利用契約により行われる。

## イ 社会復帰施設

### (7) 精神障害者生活訓練施設（援護寮）

（対象者）

入院医療の必要はないが精神障害のため独立して日常生活を営むことが困難と見込まれる者であって、共同生活を営め、かつ精神科デイ・ケア施設や精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模作業所等に通える程度の者

（定員）

20人以上

（施設規模）

入居者一人当たり原則14.9㎡以上

（設備）

居室（一部屋の定員は二人以下。入居者一人当たり居室床面積4.4㎡以上）のほか、相談室、静養室、食堂、調理場、集会室兼娯楽室（食堂と兼用可）を設けなければならない。また、浴室、洗面所、便所及び事務室を設けなければならない。

#### (処遇)

精神障害者の自立を促進するため、洗濯等の生活技術の習得のための助言・指導その他対人関係、金銭の使途、余暇の活用等に関する助言・指導を行う。また、通院、通所授産施設や小規模作業所等で行われる作業訓練就労に対する助言・指導も行う。このような助言、指導が効果的に行われるように、施設長に精神保健福祉に関する業務に五年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者をあてることとされているほか、精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員をおくこととされている。また、社会復帰の促進のためには医療との連携が重要であり、医師を一名以上おくこととされている。なお、利用者が生活習慣を確立するとともに、社会生活の適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行うこととされている。

#### (精神障害者ショートステイ施設の運営)

在宅の精神障害者であって、家族が疾病、冠婚葬祭、事故等の事由により、在宅における処遇が一時的に困難となった者を原則として7日以内入所させる精神障害者ショートステイ施設を設置及び運営できるものとされている。

精神障害者ショートステイ施設の運営については、利用者の居住地を管轄する保健所及び主治医等との連絡・調整を行うとともに、利用の契約に当たっては、その特性に鑑み、簡便な方法により迅速に契約に応ずることとされている。

#### (4) 精神障害者授産施設

##### (対象者)

相当程度の作業能力を有するが、雇用されることが困難なもの。ただし、入所施設の入所者は、上記のうち、住居の確保が困難であり、かつ、多少の介護があれば日常生活を営める者。

##### (定員)

通所施設 20人以上（小規模通所施設にあつては、10人以上20人未満）

入所施設 20人以上30人以下

（施設規模）

通所施設 利用者一人当たり15.8㎡以上

入所施設 入居者一人当たり23.5㎡以上

（設備）

作業室（場）、静養室、食堂、集会室兼娯楽室（食堂と兼用可）、洗面所、便所、事務室を設けなければならない。入所施設においては、さらに居室、相談室、調理場及び浴室も設けなければならない。

（処遇）

施設長、医師のほか精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員をおき、必要な訓練を行い、その自活を促進するための指導を行う。訓練種目は、地域の実情、製品の需給状況等を考慮して選定し、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として利用者に支払う。

なお、平成12年6月の社会福祉事業法改正による規模要件の緩和により、通所施設にあつては10人以上の規模とされ、精神障害者小規模通所授産施設（10人以上20人未満）の基準を別途定めている。

（ウ）精神障害者福祉ホーム

（対象者）

< A型 >

日常生活において介助を必要としない程度に生活習慣が確立しており、継続して就労ができる見込みがある者で、家庭環境、住宅事情等の事由により住居の確保が困難である者。

< B型 >

病状は安定していて必ずしも入院治療を必要としないが、意欲面の障害若しくは逸脱行動の症状を有する、又は、高齢化による一定程度の介助を

必要とする状態にある精神障害者で、一定程度の介助があれば、日常生活を営むことができる者。

(定員)

< A型 >

10人以上

< B型 >

おおむね20名

(施設規模)

入居者一人当たり原則23.3㎡以上

(設備)

< A型 >

居室（原則として一人部屋とし、入居者一人当たり居室の床面積は収納設備、調理設備等を除き6.6㎡以上）のほか、集会室兼娛樂室、調理室、浴室、洗面所、便所、管理人室を設けなければならない。

< B型 >

居室（原則として一人部屋とし、入居者一人当たり居室の床面積は収納設備、調理設備等を除き8.0㎡以上）のほか、相談・指導室、調理室、浴室、洗面所、便所、管理人室、事務室を設けなければならない。

(処遇)

< A型 >

管理人1名及び医師1名を置くものとされている。入居者の日常生活については、食事を原則自炊とすること、入居者が自ら行うことを原則とするが、入居者が一時的に援助を希望する場合には、管理人はその援助を行う。このほか、管理人は施設の管理及び入所者の日常生活に関する相談、助言及び保健所等関係機関への連絡業務のほか、入居者が独立して生活できるように住居、就労等について相談・助言を行う。また、入居者が疾病等のため生活困難となるおそれがある場合には、入居者本人の意向を尊重

しつつ、医師、関係機関と速やかに連絡をとるなど、入居者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行う。

#### <B型>

管理人1名、医師1名以上、指導員3名（うち1名は精神保健福祉士）を置くものとされている。入居者の日常生活については、食事を原則自炊とするが、入居者の必要に応じて給食業務を行うことができる。このほか、指導員は、入居者が疾病等により生活に困難を生じるおそれがある場合には、入居者本人の意向を尊重しつつ、医療機関と速やかに連絡をとるなど、入居者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うとともに、入居者に対し介助及び生活技術（掃除、洗濯等）の習得のために必要な助言、指導及び介助や対人関係について助言等の指導等を行うものとする。

#### (イ) 精神障害者福祉工場

(対象者)

一般企業に就労できる程度の作業能力を有しているが、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できないでいる者。

(定員)

20人以上

(設備)

作業所、更衣室、シャワー室、休憩室、食堂、相談室、静養室、医務室を設けなければならない。

(処遇)

施設長、精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員、看護婦、栄養士、医師、事務員を配置し、生活指導や健康管理等に配慮した環境の下で就労ができるよう努めると共に、労働関係法規を遵守した処遇に努める。

#### (ロ) 精神障害者地域生活支援センター

(対象者)

在宅精神障害者や社会復帰者

(設備)

相談室，静養室，談話室，食堂，調理場，地域交流活動室兼訓練室，便所，洗面所，事務室を設けなければならない。

(処遇)

施設長，精神保健福祉士，精神障害者社会復帰指導員をおき，登録を受けた利用者が継続して地域生活が送れるよう，日常生活を支援するための相談，指導を行う。

### (3) 精神障害者居宅生活支援事業

国及び都道府県以外の者は精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、精神障害者居宅生活支援事業を行うことができる」とされている。(法第50条の3)

平成11年の精神保健福祉法の改正により、従来の精神障害者地域生活援助事業に、精神障害者居宅介護等事業と精神障害者短期入所事業が加わって新たな在宅福祉事業として平成14年度から施行されている。

#### ア 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

精神障害のために日常生活を営むのに支障のある精神障害者の居宅において食事、身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業である。

#### イ 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）

精神障害者であって、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を行うことが一時的に困難となったものにつき、精神障害者生活訓練施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期入所させ、介護等を行う事業である。

#### ウ 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）

地域において共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話、日常生活における相談、指導等の援助を行うことにより、精神障害者の自立生活を

助長することを目的とする事業である。

なお、精神障害者居宅生活支援事業は、社会福祉法上第2種社会福祉事業として位置づけられている。

#### (4) 精神障害者手帳交付事業

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを証する手段となることにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

これまで、身体障害者については身体障害者手帳が、知的障害については療育手帳があり、様々な福祉的な配慮が行われていることにかんがみ、平成5年に障害者基本法が成立して精神障害者が障害者として明確に位置付けられたことを契機に、平成7年に精神保健法を精神保健福祉法に改め、同法第45条により、手帳制度を創設したものである。

#### ア 手帳の対象者と障害等級

##### (7) 手帳の対象者

精神疾患を有する者(精神保健福祉法第5条の定義による精神障害者)のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者(障害者基本法の障害者)を対象とする。

統合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患の全てが対象であるが、知的障害は含まれない。

##### (4) 障害等級

1級、2級、3級の三等級とする。手帳の1級及び2級は、国民年金の障害基礎年金の1級及び2級と同程度。手帳の3級は、厚生年金の3級よりも広い範囲のものとする。

1級—精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級—精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は制限を加えることを必要とする程度のもの

3級—精神障害であって日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

(ウ) 判定基準

「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7.9.12健医発第1133号厚生省保健医療局長通知）で定める判定基準により、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定する。

イ 交付手続

(7) 交付主体

都道府県知事又は指定都市市長が交付する。

(イ) 申請

- ① 手帳の交付は申請主義とし、精神障害者本人の申請に基づき行う。但し、家族や医療機関職員等が申請書の提出や手帳の受け取りの手続を代行することができる。
- ② 申請窓口は、市町村とする。
- ③ 申請書類は、申請書のほか、医師の診断書又は障害年金の年金証書の写しを添付する。

（診断書は、精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点の診断書とする。）

(ウ) 判定

- ① 医師の診断書が添付された申請については、都道府県又は指定都市の精神保健福祉センターにおいて判定する。
- ② 障害年金の年金証書の写しがある場合には、審議会の判定を要せず



交付できる。年金1級であれば手帳1級、年金2級であれば手帳2級、年金3級であれば手帳3級とする。(年金を有する者でも、希望により診断書による判定も可能である。)

(イ) 手帳の様式

手帳の表紙は、単に「障害者手帳」とし、記載事項は、氏名、住所、生年月日、性別、障害等級、手帳番号、通院医療費受給者番号、交付日、有効期限とする。医療機関名や、疾患名は記載せず、顔写真は貼付しない。

(ロ) 更新等

- ① 手帳の有効期限は2年。2年ごとに障害の状態を再認定し、更新する。
- ② 住所又は氏名が変更した場合の届出
- ③ 手帳を破り、汚しまたは紛失した場合の再交付
- ④ 障害等級の変更申請
- ⑤ 非該当となったとき等の返還

ウ 手帳に基づく支援施策

(7) 通院医療費の公費負担

手帳の交付を受けた者については、精神保健福祉法第32条の通院医療費の公費負担の申請に当たって、医師の診断書の提出及び判定手続が不要となる。

(イ) 税制の優遇措置「精神障害者保健福祉手帳による税制上の優遇措置について」(平成7.9.18健医発第1154号)

所得税及び住民税の障害者控除(本人、配偶者、扶養親族)、預貯金の利子所得の非課税、低所得の障害者の住民税の一部非課税、相続税の障害者控除、贈与税の一部非課税、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の非課税等の適用が、手帳に基づき受けられる。

なお、従来の障害の状態に関する証明書については、有効期間が2年

(自動車税等については1年)であることから、既に発行した証明書がなお効力を有する期間は、従来の証明書でも対象とする経過措置が設けられている。

(㌘) 生活保護の障害者加算

精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の場合においては、生活保護の障害者加算の判定が受けられる。

(㌙) 生活福祉資金の貸付

精神障害者世帯は生活福祉資金のうち、身体障害者更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金の貸付が受けられる。

(㌚) NTT番号案内無料措置

精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)の交付を受けた者はNTT番号案内無料サービスが受けられる。

(㌛) 公共交通機関の運賃割引や各種施設の利用料割引等

身体障害者手帳や療育手帳については、公共交通機関の運賃割引、公共施設の利用料の割引、公営住宅の優先入居等が行われており、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者についても、関係方面の協力を得て、順次優遇措置を増やしていくこととしている。

また、地方自治体においても、関係方面の協力を得て、公共施設等の利用料の減免等を行っている。

(5) 保健所における社会復帰促進事業

保健所は地域における精神保健福祉に関する第一線の行政機関として精神保健福祉活動を実施しているところである。昭和50年度からは、回復途上にある精神障害者の社会復帰に関する相談指導を積極的に推進するための「精神障害者社会復帰相談指導」を実施している。

また、回復途上にある精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るため、昭和62年度から保健所において「デイ・ケア事業」を実施している。なお、デイ・ケア事業が実施される保健所は、原則として社会復帰相談指導事業を実施して

いる保健所とされており、社会保険診療報酬における「精神科デイ・ケア」の承認を受けている医療機関が地域にないこと、又はあっても地域のニーズに応じる余裕がないこと等により、回復途上にある精神障害者が医療機関における「精神科デイ・ケア」を利用することができない地域の保健所とされている。

#### 表 4 保健所における精神保健福祉相談等事業実績

##### a 保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導の状況（一般対策分）

区分	年						
	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年
精神保健福祉相談等	472,388 件	525,646 件	655,886 件	720,267 件	785,410 件	838,477 件	896,876 件
精神保健訪問指導	274,630	281,309	296,250	317,115	308,900	314,451	309,330

5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
924,064 件	980,678 件	1,037,484 件	1,109,956 件	1,393,422 件	1,399,953 件	1,443,062 件	1,517,341 件	1,515,653 件	1,518,422 件
294,778	296,197	283,334	276,337	235,933	224,465	210,287	220,157	214,520	206,984

資料：平成8年まで 保健所運営報告（各年1月～12月）

平成9年から 地域保健事業報告（各年4月～3月）

#### (6) その他の事業

##### ア 精神障害者社会適応訓練（通院患者リハビリテーション）事業

通常の雇用契約による就職の困難な精神障害者を対象として社会的自立を動議づけるために、一般の事業所において社会適応訓練等を行ういわゆる職親制度が昭和57年度から通院患者リハビリテーション事業として行われている。

##### イ 精神障害者小規模作業所運営助成事業

厚生省は、精神障害者小規模作業所による社会復帰活動の実態調査のため、昭和59年11月1日全国調査を実施した。この結果を踏まえ在宅の精神障害者のための社会復帰対策の一環として精神障害者の家族会等が実施する社会適応訓練について、昭和62年度から精神障害者小規模作業所運営

助成事業として予算化され、平成16年度には、社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会を通じ712箇所の作業所に対し、1個所当たり110万円の運営助成費が補助されているところである。

#### ウ 障害者社会参加総合推進事業及び市町村障害者社会参加促進事業

従来は、身体障害者の社会参加を促進するための基幹的な事業として実施されていたが、平成10年度より障害者の社会参加を総合的かつ効率的に促進するため、知的障害者及び精神障害者の社会参加促進のための事業を統合した（平成14年度までは、「障害者の明るいくらし」促進事業及び市町村障害者社会復帰参加促進事業）。

障害者社会参加総合推進事業は、都道府県及び指定都市を実施主体とし、「都道府県障害者社会参加推進事業」、「障害者110番運営事業」、「相談員活動強化事業」、を必須事業とし、この他、「家族相談員紹介事業」、「ボランティア活動支援事業」、「ピアカウンセリング事業」の精神障害者支援事業がある。また、平成16年度より、「精神障害者手帳交付事業」、「施設外授産の活用による就職促進事業」が加えられた。

市町村障害者社会参加促進事業は、市町村を実施主体とし、精神障害者支援事業については、「家族相談員紹介事業」、「ボランティア活動支援事業」、「ピアカウンセリング事業」となっている。

## 第4章 精神保健における個別課題への取り組み

### 1. 老人性痴呆疾患対策

我が国は、21世紀には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という、超高齢社会を迎える(表1)。我が国の高齢化の特徴としては、75歳以上の後期高齢人口が急増すること、高齢化の進行速度が諸外国に比べて速いこと(表2)が挙げられ、このような急速な人口の高齢化を十分に踏まえつつ、精神保健対策を企画・推進していくことが肝要である。

特に、高齢化の進展とともに痴呆性老人の著しい増加が見込まれるため、この問題に対する総合的・効果的な対策の樹立が緊急の課題となっている。

個々の痴呆性老人の状態に応じたきめ細かなサービスを提供していくには、老人保健・老人福祉の観点からの対策と相まって、最近の精神医学の進歩を十分に踏まえた、痴呆性老人への精神保健対策が重要である。

表1 高齢化率の将来推計(平成9年1月、厚生省国立社会保障・人口問題研究所中位推計)

	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成32年 (2020)
65歳以上人口比	12.1%	14.5%	17.2%	19.6%	22.0%	26.9%
75歳以上人口比	4.8%	5.7%	7.0%	8.7%	10.5%	13.4%

表2 諸外国の高齢化伸長速度比較

国名	65歳以上人口比率の到達年次		所要年数	65歳以上人口割合 (%)	
	7%	14%		2000年	2020年
日本	1970年	1994年	24年	17.4	27.8
アメリカ	1945	2015	70	12.8	17.5
イギリス	1930	1975	45	15.2	18.2
旧西ドイツ	1930	1975	45	17.0	22.2
フランス	1865	1980	115	15.4	19.3
スウェーデン	1890	1975	85	17.1	21.8

(1) 痴呆の医学

(7) 痴呆とは

痴呆とは、いったん正常に発達した知的機能が持続的に低下し、日常生活に支障をきたすようになることをいう。健常者でも、加齢とともに物忘れが多くなるなどの現象が見られるが、これは誰にでもある生理的なものであり、医学的な概念である痴呆とは区別される。

ほけという言葉もあるが、これは一般的な用語であって、加齢による生理的な知能の低下と痴呆の両方を含むものとして用いられている。

痴呆の原因は種々あるが、症状はおおむね共通している。記憶障害が最初に気づかれることが多い。特に新しいことがらを記憶する能力の障害が特徴的で、一般的知識や遠隔記憶が比較的よく保たれることと著しい対照をなす。

さらに、その他の認知機能の障害、すなわち失語、失認、失行、遂行機能障害などが現れ、日常生活に支障をきたすようになる。記憶障害も、痴呆が進行すると、自分の職業、家族、さらには自分の名前を忘れるほど重症になりうる。幻覚や妄想が生じることもある。

## (イ) 痴呆の分類

### 1. 血管性痴呆

我が国では最も多い痴呆である。大脳皮質や皮質下の多発性梗塞等の脳血管性疾患による。多くは病変に対応した神経徴候を伴う。痴呆の症状も血管病変の場所によって決まるため、人格の中核は保たれ認知機能がところどころ傷害される「まだら痴呆」となることが多い。定型的には段階的に進行し、機能は急激に変化する。

### 2. アルツハイマー病

欧米では最も多い痴呆で、我が国でも血管性痴呆に次いで多い。大脳皮質の一次性変性による脳萎縮が見られる。記憶障害で発症し、数年後にその他の認知機能障害が出現するという形で徐々に進行することが多い。早期から人格の変化が生じる場合もある。最終的には運動の障害が顕著になり、口もきかず、寝たきりになることもある。

### 3. その他

内分泌・代謝・中毒疾患（甲状腺機能低下症、ビタミンB12欠乏、サイアミン欠乏、アルコール依存症など）、感染（神経梅毒、AIDS、脳炎など）、プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病など）、腫瘍、外傷、その他（ピック病、ハンチントン病、パーキンソン病、正常圧水痘症など）等、多くの疾患が痴呆の原因になりうる。

## (ロ) 痴呆の診断

痴呆の中には、原因疾患の治療により著明に改善するものもある。また、痴呆と類似の状態像を示すものとして、せん妄やうつ状態などがある。したがって、診断の第1段階としてはこのような疾患の除外が重要である。このためには、経過の問診や神経学的検査に加えて頭部CTスキャン等を含む検査が必要である。厳密な症状評価に基づいた診断基準（DSM-IV, ICD-10等）やスクリーニングテスト（改訂版長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）等）もあるが、痴呆の診断は

あくまでも身体的所見のチェックの後になされるものである。

(1) 痴呆の評価

痴呆とは知的機能の低下とそれに伴う日常生活の困難であることから、この両面を評価する必要がある。

知的機能の評価法としては、WAIS-R(Wechsler Adult Intelligence Scale, Revised), MMSE(Mini-Mental State Examination)などがある。これらはいずれも認知機能全般にわたる検査であり、国際的にも広く用いられている。

日常生活機能の評価法としては、「老人知能の臨床判定基準」(柄澤, 1981)(表3)や、「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」(厚生省, 1993)(表4)などがある。ただし、日常生活機能は、認知障害の重症度だけでなく、家族や社会の援助の度合いにも影響されることに留意すべきである。



表3 老人知能の臨床的判定基準 (柄澤)

判定	日常生活能力	日常会話・意思疎通	具体的例示	
正常	(-)	社会的, 家庭的に自立	普通	活発な知的活動持続(優秀老人)
	(±)	同上	同上	通常の社会活動と家庭内活動可能
異常	軽度 (+1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の家庭内での行動はほぼ自立</li> <li>・日常生活上, 助言や介助は必要ないか, あっても軽度</li> </ul>	・ほぼ普通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的な出来事への興味や関心が乏しい</li> <li>・話題が乏しく, 限られている</li> <li>・同じことを繰り返し話す, 訊ねる</li> <li>・今までできた作業(事務, 家事, 買物など)にミスまたは能力低下が目立つ</li> </ul>
	中等度 (+2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知能低下のため, 日常生活が一人で一寸おぼつかない</li> <li>・助言や介助が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な日常会話はどうやら可能</li> <li>・意思疎通は可能だが不十分, 時間がかかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・馴れない状況で場所を間違えたり道に迷う</li> <li>・同じ物を何回も買い込む</li> <li>・金銭管理や適正な服薬に他人の援助が必要</li> </ul>
	高度 (+3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活が一人ではとてもむり</li> <li>・日常生活の多くに助言や介助が必要。あるいは失敗行為が多く目が離せない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な日常会話すらおぼつかない</li> <li>・意思疎通が乏しく困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・馴れた状況でも場所を間違え道に迷う</li> <li>・さっき食事したこと, さっき言ったことすら忘れる</li> </ul>
	最高度 (+4)	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の名前や出生地すら忘れる</li> <li>・身近な家族と他人の区別もつかない</li> </ul>

柄澤昭秀：行動評価による老人知能の臨床的判定基準。老年期痴呆。3：81-85, 1989

表4 痴呆性老人の日常生活自立度判定基準

1. この判定基準は、地域や施設等の現場において、痴呆性老人に対する適切な対応がとれるよう、医師により痴呆と診断された高齢者の日常生活自立度を保健婦、看護婦、社会福祉士、介護福祉士等が客観的かつ短時間に判定することを目的として作成されたものである。なお、痴呆は進行性の疾患であることから、必要に応じ繰り返し判定を行うこととし、その際、主治医等と連絡を密にすること。
2. 判定に際しては、意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目して、日常生活の自立の程度を5区分にランク分けすることで評価するものとする。評価に当たっては、家族等介護にあたっている者からの情報も参考にすること。なお、このランクは介護の必要度を示すものであり、痴呆の程度の医学的判定とは必ずしも一致するものではない。
3. 痴呆性老人の処遇の判定に当たっては、本基準に基づき日常生活自立度を判定するとともに、併せて「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）」についても判定したのち行うこととする。なお、処遇の判定は、判定されたランクによって自動的に決まるものではなく、家族の介護力等の在宅基盤によって変動するものであることに留意する。
4. 痴呆性老人に見られる症状や行動は個人により多様であり、例示した症状等がすべての痴呆性老人に見られるわけではない。また、興奮、徘徊、物取られ妄想等は、例示したランク以外のランクの痴呆性老人にもしばしば見られるものであることにも留意する。

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	判定にあたっての留意事項及び提供されるサービスの例
I	何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的には自立している。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。具体的なサービスの例としては、家族等への指導を含む訪問指導や健康相談がある。また、本人の友人づくり、生きがいづくり等心身の活動の機会づくりにも留意する。

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	判定にあたっての留意事項及び提供されるサービスの例
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、訪問指導を実施したり、日中の在宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。
Ⅱ a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスがめだつ等	具体的なサービスの例としては、訪問指導による療養方法等の指導、訪問リハビリテーション、デイケア等を利用したり
Ⅱ b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等	リハビリテーション、毎日通所型をはじめとしたデイサービスや日常生活支援のためのホームヘルプサービス等がある。
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来すような行動や意思疎通の困難さがランクⅡより重度となり、介護が必要となる状態である。
Ⅲ a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	「ときどき」とはどのくらいの頻度をさすかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目が離せない状態ではない。在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、訪問指導や、夜間の利用も含めた在宅サービスを利用し、これらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。
Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる	ランクⅢ aと同じ	具体的なサービスの例としては、訪問指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、ホームヘルプサービス、デイケア・デイサービス、症状・行動が出現する時間帯を考慮したナイトケア等を含むショートステイ等の在宅サービスがあり、これらのサービスを組み合わせて利用する。

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	判定にあたっての留意事項及び提供されるサービスの例
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランクⅢと同じであるが、頻度の違いにより区分される。家族の介護力等の在宅基盤の強弱により在宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、または特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	ランクⅠ～Ⅳと判定されていた高齢者が、精神病院や痴呆専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。

## (2) 痴呆の疫学調査、将来推計

### (7) 厚生省研究班による痴呆性老人の現状と将来推計

- ・ 平成2年度厚生省研究班において、9都道府県市の報告、及び1985年国勢調査最終報告書をもとに1985年の全国の年齢階層別痴呆性老人出現率の推計を行い、65歳以上の痴呆性老人の出現率は6.3%であった。年齢が高くなるにつれて痴呆の出現率が上昇する傾向が見られ、高齢になるにつれて男性より女性の出現率が高い値を示していた。

表5 昭和60年の性別・年齢階層別痴呆性老人出現率（在宅及び病院・施設内の合計）

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	合 計
男性(%)	2.1	4.0	7.2	12.9	22.2	5.8
女性(%)	1.1	3.3	7.0	15.6	29.8	6.7
計 (%)	1.5	3.6	7.1	14.6	27.3	6.3

(平成2年度長寿科学総合研究費：痴呆疾患患者のケア及びケアシステムに関する研究「老人性痴呆疾患対策、疫学と専門病棟整備に関する研究」分担研究者：大塚俊男 国立精神・神経センター精神保健研究所)

表6 65歳以上の痴呆性老人数の将来推計

年	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	平成32 (2020)
推計数(万人)	99.4	123.3	150.0	179.2	213.2	247.3	274.1
65歳以上人口比(%)	6.7	6.8	7.0	7.4	7.9	8.1	8.6

(昭和60年の痴呆出現率と昭和61年12月の厚生省人口問題研究所の人口将来推計に基づく推計。)

表7 平成2年の在宅及び病院・施設別の痴呆性老人数推計(万人)

在宅	一般 病院	老人 病院	精神 病院	老人保 健施設	特別養護 老人ホーム	養護 老人ホーム	病院・施設等 小計	合計
73.9	6.0	5.4	3.3	1.2	8.3	1.3	25.5	99.4

(昭和60年～63年に行われた、各種施設の入所者に占める痴呆性老人比率についての調査結果に基づく推計。)

なお、表6の65歳以上の痴呆性老人数の将来推計を、昭和60年の痴呆出現率と平成4年9月の厚生省人口問題研究所の人口将来推計に基づいて推計しなおすと、表8のようになる。

表8 65歳以上の痴呆性老人数の将来推計

年	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	平成32 (2020)
推計数(万人)	101.0	125.9	155.8	188.8	225.6	262.2	291.6
65歳以上人口比(%)	6.75	6.91	7.18	7.63	8.13	8.35	8.91

(昭和60年の痴呆出現率と平成4年9月の厚生省人口問題研究所の人口将来推計に基づく推計。)

#### (4) 初老期における痴呆の疫学

初老期における痴呆疾患に関する疫学調査は、我が国はもちろん欧米においても数少なく、特に地域における調査は極めて少ない状況であるが、不十分ながら現在あるデータを整理すると、我が国における65歳未満の痴呆疾患患者数は5万～10万人程度と推定される。

#### (3) 痴呆性老人対策の経緯

昭和57年、新たに制定された老人保健法の国会審議の過程で、「痴呆を主とした老人の精神障害に対応するため、精神病床その他の施設の整備を行うとともに、老人精神障害者対策に関する専門的な調査研究を進める等総合的な対策を講ずること」との附帯決議がなされた。

昭和57年11月、公衆衛生審議会から「老人精神保健対策に関する意見」が具申され、予防と普及啓発、地域精神保健対策（訪問指導、デイ・ケア、家族の組織化等）、精神病院における入院医療対策、従事者の確保、研究の推進、保健医療と福祉の連携など、総合的な観点からの提言がなされた。

昭和58年2月からは、保健所において、老人精神保健相談指導事業として、連絡会議を通じた関係機関の調整を図りながら、老人性痴呆疾患等に関する普及啓発、相談窓口での相談、訪問指導等を行うこととなった。

昭和61年8月には、厚生省内に「痴呆性老人対策推進本部」が設置され、外部の有識者からなる「痴呆性老人対策専門委員会」における専門的事項に関する検討結果をも踏まえて、昭和62年8月に報告を取りまとめた。この報告においては、痴呆の概念、実態、介護の在り方等について、当時の所見を整理した上で、①調査研究の推進と予防体制の整備（長寿科学研究における痴呆研究の推進、症状に応じたきめ細かな医療・介護ニーズの把握、脳卒中発生率の低減等）、②介護家族に対する支援方策の拡充（相談窓口の強化、デイ・サービスやショートステイなどの在宅福祉事業の拡充、病院や老人保健施設におけるデイ・ケアの促進等）、③施設対策の推進（個々の痴呆性老人の必要とする医療や介護の種類・程度に応じた各種施設の役割分担、精神病院における痴呆性老人専門治療病棟の整備、老人保健施設の整備促進等）、④その他（職員の研修の充実、連携確保のための会議の活用、普及啓発の推進等）の4項目にわたって総合的な施策の在り方が示された。

さらに、この本部報告を受け、地域において対策を具体的に展開するための方策を検討するため設けられた「痴呆性老人対策専門家会議」は、昭和63年8月に提言を取りまとめた。この提言においては、ケアの基本的な在り方として、地域的ケア（地域ぐるみで支えること、痴呆性老人とともに生きること、一定の圏内に多様な施設を整備すること等）、包括的ケア（予防から診断、治療、リハビリテーション、社会復帰までを含めた包括的な体系づけ、精神科的医療、身体的医療、日常生活介護を含めた幅広い対応等）、全人的ケア（個々の心理状

態、生活歴、嗜好等に配慮し、尊厳やプライバシーを尊重すること等)を挙げた上で、対策の企画・立案に当たっての視点として、限りある社会資源の有効活用、個々のニーズへの多様な対応、住民参加、補完的な私的サービスの活用等を指摘している。具体的な提言としては、①相談や処遇判定等の体制(高齢者総合相談センターなどの一般的な相談窓口の充実、多種類の機関への相談窓口の設置、医学的鑑別診断の体制充実、客観的な処遇方針策定のための痴呆性老人の総合的評価基準の作成等)、②在宅ケア(24時間対応可能な緊急時対応施設の確保、保健所における情報収集・分析機能の拡大、デイ・サービスセンターなどの拡充と弾力的運用、医療機関等における在宅ケアの積極的実施、家族会の支援等)、③施設ケア(各施設間の機能分化と連携強化、施設ごとの必要量の検討、ケアの行いやすい処遇環境の整備、地域に開かれた施設運営の努力、生活機能回復訓練の積極的実施、痴呆性老人の人権への配慮等)、④マンパワーの確保、研修、その他の基礎整備(マンパワーの計画的確保、潜在的な人的資源の活用、施設内マンパワーの地域への積極的な展開、医師等に対する研修の充実、事例検討などの実施、ボランティア活動を支援する活動費への配慮や事故等に対する保険の普及、連絡会議を活用したネットワークづくり等)の4項目にわたってきめ細かな施策展開のアイデアが示された。

これらの報告・提言を受けて老人性痴呆疾患治療病棟(昭和63年から)、老人性痴呆疾患センター(平成元年から)等、今日の老人性痴呆疾患対策の中心的事業が開始された。

平成元年12月、高齢者保健福祉促進十か年戦略(ゴールドプラン)が策定され、高齢者の保健福祉全般にわたる公共サービスの基盤整備について、厚生大臣、大蔵大臣、自治大臣、の3大臣合意事項として、平成11年までの10か年の目標が示された。

平成2年には、老人福祉法等福祉関係8法の改正が行われ、すべての市町村及び都道府県において、地域の高齢者のニーズを踏まえ、将来の保健福祉サービスの具体的な目標を設定する老人保健福祉計画を平成5年度中に策定するこ



となどが規定された。

このように、高齢者の保健福祉全般にわたってサービス提供の制度基盤が整備されたことを背景として、痴呆性老人対策についても、年を追って新たな対策メニューが設けられるなど、充実が図られてきている。

また、平成5年11月からは、痴呆性老人対策を総合的に検討するため、高齢者対策関係3審議会（老人保健審議会、中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会、公衆衛生審議会老人保健部会）の合同委員会として「痴呆性老人対策に関する検討会」が開催され、所要の検討が行われた。

平成6年2月には、「初老期における痴呆対策検討委員会」が報告をまとめ、従来必ずしも社会的に関心が向けられていなかった65歳未満の痴呆の問題について、現状と今後の対応に関する指摘がなされた。

平成6年12月には、平成元年12月に策定した高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）を全面的に見直し、平成11年までを計画期間とする新たな整備計画（新ゴールドプラン）を策定し、政府全体としてその着実な実現を図ることとした。

平成11年12月には、我が国の高齢化率が世界最高水準に達することが予想されるとともに、平成12年度から介護保険法が施行されることなどから、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るため、介護サービス基盤の整備を含む総合的なプラン（ゴールドプラン21）を策定した。

#### （4）老人性痴呆疾患対策概要

我が国の老人性痴呆疾患対策を大きく分類すると、①相談事業（所期対応）、②診断、専門医療、③在宅ケア対策、④施設ケア対策、⑤保健・医療・福祉の連携、⑥発生予防、啓発普及、⑦マンパワーの確保、研修、⑧調査、研究、⑨その他、となる。

##### （7）相談事業（初期対応）

高齢者やその家族、一般住民に対する相談窓口として、下記のものがある。

- ① 保健所における老人精神保健相談事業(昭和58年度より実施)
  - ・ 地域において老人性痴呆疾患等に関する相談、指導等を実施。
  - ・ 全保健所で実施。平成8年度の老人精神保健相談件数は、89,747件、老人精神保健訪問指導は44,609件。
- ② 老人性痴呆疾患センター(平成元年度より実施)
  - ・ 保健・医療・福祉機関の連携を図りながら、老人性痴呆疾患患者等について、専門医療相談、鑑別診断・治療方針の選定、夜間・休日の救急対応、ケースワーク機能を行うほか、保健・医療・福祉サービスの情報を提供。
  - ・ 精神科を有する総合病院、または精神科のほか内科系及び外科系の診療科のある病院に設置。
- ③ 在宅介護支援センター(平成2年度より実施)
  - ・ 在宅で介護している家族が、身近な所で気軽に専門家に相談できるとともに、市町村の窓口に行かなくとも必要な保健・福祉サービスが受けられるよう調整する24時間体制のセンター。
  - ・ また、介護機器の展示及び使用方法の指導、その他地域住民に対する公的サービスの周知、利用についての啓発も行っている。
  - ・ 平成5年度から、モデルセンター(痴呆専門精神科医の顧問の確保、老人性痴呆疾患センターとの連携の確保等が可能なセンター)において、痴呆相談事業を充実。
  - ・ センターは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等に併設又は密接な連携を確保しており、職員として、ソーシャルワーカー又は保健師と看護師又は介護福祉士が配置されている。
- ④ 市町村老人精神保健事業(平成4年度より実施)
  - ・ 老人保健事業の一環として、保健所との連携の下、市町村において、痴呆性老人(精神症状を呈する者又は行動異常がある者を除く。)に対する相談、訪問指導を実施。

(イ) 診断，専門医療

① 老人性痴呆疾患センター(平成元年度より実施)

老人性痴呆疾患の中には，うつ状態などや，甲状腺疾患等の基礎疾患の治療などを行うことにより，ある程度治療可能なものがある。このため，痴呆症状を呈している場合には，厳密に鑑別診断を行う必要がある。

また，老人性痴呆疾患の中には，痴呆症状の専門治療を要する者，合併する身体症状の治療を要する者，治療よりも介護，看護を要する者等，その処遇については適切な判断を必要とする。

② 老人性痴呆疾患治療病棟(昭和63年度より実施)

- ・ 精神症状や問題行動が特に著しい痴呆で，自宅や他の施設で療養が困難な者に対し，短期集中的に精神科の治療と手厚いケアを提供する施設。
- ・ 当該病棟を有する医療期間は，地域の医療機関，保健所及び社会福祉施設等と十分に連携を保つ。
- ・ 1病棟は概ね40～60床で，原則として1階に設置し，窓には鉄格子は用いない。

③ 老人性痴呆疾患療養病棟(平成3年度より実施)

- ・ 著しい問題行動等はおさまったものの依然として精神症状を有する痴呆患者を長期的治療していく施設。
- ・ 当該病棟を有する医療機関は，地域の医療機関，保健所及び社会復帰施設等と十分に連携を保つ。
- ・ 1病棟は60床を限度とし，原則として1階に設置し，窓には鉄格子は用いない。

④ 老人性痴呆疾患デイ・ケア

- ・ 精神症状や問題行動が著しい痴呆性老人を対象として，生活機能回復訓練及び指導，家族に対する介護指導を行う。

- ・ 60㎡以上かつ利用者1人当たり4㎡以上の床面積。
- ・ 精神科医が1人以上勤務。
- ・ 専従する「作業療法士及び看護師」それぞれ1人以上勤務。
- ・ 専従する「精神科病棟勤務経験を持つ看護師，精神保健福祉士，又は臨床心理技術者」のいずれか1人勤務。
- ・ 1単位利用者25人以内で，1日2単位が限度。
- ・ 診療報酬は，施設基準に適合している場合，重度痴呆患者デイ・ケア料（Ⅰ）が算定できる。4時間以上6時間未満705点，6時間以上1,060点，及び食事給与について48点。

なお，重度痴呆患者デイ・ケア料（Ⅰ）の施設基準を満たす施設があつて，通院者に対する送迎機能を有している場合にあっては，重度痴呆患者デイ・ケア料（Ⅱ）が算定できる。4時間以上6時間未満953点，6時間以上1,308点。

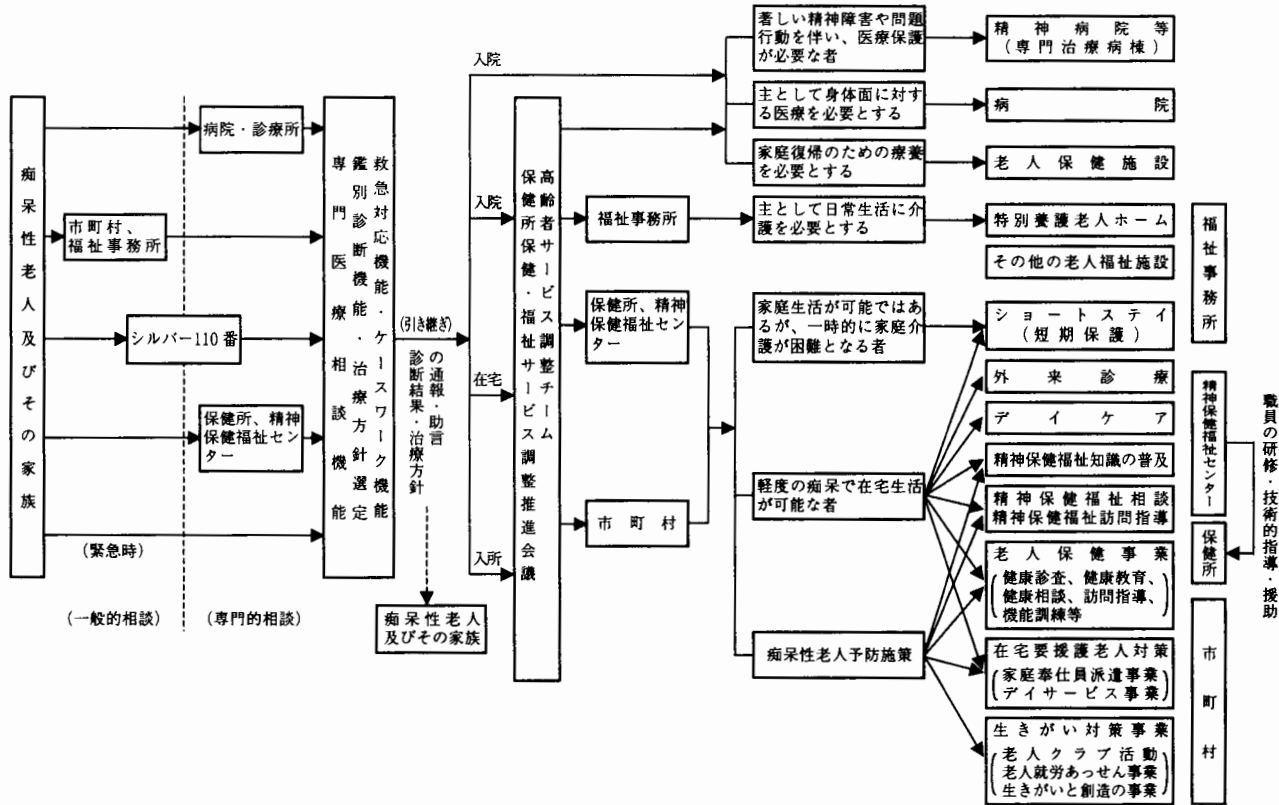
⑤ 在宅療法（特に診療報酬について）

- ・ 精神症状等が著しい通院中の老人性痴呆疾患患者又は家族に，療養・看護の方法，症状悪化への対処方法等の指導を行った場合，月1回に限り痴呆患者在宅療養指導管理料390点。
- ・ 精神障害者又はその家族に対し保健師，看護師等が訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合，週3回を限度として精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）として550点，社会復帰施設等に入所している複数ものに行つた場合精神科訪問看護・指導料（Ⅱ）として160点が算定できる。
- ・ 平成4年度より，老人保健制度において，指定老人訪問看護事業者（老人訪問看護ステーション）が制度化され，訪問看護が実施されている。老人訪問看護指示料は月に1回を限度として300点。

⑥ 国立療養所老人性痴呆疾患モデル事業

昭和62年度より開始され，全国8施設での事業実施を目標としている。

図1 老人性精神障害に対する施策一覧



事業内容は、

- ・ 老人性痴呆疾患の治療，看護に関する技術の開発・普及
- ・ ケアシステムの開発・普及
- ・ マンパワーの研修

(ウ) 在宅ケア対策

① 訪問指導

保健所保健師，市町村保健師による訪問指導。(相談事業の項を参照)

② 老人ホームヘルプサービス事業

身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人の家族に対しホームヘルパーを派遣し，家事，介護，相談，指導を行う。

③ 老人デイサービス事業

デイサービスセンターにおいて，身体が虚弱，寝たきり又は痴呆のため日常生活に支障がある老人に対して，日帰りで介護サービス（生活指導，日常動作訓練，入浴，給食等）を提供する事業。A，B，C，D，E型の5型があり，E型は痴呆性老人が毎日でも利用できる。

④ 老人短期入所事業

老人短期入所事業には，ショートステイ，ホームケア促進事業，ナイトケア事業があり，寝たきり及び痴呆老人を短期間，特別養護老人ホーム，老人短期入所施設又は養護老人ホームに入所させ，家族の代わりに養護する事業。

(i) ショートステイ

入所期間は，原則として7日以内であるが，市長村長が診断書等による審査で，入所期間の延長が止むを得ないと認める時は，必要最小限の範囲で延長可能。

(ii) ホームケア促進事業

当該老人と家族を施設に入所させ，家族に介護技術等を習得させ

る事業。

(iii) ナイトケア

夜間の介護が得られない当該老人を夜間のみ施設を入所させ養護する事業。

⑤ 日常生活用具給付等事業

在宅の寝たきり老人等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付または貸与する事業。

(i) 施設ケア対策

① 特別養護老人ホーム

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする老人であって、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させ、日常生活上必要なサービスを提供する施設。

入所費用は公費負担されるが、家族の負担能力に応じてその費用を徴収。

② 老人保健施設

病状安定期にあり入院治療する必要はないが、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする寝たきり老人等を対象に、必要な医療ケアと日常生活サービスを提供する施設で、心身の自立を支援し、家庭復帰を目指す中間施設として昭和61年の老人保健法等の改正により創設された。月6万円程度の利用者負担あり。

平成3年度より、痴呆性老人のうち、失見当識、不潔行為等の問題行動により、介護が相当程度困難と認められる者に対して、施設ケアの充実と介護家族の負担軽減を目的として、痴呆専門棟の整備が開始されている。

(ii) 保健・医療・福祉の連携（関係機関等の連絡会議、ケースワーク等）

① 保健所保健・福祉サービス調整推進会議〔保健所〕

保健所に設置され、在宅サービスを担う保健、医療、福祉などの関

係者で連携強化を図ることにより、保健師の訪問活動を効率的に推進することを目的とする会議で、保健所医師、保健所及び市町村の保健師等、医療機関、福祉事務所、福祉施設の職員等より構成される。

② 高齢者サービス総合調整推進会議〔都道府県・政令指定都市〕

高齢者に関する保健、医療、福祉等の各種サービスの総合的推進のために関係部局、関係団体等との意思統一、協調関係を樹立し、市町村における高齢者サービス総合調整推進を支援することを目的に、都道府県及び指定都市に設置されている。

民生部（局）長、衛生部（局）長、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、老人福祉施設協議会等の代表者等から構成される。

③ 高齢者サービス調整チーム〔市町村（特別区を含む）〕

高齢者の多様なニーズに見合う最も適切なサービスを提供するため、保健、医療、福祉などにかかわる各種サービスを総合的に調整、推進することを目的に市町村に設置されている。

市町村の保健、医療、福祉担当者及び保健師、保健所の保健師・精神保健福祉相談員、福祉事務所の老人福祉指導主事、医療関係者、老人福祉施設職員等より構成される。

(カ) 発生予防、啓発普及

① 発生予防

- ・ 老人保健事業における健康審査及び生活習慣改善指導
- ・ 老人保健事業における脳卒中情報システムの整備

患者家族の同意の下に医療機関から保健所を通じて市町村保健婦に対して脳卒中患者等の情報を提供し、必要なサービスを円滑に提供することにより、寝たきり等の発生を予防するもの。

② 啓発普及

- ・ 保健所における老人精神保健相談情報事業



・ 痴呆性老人問題シンポジウム等の開催

福祉、保健医療関係者の痴呆性老人問題についての理解を深め、地域住民や介護者に対し、この問題について正しい知識の啓発普及を図るとともに、地域ぐるみのケアのあり方等について議論を行うことを目的として、厚生労働省及び開催地都道府県主催の「痴呆性老人問題シンポジウム」を開催している。

(キ) マンパワーの確保、研修

① 老人保健技術者地区別研修会

老人保健法に基づく老人保健事業の実施に際し、保健所の医師による市町村への技術的指導・協力を充実させるために、技術の研鑽を図ることを目的とした研修。

研修対象者は、保健所の医師及び市町村の老人保健事業担当医師。厚生労働省が都道府県に委託して全国7ブロックで開催。研修期間は1日間。

② 教育研修事業

保健所保健師、市町村保健師に対し、医療機関、社会福祉施設等で在宅療養者に対する専門的な看護技術を習得してもらう研修〔臨床技術研修、研修期間10日間程度〕、保健所の医師及び歯科医師に対し、保健所活動に必要な基礎的な知識及び技術を習得してもらう研修〔保健所医師等研修、研修期間3日間程度〕、医師及び歯科医師を除く保健所技術職員に対し、職種別に専門的な知識及び技術を習得してもらう研修〔技術職員研修、研修期間5日間程度〕を、都道府県、保健所政令市、特別区で実施。

③ 健康診査管理指導等事業

保健事業の実施に当たる市町村保健師等に対し、市町村における保健事業を適切に実施するための知識及び技術の習得を目的とした2日間程度の研修を、都道府県で実施。

④ 痴呆性老人処遇技術研修

特別養護老人ホームの寮母等に対し、痴呆性老人の処遇技術の向上を図るため、処遇に関する実践的研修を1か月間、厚生労働大臣が指定した施設（59か所）で実施。

⑤ 介護実習・普及センター運営事業〔介護実習・普及事業〕

28都道府県、政令指定都市において実施。（平成7年）

事業内容は

- ・ 市民各層に対する老人介護意識の啓発、介護基礎知識・技術の習得
- ・ 家族介護者に対する介護知識・技術の習得
- ・ 介護専門職員を対象とした老人介護チームづくり及び地域組織づくりリーダーの育成
- ・ その他介護実習・普及に関する事業

⑥ 老人性痴呆疾患対策研修

国立療養所老人性痴呆疾患モデル事業の一環として、医師、看護師、ソーシャルワーカーに対し、老人性痴呆疾患患者に対する医療、看護、ケア等に関する専門的な知識及び技術の研修を5日間実施。

⑦ 精神科デイ・ケア課程

看護師に対し、精神科デイ・ケア、老人性痴呆疾患に関するケア・看護に係わる専門的な知識・技術の研修を、国立精神・神経センター精神保健研究所が年4回実施。研修期間は15日間。

◇ 上記研修の「老人性痴呆疾患保健医療指導者研修（専門研修）」、「老人性痴呆疾患対策研修」及び日本精神病院協会が行う「日本精神病院協会通信教育上級コース」を修了した看護師は、老人性痴呆疾患療養病棟入院医療管理科において、作業療法の経験を有する看護師とみなされる。

(9) 調査、研究

① 長寿科学研究の推進

厚生労働省長寿科学総合研究老年病分野痴呆疾患プロジェクトで各種研究。

② 長寿科学医療体制確立のための国立病院施設の整備

国立療養所老人性痴呆疾患モデル事業において、治療・看護に関する技術の開発、ケアシステムの開発、マンパワーの研修を実施。

(5) 痴呆性高齢者と介護保険制度

介護保険制度が平成12年度から導入されることとなっている中で、痴呆性老人の取り扱いについては、介護サービスの対象者として、65歳以上の要介護者、40～65歳未満の初老期痴呆が該当することとなっている。

また、特に痴呆を対象とする給付の内容としては、在宅では痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）、施設では老人性痴呆疾患療養病棟がある。

## 2. アルコール関連問題対策

アルコール関連問題とは、アルコールに起因するすべての問題を指す。したがって、単に疾患だけでなく、家庭内や職場などでの社会的問題を含む広い概念である。我が国のアルコール関連問題は、社会・経済状況の変化に伴い拡大しつつある。近年では、無節操な飲酒や未成年飲酒の増加など、アルコール関連問題の裾野の広がりである。

アルコール消費量の動きもこれと連動している。国際的な傾向に逆行して、我が国のアルコール消費量は年々増加している。その率は一時に比してやや鈍ってはいるものの、平成8年には成人人口一人あたり年間8.7リットル(アルコール分100%換算)に達している。これに伴い大量飲酒者も増加し、さまざまな障害につながっている。

### (1) アルコールの疫学

アルコールの年間アルコール消費量は表1のとおり年々増加の傾向を示しており、平成8年では85.2万キロリットルとなっている。

成人飲酒人口については、昭和40年の約2,700万人に比して平成8年では2倍以上の約6,500万人におよんでいる。特に女性の飲酒者の増加が著しい。なお、大量飲酒者(毎日純アルコールにして150ml:日本酒換算で約5合半を飲む者)は平成8年で約236万人と推定されている。

未成年者の飲酒については、平成8年度厚生科学研究「未成年者の飲酒行動に関する実態調査」研究班(主任研究者:箕輪眞澄国立公衆衛生院疫学部長)が全国の学校を対象に抽出調査を実施した結果から、男子の高校生(3年)の3人に1人が月に1~2回お酒を飲んでいることが報告されている。(表2)逆に、未飲酒の者が男子で24%、女子で21%と報告されている。

表1 アルコール消費量と飲酒者数の推移

	純アルコール		成人人口			飲酒者		大量飲酒者	
	消費量	指数		1人あたり			指数	推計数	指数
				消費量	指数				
40年	364,640	100.0	62,257	5.86	100.0	26,626	100.0	1,030	100.0
45年	483,225	132.5	70,345	6.87	117.3	33,116	124.4	1,400	135.9
50年	585,743	160.6	76,726	7.63	130.0	39,673	149.0	1,705	165.5
55年	658,291	180.5	81,210	8.11	138.4	45,261	170.0	1,905	184.9
60年	733,399	211.1	85,427	8.59	146.6	57,009	214.1	2,023	196.4
62年	756,586	207.5	87,319	8.66	147.8	58,276	218.9	2,095	203.4
63年	787,687	216.0	88,335	8.92	152.2	58,975	221.5	2,206	214.2
元年	772,742	211.9	89,439	8.64	147.4	59,706	224.2	2,137	207.5
2年	754,646	207.0	91,033	8.87	151.4	60,764	228.2	2,058	199.8
3年	820,975	225.1	92,241	8.91	152.0	61,577	231.3	2,296	222.9
4年	829,571	227.5	92,690	8.95	152.7	61,874	232.4	2,325	225.7
5年	826,109	226.6	93,876	8.80	150.2	62,669	235.4	2,338	226.9
6年	833,051	228.5	95,753	8.70	148.5	63,978	240.3	2,310	224.3
7年	835,296	229.1	96,998	8.61	148.5	65,391	241.0	2,316	224.9
8年	833,855	228.7	97,936	8.51	145.3	64,773	243.3	2,302	223.5
9年	869,889	238.6	98,794	8.81	150.3	65,960	247.7	2,423	235.3
10年	815,301	223.6	99,621	8.18	139.7	66,497	249.7	2,211	214.7
11年	832,524	228.3	100,289	8.30	141.7	66,931	251.4	2,270	220.4

注1) 単位：純アルコール消費量はキロリットル，成人1人当たり消費量はリットル／年，人口等は千人。

注2) 純アルコール消費量は「酒のしおり（国税庁課税部酒税課）」に基づき作成。

注3) 成人人口は各年年10月1日現在推計人口（総務庁統計局）に基づき作成。

注4) 飲酒者数（成人男子の90%と成人女子の45%）は昭和43年と62年に行われた「酒類に関する世論調査」に基づき推計。

注5) 大量飲酒者推計数（1日平均150ml以上のアルコールを飲むもの）はWHOの計算方式によった。

$$\text{大量飲酒者数} = \text{飲酒人口} \times \frac{0.174X + 0.00793X^2}{100}$$

X：飲酒人口1人当たりの純アルコール換算年間消費量  
作成：厚生省保健医療局地域保健・健康増進栄養課

表2 未成年者の飲酒率

	未飲酒者率	月に1～2回 飲む者率
中学1年男子	41.9%	12.2%
中学1年女子	49.7%	10.0%

高校3年男子	21.3%	34.7%
高校3年女子	24.4%	28.9%

表3 アルコール依存症等患者数（推計）

	昭和43年	50	55	62	平成2年	5	8	11	14
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
アルコール 精神病	1,720 (100.0)	3,300 (191.9)	1,900 (110.5)	2,500 (145.3)	2,800 (162.8)	2,500 (145.3)	2,100 (122.1)	2,300 (133.7)	2,800 (162.8)
アルコール 依存症	13,000 (100.0)	15,200 (116.9)	18,200 (140.0)	19,600 (150.8)	19,300 (143.5)	16,800 (129.2)	21,700 (166.9)	17,100 (131.5)	17,100 (131.5)
合 計	14,720 (100.0)	18,500 (125.7)	20,100 (136.5)	22,100 (150.1)	22,100 (150.1)	19,300 (131.1)	23,800 (161.7)	19,400 (131.8)	19,900 (135.2)

注：（ ）内は、それぞれ43年対比の指数を示す。

資料：厚生労働省「患者調査」

一方、患者調査によると、アルコール関連疾患により医療を受けている者は約10万人である。（表3）。この数字は上記の大量飲酒者推計数よりかなり少なく、医療機関を受診していないアルコール依存症が非常に多く存在すると推定されている。

## (2) アルコール関連問題

アルコール依存症は重大な疾患で、アルコール関連問題の頂点に位置するものである。しかし、アルコール関連問題の真の重大さは、裾野部分の広がりにある。その全体像を疫学データとして捉えることはなかなか困難であるが、一年間にアルコール関連問題全体に対して我が国の社会が支払っている金額は約6兆6千億円（1987年）（表4）と推定されており、問題の深刻さを物語っている。この中には医療費に加えて、欠勤等による生産性の低下や、事故・犯罪に関わる費用等が含まれている。

### ア アルコールに起因する身体的障害

アルコールは全身あらゆる臓器の障害を引き起こす。特に頻度の高い

のは肝障害である。肝臓は摂取されたアルコールの90%以上を分解する臓器で、大量飲酒した場合には肝障害はほぼ必発と言える。肝障害は脂肪肝、肝炎、肝硬変と進む。その他には消化管障害、膵炎、糖尿病などが多い。このような事実自体は医学の常識に属することだが、全体像は把握されにくいものである。費用の面から見ると、国民医療費の6.9%（1987年）（表5）がアルコール乱用に関連した疾患に費やされていると推定されている。

#### イ アルコールに起因する精神的障害

アルコールは中枢神経系に作用する薬物であり、さまざまな精神症状を引き起こす。

##### a アルコール依存症

アルコール依存とは端的には飲酒をやめられないことである。飲酒によって大きな問題を引き起こしているにもかかわらずやめられない時、アルコール依存症と診断される。依存症では、長期の飲酒により中枢神経系に何らかの変化が起こっていると考えられるが、その本態はいまだ不明である。多くは耐性や離脱症状を伴う。

##### b アルコール乱用

依存症には至らないまでも、何らかの有害な飲み方をすることが乱用である。

##### c 急性アルコール中毒

中毒とは毒に中（あた）ることで、物質による生体へのすべての有害作用を含む。これには慢性と急性があるが、最近では慢性アルコール中毒という言葉はあまり使われない傾向にあり、急性アルコール中毒という言葉だけが残っている。一般には、飲酒すると、アルコール血中濃度に応じて微酔爽快期（ほろ酔い）から昏睡期までの症状が順次出現するが、イッキ飲みなどの形で短時間に大量のアルコールを摂取すると、急性中毒として意識障害、呼吸麻痺などを呈し、極端な場

合には死に至る。

#### ウ アルコールに起因する社会的障害

家庭内における虐待、離婚、夫婦間暴力や、職場における欠勤、生産性低下、さらには事故や犯罪に至るまで、さまざまな社会的問題がアルコールによって引き起こされている。しかし、問題の大きさは過小評価されていることが多い。たとえば、アルコールは企業の健康問題の中では最大のもののひとつで、生産性低下の大きな原因となっている。また、交通事故では飲酒運転が重大であることはもちろんだが、歩行者の事故としてもアルコールがきわめて大きな要素を占めていることは見過ごされやすい。

表4 日本におけるアルコール乱用による社会的費用：1987年

	(100万円)
主費用	
直接費用	
治療	1,174,190
医療費	(1,095,687)
その他の治療費用	( 78,503)
支援	88,586
間接費用	
死亡	923,081
有病	4,415,597
生産性の低下	4,257,277
労働不能による損失	( 158,320)
関連費用	
直接費用	
自動車事故(物損)	3,498
犯罪	151
社会福祉プログラム	23,477
その他	8,915
合計	6,637,495

資料：我が国のアルコール関連問題の現状



表5 傷病分類別の飲酒に起因する医療費：1987年

傷病分類	傷病分類別医療費 (十億円)	飲酒に起因する医療費 (十億円)
感染症及び寄生虫症	456	74.7
新生物	1,174	74.0
精神障害	1,114	53.2
循環系の疾患	3,780	1.6
消化系の疾患	1,881	639.5
神経系及び感覚器の疾患	978	17.2
内分泌、栄養及び代謝疾患並 びに免疫障害	669	126.4
損傷及び中毒	1,091	109.1
合計	15,816 <sup>a</sup>	1,095.7

資料：我が国のアルコール関連問題の現状

### (3) アルコール関連問題対策

アルコール関連問題の原因はアルコールであり、したがって対策は予防が第一であるべきことは明らかである。我が国の施策は「適正飲酒」をキーワードに進められている。適正飲酒とは飲酒を奨めるものではなく、成人であれば酒を飲むか否かは自由であるが、飲む場合は有害な飲み方を避けるという意味である。

適正飲酒は、厚生省で開かれた昭和52年、53年の2年間にわたる「アルコール中毒診断会議」、昭和54年度にもうけられた「アルコール飲料と健康に関する検討委員会」、で論議された結果打ち出されたものである。

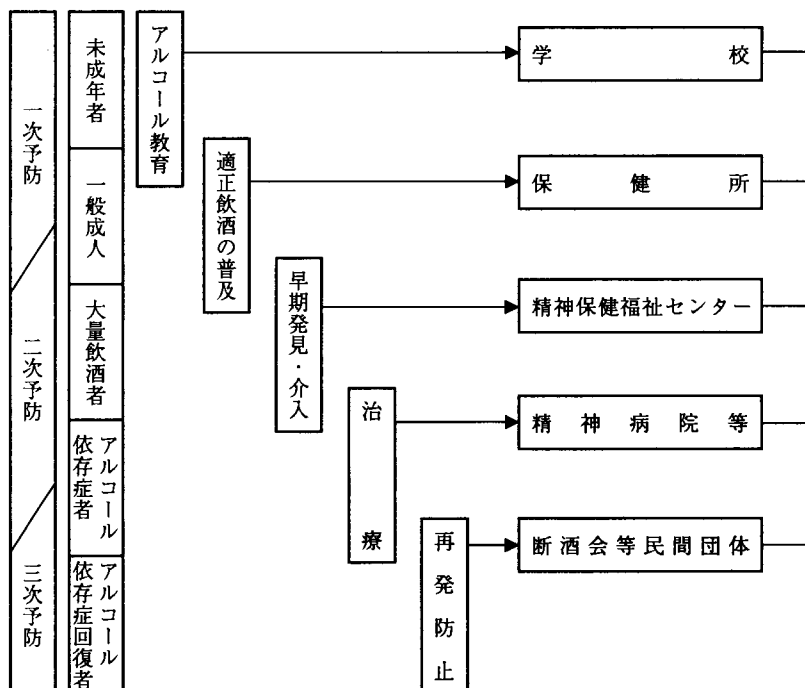
昭和60年10月9日には、公衆衛生審議会より「アルコール関連問題対策に関する意見」が厚生大臣に提出され、将来の包括的な方針が示されている。また、平成5年10月1日、公衆衛生審議会精神保健部会アルコール関連問題専門委員会は、未成年者の飲酒問題等深刻化するアルコール関連問題を予防するため以下の提言を行った。

1. 適正飲酒教育、未成年者への健康教育等、知識の普及

2. マスメディアを通じる広告宣伝の配慮
3. アルコール飲料の販売形態，特に酒類自動販売機の撤廃
4. アルコール医療専門スタッフ養成のための研修の拡充等

実際の対策は予防と治療に大別される。予防は一次予防（問題自体の発生子防），二次予防（早期発見，早期治療），三次予防（再発防止）に分けられる。治療はここでは便宜上二次予防に含める。これらを各地域の実情に応じて精神保健福祉センターが中心となって行い，保健所・市町村をはじめ，教育機関，医療機関，社会福祉機関，断酒会等ボランティア団体等と相互の連携を図り，また，小売酒販業者等酒類の製造・販売・提供にかかわる人々の協力を得て，総合的に行う必要がある。

図1 アルコール関連問題の予防対策



## ア 一次予防

問題発生以前に手を打つのが一次予防である。一般成人と未成年が対象になる。新たな問題発生を防止するため、学校・地域・企業などを舞台にした啓発・教育を行う。未成年の飲酒が拡大しつつある現在、学校におけるアルコール教育の重要性は強調されるべきである。一般国民に対しては、アルコールに関する正しい知識を普及させることが第一である。これによって適正飲酒、すなわち飲酒する場合は有害な飲み方を避けるという姿勢の普及を図る。さらに重要なことは、未成年や疾病を有する者等アルコール飲料を摂取することが社会的・医学的見地から不適当な者はアルコール飲料を飲んではならないという知識の普及を行うとともに、これにかなった社会環境の整備に努めることである。

## イ 二次予防

早期発見・早期治療を二次予防という。特に、プレアルコホリックと呼ばれる、アルコール依存症のいわば予備軍にあたる段階での治療・介入がより効果的である。したがって、早期発見のノウハウの確立がまず求められる。このためには、医療機関と学校・地域・企業などとの有機的な協力が不可欠である。精神保健福祉センター、保健所等において、アルコール依存症のみならず、プレアルコホリックやその家族等を対象に相談指導、診断を行い、精神病院等医療機関の紹介等必要な処置を行っている。

ひとたびアルコール依存症に至った場合は断酒を目的とした医療を行う。広義の精神療法を中心とした外来治療が原則である。外来では治療効果が乏しい場合、または重篤な身体合併症を伴う場合には入院治療の適応となる。一般には第Ⅰ期及び第Ⅱ期に分けて行う。

### <第Ⅰ期入院治療>

いわゆる「解毒」である。離脱症状、急性アルコール中毒及びこれらに伴う不穏、興奮、異常行動等に対する心身両面の医療を中心とする。

必要に応じて医療・保護のために必要な行動制限を行い得る精神科医療施設で行うことが望ましい。同時に内科的疾患にも対応しうることが必要である。入院期間は原則として短期間（おおむね1～2週間）とする。

#### <第Ⅱ期入院治療>

いわゆる「リハビリテーション」である。退院後も安定した断酒生活を行うことができるよう「断酒への動機づけ」を主目的とし、集団精神療法、作業療法等を行う。また、状態に応じて断酒会、AA等への参加を行う必要がある。以上は三次予防の概念と重なる部分も大きいと言える。

我が国で最初のアルコール専門病棟は、昭和38年に国立療養所久里浜病院（現 独立行政法人国立病院機構久里浜病院）に設立され、ここではじめて上記の治療システムが実施された。現在久里浜病院はアルコール依存症の治療に加え、予防・研究・教育等の基幹病院となっている。平成12年6月30日現在でアルコール専門病床は全国に4,332床存在している。

#### ウ 三次予防

アルコール関連問題は再発がきわめて多い。これを防止するのが三次予防である。嫌酒薬を用いながら外来治療を基本とし、必要に応じて断酒会等自助グループ活動に参加する。デイケアなどの社会復帰プログラムも有用である。

#### (4) アルコール依存症の研修

現在我が国の医学部にはアルコールの講座は存在せず、以上の対策を実施するためにはマンパワーの養成の場が必要である。この目的のため、独立行政法人国立病院機構久里浜病院において「アルコール依存症臨床医等研修」が昭和50年度から行われている。これは、医師、看護師、保健師、PSW等を対象とし、春と秋の年2回実施され、平成16年度までに合計4,573人が修了している。

## 研修内容（平成16年度）

平成16年度の研修内容は以下のとおりであった。

### (1) 研修内容

日 程	医師コース	保健師コース	看護師コース	精神保健福祉士等 コース
第1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開講式</li> <li>・医療行政の現状</li> <li>・院内オリエンテーション</li> <li>・アルコールの精神医学</li> <li>・アルコールの治療システム</li> <li>・アルコールの公衆衛生学</li> <li>・自己紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開講式</li> <li>・院内オリエンテーション</li> <li>・久里浜病院の治療システム</li> <li>・アルコール症の概念と治療</li> <li>・各施設の概況紹介</li> <li>・アルコール関連問題の現状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開講式</li> <li>・院内オリエンテーション</li> <li>・各施設の概況紹介</li> <li>・久里浜病院の治療システム</li> <li>・アルコール依存症の看護</li> <li>・アルコール関連問題の現状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開講式</li> <li>・アルコール関連問題の現状</li> <li>・院内オリエンテーション</li> <li>・アルコール症の概念と治療</li> <li>・久里浜病院の治療システム</li> <li>・各施設の報告</li> </ul>
第2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコールと神経系疾患</li> <li>・外来実習</li> <li>・病棟実習</li> <li>・アルコール医療で体験したこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟実習及び外来実習Ⅰ</li> <li>・アルコールの内科学</li> <li>・胎児性アルコール症候群</li> <li>・認知行動療法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知行動療法No1</li> <li>・病棟実習（Ⅰ）</li> <li>・病棟実習（Ⅱ）</li> <li>・認知行動療法No2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟実習及び外来実習</li> <li>・アルコール症と家族</li> <li>・アルコールの地域支援</li> </ul>
第3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再飲酒防止プログラム</li> <li>・アルコール関連問題の予防</li> <li>・認知行動療法</li> <li>・治療総論</li> <li>・A, A</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール依存症の治療</li> <li>・アルコール関連問題予防センターの活動の実際</li> <li>・胎児性アルコール症候群の早期発見・早期介入</li> <li>・A, A</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族関係論</li> <li>・アルコール依存症者の否認を打破する関わり</li> <li>・アルコール関連問題予防センターの活動の実際</li> <li>・アルコール症の概念と治療</li> <li>・A, A</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコールの内科学</li> <li>・アルコール関連問題の予防</li> <li>・アルコール症者と家族へのケースワーク面接</li> <li>・アルコール症からの回復</li> <li>・A, A</li> </ul>
第4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール症と家族</li> <li>・外来実習</li> <li>・病棟実習</li> <li>・アルコール専門診療所における治療の実際</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟実習及び外来実習Ⅱ</li> <li>・地域におけるアルコール関連問題の予防活動について</li> <li>・家族ミーティングについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業療法</li> <li>・病棟実習及び外来実習</li> <li>・女性アルコール依存症者の生理的特徴</li> <li>・アルコールの内科学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟実習及び外来実習</li> <li>・生活保護とアルコール依存</li> <li>・アディクション</li> </ul>
第5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟ミーティング</li> <li>・アルコール内科学及び生化学</li> <li>・討議</li> <li>・閉講式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族関係論</li> <li>・アルコール相談</li> <li>・第1次予防</li> <li>・討議</li> <li>・閉講式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・否認を打破する面接法インターベンション</li> <li>・家族会</li> <li>・アルコール相談</li> <li>・閉講式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターベンション</li> <li>・アダルトチルドレン</li> <li>・グループ討議</li> <li>・討議</li> <li>・閉講式</li> </ul>

### 3. その他の地域精神保健対策

#### (1) 精神障害の正しい理解のための普及啓発事業

精神保健福祉施策を推進するうえで、精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解を持つことは重要かつ必要不可欠な視点であるが、未だ国民の精神疾患等に対する正しい理解の普及啓発は十分でない状況にある。

こうした状況を改善すべく「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」を設置し、精神疾患等の正しい理解のための普及啓発の具体的な方策等について検討したところであり、平成16年3月25日に普及啓発指針「こころのバリアフリー宣言」がまとめられたものである。

今後、本指針に基づく普及啓発として各種PR活動を展開することにより、地域における普及啓発活動を支援し、精神疾患や精神障害者に対する正しい理解の普及啓発を促進し、精神疾患の予防、精神障害者の社会的自立の促進を図るものである。

#### ア 指針・行動計画に基づいた普及啓発事業

メディアを活用したPR・広告活動（ポスター・パンフレットの作成、配布）を行うことにより、地域における普及・啓発活動の支援を行う。

#### イ 普及・啓発活動を行う当事者（スピーカー・ビューロー）育成のための専門家養成事業

精神障害者等に対する正しい理解の促進及び精神障害者の自立と社会参加を目的として、当事者が自らの体験を地域住民や事業場で働く従業員等に話すなど、その普及・啓発活動の重要な担い手として地域・職場で活躍することは重要であり、このような当事者の育成及び当事者が活躍できる場の開発ができる専門家を養成するための研修を行う。

#### (2) 思春期精神保健対策

青少年を取り巻く生育環境は様々に変化しており、思春期を中心に登校拒否、家庭内暴力、校内暴力等の適応障害や不安、抑うつ、無気力等の神経症的症状、

過換気、拒食、嘔吐等の心身症的症状をもつ青少年が増加し、あるいは有機溶剤、鎮咳剤等の薬物依存が広がっている。これらの問題に対処するため、次のような対策を進めている。

#### ア 精神保健福祉センターにおける相談指導等

精神保健福祉センターでは、地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する地域の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持・増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的として事業を行っている。

思春期精神保健にかかわる専門医師等の職員の取り組みは以下の通りである。

##### (7) 思春期精神保健に関する知識の普及

一般住民、特に精神発達の途上にある者及びその家族、並びに教育関係者に対して思春期精神保健に関する知識を普及することによって、適応障害の発生予防に資する。

##### (4) 相談指導及び適応障害の早期発見等

精神発達の途上にある者及びその家族に対する相談指導等を行うとともに、適応障害の早期発見に努め、児童相談所や教育機関への連絡、医療機関への紹介等必要な処置を行う。

##### (7) 技術指導及び技術援助

児童相談所、教育機関等の関係諸機関に対し、従事者の研修、実地指導を通じて、専門的立場からの積極的な技術指導及び援助を行う。

##### (エ) 関係機関との連携の強化

思春期精神保健対策の円滑な推進を図るため、児童相談所、教育機関、保健所、医療機関、社会福祉機関、PTA等との連携を強化する。

#### イ 専門職に対する研修

(7) 思春期精神保健にかかわる専門技術者に対して、専門知識の習得や技術向上を図り、あわせて学校や教育相談所、指導相談所、保健所、精神保

健福祉センター，病院等で地域精神保健のネットワークを一層展開していく連携技法の体得を目的として，思春期精神保健特別講座（主催：財団法人安田生命社会事業団，協賛：厚生労働省）を開催している。

受講資格者は思春期精神保健の業務に従事する医師，看護師，臨床心理技術者，保健師，精神保健福祉相談員，教諭等で，規定の経験をもつ者である。講座についての照会先は（財）安田生命社会事業団思春期精神保健特別講座係（〒170-0013東京都豊島区東池袋1-34-5，電話03(3986)7021）。

- (4) 精神保健福祉センター，病院，児童相談所，学校等で思春期児童の専門相談等を取り入れ，各機関での活動の充実を図ることを目的として，（社）日本精神科病院協会において，思春期児童の心のケアの専門家の養成研修等を実施している。

受講資格者は，医師，看護師，保健師，精神保健福祉士等である。

### (3) 心の健康づくり対策

社会の変化は近年，著しいものがある。急速に発達する技術とそれによってもたらされる技術革新の波，流通・情報などを始めとする社会産業構造の変化，人々や産業の都市集中化やモータリゼーションに代表される生活環境の変化，そして否応なしに進む国際化の波等々，現代人はかつて経験したことがない急速な変化の渦中にある。

また，家庭環境の変化としては，核家族化，女性の職場進出に伴う共稼ぎ世帯の増大等により，家庭の機能が低下していることや，高齢化の進行に伴って老人世帯，特に老人単身世帯が増加していることも見逃すことのできない現象である。

このように，おびただしい量の情報の処理や急激な変化に適応するためのストレスが増大するにもかかわらず，逆にストレスを緩和するために重要な役割を果たす職場や家庭等での人間的接触がむしろ希薄化するという現代社会においては，ストレス対策を含む心の健康づくり対策の推進が精神保健福祉行政の大きな課題とされている。このような観点から，昭和62年に行われた精神衛生



法の改正においても、法の名称を精神保健法と改め、広く国民の精神保健の保持及び増進を図ることが法律の目的の一つとされたものである。

#### ア 心の健康づくり対策の経緯

心の健康づくり対策が施策に取り入れられるようになったのは、近年のことである。これは、従来、精神保健（衛生）行政は統合失調症等の精神病患者に対する医療施策を推進することが中心で、予防や相談等の保健施策を展開することや精神病以外の精神疾病を対象とする施策については視野の外に置かれがちであったことによる。この背景としては、精神科領域では、一般疾病に比べて病因や発生機序に解明されていない部分が大きく、予防施策を講ずることが困難なことや、精神病以外の精神疾病対策に取り組むだけの組織体制が確立されていなかったことなどが挙げられる。

しかし、冒頭に記したように、社会生活環境の変化に伴ってストレス対策を含む心の健康づくり対策に取り組むことが、国民の精神的健康の維持・向上を図るために重要な課題と認識されるに至った。このため、昭和60年度に精神保健福祉センターにおいて、「心の健康づくり推進事業」を開始している。

#### イ 心の健康づくり対策に関連する事業

##### (7) 心の健康づくり推進事業

精神保健福祉センターにおいては、昭和60年度から地域住民を対象とした心の健康づくりに関する事業を実施しており、平成15年度においては、保健所等に対する技術援助・指導2,277件、精神保健相談29,516件実施している。

また、平成2年度からは専門の知識を有する者による専用電話「こころの電話」を新設し、相談体制の充実を図っている。

##### (4) メンタルヘルス対策

災害時に生じるPTSD（外傷後ストレス障害）等に対し、適切な対応を図るため、平成8年度より、精神医療や精神保健福祉業務に従事し

ている医師等を対象に、PTSDに対しての診断、治療及び相談指導等についての研修を行い、メンタルヘルスに関する資質の向上を図っている。

- (ウ) 精神保健福祉センター、病院、保健所等でPTSD（外傷後ストレス障害）相談事業を取り入れ、各施設での活動の充実を図ることを目的として、(社)日本精神科病院協会において、PTSD専門家の養成研修等を実施している。

受講者資格者は、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等である。

#### (4) 「性」に関する対策

近年、人口や産業の都市集中、技術革新による情報化社会といった社会環境の急激な変化や核家族化や少子化に伴う一人っ子の増加等の家族構成の変化、特に若者に代表される個人の価値観の多様化等を背景として、青少年の性衝動のコントロール不足、心因性性機能障害、若年妊娠、性倒錯、性感染症等の性に関する問題が顕著化している。

それとともに、性に関する情報が氾濫している一方で、性に関する正しい知識の普及が必ずしも十分でない。このような状況の中で、思春期から老年期までの幅広い年代層において、単にいわゆるセックスの問題だけではなく、人間的接触の希薄化という広汎な性に関する悩みが増加している。

我が国においては、「性に関すること」は、欧米諸国と異なり、昔からタブー視され、人々が口にしながらない傾向が強い。しかし、相談者にとって、性の悩みは人間の基本的欲求である「性欲」とも大きく関わっており、さらに個人の価値観や人間関係にも深く根ざしており、問題は深刻である。

そのため、誰にも相談ができず、一人で悩み、その結果、社会適応ができなくなったり、精神障害、自殺というような最悪の事態を招くこともある。

こうした問題については、単に精神的側面ないし、身体的側面の問題ではなく、相互に絡みあっており、夫婦、親子関係等の人間関係にも関わっているこ

とから、産婦人科医、泌尿器科医等の専門化による本人及びその家族に対する個別面接による対応が必要であるとして以下のような対策を講じている。

#### ア 性に関する心の悩み相談事業

平成3年度より新たに、「性に関する心の悩み相談事業実施要領」に基づき、全国の47保健所に相談窓口を設置し、性に関する総合的な相談事業を行うとともに、性に関する正しい知識の普及啓発等を行うことにより、地域住民の精神的健康の保持増進を図ることとした。

#### イ その他の関連事業

各都道府県に設置されている精神保健福祉センターでは、心の健康づくり推進事業が実施されており、そのなかでも性に関する相談が受けられるような体制を整備している。

性に関する対策は、保健医療の分野以外に教育、福祉、警察との関係も密接に関わるため、これらの機関とも十分連携を図りながら推進することが望まれる。

#### (5) 「ひきこもり」に関する対策

いわゆる「ひきこもり」は、単一の疾患や障害の観念ではなく、一つの社会的状況を呈する状態を指すものと考えられている。また、本人のみならず家族の苦しみや不安は大きく、精神保健福祉センター等においても男性や青年からの相談が多くなっており、社会的にも問題となっている。

「ひきこもり」については、以下のような対策を講じているところである。

- ①保健所、精神保健福祉センターによる相談支援。
- ②相談支援の質的向上のため、「ひきこもり」対応ガイドライン（厚生労働科学研究班で作成）。
- ③児童における「ひきこもり」に対しては、大学生を家庭に派遣し援助する事業。

## 4. 薬物乱用防止対策

### (1) 薬物乱用の現状と対策

近年、我が国の薬物乱用状況は国際化の進行の中で大きな節目を迎えている。主要な乱用薬物は、相変わらず覚せい剤と有機溶剤であるが、特に覚せい剤の乱用は大きな社会問題となっている。

そもそも、我が国の薬物乱用は昭和20年代の覚せい剤（いわゆるヒロポン）の流行、30年代のヘロイン及び睡眠薬の乱用を経て、40年代後半からシンナー等有機溶剤の乱用及び再び覚せい剤の流行を迎え、今日に至っている。さらに、大麻の乱用も確実に増加していると推定される。

昭和20年代の第1次覚せい剤乱用期から現在に至るまでの覚せい剤取締法違反検挙人員の推移は、図1のとおりで、第1期乱用期は昭和29年をピークとして薬事法改正、あるいは覚せい剤取締法制定及び改正、国民の広範な覚せい剤撲滅運動等によって、32年一応鎮静化をみた。しかし昭和40年代半ばから再び覚せい剤は流行の兆しを見せ始め、検挙人員は55年以降2万人を超え、59年には24,372人とピークに達した。その後、減少傾向、平衡状態にあったものの、平成7年には17,364人と再び増加に転じた。平成9年1月、従来の総理府を中心とする薬物乱用防止対策推進本部が首相を本部長とする組織へと格上げされた。平成10年1月、警察庁より「第3次覚せい剤乱用期」への突入が宣言されたが、この第3次覚せい剤乱用期は、①一部外国人による密売の増加、②乱用の高校生までの浸透、③新しい通信技術の悪用、④密造拠点の海外での新たな展開に特徴づけられる。特に、高校生等の若年者にまで乱用が拡大したことは、由々しき事態として早急な対応が要請されるところである。

覚せい剤は、アンフェタミン、メタンフェタミンを中心とする中枢神経興奮薬である。しかし、依存性が強く、乱用により容易に依存状態を生みだし、さらには幻覚・妄想状態を伴う中毒性精神病を高頻度に作り出す。その依存性の強さは、自己コントロールを遥かに凌ぐものであり、入手に絡む犯罪の増加と

幻覚・妄想による凄惨な事件が後を絶たない。

一方、シンナー等有機溶剤の乱用は、昭和42年、東京の新宿での接着剤吸入流行が全国へと拡散したものである。昭和47年に毒物及び劇物取締法が一部改正され、規制の対象として付け加えられた。幸い、シンナー等有機溶剤の乱用は、一時期ほどの勢いはないものの、乱用主体が未成年者であり、有機溶剤吸引による身体的及び精神的障害とともに、その後の覚せい剤乱用へのつながりが指摘されており、決して予断を許さない。

このような覚せい剤等の薬物乱用防止対策においては、青少年を中心に未だ薬物乱用に手を染めていない人への薬物乱用防止教育が重要である。同時に、取締りの強化が必要である。さらに、乱用・依存者の多くは、他の乱用・依存者からの誘いで薬物を乱用し始めていることに鑑み、乱用・依存者自体を減らす努力が必要とされる。

## (2) 薬物の乱用、依存および中毒

薬物乱用とは社会的常識から逸脱した目的又は方法で薬物を使用することを言う。薬物依存とは、生体と薬物の相互作用によって生じた薬物摂取をやめようと思ってもやめられない状態を言う。また、薬物中毒とは、薬物の摂取によって人体にもたらされる明らかに医学的対応を要する状態を言う。これには急性中毒と慢性中毒とがあるが、幻覚妄想状態等の精神病状態は中毒性精神病と言う。實際上、急性中毒状態は乱用の結果生じ、依存は乱用の繰り返しの結果生じる。また、依存の結果として慢性中毒状態が生じる。

したがって、乱用は本質的には司法及び取り締まり機関が関与するが、人々が乱用しないように薬物乱用防止教育が必要となる。一方、中毒は明らかに医療の対象である。しかし依存からの回復には、回復したいという依存者自身の決意がまず必要であり、断薬と同時に、薬物摂取に絡んだ一切の生活様式を改め、断薬を維持する必要がある。そのためには、医療だけでは対処しきれない側面が多々あり、医療、福祉、教育、取り締まり及び司法領域等の相互連携が必要となる。

なお、薬物乱用者および中毒性精神障害者、慢性中毒者（依存者）に関連した法律は以下の通りである。

**ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律**

この法律には、精神障害者が「精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されており、覚せい剤、有機溶剤、向精神薬、アルコール等による中毒性精神障害者と、精神病状態をきたしていない覚せい剤の慢性中毒者（依存者）に対する医療及び保護について規定している。

**イ 麻薬及び向精神薬取締法**

ヘロイン、モルヒネ、コカインなどを麻薬及び向精神薬として、麻薬中毒者（麻薬の使用に起因する身体的又は精神の異常が認められ、かつ麻薬への依存が認められる者）に対する入院措置について規定している。また、大麻及びあへんの中毒者についても、麻薬中毒者として処遇することを規定している。

**ウ 覚せい剤取締法**

覚せい剤の使用、製造、所持、譲渡の取締りについて規定している。

**エ 毒物及び劇物取締法**

トルエン、シンナーなどの有機溶剤の吸引、所持、製造、輸入、販売について規定している。

**オ 大麻取締法**

大麻の所持、栽培、譲渡の取締りについて規定している。

**カ あへん法**

けしの栽培とあへん、けしの所持、譲渡の取締りについて規定している。

**(3) 薬物乱用についての疫学調査の結果**

**ア 薬物乱用経験について（全国住民調査：層化2段無作為抽出法による全国満15歳以上の男女3,946人に対する訪問留置調査）**

(単位：%)

薬物名	周囲で乱用している人を知っている	過去に誘われたことがある	使用したことがある
覚せい剤	1.7	0.4	0.3
有機溶剤	4.7	1.6	1.8
大麻	0.8	1.3	0.5
コカイン	0.2	0.1	0.1
ヘロイン	0.1	0.16	0.0

平成9年度厚生科学研究費(麻薬等対策総合研究事業)「薬物依存・中毒者の疫学調査及び精神医療サービスに関する研究」(主任研究者：寺元 弘，分担研究者：福井進)

イ 中学生の「シンナー遊び」の状況について(全国中学生調査：層別1段集落抽出法による全国の中学生71,796人による自記式調査)

(単位：%)

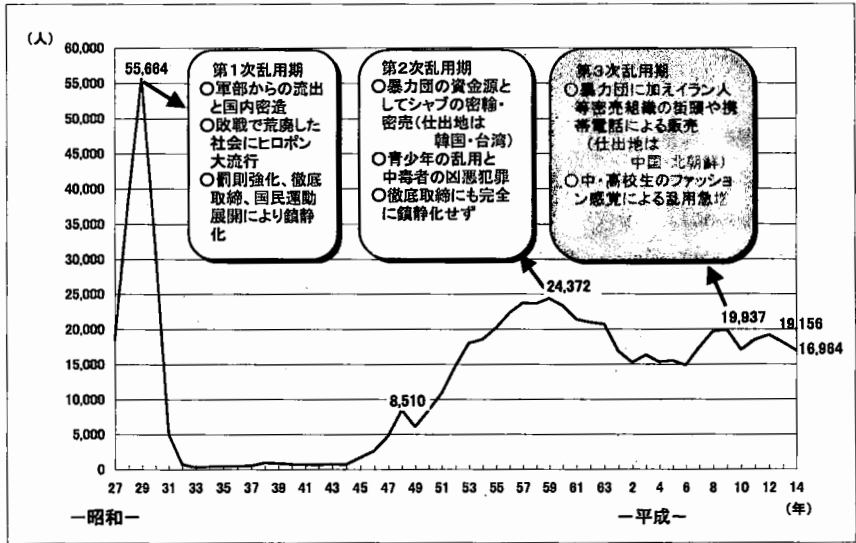
学年	身近にしている者がいる	誘われたことがある	経験したことがある
1年生	3.7	0.9	1.1
2年生	5.3	1.6	1.2
3年生	7.0	2.3	1.7
全体	5.4	1.6	1.3

平成10年度厚生科学研究費(医薬安全総合研究事業)「薬物乱用・依存等の疫学的研究及び中毒性精神病患者等に対する適切な医療のあり方についての研究」(主任研究者：和田 清)

ウ 全国の有床精神病院に薬物使用が原因で通院・入院した患者の原因薬物別割合

平成10年度厚生科学研究費(医薬安全総合研究事業)「薬物乱用・依存等の疫学的研究及び中毒性精神病患者等に対する適切な医療のあり方についての研究」(主任研究者：和田 清，分担研究者：尾崎 茂)

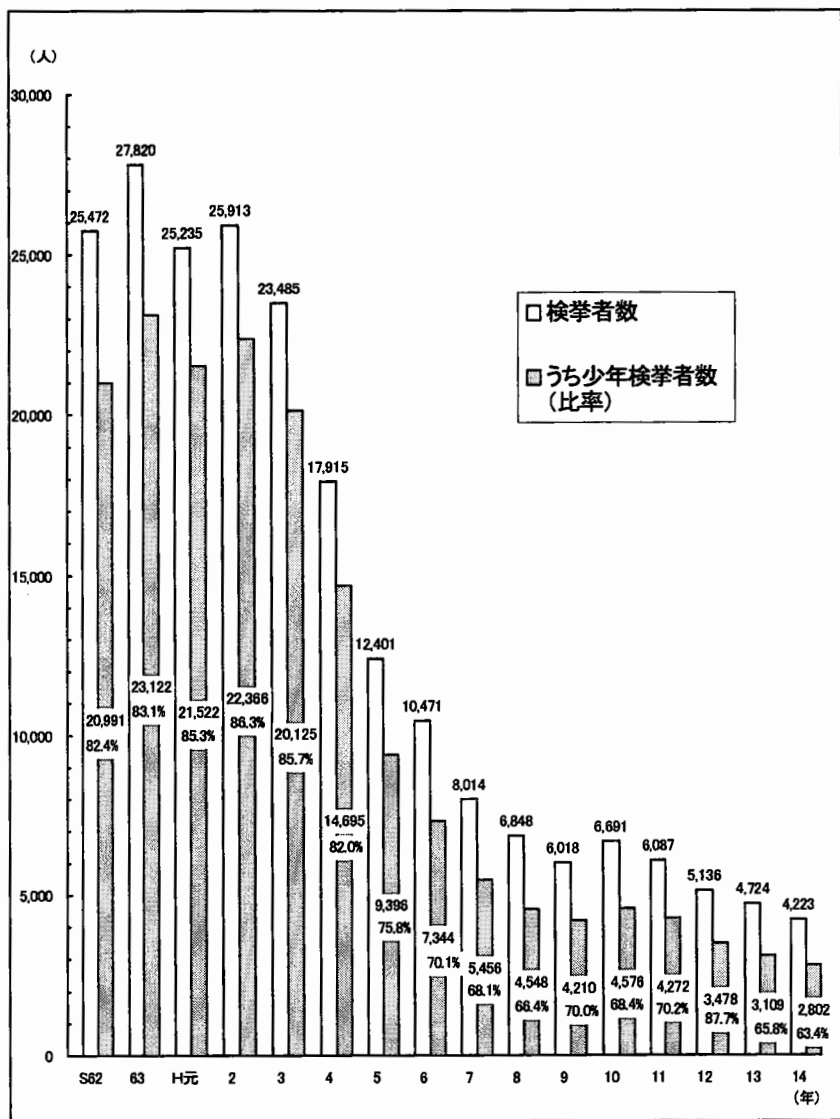
図1 覚せい剤事犯検挙者の年次推移(昭和27～平成14年)



出典:厚生労働省・警察庁・海上保安庁・財務省の統計資料による。

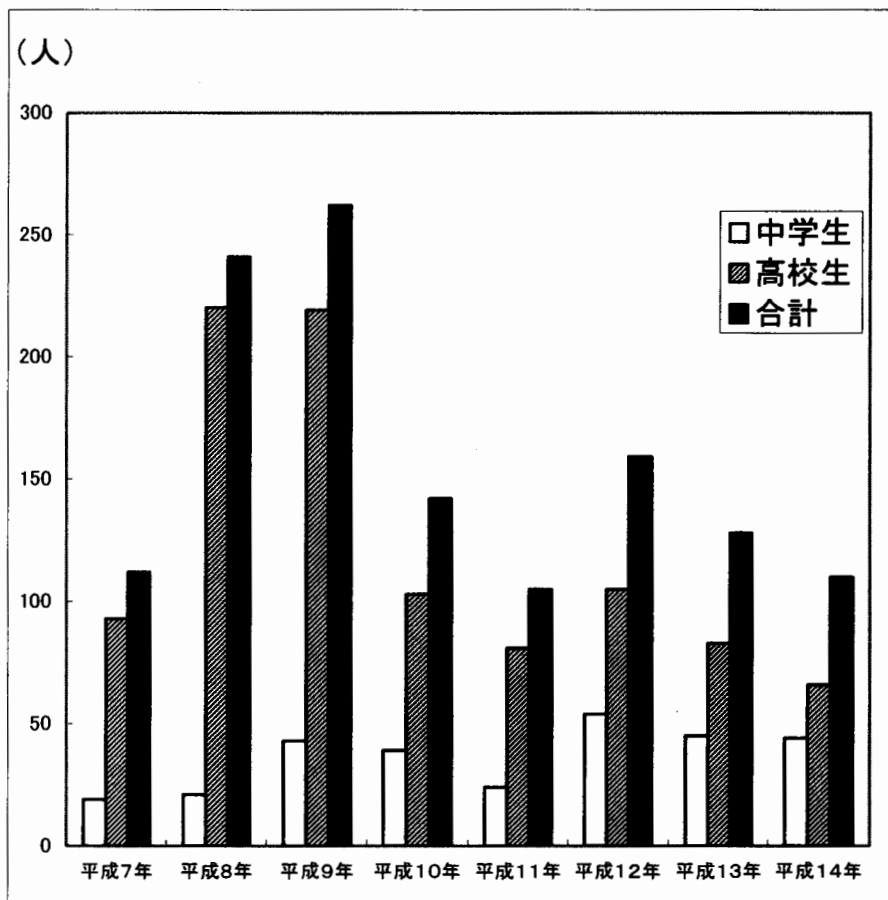


図2 シンナー等乱用者の年次別検挙者数及び少年の比率



出典：警察庁の統計資料による。

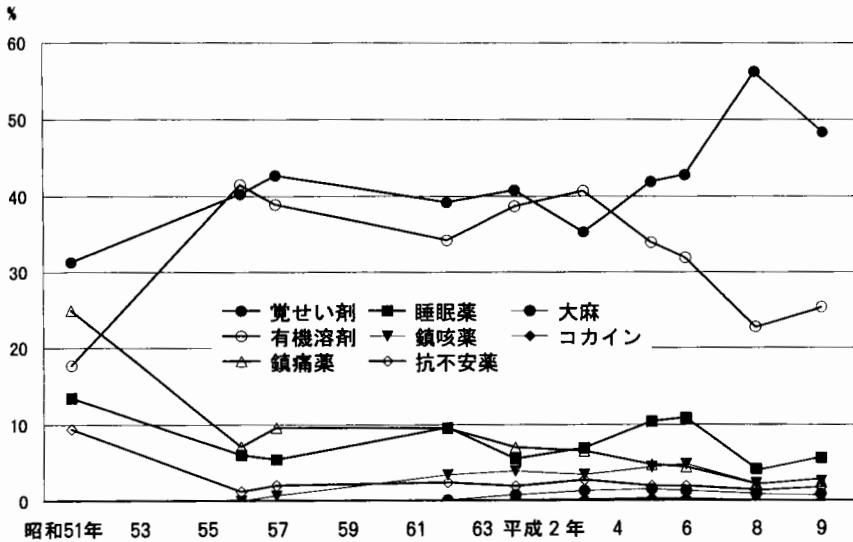
図3 覚せい剤事犯における中学・高校生の検挙者数（平成7年～平成14年）



区 分	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
中学生	19	21	43	39	24	54	45	44
高校生	93	220	219	103	81	105	83	66
合 計	112	241	262	142	105	159	128	110

\* 厚生労働省、警察庁、海上保安庁、財務省の統計資料の合計。

図4 全国の有床精神病院に薬物使用が原因で通院・入院した患者の原因薬物別割合



(昭和56年, 57年の調査は内科, 麻酔科等の一般診療科を含む)

出典：平成10年度厚生科学研究

#### (4) 覚せい剤慢性中毒者に対する医療及び保護

覚せい剤の慢性中毒者又はその疑いのある者（以下、「覚せい剤の慢性中毒者等」という。）についての医療及び保護は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて行われている。覚せい剤の第一次乱用期中の昭和26年に、覚せい剤取締法が制定されるとともに、昭和29年に精神衛生法が改正され、覚せい剤、麻薬、あへんの慢性中毒者又はその疑いのある者に対する医療及び保護に限り、精神障害者の規定が準用された。その後、ヘロイン等の流行により、昭和38年に麻薬取締法が改正され、麻薬とあへんの慢性中毒者又はその疑いのある者の措置入院制度が設けられた。

平成11年の精神保健福祉法改正により準用規定を廃止し、本来の精神障害者として位置づけた。

覚せい剤の慢性中毒者等については、自傷他害のおそれがある場合には、都道府県知事による入院措置の対象となり、そのおそれがない場合にも任意入院、医療保護入院等の他の入院の対象となりうる。また通院医療公費負担や保健所による訪問指導など、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく各種サービスの対象となっている。

なお、覚せい剤の慢性中毒者に対する医療及び保護の徹底を図るため、昭和56年に通知が発せられている。

#### (5) 薬物乱用・依存者に対する対応の現状

我が国における薬物乱用者に対する対応の現状については、平成6年度厚生科学研究費補助金（麻薬等対策総合研究事業）総合研究報告書「薬物依存者に対する相談・治療・処遇並びにアフターケアのあり方に関する研究班」（主任研究者：小沼杏坪）によると、以下の通りである。

##### ア 矯正の領域

薬物乱用者の大部分は、矯正施設で処遇されている。矯正施設は本来医療を目的とするわけではないが、断薬への動機づけへの端緒を与えるという点で、依存の治療に重要な機会を提供する。種々の「薬物犯教育」がなされているが、初犯者には有効であっても、再犯者（慢性乱用者）に対してどこまで有効であるか、検討の余地がある。矯正の領域と医療の領域とは連携は欠かせないが、今後精神医学が積極的な役割を担う一つの条件は、従来の中毒性精神病に偏した立場から、薬物依存の問題に射程を延ばすことである。

##### イ 教育の領域

ほとんどの「教育センター」では、教育相談がなされている。しかし、シンナー等有機溶剤乱用ケースへの対応としては、「関係機関へ紹介する」という対応が目立った。この関係機関としては、病院、精神保健福祉センター、保健所および警察への紹介となることが多かった。また、民間教育施設の中には、プレホスピタル的機能を果たしている施設があることが確

認された。

## ウ 精神医療の領域

下総精神医療センターは32床の専門病棟を有し、我が国における中毒性精神治療の中核として機能している。それ以外にも、アルコールを含む薬物関連精神疾患の専門病床を有する施設は40施設あり、これら専門病床数の合計は2,153床である。

中毒性精神病は薬物乱用および依存に起因する。したがって、幻覚妄想状態を中心とする精神病状態が改善してくると、その元にある依存が表面化してくる。したがって、中毒性精神病の治療は依存の治療と厳格に線を引けない現実があり、各臨床現場では対応に苦慮している。

全国の有床精神科医療施設を対象とした調査では、中毒性精神障害者及び薬物依存症者について、以下のことが指摘された。

- ① 他の精神障害者に比べて年齢が若く、働き盛りの年齢層に多い。
- ② 矯正施設への入所経験の比率が高い。
- ③ 無規範性や粗暴・威嚇的言動、並びに執拗要求など、種々の医療管理上の困難性が多く認められる。
- ④ 精神保健福祉法上の「隔離」「身体的拘束」を受ける比率が高い。
- ⑤ 専門治療病棟を有する施設では、それらを持たない施設に比べて、処遇がより一層適正になされている。

## エ 自助グループの活動

N A (Narcotics Anonymous) ミーティングと呼ばれる薬物依存から回復したいと願う依存者たちの匿名ミーティングが全国各地で開かれている。

また、ダルク (Drug Addiction Rehabilitation Center) という薬物依存からの回復者たちによる自助グループ活動が昭和60年以降、全国的に展開されている。その数は既に10カ所を越えている。通所、入寮の両方があり、入寮の場合は3ヶ月間を原則としている。ここでは、所内ミーティングと地域でのN A (Narcotics Anonymous) ミーティング、A A (Alcoholics

Anonymous)ミーティングへの参加を主たるプログラムとしており、依存者自身が現在を見つめ直し、過去を反省し、断薬及びその維持に向けて努力する姿勢をサポートしている。

#### (6) 精神保健福祉センターにおける薬物関連問題相談事業の実施

平成11年度より、薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、各都道府県、指定都市は精神保健福祉センターにおいて薬物乱用による精神障害について、技術指導及び技術援助、知識の普及、家族教室の開催等を行うことにより薬物関連問題の発生予防等を図ることとしている。

#### (7) 今後の課題

ア 平成10年5月に、総務庁行政監察局より「麻薬、覚せい剤等に関する実態調査結果に基づく勧告」が発表されている。

- ① すべての精神保健福祉センターにおける専門相談及び家族教室の実施
  - ② 国公立病院等を中心とした専門病棟・病床の整備。医療スタッフに対する専門的な研修の充実。治療の在り方に関する研究
  - ③ リハビリ施設への助成等アフターケア対策の検討。訪問指導の在り方の検討
- となっている。

イ 同じく平成10年5月に、内閣に設置された薬物乱用対策推進本部において「薬物乱用防止五か年戦略」(旧五か年戦略。平成10年～14年。)が策定された。そこでは、薬物乱用対策の基本目標と具体的な4つの目標を掲げ、それぞれについての現状と問題点及び対策を示してきた。

旧五か年戦略に基づく諸施策により一定の成果は現れているものの、青少年の覚せい剤事犯検挙人員の高水準、薬物入手可能性等の社会環境の未改善など、依然として国内外における薬物乱用状況は続いている。

こうしたことから、「薬物乱用防止五か年戦略」(新五か年戦略。平成15年～19年。)が策定され、旧五か年戦略において残された課題の解決を図るとともに、近年の状況の変化や旧五か年戦略のフォローアップ結果を的

確に反映している。新五か年戦略の中で基本目標と具体的な4つの目標を掲げ、それぞれについて問題点及び対策を示しているが、そのうち精神保健福祉の関連では、「薬物依存・中毒者の治療，社会復帰の支援によって再乱用を防止するとともに，薬物依存・中毒者の家族への支援を充実する。」を目標として，以下の対策を講ずることとしている。

- ① 薬物依存・中毒者に対する治療の充実
- ② 薬物依存・中毒者の社会復帰の支援
- ③ 治療，社会復帰支援のための関係機関の連携の強化
- ④ 薬物依存・中毒者の家族に対する支援等

ウ 平成12年8月に，総務庁行政監察局に対し，改善措置状況の回答を行った。

- ① すべての精神保健福祉センターにおける専門相談及び家族教室の実施のための国庫補助
- ② 下総精神医療センターの専門病棟の建て替え整備，国立精神・神経センター精神保健研究所における薬物依存臨床看護研修会の実施，引き続き厚生科学研究における中毒性精神病患者等に関する治療の在り方を研究
- ③ 平成11年度の生活保護実施要領の改正に併せて，国又は地方公共団体から補助が行われている場合，保健所又は精神保健福祉センターが後援する場合等については，民間リハビリテーション施設の通所費用について支給できるよう措置

## 5. 心神喪失者等医療観察法の概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（心神喪失者等医療観察法）は、心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定するための手続等を定めるものであり、平成15年7月16日に公布された。

### ○ 主な内容

- ① 地方裁判所において、裁判官と医師による合議体が、医療的判断と併せて法的判断を行うことにより、個々の対象者に最も適切と考えられる処遇を決定する仕組みを導入する。
- ② 入院による医療を受けることとなった者に対して、一定の施設基準・人員配置基準を満たす指定入院医療機関において、手厚い専門的な医療を実施。なお、入院・通院にかかる医療費は全額国費により支弁する。
- ③ 退院後についても、対象者の状況に応じて、通院による医療を受けることを義務付けるとともに、保護観察所の社会復帰調整官が観察・指導等を行うことにより、医療の継続・円滑な社会復帰を確保する。
- ④ 全国に所在する保護観察所が、コーディネーターとして指定通院医療機関の管理者や都道府県知事等と協議の上で対象者に関する処遇の実施計画を策定。対象者が転居しても保護観察所のネットワークにより都道府県を超えた緊密な連携を確保する。
- ⑤ 被害者や遺族に審判手続の傍聴を認め、また、審判の結果を被害者や遺族に通知する仕組みを導入する。

### ○ 施行日

本法律は、一部の事項を除いて、公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日から施行されることとされている。



# 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の概要

## 1 目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な処遇を決定するための手続の定め



- 継続的，かつ，適切な医療
- その確保のために必要な観察及び指導



病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り，もってその社会復帰を促進する

## 2 入院又は通院の決定手続

殺人，放火等の重大な罪に当たる行為について

- 不起訴（心神喪失又は心神耗弱を認定）
- 心神喪失を理由とする無罪判決
- 心神耗弱により刑を軽減された有罪判決（実刑を除く）



### 地方裁判所の審判

処遇の可否は，裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体で，その意見の一致したところにより決定する。精神保健参与員（精神障害者福祉等に関する専門家）の意見を聴く。

- ※ 検察官の申立てにより，審判を開始する。
- ※ 対象者には，弁護士である付添人を付する。
- ※ 不起訴処分を受けた者については，対象行為を行ったこと等，本制度の対象者であることの確認を行う。

※ 鑑定入院命令を発し、専門家である医師が、対象者の精神状態等について鑑定する。

※ 検察官、付添人等は、資料を提出し、意見を陳述する。

※ 保護観察所による生活環境の調査を行うことができる。



### 処遇の決定

○ 医療を受けさせるために入院をさせる決定（入院決定）

→ 指定入院医療機関における処遇へ

○ 入院によらない医療を受けさせる決定（通院決定）

→ 地域社会における処遇へ

※ 決定に不服の場合は、高等裁判所に抗告できる。

### 3 指定入院医療機関における医療

○ 入院決定を受けた者は、厚生労働省令で定める基準に適合する指定入院医療機関（国公立病院）において、入院による手厚い専門的な医療を受ける。

○ 保護観察所は、入院中の対象者について、退院後の生活環境の調整等を行う。

○ 裁判所は、対象者、保護者又は指定入院医療機関の管理者の申立てによって、退院を許可することができる。

→ 地域社会における処遇へ

○ 指定入院医療機関の管理者は、原則として6か月ごとに、裁判所に対し、退院許可の申立て又は入院継続の確認の申立てをしなければならない。

→ 退院許可の決定 地域社会における処遇へ

→ 入院継続の確認の決定

### 4 地域社会における処遇

○ 通院決定を受けた者及び退院を許可された者は、厚生労働省令で定める基準に適合する指定通院医療機関において通院治療を受けるとともに、保

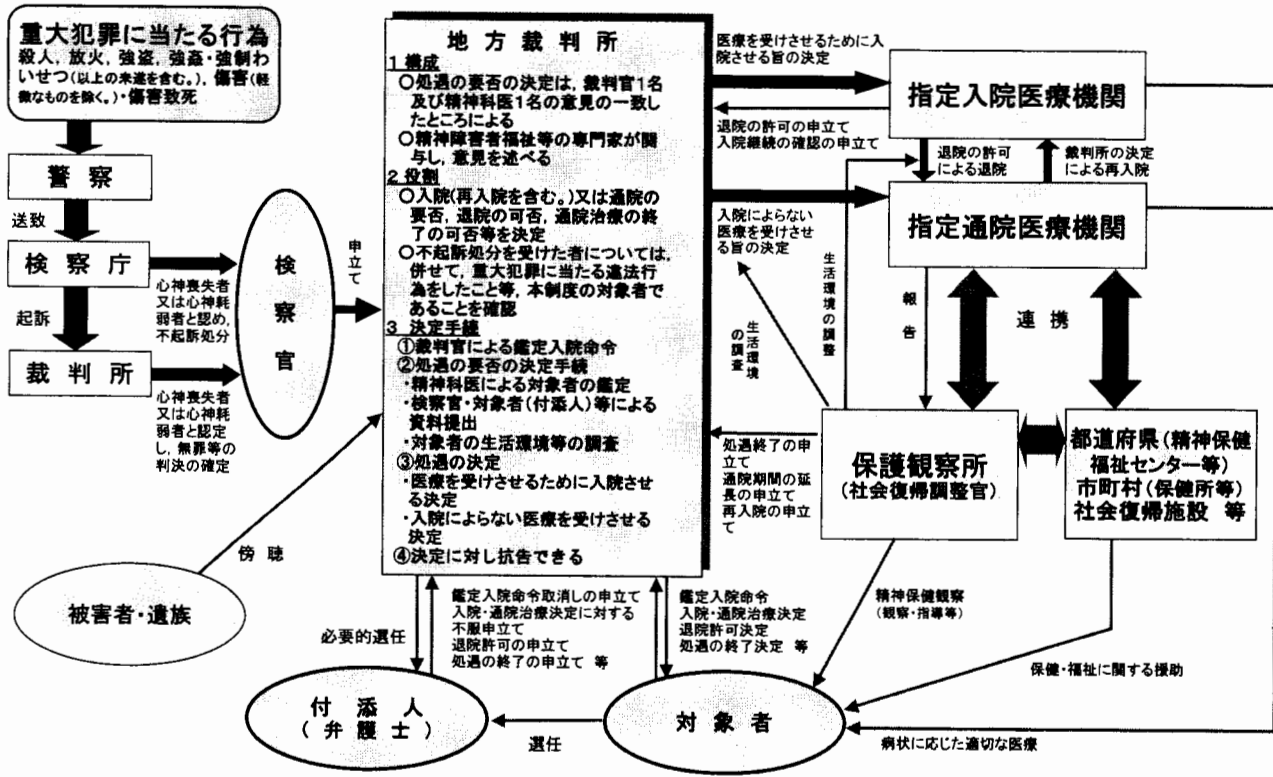
護観察所（社会復帰調整官）による精神保健観察に服する。

- 保護観察所は、指定通院医療機関、都道府県知事等と協議の上、処遇に関する実施計画を定める。
- 保護観察所（社会復帰調整官）は、対象者の円滑な社会復帰を図るため、関係機関及び民間団体等との連携の確保に努める。
- 精神保健観察の下での通院治療を行う期間は、3年間とする（裁判所は、通じて2年を超えない範囲で、この期間を延長できる）。
- 裁判所は、対象者、保護者又は保護観察所の長の申立てによって、精神保健観察の下での通院治療を終了することができる。
- 裁判所は、精神保健観察を受けている者につき、保護観察所の長の申立てにより、（再）入院決定をすることができる。

## 5 施行期日

- 一部を除いて本法律の公布の日（平成15年7月16日）から2年以内で政令で定める日から施行。

# 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の概要



## 6. 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

### (1) 性同一性障害者とは

性同一性障害とは、生物学的な性と性の自己意識が一致しない疾患であり、性同一性障害を有する者は、諸外国の統計等から推測すると、おおよそ男性3万人に1人、女性10万人に1人の割合で存在するといわれている（国内における実数等は不明）。国内での診断と治療は、日本精神神経学会がまとめた「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第2版）」に基づいて行われており、精神療法、ホルモン療法の他、性別適合手術も実施されるようになっている。

※ 国際疾病分類(ICD-10)では精神及び行動の障害の1つと位置づけられている。

### (2) 性同一性障害特例法の内容

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、議員立法により第156回通常国会において成立、平成15年7月16日に公布され、平成16年7月16日に施行された。法律の主な内容は以下のとおり。

- 1) 本法律において「性同一性障害者」とは、
  - ① 生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、
  - ② 自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、
  - ③ そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。
- 2) 家庭裁判所は、以下の①から⑤の要件を満たす性同一性障害者について、その者の請求に基づいて性別の取扱いの変更の審判をすることができる。
  - ① 20歳以上であること。
  - ② 現に婚姻をしていないこと。

- ③ 現に子がいないこと。
  - ④ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
  - ⑤ その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 3) 2) の請求をするには、性同一性障害者に係る1) の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。
- 4) 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

### (3) 厚生労働省令

上記(2)3) の厚生労働省令（「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令」(平成十六年省令第九十九号)）に定める医師の診断書の記載事項については以下のとおり。

- ① 住所、氏名及び生年月日
- ② 生物学的な性別及びその判定の根拠
- ③ 家庭環境、生活歴及び現病歴
- ④ 生物学的な性別としての社会的な適合状況
- ⑤ 心理的には生物学的な性別とは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有すること並びにその判定の根拠
- ⑥ 医療機関における受診歴並びに治療の経過及び結果
- ⑦ 他の性別としての身体的及び社会的な適合状況
- ⑧ 診断書の作成年月日
- ⑨ その他参考となる事項

なお、当該診断書の記載例が社団法人日本精神神経学会によってとりまとめられている。

## 7. 精神保健福祉に関する調査研究

### (1) 研究の推進

精神医療領域に関する厚生労働省の研究費としては、国立精神・神経センターの「精神・神経疾患研究委託費」があり、難治性の精神・神経・筋疾患及び知的障害その他の発達障害の原因の究明、治療法の確立、発生予防等に関するプロジェクト方式による研究が基礎と臨床の両面から推進されてきている。また、精神保健医療にかかる広範な行政的課題を目指して、昭和62年度に「精神保健医療研究費」が創設され、より良い精神医療の確保及び精神障害者の社会復帰の促進や自立と社会参加の促進を図るため、精神保健医療制度、実態の把握、社会復帰、福祉対策、サービスの実状の評価、精神医療の機能に関する研究等を行っている他、地域住民の心の健康についての研究やアルコール関連問題に関する研究等を行っている。

平成10年度からは、精神保健医療研究費を、障害者等保健福祉総合研究費及び心身障害研究費（障害保健福祉分）と統合し、精神障害、身体障害、知的障害の総合的な障害者の保健福祉に関する研究を推進している。

また、平成14年度には「こころの健康科学研究経費」を新設し、最先端の神経科学、分子生物学等の技術を用いた精神・神経疾患の病因及び病態の解明、これらの知見に基づいた治療方法の開発等の推進に資することを目的とした研究を行っている。

### (2) 国立精神・神経センターの組織

国立精神・神経センターは、精神疾患、神経疾患、筋疾患、知的障害その他の発達障害及び精神保健に関する全国の中心的機関として高度先駆的な診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を三位一体的に実施する高度専門医療センターであり、国立がんセンター（昭和37年設立）及び国立循環器病センター（昭和52年設立）に続く三番目の国立高度専門医療センターとして位置づけられている。

## ア 研究部門

### (7) 神経研究所

精神疾患，神経疾患，筋疾患及び発達障害に関して主として生物学的研究を行う。

### (1) 精神保健研究所

精神疾患，発達障害及び精神保健に関して主として心理学的，社会学的研究を行う。

## イ 病院部門

武蔵病院は，研究所と密接な連携のもとに精神疾患，神経疾患，筋疾患，発達障害に関する高度先駆的医療を行う。

国府台病院は，総合病院機能を活かし，研究所との連携のもとに精神疾患，心身症，神経難病等の特色ある医療を行う。

## ウ 運営局

病院及び研究所の事務をつかさどるとともに，両者の連絡調整を行い，センターとして一体化した運営を行う。

また，医療情報の収集及び処理並びに研究及び研修の外部諸機関との連携交流を行う。

### (3) 精神保健研究所

## ア 沿革

精神保健研究所は，昭和25年の精神衛生法制定の際，国会において設立すべき旨の付帯決議が採択され，昭和27年1月に設立された。

設立当時の組織は，総務課，心理学部，生理学形態学部，優生学部，児童精神衛生部及び社会学部の1課5部であった。その後，知的障害に対する対策の確立の必要性が社会的に高まったことに伴い，昭和35年10月新たに精神薄弱部が設置された。

昭和40年には，精神医療の発展に伴い，地域精神医療，社会復帰等を内容とする精神衛生法の大改正が行われ，これに伴い，社会復帰部が新設さ



れた。また、昭和48年には、人口の高齢化に伴い、痴呆老人等いわゆる「恍惚の人」が社会問題化したのを背景に、老人精神衛生部を新設した。

昭和61年10月、国立精神衛生研究所、国立武蔵療養所及び同神経センターの3施設を発展的に改組し、国立精神・神経センターが設立された。この組織改正により、精神身体病理部と優生部を統合し精神生理部としたほか、精神保健計画部及び薬物依存研究部が新たに設けられた。

昭和62年4月からは国立国府台病院が加わり、2病院、2研究所のナショナルセンターとして名実ともに体制が整えられた。

昭和62年10月には、心身医学研究部の新設が認められ10部となった。また平成11年4月には、精神薄弱部が知的障害部と名称変更されさらに、薬物依存研究部の組織改正により1室新設された。平成14年1月に創立50周年を迎え、公開市民シンポジウムを行った。平成15年10月には、司法精神医学研究部が新設され、3室体制で、研究員の増員も認められ、研究所の組織は、11部27室（精神保健研修室を含む。）となった。

## イ 研究内容

国民の健康増進を図るうえで、肉体の健康増進と同様に精神の健康増進のための技術を開発する精神保健の基礎的研究の果たす役割は、ますます重要なものとなっている。それは、単に統合失調症や神経症性障害の治療技術の開発にとどまらず、精神障害の発生予防から、早期発見、早期治療、再発防止、リハビリテーションに至る一貫した総合的な精神保健福祉に関する技術開発の研究が行われなければならない。これを、人間のライフサイクルの観点から見ると、胎生期、乳幼児期、学童期、成年期、壮年期、老年期のそれぞれの段階に応じた研究が必要であり、社会生活の観点から見ると、家庭、学校、職場、地域社会等における精神保健福祉技術開発が必要である。また、その方法論においては、精神医学のみならず、脳外科学、内科学、小児科学、産科学等の他の医学の分野をはじめとして、心理学、社会学、教育学等、幅広い分野の学問と協力しながら、学際的立場に

立った総合的研究が必要である。当研究所は、こうした考え方にに基づき、精神保健福祉に関する広義及び狭義の分野の精神保健福祉問題について、各部において、次のような調査研究を行っている。

(1) 精神保健計画部

精神保健計画に関する計画の調査および研究を行っている。現在の主な研究課題は下記の通りである。

- ① 精神保健福祉の現況のモニタリングに関する研究
- ② 精神保健福祉施策の効果と評価に関する研究
- ③ 地域疫学調査と心の健康対策に関する研究
- ④ 精神科の治療やリハビリテーション技術の科学的根拠充実のための、現場との共同研究や研究方法論の提供

(2) 薬物依存研究部

薬物乱用・依存等の実態調査、予防、診断、治療、リハビリテーション、並びに向精神薬の薬効上の諸特徴等の調査研究を行っている。現在の主な研究課題は下記の通りである。

- ① 薬物乱用・依存の疫学研究（精神科医療施設の実態調査、住民・中学生の意識・実態調査、HIV・HCV感染調査）
- ② 覚せい剤及び有機溶剤精神病に関する研究
- ③ 依存性薬物に関する分子生物学的・行動薬理学的研究
- ④ 薬物依存の診断及び治療技術の開発に関する研究

(3) 心身医学研究部

心身症やストレス関連身体疾患あるいはその病態生理としての心身相関に関する社会科学的・生物学的研究及び心身の健康度の測定法の開発を行っている。現在の主な研究課題は下記の通りである。

- ① 心身症の発症機序、病態及び治療に関する基礎的・臨床的研究
- ② ストレス反応に対する精神神経免疫学的研究
- ③ 摂食障害に対する臨床及び基礎医学的研究

④ 生活習慣病への予防医学的研究

(4) 児童・思春期精神保健部

児童及び思春期の精神発達及びその過程で生じる種々の情緒と行動の障害の成因，診断，治療，予後について研究を行っている。現在の主な研究課題は下記の通りである。

- ① 精神発達に関する研究
- ② 保健所，保健センター及び学校における精神保健相談の臨床的研究
- ③ 児童・思春期の精神障害の実態・診断・診療に関する研究
- ④ 注意欠陥／多動性障害及びその類縁の軽度発達障害についての疫学及び診断，治療に関する研究

(5) 成人精神保健部

成人及び成年期の適応障害，神経症，精神障害の発生要因，診断，予防に関する研究を行っている。現在の主な研究課題は下記の通りである。

- ① PTSD（外傷後ストレス障害）に関する研究
- ② 地域精神保健に関する心理学的研究
- ③ 統合失調症のスティグマに関する研究
- ④ 機能的脳画像を用いた，精神疾患の認知特性に関する研究

(6) 老人精神保健部

一般老人の精神健康の向上，老化防止の精神保健技術をはじめ老人の適応障害及び精神障害に関する調査及び臨床研究を行っている。現在の主な研究課題は次の通りである。

- ① 老年期痴呆の高次精神機能障害の疫学的研究
- ② 高齢者の睡眠・覚醒に関する心理学的・精神生理学的研究
- ③ 高齢者における痴呆発症予防に関する研究

(7) 社会精神保健部

精神保健の社会文化的研究並びに精神疾患に係る疫学，住民の保健行動及び専門的保健サービスシステムについて調査研究を行っている。現在の

主な研究課題は下記の通りである。

- ① 精神・知的障害者の介護・ケアニーズ評価方法の研究
  - ② 早期退院を実現する精神科病床の機能分化に関する研究
  - ③ 精神科長期在院患者の退院促進—社会復帰リハビリテーション方法の開発とモデル実践および普及に関する研究
  - ④ 精神障害者の人権擁護と医学研究を両立させる理論研究
- (8) 精神生理部

人間の意識、認知、感情などの精神活動や睡眠および生体リズムを脳科学的にとらえ、これを明らかにするため研究を推進している。現在の主な研究課題は下記の通りである。

- ① 睡眠障害の診断・治療法開発に関する研究
  - ② 生体リズム障害の病態解明、生体リズムに関する基盤的研究
  - ③ 睡眠習慣、睡眠障害および気分障害などの疫学調査研究
  - ④ うつ病に対する高照度光療法、断眠療法など非薬物療法の開発に関する研究
- (9) 知的障害部

精神遅滞を中心とする発達障害の発生原因及び予防対策並びに臨床診断・治療（処遇）法その他の調査研究を行っている。現在の主な研究課題は下記の通りである。

- ① 精神遅滞等発達障害の臨床的、基礎的研究
  - ② 学習障害児の神経心理学的、神経生理学的、認知心理学的研究
  - ③ 自閉症児の神経心理学的、神経生理学的研究
  - ④ 発達障害医療・福祉従事者、当事者並びに家族の精神健康に関する調査研究
- (10) 社会復帰相談部

地域社会における各種の活動を通じて包括的な精神障害者リハビリテーションモデルに関する実証研究を行っている。現在の主な研究課題は下記

の通りである。

- ① 重症精神障害者に対する、新たな訪問型の包括的地域生活支援サービス・システムの開発に関する研究
- ② 精神障害者の就労支援に対する新たなモデルプログラムの開発研究
- ③ 精神障害者及び家族に対する心理教育的アプローチの効果に関する研究
- ④ 精神障害者のケアマネジメントガイドライン作成に関する研究

#### (11) 司法精神医学研究部

司法精神医学、特に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく制度に関する研究を行っている。現在の主な研究課題は下記の通りである。

- ① 各種鑑定のあるり方に関する研究
- ② 制度の運用状況のモニタリングに関する研究
- ③ 専門医療施設における治療プログラムや評価方法に関する研究
- ④ 対象者の社会復帰促進に関する研究

#### ウ 研修

当研究所においては、昭和34年度から、国、地方公共団体、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の八の規定による指定病院等において精神保健福祉の業務に従事する医師、保健師、看護師、臨床心理業務に従事する者、精神科ソーシャルワーカー等を対象に、精神保健福祉技術者としての資質の向上を図ることを目的として、精神保健福祉各般にわたる必要な知識及び技術の研修を行ってきた。

現在、医学課程、心理学課程、社会福祉学課程、精神保健指導課程、精神科デイ・ケア課程、薬物依存臨床医師・看護研修会の6課程の研修を行っている。なお、現在までの修了者数は別表の通りである。

各課程の研修目的は次の通りである。

#### (ア) 医学課程

① 摂食障害に関心を持つ精神科・心療内科・一般内科臨床に従事している医師、看護師、臨床心理士及び作業療法士等を対象に、専門的な知識及び技術修得に関する研修を年1課程行っている。

② 重症精神障害者の退院促進・再発予防・地域生活支援を目的として、精神科医療機関、精神保健福祉センター、保健所、市町村、法内社会復帰施設等に勤務する医師、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士等を対象に、必要な知識及び技術修得に関する研修を年1課程行っている。

(イ) 心理学課程

精神保健福祉センター、保健所、精神病院、児童相談所及び知的障害者更生相談所等において、精神保健・福祉に関する業務に従事している者を対象に、精神保健と臨床心理に関する研修を年1課程行っている。

(ウ) 社会福祉学課程

精神保健福祉センター、保健所、精神病院、老人保健施設及び児童相談所等において、精神保健・福祉に関する業務に従事している者を対象に、精神保健と社会福祉に関する研修を年1課程行っている。

(エ) 精神保健指導課程

都道府県（指定都市）精神保健福祉センター及び保健所等において、精神保健福祉行政に携わっている者を対象に、精神保健福祉計画に関する研修を年1課程行っている。

(オ) 精神科デイ・ケア課程

(1) 精神科・デイ・ケア研修

精神病院等において精神科看護（集団療法、作業療法、レクリエーション活動、生活指導等）に関する業務に従事している看護師を対象に、精神科デイ・ケアにかかる専門的な知識及び技術の修得を目的とした研修を年2課程行っている。

(2) 精神科デイ・ケア（中堅者研修）

精神保健福祉センター、保健所及び精神病院等で精神科デイ・ケア業務に従事している者を対象に、チーム医療としての精神科デイ・ケアの専門的知識を有し、チーム内で適切な研修プログラムを企画・立案できるリーダーを育成することを目的とした研修を年1課程行っている。

(カ) 薬物依存臨床医師・薬物依存臨床看護研修課程

精神病院、精神保健福祉センター等に勤務する医師・看護師を対象に、薬物依存に関する研修を、医師、看護師それぞれ年1課程行っている。

表 課程別研修終了者数

(平成16年3月31日)

区 分 課 程	県 ・ 市 ・ 本 庁	保 健 所	精 神 保 健 セ ン タ ー	精 神 病 院 等	児 童 相 談 所	そ の 他	計	平 成 10 年 度	平 成 11 年 度	平 成 12 年 度	平 成 13 年 度	平 成 14 年 度	平 成 15 年 度
医 学 課 程	36	456	90	278	5	51	916	24	16	50	35	25	91
精神保健指導課程	74	368	432	15	0	10	899	22	25	20	26	27	23
社会福祉学課程	8	396	180	336	49	98	1,067	23	18	27	17	20	15
心 理 学 課 程	1	23	121	213	438	131	927	16	19	11	17	23	19
精神科アイ・ケア課程	6	15	55	3,271	0	38	3,385	136	165	100	121	92	136
(中 堅 者 研 修)	0	8	14	101	0	5	128	9	17	24	20	31	27
薬物依存臨床医師研修	2	9	35	147	0	0	193	/	57	56	20	31	27
薬物依存臨床看護研修	2	10	57	129	0	1	199	/	52	60	21	30	36
外傷性ストレス反応課程	6	17	30	67	6	39	165	/	40	60	53	/	/
計	135	1,302	1,014	4,557	498	373	7,879	230	409	408	330	279	374

備考：社会福祉学課程は昭和34年度から、医学課程及び心理学課程は昭和36年度から、精神保健指導課程は昭和39年度から、精神科アイ・ケア課程は昭和53年度から、また、精神科アイ・ケア課程(リーダー研修)は平成10年度から平成13年度まで、精神科アイ・ケア課程(中堅者研修)は平成14年度から、特別コースの薬物依存臨床医師研修、薬物依存臨床看護研修は平成11年度から、外傷性ストレス反応課程は平成11年度から平成13年度であり、区分の修了者数は、平成15年度末までの延実人員である。

## エ 技術交流

精神保健研究所は、厚生労働省、特に精神保健福祉課と密接な協力関係に立ち、我が国の精神保健福祉行政の推進に協力するとともに、常に精神保健に関する研究及び研修において、主導的立場に立っており、数多くの医科大学、あるいは関係機関等のスタッフたちと共同研究を行っている。

## オ その他

当所では、研究・研修効果の向上を図ることを目的として、職員以外の者を当所に受け入れ、相互知見の交流及び共同もしくは、分担の研究を行わせるため、客員研究員の制度を設けている。また、精神保健福祉に関して研究又は実習を希望する者を選考のうえ、研究生又は実習生として受け入れ、指導に当たっている。

また、平成4年4月から新たな研究員制度として、流動研究員の制度を設け、国内及び国外から広く研究者を受け入れることになった。

さらに、日本学術振興会、長寿科学振興財団などからの特別研究員も受け入れている。

客員研究員は、大学及び研究機関における教授、助教授及び講師等又は、これに準ずるものと認められる者で、研究等に従事する期間は、1年以内である。

研究生は、大学において医学、心理学、社会学、社会福祉学等の課程を修めて卒業した者で、当所において指導部長の指導を受け研究を行うもので、期間は1年である。

実習生は、大学において上記の課程を履修中の者で、指導部長の指導を受けて実習に従事するものであり、期間は3ヶ月以内である。

流動研究員は、大学卒業後2年以上の研究歴を有する者で、研究等に従事する期間は6ヶ月以内である。なお、最長3年迄の延長が認められている。



## 第5章 諸外国における精神医療

かつて精神医療とは患者を専門病院等の施設に治療のためとはいえ隔離収容するものであった。しかし、過去30年間に欧米を中心とした改革運動が起こり、“脱施設化”として入院中心医療から外来通院や地域ケアを主とした地域精神医療へとシフトしている。その背景には、人権感覚の喚起、向精神薬の開発等、社会及び経済的要因が交錯している。しかしながら、現在、我が国の病床数と在院日数は欧米と比較してかなり多い。各国の地域精神医療推進の方策及び結果の正否に関して意見は分かれるが、その脱施設化という歴史の流れはとどめようもなく我が国もその洗礼を受けることになろう。如何にして軟着陸するかがより真剣に模索されねばならない。一方、発展途上国ではこれまで精神医療全体の進展は遅かったため、精神病院及び精神病床数が少なく精神障害者に対する医療供給は不十分であった。しかし、その供給を満たすため、近年、国家の政策も進み精神科の総合病院への統合や地域精神医療の普及にも目が向けられるようになってきている。海外のいくつかの国の精神医療における近年の変化を通して、世界の精神医療の流れを紹介したい。

### 1. アメリカ合衆国の精神医療

かつては収容患者が1万人を超える巨大な郡や州立の精神病院が精神医療の中心であり、それらの入院環境は劣悪であり「蛇の穴」と呼ばれた。1955年における全国の州立精神病院総病床数は56万床に達していたと言われる。

1963年、ケネディ教書により脱施設化、地域精神医療への展開が法制化され、全国の区分エリアが決められ Community Mental Health Center (CMHC) の設置が進められた。これは人口7.5~20万に対して1カ所ずつの割合で全国に1,500施設作られることが計画された。更に、1965年には公的医療制度であるメディケアとメディケイドが策定され老人および貧困者の福祉施設が整うようになると脱施設化は加速され、1976年の州立精神病院総病床数は22万床となっ

た。30～40%を高齢精神障害者が占めていた入院患者は主としてナーシング・ホーム（長期介護専門施設）に、そして残りは地域に移された。1976年、カーター政権は更なるCMHCの組織化を進めた。しかし、レーガン政権になるとCMHCへの連邦政府援助が打ち切られ、CMHCは各州に払い下げられた。そして、州独自の精神保健行政が進められることになり、その後の入院患者数については郡立も加えた州立精神病院総病床数は1986年で12万床、1992年には9万床となっている。この様な地域医療への取組みは州によって差があるが、急激な変化により様々な社会問題が生じて現在に至っている。つまり、退院後のケアや中間的なリハビリテーション施設等の受け皿が十分でなく、患者は転々として入退院を繰り返した。これは回転ドア現象と呼ばれる。また、患者が集中して居住しゲットー化した地区が生じたりホームレスが溢れたりもした。

米国の精神科入院治療は費用も高く、入院期間は世界的にも長い日本と比べて極端に短い。急性期治療は総合病院精神科、CMHCの入院部門、私立精神病院で行われ、在院日数は1カ月を超えることは少なく、超える場合も公的機関等により審査される。長期入院不可避の事例は州立精神病院や特殊なナーシング・ホームが受け入れる。自宅療養出来ない者は入院治療と外来治療の中間段階としてナーシング・ホーム、ボード・アンド・ケアホーム（Board and Care Home）、ハーフウェイ・ハウス（Half way House）等の地域の施設に移り、昼間はデイ・ケアを行う。脱施設化以後の状況を以下にまとめる。

表1. 4カ国における人口1万当たりの年次精神科病床数

	日 本	米 国	イギリス	旧西ドイツ
1960	10.1	40		9.6
1965	17.6	35.3	30	19.5
1970	23.8	25.9	25.6	20.4
1975	24.8	15.6	21.2	20.3
1980	26.3	9.4	18.6	19.7
1985	27.7	7.2	16.1	19.7
1990	29	6.4	13.2	16.5

表2. アジア・オセアニア諸国における精神科病床数

国名	精神科病床数 (対人口10000)		
	1983	1990	1994
日本	27.4	29.1	28.7
韓国	1.7	2.9	2.8
中国	0.6	0.7	0.7
マレーシア	3.9	2.3	3.5
ニュージーランド	16.3	8.6	4.4
オーストラリア	9	7.4	5.1
パプアニューギニア	—	0.6	0.5
フィリピン	1.8	1.1	1
ベトナム	—	0.8	0.8

WHOによる

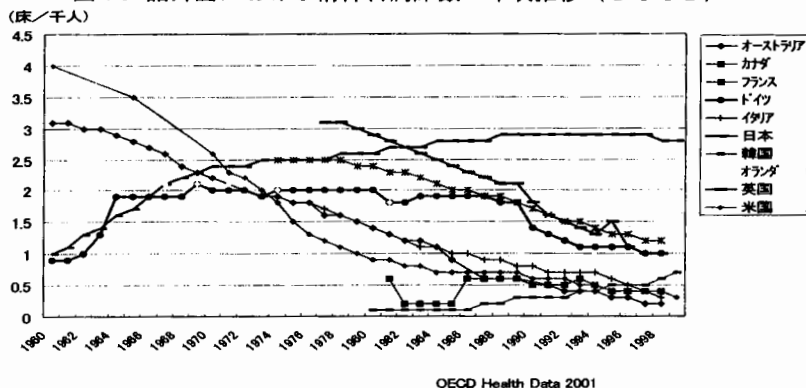
- 1) 再入院が大幅に増加し、入院件数の著しい増加がみられた。後者の数字を示すと1969年の130万から1992年には210万件となった。
- 2) 入院期間は大幅に短縮された。1991年の平均在院日数は12日である。
- 3) 外来患者が著しく増加した。
- 4) 郡や州立精神病院の患者の多くがナーシング・ホームに移動した。
- 5) 入院施設は郡や州立精神病院が減り、総合病院精神科及び私立精神病院が増加した。総合床数の州立及び郡立精神病院、総合病院精神科、私立精神病院、その他の占める割合は1070年で各78.8, 4.3, 2.7, 14.2 (%)であったのが1992年には34.4, 19.2, 16.1, 30.3 (%)と変化した。

## 2. ヨーロッパ諸国の精神医療

過去30年にわたり殆どのヨーロッパ諸国は精神医療改革を行ってきた。これによる精神病院と精神病床の減少は歴然としたものである。1980年の統計では人口1万人当たりの精神科病床数は殆どの国で20床以上あり、北部ヨーロッパ

の多くの国では日本のそれを越えていたが、これは高齢化社会を反映したものと考えられた。にもかかわらず、1990年の統計ではこれらの国々も、日本より大きく数値を下げている(表1,表2,図1)。この様に改革の歴史は異なるが、ヨーロッパ諸国の変化は明確であり、入院治療のダウンサイジングに相補するように地域医療を中心にして外来治療部門、デイケアシステム、居住及び療養施設の拡充を計っている。しかしながら、地域医療推進には財源や法的問題が複雑に絡んでおり、また、精神疾患に対する一般住民の偏見は残り、高齢化した慢性患者は痴呆や身体疾患を併発しているため精神医療の枠内だけでは対応が困難になっている。

図1. 諸外国における精神科病床数の年次推移 (OECD)



## 2-1. 英国 (イングランド)

イングランドでは1960年代の脱施設化政策により、精神病院中心医療から地域ケアを重視した精神保健サービスへの転換が行われた。これは1948年に成立した患者負担が殆どない国民保健サービス制度 (NHS) を基盤にしている。現在このNHSの運営は保健省、地方保健局 (14の地域で各200~500万人を管轄)、地域保健局 (192カ所、25万人程度を管轄) で行われ、プライマリーケアを担当する一般家庭医 (GP)、病院、アフターケアを包括している。脱施設化により人口1万人当たりの在院患者数は1954年の35人、1970年の23人、1993年の10人となった。これに伴う地域精神医療は専門の精神科医ではないGP、地

域精神科看護者（CPN）、ソーシャルワーカー、臨床心理士らが包括的チームを組み管轄地域を設定して担当している。そして社会復帰のためNHSによるデイホスピタル、地方自治体によるデイセンター等でデイケアが行われている。居住施設としては地方自治体の供給するホーム、ボランティア組織もしくは民間のホームが挙げられ、これらは一般に小規模であり1施設当たりの平均収容人数は9名である。この様なデイケア施設や居住施設は脱施設化に伴い着実に増加してきた。一方で居住施設やデイケア施設の数が必要に追いついていないこと、地域ケアからの脱落、米国ほど深刻ではないがホームレス等も問題化している。

こうした背景にはサッチャー政権以降、NHS費用の増大に対して引き締め政策が取られ、十分な地域ケア資源のための財政的基盤が満足なものとなっていないことがある。1990年に「NHS及びコミュニティケア法」が成立してNHSの機構改革が進められ、国営の保健医療システムに競争原理を導入してサービスの供給及び購入者に自主運営権や裁量権を保証した。一方、病院閉鎖によって生じた資金を地域ケアサービスに再投資することが保証されており、これが地域ケアを比較的順調に進めるための基礎となっている。この様にイングランドの地域ケアは問題をはらみながらも前進しつつあり、国際的な評価も高い。

## 2-2. フランス

行政は1838年の早期に精神病者のための法律を成立させて疾患として認定し人権保護に対応した。1960年以降、精神医療は中央集権化した精神病院主体の方式から分離的政策によるセクター制に移行した。人口1万人当たりの精神科病床数を見ると、1960年代の20床後半から1990年の17床と減少は緩やかである。各セクターは約7万人の住民を包含し、精神科の専門病院センター（CHS）を有している。そこでは、1人の精神科医を責任者とする専門チームが各種の精神医療関連施設と協力しながら精神病の予防、発見、治療、アフターケアを実施している。セクター制は地理的区分として定義され、その中で公立私立を

問わず精神病院は公的サービスに従事し、CHSの他、医学心理センターが外来診察と地域活動の拠点となっている。入院に代わる治療形態としてはデイホスピタル、グループホーム、里親制度が挙げられる。セクター制の問題点として、住所不定の患者、外国人患者、対応困難な患者等が境界事例となりセクター間で排除しあう傾向が指摘されている。

### 2-3. ドイツ

北欧、英国、イタリア等の他の欧州諸国と異なり精神医療改革前のドイツの精神病院は超過状態にはなかった。従って改革は緩徐なものであったが、これはしかし、ナチス時代に10万人余りの精神科関連患者が殺害されたためでもある。精神科病床数は1970年から88年にかけて30%減少したが人口1万人当たりの病床数としてみると1990年が11床で60年代の10床後半から変動はそれほど大きくない。しかし、入院期間は半分以下となった州も多く90年代初頭の平均入院日数は80日程度となっている。長期入院患者は脱施設化にあたり、旧結核病院等を改修した居住施設に移され、ホームレスの増加は見られなかった。しかしながら、1989年の時点で外来中心の地域精神医療のための滞在型ホームは計画の70%程度しか達成されていない。

### 2-4. イタリア

精神病院及び精神病患者に関するイタリアの法律は1904年に強制入院を規定し、1909年に人道的及び福祉的配慮を加えた。この法律が第二次大戦後も運用され2,000床以上を有する精神病院が乱立した。1960年代の初めから、北イタリアを中心に脱施設化を目指した改革が始まり1968年によりやく自由入院が法制化され、精神保健センターも設置されるようになった。1973年、精神医療従事者による団体が結成され改革は一層推進されるようになった。1978年、イタリア議会は法律第180号（バザーリア法）として知られる精神医療改革に関する急進的な法律を公布し、まず新たな入院を、次いで精神病院の設立を禁じ、各州に対し公立精神病院を廃止する権限を与えた。そして地区社会保健単位（ULSS）における地域精神医療サービスを行い、総合病院内に精神科病棟を設立

した。因に、このサービスでは痴呆と知的障害は扱わない。

精神病院の病床と患者数は60年代から減少傾向にあったが人口1万人当たりの病床数は1963年が17.3、1977年12.4、1983年7.6、1990年7.6床と推移している。但し、閉鎖の対象となったのは公立精神病院であり、民間精神病院の万当たりの病床数は改革前の1997年4.3から1990年の3.4床と変化は少ない。また、この様な減少はイタリア北部で大きい。しかしながら、精神科病床数の減少に伴う中間施設は必ずしも整備されておらず24時間体制で機能している施設は5%に過ぎない。法律第180号はイタリア全土では部分的にしか適応されていないことから1994年、イタリア議会は精神保健防衛法を可決してデイケアや中間施設の充実を計ろうとしている。

### 3. アジア諸国の精神医療

アジア諸国では精神保健行政から、施設、マンパワー、教育システムまで全般にわたって精神障害者に対する政策が不足している。しかし、近年、経済発展と民主化の進展と共に、幾つかの国では精神保健政策の担当部署や法律の制定が具体化されつつあり、既に実施される様にもなった。また、一般の精神保健思想の普及も進みつつある。元来、病床数が少ないため増床の必要があるが、同時に地域精神医療サービスも推進されておりバランスの良い精神医療の発展が期待される。表2に日本とオーストラリアも含めたアジア諸国の精神科病床数を示す。

#### 3-1. 韓国

1980年代後半から10年間で精神医療において大きな進展がみられた。精神科医師の数も348から991人に増加し、1987年には精神医療施設に対し精神科専門医(嘱託)、次いで公衆保健医が配置された。精神科病床数も5,325から12,241床へとその数が増加し、1990年の人口1万人当たりの精神科病床数は2.9床であった。また、WHOと協力して開催されたセミナーやシンポジウムにより精神科関係者の地域精神医療の必要性が更に強く認識されるようになった。しかし、

社会復帰の設備を欠いた大規模な精神病院建設の継続，アルコールや麻薬関連問題の増加等の問題も残っている。また，小児や老人の精神保健にはまだ十分な関心が払われていない。そして，上記精神病院とは別に社会福祉施設である精神療養院が全国に74カ所あり，政府の援助のもと合計20,000名が収容されている。しかし，様々な改革も検討がなされており，最近，精神保健法案も制定されるに至った。国の精神病患者の処遇業務は保健局疾病管理課が担当している。

### 3-2. 中国

狂気概念と現象記述，及び治療には3,000年以上の伝統を有するが，アヘン戦争前後から西洋医学が浸透し始め，1898年，米国人により広州に100床規模の西洋医学式の精神病院が設立された。その後，幾つかの大都市にも精神病院は設立されたが長い戦乱の影響もあり1949年の新中国建国時の病院数は8カ所程度，総病床数は1,000床余りにすぎなかった。1958年，全国の病床数は11,000となり以後，文化大革命など混乱にもかかわらず増加して1978年には45,300床となった。1955年度の衛生部（厚生省）管轄の精神病院数482，病床数95,300であり，公安部と民生部の病院を合計すると病床数は142,500となる。しかし，人口1万人当たりの精神科病床数としては1床程度である。病床不足を補うように地域精神医療は活発である。その基本は再発も含めた予防と危機介入にあり，衛生部主導による三級防治網，或いは三級保健網と呼ばれるネットワークである。都市では市，区，町，3つの衛生管理組織が連携し精神病院入院治療，外来診療，リハビリテーション，訪問看護，指導を行っている。また，農村にもこの様なネットワークが作られている。このシステムは一定の効果をあげ他国からも注目されているものの広大な中国全土で有機的に機能し効果をあげているとは考え難い。

### むすび

世界の国々の精神医療の現状を病床数の推移を中心に概観した。日本の精神



医療と比較すると日本の精神科病床数は1993年をピークにわずかであるが減少傾向を示している。精神病床数の多さは、病床機能分化が進んでいないことに一因がある。他に精神医療の指標の1つとして在院日数があるが、日本は欧米の1～2カ月と比べ突出している。日本は1996年度より始まった障害者プラン、1995年度の精神保健法から精神保健福祉法への改正により地域医療への取り組みは始まったばかりである。日本においても、病院中心の精神医療から、地域を主体とした精神医療への流れは、不可避であると思われる。どのように、地域精神医療へと移行するかが、日本の精神医療にたずさわる行政、専門家、家庭、ユーザーを含めてのこれからの課題であると思われる。

## 第6章 関連法規及び施設

精神障害者に関連する法令の中心をなすものは精神保健福祉法であるが、その他にも精神障害者に対する、福祉措置、教育指導等を目的とした法令が数多く制定されており、これらの法令に基づいて多くの機関が設置されている。

### 1. 厚生労働省関係

(1) 社会福祉法 ……………社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律である。

(社会福祉事業) ……精神保健福祉法に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業及び精神障害者居宅生活支援事業が第二種社会福祉事業に位置付けられている。

(福祉事務所) ……総合的な社会福祉行政の第一線機関であり、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司り、その業務を行うため

に必要な福祉主事，知的障害者福祉司等の職員が配置されている。

(2) 生活保護法 ……………生活に困窮するすべての国民に対し，その困窮の程度に応じ，必要な保護を行い，その最低限度の生活を保証するとともに，その自立を助長することを目的とした法律であり，生活保護法第38条に定める保護施設には次の施設がある。

(救護施設) ……身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて，生活扶助を行うことを目的とする施設である。

(更生施設) ……身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて，生活扶助を行うことを目的とする施設である。

(医療保護施設) ……医療を必要とする要保護者に対して，医療の給付を行うことを目的とする施設である。

(授産施設) ……身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して，就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて，その自立を助長することを目的とする施設である。

(宿所提供施設) ……住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設である。

(3) 児童福祉法 ……児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努め、すべての児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されることを目的とした法律であり、次のような機関・施設がある。

(児童相談所) ……児童福祉行政の第一線現業機関として各県に設置されており、その業務は18歳未満の児童の福祉に関して次の様な業務を行っている。

(1) 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

(2) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

(3) 児童及びその保護者につき、(2)の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。

(4) 児童の一時保護を行うこと。

(情緒障害児短期治療施設) ……軽度の情緒障害を有するおおむね12歳未満の児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設である。

(4) 老人福祉法 ……………老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする法律であり、同法に定める老人福祉施設には次のような施設がある。

(養護老人ホーム) ……65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設である。

(特別養護老人ホーム) ……65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であり、やむを得ない事由により介護老人福祉施設に入所することが著しく困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設である。

(老人福祉センター) ……無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設である。

(5) 知的障害者福祉法 ……………知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援

助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする法律であり、法律第5条に定める知的障害者援護施設には、次の施設がある。

(知的障害者デイサービスセンター) …知的障害者デイサービスを提供することを目的とする施設である。

(知的障害者更生施設) ……18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設である。

(知的障害者授産施設) ……18歳以上の知的障害者であって雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設である。

(知的障害者通勤寮) ……就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする施設である。

(知的障害者福祉ホーム) ……低額な料金で、現に居住を求めている知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設である。

#### (6) 国民年金法及び厚生年金保険法

国民皆年金制度により、すべての国民はいずれかの年金制度に加入してお

り高齢や障害者等になったときには、生活の安定を図るため年金の保障が行われるようになっている。

#### ア. 国民年金法

国民年金に加入している期間中に、障害等級表に該当する程度の障害者となった場合であって、一定の保険料納付要件を満たしているときに障害基礎年金が給付される。また、20歳前の傷病による障害者についても、その者が20歳に達したときから障害基礎年金が支給される。年金額は1級障害で993,100円、2級障害で794,500円（平成16年度年額）となっている。

#### イ. 厚生年金保険法

厚生年金保険法では、厚生年金の加入期間中に初診日のある傷病により国民年金の障害基礎年金対象となる障害（1級・2級）が発生した場合には、障害基礎年金に加えて、障害厚生年金が支給される。また、障害基礎年金に該当しない軽い障害であっても厚生年金の障害等級（3級）に該当するときは、独自の障害厚生年金が支給され、最低保障額は596,000円（平成16年度年額）となっている。

なお、年金について詳しいことは、社会保険事務所に問い合わせること。

## 2. 文部科学省関係

養護学校……知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱児を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、必要な知識技能を授けることを目的とする施設である。

## 3. 法務省関係

医療少年院……心身に著しい故障のある14歳以上26歳未満の者

を収容し，社会生活に適応させるため，職業の補導，適当な訓練及び医療を授ける施設である。



資 料 編

# I 精神保健福祉関係法令

## ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

〔昭和25年5月1日〕  
法律第123号

改正	昭和26年3月30日法律第55号	同	27年7月31日同	第268号
	同 28年8月15日同 第213号	同	29年6月1日同	第136号
	同 29年6月8日同 第163号	同	29年6月14日同	第179号
	同 33年3月25日同 第17号	同	34年3月31日同	第75号
	同 36年4月18日同 第66号	同	37年9月15日同	第161号
	同 38年6月21日同 第108号	同	40年6月30日同	第139号
	同 53年5月23日同 第55号	同	57年8月17日同	第80号
	同 58年12月3日同 第82号	同	59年8月14日同	第77号
	同 60年5月18日同 第37号	同	61年5月8日同	第46号
	同 62年9月26日同 第98号	平成元年4月10日同		第22号
	平成5年6月18日同 第74号	(同7年5月19日同		第94号
	同 5年11月12日同 第89号	同 6年6月29日同		第56号
	同 6年7月1日同 第84号	同 7年5月19日同		第94号
	同 8年6月14日同 第82号	同 9年12月17日同		第124号
	同 10年9月28日同 第110号	同 11年6月4日同		第65号
	同 11年7月16日同 第87号	同 11年12月8日同		第151号
	同 11年12月22日同 第160号	同 12年6月7日同		第111号
	同 14年2月8日同 第1号	同 14年8月2日同		第102号
	同 15年7月2日同 第102号	同 15年7月16日同		第110号
	同 15年7月16日同 第119号			

精神衛生法をここに公布する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

(昭62法98・平7法94・改称)

### 目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 精神保健福祉センター(第6条—第8条)

第3章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会(第9条—第17条)

第4章 精神保健指定医、登録研修機関及び精神病院

第1節 精神保健指定医(第18条—第19条の6)

第2節 登録研修機関(第19条の6の2—第19条の6の17)

- 第3節 精神病院（第19条の7－第19条の10）
- 第5章 医療及び保護
  - 第1節 保護者（第20条－第22条の2）
  - 第2節 任意入院（第22条の3・第22条の4）
  - 第3節 指定医の診察及び措置入院（第23条－第31条）
  - 第4節 通院医療（第32条－第32条の4）
  - 第5節 医療保護入院等（第33条－第35条）
  - 第6節 精神病院における処遇等（第36条－第40条）
  - 第7節 雑則（第41条－第44条）
- 第6章 保健及び福祉
  - 第1節 精神障害者保健福祉手帳（第45条・第45条の2）
  - 第2節 相談指導等（第46条－第49条）
  - 第3節 施設及び事業（第50条－第51条）
- 第7章 精神障害者社会復帰促進センター（第51条の2－第51条の11）
- 第8章 雑則（第51条の11の2－第51条の16）
- 第9章 罰則（第52条－第57条）
- 附則

## 第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

（昭29法179・昭62法98・平7法94・平11法65・一部改正）

（国及び地方公共団体の義務）

第2条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによって精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

（昭29法179・昭62法98・平5法74・平7法94・平11法65・一部改正）

（国民の義務）

第3条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への

参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

(昭62法98・追加, 平7法94・旧第2条の2の繰下・一部改正, 平11法65・一部改正)

(精神障害者等の社会復帰, 自立及び社会参加への配慮)

第4条 医療施設若しくは社会復帰施設の設置者又は居宅生活支援事業若しくは社会適応訓練事業を行う者は、その施設を運営し、又はその事業を行うに当たっては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るように努めなければならない。

2 国, 地方公共団体, 医療施設又は社会復帰施設の設置者及び居宅生活支援事業又は社会適応訓練事業を行う者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(平5法74・追加, 平7法94・旧第2条の3繰下・一部改正, 平11法65・一部改正)

(定義)

第5条 この法律で「精神障害者」とは、精神分裂病, 精神作用物質による急性中毒又はその依存症, 知的障害, 精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

(平5法74・一部改正, 平7法94・旧第3条繰下, 平10法110・平11法65・一部改正)

## 第2章 精神保健福祉センター

(平5法74・平7法94・改称)

(精神保健福祉センター)

第6条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という。)を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

三 精神医療審査会の事務を行うこと。

四 第32条第3項及び第45条第1項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

(昭40法139・全改, 昭62法98・一部改正, 平7法94・旧第7条繰上・一部改正, 平11法65・一部改正)

(国の補助)

第7条 国は、都道府県が前条の施設を設置したときは、政令の定めるところにより、その設置に要する経費については2分の1, その運営に要する経費については3分の1を補助する。

(昭34法75・昭40法139・一部改正, 平7法94・旧第8条繰上)

(条令への委任)

第8条 この法律に定めるもののほか、精神保健福祉センターに関して必要な事項は、条

令で定める。

(昭28法213・全改, 昭40法139・昭62法98・一部改正, 平7法94・旧第12条繰上・一部改正, 平11法65・一部改正)

### 第3章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会

(昭40法139・昭53法55・昭62法98・平7法94・改称)

(地方精神保健福祉審議会)

第9条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県に精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置く。

2 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。

(昭40法139・追加, 昭53法55・旧第16条の2繰上・一部改正, 昭62法98・一部改正, 平7法94・旧第13条繰上・一部改正, 平11法87・一部改正)

(委員及び臨時委員)

第10条 地方精神保健福祉審議会の委員は、20人以内とする。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方精神保健福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 委員の任期は、3年とする。

(昭40法139・追加, 昭53法55・旧第16条3繰上・一部改正, 昭62法98・平5法74・一部改正, 平7法94・旧第14条繰上・一部改正)

(条例への委任)

第11条 地方精神保健福祉審議会の運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭40法139・昭53法55・昭62法98・一部改正, 平7法94・旧第17条繰上・一部改正)

(精神医療審査会)

第12条 第38条の3第2項及び第38条の5第2項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を置く。

(昭62法98・追加, 平7法94・旧第17条の2繰上)

(委員)

第13条 精神医療審査会の委員は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（第18条第1項に規定する精神保健指定医である者に限る。）、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。

(昭62法98・追加，平7法94・旧第17条の3繰上，平11法65・一部改正)

(審査の案件の取扱い)

第14条 精神医療審査会は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員3人、法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員1人及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員1人をもって構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、精神医療審査会がこれを定める。

(昭62法98・追加，平7法94・旧第17条の4繰上)

(政令への委任)

第15条 この法律で定めるもののほか、精神医療審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭62法98・追加，平7法94・旧第17条の5繰上)

第16条及び第17条 削除

(平7法94)

## 第4章 精神保健指定医、登録研修機関及び精神病院

(昭62法98・平7法94・改称、平15法102・改称)

### 第1節 精神保健指定医

(平7法94・節名追加)

(精神保健指定医)

第18条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医(以下「指定医」という。)に指定する。

一 5年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。

二 3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。

三 厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。

四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(申請前1年以内に行われたものに限る。)の課程を修了していること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、第19条の2第1項又は第2項の規定により指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。

3 厚生労働大臣は、第1項第3号に規定する精神障害及びその診断又は治療に従事した経験の程度を定めようとするとき、同項の規定により指定医の指定をしようとするとき又は前項の規定により指定医の指定をしないものとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

(昭62法98・全改，平11法160・一部改正，平15法102・一部改正)

(指定後の研修)

**第19条** 指定医は、5の年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この条において同じ。）ごとに厚生労働大臣が定める年度において、厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。

2 前条第1項の規定による指定は、当該指定を受けた者が前項に規定する研修を受けなかったときは、当該研修を受けるべき年度の終了の日にその効力を失う。ただし、当該研修を受けなかったことにつき厚生労働省令で定めるやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めるときは、この限りでない。

(昭62法98・全改、平7法94・平11法160・一部改正、平15法102・一部改正)

(指定の取消し等)

**第19条の2** 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消さなければならない。

2 指定医がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又はその職務に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、医療審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定医について第2項に該当すると思料するときは、その旨を厚生労働大臣に通知することができる。

(昭62法98・追加、平5法89・平11法65・平11法160・一部改正)

### 第19条の3 削除

(昭62法98・追加、平7法94・平11法160・一部改正、平15法102号)

(職務)

**第19条の4** 指定医は、第22条の4第3項及び第29条の5の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第33条第1項及び第33条の4第1項の規定による入院を必要とするかどうか及び第22条の3の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定、第36条第3項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定、第38条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第40条の規定により一時退院させて経過を見るのが適当かどうかの判定の職務を行う。

2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

- 一 第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院を必要とするかどうかの判定
- 二 第29条の2の2第3項(第34条第4項において準用する場合を含む。)に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定
- 三 第29条の4第2項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定
- 四 第34条第1項及び第3項の規定による移送を必要とするかどうかの判定

- 五 第38条の3第3項及び第38条の5第4項の規定による診察
- 六 第38条の6第1項の規定による立入検査、質問及び診察
- 七 第38条の7第2項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定
- 八 第45条の2第4項の規定による診察

(昭62法98・追加, 平7法94・平11法65・一部改正)

(診療録の記載義務)

第19条の4の2 指定医は、前条第1項に規定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

(平11法65・追加, 平11法160・一部改正)

(指定医の配置)

第19条の5 第29条第1項, 第29条の2第1項, 第33条第1項若しくは第2項又は第33条の4第1項の規定により精神障害者を入院させている精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第19条の10を除き, 以下同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神病院に常時勤務する指定医(第19条の2第2項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第53条第1項を除き, 以下同じ。)を置かなければならない。

(平7法94・追加, 平11法65・平11法160・一部改正)

(政令及び省令への委任)

第19条の6 この法律に規定するもののほか、指定医の指定の申請に関して必要な事項は政令で、第18条第1項第4号及び第19条第1項の規定による研修に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

(昭62法98・追加, 平7法94・旧第19条の5繰下・一部改正, 平11法160・一部改正)

・第2節 登録研修機関

(登録)

第19条の6の2 第18条第1項第4号又は第19条第1項の登録(以下この節において「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第18条第1項第4号又は第19条第1項の研修(以下この節において「研修」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(平15法102・追加)

(欠格条項)

第19条の6の3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第9条の6の13の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの



(平15法102・追加)

(登録基準)

第19条の6の4 厚生労働大臣は、第19条の6の2の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表の第1欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の第3欄又は第4欄に掲げる時間数以上であること。
- 二 別表の第2欄で定める条件に適合する学識経験を有する者が前号に規定する科目を教授するものであること。

2 登録は、研修機関登録簿に登録を受ける者の氏名又は名称、住所、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

(平15法102・追加)

(登録の更新)

第19条の6の5 登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(平15法102・追加)

(研修の実施義務)

第19条の6の6 登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、研修の実施に関する計画(以下「研修計画」という。)を作成し、研修計画に従って研修を行わなければならない。

2 登録研修機関は、公正に、かつ、第18条第1項第4号又は第19条第1項の厚生労働省令で定めるところにより研修を行わなければならない。

3 登録研修機関は、毎事業年度の開始前に、第1項の規定により作成した研修計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(平15法102・追加)

(変更の届出)

第19条の6の7 登録研修機関は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(平15法102・追加)

(業務規程)

第19条の6の8 登録研修機関は、研修の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、研修の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、研修の実施方法、研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(平15法102・追加)

(業務の休廃止)

第19条の6の9 登録研修機関は、研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(平15法102・追加)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第19条の6の10 登録研修機関は、毎事業年度経過後3月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次頁及び第57条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置かなければならない。

2 研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(平15法102・追加)

(適合命令)

第19条の6の11 厚生労働大臣は、登録研修機関が第19条の6の4第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規程に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平15法102・追加)

(改善命令)

第19条の6の12 厚生労働大臣は、登録研修機関が第19条の6の6第1項又は第2項の規程に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、研修を行うべきこと又は研修の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平15法102・追加)

(登録の取消し等)

第19条の6の13 厚生労働大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる

ことができる。

- 一 第19条の6の3第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- 二 第19条の6の6第3項、第19条の6の7、第19条の6の8、第19条の6の9、第19条の6の10第1項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第19条の6の10第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第19条の6の11又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(平15法102・追加)

(帳簿の備付け)

第19条の6の14 登録研修機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(平15法102・追加)

(厚生労働大臣による研修業務の実施)

第19条の6の15 厚生労働大臣は、登録を受ける者がいないとき、第19条の6の9の規定による研修の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第19条の6の13の規定により登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修の業務の全部又は一部を実施することが困難となったときその他必要があると認めるときは、当該研修の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 前項の規定により厚生労働大臣が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。
- 3 厚生労働大臣が第1項の規定により研修の業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

(平15法102・追加)

(報告の徴収及び立入検査)

第19条の6の16 厚生労働大臣は、研修の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録研修機関に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平15法102・追加)

(公示)

第19条の6の17 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第19条の6の7の規定による届出があったとき。

三 第19条の6の9の規定による届出があったとき。

四 第19条の6の13の規定により登録を取り消し、又は研修の業務の停止を命じたとき。

五 第19条の6の15の規定により厚生労働大臣が研修の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた研修の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(平15法102・追加)

### 第3節 精神病院

(平7法94・追加)

(都道府県立精神病院)

**第19条の7** 都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。次条において同じ。)が精神病院を設置している場合には、当該都道府県については、前項の規定は、適用しない。

(平7法94・追加, 平15法119・一部改正)

(指定病院)

**第19条の8** 都道府県知事は、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(以下「国等」という。)以外の者が設置した精神病院であって厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代わる施設(以下「指定病院」という。)として指定することができる。

(平7法94・追加, 平11法160・一部改正, 平15法119・一部改正)

(指定の取消し)

**第19条の9** 都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなったとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第1項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、指定病院に入院中の者の処遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(平7法94・追加, 平11法87・平11法160・一部改正)

(国の補助)

**第19条の10** 国は、都道府県が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費(第30条第1項の規定により都道府県が負担する費用を除く。次項において同じ。)に対し、政令の定めるところにより、その2分の1を補助する。

2 国は、営利を目的としない法人が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける

精神病室の設置及び運営に要する経費に対し、政令の定めるところにより、その2分の1以内を補助することができる。

(平7法94・追加)

## 第5章 医療及び保護

### 第1節 保護者

(平7法94・節名追加)

(保護者)

**第20条** 精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は保護者とならない。

- 一 行方の知れない者
- 二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 四 破産者
- 五 成年被後見人又は被保佐人
- 六 未成年者

2 保護者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、次のとおりとする。ただし、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人又は保佐人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

- 一 後見人又は保佐人
- 二 配偶者
- 三 親権を行う者
- 四 前2号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

3 前項ただし書の規定による順位の変更及び同項第4号の規定による選任は家事審判法(昭和22年法律第152号)の適用については、同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。

(平5法74・平11法65・平11法151・一部改正)

**第21条** 前条第2項各号の保護者がいないとき又はこれらの保護者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ)、居住地がないか又は明らかでないときはその精神障害者の所在地を管轄する市町村長が保護者となる。

(平5法74・一部改正)

**第22条** 保護者は、精神障害者(第22条の4第2項に規定する任意入院者及び病院又は診療所に入院しないで行われる精神障害の医療を継続して受けている者を除く。以下この項及び第3項において同じ。)に治療を受けさせ、及び精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない。

- 2 保護者は、精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力しなければならない。
- 3 保護者は、精神障害者に医療を受けさせるに当たっては、医師の指示に従わなければならない。

(平5法74・平11法65・一部改正)

**第22条の2** 保護者は、第41条の規定による義務(第29条の3又は第29条の4第1項の規定により退院する者の引取りに係るものに限る。)を行うに当たり必要があるときは、当該精神病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神病院若しくは指定病院と関連する精神障害者社会復帰施設の長に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

(平5法74・追加)

### 第2節 任意入院

(平7法94・節名追加)

(任意入院)

**第22条の3** 精神病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

(昭62法98・追加, 平5法74・旧第22条の2繰下, 平7法94・一部改正)

**第22条の4** 精神障害者が自ら入院する場合においては、精神病院の管理者は、その入院に際し、当該精神障害者に対して第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせ、当該精神障害者から自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならない。

- 2 精神病院の管理者は、自ら入院した精神障害者(以下この条において「任意入院者」という。)から退院の申出があった場合においては、その者を退院させなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、精神病院の管理者は、指定医による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、72時間を限り、その者を退院させないことができる。
- 4 精神病院の管理者は、前項の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

(昭62法98・追加, 平5法74・旧第22条の3繰下, 平11法65・平11法160・一部改正)

### 第3節 指定医の診察及び措置入院

(平7法94・節名追加)

(診察及び保護の申請)

**第23条** 精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でも、その者について指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日

- 二 本人の現在場所、居住地、氏名、性別及び生年月日
- 三 症状の概要
- 四 現に本人の保護の任に当たっている者があるときはその者の住所及び氏名

(昭40法139・昭62法98・一部改正)

(警察官の通報)

第24条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

(昭40法139・全改)

(検察官の通報)

第25条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判を除く)。が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第33条第1項の申立てをしたときは、この限りでない。

2 検察官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者(同法第2条第3項に規定する対象者をいう。第26条の3及び第44条第1項において同じ。)について、特に必要があると認めるときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

(昭26法55・全改、昭40法139・一部改正、平15法110・一部改正)

(保護観察所の長の通報)

第25条の2 保護観察所の長は、保護監察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

(昭40法139・追加)

(矯正施設の長の通報)

第26条 矯正施設(拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の居住地(居住地がない場合は当該矯正施設の所在地)の都道府県知事に通報しなければならない。

- 一 本人の居住地、氏名、性別及び生年月日
- 二 症状の概要
- 三 釈放、退院又は退所の年月日
- 四 引取人の住所及び氏名

(昭27法268・昭33法17・一部改正)

(精神病院の管理者の届出)

第26条の2 精神病院の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第29条第1項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(昭40法139・追加, 昭62法98・一部改正)

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)

第26条の3 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第6項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であつて同条第5項に規定する指定入院医療機関に入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたとときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

(平15法110・追加)

(申請等に基づき行われる指定医の診察等)

第27条 都道府県知事は、第23条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。

- 2 都道府県知事は、入院させなければ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、第23条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、前2項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。
- 4 指定医及び前項の当該職員は、前3項の職務を行うに当たって必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。
- 5 第19条の6の16第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第27条第4項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第4項」と読み替えるものとする。

(昭40法139・昭62法98・一部改正, 平15法102・一部改正)

(診察の通知)

第28条 都道府県知事は、前条第1項の規定により診察をさせるに当たって現に本人の保護の任に当たっている者がある場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならない。

- 2 後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者は、前条第1項の診察に立ち会うことができる。

(平11法65・一部改正)



(判定の基準)

第28条の2 第27条第1項又は第2項の規定により診察をした指定医は、厚生労働大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない。

(昭62法98・追加、平11法160・一部改正)

(都道府県知事による入院措置)

第29条 都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる。

- 2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する2人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。
- 4 国等の設置した精神病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の一部について第19条の8の指定を受けている指定病院にあってはその指定に係る病床）に既に第1項又は次条第1項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合のほかは、第1項の精神障害者を入院させなければならない。

(昭40法139・昭62法98・平7法94・平11法160・一部改正、平15法119・一部改正)

第29条の2 都道府県知事は、前条第1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第27条、第28条及び前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めるときは、その者を前条第1項に規定する精神病院又は指定病院に入院させることができる。

- 2 都道府県知事は、前条の措置をとったときは、すみやかに、その者につき、前条第1項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。
- 3 第1項の規定による入院の期間は、72時間を越えることができない。
- 4 第27条第4項及び第5項並びに第28条の2の規定は第1項の規定による診察について、前条第3項の規定は第1項の規定による措置を採る場合について、同条第4項の規定は第1項の規定により入院する者の入院について準用する。

(昭40法139・追加、昭62法98・平7法94・一部改正、平15法102・一部改正)

第29条の2の2 都道府県知事は、第29条第1項又は前条第1項の規定による入院措置を

探ろうとする精神障害者を、当該入院措置に係る病院に移送しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により移送を行う場合においては、当該精神障害者に対し、当該移送を行う旨その他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による移送を行うに当たっては、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めるときは、その者の医療又は保護に欠くことのできない限度において、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限を行うことができる。

(平11法65・追加, 平11法160・一部改正)

**第29条の3** 第29条第1項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、第29条の2第1項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第29条第1項の規定による入院措置を採らない旨の通知を受けたとき、又は第29条の2第3項の期間内に第29条第1項の規定による入院措置をとる旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

(昭40法139・追加, 平11法65・一部改正)

(入院措置の解除)

**第29条の4** 都道府県知事は、第29条第1項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

- 2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく場合でなければならない。

(昭40法139・追加, 昭62法98・平7法94・一部改正)

**第29条の5** 措置入院者を入院させている精神病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(昭40法139・追加, 昭62法98・平7法94・平11法160・一部改正)

(入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額)

**第29条の6** 第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院する者について国等の設置した精神病院又は指定病院が行う医療に関する診療方針及びその医療に要する費用の額の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例による。

2 前項に規定する診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例によることができな  
ないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び医療に要する費用の  
額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(昭36法66・追加, 昭40法139・旧第29条の2繰下・一部改正, 昭53法55・平11法160・一部改正, 平15法  
119・一部改正)

(社会保険診療報酬支払基金への事務の委託)

第29条の7 都道府県は、第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院する者に  
ついて国等の設置した精神病院又は指定病院が行った医療が前条に規定する診療方針に  
適合するかどうかについての審査及びその医療に要する費用の額の算定並びに国等又は  
指定病院の設置者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に  
委託することができる。

(昭36法66・追加, 昭40法139・旧第29条の3繰下・一部改正, 平15法119・一部改正)

(費用の負担)

第30条 第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により都道府県知事が入院させた精神  
障害者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。

2 国は、都道府県が前項の規定により負担する費用を支弁したときは、政令の定めると  
ころにより、その4分の3を負担する。

(昭36法66・昭40法139・平元法22・平7法94・一部改正)

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第30条の2 前条第1項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法(大  
正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、船員保険法(昭和14年法  
律第73号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、国家公務員等共済組合法(昭  
和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員  
等共済組合法(昭和37年法律第152号)、老人保健法(昭和57年法律第80号)又は介護保  
険法(平成9年法律第123号)の規定により医療に関する給付を受けることができる者で  
あるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定により負担することを要し  
ない。

(平7法94・追加, 平8法82・平9法124・一部改正)

(費用の徴収)

第31条 都道府県知事は、第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により入院させた精  
神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができると認めたと  
きは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(昭40法139・一部改正)

#### 第4節 通院医療

(平7法94・節名追加)

(通院医療)

第32条 都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法第

63条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局であつて政令で定めるもの（その開設者が、診療報酬の請求及び支払に関し次条に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。次条において「医療機関等」という。）で病院又は診療所へ入院しないで行われる精神障害の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の100分の95に相当する額を負担することができる。

- 2 前項の医療に必要な費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によつて算定する。
- 3 第1項の規定による費用の負担は、当該精神障害者又はその保護者の申請によつて行うものとし、その申請は、精神障害者の居住地を管轄する保健所長を経て、都道府県知事に対してしなければならない。
- 4 前項の申請は、厚生労働省令で定める医師の診断書を添えて行われなければならない。ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。
- 5 第3項の申請があつてから2年を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。
- 6 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定によつて医療を受けることができる者及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定によつて医療を受ける者については、第1項の規定は、適用しない。
- 7 前各項に定めるもののほか、第1項の医療に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭40法139・全改，昭62法98・平5法74・平6法56・平7法94・平11法87・平11法160・一部改正，平15法110・一部改正）

（費用の請求，審査及び支払）

第32条の2 前条第1項の医療機関等は、同項の規定により都道府県が負担する費用は、都道府県に請求するものとする。

- 2 都道府県は、前項の費用を当該医療機関等に支払わなければならない。
- 3 都道府県は、第1項の請求についての審査及び前項の費用の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金その他政令で定める者に委託することができる。

（昭40法139・追加，平6法56・一部改正）

（費用の支弁及び負担）

第32条の3 国は、都道府県が第32条第1項の規定により負担する費用を支弁したときは、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、その2分の1を補助する。

（昭40法139・追加）

第32条の4 第30条の2の規定は、第32条第1項の規定による都道府県の負担について準用する。

（平7法94・全改）

## 第5節 医療保護入院等

(平7法94・節名追加)

(医療保護入院)

第33条 精神病院の管理者は、次に掲げる者について、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

一 指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの

二 第34条第1項の規定により移送された者

2 精神病院の管理者は、前項第1号に規定する者の保護者について第20条第2項第4号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合又は第34条第2項の規定により移送された場合において、前項第1号に規定する者又は同条第2項の規定により移送された者の扶養義務者の同意があるときは、本人の同意がなくても、当該選任がされるまでの間、4週間を限り、その者を入院させることができる。

3 前項の規定による入院が行われている間は、同項の同意をした扶養義務者は、第20条第2項第4号に掲げる者に該当するものとみなし、第1項の規定を適用する場合を除き、同条に規定する保護者とみなす。

4 精神病院の管理者は、第1項又は第2項の規定による措置を採ったときは、10日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(昭40法139・昭62法98・平5法74・平11法65・平11法160・一部改正)

第33条の2 精神病院の管理者は、前条第1項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）を退院させたときは、10日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(昭62法98・追加、平11法160・一部改正)

第33条の3 精神病院の管理者は、第33条第1項又は第2項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該入院措置を採った日から4週間を経過する日までの間であつて、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。この場合において、精神病院の管理者は、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

(昭62法98・追加、平7法94・平11法160・一部改正)

(応急入院)

第33条の4 厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、保護者（第33条第2項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者）の同意を得ることができない場合において、その者が、次に該当する者であるときは、本人の同意がなくても、

72時間を限り、その者を入院させることができる。

一 指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって当該精神障害のために第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの

二 第34条第3項の規定により移送された者

2 前項に規定する精神病院の管理者は、同項の規定による措置を採ったときは、直ちに、当該措置を採った理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第1項の指定を受けた精神病院が同項の基準に適合しなくなったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、第1項の指定を受けた精神病院に入院中の者の処遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し前項の事務を行うことを指示することができる。

(昭62法98・追加，平5法74・平11法65・平11法87・平11法160・一部改正)

**第33条の5** 第19条の9第2項の規定は前条第3項の規定による処分をする場合について、第29条第3項の規定は精神病院の管理者が前条第1項の規定による措置を採る場合について準用する。

(昭62法98・追加，平7法94・一部改正)

(医療保護入院等のための移送)

**第34条** 都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって当該精神障害のために第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものにつき、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第33条第1項の規定による入院をさせるため第33条の4第1項に規定する精神病院に移送することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する者の保護者について第20条第2項第4号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がなされていない場合において、その者の扶養義務者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第33条第2項の規定による入院をさせるため第33条の4第1項に規定する精神病院に移送することができる。

3 都道府県知事は、急速を要し、保護者（前項に規定する場合にあっては、その者の扶養義務者）の同意を得ることができない場合において、その指定する指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって当該精神障害のために第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、本人の同意がなくてもその者を第33条の4第1項の規定による入院をさせるため同項に規定する精神病院に移送することができる。

4 第29条の2の2第2項及び第3項の規定は、前3項の規定による移送を行う場合につ

いて準用する。

(平11法65・全改)

## 第35条 削除

(平11法151)

### 第6節 精神病院における処遇等

(平7法94・節名追加)

(処遇)

第36条 精神病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 精神病院の管理者は、前項の規定にかかわらず、信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であって、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第1項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

(昭62法98・全改、平11法65・平11法160・一部改正)

第37条 厚生労働大臣は、前条に定めるもののほか、精神病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、精神病院の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第1項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(昭62法98・全改、平11法160・一部改正)

(指定医の精神病院の管理者への報告等)

第37条の2 指定医は、その勤務する精神病院に入院中の者の処遇が第36条の規定に違反していると思料するとき又は前条第1項の基準に適合していないと認めるときその他精神病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神病院の管理者にその旨を報告すること等により、当該管理者において当該精神病院に入院中の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(平11法65・追加)

(相談、援助等)

第38条 精神病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者は、当該施設において医療を受ける精神障害者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、及びその保護者等との連絡調整を行うように努めなければならない。

(昭62法98・全改、平5法74・一部改正)

(定期の報告)

第38条の2 措置入院者を入院させている精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

（昭62法98・追加，平7法94・平11法160・一部改正）

（定期の報告等による審査）

第38条の3 都道府県知事は、前条の規定による報告又は第33条第4項の規定による届出（同条第1項の規定による措置に係るものに限る。）があったときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 精神医療審査会は、前項に規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者に対して意見を求め、若しくはその者の同意を得て委員（指定医である者に限る。第38条の5第4項において同じ。）に診察させ、又はその者が入院している精神病院の管理者その他関係者に対して報告若しくは意見を求め、診療録その他帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

4 都道府県知事は、第2項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。

（昭62法98・追加，平11法65・平11法160・一部改正）

（退院等の請求）

第38条の4 精神病院に入院中の者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。

（昭62法98・追加，平5法74・平11法65・平11法160・一部改正）

（退院等の請求による審査）

第38条の5 都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。



- 2 精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神病院の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、精神医療審査会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めるときは、この限りでない。
- 4 精神医療審査会は、前項に定めるもののほか、第2項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て委員に診察させ、又はその者が入院している精神病院の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。
- 5 都道府県知事は、第2項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない。
- 6 都道府県知事は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(昭62法98・追加，平11法65・一部改正)

(報告徴収等)

**第38条の6** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは当該精神病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者を診察させることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者、精神病院に入院中の者又は第33条第1項若しくは第2項の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。
- 3 第19条の6の16第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第38条の6第1項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第38条の6第1項」と読み替えるものとする。

(昭62法98・追加，平11法65・平11法160・一部改正，平15法102・一部改正)

(改善命令等)

**第38条の7** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院に入院中の者の処遇が第36条の

規定に違反していると認めるとき又は第37条第1項の基準に適合していないと認めるときその他精神病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないとき認めるときは、当該精神病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第22条の4第3項の規定により入院している者又は第33条第1項若しくは第2項若しくは第33条の4第1項の規定により入院した者について、その指定する2人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者が前2項の規定による命令に従わないときは、当該精神病院の管理者に対し、期間を定めて第22条の4第1項、第33条第1項及び第2項並びに第33条の4第1項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

(昭62法98・追加、平5法74・平11法65・平11法160・一部改正)

(無断退去者に対する措置)

**第39条** 精神病院の管理者は、入院中の者で自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのあるものが無断で退去しその行方が不明になったときは、所轄の警察署長に次の事項を通知してその探索を求めなければならない。

- 一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 退去の年月日及び時刻
- 三 症状の概要
- 四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項
- 五 入院年月日
- 六 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

2 警察官は、前項の探索を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該精神病院の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該精神病院の管理者がその者を引き取るまでの間、24時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設等の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

(昭40法139・平5法74・一部改正)

(仮退院)

**第40条** 第29条第1項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見るのが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、6月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

(昭40法139・昭62法98・一部改正)

## 第7節 雑則

(平7法94・節名追加)

(保護者の引取義務等)

**第41条** 保護者は、第29条の3若しくは第29条の4第1項の規定により退院する者又は前条の規定により仮退院する者を引き取り、かつ、仮退院した者に保護に当たっては当該精神病院又は指定病院の管理者の指示に従わなければならない。

(昭40法139・昭62法98・平5法74・一部改正)

(医療及び保護の費用)

**第42条** 保護者が精神障害者の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

(昭26法55・平5法74・一部改正、平7法94・旧第49条繰上)

(刑事事件に関する手続等との関係)

**第43条** この章の規定は、精神障害者又はその疑いのある者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行ない、又は刑若しくは補導処分若しくは保護処分の執行のためこれらの者を矯正施設に収容することを妨げるものではない。

2 第25条、第26条及び第27条の規定を除く外、この章の規定は矯正施設に収容中の者には適用しない。

(昭27法268・昭40法139・一部改正、平7法94・旧第50条繰上)

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る手続等との関係)

**第44条** この章の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者について、同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げるものではない。

2 この章第2節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第34条第1項前段若しくは第60条第1項前段の命令若しくは第37条第5項前段若しくは第62条第2項前段の決定により入院している者又は同法第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、適用しない。

(平11法65・削除、平15法110・追加)

## 第6章 保健及び福祉

(平7法94・追加)

### 第1節 精神障害者保健福祉手帳

(平7法94・追加)

(精神障害者保健福祉手帳)

**第45条** 精神障害者(知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生勞

働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。
- 3 前項の規定による審査の結果、申請者が同項の政令で定める精神障害の状態にないと認めるときは、都道府県知事は、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、2年ごとに、第2項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。
- 5 第3項の規定は、前項の認定について準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（平7法94・追加，平10法110・平11法160・一部改正）

（精神障害者保健福祉手帳の返還等）

**第45条の2** 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、前条第2項の政令で定める精神障害の状態がなくなったときは、速やかに精神障害者保健福祉手帳を都道府県に返還しなければならない。

- 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、精神障害者保健福祉手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者について、前条第2項の政令で定める状態がなくなったと認めるときは、その者に対し精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の返還を命じようとするときは、あらかじめその指定する指定医をして診察させなければならない。
- 5 前条第3項の規定は、第3項の認定について準用する。

（平7法94・追加，平11法65・一部改正）

## 第2節 相談指導等

（平7法94・追加）

（正しい知識の普及）

**第46条** 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

（平7法94・追加）

（相談指導等）

**第47条** 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、次条第1項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事

若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

- 2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。
- 3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。第50条の2第6項において同じ。）その他関係行政機関との連携を図るよう努めなければならない。
- 4 市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）は、第1項及び第2項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

（平7法94・追加，平11法65・平12法111・一部改正）

#### （精神保健福祉相談員）

**第48条** 都道府県等は、精神保健福祉センター及び保健所に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

- 2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事等が任命する。

（平7法94・追加，平11法65・一部改正）

#### （施設及び事業の利用の調整等）

**第49条** 市町村は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者から求めがあったときは、当該精神障害者の希望、精神障害者の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設又は精神障害者居宅生活支援事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業（以下この条において「精神障害者居宅生活支援事業等」という。）の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を精神障害者地域生活支援センターに委託することができる。

- 2 市町村は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあった場合には、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の利用又は精神障害者居宅生活支援事業等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者居宅生活支援事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行うものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定により市町村が行うあつせん、調整及び要請に関し、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助及び市

町村相互間の連絡調整を行う。

- 4 精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者居宅生活支援事業等を行う者は、前2項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(平7法94・追加, 平11法65・一部改正)

### 第3節 施設及び事業

(平7法94・追加)

(精神障害者社会復帰施設の設置等)

第50条 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

- 2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

- 3 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者社会復帰施設を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(平7法94・追加, 平11法65・平11法160・一部改正)

(精神障害者社会復帰施設の種類)

第50条の2 精神障害者社会復帰施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者生活訓練施設
- 二 精神障害者授産施設
- 三 精神障害者福祉ホーム
- 四 精神障害者福祉工場
- 五 精神障害者地域生活支援センター

- 2 精神障害者生活訓練施設は、精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適應することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

- 3 精神障害者授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

- 4 精神障害者福祉ホームは、現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設とする。

- 5 精神障害者福祉工場は、通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、

及び社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする施設とする。

- 6 精神障害者地域生活支援センターは、地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、第49条第1項の規定による助言を行い、併せて保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

(平7法94・追加, 平11法65・平11法160・一部改正)

(秘密保持義務)

第50条の2の2 精神障害者地域生活支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

(平11法65・追加)

(施設の基準)

第50条の2の3 厚生労働大臣は、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

- 2 精神障害者社会復帰施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。

(平11法65・追加, 平11法160・一部改正)

(報告の徴収等)

第50条の2の4 都道府県知事は、前条第1項の基準を維持するため、精神障害者社会復帰施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第19条の6の16第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第50条の2の4第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第50条の2の4第1項」と読み替えるものとする。

(平11法65・追加, 平15法102・一部改正)

(事業の停止等)

第50条の2の5 都道府県知事は、精神障害者社会復帰施設の設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又は当該施設が第50条の2の3第1項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者社会復帰施設につき、その事業の廃止を命じようとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。

(平11法65・追加)

(精神障害者居宅生活支援事業の実施)

第50条の3 国及び都道府県以外の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、厚生労働省の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、精神障害者居宅生活支援事業を行うことができる。

2 前項の規定による届け出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 国及び都道府県以外の者は、精神障害者居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(平11法65(平11法160)・追加)

(精神障害者居宅生活支援事業の種類)

第50条の3の2 精神障害者居宅生活支援事業の種類は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者居宅介護支援事業
- 二 精神障害者短期入所事業
- 三 精神障害者地域生活援助事業

2 精神障害者居宅介護支援事業は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害のために日常生活を営むのに支障のある精神障害者につき、その者の居宅において食事、身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの(次項において「介護等」という。)を供与する事業とする。

3 精神障害者短期入所事業は、精神障害者であって、その介護等を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となったものにつき、精神障害者生活訓練施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、介護等を行う事業とする。

4 精神障害者地域生活援助事業は、地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住宅において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業とする。

(平11法65(平11法160)・追加)

(報告の徴収等)

第50条の3の3 都道府県知事は、精神障害者の福祉のために必要があると認めるときは、精神障害者居宅生活支援事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第19条の6の16第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第50条の3の3第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第50条の3の3第1項」と読み替えるものとする。

(平11法65・追加, 平15法102・一部改正)

(事業の停止等)



第50条の3の4 都道府県知事は、精神障害者居宅生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る精神障害者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者に対して、その事業の制御又は停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者居宅生活支援事業の制限又は停止を命ずる場合には、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かななければならない。

(平11法65・追加)

(精神障害者社会適応訓練事業)

第50条の4 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業（通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えるとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

(平7法94・追加)

(国及び地方公共団体の補助)

第51条 市町村は、精神障害者居宅生活支援事業を行う者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

2 都道府県は、市町村に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

- 一 市町村が行う精神障害者居宅生活支援事業に要する費用
- 二 前項の規定による補助に要した費用

3 都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者に対し、当該施設の設置及び運営に関する費用の一部を補助することができる。

4 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

- 一 都道府県が設置する精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用
- 二 都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用
- 三 前2項の規定による補助に要した費用

(平7法94・追加, 平11法65・一部改正)

## 第7章 精神障害者社会復帰促進センター

(平5法74・追加, 平7法94・旧第5章の2繰下)

(指定等)

第51条の2 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じ

て1個に限り、精神障害者社会復帰促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、センターの名称、住所及び事務所所在地を公示しなければならない。
- 3 センターは、その名称、住所又は事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（平5法74・追加、平11法151・平11法160・一部改正）

（業務）

第51条の3 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 精神障害者の社会復帰の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰の促進に関する研究を行うこと。
- 四 精神障害者の社会復帰の促進を図るため、第2号の規定による研究開発の成果又は前号の規定による研究の成果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業の業務に関し、当該事業に従事する者及び当該事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰を促進するために必要な業務を行うこと。

（平5法74・追加）

（センターへの協力）

第51条の4 精神病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者、精神障害者社会復帰施設の設置者及び精神障害者居宅生活支援事業又は精神障害者社会適応訓練事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第2号及び第3号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

（平5法74・追加、平7法94・平11法160・一部改正）

（特定情報管理規程）

第51条の5 センターは、第51条の3第2号及び第3号に掲げる業務に係る情報及び資料（以下この条及び第51条の7において「特定情報」という。）の管理並びに使用に関する規程（以下この条及び第51条の7において「特定情報管理規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の認可をした特定情報管理規程が特定情報の適正な管理又は使

用を図る上で不相当となったと認めるときは、センターに対し、当該特定情報管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 特定情報管理規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(平5法74・追加, 平11法160・一部改正)

(秘密保持義務)

第51条の6 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第51条の3第2号又は第3号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平5法74・追加)

(解任命令)

第51条の7 厚生労働大臣は、センターの役員又は職員が第51条の5第1項の認可を受けた特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行ったとき、又は前条の規定に違反したときは、センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(平5法74・追加, 平11法160・一部改正)

(事業計画等)

第51条の8 センターは、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後3月以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平5法74・追加, 平11法160・一部改正)

(報告及び検査)

第51条の9 厚生労働大臣は、第51条の3に規程する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第19条の6の16第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第51条の9第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第51条の9第1項」と読み替えるものとする。

(平5法74・追加, 平11法160・一部改正, 平15法102・一部改正)

(監督命令)

第51条の10 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、センターに対し、第51条の3に規定する業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(平5法74・追加, 平11法160・一部改正)

(指定の取消し等)

第51条の11 厚生労働大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第51条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 第51条の3に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
  - 二 指定に関し不正な行為があったとき。
  - 三 この章の規定又は当該規定による命令若しくは処分違反したとき。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平5法74・追加, 平11法160・一部改正)

## 第8章 雑則

(平5法74・追加, 平7法94・旧第5章の3繰下)

### (審判の請求)

第51条の11の2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第12条第2項、第14条第1項、第16条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

(平11法151・追加)

### (大都市の特例)

第51条の12 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

- 2 前項の規定により指定都市の長がした処分(地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務に係るものに限る。)に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。

(平5法74・追加, 平11法87・平11法160・平14法1・一部改正)

### (緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第51条の13 精神障害者社会復帰施設について、第50条の2の4及び第50条の2の5の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、この施設を利用する者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

- 2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(平11法87・追加, 平11法65・平11法160・一部改正)

### (事務の区分)

第51条の14 この法律(第1章から第3章まで、第19条の2第4項、第19条の7、第19条

の8、第19条の9第1項、同条第2項（第33条の5において準用する場合を含む。）、第29条の7、第30条第1項及び第31条、第5章第4節、第33条の4第1項及び第3項並びに第6章を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務（次項及び第3項において「第1号法定受託事務」という。）とする。

2 この法律（第6章第2節を除く。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）は、第1号法定受託事務とする。

3 第21条の規定により市町村が処理することとされている事務は、第1号法定受託事務とする。

（平11法65・全改、平11法65・一部改正）

（権限の委任）

第51条の15 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

（平11法160・追加）

第51条の16 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（平15法102・追加）

## 第9章 罰則

（昭62法98・追加、平7法94・旧第6章繰下）

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第38条の3第4項の規定による命令に違反した者
- 二 第38条の5第5項の規定による退院の命令に違反した者
- 三 第38条の7第2項の規定による命令に違反した者
- 四 第38条の7第3項の規定による命令に違反した者

（昭62法98・追加、平7法94・平11法65・一部改正、平15法102・一部改正）

第53条 精神病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員若しくは臨時委員、精神医療審査会の委員若しくは第47条第1項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあった者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 精神病院の職員又はその職にあった者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者

の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

(昭62法98・追加，平6法84・平7法94・平11法65・一部改正)

**第53条の2** 第51条の6の規定に違反した者は，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平5法74・追加，平11法65・一部改正)

**第54条** 次の各号のいずれかに該当する者は，6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第19条の6の13の規定による停止の命令に違反した者
- 二 虚偽の事実を記載して第23条第1項の申請をした者
- 三 第50条の2の5第1項の規定による停止又は廃止の命令に違反した者
- 四 第50条の3の4代1項の規定による制限又は停止の命令に違反した者
- 五 第51条の13第1項の規定により厚生労働大臣が行う第50条の2の5第1項に規定する停止又は廃止の命令に違反した者

(平11法65・全改，平11法65・平11法160・一部改正，平15法102・一部改正)

**第55条** 次の各号のいずれかに該当する者は，30万円以下の罰金に処する。

- 一 第19条の6の16第1項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者
- 二 第27条第1項又は第2項の規定による診察を拒み，妨げ，若しくは忌避した者又は同条第4項の規定による立入りを拒み，若しくは妨げた者
- 三 第29条の2第1項の規定による診察を拒み，妨げ，若しくは忌避した者又は同条第4項において準用する第27条第4項に規定による立入りを拒み，若しくは妨げた者
- 四 第38条の3第3項の規定による報告若しくは提出をせず，若しくは虚偽の報告をし，同項の規定による診察を妨げ，又は同項の規定による出頭をせず，若しくは同項の規定による審問に対して，正当な理由がなく答弁せず，若しくは虚偽の答弁をした者
- 五 第38条の5第4項の規定による報告若しくは提出をせず，若しくは虚偽の報告をし，同項の規定による診察を妨げ，又は同項の規定による出頭をせず，若しくは同項の規定による審問に対して，正当な理由がなく答弁せず，若しくは虚偽の答弁をした者
- 六 第38条の6第1項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず，若しくは虚偽の報告をし，同項の規定による検査若しくは診察を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は同項の規定による質問に対して，正当な理由がなく答弁せず，若しくは虚偽の答弁をした者
- 七 第38条の6第2項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず，又は虚偽の報告をした精神病院の管理者
- 八 第51条の9第1項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者

(昭62法98・追加，平5法74・平7法94・平11法65・一部改正，平15法102・一部改正)

**第56条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条、第54条第1号、第3号若しくは第4号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(昭62法98・追加, 平11法65・一部改正, 平15法102・一部改正)

**第57条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 一 第19条の4の2の規定に違反した者
- 二 第19条の6の9の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第19条の6の10第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者
- 四 第19条の6の14の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第22条の4第4項の規定に違反した者
- 六 第33条第4項の規定に違反した者
- 七 第33条の4第2項の規定に違反した者
- 八 第38条の2第1項又は同条第2項において準用する同条第1項の規定に違反した者

(昭62法98・追加, 平5法74・平7法94・平11法65・一部改正, 平15法102・一部改正)

別表 (第19条の6の4関係) (平15法102・追加)

科 目	教授する者	第18条第1項第4号に規定する研修の課程の時間数	第19条第1項に規定する研修の課程の時間数
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健福祉行政概論	この法律及び精神保健福祉行政に関し学識経験を有する者であること。	8時間	3時間
精神障害者の医療に関する法令及び実務	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあった者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。		
精神障害者の人権に関する法令	法律に関し学識経験を有する者として精神医療審査会		

	の委員に任命されている者若しくはその職にあった者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。		
精神医学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において精神医学の教授若しくは助教授の職にある者若しくはこれらの職にあった者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。	4時間	
精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉	精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉に関し学識経験を有する者であること。	2時間	1時間
精神障害者の医療に関する事例研究	次に掲げる者が共同して教授すること。 一 指定医として10年以上精神障害者の診断又は治療に従事した経験を有する者 二 法律に関し学識経験を有する者として精神医療審査会の委員に任命されている者若しくはその職にあった者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者 三 この法律及び精神保健福祉行政に関し学識経験を有する者	4時間	3時間
備考 第1欄に掲げる精神障害者の医療に関する事例研究は、最新の事例を用いて教授すること。			



## 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(平14法1・一部改正)

(精神病患者監護法及び精神病院法の廃止)

- 2 精神病患者監護法(明治33年法律第38号)及び精神病院法(大正8年法律第25号)は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平14法1・一部改正)

(国の無利子貸付け等)

- 3 国は、当分の間、都道府県に対し、第19条の10第1項の規定により国がその経費について補助する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第19条の10第1項の規定より国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

(平14法1・全改)

- 4 国は、当分の間、営利を目的としない法人に対し、第19条の10第2項の規定により国がその経費について補助することができる精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病院の設置で社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第19条の10第2項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

(平14法1・全改)

- 5 国は、当分の間、都道府県(第51条の12の規定により、都道府県が処理することとされている第50条第1項又は第51条第3項の事務を指定都市が処理する場合にあっては、当該指定都市を含む。以下この項において同じ。)に対し、第51条第4項の規定により国がその費用について補助することができる精神障害者社会復帰施設の設置で社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号に該当するものにつき、当該都道府県から自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の精神障害者社会復帰施設の設置者が行う場合にあっては当該設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(平14法1・全改、平11法65(平14法1)・一部改正)

- 6 国は、当分の間、都道府県又は政令都市に対し、精神障害者社会復帰施設(第50条の2第1項第5号に規定する精神障害者地域生活センターを除く。以下この項について同じ。)において精神障害者と地域住民との交流を深めることを目的とする設備の設置で社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県及び

指定都市以外の精神障害者社会復帰施設の設置者が行う場合にあっては当該設置者に対し当該都道府県又は指定都市が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(平14法1・追加)

- 7 国は、当分の間、都道府県に対し、精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施設の整備で社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(平14法1・追加)

- 8 附則第3項から前項までの国の貸付金の償還期間は、5年（2年以内の据置機関を含む。）以内で政令で定める機関とする。

(平14法1・追加)

- 9 前項に定めるもののほか、附則第3項から第7項までの規定による貸付金の償還方法、償還期間の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(平14法1・追加)

- 10 国は、附則第3項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第19条の10第1項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

(平14法1・追加)

- 11 国は、附則第4項の規定により営利を目的としない法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第19条の10第2項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

(平14法1・追加)

- 12 国は、附則第5項から第7項までの規定により都道府県又は指定都市に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし当該補助については、とうがいかしの償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

(平14法1・追加)

- 13 都道府県、指定都市又は営利を目的としない法人が、附則第3項から第7項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第8項及び第9項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前3項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす

(平14法1・追加)

附 則（昭和26年3月30日法律第55号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和27年7月31日法律第268号）抄

- 1 この法律は、昭和27年8月1日から施行する。

附 則（昭和28年8月15日法律第213号）抄

- 1 この法律は、昭和28年9月1日から施行する。

附 則（昭和29年6月1日法律第136号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過規定）

- 4 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和29年6月8日法律第163号）抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第53条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和29年法律第162号。同法附則第1項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

（警察法施行の日＝昭和29年7月1日）

附 則（昭和29年6月14日法律第179号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年3月25日法律第17号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和34年3月31日法律第75号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第1条中補助金等の臨時特例等に関する法律第2条、第3条及び第5条の改正規定は、社会教育法等の一部を改正する法律（昭和34年法律第158号）による社会教育法（昭和24年法律第207号）第35条及び第36条、図書館法（昭和25年法律第118号）第20条及び第22条並びに博物館法（昭和26年法律第285号）第24条及び第25条の改正規定の施行の日から、第1条中補助金等の臨時特例等に関する法律第10条の改正規定並びに第2条及び附則第2項の規定は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年4月18日法律第66号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則（昭和38年6月21日法律第108号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（昭和40年6月30日法律第139号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第50条の次に1条を加える改正規定は公布の日から起算して20日を経過した日から、第32条の改正規定及び同条の次に3条を加える改正規定は昭和40年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月23日法律第55号） 抄  
（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第49条中精神衛生法第16条の3第3項及び第4項の改正規定並びに第59条中森林法第70条の改正規定 公布の日から起算して6月を経過した日

附 則（昭和57年8月17日法律第80号） 抄  
（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和57年政令第292号で昭和58年2月1日から施行）

附 則（昭和58年12月3日法律第82号） 抄  
（施行期日）

- 第1条 この法律は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年8月14日法律第77号） 抄  
（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和59年9月政令第267号で昭和59年10月1日から施行）

（その他の経過措置の政令への委任）

- 第64条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（昭和60年5月18日法律第37号） 抄  
（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の法律の昭和60年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和59年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和60年度に支出される国の負担又は補助及び昭和59年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和60年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和61年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和60年度の国庫債務負担行為に基づき昭和61年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和60年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和61年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和59年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和60年度に支出される国の負担又は補助、昭和59年度以前の年度の国

庫債務負担行為に基づき昭和60年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和59年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和60年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(昭和61年5月8日法律第46号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律（第11条、第12条及び第34条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和61年度から昭和63年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和61年度及び昭和62年度の特例に係る規定は、昭和61年度から昭和63年度までの各年度（昭和61年度及び昭和62年度の特例に係るものにあつては、昭和61年度及び昭和62年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和60年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和61年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和60年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和61年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和61年度から昭和63年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和64年度（昭和61年度及び昭和62年度の特例に係るものにあつては、昭和63年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和61年度から昭和63年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和64年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和61年度から昭和63年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和64年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和60年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和61年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和60年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和61年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和60年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和61年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和62年9月26日法律第98号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（昭和63年政令第88号で昭和63年7月1日から施行）

（施行前の準備）

第2条 第1条の規定による改正後の精神保健法（以下「新法」という。）第18条第1項第3号の精神障害及びその診断又は治療に従事した経過の程度、新法第28条の2第1項（新法第51条において準用する場合を含む。）及び新法第29条の2第4項（新法第51条において準用する場合を含む。）において準用する新法第28条の2第1項の基準、新法第36条第2項及び第3項（これらの規定を新法第51条において準用する場合を含む。）の行動の制限並びに新法第37条第1項（新法第51条において準用する場合を含む。）の基準の設定については、厚生労働大臣は、この法律の施行前においても医道審議会の意見を聴くこと

ができる。

(経過措置)

第3条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の精神衛生法（以下「旧法」という。）第18条第1項の規定による指定を受けている者は、この法律の施行の日「以下「施行日」という。）において、新法第18条第1項の規定により指定を受けたものとみなす。

第4条 この法律の施行の際現に、旧法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条若しくは第34条（これらの規定を旧法第51条において準用する場合を含む。）の規定により精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院し、又は旧法第40条（旧法第51条において準用する場合を含む。）の規定により仮に退院している者は、それぞれ、新法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項若しくは第34条第1項（これらの規定を新法第51条において準用する場合を含む。）の規定により入院し、又は新法第40条（新法第51条において準用する場合を含む。）の規定により仮に退院したものとみなす。

第5条 前条の規定により新法第29条の2第1項（新法第51条において準用する場合を含む。）の規定により入院したものとみなされた者についての新法第29条の2第3項（新法第51条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「72時間」とあるのは、「48時間」とする。

第6条 附則第4条の規定により新法第33条第1項又は第34条第1項（これらの規定により新法第51条において準用する場合を含む。）の規定により入院したものとみなされた者については、新法第33条第4項及び新法第34条の2において準用する新法第33条第4項（これらの規定を新法第51条において準用する場合を含む。）の規定を適用せず、旧法第36条の第1項（旧法第51条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

第7条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第8条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成元年4月10日法律第22号） 抄  
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 第13条（義務教育費国庫負担法第2条の改正規定に限る。）、第14条（公立養護学校整備特別措置法第5条の改正規定に限る。）及び第16条から第28条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の子算に係る国の負担又は補助（昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実

施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和63年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成5年6月18日法律第74号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第1条中精神保健法の目次の改正規定（「第5章 医療及び保護（第20条+第51条）」を「第8章 雑則（第51条の12）」に改める部分に限る。）及び第5章の次に2章を加える改正規定（第8章に係る部分に限る。）並びに附則第6条中地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項第11号の次に1号を加える改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

（平成5年政令第399号で平成6年4月1日から施行）

（平7法94・一部改正）

第2条 削除

（平11法65）

（経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正後の精神保健法第10条の2第1項に規定する精神障害者居宅生活支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉事業法第64条第1項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始の日から1月」とあるのは、「精神保健法等の一部を改正する法律（平成5年法律第74号）の施行の日から起算して3月」とする。

（平11法65・一部改正）

附 則（平成5年11月12日法律第89号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成6年10月1日）

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第2条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第13条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第13条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第14条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利

益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成6年6月29日法律第56号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成6年10月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第65条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第67条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成6年7月1日法律第84号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第13条 この法律(附則第1条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第5条から第10条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第14条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第15条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成7年5月19日法律第94号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成7年7月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定及び同



条に1項を加える改正規定並びに第19条の4の次に1条を加える改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この法律の施行の際現に改正前の第5条の規定による指定を受けている精神病院(精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。)についての改正後の第19条の9第1項の規定の適用については、平成7年7月1日から平成8年3月31日までの間は、同項中「指定病院が、前条の基準に適合しなくなったとき、又はその」とあるのは、「指定病院の」とする。

**第3条** 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成8年6月14日法律第82号) 抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月17日法律第124号) 抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成12年4月1日)

附 則 (平成10年9月28日法律第110号) 抄

この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月4日法律第65号) 抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、施行する。ただし、第2条から第4条までの規定並びに附則第4条及び第11条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(平成12年政令第10号で平成12年4月1日から施行)

(平11法87・一部改正)

(第1条の規定による改正に伴う経過措置)

**第2条** この法律の施行の際現に第1条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下この条及び次条において「新法」という。)第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設(同条第6項に規定する精神障害者地域生活支援センターを除く。)を設置している市町村、社会福祉法人その他の者であつて、社会福祉事業法第64条第1項の規定による届出をしている者は、新法第50条第2項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に新法第50条の2第6項に規定する精神障害者地域生活支援センターを設置している市町村、社会福祉法人その他の者について、新法第50条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成11年法律第65号)の施行の日から起算して3月以内に」とする。

第3条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第44条において準用する旧法第19条の4、第20条から第43条まで及び第47条第1項の規定の適用を受けている者は、それぞれ新法第19条の4、第20条から第43条まで及び第47条第1項の規定の適用を受けているものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第6条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条において「新法」という。）の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成11年7月16日法律第87号） 抄

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議員の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

二から五まで 略

六 附則第243条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

（平成12年政令第9号で平成12年3月31日から施行）

（厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置）

第74条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第149条から第151条まで、第157条、第158条、第165条、第168条、第170条、第172条、第173条、第175条、第176条、第183条、第188条、第195条、第201条、第208条、第214条、第219条から第221条まで、第229条又は第238条の規定による改正前の児童福祉法第59条の4第2項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第12条の4、食品衛生法第29条の4、旅館業法第9条の3、公衆浴場法第7条の3、医療法第71条の3、身体障害者福祉法第43条の2第2項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の12第2項、クリーニング業法第14条

の2第2項、狂犬病予防法第25条の2、社会福祉事業法第83条の2第2項、結核予防法第69条、と畜場法第20条、歯科技工士法第27条の2、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の8の2、知的障害者福祉法第30条第2項、老人福祉法第34条第2項、母子保健法第26条第2項、柔道整復師法第23条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第14条第2項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第24条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第41条第3項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第65条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

**第159条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第160条** この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第161条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上

級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平11年12月8日法律第151号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

第3条 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ○中央省庁等改革関係法施行法（平成11法律160） 抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第1302条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第1303条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則（平成12年6月7日法律第111号） 抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

## ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令

〔昭和25年5月23日〕  
政令第155号

改正	昭和35年6月30日政令第185号	昭和36年8月7日同	第288号
	同 40年6月30日同 第230号	同 40年9月25日同	第310号
	同 41年1月27日同 第8号	同 49年9月30日同	第342号
	同 51年8月2日同 第215号	同 59年3月17日同	第35号
	同 59年9月7日同 第268号	同 60年5月18日同	第127号
	同 62年3月20日同 第54号	同 63年4月8日同	第89号
	平成6年9月2日同 第282号	平成7年6月30日同	第278号
	同 8年1月4日同 第1号	同 9年3月28日同	第84号
	同 9年12月10日同 第355号	同 10年1月8日同	第5号
	同 10年4月9日同 第146号	同 11年9月3日同	第262号
	同 11年12月8日同 第393号	同 12年1月21日同	第11号
	同 12年6月7日同 第309号	同 13年10月19日同	第333号
	同 14年1月17日同 第4号	同 14年2月8日同	第27号
	同 14年8月30日同 第282号		

精神衛生法施行令をここに公布する。

### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令

(昭63政89・平7政278・改称)

内閣は、精神衛生法(昭和25年法律第123号)第6条、第8条及び第30条の規定に基づき、この政令を制定する。

**第1条** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第7条の規定による国庫の補助は、各年度において都道府県が精神保健福祉センターの設置のために支出した費用の額及び運営のために支出した費用のうち次に掲げる事業に係るもの(職員の給与費を除く。)の額から、その年度における事業に伴う収入その他の収入の額を控除した精算額につき、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣と協議して定める算定基準に従って行うものとする。

一 児童及び精神作用物質(アルコールに限る。)の依存症を有する者の精神保健の向上に関する事業

二 精神障害者の社会復帰の促進に関する事業

2 前項の規定により控除しなければならない金額がその年度において都道府県が支出した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支出額から同項の規定による控除額と併せて控除する。

(昭35政185・昭40政230・昭60政127・昭63政89・一部改正、平7政278・旧第2条繰上・一部改正、平10政146・平12政11・平12政309・一部改正)

**第2条** 精神医療審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
- 4 審査会は、会長が招集する。
- 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 審査の案件を取り扱う合議体に長を置き、合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 8 合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員、法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ一人出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 9 合議体の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 10 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（昭63政89・追加，平7政278・旧第2条の2繰上）

**第2条の2** 精神保健指定医の指定を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を經由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（昭63政89・追加，平7政278・旧第2条の3繰上，平12政309・一部改正）

**第2条の3** 法第19条の10第1項の規定による国庫の補助は、各年度において都道府県が精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営のために支出した費用（法第30条第1項の規定により都道府県が負担する費用を除く。）の額から、その年度における事業に伴う収入その他の収入の額を控除した精算額につき、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣と協議して定める算定基準に従って行うものとする。

- 2 第1条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（平7政278・追加，平12政309・一部改正）

**第3条** 法第30条第2項の規定による国庫の負担は、各年度において都道府県が同条第1項の規定により負担した費用の額から、その年度における法第31条の規定により徴収する費用の額の前定額（徴収した費用の額が前定額を超えたときは、徴収した額）及びその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額について行うものとする。

- 2 前項に規定する前定額は、厚生労働大臣があらかじめ総務大臣及び財務大臣と協議して定める基準に従って算定する。
- 3 第1条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

（昭36政288・旧第4条繰上・一部改正，平7政278・平12政309・一部改正）



**第4条** 法第32条第1項に規定する病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局であつて政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（次条第3項において「指定訪問看護事業者」という。）
- 二 船員保険法（昭和14年法律第73号）第28条第5項第2号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局
- 三 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第7条第8項に規定する訪問看護を行う者に限る。次条第3項において「介護訪問看護事業者」という。）
- 四 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第1項の規定による療養の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局
- 五 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第1号及び第2号（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第25条において準用する場合を含む。）に掲げる医療機関又は薬局
- 六 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第57条第1項第1号及び第2号に掲げる医療機関又は薬局
- 七 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定された病院若しくは診療所又は薬局

（昭40政310・追加、昭41政8・昭59政35・昭59政268・昭62政54・平6政282・平9政84・平9政355・平11政262・平11政393・一部改正）

**第4条の2** 都道府県知事は、法第32条第3項による申請を受けたときは、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が申請書を受理した日から1月以内に同条第1項の規定によって費用を負担するかどうかを決定し、負担すべき旨を決定したときは速やかに患者票を申請者に交付し、負担しない旨を決定したときは速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定による患者票の交付は、その申請を受理した市町村長を経由して行わなければならない。

3 法第32条第1項の規定によって費用の負担を受けている者又はその保護者は、その医療を受ける病院若しくは診療所若しくは薬局又は指定訪問看護事業者若しくは介護訪問看護事業者を変更しようとするときは、あらかじめ、精神障害者の居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

4 第1項の患者票の交付を受けた者は、その精神障害者について医療を受ける必要がなくなったときは、速やかに、患者票を精神障害者の居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事に返納しなければならない。

（平11政393・追加）

**第4条の3** 法第32条の2第3項に規定する政令で定める者は、国民健康保険団体連合会

又は国民健康保険法第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

(昭49政342・追加, 昭51政215・昭59政35・昭59政268・昭62政54・平9政84・一部改正, 平11政393・旧第4条の2繰下, 平12政309・一部改正)

第5条 法第32条の3の規定による国庫の補助は、各年度において都道府県が支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣と協議して定める算定基準に従って行うものとする。

2 第1条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(昭40政310・追加, 平12政309・一部改正)

第5条の2 第4条から前条までに定めるもののほか、法第32条第1項の医療について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平11政393・追加, 平12政309・一部改正)

第5条の3 法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請は、精神障害者の居住地(居住地を有しないときは、その現在地。以下同じ。)を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

(平11政393・追加)

第6条 法第45条第2項に規定する政令で定める精神障害の状態は、第3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする。

2 精神障害者保健福祉手帳には、次項に規定する障害等級を記載するものとする。

3 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

障害等級	精神障害の状態
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(平7政278・追加)

第6条の2 法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付は、その申請を受理した市町村長を経由して行わなければならない。

(平11政393・追加)

第7条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する精神障害者に係る精神障害者保健福祉手帳交付台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、精神障害者保

健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

- 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したときは、30日以内に、精神障害者保健福祉手帳を添えて、その居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出があったときは、その市町村長は、その精神障害者保健福祉手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、30日以内に、新居住地を管轄する市町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知するとともに、新居住地を管轄する市町村長を経由して、旧居住地の都道府県知事が交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。
- 6 都道府県知事は、次に掲げる場合には、精神障害者保健福祉手帳交付台帳から、その精神障害者保健福祉手帳に関する記載事項を削除しなければならない。
  - 一 法第45条の2第1項若しくは第10条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還がなく、かつ、精神障害者本人が死亡した事実が判明したとき。
  - 二 法第45条の2第3項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を命じたとき。
  - 三 前項の規定による通知を受けたとき。

(平11政393・全改、平12政11・平12政309・一部改正)

**第8条** 法第45条第4項の規定による認定の申請は、その居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請を行った者が第6条第3項で定める精神障害の状態であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その申請を受理した市町村長においてその者の精神障害者保健福祉手帳に必要な事項を記載した後に当該精神障害者保健福祉手帳をその者に返還し、又は先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。
- 3 前項の規定による新たな精神障害者保健福祉手帳の交付は、その申請を受理した市町村長を経由して行わなければならない。

(平11政393・全改、平12政309・一部改正)

**第9条** 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、その精神障害の状態が精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至ったときは、障害等級の変更の申請を行うことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の申請を行った者の精神障害の状態が精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至ったと認めるときは、先に交付し

た精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。

- 3 第1項に規定による申請及び前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付は、その居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

(平7政278・追加, 平11政393・一部改正)

**第10条** 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳を破り、汚し、又は失った者から精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請があったときは、精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

- 2 精神障害者保健福祉手帳を失った者が、前項の規定により精神障害者保健福祉手帳の再交付を受けた後、失った精神障害者保健福祉手帳を発見したときは、速やかにこれを居住地の都道府県知事に返還しなければならない。

- 3 第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付並びに前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還は、その居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

(平7政278・追加, 平11政393・一部改正)

**第10条の2** 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による届出義務者は、速やかに当該精神障害者保健福祉手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

- 2 法第45条の2第1項又は前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還は、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

(平11政393・追加)

**第11条** 第6条から前条までに定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平7政278・追加, 平12政309・一部改正)

**第12条** 法第48条第2項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの

二 医師

三 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの

四 前各号に準ずる者であって、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの

(昭40政230・追加, 昭40政310・旧第4条繰下, 昭63政89・一部改正, 平7政278・旧第6条繰下・一部改正, 平10政5・平12政11・平12政309・一部改正)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第51条の12第1項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の36の2に定めるところによる。

（平8政1・追加，平11政393・一部改正）

第14条 第2条の2の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

2 第4条の2第2項から第4項まで、第5条の3、第6条の2、第7条第2項から第5項まで、第8条、第9条第3項、第10条第3項及び第10条の2第2項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第2号に規定する第2号法定受託事務とする。

（平11政393・追加）

第15条 この政令に指定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

（平12政309・追加）

#### 附 則

1 この政令は、公布の日から施行し、法施行の日から適用する。

（施行の日＝昭和25年5月1日）

2 左の勅令は、廃止する。

精神病者監護法第6条及び第8条第3項に依る監護に関する件（明治33年勅令第282号）

精神病院法施行令（大正12年勅令第325号）

3 法附則第8項に規定する政令で定める期間は、5年（2年の措置期間を含む。）とする。

（平14政27・追加）

4 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第5条第1項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第3項から第7項までの規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第3項から第7項までの規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定が会った日に属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

（平14政27・追加）

5 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

(平14政27・追加)

- 6 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前3項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

(平14政27・追加)

- 7 法附則第13項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期間を繰り上げて償還を行った場合とする。

(平14政27・追加)

附 則 (昭和35年6月30日政令第185号)

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和35年7月1日)から施行する。

附 則 (昭和36年8月7日政令第288号)

この政令は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則 (昭和40年6月30日政令第230号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年9月25日政令第310号)

この政令は、昭和40年10月1日から施行する。

附 則 (昭和41年1月27日政令第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和41年2月1日から施行する。

附 則 (昭和49年9月30日政令第342号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年8月2日政令第215号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月17日政令第35号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和59年4月1日)から施行する。

附 則 (昭和59年9月7日政令第268号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和59年10月1日)から施行する。

附 則 (昭和60年5月18日政令第127号) 抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

- 2 第3条の規定による改正後の精神衛生法施行令第2条及び第4条の規定による改正後の婦人相談所等に関する政令第4条の規定は、昭和60年度以降の年度の予算に係る国の

補助又は負担（昭和59年度以前の年度における事務の実施により昭和60年度以降の年度に支出される国の補助又は負担を除く。）について適用し、昭和59年度以前の年度における事務の実施により昭和60年度以降の年度に支出される国の補助又は負担については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月20日政令第54号） 抄  
（施行期日）

第1条 この政令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日政令第89号） 抄  
（施行期日）

第1条 この政令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和63年7月1日）から施行する。

附 則（平成6年9月2日政令第282号） 抄  
（施行期日）

第1条 この政令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年6月30日政令第278号） 抄  
（施行期日）

第1条 この政令は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成8年1月4日政令第1号）  
（施行期日）

1 この政令は、平成8年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）

2 この政令の施行の際精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により都道府県若しくは都道府県知事その他の都道府県の機関がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により都道府県知事に対してなされた申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）で、施行日以後において地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長その他の機関が処理し又は管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、指定都市若しくは指定都市の市長その他の機関のした処分その他の行為又は指定都市の市長に対してなされた申請等とみなす。ただし、施行日前に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき行われ、又は行われるべきであった措置に関する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月28日政令第84号） 抄  
（施行期日）

第1条 この政令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月10日政令第355号） 抄  
（施行期日）

第1条 この政令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年1月8日政令第5号）抄  
（施行期日）

1 この政令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月9日政令第146号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成10年度分の国の補助金から適用する。

附 則（平成11年9月3日政令第262号）

この政令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月8日政令第393号）抄  
（施行期日）

第1条 この政令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年1月21日政令第11号）

この政令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成12年4月1日）から施行する。

附 則（平成12年6月7日政令第309号）抄  
（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成13年10月19日政令第333号）  
（施行期日）

第1条 この政令は、平成14年4月1日から施行する。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この政令の施行日前に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び第1条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行の規定により保健所長を経由して行われた申請で、同日以後において市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）を経由して行われることとなるものは、同日以後においては、当該申請を行った者のその際の居住地（精神障害者保健福祉手帳に係る申請については、当該申請を行った者が居住地を有しないときは、その所在地）を管轄する市町村長を経由して行われた申請とみなす。

附 則（平成14年1月17日政令第4号）抄  
（施行期日）

第1条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成14年3月1日）から施行する。

附 則（平成14年2月8日政令第27号）抄  
（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。



附 則（平成14年 8 月30日政令第282号） 抄  
（施行期日）

第1条 この政令は，平成14年10月1日から施行する。

## ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

〔昭和25年6月24日〕  
〔厚生省令第31号〕

改正	昭和28年10月2日厚生省令第51号	昭和29年7月17日厚生省令第42号
	同 40年6月30日同 第36号	同 40年9月30日同 第44号
	同 51年7月1日同 第28号	同 51年8月2日同 第36号
	同 53年5月23日同 第29号	同 58年1月31日同 第3号
	同 58年2月1日同 第5号	同 59年3月31日同 第18号
	同 59年9月22日同 第49号	同 63年4月8日同 第29号
	平成元年3月24日同 第10号	平成6年2月28日同 第6号
	同 6年3月14日同 第9号	同 6年9月9日同 第56号
	同 6年10月14日同 第67号	同 7年6月30日同 第47号
	同 7年9月26日同 第52号	同 8年3月21日同 第10号
	同 9年3月28日同 第31号	同 10年1月13日同 第1号
	同 11年11月1日同 第91号	同 12年3月7日同 第20号
	同 12年3月28日同 第49号	同 12年10月20日同 第127号
	同 14年1月22日厚生労働省令第8号	同 14年3月13日厚生労働省令第27号
	同 16年3月18日厚生労働省令第30号	

精神衛生法（昭和25年法律第123号）に基づき、精神衛生法施行規則を次のように制定する。

### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

（昭63厚令29・平7厚令47・改称）

**第1条** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「令」という。）第2条の2の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 履歴書
- 二 医師免許証の写し
- 三 5年以上診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面
- 四 3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第18条第1項第3号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面
- 六 法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面

（昭63厚令29・全改，平7厚令47・平12厚令127・一部改正）

**第2条** 法第18条第1項第4号及び第19条第1項に規定する研修（次条において「研修」という。）の課程は、別表のとおりとする。

（昭63厚令29・全改，平8厚令10・一部改正）

第3条 研修の実施者は、その研修の課程を修了した者に対して、研修の課程を修了したことを証する書面を交付するものとする。

(昭63厚令29・全改)

第4条 法第19条第2項の厚生労働省令で定めるやむを得ない理由は、同条第1項の研修を受けるべき年度において実施されるいずれの研修をも受けることができないことについて、災害、傷病、長期の海外渡航その他の事由があることとする。

(平8厚令10・全改、平12厚令127・一部改正)

第4条の2 法第19条の4の2の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第22条の4第3項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定に係る記載
  - イ 法第22条の4第3項の規定による措置を採った年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻
  - ロ 当該措置を採ったときの症状
- 二 法第29条の5の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定に係る記載
  - イ 入院後の症状又は状態像の経過の概要
  - ロ 今後の治療方針
- 三 法第33条第1項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載
  - イ 法第33条第1項の規定による措置を採ったときの症状
  - ロ 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
- 四 法第33条の4第1項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載
  - イ 法第33条の4第1項の規定による措置を採った年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻
  - ロ 当該措置を採ったときの症状
  - ハ 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
- 五 法第36条第3項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定に係る記載
  - イ 法第36条第3項の規定による指定医が必要と認めて行った行動の制限の内容
  - ロ 当該行動の制限を開始した年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻
  - ハ 当該行動の制限を行ったときの症状
- 六 法第38条の2第1項に規定する報告事項に係る入院中の者の診察に係る記載
  - イ 症状
  - ロ 過去6月間の病状又は状態像の経過の概要
  - ハ 生活歴及び現病歴
  - ニ 今後の治療方針
- 七 法第38条の2第2項において準用する同条第1項に規定する報告事項に係る入院中

の者の診察に係る記載

イ 過去12月間の病状又は状態像の経過の概要

ロ 前号イ、ハ及びニに掲げる事項

八 法第40条の規定により一時退院させて経過を見ることが適当かどうかの判定に係る記載 第2号に掲げる事項

(平12厚令49・追加, 平12厚令127・一部改正)

**第4条の3** 法第19条の5に規定する精神病院に常時勤務する指定医は、1日に8時間以上、かつ、1週間に4日以上当該精神病院において精神障害の診断又は治療に従事する者でなければならない。

(平8厚令10・追加, 平12厚令49・旧第4条の2繰下)

**第5条** 法第22条の4第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 患者の同意に基づく入院である旨
- 二 法第36条に規定する行動の制限に関する事項
- 三 処遇に関する事項
- 四 法第22条の4第2項に規定する退院の申出により退院できる旨及び同条第3項前段の規定による措置に関する事項

(昭63厚令29・追加, 平6厚令9・平12厚令49・平12厚令127・一部改正)

**第6条** 法第22条の4第4項、第29条第3項(法第29条の2第4項及び第33条の5において準用する場合を含む。)及び第33条の3本文の厚生労働省令で定める事項は、第5条第2号に掲げる事項とする。

(平12厚令49・全改, 平12厚令127・一部改正)

**第7条** 法第27条第5項(法第38条の6第3項で準用する場合を含む。)に規定する指定医及び当該職員の身分を示す証票は、それぞれ別記様式第1号及び第2号によらなければならない。

(昭28厚令51・旧第11条繰上, 昭40厚令36・旧第9条繰上・一部改正, 昭63厚令29・旧第4条繰下・一部改正, 平12厚令49・旧第8条繰上)

**第8条** 法第29条の2の2第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 移送先の精神病院の名称及び所在地
- 二 移送の方法
- 三 法第29条の2の2第3項に規定する行動の制限に関する事項

(平12厚令49・追加, 平12厚令127・一部改正)

**第9条** 法第29条の5の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 精神病院(精神病院以外の病院であって精神病室を有するものを含む。以下同じ。)の名称及び所在地
- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 三 入院年月日
- 四 病名及び入院後の病状又は状態像の経過の概要

- 五 退院後の処置に関する事項
- 六 退院後の帰住先及びその住所
- 七 診察した指定医の氏名
- 八 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

(昭63厚令29・追加, 平6厚令9・平12厚令127・一部改正)

**第10条** 精神障害者又はその保護者が法第32条第3項の規定によって申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び精神障害者との関係
- 二 精神障害者の住所、氏名、生年月日及び性別
- 三 精神障害者が健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、老人保健法（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、その旨

2 法第32条第4項の厚生労働省令で定める医師の診断書は、指定医その他精神障害者の診断又は治療に従事する医師の診断書とする。

(昭40厚令44・追加, 昭58厚令5・昭59厚令18・昭59厚令49・一部改正, 昭63厚令29・旧第5条繰下, 平6厚令9・平6厚令56・平7厚令47・平7厚令52・平9厚令31・平11厚令91・平12厚令49・平12厚令127・一部改正)

**第11条** 令第4条の2第1項の患者票の交付を受けた者は、医療を受け、又は受けさせるに当たっては、患者票を法第32条第1項の病院若しくは診療所、薬局又は令第4条第1号に規定する指定訪問看護事業者若しくは同条3号に規定する介護訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。）に提示しなければならない。

(平12厚令49・追加)

**第12条** 国若しくは都道府県の設置した精神病院若しくは指定病院又は法第32条第1項の病院若しくは診療所、薬局若しくは指定訪問看護事業者等（以下この条において「医療機関等」という。）は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）の定めるところにより、当該医療機関等が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

(昭51厚令36・追加, 昭58厚令3・昭59厚令49・一部改正, 昭63厚令29・旧第6条繰下・一部改正, 平6厚令67・平12厚令20・一部改正, 平12厚令49・旧第11条繰下)

**第13条** 法第33条第4項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第33条第1項の規定による措置に係る届出
  - イ 精神病院の名称及び所在地
  - ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
  - ハ 入院年月日
  - ニ 病名
  - ホ 法第22条の3の規定による入院が行われる状態ないと判定した理由
  - ヘ 生活歴及び現病歴
  - ト 診察した指定医の氏名
  - チ 法第34条第1項の規定による移送の有無
  - リ 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
  - ヌ 保護者が法第20条第2項第4号に掲げる者（以下「選任保護者」という。）であるときは、その選任年月日
- 二 法第33条第2項の規定による措置に係る届出
  - イ 入院について同意した扶養義務者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
  - ロ 法第20条第2項第4号の規定による家庭裁判所の選任の申立年月日
  - ハ 法第34条第2項の規定による移送の有無
  - ニ 前号イからホまで及びトに掲げる事項

（昭63厚令29・追加，平6厚令9・平12厚令49・平12厚令127・一部改正）

**第14条** 法第33条の2の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 精神病院の名称及び所在地
- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 三 退院年月日
- 四 病名
- 五 退院後の処置に関する事項
- 六 退院後の帰住先及びその住所
- 七 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

（昭63厚令29・追加，平6厚令9・平12厚令127・一部改正）

**第15条** 法第33条の3の規定により診療録に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 法第33条の3本文に規定する事項（以下「医療保護入院に係る告知事項」という。）のうち知らせなかったもの
- 二 症状その他医療保護入院に係る告知事項を知らせることがその者の医療及び保護を図る上で支障があると認められた理由
- 三 医療保護入院に係る告知事項を知らせた年月日

（昭63厚令29・追加）

**第16条** 法第33条の4第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 精神病院の名称及び所在地
- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 三 入院年月日及び時刻
- 四 病名及び症状
- 五 法第22条の3の規定による入院が行われる状態ないと判定した理由
- 六 診察した指定医の氏名
- 七 法第34条第3項の規定による移送の有無
- 八 医療及び保護を依頼した者の患者との関係

(昭63厚令29・追加, 平12厚令49・平12厚令127・一部改正)

**第17条** 第8条の規定は、法第34条第4項において準用する法第29条の2の2第2項の厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第8条第3号中「法第29条の2の2第3項」とあるのは、「法第34条第4項において準用する法第29条の2の2第3項」と読み替えるものとする。

(平12厚令49・全改, 平12厚令127・一部改正)

## **第18条 削除**

(平12厚令49)

**第19条** 法第38条の2第1項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 精神病院の名称及び所在地
- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 三 入院年月日及び前回の法第38条の2第1項前段の規定による報告の年月日
- 四 病名及び過去6月間の病状又は状態像の経過の概要
- 五 処遇に関する事項
- 六 生活歴及び現病歴
- 七 過去6月間の法第40条の規定による措置の状況
- 八 今後の治療方針
- 九 診察年月日及び診察した指定医の氏名
- 十 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
- 十一 保護者が選任保護者であるときは、その選任年月日

2 法第38条の2第1項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 症状
  - 二 前項第4号、第6号及び第8号に掲げる事項
- 3 法第38条の2第1項前段の規定による報告は、法第29条第1項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の6月ごとの各月に行わなければならない。

(昭63厚令29・追加, 平6厚令9・平12厚令49・平12厚令127・一部改正)

**第20条** 法第38条の2第2項において準用する同条第1項前段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 入院年月日及び前回の法第38条の2第2項において準用する同条第1項前段の規定による報告の年月日
  - 二 病名及び過去12月間の病状又は状態像の経過の概要
  - 三 過去12月間の外泊の状況
  - 四 前条第1項第1号、第2号、第6号及び第8号から第10号までに掲げる事項
- 2 法第38条の2第2項において準用する同条第1項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 症状
  - 二 前項第2号並びに前条第1項第6号及び第8号に掲げる事項
- 3 法第38条の2第2項において準用する同条第1項前段の規定による報告は、法第33条第1項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。

(昭63厚令29・追加, 平12厚令49・平12厚令127・一部改正)

**第21条** 法第38条の3第1項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告又は届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第38条の2第1項前段の規定による報告 第19条第1項各号に掲げる事項
- 二 法第38条の2第2項において準用する同条第1項前段の規定による報告 第20条第1項各号に掲げる事項
- 三 法第33条第4項の規定による届出 第13条第1号イからヌまでに掲げる事項

(昭63厚令29・追加, 平12厚令49・平12厚令127・一部改正)

**第22条** 法第38条の4の規定による請求は、次に掲げる事項に関し申し立てることにより行うものとする。

- 一 患者の住所、氏名及び生年月日
- 二 請求人が患者本人でない場合にあっては、その者の住所、氏名及び患者との続柄
- 三 患者が入院している精神病院の名称
- 四 請求の趣旨及び理由
- 五 請求年月日

(昭63厚令29・追加)

**第23条** 法第45条第1項の厚生労働省令で定める書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

- 一 指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書（初めて医師の診療を受けた日から起算して6月を経過した日以後における診断書に限る。）
  - 二 次に掲げる精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の写し
- イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法による障害年金



- ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金及び昭和60年改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法による障害年金
- ハ 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法による障害年金
- ニ 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員共済組合法による障害年金
- ホ 私立学校教員共済組合法（昭和28年法律第245号）による障害共済年金及び市立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による障害年金
- ヘ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下この号において「平成31年統合法」という。）附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第2条第1項第1号に規定する廃止前農林共済法による障害共済年金及び平成13年統合法附則第16条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第2条第1項第5号に規定する旧制度農林共済法による障害年金並びに平成13年統合法附則第25条第4項第11号に規定する特例障害農林年金

（平7厚令52・追加，平12厚令127・平14厚労令8・平14厚労令27・一部改正）

## 第24条 削除

（平12厚令49）

## 第25条 精神障害者保健福祉手帳の様式は，別記様式第3号のとおりとする。

（平7厚令52・追加）

## 第26条 令第7条第1項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載すべき事項は，次のとおりとする。

- 一 精神障害者の氏名，性別，住所及び生年月日
- 二 障害等級
- 三 精神障害者保健福祉手帳の交付番号，交付年月日及び有効期限
- 四 通院医療費受給者番号
- 五 精神障害者保健福祉手帳の再交付をしたときは，その年月日及び理由

（平7厚令52・追加，平12厚令49・一部改正）

## 第27条 削除

（平14厚労令8）

## 第28条 法第45条第4項の規定による政令で定める精神障害の状態にあることについての認定の申請は，第23条第1項各号のいずれかに該当する書類を添えて行うものとする。

- 2 前項の申請は，精神障害者保健福祉手帳に記載された有効期限の到来する日の3月前

から行うことができる。

(平7厚令52・追加, 平12厚令49・平14厚令8・一部改正)

**第29条** 令第9条第1項の規定による障害等級の変更の申請については、第28条第1項の規定を準用する。

(平7厚令52・追加, 平12厚令49・旧第31条繰上・一部改正)

**第30条** 都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。))においては、指定都市の長)は、精神障害者保健福祉手帳を破り、又は汚した者に対する令第10条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付については、先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに行わなければならない。

(平7厚令52・追加, 平12厚令49・旧第32条繰上・一部改正)

**第31条** 法第50条第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設の名称、種類及び所在地
  - 二 設置者の氏名、住所及び経歴(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - 三 条例、定款その他の基本約款
  - 四 建物その他の設備の規模及び構造
  - 五 運営の方針
  - 六 利用定員
  - 七 職員の定数及び職務の内容
  - 八 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
  - 九 事業開始の予定年月日
- 2 法律第50条第2項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行うものとする。

(平12厚令49・追加, 平12厚令127・一部改正)

**第32条** 法第50条第4項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に利用している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(平12厚令49・追加, 平12厚令127・一部改正)

**第33条** 法第50条の2第6項の厚生労働省令で定める援助は、次のとおりとする。

- 一 調理、掃除その他の自立した生活を営むための日常生活上の世話
- 二 自立的な活動、地域及び家族との交流等の機会の提供
- 三 住居、就業その他の日常生活に必要な情報の提供

(平12厚令49・全改, 平12厚令127・一部改正)

**第34条** 第7条の規定は、法第50条の2の4第2項において読み替えて準用する法第27条

第5項に規定する当該職員の身分を示す証票について準用する。この場合において、第7条中「それぞれ別記様式第1号及び第2号」とあるのは、「別記様式第2号」と読み替えるものとする。

(平12厚令49・全改)

第34条の2 法律50条の3第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
  - 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - 三 条例、定款その他基本約款
  - 四 職員の定数及び職務の内容
  - 五 主な職員の氏名及び経歴
  - 六 精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業を行うとする者にあつては、当該事業の用に供する施設又は住居の名称、種類(精神障害者地域生活援助事業に係るものを除く。)、所在地及び入所定員又は入居定員。
  - 七 事業開始の予定年月日
- 2 法第50条の3第1項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行うものとする。

(平14厚令8・追加)

第34条の3 法第50条の3第3項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に利用している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(平14厚令8・追加)

第34条の4 法第50条の3の2第2項の厚生労働省令で定める便宜は、食事、身体の清潔の保持等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等とする。

(平14厚令8・追加)

第34条の5 法第50条の3の2第3項の厚生労働省令で定める施設は、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設(入所による利用者のみを対象とする施設に限る。)その他同項の規定に基づく短期間の入所による介護等を適切に行うことができる施設とする。

(平14厚令8・追加)

第35条 法第51条の2第1項の規定により指定を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称、住所及び事務所の所在地
  - 二 代表者の氏名
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄附行為

- 二 登記簿の謄本
- 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 法第51条の3各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 五 資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類

(平6厚令9・追加, 平7厚令52・旧第23条繰下, 平12厚令127・一部改正)

**第36条** 法第51条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰促進センター(以下「センター」という。)は、同条第3項の規定により届出をしようとするときは、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(平6厚令9・追加, 平7厚令52・旧第24条繰下, 平12厚令127・一部改正)

**第37条** 法第51条の4の厚生労働省令で定める情報又は資料は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者の社会復帰の促進を図るための相談並びに訓練及び指導に関する情報又は資料
- 二 前号に掲げる相談並びに訓練及び指導を受けた精神障害者の性別、生年月日及び家族構成並びに状態像の経過に関する情報又は資料(当該精神障害者を識別できるものを除く。)

(平6厚令9・追加, 平7厚令52・旧第25条繰下, 平12厚令127・一部改正)

**第38条** センターは、法第51条の5第1項前段の規定により特定情報管理規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該特定情報管理規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 センターは、法第51条の5後段の規定により特定情報管理規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更の理由

(平6厚令9・追加, 平7厚令52・旧第26条繰下, 平12厚令127・一部改正)

**第39条** 法第51条の5第3項の規定により特定情報管理規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 特定情報(法第51条の5第1項に規定する特定情報をいう。以下この条において同じ。)の適正な管理及び使用に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項
- 二 特定情報の適正な管理及び使用に係る事務を統括管理する者に関する事項
- 三 特定情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項
- 四 特定情報の使用及びその制限に関する事項
- 五 特定情報の処理に関し電子計算機を用いる場合には、当該電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するた

めの措置に関する事項

六 その他特定情報の適正な管理又は使用を図るための必要な措置に関する事項

(平6厚令9・追加, 平7厚令52・旧第27条繰下)

第40条 法第51条の9第2項の規定において準用する法第27条第5項の規定による当該職員  
の身分を示す証票は、別記様式第4号によらなければならない。

(平6厚令9・追加, 平7厚令52・旧第28条繰下)

(権限の委任)

第41条 法第51条の15第1項及び令第15条第1項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣  
の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第1号に掲げる権限を自  
ら行うことを妨げない。

- 一 法第51条の13第1項に規定する権限
- 二 令第2条の2に規定する権限

(平12厚令127・追加)

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、法施行の日から適用する。
- 2 精神病者監護法施行規則（明治33年内務省令第35号）及び精神病院法施行規則（大正  
12年内務省令第17号）は廃止する。

附 則（昭和28年10月2日厚生省令第51号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和28年9月1日から適用する。

附 則（昭和29年7月17日厚生省令第42号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年6月30日厚生省令第36号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年9月30日厚生省令第44号） 抄

- 1 この省令は、昭和40年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年7月1日厚生省令第28号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年8月2日厚生省令第36号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月23日厚生省令第29号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年1月31日厚生省令第3号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、昭和58年3月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月1日厚生省令第5号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日厚生省令第18号）

この省令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月22日厚生省令第49号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日厚生省令第29号）

1 この省令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和63年7月1日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式による精神衛生鑑定医の身分を示す証票は、この省令による改正後の様式による精神保健指定医の身分を示す証票とみなす。

附 則（平成元年3月24日厚生省令第10号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成6年2月28日厚生省令第6号）

1 この省令は、平成6年4月1日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成6年3月14日厚生省令第9号）

この省令は、精神保健法等の一部を改正する法律の施行の日（平成6年4月1日）から施行する。

附 則（平成6年9月9日厚生省令第56号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成6年10月14日厚生省令第67号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成6年10月1日前行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療、指定老人訪問看護並びに施設療養に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成7年6月30日厚生省令第47号）

- 1 この省令は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則別記様式第1号、別記様式第2号又は別記様式第4号により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則別記様式第3号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成7年9月26日厚生省令第52号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月21日厚生省令第10号）

- 1 この省令は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成9年3月28日厚生省令第31号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年1月13日厚生省令第1号） 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年11月1日厚生省令第91号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月7日厚生省令第20号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日厚生省令第49号）

この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月20日厚生省令第127号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成14年1月22日厚生労働省令第8号）

- 1 この省令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則別記様式第2号により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則別記様式第3号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成14年3月13日厚生労働省令第27号） 抄  
（施行期日）

第1条 この省令は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）（平8厚令10・全改，平12厚令49・一部改正）

科 目	法第18条第1項に規定する研修（指定前の研修）の課程の時間数	法第19条第1項に規定する研修（指定後の研修）の課程の時間数	備 考
精神保健福祉関係法規及び精神保健福祉行政 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健福祉行政概論 医療と法 人権と法	8	3	関係行政法規を含む。
精神医学	4		憲法，人身保護法，行政不服審査法等を含む。 入退院に関する診断技術 その他の最近の精神医学の動向及び地域精神保健を含む。
精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉	2	1	精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉の事例を含む。
事例研究	4	3	
合 計	18	7	



(表 面)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">精神保健指定医の証</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p>住 所</p> <p>勤務先</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	<p style="text-align: center;">写 真 ち ょ う 付 面</p> <p>交付日</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>有効期限</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p>
--	---

(日本工業規格A列6番)

(裏 面)

<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい</p> <p>(申請等に基づき行われる指定医の診察等)</p> <p>第二十七条 都道府県知事は、第二十三条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、入院させなければ精神的障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、第二十三条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察させることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。</p> <p>4 指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たって必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。</p> <p>5 前項の規定によってその者の居住する場所へ立ち入る場合には、指定医及び当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。</p> <p>6 第四項の立ち入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(報告徴収等)</p> <p>第三十八条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは当該精神病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者を診察させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二十七条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。</p> <p>(注意)</p> <p>一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣に届け出ること。</p> <p>二 精神保健医でなくなったときは、厚生労働大臣に返還すること。</p> <p>三 この証票の記載事項に変更が生じたときは、直ちに厚生労働大臣に届け出ること。</p>
---	---



(裏表紙)

(表表紙)

<p style="text-align: center;">備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談下さい。</li> <li>2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。</li> <li>3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。</li> <li>4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。</li> <li>5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。</li> </ol>	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">障 害 者 手 帳</p>          <p style="text-align: center;">都道府県 (指定都市) 名</p>
--	--

(内面左)

(内面右)

<p>氏 名</p> <p>住 所</p> <p>生年月日                      性別</p> <p>障害等級</p> <p>手帳番号    号</p> <p>通院医療費受給者番号    号</p>	<p>交付日      年      月      日</p> <p>有効期限      年      月      日</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>都道府県 (指定都市) 名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin-left: auto; margin-right: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 1.5em;">印</span> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: 0.9em;">精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳</p> </div>
---	---

(注意) 縦9cm×横6cmを標準とすること。

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">(職) 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の九第一項の規定による立入検査を行う職員による</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p style="text-align: center;">写真ちよう付面</p>
--	--

(日本工業規格A列6番)

<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">面)</p> <p style="text-align: center;">(報告及び検査)</p> <p>第五十一条の九 厚生労働大臣は、第五十一条の三に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し</p> <p>6 第四項の立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>5 前項の規定によってその者の居住する場所へ立ち入る場合には、指定医及び当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>(申請等に基づき行われる指定医の診察等)</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい</p> <p>必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と、その者の居住する場所」とあるのは「センターの事務所」と、「指定医及び当該職員」とあるのは「当該職員」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>(注意)</p> <p>一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣に届け出ること。</p> <p>二 精神保健福祉職員でなくなったときは、厚生労働大臣に返還すること。</p>
--	--

# ○精神保健福祉士法

〔平成9年12月19日〕  
〔法律第131号〕

改正 平成9年5月9日法律第45号 平成9年12月19日法律第131号  
同 11年12月8日同 第151号 同 11年12月22日同 第160号

精神保健福祉士法をここに公布する。

## 精神保健福祉士法

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
  - 第2章 試験（第4条—第27条）
  - 第3章 登録（第28条—第38条）
  - 第4章 義務等（第39条—第43条）
  - 第5章 罰則（第44条—第48条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

### （欠格事由）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

四 第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(平11法151・一部改正)

## 第2章 試験

(資格)

第4条 精神保健福祉士試験(以下「試験」という。)に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有する。

(試験)

第5条 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第6条 試験は、毎年1回以上、厚生労働大臣が行う。

(平11法160・一部改正)

(受験資格)

第7条 試験は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ。)において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「職業能力開発校等」という。)又は厚生労働大臣の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。)において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等又は厚生労働大臣の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。)において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、厚生労働省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という。)において1年以上相談援助の業務に従事したもの

五 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

六 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したものの

八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

十 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

十一 社会福祉士であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

(平9法45・平11法160・一部改正)

(試験の無効等)

第8条 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする事ができる。

(平11法160・一部改正)

(受験手数料)

第9条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しな

い。

(平11法160・一部改正)

(指定試験機関の指定)

第10条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験業務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第2項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第22条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者がいること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ロ 次条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

(平11法160・一部改正)

(指定試験機関の役員の選任及び解任)

第11条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第13条第1項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(平11法160・一部改正)

(事業計画の認可等)



第12条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平11法160・一部改正)

(試験事務規程)

第13条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この章において「試験事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第1項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(平11法160・一部改正)

(精神保健福祉士試験委員)

第14条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、精神保健福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、精神保健福祉士試験委員(以下この章において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 第11条第2項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(平11法160・一部改正)

(規定の適用等)

第15条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第8条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第8条第1項中「厚生労働大臣」とあり、及び第9条第1項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第9条第1項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(平11法160・一部改正)

(秘密保持義務等)

第16条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第17条 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（平11法160・一部改正）

（監督命令）

第18条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（平11法160・一部改正）

（報告）

第19条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

（平11法160・一部改正）

（立入検査）

第20条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（平11法160・一部改正）

（試験事務の休廃止）

第21条 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（平11法160一部改正）

（指定の取消し等）

第22条 厚生労働大臣は、指定試験機関が第10条第4項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第10条第3項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

二 第11条第2項（第14条第4項において準用する場合を含む。）、第13条第3項又は第18条の規定による命令に違反したとき。

三 第12条、第14条第1項から第3項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第13条第1項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五 次条第1項の条件に違反したとき。

(平11法160・一部改正)

(指定等の条件)

第23条 第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項又は第21条の規定による規定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第24条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。

(平11法160一部改正)

(厚生労働大臣による試験事務の実施等)

第25条 厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が第21条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第22条第2項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(平11法160一部改正)

(公示)

第26条 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第10条第1項の規定による指定をしたとき。

二 第21条の規定による許可をしたとき。

三 第22条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第2項に規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(平11法160一部改正)

(試験の細目等)

第27条 この章に規定するもののほか、試験、精神保健福祉士短期養成施設等、精神保健福祉士一般養成施設等、指定試験機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平11法160・一部改正)

### 第3章 登録

(登録)

第28条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(精神保健福祉士登録簿)

第29条 精神保健福祉士登録簿は、厚生労働省に備える。

(平11法160・一部改正)

(精神保健福祉士登録証)

第30条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録をしたときは、申請者に第28条に規定する事項を記載した精神保健福祉士登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(平11法160・一部改正)

(登録事項の変更の届出等)

第31条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 精神保健福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(平11法160・一部改正)

(登録の取消し等)

第32条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第3条各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 厚生労働大臣は、精神保健福祉士が第39条、第40条又は第41条第2項の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(平11法160・一部改正)

(登録の消除)

第33条 厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

(平11法160・一部改正)

(変更登録等の手数料)

第34条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

**第35条** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、精神保健福祉士の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

（平11法160・一部改正）

**第36条** 指定登録機関が登録事務を行う場合における第29条、第30条、第31条第1項、第33条及び第34条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働省」とあり、「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第1項の規定により読み替えて適用する第34条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

（平11法160・一部改正）

（準用）

**第37条** 第10条第3項及び第4項、第11条から第13条まで並びに第16条から第26条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第10条第3項中「前項の申請」とあり、及び同条第4項中「第2項の申請」とあるのは「第35条第2項の申請」と、第16条第1項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第22条第2項第2号中「第11条第2項（第14条第4項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第11条第2項」と、同項第3号中「第14条第1項から第3項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第23条第1項及び第26条第1号中「第10条第1項」とあるのは「第35条第1項」と読み替えるものとする。

（厚生労働省令への委任）

**第38条** この章に規定するもののほか、精神保健福祉士の登録、指定登録機関その他この章の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（平11法160・一部改正）

## 第4章 義務等

（信用失墜行為の禁止）

**第39条** 精神保健福祉士は、精神保健福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（秘密保持義務）

**第40条** 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

（連携等）

**第41条** 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

2 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たって精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。

(名称の使用制限)

**第42条** 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。

(権限の委任)

**第42条の2** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任するこができる。

(平11法160・追加)

(経過措置)

**第43条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第5章 罰則

**第44条** 第40条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

**第45条** 第16条第1項(第37条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

**第46条** 第22条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

**第47条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第32条第2項の規定により精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、精神保健福祉士の名称を使用したもの

二 第42条の規定に違反した者

**第48条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

一 第17条(第37条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿の虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第19条(第37条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第20条第1項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽を

陳述をしたとき。

四 第21条（第37条において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

#### 附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号及び第3号の規定（学校、職業能力開発校等又は養成施設の指定に係る部分に限る。）、第27条の規定（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等に係る部分に限る。）並びに附則第7条の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成10年政令第4号で平成10年2月1日から施行）

（受験資格の特例）

第2条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において相談援助を業として行っている者であって、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、平成15年3月31日までは、第7条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 一 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- 二 病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、相談援助を5年以上業として行った者

（平11法160・一部改正）

（名称の使用制限に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に精神保健福祉士という名称を使用している者については、第42条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成9年5月9日法律第45号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第1条中職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）の目次、第15条の6第1項、第16条第1項及び第2項、第17条、第25条、第5節の節名並びに第27条の改正規定、能開法第27条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第27条の2第2項、第97条の2及び第99条の2の改正規定、第2条の規定（雇用促進事業団法第19条第1項第1号及び第2号の改正規定に限る。）並びに次条から附則第4条まで、附則第6条から第8条まで及び第10条から第16条までの規定、附則第17条の規定（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第63条第1項第4号中「第10条第2項」を「第10条の2第2項」に改める部分を除く。）並びに附則第18条から第23条までの規定は、平成11年4月1

日から施行する。

(平9法131・一部改正)

附 則 (平成9年12月19日法律第131号) 抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月8日法律第151号) 抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

第3条 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



## ○中央省庁等改革関係法施行法（平成11法律160） 抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第1302条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第1303条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成11根員12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第995条（核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。），第1305条，第1306条，第1324条第2項，第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

# ○精神保健福祉士法施行令

〔平成10年1月8日〕  
政令第5号

改正 平成12年6月7日改令第334号  
平成14年1月17日政令第4号

精神保健福祉士法施行令をここに公布する。

内閣は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第3条第3号、第9条第1号、第34条及び第36条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第3条第3号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）

第1条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）第3条第3号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、医師法（昭和23年法律第201号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定とする。

（受験手数料）

第2条 法第9条第1項の受験手数料の額は、1万2千5百円とする。

（変更登録等の手数料）

第3条 法第34条の手数料の額は、4千8百円とする。

（登録手数料）

第4条 法第36条第2項の手数料の額は、5千3百円とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成10年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、法の一部の施行の日（平成10年2月1日）から施行する。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正）

2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）の一部を次のように改正する。

第12条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

### 一 精神保健福祉士

（厚生省組織令の一部改正）

3 厚生省組織令（昭和27年政令第388号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第27号を第28号とし、第26号の次に次の1号を加える。

27 精神保健福祉士の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

第5条第3項中「第26号まで」を「第27号まで」に改める。

第24条の3第1号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「及び精神保健福祉士法」(平成9年法律第131号)を加える。

附 則 (平成12年6月7日政令第334号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年1月7日政令第4号) 抄  
(施行期日)

第1条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成14年3月1日)から施行する。

## ○精神保健福祉士法施行規則

平成10年1月30日  
厚生省令第11号

改正	平成11年3月26日厚生省令第26号	平成11年9月14日厚生省令第81号
	同 12年3月28日同 第49号	同 12年3月31日同 第72号
	同 12年10月20日同 第127号	同 14年2月22日厚生労働省令第14号
	同 14年3月26日厚生労働省令第38号	同 14年7月8日同 94号

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第3号から第9号まで、第28条、第38条及び同法附則第2条の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則を次のように定める。

### 精神保健福祉士法施行規則

（厚生労働省令で定める者の範囲）

第1条 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第1号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。次項について同じ。）において、同号に規定する指定科目を修めて、同法第67条第2項の規定により大学への入学を認められた者とする。

2 法第7条第2号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による大学において同号に規定する基礎科目を修めて、同法第67条第2項の規定により大学への入学を認められた者とする。

3 法第7条第3号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法第67条第2項の規定により大学への入学を認められた者

二 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を卒業した者

三 旧高等師範学校規程（明治27年文部省令第11号）による高等師範学校専攻科を卒業した者

四 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限1年以上の研究科を修了した者

五 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「専門学校」という。）で修業年限（予科の修業年限を含む。以下この号において同じ。）5年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限4年以上の専門学校を卒業し修業年限4年以上の専門学校に置かれる修業年限1年以上の研究科を修了した者

六 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者

七 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発大学校の長期課程

を修了した者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による中央職業訓練所又は職業能力開発大学の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号。以下「新職業訓練法」という。）による職業訓練大学の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧職業能力開発促進法」という。）による職業訓練大学の長期課程を修了した者及び職業開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業開発大学の長期課程を修了した者を含む。）

- 4 法第7条第4号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。次項及び第四項において同じ。）又は各種学校（学校教育法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。次項及び第4項において同じ。）において法第7条第1号に規定する指定科目（第5項において「指定科目」という。）を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）とする。
- 5 法第7条第5号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において法第7条第2号に規定する基礎科目（第6項において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）とする。
- 6 法第7条第6号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
  - 一 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限3年以上のものに限る。）盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科（修業年限3年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者（夜間において授業を行う専攻科、学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）
  - 二 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2号に規定する厚生労働大臣が指定する看護婦養成所（修業年限3年以上のものに限る。）を卒業した者
  - 三 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第12条第1号に規定する厚生労働大臣が指定する作業療法士養成施設（修業年限3年以上のものに限る。）を卒業した者
  - 四 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）若しくは応用課程又は職業能力開発短期大学の専門課程（訓練機関3年以上のものに限る。）を修了した者（旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）を修了した者を含む。）
- 7 法第7条第7号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。次項及び第7項において同じ。）又は各種学校（学校教育法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。次項及び第7項において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者とす

る。

- 8 法第7条第8号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において基礎科目を修めて卒業した者とする。
- 9 法第7条第9号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
  - 一 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）、盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者
  - 二 保健師助産師看護師法第22条第2号に規定する都道府県知事が指定する准看護婦養成所（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者（学校教育法第56条に該当する者に限る。）
  - 三 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校の専門課程を修了した者（新職業訓練法による職業訓練短期大学校の専門訓練課程又は特別高等訓練課程を修了した者及び旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程を修了した者を含む。）

（平11厚令26・平12厚令127・平14厚労令14・平14厚労令38・一部改正）

（指定施設の範囲）

第2条 法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 精神病院
- 二 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- 三 保健所
- 四 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する市町村保健センター
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害地域生活支援センター及び精神障害者地域生活援助事業を行う施設
- 六 前5号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

（平12厚令49・平12厚令127・一部改正）

（試験施行期日等の公告）

第3条 精神保健福祉士試験を施行する期日、場所その他精神保健福祉士試験の実施に必要な事項は、厚生労働大臣があらかじめ、官報で公告する。

（平12厚令127・一部改正）

（精神保健福祉士試験の方法）

第4条 精神保健福祉士試験は、筆記の方法により行う。

（精神保健福祉士試験の科目）

第5条 精神保健福祉士試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 精神医学

- 二 精神保健学
- 三 精神科リハビリテーション学
- 四 精神保健福祉論
- 五 社会福祉原論
- 六 社会保障論
- 七 公的扶助論
- 八 地域福祉論
- 九 精神保健福祉援助技術
- 十 医学一般
- 十一 心理学
- 十二 社会学
- 十三 法学

(試験科目の免除)

**第6条** 社会福祉士であつて、精神保健福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、第5条に規定する精神保健福祉士試験の科目のうち、社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、医学一般、心理学、社会学及び法学を免除する。

(精神保健福祉士試験の受験手続き)

**第7条** 精神保健福祉士試験を受けようとする者は、様式第1による精神保健福祉士試験受験申込書を厚生労働大臣（法第10条第1項に規定する指定試験機関が精神保健福祉士試験の実施に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関、第9条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の精神保健福祉士試験受験申込書には、法第7条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

(平12厚令127・一部改正)

(受験手数料の納付)

**第8条** 法第9条第1項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあつては前条第1項に規定する精神保健福祉士試験受験申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはるることにより、法第10条第1項に規定する指定試験機関に納付する場合にあつては法第13条第1項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

(合格証書の交付)

**第9条** 厚生労働大臣は、精神保健福祉士試験に合格した者には、合格証書を交付する。

(平12厚令127・一部改正)

(登録事項)

**第10条** 法第28条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）



### 三 精神保健福祉士試験に合格した年月

(平12厚令127・一部改正)

#### (登録の申請)

第11条 精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、様式第2による精神保健福祉士登録申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平12厚令72・平12厚令127・一部改正)

#### (登録)

第12条 厚生労働大臣は、前条の申請があったときは、精神保健福祉士登録申請書の記載事項を審査し、当該申請者が精神保健福祉士となる資格を有すると認めるときは、精神保健福祉士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に精神保健福祉士登録証を交付する。

2 厚生労働大臣は、前項の審査の結果、当該申請者が精神保健福祉士となる資格を有しないと認めるときは、その理由を付し、精神保健福祉士登録申請書を当該申請者に返却する。

(平12厚令127・一部改正)

#### (登録事項の変更の届出)

第13条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第3による登録事項変更届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(平12厚令127・一部改正)

#### (精神保健福祉士登録証再交付の申請等)

第14条 精神保健福祉士は、精神保健福祉士登録証を汚損し、又は失ったときは、遅滞なく、様式第4による登録証再交付申請書を、汚損した場合にあっては、当該精神保健福祉士登録証を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 精神保健福祉士は、前項の申請をした後、失った精神保健福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(平12厚令127・一部改正)

#### (変更登録等の手数料の納付)

第15条 国に納付する法第34条に規定する手数料については、第13条に規定する登録事項変更届出書又は前条第1項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることににより、法第35条第1項に規定する指定登録機関に納付する法第34条及び法第36条第2項に規定する手数料については、法第37条の規定により読み替えられた法第13条第1項に規定する登録事項規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

#### (死亡等の届出)

第16条 精神保健福祉士が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該精神保健福祉士又は戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、精神保健福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

い。

- 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合
- 二 法第3条各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

（平12厚令127・一部改正）

（登録の取消しの通知等）

**第17条** 厚生労働大臣は、法第32条第1項又は第2項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、又は精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

2 法第32条第1項又は第2項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に、精神保健福祉士登録証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

（平12厚令127・一部改正）

（登録簿の登録の訂正等）

**第18条** 厚生労働大臣は、第13条の届出があったとき、第16条の届出があったとき、又は法第32条第1項若しくは第2項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、若しくは精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、精神保健福祉士登録簿の当該精神保健福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該精神保健福祉士の名称の使用の停止をした旨を精神保健福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

（平12厚令127・一部改正）

（規定の適用）

**第19条** 法第35条第1項に規定する指定登録機関が精神保健福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第11条から第14条まで、第16条（同条第2号に該当する場合を除く。）、第17条第2項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第35条第1項に規定する指定登録機関」と、前条中「法第32条第1項若しくは第2項の規定により」とあるのは「法第32条第1項若しくは第2項の規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があった」とする。

（平12厚令127・一部改正）

## 附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成10年4月1日から施行する。  
（受験資格の特例）
- 2 法附則第2条の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。
  - 一 精神病院
  - 二 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
  - 三 保健所

四 地域保健法に規定する市町村保健センター

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活援助事業を行う施設

六 前5号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

(平12厚令127・一部改正)

- 3 平成15年3月31日までは、第7条第2項中「法第7条各号のいずれか」とあるのは、「法第7条各号のいずれか又は法附則第2条」とする。

附 則 (平成11年3月26日厚生省令第26号)

- 1 この省令は、平成11年4月1日から施行する。  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成11年9月14日厚生省令第81号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日厚生省令第49号)

この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日厚生省令第72号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成12年4月1日から施行する。  
(経過措置)  
2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成12年10月20日厚生省令第127号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成14年2月22日厚生労働省令第14号) 抄

- 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成14年3月1日)から施行する。

附 則（平成14年3月26日厚生労働省令第38号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成14年7月8日厚生労働省令第94号）

この省令は、公布の日から施行する。

# ○精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準

平成12年3月31日  
改正 平成12年8月11日厚生省令第112号  
厚生省令第87号

改正 平成12年8月11日厚生省令第112号  
同 12年11月20日 第132号  
同 14年2月22日厚生労働省令第14号  
同 14年3月26日 第38号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2の3第1項の規定に基づき、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第12条）
  - 第2章 精神障害者生活訓練施設（第13条－第22条）
  - 第3章 精神障害者授産施設（第23条－第29条）
  - 第4章 精神障害者福祉ホーム（第30条－第34条）
  - 第5章 精神障害者福祉工場（第35条－第38条）
  - 第6章 精神障害者地域生活支援センター（第39条－第43条）
- 附則

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。）第50条の2の3第1項の規定による精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

（基本方針）

第2条 精神障害者社会復帰施設は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 精神障害者社会復帰施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第3条 精神障害者社会復帰施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の利用者

の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 精神障害者社会復帰施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならない。

（設備の専用）

- 第4条 精神障害者社会復帰施設の設備は、専ら当該精神障害者社会復帰施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の専従）

- 第5条 精神障害者社会復帰施設の職員は、専ら当該精神障害者社会復帰施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（勤務体制の確保等）

- 第6条 精神障害者社会復帰施設は、利用者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 精神障害者社会復帰施設は、当該精神障害者社会復帰施設の職員によって処遇を行わなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 精神障害者社会復帰施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（運営規程）

- 第7条 精神障害者社会復帰施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者の処遇の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

（医療機関等との連携）

- 第8条 精神障害者社会復帰施設は、利用者の意向を尊重しつつ、必要に応じ、医療機関、保健所、精神障害者地域生活支援センターその他の関係機関との連絡体制を整備しなければならない。

（地域との連携等）

- 第9条 精神障害者社会復帰施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との積極的な交流に努めなければならない。

(苦情への対応)

第10条 精神障害者社会復帰施設は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 精神障害者社会復帰施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(平12厚令112・全改)

(非常災害対策)

第11条 精神障害者社会復帰施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかななければならない。

2 精神障害者社会復帰施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第12条 精神障害者社会復帰施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 精神障害者社会復帰施設は、利用者の処遇の状況に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

## 第2章 精神障害者生活訓練施設

(規模)

第13条 精神障害者生活訓練施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(建築面積)

第14条 精神障害者生活訓練施設は、利用者1人当たり14.9平方メートル以上の建築面積を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第15条 精神障害者生活訓練施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 相談室
- 三 静養室
- 四 食堂
- 五 調理場
- 六 集会室兼娯楽室
- 七 浴室
- 八 洗面所
- 九 便所

## 十 事務室

- 2 前項第1号の居室は、次の基準を満たさなければならない。
  - 一 一の居室の定員は、2人以下とすること。
  - 二 地階に設けてはならないこと。
  - 三 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、4.4平方メートル以上とすること。
  - 四 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 3 第1項各号に掲げる設備のうち、同項第6号の集会室兼娯楽室にあっては、同項第4号の食堂と兼ねることができる。

(職員の配置の基準)

第16条 精神障害者生活訓練施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長 1
  - 二 精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員 利用者の数が39までは4以上、それ以上10又はその端数を増すごとに2を加えた数以上
  - 三 医師 1以上
- 2 前項第1号の施設長及び同項第2号の精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員は、常勤でなければならない。
  - 3 第1項第2号の精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員のうち1人以上は、精神保健福祉士でなければならない。
  - 4 第1項第3号の医師は、精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(職員の資格要件)

第17条 施設長は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、施設を運営する能力を有すると認められるものでなければならない。

- 2 精神障害者社会復帰指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
  - 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第67条2項の規定により大学院への入学を認められた者。
  - 二 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
  - 三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同朋大56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したもの
- 四 前2号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を



有すると認められる者

(平12厚令132・平14厚劳令38・一部改正)

(利用者の処遇に関する計画)

第18条 精神障害者社会復帰施設は、利用者について、その心身の状況及び病歴、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

2 精神障害者社会復帰施設は、利用者の処遇に関する計画について、利用者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第19条 精神障害者社会復帰施設は、利用者について、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進に資するよう、その者の心身の状況等に依りて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 利用者の処遇は、利用者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 精神障害者社会復帰施設の職員は、利用者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 精神障害者社会復帰施設は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命若しくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(生活指導等)

第20条 精神障害者社会復帰施設は、利用者が生活習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

2 精神障害者社会復帰施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

3 精神障害者社会復帰施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第21条 精神障害者生活訓練施設の医師は、利用者の主治医と相互に密接な連絡を取り合い、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(衛生管理)

第22条 精神障害者社会復帰施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 精神障害者授産施設

(規模)

第23条 精神障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 通所施設（精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とする施設であつて、次号に規定する精神障害者小規模通所授産施設以外のものをいう。以下同じ。）  
20人以上
- 二 精神障害者小規模通所授産施設（精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであつて、常時利用する者が20人未満のものをいう。以下同じ。）  
10人以上
- 三 その他の施設 20人以上30人以下

（平1厚令132・一部改正）

（建築面積）

第24条 精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものは、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する建築面積を有するものでなければならない。

- 一 通所施設 利用者1人当たり15.8平方メートル以上
- 二 その他の施設 利用者1人当たり23.5平方メートル以上

（平12厚生令132・一部改正）

（設備の基準）

第25条 精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、通所施設にあつては、第2号、第3号、第6号及び第8号に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 作業室又は作業場
- 二 居室
- 三 相談室
- 四 静養室
- 五 食堂
- 六 調理場
- 七 集会室兼娯楽室
- 八 浴室
- 九 洗面所
- 十 便所
- 十一 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 作業室又は作業場  
作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。
- 二 居室  
イ 一の居室の定員は、2人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、4.4平方メートル以上とすること。

ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

3 第1項各号に掲げる設備のうち、同項第7号の集会室兼娛樂室にあっては、同項第5号の食堂と兼ねることができる。

4 精神障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等設備を利用することにより当該精神障害者小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 作業室又は作業場

二 静養室

三 食堂

四 洗面所

五 便所

5 第2項第1号の規定は、前項第1号に掲げる設備の基準について準用する。

6 第4項各号に掲げる設備のうち、同項第3号の食堂にあっては、同項第1号の作業室若しくは作業場又は同項第2号の静養室と兼ねることができる。

(平12厚令132・一部改正)

(職員の配置の基準)

第26条 精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長 1

二 精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員 利用者の数が39までは4以上、それ以上10又はその端数を増すごとに2を加えた数(通所施設にあっては、1を加えた数)以上

三 医師 1以上

2 前項第1号の施設長及び同項第2号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員は、常勤でなければならない。ただし、作業療法士及び精神障害者社会復帰指導員のうち1人は、非常勤とすることができる。

3 第1項第2号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員のうち、1人以上は精神保健福祉士、1人以上は作業療法士でなければならない。

4 精神障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長 1

二 精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員 2以上

5 前項第1号の施設長は、精神障害者の社会復帰に理解と熱意を有し、施設を運営する能力を有すると認められる者でなければならない。

- 6 第4項各号に掲げる職員のうち、1人以上は常勤でなければならない。
- 7 第4項各号に掲げる職員のうち、同項第1号の施設長にあつては、同項第2号の精神保健福祉士、作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員と兼ねることができる。
- 8 第16条第4項の規定は、精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものについて準用する。

(平12厚令132・一部改正)

(授産種目等)

- 第27条 精神障害者授産施設が与える職業(以下「職業」という。)の種目は、地域の実情、製品の需給状況等を考慮して選定するとともに、できるだけ多様な工程を用意し、利用者の作業能力及び適性に配慮しなければならない。
- 2 精神障害者授産施設は、職業に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

(工賃の支払)

- 第28条 精神障害者授産施設は、職業に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

- 第29条 第17条から第22条までの規定は、精神障害者授産施設のうち精神障害者小規模通所授産施設以外のものについて準用する。
- 2 第18条、第19条、第20条第1項及び第3項並びに第22条の規定は、精神障害者小規模通所授産施設について準用する。

(平12厚令132・一部改正)

## 第4章 精神障害者福祉ホーム

(規模)

- 第30条 精神障害者福祉ホームは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(建築面積)

- 第31条 精神障害者福祉ホームは、利用者1人当たり23.3平方メートル以上の建築面積を有するものでなければならない。

(設備の基準)

- 第32条 精神障害者福祉ホームは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 集会室兼娯楽室
- 三 調理室
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所

#### 七 管理人室

2 前項第1号の居室は、次の基準を満たさなければならない。

- 一 一の居室の定員は、原則1人とすること。
- 二 地階に設けてはならないこと。
- 三 利用者一人当たりの床面積は、収納設備及び調理設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。
- 四 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(職員の配置の基準)

第33条 精神障害者福祉ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 管理人 1
  - 二 医師 1以上
- 2 前項第1号の管理人は、施設を運営する能力を有すると認められる者で、かつ、常勤でなければならない。
- 3 第16条第4項の規定は、精神障害者福祉ホームについて準用する。

(準用)

第34条 第18条から第22条までの規定は、精神障害者福祉ホームについて準用する。

## 第5章 精神障害者福祉工場

(規模)

第35条 精神障害者福祉工場は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第36条 精神障害者福祉工場には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 作業所
- 二 更衣室
- 三 シャワー室
- 四 休憩室
- 五 食堂
- 六 相談室
- 七 静養室
- 八 医務室

(職員の配置の基準)

第37条 精神障害者福祉工場には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、食事の提供を行わない場合は、第4号の栄養士を置かないことができる。

- 一 施設長 1
- 二 精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員 利用者の数が29までは3以上、それ以上10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

- 三 看護婦 1以上
  - 四 栄養士 1以上
  - 五 医師 1以上
  - 六 事務員 1以上
- 2 前項第1号の施設長は、精神障害者の社会復帰に理解と熱意を有し、施設を運営する能力を有すると認められる者でなければならない。
  - 3 第1項第2号の精神障害者社会復帰指導員は、その指導する業務について相当の知識及び技能を有する者でなければならない。
  - 4 第1項第1号の施設長、同項第2号の精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員及び同項第4号の栄養士は、常勤でなければならない。ただし、精神障害者社会復帰指導員のうち1人は、非常勤とすることができる。
  - 5 第16条第3項及び第4項の規定は、精神障害者福祉工場について準用する。

(平14厚労令14・一部改正)

(準用)

第38条 第17条第2項及び第18条から第22条までの規定は、精神障害者福祉工場について準用する。

## 第6章 精神障害者地域生活支援センター

(設備の基準)

第39条 精神障害者地域生活支援センターには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 相談室
  - 二 静養室
  - 三 談話室
  - 四 食堂
  - 五 調理場
  - 六 地域交流活動室兼訓練室
  - 七 便所
  - 八 洗面所
  - 九 事務室
- 2 前項各号に掲げる設備のうち、同項第2号の静養室にあっては同項第1号の相談室と、同項第4号の食堂にあっては同項第3号の談話室とそれぞれ兼ねることができる。

(職員の配置の基準)

第40条 精神障害者地域生活支援センターには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長 1
- 二 精神保健福祉士 1以上

三 精神障害者社会復帰指導員 3以上

- 2 前項各号に掲げる職員は、常勤でなければならない。ただし、精神障害者社会復帰指導員のうち2人は、非常勤とすることができる。

(事業計画等)

第41条 精神障害者地域生活支援センターは、年間及び月間の事業計画を定めなければならない。

- 2 精神障害者地域生活支援センターは、職員の勤務時間を調整すること等により、適切な処遇を行うことができるように努めなければならない。

(利用者の登録)

第42条 精神障害者地域生活支援センターは、利用者に対し、当該施設の利用に当たって、あらかじめ利用の登録をさせなければならない。ただし、利用者の意思に反して登録を強制してはならない。

(準用)

第43条 第17条から第20条まで及び第22条の規定は、精神障害者地域生活支援センターについて準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成12年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に存する精神障害者社会復帰施設については、第13条、第23条、第30条及び第35条の規定は、当分の間、適用しない。

第3条 この省令の施行の際現に存する精神障害者社会復帰施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第15条第2項第1号又は第25条第2項第2号イの規定を適用する場合においては、これらの規定中「2人」あるのは、「4人」とする。

第4条 この省令の施行の際現に存する精神障害者社会復帰施設の建物については、第15条、第25条、第32条、第36条及び第39条の規定は、平成17年3月31までの間は、適用しない。

第5条 平成17年3月31日までの間は、第16条第1項第2号、第26条第1項第2号、第37条第1項第2号又は第40条第1項第2号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「精神保健福祉士」とあるのは、「精神保健福祉士又は精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を持って、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者」とする。

附 則（平成12年8月11日厚生省令第112号） 抄

この省令は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成12年11月20日厚生省令第132号） 抄  
（施行期日）

- 1 この省令は、平成12年12月1日から施行する。ただし、第1条中知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準第7条の5代2号の改正規定及び第3条中精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項第2号の改正規定は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。  
（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第3条の規定による改正後の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第23条第2項の規定は、当分の間、適用しない。

附 則（平成14年2月22日厚生労働省令第14号） 抄

- 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成14年3月1日）から施行する。

附 則（平成14年3月26日厚生労働省令第38号） 抄  
（施行期日）

- 1 この省令は、平成14年4月1日から施行する。



## ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

昭和63年4月8日

厚生省告示第127号

改正	平成6年10月19日厚生省告示第349号	平成7年6月28日厚生省告示第134号
	同 8年3月21日厚生省告示第91号	同 12年3月30日厚生省告示第106号
	同 12年12月28日厚生省告示第535号	同 14年2月21日厚生労働省告示第29号

**精神保健法**（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき、厚生大臣の定める基準を次のように定め、昭和63年7月1日から適用する。

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、同法第33条の4第1項第1号に掲げる者及び同法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）に対して診療応需できる態勢を整えていること。

（平12厚告106・全改）

2 当該精神病院の病棟において看護を行う看護師、准看護師及び看護補助者の数が当該病棟の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1を加えた数（以下「最少必要数」という。）以上であり、かつ看護師及び准看護師の数が最少必要数の8割以上であること。ただし、地域における応急入院者等に係る医療及び保護を提供する体制の確保を図る上でやむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。

（平12厚告106・一部改正）

3 応急入院者等のための病床として、第1号に規定する日に、1床以上確保していること。

4 応急入院者等の医療及び保護を行うにつき必要な検査が速やかに行われる体制にあること。

改正文（平成7年6月28日厚生省告示第134号）抄

平成7年7月1日から適用する。

改正文（平成14年2月21日厚生労働省告示第29号）抄

平成14年3月1日から適用する。

## ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限

昭和63年4月8日  
厚生省告示第128号

〔改正 平成6年3月14日厚生省告示第52号 平成12年12月28日厚生省告示第536号〕

精神保健法（昭和25年法律第123号）第36条第2項の規定に基づき、厚生大臣が定める行動の制限を次のように定め、昭和63年7月1日から適用する。

- 1 信書の発受の制限（刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される受信信書について、患者によりこれを開封させ、異物を取り出した上患者に当該受信信書を渡すことは、含まれない。）
- 2 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士との電話の制限
- 3 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士及び患者又は保護者の依頼により患者の代理人となろうとする弁護士との面会の制限

改正文（平成6年3月14日厚生省告示第52号）抄

平成6年4月1日から適用する。

## ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限

昭和63年4月8日

厚生省告示第129号

改正 平成12年12月28日厚生省告示第537号

精神保健法（昭和25年法律第123号）第36条第3項の規定に基づき、厚生大臣が定める行動の制限を次のように定め、昭和63年7月1日から適用する。

- 1 患者の隔離（内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ1人だけ入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、12時間を超えるものに限る。）
- 2 身体的拘束（衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。）

# ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

昭和63年4月8日

厚生省告示第130号

改正 平成12年3月28日厚生省告示第97号 平成12年12月28日厚生省告示第538号

## 第1 基本理念

入院患者の処遇は、患者の個人としての尊厳を尊重し、その人権に配慮しつつ、適切な精神医療の確保及び社会復帰の促進に資するものでなければならないものとする。また、処遇に当たって、患者の自由の制限が必要とされる場合においても、その旨を患者にできる限り説明して制限を行うよう努めるとともに、その制限は患者の症状に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならないものとする。

## 第2 通信・面会について

### 1 基本的な考え方

- (1) 精神病院入院患者の院外にある者との通信及び来院者との面会（以下「通信・面会」という。）は、患者と家族、地域社会等との接触を保ち、医療上も重要な意義を有するとともに、患者の人権の観点からも重要な意義を有するものであり、原則として自由に行われることが必要である。
- (2) 通信・面会は基本的に自由であることを、文書又は口頭により、患者及び保護義務者に伝えることが必要である。
- (3) 電話及び面会に関しては患者の医療又は欠くことのできない限度での制限が行われる場合があるが、これは、病状の悪化を招き、あるいは治療効果を妨げる等、医療又は保護の上で合理的な理由がある場合であって、かつ、合理的な方法及び範囲における制限に限られるものであり、個々の患者の医療又は保護の上での必要性を慎重に判断して決定すべきものである。

### 2 信書に関する事項

- (1) 患者の病状から判断して、家族等からの信書が患者の治療効果を妨げることが考えられる場合には、あらかじめ家族等と十分連絡を保って信書を差し控えさせ、あるいは主治医あてに発信させ患者の病状をみて当該主治医から患者に連絡させる等の方法に努めるものとする。
- (2) 刃物、薬物等の異物が同封されていると判断される受信信書について、患者によりこれを開封させ、異物を取り出した上、患者に当該受信信書を渡した場合においては、当該措置を採った旨を診療録に記載するものとする。

### 3 電話に関する事項

- (1) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適切な時点において制限をした旨及びその理由を患者及び保護義務者に知らせるものとする。

- (2) 電話機は、患者が自由に利用できるような場所に設置される必要があり、閉鎖病棟内にも公衆電話等を設置するものとする。また、都道府県精神保健主管部局、地方事務局人権擁護主管部局等の電話番号を、見やすいところに掲げる等の措置を講ずるものとする。

#### 4 面会に関する事項

- (1) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適切な時点において制限をした旨及びその理由を患者及び保護義務者に知らせるものとする。
- (2) 入院後は患者の症状に応じてできる限り早期に患者に面会の機会を与えるべきであり、入院直後一定期間一律に面会を禁止する措置は採らないものとする。
- (3) 面会する場合、患者が立会いなく面会できるようにするものとする。ただし、患者若しくは面会者の希望のある場合又は医療若しくは保護のため特に必要がある場合には病院の職員が立ち会うことができるものとする。

### 第3 患者の隔離について

#### 1 基本的な考え方

- (1) 患者の隔離（以下「隔離」という。）は、患者の症状からみて、本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く、隔離以外の方法ではその危険を回避することが著しく困難であると判断される場合に、その危険を最小限に減らし、患者本人の医療又は保護を図ることを目的として行われるものとする。
- (2) 隔離は、当該患者の症状からみて、その医療又は保護を図る上でやむを得ずなされるものであって、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。
- (3) 十二時間を超えない隔離については精神保健指定医の判断を要するものではないが、この場合にあってもその要否の判断は医師によって行われなければならないものとする。
- (4) なお、本人の意思により閉鎖的環境の部屋に入室させることもあり得るが、その場合には隔離には当たらないものとする。この場合においては、本人の意思による入室である旨の書面を得なければならないものとする。

#### 2 対象となる患者に関する事項

隔離の対象となる患者は、主として次のような場合に該当すると認められる患者であり、隔離以外によい代替方法がない場合において行われるものとする。

- ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に著しく悪く影響する場合
- イ 自殺企図又は自傷行為が切迫している場合
- ウ 他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない場合
- エ 急性精神運動興奮等のため、不隠、多動、爆発性などが目立ち、一般の精神病室では医療又は保護を図ることが著しく困難な場合

オ 身体的合併症を有する患者について、検査及び処置等のため、隔離が必要な場合

### 3 遵守事項

- (1) 隔離を行っている閉鎖的環境の部屋に更に患者を入室させることはあってはならないものとする。また、既に患者が入室している部屋に隔離のため他の患者を入室させることはあってはならないものとする。
- (2) 隔離を行うに当たっては、当該患者に対して隔離を行う理由を知らせるよう努めるとともに、隔離を行った旨及びその理由並びに隔離を開始した日時及び解除した日時を診療録に記載するものとする。
- (3) 隔離を行っている間においては、定期的な会話等による注意深い臨床的観察と適切な医療及び保護が確保されなければならないものとする。
- (4) 隔離を行っている間においては、洗面、入浴、掃除等患者及び部屋の衛生の確保に配慮するものとする。
- (5) 隔離が漫然と行われることがないように、医師は原則として少なくとも毎日1回診察を行うものとする。

## 第4 身体的拘束について

### 1 基本的な考え方

- (1) 身体的拘束は、制限の程度が強く、また、2次的身心的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間にやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとする。
- (2) 身体的拘束は、当該患者の生命を保護すること及び重大な身体損傷を防ぐことに重点を置いた行動の制限であり、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。
- (3) 身体的拘束を行う場合は、身体的拘束を行う目的のために特別に配慮して作られた衣類又は綿入り帯等を使用するものとし、手錠等の刑具類や他の目的に使用される紐、縄その他の物は使用してはならないものとする。

### 2 対象となる患者に関する事項

身体的拘束の対象となる患者は、主として次のような場合に該当すると認められる患者であり、身体的拘束以外によい代替方法がない場合において行われるものとする。

ア 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合

イ 多動又は不穏が顕著である場合

ウ ア又はイのほか精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合

### 3 遵守事項

- (1) 身体的拘束に当たっては、当該患者に対して身体的拘束を行う理由を知らせるよう努めるとともに、身体的拘束を行った旨及びその理由並びに身体的拘束を開始した日時及び解除した日時を診療録に記載するものとする。

- (2) 身体的拘束を行っている間においては、原則として常時の臨床的観察を行い、適切な医療及び保護を確保しなければならないものとする。
- (3) 身体的拘束が漫然と行われることがないように、医師は頻回に診療を行うものとする。

## 第5 任意入院者の開放処遇の制限について

### 1 基本的な考え方

- (1) 任意入院者は、原則として、開放的な環境での処遇（本人の求めに応じ、夜間を除いて病院の出入りが自由に可能な処遇をいう。以下「開放処遇」という。）を受けられるものとする。
- (2) 任意入院者は開放処遇を受けることを、文書により、当該任意入院者に伝えるものとする。
- (3) 任意入院者の開放処遇の制限は、当該任意入院者の症状からみて、その開放処遇を制限しなければその医療又は保護を図ることが著しく困難であると医師が判断する場合にのみ行われるものであって、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。
- (4) 任意入院者の開放処遇の制限は、医師の判断によって始められるが、その後おおむね72時間以内に、精神保健指定医は、当該任意入院者の診察を行うものとする。また、精神保健指定医は、必要に応じて、積極的に診察を行うよう努めるものとする。
- (5) なお、任意入院者本人の意思により開放処遇が制限される環境に入院させることもあり得るが、この場合には開放処遇の制限に当たらないものとする。この場合においては、本人の意思による開放処遇の制限である旨の書面を得なければならないものとする。

### 2 対象となる任意入院者に関する事項

開放処遇の制限の対象となる任意入院者は、主として次のような場合に該当すると認められる任意入院者とする。

- ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する場合
- イ 自殺企図又は自傷行為のおそれがある場合
- ウ ア又はイのほか、当該任意入院者の病状からみて、開放処遇を継続することが困難な場合

### 3 遵守事項

- (1) 任意入院者の開放処遇の制限を行うに当たっては、当該任意入院者に対して開放処遇の制限を行う理由を文書で知らせるよう努めるとともに、開放処遇の制限を行った旨及びその理由並びに開放処遇の制限を始めた日時を診療録に記載するものとする。
- (2) 任意入院者の開放処遇の制限が漫然と行われることがないように、任意入院者の処遇状況及び処遇方針について、病院内における周知に努めるものとする。

## ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣が定める指定病院の基準

厚生省告示第90号

平成8年3月21日

改正 平成12年12月28日厚生省告示第532号

同 14年2月21日厚生労働省告示第30号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第19条の8の規定に基づき、厚生大臣の定める指定病院の基準を次のように定め、平成8年4月1日から適用する。ただし、地域（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号の区域をいう。）において次の基準に適合する複数の精神病院が無い場合にあっては、法第29条第1項の規定により入院する者（以下「措置入院者」という。）に対する医療及び保護のために指定する必要があると認められる精神病院については、第1号の基準を適用しないことができるものとし、平成8年3月31日において現に指定病院の指定を受けている精神病院については、平成11年3月31日まで、同号の基準を適用しないことができる。

一 次に掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。

1 医師の数が、入院患者の数を3、外来患者の数を2.5をもって除した数との和が52までは3とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。

2 医師のうち2名以上は、常時勤務する法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医であること。

3 看護師及び准看護師の数が、入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1及び外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。

二 精神病床の数が100床以上であること。ただし、地域における措置入院者に対する医療及び保護のための体制、当該病院の管理運営の状況等を勘案し指定する必要があると認められる病院であって50床以上の精神病床を有するものについては、この限りでない。

三 措置入院者の医療及び保護を行うにつき必要な設備を有していること。

改正文（平成14年2月21日厚生省告示第30号）抄

平成14年3月1日から適用する。



## ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の2第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限を定める件

平成12年3月28日

厚生省告示第96号

改正 平成12年12月28日厚生省告示第534号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。）第29条の2の2第3項（同法第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の2第3項の規定に基づき厚生大臣が定める行動の制限を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

身体的拘束（衣類又は綿入れ帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。）

# ○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

平成15年7月16日

法律第110号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律をここに公布する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

## 目次

### 第1章 総則

第1節 目的及び定義（第1条・第2条）

第2節 裁判所（第3条－第15条）

第3節 指定医療機関（第16条－第18条）

第4節 保護観察所（第19条－第23条）

### 第2章 審判

第1節 通則（第24条－第32条）

第2節 入院又は通院（第33条－第48条）

第3節 退院又は入院継続（第49条－第53条）

第4節 処遇の終了又は通院期間の延長（第54条－第58条）

第5節 再入院等（第59条－第63条）

第6節 抗告（第64条－第73条）

第7節 雑則（第74条－第80条）

### 第3章 医療

第1節 医療の実施（第81条－第85条）

第2節 精神保健指定医の必置等（第86条－第88条）

第3節 指定医療機関の管理者の講ずる措置（第89条－第91条）

第4節 入院者に関する措置（第92条－第101条）

第5節 雑則（第102条－第103条）

### 第4章 地域社会における処遇

第1節 処遇の実施計画（第104条・第105条）

第2節 精神保健観察（第106条・第107条）

第3節 連携等（第108条・第109条）

第4節 報告等（第110条・第111条）

第5節 雑則（第112条・第113条）

### 第5章 雑則（第114条－第116条）

### 第6章 罰則（第117条－第121条）

第1章 総則

第1節 目的及び定義

(目的等)

- 第1条 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。)を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。
- 2 この法律による処遇に携わる者は、前項に規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるように努めなければならない。

(定義)

- 第2条 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第20条第1項又は第21条の規定により保護者となる者をいう。
- 2 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものをいう。
- 一 刑法(明治40年法律第45号)第108条から110条まで又は第112条に規定する行為
  - 二 刑法第176条から第179条までに定する行為
  - 三 刑法第199条、第202条又は第203条に規定する行為
  - 四 刑法第204条に規定する行為
  - 五 刑法第236条、第238条又は第243条(第236条又は第238条に係るものに限る。)に規定する行為
- 3 この法律において「対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 公訴を提起しない処分において、対象行為を行ったこと及び刑法第39条第1項に規定する者(以下「心神喪失者」という。)又は同条第2項に規定する者(以下「心神耗弱者」という。)であることが認められた者。
  - 二 対象行為について、刑法第39条第1項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第2項の規定により刑を軽減する旨の確定裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものを除く。)を受けた者
- 4 この法律において「指定医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。
- 5 この法律において「指定入院医療機関」とは、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院(その一部を指定した病院を含む。)をいう。

6 この法律において「指定通院医療機関」とは、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第16条第2項において同じ。）又は薬局をいう。

## 第2節 裁判所

### （管轄）

第3条 処遇事件（第33条第1項、第49条第1項若しくは第2項、第50条、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。）は、対象者の住所、居所若しくは所在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 同一の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、一個の処遇事件を管轄する地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。

### （移送）

第4条 裁判所は、対象者の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、決定をもって、その管轄に属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。

2 裁判所は、処遇事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

### （手続の併合）

第5条 同一の対象者に対する数個の処遇事件は、特に必要がないと認める場合を除き、決定をもって、併合して審判しなければならない。

### （精神保健審判員）

第6条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師（以下「精神保健判定医」という。）の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

### （欠格事由）

第7条 次の各号のいずれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、医事に関し罪を犯し刑に処せられた者
- 三 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 次条第2号の規定により精神保健審判員を解任された者

(解任)

第8条 地方裁判所は、精神保健審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該精神保健審判員を解任しなければならない。

- 一 前条第1号から第3号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 職務上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき。

(職権の独立)

第9条 精神保健審判員は、独立してその職権を行う。

- 2 精神保健審判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(除斥)

第10条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第20条の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判員について、刑事訴訟法第26条第1項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判所書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第20条第2号中「被告人」とあるのは「対象者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第3項に規定する対象者をいう。以下同じ。)」と、同条第3号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第4号中「事件」とあるのは「処遇事件(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第3条第1項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。)」と、同条第5号から第7号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第5号中「被告人の代理人、弁護士又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第6号中「検察官又は司法警察員の職務を行った」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行った」と、同条第7号中「第266条第2号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、「第398条乃至第400条、第412条若しくは第413条」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第68条第2項若しくは第71条第2項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

(合議制)

第11条 裁判所法(昭和22年法律第59号)第26条の規定にかかわらず、地方裁判所は、1人の裁判官及び1人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りではない。

- 2 第4条第1項若しくは第2項、第5条、第40条第1項若しくは第2項前段、第41条第1項、第42条第2項、第51条第2項、第56条第2項又は第61条第2項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみとする。呼出状若しくは同行状を発し、対象者に出頭を命じ、若しくは付添人を付し、同行状の執行を囑託し、若しくはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を囑託し、又は第24条第5項前段の規定により対象者の所在の調査を求める処分についても、同様とする。

- 3 判事補は、第1項の合議体に加わることができない。

(裁判官の権限)

第12条 前条第1項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判所法第72条第1項及び第2項並びに第73条の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。

2 前条第1項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。

(意見を述べる義務)

第13条 裁判官は、前条第2項の評議において、法律に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

2 精神保健審判員は、前条第2項の評議において、精神障害者の医療に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

(評決)

第14条 第11条第1項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一致したところによる。

(精神保健参与員)

第15条 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健参与員の員数は、各事件について1人以上とする。

4 第6条第3項の規定は、精神保健参与員について準用する。

第3節 指定医療機関

(指定医療機関の指定)

第16条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。）が開設する病院であって厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

(指定の辞退)

第17条 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の1年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(指定の取り消し)

第18条 指定医療機関が、第82条第1項若しくは第2項又は第86条の規定に違反したときその他第81条第1項に規定する医療を行うについて不適當であると認められるに至ったときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

第4節 保護観察所

(事務)

第19条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第38条(第53条, 第58条及び第63条において準用する場合を含む。)に規定する生活環境の調査に関すること。
- 二 第101条に規定する生活環境の調整に関すること。
- 三 第106条に規定する精神保健観察の実施に関すること。
- 四 第108条に規定する関係機関相互間の連携の確保に関すること。
- 五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(社会復帰調整官)

第20条 保護観察所に、社会復帰調整官を置く。

- 2 社会復帰調整官は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、前条各号に掲げる事務に従事する。
- 3 社会復帰調整官は、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者として政令で定めるものでなければならない。

(管轄)

第21条 第19条各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に定める保護観察所がつかさどる。

- 一 第19条第1号に掲げる事務 当該処遇事件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所
- 二 第19条第2号から第5号までに掲げる事務 当該対象者の居住地(定まった住居を有しないときは、現在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。)を管轄する保護観察所

(照会)

第22条 保護観察所の長は、第19条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(資料提供の求め)

第23条 保護観察所の長は、第19条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、第37条第1項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

## 第2章 審判

### 第1節 通則

(事実の取調べ)

第24条 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができる。

- 2 前項の事実の取調べは、合議体の構成員（精神保健審判員を除く。）にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。
- 3 第1項の事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これを行うことができない。
- 4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳について準用する。
- 5 裁判所は、対象者の行方が不明になったときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

（意見の陳述及び資料の提出）

**第25条** 検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第33条第1項、第49条第1項若しくは第2項、第54条第1項若しくは第2項又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。

- 2 対象者、保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができる。

（呼出し及び同行）

**第26条** 裁判所は、対象者に対し、呼出状を発することができる。

- 2 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。
- 3 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第1項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まった住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあって必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

（同行状の効力）

**第27条** 前条第2項又は第3項の同行状により同行された者については、裁判所に到着した時から24時間以内にその身体の拘束を解かなければならない。ただし、当該時間内に、第34条第1項前段若しくは第60条第1項前段の命令又は第37条第5項前段、第42条第1項第1号、第61条第1項第1号若しくは第62条第2項前段の決定があったときは、この限りではない。

（同行状の執行）

**第28条** 第26条第2項又は第3項の同行状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる。



- 2 検察官が前項の囑託を受けたときは、その指揮により、検察事務官が同行状を執行する。
- 3 検察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。
- 4 同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。
- 5 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。ただし、同行状はできる限り速やかに示さなければならない。
- 6 同行状を執行する場合には、必要な限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。

(出頭命令)

**第29条** 裁判所は、第34条第1項前段若しくは第60条第1項前段の命令又は第37条第5項前段、第42条第1項第1号、第61条第1項第1号若しくは第62条第2項前段の決定により入院している者に対し、裁判所に出頭することを命ずることができる。

- 2 裁判所は、前項に規定する者が裁判所に出頭するときは、検察官にその護送を囑託するものとする。
- 3 前項の護送をする場合において、護送される者が逃走し、又は自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを防止するため合理的に必要と判断される限度において、必要な措置を採ることができる。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、第2項の護送について準用する。

(付添人)

**第30条** 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる。

- 2 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、付添人の数を制限することができる。
- 3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であって、その精神障害の状態その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができる。
- 4 前項の規定により裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則で定めるところにより、選任するものとする。
- 5 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(審判期日)

**第31条** 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができる。

- 2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が行う。

- 3 審判期日における審判は、公開しない。
- 4 審判期日における審判においては、精神障害者の精神障害の状態に応じ、必要な配慮をしなければならない。
- 5 裁判所は、検察官、指定医療機関（病院又は診療所に限る。）の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する社会復帰調整官に対し、審判期日に出席することを求めることができる。
- 6 保護者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条の規定により保護者となる市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）については、その指定する職員を含む。）及び付添人は、審判期日に出席することができる。
- 7 審判期日には、対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。
- 8 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者が心身の障害のため、若しくは正当な理由がなく審判期日に出席しない場合、又は許可を受けずに退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席しているときは、この限りでない。
- 9 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。

（記録等の閲覧又は謄写）

第32条 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する社会復帰調整官又は付添人は、次条第1項、第49条第1項若しくは第2項、第50条、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てがあった後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。

## 第2節 入院又は通院

（検察官による申立て）

第33条 検察官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心身耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第2条第3項第2号に規定する確定裁判があったときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかないと認める場合を除き、地方裁判所に対し、第42条第1項の決定をすることを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国人の退去強制に関する法令の規定による手続が行われている場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができる。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、検察官は、当該対象者が刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘置所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることとなるとき、又は新たに収容されるときは、同項の申立てをすることができない。

当該対象者が外国人であつて出国したときも、同様とする。

- 3 検察官は、刑法第204条に規定する行為を行った対象者については、傷害が軽い場合であつて、当該行為の内容、当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、第1項の申立てをしないことができる。ただし、他の対象行為をも行った者については、この限りでない。

(鑑定入院命令)

第34条 前条第1項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかでないとする場合を除き、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第40条第1項又は第42条の決定があるまでの間入院させる旨を命じなければならない。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を有する。

- 2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、当該対象者が第2条第3項に該当するとされる理由の要旨及び前条第1項の申立てがあつたことを告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りではない。

- 3 第1項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して2月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて1月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる。

- 4 裁判官は、検察官に第1項の命令の執行を嘱託するものとする。

- 5 第28条第2項、第3項及び第6項並びに第29条第3項の規定は、前項の命令の執行について準用する。

- 6 第1項の命令は、判事補が1人で発することができる。

(必要的付添人)

第35条 裁判所は、第33条第1項の申立てがあつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならない。

(精神保健参与員の関与)

第36条 裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に関与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(対象者の鑑定)

第37条 裁判所は、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定

医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。ただし、当該必要が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 前項の鑑定を行うに当たっては、精神障害の種類、過去の病歴、現在及び対象行為を行った当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の性格を考慮するものとする。
- 3 第1項の規定により鑑定を命ぜられた医師は、当該鑑定の結果に、当該対象者の病状に基づき、この法律による入院による医療の必要性に関する意見を付さなければならない。
- 4 裁判所は、第1項の鑑定を命じた医師に対し、当該鑑定の実施に当たって留意すべき事項を示すことができる。
- 5 裁判所は、第34条第1項前段の命令が発せられていない対象者について第1項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第40条第1項又は第42条の決定があるまでの間入院させる旨を命ずることができる。第34条第2項から第5項までの規定は、この場合について準用する。

(保護観察所による生活環境の調査)

第38条 裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができる。

(審判期日の開催)

第39条 裁判所は、第33条第1項の申立てがあつた場合は、審判期日を開かなければならない。ただし、検察官及び付添人に異議がないときは、この限りでない。

- 2 検察官は、審判期日に出席しなければならない。
- 3 裁判所は、審判期日において、対象者に対し、供述を強いられることはないことを説明した上、当該対象者が第2条第3項に該当するとされる理由の要旨及び第33条第1項の申立てがあつたことを告げ、当該対象者及び付添人から、意見を聴かなければならない。ただし、第31条第8項ただし書に規定する場合における対象者については、この限りでない。

(申立ての却下等)

第40条 裁判所は、第2条第3項第1号に規定する対象者について第33条第1項の申立てがあつた場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、決定をもって、申立てを却下しなければならない。

- 一 対象行為を行ったと認められない場合
  - 二 心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないとする場合
- 2 裁判所は、検察官が心神喪失者と認めて公訴を提起しない処分をした対象者について、心神耗弱者と認めた場合には、その旨の決定をしなければならない。この場合において、検察官は、当該決定の告知を受けた日から2週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならない。

(対象行為の存否についての審理の特則)

第41条 裁判所は、第2条第3項第1号に規定する対象者について第33条第1項の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、検察官及び付添人の意見を聴いて、前条第1項第1号の事由に該当するか否かについての審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定をすることができる。

2 前項の合議体は、裁判所法第26条第2項に規定する裁判官の合議体とする。この場合において、当該合議体には、処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である裁判官が加わることができる。

3 第1項の合議体による裁判所は、対象者の呼出し及び同行並びに対象者に対する出頭命令に関し、処遇事件の系属する裁判所と同一の権限を有する。

4 処遇事件の係属する裁判所は、第1項の合議体による裁判所の審理が行われている間においても、審理を行うことができる。ただし、処遇事件を終局させる決定（次条第2項の決定を除く。）を行うことができない。

5 第1項の合議体による裁判所が同項の審理を行うときは、審判期日を開かなければならない。この場合において、審判期日における審理の指揮は、裁判長が行う。

6 第39条第2項及び第3項の規定は、前項の審判期日について準用する。

7 処遇事件の系属する裁判所の合議体の構成員である精神保健審判員は、第5項の審判期日に出席することができる。

8 第1項の合議体による裁判所は、前条第1項第1号に規定する事由に該当する旨の決定又は当該事由に該当しない旨の決定をしなければならない。

9 前項の決定は、処遇事件の係属する裁判所を拘束する。

(入院等の決定)

第42条 裁判所は、第33条第1項の申立てがあった場合は、第37条第1項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第3項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 前2号の場合に当たらないとき この法律による医療を行わない旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

(入院等)

第43条 前条第1項第1号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院による医療を受けなければならない。

- 2 前条第1項第2号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定通院医療機関による入院によらない医療を受けなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、前条第1項第1号又は第2号の決定があったときは、当該決定を受けた者が入院による医療を受けるべき指定入院医療機関又は入院によらない医療を受けるべき指定通院医療機関(病院又は診療所に限る。次項並びに第54条第1項及び第2項、第56条、第59条、第61条並びに第110条において同じ。)を定め、その名称及び所在地を、当該決定を受けた者及びその保護者並びに当該決定をした地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた指定入院医療機関又は指定通院医療機関を変更した場合は、変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関の名称及び所在地を、当該変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関において医療を受けるべき者及びその保護者並びに当該医療を受けるべき者の当該変更前の居住地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。

(通院期間)

第44条 第42条第1項第2号の決定による入院によらない医療を行う期間は、当該決定があった日から起算して3年間とする。ただし、裁判所は、通じて2年を超えない範囲で、当該期間を延長することができる。

(決定の執行)

第45条 裁判所は、厚生労働省の職員に第42条第1項第1号の決定を執行させるものとする。

- 2 第28条第6項及び第29条第3項の規定は、前項の決定の執行について準用する。
- 3 裁判所は、第42条第1項第1号の決定を執行するため必要があると認めるときは、対象者に対し、呼出状を発することができる。
- 4 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。
- 5 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第3項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まった住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあって必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。
- 6 第28条の規定は、前2項の同行状の執行について準用する。この場合において、同条第1項中「検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「検察官にその執行を囑託することができる」と読み替えるものとする。

(決定の効力)

第46条 第40条第1項の規定により申立てを却下する決定(同項第1号に該当する場合に限る。)又は第42条第1項の決定が確定したときは、当該決定に係る対象行為について公訴を提起し、又は当該決定に係る対象行為に関し再び第33条第1項の申立てをすること

ができない。

- 2 第40条第1項の規定により申立てを却下する決定（同項第2号に該当する場合に限る。）が確定したときは、当該決定に係る対象行為に関し、再び第33条第1項の申立てをすることができない。ただし、当該対象行為について、第2条第3項第2号に規定する裁判が確定するに至った場合は、この限りではない。

（被害者等の傍聴）

**第47条** 裁判所（第41条第1項の合議体による裁判所を含む。）は、この節に規定する審判について、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）から申出があるときは、その申出をした者に対し、審判期日において審判を傍聴することを許すことができる。

- 2 前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

（被害者等に対する通知）

**第48条** 裁判所は、第40条第1項又は第42条の決定をした場合において、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、その通知をすることが対象者に対する医療の実施又はその社会復帰を妨げるおそれがあり相当でないと認められるものについては、この限りでない。

- 一 対象者の氏名及び住居
- 二 決定の年月日 主文及び理由の要旨

- 2 前項の申出は、同項に規定する決定が確定した後3年を経過したときは、することができない。

- 3 前条第2項の規定は、第1項の規定により通知を受けた者について準用する。

### 第3節 退院又は入院継続

（指定入院医療機関の管理者による申立て）

**第49条** 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の2第2項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第117条第2項を除き、以下同じ。）による診察の結果、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者について、第37条第2項に規定する事項を考慮し、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、保護観察

所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の申立てをしなければならぬ。

- 2 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者について、第37条第2項に規定する事項を考慮し、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があると認める場合は、保護観察所の長の意見を付して、第42条第1項第1号、第51条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定（これらが複数あるときは、その最後のもの。次項において同じ。）があった日から起算して6月が経過する日までに、地方裁判所に対し、入院継続の確認の申立てをしなければならない。ただし、その者が指定入院医療機関から無断で退去した日（第100条第1項又は第2項の規定により外出又は外泊している者が同条第1項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合における当該離れた日を含む。）の翌日から連れ戻される日の前日までの間及び刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束された日の翌日からその拘束を解かれる日の前日までの間並びに第100条第3項後段の規定によりその者に対する医療を行わない間は、当該期間の進行は停止するものとする。
- 3 指定入院医療機関は、前2項の申立てをした場合は、第42条第1項第1号、第51条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定があった日から起算して6月が経過した後も、前2項の申立てに対する決定があるまでの間、その者の入院を継続してこの法律による医療を行うことができる。

（退院の許可等の申立て）

第50条 第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることができる。

（退院の許可又は入院継続の確認の決定）

第51条 裁判所は、第49条第1項若しくは第2項又は前条の申立てがあった場合は、指定入院医療機関の管理者の意見（次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定入院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境（次条の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条後段において準用する第37条第3項に規定する意見）を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

- 一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院を継続させてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 退院の許可の申立て若しくはこの法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は入院を継続すべきことを確認する旨の決定
- 二 前号の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の



行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 前2号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

3 第43条第2項から第4項までの規定は、第1項第2号の決定を受けた者について準用する。

4 第44条の規定は、第1項第2号の決定について準用する。

(対象者の鑑定)

第52条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第37条第2項から第4項までの規定は、この場合について準用する。

(準用)

第53条 第36条及び第38条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第4節 処遇の終了又は通院期間の延長

(保護観察所の長による申立て)

第54条 保護観察所の長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

2 保護観察所の長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の対象行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

3 指定通院医療機関及び保護観察所の長は、前2項の申立てがあつた場合は、当該決定により入院によらない医療を行う期間が満了した後も、前2項の申立てに対する決定が

あるまでの間、当該決定を受けた者に対して医療及び精神保健観察を行うことができる。  
(処遇の終了の申立て)

**第55条** 第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをすることができる。

(処遇の終了又は通院期間の延長の決定)

**第56条** 裁判所は、第54条第1項若しくは第2項又は前条の申立てがあつた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見（次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

- 1 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 この法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する旨の決定
- 2 前号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定
- 2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。
- 3 裁判所は、第1項第1号に規定する期間を延長する旨の決定をするときは、延長する期間を定めなければならない。

(対象者の鑑定)

**第57条** 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第37条第2項及び第4項の規定は、この場合について準用する。

(準用)

**第58条** 第36条及び第38条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

#### 第5節 再入院等

(保護観察所の長による申立て)

**第59条** 保護観察所の長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院させてこの法律による医療を受けさせる必要があると認めるに至つた場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

2 第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者が、第43条第2項（第51条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反し又は第107条各号に掲げる事項を守らず、そのため継続的な医療を行うことが確保できないと認める場合も、前項と同様とする。ただし、緊急を要するときは、同項の協議を行わず、又は同項の意見を付さないことができる。

3 第54条第3項の規定は、前2項の規定による申立てがあった場合について準用する。  
（鑑定入院命令）

第60条 前条第1項又は第2項の規定による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ次条第1項又は第2項の決定があるまでの間入院させる旨を命ずることができる。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を有する。

2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、前条第1項又は第2項の規定による申立ての理由の要旨を告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

3 第1項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して1月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて1月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる。

4 第28条第6項、第29条第3項及び第34条第4項の規定は、第1項の命令の執行について準用する。この場合において、第34条第4項中「検察官」とあるのは「保護観察所の職員」と、「執行を囑託するものとする」とあるのは「執行をさせるものとする」と読み替えるものとする。

5 第34条第6項の規定は、第1項の命令について準用する。  
（入院等の決定）

第61条 裁判所は、第59条第1項又は第2項の規定による申立てがあった場合は、指定通院医療機関の管理者の意見（次条第1項の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境（次条第1項の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条第1項後段において準用する第37条第3項に規定する意見）を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

- 一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定
- 二 前号の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 申立てを棄却する旨の決定

- 三 前2号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定
- 2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。
  - 3 裁判所は、第1項第2号の決定をする場合において、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する必要があると認めるときは、当該期間を延長する旨の決定をすることができる。第56条第3項の規定は、この場合について準用する。
  - 4 第43条第1項、第3項及び第4項の規定は、第1項第1号の決定を受けた者について準用する。
  - 5 第45条第1項から第5項までの規定は、第1項第1号の決定の執行について準用する。
  - 6 第28条第1項及び第4項から第6項までの規定は、前項において準用する第45条第4項及び第5項に規定する同行状の執行について準用する。この場合において、第28条第1項中「検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「保護観察所の職員にこれを執行させることができる」と読み替えるものとする。

(対象者の鑑定)

第62条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第37条第2項から第4項までの規定は、この場合において準用する。

- 2 裁判所は、第60条第1項前段の命令が発せられていない対象者について前項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもって、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ前条第1項又は第2項の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができる。第60条第2項から第4項までの規定は、この場合について準用する。

(準用)

第63条 第36条及び第38条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第6節 抗告

(抗告)

第64条 検察官は第40条第1項又は第42条の決定に対し、指定入院医療機関の管理者は第51条第1項又は第2項の決定に対し、保護観察所の長は第56条第1項若しくは第2項又は第61条第1項から第3項までの決定に対し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、2週間以内に、抗告することができる。

- 2 対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又

は処分著しい不当を理由とする場合に限り、第42条第1項、第51条第1項若しくは第2項、第56条第1項若しくは第2項又は第61条第1項若しくは第3項の決定に対し、2週間以内に、抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

3 第41条第1項の合議体による裁判所の裁判は、当該裁判所の同条第8項の決定に基づく第40条第1項又は第42条第1項の決定に対する抗告があったときは、抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告の取下げ)

第65条 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第66条 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。

2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であっても、抗告の理由となる事由に関しては、職権で調査をすることができる。

(必要的付添人)

第67条 抗告裁判所は、第42条の決定に対して抗告があった場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならない。ただし、当該抗告が第64条第1項又は第2項に規定する期間の経過後にあったものであることが明らかなきときは、この限りではない。

(抗告審の裁判)

第68条 抗告の手續がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送しなければならない。ただし、第40条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、原決定を取り消して、更に決定をすることができる。

(執行の停止)

第69条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもって、執行を停止することができる。

(再抗告)

第70条 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所のした第68条の決定に対し、2週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

2 第65条から第67条まで及び前条の規定は、前項の抗告に関する手續について準用する。

(再抗告審の裁判)

第71条 前条第1項の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもって、抗告を棄却しなければならない。

2 前条第1項の抗告が理由のあるときは、決定をもって、原決定を取り消さなければならない。この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

(裁判官の処分に対する不服申立て)

第72条 裁判官が第34条第1項前段又は第60条第1項前段の命令をした場合において、不服がある対象者、保護者又は付添人は、当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができない。

2 前項の請求は、対象者が対象行為を行わなかったこと、心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないこと又は対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要がないことを理由としてすることができない。

3 第1項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第429条第1項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(裁判所の処分に対する異議)

第73条 対象者、保護者又は付添人は、第34条第3項ただし書、第37条第5項前段、第60条第3項ただし書又は第62条第2項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この申立てをすることができない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

第7節 雑則

(申立ての取下げ)

第74条 第50条、第55条並びに第59条第1項及び第2項の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取り下げることができる。

2 検察官は、第33条第1項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものに限る。)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

(警察官の援助等)

第75条 第26条第2項若しくは第3項若しくは第45条第4項若しくは第5項(第61条第5項において準用する場合を含む。)の同行状、第34条第1項前段若しくは第60条第1項前段の命令又は第37条第5項前段、第42条第1項第1号、第61条第1項第1号若しくは第62条第2項前段の決定を執行する場合において、必要があるときは、裁判所又は当該執

行を囑託された者は、警察官の援助又は医師その他の医療関係者の協力を求めることができる。第29条第2項の囑託を受けた検察官も、同様とする。

- 2 警察官は、第24条第5項前段の規定により所在の調査を求められた対象者を発見した場合において、当該対象者に対して同行状が発せられているときは、同行状が執行されるまでの間、24時間を限り、当該対象者を警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護することができる。

(競合する処分の調整)

第76条 裁判所は、第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものに限る。)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であって相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至ったときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることができる。

- 2 裁判所は、対象者について、2以上の第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定があった場合において、相当と認めるときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、決定をもって、これらの決定のうちいずれかを取り消すことができる。

(証人等の費用)

第77条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

- 2 参考人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。
- 3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第1項の規定を適用する。
- 4 第30条第5項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第38条第2項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第78条 裁判所は、対象者又は保護者から、証人、鑑定人、翻訳人、通訳人、参考人及び第30条第4項の規定により選任された付添人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の費用の徴収については、非訴事件手続法(明治31年法律第14号)第208条の規定を準用する。

(精神保健判定医以外の医師に鑑定を命じた場合の通知)

第79条 地方裁判所は、第37条第1項、第52条、第57条又は第62条第1項に規定する鑑定を精神保健判定医以外の医師に命じたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(最高裁判所規則)

第80条 この章に定めるもののほか、審判について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第3章 医療

#### 第1節 医療の実施

(医療の実施)

第81条 厚生労働大臣は、第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない。

2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置及びその他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

3 第1項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。

(指定医療機関の義務)

第82条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第1項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、前条第1項に規定する医療を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第83条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第84条 厚生労働大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)第16条第1項に規定する審査委員会、国民健



康保険法（昭和33年法律第192号）第87条に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

- 4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

（報告の請求及び検査）

第85条 厚生労働大臣は、前条第1項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

- 2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

## 第2節 精神保健指定医の必置等

（精神保健指定医の必置）

第86条 指定医療機関（病院又は診療所に限る。次条において同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医を置かなければならない。

（精神保健指定医の職務）

第87条 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、第49条第1項又は第2項の規定により入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定、第92条第3項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定、第100条第1項第1号の規定により外出させて経過を見ることが適当かどうかの判定、同条第2項第1号の規定により外泊させて経過を見ることが適当かどうかの判定、第110条第1項第1号の規定によりこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定、同項第2号の規定により入院をさせてこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第2項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。

- 2 精神保健指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、第96条第4項の規定による診察並びに第97条第1項の規定による立入検査、質問及び診察を行う。

（診療録の記載義務）

第88条 精神保健指定医は、前条第1項に規定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該精神保健指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

## 第3節 指定医療機関の管理者の講ずる措置

（指定医療機関への入院等）

第89条 指定入院医療機関の管理者は、病床（病院の一部について第16条第1項の指定を

受けている指定入院医療機関にあっては、その指定に係る病床)に既に第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者が入院しているため余裕がない場合のほかは、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者を入院させなければならない。

- 2 指定通院医療機関の管理者は、正当な事由がなければ、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者に対する入院によらない医療の提供を拒んではならない。

(資料提供の求め)

**第90条** 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、第37条第1項に規定する鑑定経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

- 2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、他の医療施設に対し、対象者の診療又は調剤に関する情報その他の必要な資料を求めることができる。

(相談、援助等)

**第91条** 指定医療機関の管理者は、第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定により当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うように努めなければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならない。

**第4節 入院者に関する措置**

(行動制限等)

**第92条** 指定入院医療機関の管理者は、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であって、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができな
- 3 第1項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

**第93条** 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。

- 2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しな

ければならない。

- 3 厚生労働大臣は、第1項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第94条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者の処遇が第92条の規定に違反していると思料するとき、前条第1項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(処遇改善の請求)

第95条 第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

(処遇改善の請求による審査)

第96条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

- 2 社会保障審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 3 社会保障審議会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、社会保障審議会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りではない。
- 4 社会保障審議会は、前項に定めるもののほか、第2項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て、社会保障審議会が指名する精神保健指定医に診察させ、又はその者が入院している指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。
- 5 厚生労働大臣は、第2項の規定により通知された社会保障審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。
- 6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

- 第97条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号に決定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、又はその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査、質問又は診察を行う精神保健指定医及び当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

- 第98条 厚生労働大臣は、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が第92条の規定に違反していると認めるとき、第93条第1項の基準に適合していないと認めるときその他第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

(無断退去者に対する措置)

- 第99条 第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合(第100条第1項又は第2項の規定により外出又は外泊している者が同条第1項の規定する医学的管理の下から無断で離れた場合を含む。)には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。
- 2 前項の場合において、当該指定入院医療機関の職員による連戻しが困難であるときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、連戻しについて必要な援助を求めることができる。
  - 3 第1項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になったときは、当該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署長に対し、次の事項を通知してその所在の調査を求めなければならない。
    - 一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
    - 二 退去の年月日及び時刻
    - 三 症状の概要
    - 四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項

五 入院年月日

六 退去者が行った対象行為の内容

七 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

- 4 警察官は、前項の所在の調査を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該指定入院医療機関の管理者がその者を引き取るまでの間、24時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。
- 5 指定入院医療機関の職員は、第1項に規定する者が無断で退去した時(第100条第1項又は第2項の規定により外出又は外泊している者が同条第1項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合においては、当該無断で離れた時)から48時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第1項に規定する連戻しに着手することができない。
- 6 前項の連戻状は、指定入院医療機関の管理者の請求により、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発する。
- 7 第28条第4項から第6項まで及び第34条第6項の規定は、第5項の連戻状について準用する。この場合において、第28条第4項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、「指定入院医療機関」と読み替えるものとする。
- 8 前3項に規定するもののほか、連戻状について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(外出等)

第100条 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に外出させることができる。

- 一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外出させて経過を見ることが適当であると認める場合
- 二 その者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に通院する必要がある場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

2 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、前項に規定する医学的管理の下に、1週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができる。

- 一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医に

よる診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させて経過を見ることが適当であると認める場合

- 二 前号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。
- 3 指定入院医療機関の管理者は、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に入院する必要がある場合には、その者を他の医療施設に入院させることができる。この場合において、厚生労働大臣は、第81条第1項の規定にかかわらず、当該入院に係る医療が開始された日の翌日から当該入院に係る医療が終了した日の前日までの間に限り、その者に対する同項に規定する医療を行わないことができる。
- 4 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(生活環境の調整)

- 第101条 保護観察所の長は、第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定があったときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第91条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条、第49条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。
- 2 保護観察所の長は、前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

#### 第5節 雑則

(国の負担)

- 第102条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定められることにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

(権限の委任)

- 第103条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

### 第4章 地域社会における処遇

#### 第1節 処遇の実施計画

(処遇の実施計画)

- 第104条 保護観察所の長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定があったときは、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管

理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならない。

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第91条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条、第49条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者の処遇の状況等に応じ、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、第1項の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の実施)

第105条 前条第1項に掲げる決定があった場合における医療、精神保健観察及び援助は、同項に規定する実施計画に基づいて行われなければならない。

## 第2節 精神保健観察

(精神保健観察)

第106条 第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付する。

2 精神保健観察は、次に掲げる方法によって実施する。

- 一 精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるとして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること。
- 二 継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること。

(守るべき事項)

第107条 精神保健観察に付された者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 一定の住居に居住すること。
- 二 住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。
- 三 保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

## 第3節 連携等

(関係機関相互間の連携の確保)

第108条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第91条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条、第49条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助が、第104条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府

県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

- 2 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認めるときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(民間団体等との連携協力)

**第109条** 保護観察所の長は、個人又は民間の団体が第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に対する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

#### 第4節 報告等

(保護観察所の長に対する通知等)

**第110条** 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者について、第37条第2項に規定する事項を考慮し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

- 一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を行う必要があると認めことができなくなったとき。
- 二 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要があると認めに至ったとき。

- 2 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者について、第37条第2項に規定する事項を考慮し、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を行う必要があると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

**第111条** 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた者につて、第43条第2項(第51条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反する事実又は第107条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

#### 第5節 雑則

(保護観察所の長による緊急の保護)

**第112条** 保護観察所の長は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定を受けた



者が、親族又は公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けることができないため、現に、その生活の維持に著しい支障を生じている場合には、当該決定を受けた者に対し、金品を給与し、又は貸与する等の緊急の保護を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払った費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りではない。

(人材の確保等)

第113条 国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようにするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならない。

## 第5章 雑則

(刑事事件に関する手続等との関係)

第114条 この法律の規定は、対象者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行い、又は刑若しくは保護処分の実行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容することを妨げない。

2 第43条第1項(第61条第4項において準用する場合を含む。)及び第2項(第51条第3項において準用する場合を含む。)並びに第81条第1項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている間は、適用しない。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係)

第115条 この法律の規定は、第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号の決定により入院によらない医療を受けている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により入院が行われることを妨げない。

第116条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第117条 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあった者
- 二 指定医療機関の管理者若しくは社会保障審議会の委員又はこれらの職にあった者
- 三 第37条第1項、第52条、第57条又は第62条第1項の規定により鑑定を命ぜられた医師

2 精神保健指定医又は精神保健指定医であった者が、第86条に規定する職務の執行に関

して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 指定医療機関の職員又はその職にあった者が、この法律の規定に基づく指定医療機関の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、第1項と同様とする。

第118条 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあった者が、正当な理由がなく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、30万円以下の罰金に処する。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第96条第4項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第96条第1項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者。

第120条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第121条 第88条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第6条、第7条及び第15条の規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第7条の規定は公布の日から施行する。

##### (経過規定)

第2条 この法律は、この法律の施行前に対象行為を行った者であつて、この法律の施行後になされた公訴を提起しない処分において当該対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることが認められた者又はこの法律の施行後に刑法第39条第1項の規定による無罪の裁判若しくは同条第2項の規定による刑を軽減をする旨の裁判が確定した者についても、適用する。

##### (精神医療等の水準の向上)

第3条 政府は、この法律の目的を達成するため、指定医療機関における医療が、最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるものとする。

2 政府は、この法律による医療の対象とならない精神障害者に関しても、この法律による専門的な医療の水準を勘案し、個々の精神障害の特性に応じ活用かつ適切な医療が行

われるよう、精神病床の人員配置基準を見直し病床の機能分化等を図るとともに、急性期や重度の障害に対応した病床を整備することにより、精神医療全般の水準の向上を図るものとする。

- 3 政府は、この法律による医療の必要性の有無にかかわらず、精神障害者の地域生活の支援のため、精神障害者社会復帰施設の充実等精神保健福祉全般の水準の向上を図るものとする。

(検討等)

第4条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第5条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(検察官の通報)

第25条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。）が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第33条第1項の申立てをしたときは、この限りではない。

- 2 検察官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者（同法第2条第3項に規定する対象者をいう。第26条の三及び第44条第1項において同じ。）について、特に必要があると認めるときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

第26条の2の次に次の1条を加える。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)

第26条の3 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第6項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であって同条第5項に規定する指定入院医療機関に入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。第32条第6項中「できる者」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定によって医療を受ける者」を加える。

第44条を次のように改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る手続等との関係)

**第44条** この章の規定は、心神喪失等の状態で重大に他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者について、同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げるものではない。

2 この章第2節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第34条第1項前段若しくは第60条第1項前段の命令若しくは第37条第5項前段若しくは第62条第2項前段の決定により入院している者又は同法第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、適用しない。

(社会保険診療報酬支払基金の一部改正)

**第6条** 社会保険診療報酬支払基金の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第40条第5項」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第40条第5項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第84条第3項」に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第6項」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第6項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第84条第4項」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律の一部改正)

**第7条** 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成14年法律第168号）の一部を次のように改正する。

附則第16条を削る。

(法務省設置法の一部改正)

**第8条** 法務省設置法（平成11年法律第93号）の一部を次のように改正する。

第4条第18号の次に次の1号を加える。

18の2 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

第24条第1項中「犯罪者予防更生法第18号各号」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条各号」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

**第9条** 厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「(昭和25年法律第123号)」の下に「、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）」を加える。

## ○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令

平成16年10月14日

政令第310号

内閣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第6条第2項及び第15条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

### （精神保健判定医名簿への記載）

第1条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項の名簿（以下「精神保健判定医名簿」という。）に記載するものとする。

一 法第6条第2項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する際に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第18条第1項の規定による指定を受けている者であつて、当該精神保健判定医名簿を送付する年度の前年度の末日において、厚生労働省令で定める期間以上の期間当該指定を受けていたもの

二 次のいずれかに該当する者

イ 精神保健福祉法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項又は第29条の4第2項の規定による診察に従事した経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者であつて、厚生労働省令で定める研修（当該精神保健判定医名簿を送付する年の11月1日前3年以内に行われたものに限る。）の課程を修了したもの

ロ 精神保健審判員として、法第42条第1項、第51条第1項、第56条第1項又は第61条第1項の裁判をした経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

ハ 法第37条第1項、第52条、第57条又は第62条第1項に規定する鑑定を行った経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

2 厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の学識経験を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、精神保健判定医名簿に記載することができる。

### （精神保健参与員候補者名簿への記載）

第2条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を法第15条第2項の名簿（以下「精神保健参与員候補者名簿」という。）に記載するものとする。

一 法第15条第2項の規定に基づき精神保健参与員候補者名簿を送付する際に精神保

健福祉士法（平成9年法律第131号）第28条の規定による登録を受けている者

二 次のいずれかに該当する者

イ 当該精神保健参与員候補者名簿を送付する年度の前年度の末日において、精神保健福祉士法第28条の規定による登録を受けて同法第2条に規定する相談援助の業務に従事している期間が厚生労働省令で定める期間以上である者であって、厚生労働省令で定める研修（当該精神保健参与員候補者名簿を送付する年の11月1日前3年以内に行われたものに限る。）の課程を修了したもの

ロ 精神保健参与員として、法第36条（法第53条、第58条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定により審判に関与した経験（厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

2 厚生労働大臣は、前項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、精神保健参与員候補者名簿に記載することができる。

（精神保健判定医名簿及び精神保健参与員候補者名簿の送付）

第3条 厚生労働大臣は、毎年11月1日までに、法第6条第2項の規定に基づく精神保健判定医名簿の送付及び法第15条第2項の規定に基づく精神保健参与員候補者名簿の送付をしなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この政令は、法第6条、第7条及び第15条の規定の施行の日（平成16年10月15日）から施行する。

（精神保健判定医名簿への記載に関する経過措置）

第2条 平成16年において法第6条第2項の規定に基づき送付する精神保健判定医名簿については、第1条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を当該精神保健判定医名簿に記載するものとする。

一 当該精神保健判定医名簿を送付する際に現に精神保健福祉法第18条第1項の規定による指定を受けている者であって、平成16年3月31日において、第1条第1項第1号の厚生労働省令で定める期間以上の期間当該指定を受けていたもの

二 精神保健福祉法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項又は第29条の4第2項の規定による診察に従事した経験（第1条第1項第2号イの厚生労働省令で定める程度のものに限る。）を有する者

2 前項の精神保健判定医名簿については、厚生労働大臣は、同項各号のいずれにも該当する者のほか、当該者と同等以上の学識経験を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、当該精神保健判定医名簿に記載することができる。

第3条 平成19年において法第6条第2項の規定に基づき送付する精神保健判定医名簿に

記載すべき者の要件に係る第1条第1項第2号イの規定の適用については、同号イ中「3年」とあるのは、「4年」とする。

(精神保健参与員候補者名簿への記載に関する経過措置)

**第4条** 平成16年において法第15条第2項の規定に基づき送付する精神保健参与員候補者名簿については、第2条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、当該精神保健参与員候補者名簿を送付する際に精神保健福祉士法第28条の規定による登録を受けている者であって、平成16年3月31日において、同条の規定による登録を受けて同法第2条に規定する相談援助の業務に従事している期間が第2条第1項第2号イの厚生労働省令で定める期間以上であるもののうち、本人の同意を得たものについて、その氏名その他の厚生労働省令で定める事項を当該精神保健参与員候補者名簿に記載するものとする。

2 前項の精神保健参与員候補者名簿については、厚生労働大臣は、同項に該当する者のほか、当該者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者の氏名その他の同項の厚生労働省令で定める事項を、本人の同意を得て、当該精神保健参与員候補者名簿に記載することができる。

**第5条** 第2条第1項第2号イ及び前条第1項の相談援助の業務に従事している期間には、当分の間、精神保健福祉士法の施行前において同法第2条に規定する相談援助の業務に従事している期間を算入することができる。

**第6条** 平成19年において法第15条第2項の規定に基づき送付する精神保健参与員候補者名簿に記載すべき者の要件に係る第2条第1項第2号イの規定の適用については、同号イ中「3年」とあるのは、「4年」とする。

# ○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令

平成16年10月14日

厚生労働省令第150号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成16年政令第310号）第1条第1項、第2条第1項、附則第2条第1項及び附則第4条第1項の規定に基づき、並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）を実施するため、この省令を制定する。

（精神保健判定医名簿に記載すべき事項）

第1条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 連絡先（電話番号を含む）
- 四 精神保健指定医の指定を受けた年月日
- 五 精神保健指定医の指定を受けている期間
- 六 令第1条第1項各号のいずれにも該当する者にあつては、同項第二号イ、ロ又はハのいずれに該当するかの別
- 七 令第1条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が同条第1項各号のいずれにも該当する者と同等以上の学識経験を有すると認める者にあつては、当該学識経験を有すると認めた理由
- 八 勤務先の名称

（令第1条第1項の期間及び程度）

第2条 令第1条第1項第一号の厚生労働省令で定める期間は、5年（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号、以下「精神保健福祉法」という。）第19条の2第2項の規定により精神保健指定医の職務を停止されていた期間を除く。）とする。

2 令第1条第1項第二号イの厚生労働省令で定める程度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の4月1日前2年以内において、精神保健福祉法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項又は第29条の4第2項の規



定による診察に従事した経験を有することとする。

3 令第1条第1項第2号口の厚生労働省令で定める程度は、法第6条第2項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の1月1日前2年以内において、精神保健審判員として、法第42条第1項、第51条第1項、第56条第1項又は第61条第1項の裁判をした経験を有することとする。

4 令第1条第1項第2号ハの厚生労働省令で定める程度は、法第6条第2項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の1月1日前2年以内において、法第37条第1項、第52条、第57条又は第62条第1項に規定する鑑定を行った経験を有することとする。

(精神保健判定医名簿に記載のある者の精神保健指定医の指定を取り消した場合等の最高裁判所への通知)

第3条 厚生労働大臣は、法第6条第2項の規定に基づき送付した精神保健判定医名簿に記載のある者について、当該精神保健判定医名簿を送付した年の翌年の末日までに、精神保健福祉法第19条の2第1項又は第2項の規定により、精神保健指定医の指定を取り消し、又は精神保健指定医の職務の停止を命じたときは、速やかに、その者の氏名及び処分の日月日を最高裁判所に通知するものとする。

(精神保健参与員候補者名簿に記載すべき事項)

第4条 令第2条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名

二 生年月日

三 連絡先(電話番号を含む。)

四 精神保健福祉士の登録を受けた年月日

五 精神保健福祉士の登録を受けて相談援助の業務に従事している期間

六 令第2条第1項各号のいずれにも該当する者にあつては、同項第2号イ又はロのいずれに該当するかの別

七 令第2条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が同条第1項各号のいずれにも該当する者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者にあつては、当該専門的知識及び技術を有すると認めた理由

八 勤務先の名称

(令第2条第1項の期間及び程度)

第5条 令第2条第1項第2号イの厚生労働省令で定める期間は、5年(精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第32条第2項の規定により精神保健福祉士の名称の使用を停止されていた期間を除く。)とする。

2 令第2条第1項第2号口の厚生労働省令で定める程度は、法第15条第2項の規定に基づき精神保健参与員候補者名簿を送付する年の1月1日前2年以内において、精神保健参与員として、法第36条(法第53条、第58条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定により審判に関与した経験を有することとする。

(精神保健参与員候補者名簿に記載のある者の精神保健福祉士の登録を取り消した場

合等の地方裁判所への通知)

第6条 厚生労働大臣は、法第15条第2項の規定に基づき送付した精神保健参与員候補者名簿に記載のある者について、当該精神保健参与員候補者名簿を送付した年の翌年の末日までに、精神保健福祉士法第32条第1項又は第2項の規定により、精神保健福祉士の登録を取り消し、又は精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その者の氏名及び処分の年月日を当該精神保健参与員候補者名簿を送付した地方裁判所に通知するものとする。

(精神保健判定医養成研修等の実施等)

第7条 令第1条第1項第二号イの厚生労働省令で定める研修(以下「精神保健判定医養成研修」という。)及び第2条第1項第二号イの厚生労働省令で定める研修(以下「精神保健参与員候補者養成研修」という。)は、厚生労働大臣が実施するものとする。

2 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修には、それぞれ、当該各研修の課程を修了したことの無い者のための課程(以下「初回研修」という。)及びその他の者のための課程(以下「継続研修」という。)を置くものとする。

3 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修の初回研修及び継続研修の科目及び時間数は、別表のとおりとする。

4 厚生労働大臣は、精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を、厚生労働大臣の指定する者(以下「研修実施者」という。)に行わせることができる。

(指定の申請)

第8条 前条第4項の指定は、精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)を記載した申請書

二 申請者が法人であるときは、収支予算を記載した書類

三 申請者が法人であるときは、定款、寄附行為その他の基本約款

四 研修の実施に関する計画を記載した書類

五 その他指定に関し厚生労働大臣が必要と認める書類

(指定の基準等)

第9条 第7条第4項の指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者について行う。

一 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する者であること。

二 第8条第2項第四号の研修の実施に関する計画が適切なものであること。

(欠格事由)

第10条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者を研修実施者

として指定することができない。

一 申請者（法人にあっては、その役員）が法第7条各号のいずれかに該当する者である場合

二 申請者が、第13条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない場合

（変更の届出）

第11条 研修実施者は、第8条第2項各号に掲げる書類の記載内容に変更があったときは、その変更に係る事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（報告の提出等）

第12条 研修実施者は、毎事業年度終了後2月以内に、事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修の実施に関し必要があると認めるときは、研修実施者に対して報告を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修の内容その他の当該研修の実施に関する事項について適当でないとし認めるときは、研修実施者に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第13条 厚生労働大臣は、研修実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の行為により指定を受けたとき。

二 第9条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第10条各号のいずれかに該当するとき。

四 正当な事由がないのに精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修を実施しなかったとき。

五 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 前条第3項の規定による指示に従わないとき。

（指定の辞退の届出）

第14条 研修実施者は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の1年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

（修了証の交付等）

第15条 研修実施者は、その実施に係る精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修の課程を修了した者に対して、当該課程を修了したことを証する書面（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。

2 研修実施者は、精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修を実施した時は、その終了後2週間以内に、前項の規定に基づき修了証を交付した者の氏名、生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日を記載した名簿を厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この省令は、法第6条、第7条及び第15条の規定の施行の日（平成16年10月15日）から施行する。

### (精神保健判定医名簿の記載事項に関する経過措置)

第2条 令附則第2条第1項の厚生労働省令で定める事項については、第1条（第六号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第7号中「令第1条第2項」とあるのは「令附則第2条第2項」と読み替えるものとする。

### (精神保健判定医名簿への記載に関する経過措置)

第3条 平成16年において法第6条第2項の規定に基づき送付する精神保健判定医名簿に記載すべき者の要件に係る第2条第2項の規定の適用については、同項中「送付する年の4月1日」とあるのは「送付する年の翌年の4月1日」とし、「2年以内」とあるのは「3年以内」とし、「従事した経験を有する」とあるのは「従事した経験を有し、又は従事する見込みがある」とする。

### (精神保健参与員候補者名簿の記載事項に関する経過措置)

第4条 令附則第3条第1項の厚生労働省令で定める事項については、第4条（第6号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第七号中「令第2条第2項」とあるのは「令附則第4条第2項」と、「同条第1項各号のいずれにも該当する者」とあるのは「同条第1項に該当する者」と読み替えるものとする。

### (相談援助の業務に従事している期間に関する経過措置)

第5条 第4条第5号の相談援助の業務に従事している期間には、当分の間、精神保健福祉士法の施行前において同法第2条に規定する相談援助の業務に従事している期間を算入することができる。

### (研修に関する経過措置)

第6条 第7条第4項の指定を受けた者が平成16年度において当該指定を受ける前に行った研修の課程であって、その内容が同条第3項に規定する初回研修に準ずると認められるものは、同項に規定する初回研修とみなす。

別表 (第7条関係)

科 目	初回研修の時間数		継続研修の時間数	
	精神保健判定 医養成研修	精神保健参与 員候補者養成 研修	精神保健判定 医養成研修	精神保健参与 員候補者養成 研修
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律及び精神保健福祉行政概論	2時間30分	4時間		
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に関する法令及び実務	2時間	2時間		
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療及び実務	8時間	5時間	1時間30分	3時間
司法精神医学	2時間30分	2時間30分		
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく地域社会における処遇	4時間	4時間		
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する事例研究	3時間	4時間30分	3時間	4時間30分
備考 第1欄に掲げる心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する事例研究は、最新の事例を用いて教授すること。				

## ○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

平成15年7月16日  
法律第111号

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律をここに公布する。

### 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

(趣旨)

第1条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第3条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 20歳以上であること。
  - 二 現に婚姻をしていないこと。
  - 三 現に子がいないこと。
  - 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
  - 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第4条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

(家事審判法の適用)

第5条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法（昭和22年法律第152号）の適用については、同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

(検討)

2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件の特例に関する措置)

3 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第12条第1項第4号及び他の法令の規定で同号を引用するものに規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であったものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第4条第1項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含まないものとする。

(戸籍法の一部改正)

4 戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部を次のように改正する。

第20条の3の次に次の1条を加える。

第20条の4 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）第3条第1項の規定による性別の取扱いの変更の審判があった場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在った者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

## ○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令

平成16年7月16日  
厚生労働省令第99号

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）第3条第2項に規定する医師の診断書に記載すべき事項は、当該医師による診断を受けた者に係る次の各号に掲げる事項とし、当該医師は、これに記名押印又は署名しなければならない。

- 一 住所、氏名及び生年月日
- 二 生物学的な性別及びその判定の根拠
- 三 家庭環境、生活歴及び現病歴
- 四 生物学的な性別としての社会的な適合状況
- 五 心理的には生物学的な性別とは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有すること並びにその判定の根拠
- 六 医療機関における受診歴並びに治療の経過及び結果
- 七 他の性別としての身体的及び社会的な適合状況
- 八 診断書の作成年月日
- 九 その他参考となる事項

### 附 則

この省令は、平成16年7月16日から施行する。



## Ⅱ 通知・審議会意見等

### 1. 覚せい剤中毒者対策に関する意見

昭和57年11月12日  
公衆衛生審議会

#### 序

近年、覚せい剤の乱用は大きな社会問題となっており、昭和20年代の大流行に次ぐ第2次流行期を迎えている。覚せい剤に関する諸施策は、密輸・密造・密売者に対する取締り等による覚せい剤自体の根絶、乱用者に対する取締り、覚せい剤事犯者に対する厳正な処分、覚せい剤中毒者に対する医療、保護の充実等広く関係行政機関の協力があってはじめて実効のあがるものであり、さらに、覚せい剤の乱用を許さない生活環境をつくるため、国民各層に対し覚せい剤乱用防止について広報、啓発を行わなければならない。

本審議会は、このような実情にかんがみ、覚せい剤中毒者の診断基準、入院治療、アフターケア体制等医療対策について検討を行い、以下の結論を得た。

#### 1. 覚せい剤中毒に関連した用語の定義

覚せい剤中毒等薬物依存に関連した用語については、様々な用いられ方をされているのが現状である。

なお、燃えあがり効果、再現現象、逆耐性現象等定義の定まらないものについては今後の検討を必要とする。

**乱用**：社会的常識、特に医学的常識から逸脱した目的又は方法で薬物を使用することをいう。すなわち、乱用は薬物の性質に関係なく、ある社会が承認しないという基準で決められる。WHOはこの用語は医学的用語ではないとする。ちなみに、覚せい剤は、その使用が覚せい剤取締法で厳しく規制されているので、合法的な医療目的の使用でなければ、たとえ1回の使用であっても乱用に該当する。

**中毒**：最も広い概念であって、薬物の摂取によって人体にもたらされる何らかの危険な状態をいう。つまり、中毒は化学物質の生体に及ぼす侵害の表現であり、したがって、中毒学は化学物質の安全性の限界を明確にする科学であるとされている。

**依存**：生体と薬物の相互作用によって生じた薬物摂取をやめようと思ってもやめられない状態をいう。精神依存と身体依存がある。精神依存は、快感を求めたり、不快感を避けるために、ある薬物を周期的又は継続的に求める状態である。身体依存は、例えば離脱（退薬）症状を伴うような場合である。

**嗜癖**：薬物の反復使用によって生じた慢性の中毒状態で快楽的な目的等から薬物の使用をやめようとしてもやめられないこと（強迫的使用）、薬物の使用量の増加（耐性形成）、離脱（退薬）症状の出現等の特徴を有するものをいう。依存の概念と重複する部分がある。

中毒性精神病：薬物の急性又は慢性の使用によって生じた意識障害（もうろう，せん妄等）幻覚妄想状態等の精神病状態をいう。

フラッシュバック：薬物の使用によって生じた急性の精神異常状態が消滅し，ほぼ正常な状態に復した後に，当該薬物の再使用がないにもかかわらず薬物の使用によって生じた異常体験に類似した体験が一過性に再現することをいう。

なお，覚せい剤中毒というもつとも包括的な概念は，その中に乱用，依存，嗜癖，中毒性精神病を包含し覚せい剤中毒では耐性形成や離脱（退薬）症状が出現することがあるが，それらが一般に軽度であるので，嗜癖の概念にあまりそぐわないところがあり，依存の概念で十分であるとも考えられる。覚せい剤中毒の中毒性精神病の状態としては，せん妄もまれに見られるが，幻覚妄想状態がかなり特異的である。

## 2. 覚せい剤中毒者に対する入院医療の充実

### (1) 医療及び保護の対象者の明確化

覚せい剤中毒者対策を行う上で最も重要かつ必要なことは，医療及び保護の対象者の範囲を明確にすることである。覚せい剤中毒においては，中毒性精神病の状態が医療の対象であることは言うまでもなく，依存状態も医療の対象とすべきであるとの考え方もある。しかし，我が国の精神医療の現状と覚せい剤中毒者の特性にかんがみれば，覚せい剤中毒の依存状態をすべて医療の対象にすることは極めて困難である。したがって，当面は入院治療の対象として中毒性精神病を中心に考えざるを得ないが，依存性除去については専門的検討を行う必要がある。

### (2) 診断基準について

診断基準については別添に示すとおりである。このように覚せい剤中毒者の診断基準を明確にすることは関係機関相互の理解に資するものと考えられる。

なお，覚せい剤使用の疑いのある者については，医療及び保健関係機関においても時期を失せず検査等を行い得るよう，その機能面での整備を図る必要がある。

### (3) 入院治療の充実

医療の対象となる覚せい剤中毒者の多くは，幻覚，妄想等の異常体験を持つ中毒性精神病の状態で医療機関を訪れるため，これらの者に対しては，適切な治療が行えるよう入院対象者の明確化及び看護面，施設面での配慮について検討する必要がある。

また，精神療法や作業療法等を積極的に行うことにより，覚せい剤中毒をより実社会に近い形で入院治療を行うことが望ましく，退院前には家族等と十分に連絡をとり，従前の汚染された環境から遠ざけるなど可能な限りの配慮を行うことが必要である。

## 3. 適切なアフターケアの実施

入院治療を終えた覚せい剤中毒者については，医療本来の理念に照らして，継続した治療の必要な者については，それを行うことが望ましい。

しかしながら，現段階では入院治療で精神症状の除去はできても依存性の除去を完全に行うことは困難であり，このため，覚せい剤の再使用，覚せい剤中毒の再発を招き，治療が中断してしまう場合が多い。また，覚せい剤使用が犯罪であると同時に，覚せい

剤中毒者の多くは何らかの形で暴力団等と関係していることから、精神衛生センター、保健所において現在行われている精神障害者のアフターケア体制の中で覚せい剤中毒者の社会復帰及び地域ケアを行うことは極めて困難であり、観察指導の方法及びその確保について検討する必要がある。

#### 4. 総合施策の充実

##### (1) 総合対策等

覚せい剤中毒対策は、医療機関にのみゆだねられて足るべきものではなく、取締りの強化、覚せい剤事犯者に対する厳正な処分等総合施策の充実が必要であることは言うまでもない。また、覚せい剤が近隣諸国より日本本土に進入することを水際で防止して我が国から覚せい剤を一掃することが根本的で最上の予防法である。また、覚せい剤中毒については中毒性精神病につき措置入院を命ずることのできないケースもあり、依存性除去を治療の対象とすることにも困難な側面がある。こうした面を踏まえて、例えば麻薬取締法に倣って覚せい剤取締法に独自の通報届出制度、医療保護制度、アフターケア制度を設け、取締りと医療保護、アフターケアを一体的に行うなど、受け入れ体制の整備状況を勘案しつつ法制度上の整備についても検討する必要がある。

##### (2) 調査研究の充実強化

覚せい剤中毒者等に関する実態について調査、研究を早急に実施するとともに病院内処遇、治療技術の開発等を行う必要があり、覚せい剤中毒等薬物依存に関し研究体制を整備する必要がある。

##### (3) 啓発、普及の実施

覚せい剤の薬理作用、中毒症状、フラッシュバック等についての正しい知識を啓発、普及し、広く国民に覚せい剤に関する理解を求める必要がある。

## 覚せい剤中毒者の診断基準

覚せい剤中毒者の診断は以下に述べる諸点に留意して問診、言動の観察、視診等を行うほか、生活歴、性格、環境、職業等を参考として総合的に判断することになる。

### 1) 覚せい剤中毒者の精神症状

覚せい剤を使用すると、急性症状として多くは覚せい剤効果により何でも関心を持ち、運動促進、注意力散漫、不安気分になる。更に乱用する錯覚、幻覚、妄想が生じる。大量に使用すると激しい時は錯乱状態となる。

覚せい剤の薬効が消失すると疲労感、倦怠感を覚え、これから逃避するため、また使用時の快感を求め、再び使用したいという強い欲求が起きて反復使用することになり(精神依存)その結果覚せい剤中毒となる。

覚せい剤中毒症状は多彩であるが、中核は刺激性不安気分と能動性の減退である。抑制力は低下して爆発性となり、一方では情性が鈍麻して無気力、無精で社会的行動は無責任、無反省・自己中心的なものとなる。こういった傾向は、元来の性格的傾向が中毒のため一層顕著になったといえる場合が少なくない。

覚せい剤中毒者の多くは中毒性精神病像を呈する。主要なものは幻覚・妄想型で、被害・追跡・注察・嫉妬・妄想などを生じ、錯覚や幻覚、多くは幻聴を生じる。場面的な幻覚も見られる。次は遅鈍型で、茫乎としており能動性の低下を示す。他に譫妄型もあるが稀である。覚せい剤中毒者が更に大量の覚せい剤を使用すると、不安性の興奮状態や幻覚錯乱状態を示す。

覚せい剤の常用をやめると、通常一週間以内に異常な興奮状態は消える。ただし、1ヶ月ぐらいは焦燥性、易怒感、反抗性などの易刺激的状态が続く。更に幻覚、妄想といった分裂病様状態が1~3ヶ月から数年にわたって続くこともある。こうなると分裂病と症状の上では区別つけ難いが、覚せい剤中毒症では接触性が良好な場合が多い。常用を止めても再使用した場合、多くは比較的少量でも急速に激しい精神症状を呈する。

また、後遺症の一つとして一過性の再現現象がでて、幻覚、妄想状態を呈したりする。これは心痛、疲労、飲酒等により誘発され易い。

### 2) 覚せい剤中毒の身体症状

身体症状としては、麻薬中毒のような廃薬による禁断症状はおこらず、注射痕・硬結のほか全身倦怠・食欲不振・るいそう・肝機能障害などが取り上げられる。

注射痕・硬結については、多くの者に認められており、これが不潔にしかも頻回に注射したためであるものの診断の助けにはなるであろう。また、長期にわたり大量に乱用すれば衰弱消耗状態のくることが多い。

なお、自律神経機能、肝機能、中枢神経機能、内分泌系機能などの異常がみられることがあるが、これはいずれも覚せい剤中毒に特異的とはいえない。

また、診断にあたっては、覚せい剤の使用状況も重要な手掛りとなる。しかしながら、

不正に流通している覚せい剤を使用して中毒になる例が殆どであることから、使用の事実を否定する者も少なく、受診者の覚せい剤使用に確証が持てない場合が多い。

わが国の医療機関ではあまり行われていないが、諸外国で急性中毒の場合に尿検査を活発に行っており、診断にあたって臨床検査を導入することも検討の必要があろう。

いずれにしろ、覚せい剤中毒の臨床像のほとんどは精神症状からなり、身体症状としては注射痕・硬結のほか特記すべきものはないように思われる。

### 3) 分裂病との区別について

覚せい剤慢性中毒の精神症状が、分裂病のそれと区別つけ難いことがあることは既に述べたが、覚せい剤中毒の場合は疎通性が比較的良好に保たれている場合が多い。また使用中止後の経過をみれば、通常一週間以内に症状の軽快がみられる。

また、覚せい剤使用に起因する身体症状の観察及び覚せい剤使用状況の調査、尿中覚せい剤の有無、生活歴、職業等が参考となる。

## 2. 今後におけるアルコール関連問題予防対策について

平成5年10月1日

公衆衛生審議会精神保健部会

アルコール関連問題専門委員会

### 1. 本提言の性格

近年、我が国においては、大量飲酒、アルコール関連疾患、未成年者の飲酒等の問題の深刻化が指摘され、これらのアルコール関連問題が、国民の健康の保持・向上を図る上で重大な課題となってきた。今後とも、あらゆる関係者の努力と協力によりこの課題に取り組んでいくことが必要となってきた。

本専門委員会は、昭和60年の公衆衛生審議会による「アルコール関連問題対策に関する意見」を基礎として、保健・医療の専門的立場から、その後における研究成果等を踏まえつつ、対策推進の基本的考え方、当面実施・検討すべき事項等について審議を進めてきたが、この度、その成果を中間的に取りまとめ、国民各位への問題提起を行うべく、提言として公にするものである。言うまでもなく、アルコール関連問題は保健・医療上の問題であると同時に、わが国の飲酒文化、商習慣等とも密接に関係する問題であり、これらの見地からもあわせ多角的な検討も必要とされる。本提言を契機として、今後、様々な立場の国民の間で幅広い議論を行っていく必要があると考えられる。

### 2. 提言の基となる科学的知見と背景状況

我が国において、酒は百薬の長とも言われ、適度な飲酒は疲労感を和らげ、食欲を増進させるなどの効果を持つことから、古来より人々の日常生活に密着し、生活文化の中で重要な部分を占めるにいたっている。また、複雑化した現代社会においても、適正な飲酒習慣は増大するストレスを緩和し、人間関係を円滑にする役割を果たす一面を持っており、我が国の文化の構成要素となっている。

しかし、一方でアルコール飲料は国民の健康の保持・向上という観点からの考慮を必要とする、他の一般物品にはない次のような特性を有している。

- ① 到酔性：飲酒は、意識状態の変容を引き起こす。このために交通事故をはじめ種々の事件・事故の原因の一つとなるほか、短時間内の大量飲酒による急性アルコール中毒は、死亡の原因となることもある。
- ② 慢性影響による臓器障害：過度の飲酒は、肝障害等多くの疾患の原因となるほか、糖尿病等の慢性疾患の治療を困難にする。
- ③ 依存性：長期にわたる大量飲酒は、アルコールへの依存を形成し、本人の精神的・身体的健康を損なうとともに、社会への適応力を低下させ、家族等周囲の人々にも深刻な影響を与える。
- ④ 未成年者への影響：アルコールの心身に与える影響は、特に、精神的・身体的な発達の上にある未成年者においては大きいとされており、このため、未成年者飲酒禁止法によって未成年者の飲酒が禁止されている。

我が国の国民一人当たり純アルコール消費量は、女性の社会進出による飲酒機会の増加等の背景のもと、昭和60年の5.7リットルから昭和63年の6.7リットルへと増加したが、以後はほぼ横ばいの状態にある。一方、いくつかの先進諸国においてはアルコール消費量が漸減ないしは頭打ちの状態にある。

我が国におけるアルコール関連問題の状況については、近年、多くの研究成果が発表されており、この問題の重大性を指摘するものがある。

- ① 我が国におけるアルコール関連問題の生物学的背景として、日本人の約半数がアルコール代謝能力の一部を欠くという人種の特徴のあることが分かっている。(注1)
- ② 1日平均純アルコール摂取量150ミリリットル以上の大量飲酒者は、我が国において推計200万人を超える。(注2)
- ③ 一般病院における全入院患者のうち、適正を欠いた飲酒によって病状が悪化したと考えられるものが推計で14.7%に及ぶとの調査結果が報告されている。(注3)
- ④ アルコール症スクリーニングテストによる問題飲酒者が、職場における40歳以上の男性の14%に及ぶという調査結果が報告されている。(注4)
- ⑤ 高校生の15%が週に1回以上飲酒するとの研究結果があり、未成年者の飲酒と、酒類の自動販売機設置や宣伝・広告を関連づける研究結果が報告されている。(注5)

また、高齢者の飲酒問題の中には重篤な身体疾患や痴呆を合併し、介護を行う家族に多大な負担を課す例があることから、人口の高齢化に伴って大きな問題となることが危惧されている。

一方、適正な飲酒習慣は動脈硬化を防止する等、飲酒の身体に及ぼす効用を報告する知見もある。(注6)

平成3年4月、世界保健機関(WHO)は、我が国においてアルコール関連問題国際専門家会議を開催し、アルコールが健康上・社会上の多くの問題の原因となっているとの認識に立って、アルコール飲料の入手に関する規制の検討、健康教育の推進等を含む、アルコール関連問題対策に関する勧告を行った。

諸外国の中には、酒類の販売に加え、料飲店等における提供をも免許制としたり、酒類の宣伝・広告を規制するところもある。

小売酒販売業者の中には、平成4年以降、酒類自動販売機を撤廃する方向で検討しているところの動きが見られ、消費者団体等の中にもこれを支持するものが見られる。

### 3. 基本的な考え方

アルコール飲料は、食品としての性格に加え、上記2のとおり、国民の健康に大きな影響を与える蓋然性を有することから、アルコール飲料の販売・料飲店等における提供等に当たっては、国民の健康の保持・向上を図る観点から十分に配慮されなければならないと考える。

我が国におけるアルコール関連問題の重要性についての調査研究に基づく指摘や、国民の一部に健康の保持・向上という観点からアルコール飲料の販売・提供等の在り方を

見直そうとする動きが見られている今日、本専門委員会としては、今後のアルコール関連問題対策において次のような考え方を重視していくことが必要であると考える。

- (1) アルコール関連問題対策のうち、特に、予防対策に一層の力点を置くことが必要であり、その推進のためには、健康教育等による個人の自覚・努力はもとより、社会環境を整備する必要がある、国民全体の参加、特にアルコール飲料の製造、販売、料飲店等における提供に関わるものの参加が重要である。
- (2) 今後は、・健康教育・健康相談の充実、・未成年者飲酒禁止法の趣旨の徹底、・アルコール飲料の販売・提供面からの効果的対策の3者を、相互の連携を図りながら、アルコール関連問題予防対策として、関係省庁の協力に基づき総合的に検討、実施していくことが重要である。

#### 4. 当面検討、実施すべき事項

##### (1) 知識の普及及び健康教育について

過度の飲酒による健康影響や未成年者の飲酒等のアルコール関連問題の予防対策として、さまざまな場を活用して、知識の普及及び健康教育を推進していく必要がある。

現在、精神保健センター及び保健所において、アルコール関連問題に関する相談事業が実施されているが、飲酒問題を持つ者本人やその家族に対する相談が中心であり、地域住民全般への知識の普及については、いまだ不十分な現状にある。

以下に述べる手段等を通じて、可能なかぎり多くの国民に対して過度の飲酒の弊害や、適正飲酒に関する知識の普及を活発に行うことが必要である。

- ① 行政が、適正飲酒について、広報活動等を通して、普及・啓発を行うこと。
- ② 肝機能の異常等、アルコールと関連した異常を早期発見できる検査を、健康診断の一環として実施している事業所が多いが、有所見者に対する事後指導として、適正飲酒教育を充実すること。特に、退職後に飲酒が問題化する例があることから、退職を控えた勤労者に対し、飲酒についての生活指導を実施すること。
- ③ 未成年者の飲酒が増加しているとの指摘を考慮し、健康教育の一層の充実を図ること。

また未成年者の飲酒増加の背景には、親等の未成年者飲酒についての認識の低さがあることが推測されるため、親等に対する知識の普及を図ること。

- ④ 飲酒問題を持つ者は、初期には身体疾患の治療のため、アルコールの専門治療体制を備えていない内科等の医療機関を受診することが一般的であり、これらの者に対し早期から効果的な治療を行うためには、一般の医師のアルコール関連問題についての理解を高める必要がある。このため、医学教育の中でも所要の配慮を行い、医師全体のこの問題に対する意識の向上を図ること。

##### (2) 酒類の宣伝・広告について

近年、ビールを中心として、大規模メーカー間の競争の激化を反映し、テレビコマーシャル等の酒類の宣伝・広告が目立っている。アルコール飲料の特性や未成年者の飲酒問題に配慮しつつ、今後、以下の点に留意した、検討を引き続き行っていく必要



がある。

① テレビコマーシャルの放映時間

② 主として未成年者に人気のあるタレントを起用する等、未成年者の関心を強く引き付ける内容、大量飲酒を推奨する内容

③ 未成年者の飲酒に関する警告表示等

なお、直近では、平成5年4月、業界は国税庁の指導により、「未成年者飲酒禁止の注意表示等の自主基準」を改正したところである。また、現在いくつかの酒類関連業者が、適正飲酒や未成年者飲酒防止についての広告、キャンペーン等を自主的に実施しており、今後においても推奨されるべきものである。

(3) アルコール飲料の販売形態、特に酒類自動販売機について

酒類の自動販売機については、昭和60年の公衆衛生審議会意見書において、未成年者の飲酒に伴う身体発育面、精神面等の弊害を予防し、将来のアルコール依存症者を減少させるために、その効果的な規制を働きかけるべきことを述べている。また、昭和61年の中央酒類審議会においても未成年者飲酒防止の観点から適切な管理をすべきとの指摘がなされ、国税庁においても、平成2年に「未成年者飲酒防止に関する表示基準」が示され、稼働時間の制限、未成年者飲酒防止の表示の義務化等の対策が実施されてきたところであるが、なお、昭和60年以降も自動販売機の台数自体は増加し、20万台に達している。

アルコール飲料の持つ健康に影響を与えるという特性や、近年の未成年者の飲酒の増加傾向等を考慮すると、アルコール飲料の販売については、その特性を十分に理解した者が対面販売により責任を持って行うことが望ましい。

酒類の自動販売機については、消費者の利便、販売業者の省力化に資するという面もあるが、健康教育等による未成年者飲酒防止対策の効果を阻害することも考えられるため、一定の移行期間を設けて撤廃する方向で検討すべきである。

なお、その実施については関係各方面との調整が必要と考えられる。

(4) 研修体制について

アルコール医療に携わる専門スタッフの養成のため、現在、国立療養所久里浜病院において、医師、保健婦、看護婦、ケースワーカーに対する研修が行われているが、これをさらに拡充することが必要である。

また、精神保健センター等の機能を活用して、学校の保健担当教諭、職場の健康管理担当者及び酒類販売・料飲店等における提供に従事する者に対しても、アルコール飲料の特性及びアルコール関連問題についての知識を普及するための研修を行えるよう体制を整える必要がある。

(5) 今後の課題について

国民の健康に大きな影響を与える蓋然性を有するアルコール飲料の特性を考慮すれば、アルコール関連問題を予防し国民の健康を保つという視点からアルコール飲料の販売・提供の在り方を考えていく必要がある。

今後、関係省庁においても、アルコール関連問題に適切に対処するため、諸外国の例等も参考にしつつ、消費者の利益等を踏まえ、また酒類関連業界の理解を得ながら、アルコール飲料の販売提供の在り方について検討を進めていくべきである。

(注1) Low Km ALDHの有無と飲酒行動。アルコール研究と薬物依存, 22:p.236 (1987)

(注2) アルコール消費量と飲酒者数の推移。我が国の精神保健, p.233 (1992)

(注3) 潜在するアルコール関連問題者数の推定について。我が国のアルコール関連問題の現状, p.43 (1993)

(注4) 職場におけるアルコール依存者の頻度。職場の精神保健に関する研究報告書, p.47 (1992)

(注5) 高校生における飲酒問題。我が国のアルコール関連問題の現状, p.55 (1993)

(注6) Does Moderate Alcohol Consumption Prolong Life  
Ellison. R. American Council Science and Health, 1993, p.23

### 3. 初老期における痴呆対策検討委員会報告

平成6年7月

初老期における痴呆対策検討委員会

#### 1 はじめに

我が国における痴呆性老人対策への本格的な取組みは、「厚生省痴呆性老人対策推進本部報告」(昭和62年8月)及び「痴呆性老人対策専門家会議提言」(昭和63年8月)を受けて開始され、今日までに老人性痴呆性疾患センター、老人性痴呆疾患治療病棟、老人性痴呆疾患療養病棟、各種の専門研修、研究等が施策化されてきたところである。

また、平成元年12月に策定された「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」により、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス等の在宅老人福祉サービスの充実や特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備の推進が図られているところであり、痴呆性老人対策は次第に充実してきている。

一方、65歳未満の痴呆(以下「初老期における痴呆」という。)患者に対しては、痴呆性老人対策として、施策上の対応がかなりなされてきているが、その十分な周知、活用がなされていないという指摘がある。

特に、初老期における痴呆は、社会的に重要な役割を担う年齢層において発症することと併せ、精神症状や問題行動等が激しい傾向があるため介護負担が著しいことなど家族や周囲の者に与える影響が甚大である反面、これらの問題が一般国民の間に広く知られておらず、きめ細かな施策の展開や国民の理解を得ることなど、多くの課題が指摘されている。

このため、初老期における痴呆について、現時点における各種の問題点、今後の施策の在り方等について検討を行うために当委員会が設けられ、関係者の意見も聴取しつつ検討を行い、今般、・初期対応、・専門的な医療の提供、・保健・医療・福祉の連携、・在宅対策、・施設対策、・研究・調査、・啓発普及、研修等の観点から取りまとめを行ったので、報告する。

#### 2 初老期における痴呆疾患の現状

##### (1) 初老期における痴呆の診断と特徴

初老期における痴呆は、知能の持続的な低下等により明確な痴呆の診断が下されるまでは、自制力の低下等による盗癖などの反社会的逸脱行為が主な症状であり、疾患に対する社会的理解が得られにくく、社会的にも家庭内においても大きな混乱をきたしやすい。

また、持続的な知能の低下後には、記憶障害や理解力・判断力の低下などが出現し、最終的には人格水準の著しい低下をきたす。

初老期における痴呆の特徴は、知能の低下に加えて、

ア 妄想、幻覚などの精神症状

イ 反社会的逸脱行為や徘徊、不潔行為といった問題行動

ウ 衣服の着脱行為の障害、失禁、歩行障害、嚥下障害などの日常生活における動作能力の低下

エ 種々の神経症状や失語、失行、失認などの高次脳機能障害

オ 感情鈍麻、人格障害、行動障害

を伴うことが少なくなく、これらの現れ方は多様で、進行も速く、介護や看護が困難なことが多い。

このため、当委員会では、65歳未満の痴呆を、その基礎疾患を問わずに「初老期における痴呆」と呼ぶこととし、その全体を検討の対象とした。

初老期における痴呆の診断基準については、老年期の痴呆の診断基準と同様に、DSM・Rの痴呆の診断基準を準用する（厚生省研究班の痴呆の診断基準（1989）を準用しても差し支えない。）こととした。

## (2) 臨床

初老期における痴呆は、アルツハイマー病、ピック病などの一次性脳変性疾患、脳血管障害、クロイツフェルト・ヤコブ病などのプリオン病のほか、脳炎、髄膜炎、進行マヒやエイズなどの感染性疾患、甲状腺疾患、ビタミン欠乏症などの内科疾患、硬膜下血腫、脳腫瘍など多様な疾患によって生じる可能性がある。原因となる疾患によっては、予防可能な痴呆、治療可能な痴呆もある。

ア ある程度予防、治療可能な痴呆→脳血管性痴呆、アルコール関連痴呆、内科疾患による痴呆（甲状腺疾患、ビタミン欠乏、貧血、肝障害、尿毒症など）、感染症による痴呆（脳炎、髄膜炎、エイズ、進行マヒなど）、外科治療の対象になる痴呆（正常圧水頭症、硬膜下血腫、脳腫瘍など）

イ 現在では予防、治療が難しい痴呆→一次性脳変性痴呆（アルツハイマー病、ピック病、ハンチントン病など）、プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病など）、ミトコンドリア脳筋症などしかし、対症療法、心身のリハビリ、上手なケアなどにより、治療が困難とされている痴呆に対しても、ある程度の症状軽減の可能性はある。

## (3) 疫学

初老期における痴呆疾患に関する疫学調査は少なく、特に地域における調査は極めて少ない状況にあり、秋田県農村部での調査、東京都板橋区等での調査がなされているのみである。これらの調査や施設調査などを参考に、1990年ごろの全国の患者数を推計すると、おおよそ5万人から10万人と推定される。しかし、乏しい調査結果をもとにした推計であるため、今後、専門的調査の実施により、実態を明らかにする必要がある。

## (4) 患者及び家族の状況

初老期は、一般に社会的に重要な地位を占め、責任も大きい時期であり、家庭においては子供の教育などで最も経済的負担の多い時期である。また子供の進学・就職・結婚、親の病気や死など家庭内変動の起りやすい時期でもあるため、家庭の中心的存在である夫や妻が痴呆疾患に罹患した時の混乱は大きい。さらに、収入の減少、結

婚・就職等の際の家族が受ける不利益，介護が長期間にわたることによる心身の疲労などが生じる。

以上の状況をふまえ，初老期における痴呆患者についても現行の痴呆性老人対策が十分に活用されるよう施策間の連携を図る必要がある。さらには，適切な医療や相談，介護教室等のサービスの享受，一般国民に対する啓発普及活動による偏見の除去，研究による原因の解明や，治療法，介護法，予防法などの確立も必要である。

### 3 初老期における痴呆対策の現状と課題

#### (1) 初期対応について

初老期における痴呆については，初発症状が多様であるため，適切な初期対応が非常に重要である。

痴呆患者又は患者家族が，まず最初に接触する場としては，保健所，市町村役場，福祉事務所，シルバー110番，在宅介護支援センター，老人性痴呆疾患センター，診療所，病院等がある。

これらの機関は，各地域において整備され，相談，受診することのできる体制が充実してきているが，初期対応の現状は未だ十分とは言えない。

また，初老期における痴呆患者及びその家族のあらゆるニーズに対応するためには，各都道府県において，これらの機関と医療機関，福祉機関とのネットワークシステムを整備する必要がある。

#### (2) 診断，専門医療について

うつ状態などにより痴呆と類似の状態像を示すことがあるほか，甲状腺疾患等の治療可能な疾患により痴呆をきたすことがある。これらとの鑑別診断を厳密に行わないと，ある程度治療が可能な疾患などを見逃し，治療困難な痴呆として長期にわたる医療，介護等を必要とする状態に陥ってしまう可能性がある。

このため，平成元年度より，痴呆の鑑別診断，治療方針選定などを行う老人性痴呆疾患センターの整備を二次医療圏に1か所を目標に進めているが，国民への周知，関係機関等との連携等が未だ不十分である。

また，専門的治療を行う施設として，精神病院（精神病棟をもつ病院を含む）において昭和63年度より老人性痴呆疾患治療病棟，平成3年度より老人性痴呆疾患療養病棟の整備を行っているが，その絶対数は著しく不足している。老人性痴呆患者に対し適切な医療及び保護を行う観点から，病棟整備を推進するための方策を講じる必要がある。

#### (3) 在宅，施設対策について

初老期における痴呆の在宅対策として，保健所の老人精神保健相談指導，精神病院のデイ・ケアがあり，これらは年齢制限なくサービスを受けることができる。

老人ホームヘルプサービス事業，老人ショートステイ事業，老人デイサービス事業などについては，老人福祉事業として，基本的に65歳以上の者を対象としているが，平成4年1月より，65歳未満であっても初老期痴呆に該当する者を利用対象者に加え，

實際上、脳血管性痴呆等を含むすべての初老期痴呆に対応している。また、市町村における痴呆性老人に対する訪問指導事業（精神症状を呈する者又は行動異常を呈する者を除く。）が平成4年4月から実施されている。

施設対策については、精神病院などの病院では、痴呆患者を年齢の制限なく、入院等の対象としている。また、特別養護老人ホームは基本的には65歳以上の者を対象としているが、平成3年3月より、65歳未満であっても初老期痴呆に該当する者を利用対象者に加え、実態上、脳血管性痴呆等を含むすべての初老期痴呆に対応している。一方、老人保健施設は基本的には70歳以上の老人が対象であり、障害認定を受けた者は65歳以上より利用が可能であるが、平成4年1月より、65歳未満の初老期痴呆のうちアルツハイマー病及びピック病を利用対象者に加え対応している。

なお、これらの在宅老人福祉サービス、特別養護老人ホーム及び老人保健施設については、ゴールドプランを中心にその普及や整備を図っているが、現段階ではその絶対数は十分とはいえない。

また、ピック病は反社会的逸脱行為等の問題行動をおこしやすいことや体力がまだ衰えていないこと等より、特別養護老人ホーム等への入所が困難な状況であり、医学的、福祉的な処遇のあり方等についての検討が望まれる。

#### (4) 研究・調査

現在、痴呆に係る研究・調査は、厚生省では、長寿科学総合研究所の痴呆疾患プロジェクトを中心に実施されているが、既存の施策に対応する形での研究が主であるため、65歳以上の痴呆に対する研究が中心となっている。なお、この研究事業の一環として、平成4年度より初老期における痴呆の疫学調査が実施されている。

また、自治体における調査については、65歳以上の痴呆性老人に対するものが多くの地域で行われているが、初老期における痴呆については、ほとんど実施されていない。

#### (5) 啓発普及、研修等

初老期における痴呆に限定した啓発普及、教育等は現在実施されていないが、痴呆に対する啓発普及活動として、保健所、精神保健センター等による衛生教育や、国と都道府県が共催する全国数か所でのシンポジウムの開催などがある。

また、研修としては、医師、看護婦、保健婦、ソーシャルワーカー等を対象として、老人性痴呆疾患保健医療指導者の専門研修、老人性痴呆疾患対策研修が実施されている。このほか、診療所、病院の内科医等を対象とした老人性痴呆疾患保健医療指導者の一般研修、特別養護老人ホームの寮母、生活指導員を対象とした痴呆性老人処遇技術研修、看護婦を対象とした精神科デイ・ケア課程が実施されている。これらのほかにも、痴呆を対象とした研修の数は増加してきているが、初老期における痴呆に関しては、研修はあまり実施されていない。

### 4 当面、講ずべき対策について

(1) 初期対応について

(相談体制の強化)

ア 相談については保健所、市町村役場、福祉事務所、シルバー110番、在宅介護支援センター、老人性痴呆疾患センター等で実施されているが、在宅介護支援センターについては、その整備目標である全国1万か所、老人性痴呆疾患センターについては、二次医療圏に1か所（全国342か所）を早急に整備すべきである。

イ 相談窓口での初老期における痴呆に対する適切な相談体制の確保を図るため、担当者等に対する情報提供を一層充実させるべきである。

ウ これらの窓口では、初老期における痴呆も対象としていることを一般住民に周知するよう努力すべきである。

(診療所、病院での対応について)

初老期における痴呆患者等が受診する場合には、まず痴呆を専門としない医師が対応する場合が少なくない。また、身体疾患等で受診しているうちに痴呆症状を呈してくる場合などもあり、適切な処遇を行っていくためには、診療所、病院の医師を対象として痴呆に関する専門的な知識や制度に関する研修を実施することが重要であり、一層の充実を図るべきである。

(その他)

患者の処遇を最も適切な場において行っていくためには、専門医による的確な診断を受けることが重要であるので、相談を担当する者は、患者ができるだけ専門医の診断を受けられるよう配慮するべきである。

(2) 老人性痴呆疾患センターについて

痴呆症状をきたす疾患の中には、甲状腺疾患等の基礎疾患の治療などを行うことにより、ある程度治療可能なものがある。このため、痴呆症状を呈している場合には、厳密に簡便診断を行う必要がある。また、痴呆疾患の中には、痴呆症状や随伴症状に対する専門的医療を要する者、痴呆症状よりも合併する身体症状の治療を要する者、治療よりも介護、看護を要する者等、その処遇については、適切な判断を要する。

このため、適切な診断、処遇方針決定を行う老人性痴呆疾患センターのケースワーク機能等の内容を充実し、二次医療圏ごとにその整備を図るべきである。また、痴呆疾患に対する適切な対応の一層の推進のために、老人性痴呆疾患センター以外にも内科医、精神科医等の連携が十分にとれた専門医療機関を整備することも望まれる。

(3) 専門的な医療の役割について

ア 専門医の診断によって、患者の治療方針を決めることが重要であるため、精神科医は、専門医として、早期から患者の治療方針の選定に積極的に関与することが望まれる。

イ 精神症状や問題行動に対する対応は、精神科医による診断に基づき行われることが重要であるため、精神病院以外に入院、入所している痴呆患者に対しても、精神科医が関与できる機会を設けるべきである。

ウ 家族に対する心理的な負担に対応するためには、情報提供やカウンセリングなどの精神科的な対応が必要であり、精神科医等による家族への支援を考慮すべきである。

エ 精神症状や問題行動を有する場合には、他機関で十分対応できない場合があり、痴呆専門病棟を有する病院の機能を積極的に利用していくべきである。

また、医師、看護職員、作業療法士等が相互に連携して医療に当たる、いわゆる「チーム医療」を確立し、精神医療におけるマンパワーの充実を図ることも重要である。

#### (4) 在宅対策について

デイ・ケアなどは6時間程度実施されている場合が多いが、勤労者世帯においても、在宅での処遇が可能となるよう、デイ・ケア施設の充実が必要である。

さらに、老人ホームヘルプサービス、老人デイサービス、老人ショートステイ等の在宅サービスの充実も重要である。

#### (5) 施設対策について

初老期における痴呆患者に対する専門治療施設として精神病院に老人性痴呆疾患治療病棟、老人性痴呆疾患療養病棟があるが、それらの施設を早急に整備促進すべきである。さらに、介護、看護を中心に行う特別養護老人ホーム、老人保健施設等も早急に整備促進すべきである。

#### (6) 保健・医療・福祉の連携について

ア 現在、保健所の保健福祉サービス調整推進会議、市町村の高齢者サービス調整チーム、老人性痴呆疾患センターにおける連絡会議等を通じて連携が図られているが、小会議などをまじえて、これらをより効果的、効率的に運営することも重要である。

イ 連携のための会議等の存在について、行政機関のほか、医療機関、福祉機関の関係者にも広く周知されるような配慮が必要である。

ウ 痴呆専門施設における空床状況を適時に関係機関が知ることができるよう、情報の交換の推進方策につき検討すべきである。

#### (7) 研究・調査

ア 痴呆の研究については、長寿科学総合研究の痴呆疾患プロジェクトにおいて研究が実施され、研究も成果をあげてきているが、痴呆対策の重要性に鑑み、初老期の痴呆を含め、今後とも、研究の推進、充実を図るべきである。

イ 初老期における痴呆の疫学調査は、有病率が痴呆性老人に比べ低く、かつ、年齢の対象範囲も広いため、調査の実施には困難が伴う。しかし、対策を講じていく上での基礎的情報を得ることは極めて重要であり、今後、本格的な調査を実施することが必要である。

#### (8) その他

(啓発普及)

ア 痴呆性老人に関する知識は、一般に普及してきてはいるものの、まだ十分とはいえず、さらに啓発普及活動が必要である。特に、今後は初老期における痴呆性患者



のことも含め、痴呆に関する啓発普及活動を行うべきである。

イ 各種サービス、制度が患者家族及び一般住民に広く知られるよう啓発普及を行うべきである。

(予防)

一般常識的な健康管理の継続は、痴呆疾患の予防、早期発見、早期対応につながるため、健康診断の受診、適切な運動、食生活などを心がけるよう国民に働きかけるべきである。また、現在行われている健康診査事業において精神保健活動を併せて行うことの可能性について検討すべきである。

(研修)

初老期における痴呆は、精神症状や問題行動が著しく、特に反社会的逸脱行為等を初発症状とすることがあるため、介護や看護が困難なことが多い。

このため、初期対応、介護、看護を担うスタッフに対しては、初老期における痴呆の特性を十分に理解し適切な対応を行えるよう、研修を充実させる必要がある。

ア 痴呆の早期発見と適切な処遇のために、プライマリーケアを担う医師等に対する研修を一層充実させる。

イ 一次相談窓口となる保健所、精神保健センター、市町村等の職員に対して、痴呆疾患、制度などに関する研修を行うことにより、適切な相談及び連携の確保を図る。

ウ ホームヘルパー、デイサービスセンターの職員等に対して、処遇技術、精神保健に関する知識の習得等のための研修の一層の充実を図る。

エ 精神病院、老人保健施設、特別養護老人ホーム等の医師、看護婦、ソーシャルワーカー等が、各施設での患者に対する対応が向上するよう研修の一層の充実を図る。

オ 家庭での介護者のための研修を保健所等で実施する。

## 5 引き続き、検討を要する課題について

### (1) 初老期における痴呆患者の処遇等について

初老期における痴呆患者の処遇等については、その特性にふさわしいサービスが提供できるよう引き続き検討が行われる必要がある。

なお、初老期における痴呆患者の一部については、患者の精神症状、問題行動、体力等により、老年期の痴呆患者と一緒に、特別養護老人ホームや老人保健施設等で処遇を行うことが困難な場合があり、老人福祉施設等での処遇が困難な場合についての医学的、福祉的な処遇のあり方等についても検討を行う必要がある。

### (2) 内科疾患、外科疾患、アルコール障害、エイズ等の基礎疾患を有する痴呆に対する考え方

痴呆をきたす疾患には、原疾患の経過中に痴呆症状を呈してくる疾患がある。これらの疾患については痴呆対策上、アルツハイマー病、脳血管性痴呆等と同様に扱われるべきであるが、各々の基礎疾患の特徴もあり、今後とも、その処遇、対応方法について検討を行う必要がある。

#### 4. 今後の精神保健医療福祉施策について（報告書）

平成14年12月19日

社会保障審議会障害者部会

精神障害分会

##### 1 はじめに

- 我が国の精神保健医療福祉施策は、昭和62年の精神衛生法改正において、精神医療における人権の確保及び精神障害者の社会復帰対策が位置付けられて以来、一定の向上が図られてきている。
- しかし、我が国の精神保健医療福祉の状況については、依然として次のような課題があることが指摘されている。
  - ・人口当たりの精神病床数（ただし、精神病床の定義は国によって異なる場合がある。）が諸外国に比べて多いこと
  - ・医療技術の進歩等により、最近入院した者については比較的短期間の入院医療が定着しつつある一方、長期入院の者が減らず、またいわゆる社会的入院者が減らないこと
  - ・精神病床の機能分化が未だ成熟しておらず、効率的で質の高い医療の実施が困難であること
  - ・入院患者の社会復帰や、地域における生活を支援するための施設やサービス等の整備が十分進んでいないこと
  - ・精神疾患や精神障害者に対する国民の正しい理解が十分とはいえないこと
- このように、我が国の精神障害者対策が施設処遇を中心として発達してきた背景には、歴史的に、精神保健医療福祉サービスの提供体制が不十分であった時代に生じていた、私宅監置等の自宅や地域における処遇の問題を改善するために、施設処遇が進められてきたという経緯がある。
- 精神保健法（昭和62年）、障害者基本法（平成5年）、精神保健福祉法（平成7年）等の成立を経て、施設処遇中心から地域移行への方向転換が図られてきた。しかし、その成果はいまだ十分ではなく、いわゆる社会的入院者の退院も進んでいない。
- しかし、今後は、上に掲げた課題の解決を図りつつ、ノーマライゼーションの考え方を踏まえ、当事者主体の精神保健医療福祉へ転換を進め、精神保健医療福祉施策全般の充実向上を図ることが重要である。
- このため、今後の進むべき方向を明示した上で、可能な限り各種施策の目標数値を設定し、計画的に推進を図ることが必要である。
- なお、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案の審議の過程で、こうした新たな施策の推進とともに精神保健医療福祉施策全般の充実向上が不可欠として、ともに重要な課題であることが指摘されている。
- 本分会においては、平成14年1月28日の第1回会議以来、11回の会議を重ね、精神

保健医療福祉施策全般の充実向上のための基本的な考え方及び具体的な方策について検討を進めてきた。この検討結果が、障害者基本計画及び障害者プランに可能な限り盛り込まれ、順次実現が図られることを期待するものである。

## 2 基本的な考え方

今後の精神保健医療福祉施策を進めるに当たっては、まず、精神保健医療福祉サービスは、原則として、サービスを要する本人の居住する地域で提供されるべきであるとする考えに基づき、これまでの入院医療主体から、地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換するための、各種施策を進めることが重要である。

具体的な施策を推進するに当たっては、各施策に共通する視点として次の事項を常に念頭に置くべきである。

- ① 精神疾患、精神障害者に対する正しい理解の促進を図ること
- ② 「受入条件が整えば退院可能」な約7万2千人の精神病床入院患者の退院・社会復帰を図ること。また、これに伴い、入院患者の減少、ひいては精神病床数の減少を見込むこと
- ③ 当事者が主体的に選択できるよう、多様なサービスの充実を図ること
- ④ 良質な精神保健医療福祉サービスの提供とアクセスの改善を図ること
- ⑤ 精神保健医療福祉施策にとどまらず、他の社会保障施策との連携を進めるとともに、国、都道府県、市町村、関係機関、地域住民などの多様な主体が総合的に取り組むこと
- ⑥ さまざまな心の健康問題の予防と早期対応を図ること
- ⑦ 客観的指標に基づく施策の進捗状況の評価と、施策推進過程の透明性の確保を図ること

厚生労働省においては、今後、ここに掲げた各種施策について進行状況を本分会に定期的に報告し、施策の評価・再検討を行うことが重要である。また、各種施策を効果的に推進するため、障害者施策を担当する都道府県、市町村においても、地域の実情を踏まえ、計画的に諸施策を推進することが期待される。

## 3 具体的な施策のあり方について

厚生労働省においては、次に示す施策を進めることが必要である。なお、本分会が行うべきことや、都道府県・市町村、関係機関等に期待されることについても併せて記載することとする。

### 1) 精神障害者の地域生活の支援

#### ① 在宅福祉サービスの充実

##### <現状>

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)の改正により、居宅生活支援事業を平成14年度から市町村単位で実施知ることとなった。
- ・社会復帰施設等の利用に関する相談、あっせん、調整業務の市町村実施に合わせて、精神障害者ケアガイドラインを一部改正した。(平成12年度)

#### <方向>

- ・精神障害者ができる限り地域で生活できるよう、居宅生活支援事業の普及を図るとともに、ケアマネジメント手法の活用を推進し、総合的、計画的なサービス提供を行う。
- ・特に、今後10年のうちに、「受入れ条件が整えば退院可能」な約7万2千人の退院・社会復帰を目指すため、必要なサービスを整備する。
- ・退院・社会復帰を目指すために必要なサービスの整備にあたっては、精神病床数の動向を見つつ、効率的に進めていくものとする。

#### <具体的な対応等>

- ・平成14年度から市町村単位で実施することとなった居宅生活支援事業については、早急に、全ての市町村において受入れ体勢を整えることが必要である。このため、引き続き、都道府県等を通じて取組状況を把握しつつ、必要な支援、助言等を行う。
- ・地域において生活する精神障害者のうち、居宅生活支援を必要とする者にサービスを提供できるよう、サービス提供量の充実を進める（数値目標を引き続き検討）。
- ・短期入所事業（ショートステイ）について、介護等に当たる者が一時的に不在となる場合のほか、精神障害者本人が一時的に休息する場合の利用を可能とする方向で必要な対応を検討する。
- ・都道府県及び市町村の障害者計画において、精神障害者施策を含めたものとするとともに、在宅福祉サービスの確保、精神疾患・精神障害者への正しい理解の普及等に関する記載を充実するよう要請する。
- ・ケアマネジメント従事者（三障害）養成研修事業を推進する。
- ・社会的入院患者等の退院を促進するため、ケアマネジメント手法を活用した支援を行うことを検討する。
- ・多職種による訪問支援を活用したケア体制について、諸外国で実施され成果を上げていることを踏まえ、厚生労働科学研究事業の活用等により検討を進める。

#### ② 地域における住まいの確保

##### <現状>

- ・平成8年度から、精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者について、公営住宅入居に関し収入要件緩和による優遇措置が行われている。

##### <方向>

- ・住まいの確保は、精神障害者の社会復帰、地域生活への移行の促進に当たって重要な課題の一つである。退院後、直接、又は精神障害者社会復帰施設等を経て、地域で生活しようとする精神障害者が、円滑に住まいを確保できるような支援策を推進する。

##### <具体的な対応>

- ・引き続き、グループホームの確保を推進する（数値目標を引き続き検討）。
- ・住まいの確保に関する支援方策について、厚生労働省科学研究事業の活用等により検討を進める。
- ・地域における日常生活上の支援を踏まえ、公営住宅の優先入居やグループホームとして

の活用等について、関係部局との連携を図る。

### ③ 地域医療の確保

#### <現状>

- ・精神障害者の地域生活への移行及び心の健康問題への早期対応を図る観点から、地域における精神医療への適切なアクセスの確保や、医療機関間の連携強化が重要な課題になってきている。
- ・精神病床は、都道府県の区域ごとに整備されることとなっているが、都道府県内及び都道府県間において地域偏在がみられる。また、精神科診療所は増加しているものの、精神科間の病診連携や、精神科と他科の連携は不十分な状況にある。
- ・一方、精神障害者の訪問看護の利用は徐々に増加している。

#### <方向>

- ・地域医療を確保するため、二次医療圏では、精神保健・医療の一般的な需要（一般的な身体合併症への対応を含む。）に対応し、三次医療圏では、重大な身体合併症を有する精神障害者の医療等、専門的な精神医療に対する需要に対応できるようにすることが望ましい。
- ・精神科病院（精神病床を有する病院。以下同じ。）と一般病院、精神科病院と精神科診療所、精神科診療所と他科（内科等）診療所等の連携を進めることが必要である。

#### <具体的な対応等>

- ・精神医療における地域医療の考え方、二次医療圏単位で整備が必要な精神医療の機能及びその確保方策（身体合併症治療のあり方を含む。）、精神科プライマリケアの普及、精神病床の基準病床数算定式について検討会を設置して検討を進め、早急に結論を得る。
- ・一般医療における高次救急医療機関においても精神的介入を要する患者が多くみられることから、精神科との連携等によりこれらの患者への対応の充実を図る。
- ・訪問看護師養成講習会の活用等により、精神疾患にも対応可能な訪問看護師の増加を図る。
- ・ケアマネジメント手法等を活用したチーム医療を進め、地域ケアの充実を図る。

### ④ 精神科救急システムの確立

#### <現状>

- ・精神障害者の地域生活への移行及び心の健康問題への早期対応を図る観点から、精神科救急システムの整備が重要な課題となってきている。特に、措置入院等の非自発的入院を要するような重傷例への対応だけでなく、自らの意志で医療相談や受診をしようとする者に対応する体制の重要性が指摘されている。
- ・厚生労働省においては、精神科救急医療システムの整備事業を実施しており、1県を除き何らかの取組はなされているが、夜間・休日の体制、自らの意思で受診をしようとする者への対応、住民への周知等の面で十分ではない。このため、救急医療システムを拡充し、緊急的な精神医療相談等に対応するため、「24時間医療相談体制整備事業」を開始している。

#### <方向>

- ・措置入院等の非自発的入院を要する場合から、相談への対応のみの場合まで、さまざまな精神科救急ニーズに対応できるよう、地域への実情に応じた精神科救急システムの整備を推進する。

#### <具体的な対応>

- ・行政による精神科救急システムを充実するため、都道府県・指定都市における「精神科救急医療システム整備事業」及び「24時間医療相談体制事業」への取組を強力に推進するとともに、精神科初期救急医療施設（輪番制）の整備に着手することを検討する。
- ・行政による精神科救急システム以外にも、かかりつけの医療機関、地域生活支援センター等、地域の多様な資源による支援が重要であることから、各機関が期待される役割を果たすとともに、互いに連携を図ることが必要である。

#### ⑤ 地域保健及び多様な相談体制の確保

#### <現状>

- ・精神保健福祉センター、保健所、市町村等の行政機関において、精神保健福祉に関する相談・指導、組織育成、社会復帰支援等を実施している。
- ・地域生活支援センターにおいて、職員による相談支援のほか、利用者間の相互支援を実施している。

#### <方向>

- ・精神障害者及び家族のニーズに対応した、多様な相談・支援体制を構築する。

#### <具体的な対応等>

- ・精神保健福祉センターによる、技術指導・援助、精神保健福祉相談、組織育成等の活動を推進する。
- ・保健所による相談・指導、自助グループ等の組織育成、広域的・専門的な調製及び市町村への技術的支援、社会資源の開発等を推進する。
- ・当事者による組織活動（ピアサポート）に取り組む市町村を支援することを検討する。
- ・精神障害者のうち介護保険サービスの利用を希望する者に対しては、精神障害者の社会復帰支援に当たる者や介護保険のサービス事業者等において、相談支援、情報提供等、適切な援助を実施する。

#### ⑥ 就労支援

#### <現状>

- ・精神障害者の福祉的な就労支援策として、社会復帰施設の設置・運営のほか、社会適応訓練事業を実施している。
- ・身近な地域で、就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、「障害者就業・生活支援センター」による支援事業を実施している。

#### <方向>

- ・授産施設等における活動から一般就労への移行を促進する。

#### <具体的な対応等>

- ・一般就労への移行に向けた訓練の場としての機能を十分に果たすべく、授産施設等の福祉的な就労支援策の適切な実施を図る。
- ・障害者就業・生活支援センターにおける支援事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）事業について推進を図る。
- ・法定雇用率適用のあり方について、「精神障害者の雇用の促進等に関する研究会」において検討する。

## 2) 社会復帰施設の充実

### <現状>

- ・平成8年から開始された障害者プランに基づき概ね目標を達成している。

### <方向>

- ・精神障害者の社会復帰を支援するため、地域移行の推進を前提とした上で、精神障害者社会復帰施設を計画的に整備し、その適切な活用を推進する。
- ・特に、今後10年のうちに、「受入れ条件が整えば退院可能」な約7万2千人の退院・社会復帰を目指すために必要な施設を整備する。
- ・社会復帰施設の整備等に当たっては、精神病床数の動向を見つつ、効率的に進めていくものとする。

### <具体的な対応等>

#### ○ 社会復帰施設整備の考え方

- ・整備等に関する各種型別の考え方は、次のとおりとする。
  - ・生活訓練施設は、比較的若年で日常生活に適應するための訓練等を要する者の通過施設として、引き続き整備する。
  - ・福祉ホームは、生活の場として引き続き整備する。
  - ・通所授産施設は、将来就労を希望する者の作業訓練の場として、引き続き整備する。
  - ・入所授産施設及び福祉工場の整備については、ノーマライゼーション推進等の観点から見直す。
  - ・地域生活支援センターについては、引き続き整備が必要である。
  - ・小規模作業所については、その運営の安定を図るため、小規模補助授産施設への移行を促進する。
- ・なお、数値目標の設定に当たっては、「受入れ条件が整えば退院可能」な約7万2千人の退院・社会復帰を目指すことを念頭におき、入院者の態様に応じて、それぞれ次の点を留意する。
  - ・症状性を含む器質性精神障害を有する者については、精神保健福祉施策と介護保険等の連携による対応が望ましい。
  - ・その他の精神疾患を有する若年者（概ね55歳未満）で、比較的短期の入院（概ね5年未満）のものについては、一部が生活訓練施設を経ることとなるが、大部分は直接、住宅又はグループホームでの生活を送ることができるよう支援を行うことが望ましい。

- ・その他の精神疾患を有する若年者（概ね55歳未満）で、比較的長期の入院（概ね5年以上）のものについても、一部が生活訓練施設を経ることとなるが、その他は直接、住宅又はグループホームでの生活を送ることができるよう支援を行うことが望ましい。ただし、比較的短期入院の者の場合と比較し、生活訓練施設における訓練を要する者が多いと想定される。
- ・その他の精神疾患を有する高齢者（概ね55歳以上）については、心身の障害程度、自宅の保有状況等に応じて、住宅、グループホーム、福祉ホーム等での生活を送ることができるよう、支援を行うことが望ましい。また、介護保険のサービスの利用を希望する者については、適切な援助を実施する。
- ・精神障害者社会復帰施設を設置する場合の整備費の補助について、病床削減と関連付けることを検討する。

#### ○ 都道府県・市町村の役割

- ・施設整備の推進に当たっては、都道府県・市町村の積極的な取組が欠かせないことから、都道府県・市町村障害者計画において、その具体的な目標を定めることや、地域住民の理解が必要であることから、精神疾患及び精神障害者への正しい理解の普及等についても記載を充実するよう要請する。
- ・都道府県・指定都市に対し、地方障害者施策推進協議会の活用等により、いわゆる社会的入院・長期入院の改善方策について検討するよう要請する。

#### ○ 今後さらに検討を要する課題等

- ・地域生活支援センターについては、地域で生活する精神障害者を支援する身近な施設であることから、他の障害者施策との関連、これまでの活動実績の評価等も考慮し、地域生活支援センター相互や市町村との連携も含め、検討会等の場でそのあり方をさらに検討する。
- ・入院は要さないが介護や医療に対するニーズの比較的高い精神障害者の処遇に適する施設のあり方について、新たな施設類型も含め、検討会等の場でさらに検討する。
- ・授産施設等については、一般就労への移行に向けた訓練機能を果たすよう、適切な運営を図るとともに、そのあり方について検討する。

### 3) 適切な精神医療の確保

#### ① 精神医療における人権の確保

##### <現状>

- ・専門性・中立性の確保を図る観点から、精神医療審査会の事務を、都道府県・指定都市本庁から精神保健福祉センターに移管した。
- ・精神医療審査会の機能については、退院請求の処理期間等からみて、不十分な点がある。

##### <方向>

- ・引き続き、精神医療審査会の機能の充実と適正化等を図る。

##### <具体的な対応等>

- ・都道府県・指定都市に対し、審査件数に対応した適切な数の合議体を設置する等、精神



医療審査会の機能の充実・適正化を図るよう要請する。

- ・厚生労働科学研究事業の活用等により、精神医療審査会の機能の評価を行う。
- ・精神保健指定医に対する研修の充実等により、措置入院や医療保護入院の可否の判断等の一層の適正化を図る。
- ・厚生労働科学研究事業の活用等により、措置入院制度、医療保護入院制度の運用状況について調査・検討を進める。

## ② 精神病床の機能分化

### <現状>

- ・精神病床の人員配置基準については、平成13年に「大学附属病院等の精神病床」と「その他の精神病床」という2種類の人員基準が規定されたところである。
- ・平成12年12月13日の公衆衛生審議会報告において、「精神病床の機能分化や長期入院患者の療養のあり方を含め、21世紀の精神医療の方向性について別途、検討を開始し、人員配置に関する経過措置の機関とされている医療法施行後5年の間に一定の方向を示すべきである」とされている。
- ・精神病床の約3割は、急性期医療、老人痴呆等の特徴をもった病床となっている。
- ・診療報酬においては、人員配置、対象となる患者、医療内容等に着目した点数が設けられている。この結果、精神科病院の約7割で看護配置が4：1以上となっている。

### <方向>

- ・今後10年のうちに、「受入れ条件が整えば退院可能」な者の退院・社会復帰を目指すこと及び最近の入院期間短縮化の傾向からみて、入院患者数は今後減少する見込みである。これらに伴う精神病床の集約化を踏まえ、人員配置を含めた精神病床の機能分化を推進する。

### <具体的な対応等>

- ・精神病床の機能分化について、検討会を設置し、前回医療法改正に伴い新設された「大学附属病院等の精神病床」と「その他の精神病床」の2種類の人員配置基準について、それぞれ適用すべき精神病床の範囲等に関しさらに検討を進め、早急に結論を得る。その際、3.2)社会復帰施設の充実の項で指摘した、入院は要さないが介護や医療に対するニーズの比較的高い精神障害者の処遇に適する施設のあり方についても留意する。
- ・機能分化を推進するため、医療法上の精神病床の区分に加えて、引き続き、診療報酬上もよりきめ細やかな対応が求められる。
- ・引き続き、老人性痴呆疾患センター事業の着実な実施を図る。

## ③ 精神医療に関する情報提供

### <現状>

- ・平成14年4月に、医療法に基づく広告規制が緩和された。
- ・(財)日本医療機能評価機構が第三者評価を実施しており、この結果については、広告可能となっている。

### <方向>

- ・患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療や精神科病院に関する情報の提供を推進する。

#### <具体的な対応等>

- ・原則として、良質の医療を提供する医療機関がその情報を積極的に提供することにより、患者・家族に選択されるというあり方が望ましいため、個々の病院、病院関係団体等による自主的な情報公開の推進が期待される。
- ・併わせて、(財)日本医療機能評価機構による評価の受審を促進する。個々の病院、病院関係団体等において、積極的な受審、その結果の公開等の取組がなされることが期待される。
- ・情報提供推進に当たっては、医療機関を利用する者の評価に基づいた情報提供の有用性にも留意することが望ましい。
- ・改善が認められない等の問題を有する精神科病院に対し、精神保健福祉法に基づき国の立入検査が行われた場合は、その結果について公表することを原則とする。また、都道府県等の立入検査の結果や、通常の実施指導であっても指導に対して改善が認められない場合については、公表が望ましいという考え方をとる。
- ・精神医療におけるインフォームド・コンセントやカルテ開示の推進方策については、本分会で引き続き検討を行う。
- ・「医療提供体制の改革の基本的方向」で示された対策の一環として、精神科病院についても、インターネット等を通じた公的機関等による適切な情報提供の充実・促進を図るとともに、電子カルテ、レセプト電算処理等のIT化の推進を図る。

#### ④ 根拠に基づく医療の推進と精神医療の安全対策

##### <現状>

- ・根拠に基づく医療の推進方策の一つとして、精神分裂病(統合失調症)及び気分障害の治療ガイドライン並びに電気痙攣療法のガイドラインの策定に向けた調査研究等を実施している。
- ・平成14年4月に、「医療安全推進総合対策」が策定された。

##### <方向>

- ・精神医療の質の向上を図るため、治療研究の推進とともに、治療ガイドライン等の作成・普及を進める。
- ・「医療安全推進総合対策」に基づく安全対策を実施するとともに、精神医療の特性を踏まえた安全対策を推進する。

##### <具体的な対応等>

- ・平成15年度に終了予定の厚生労働科学研究事業「精神疾患治療ガイドラインの策定等に関する研究」及び精神・神経疾患研究委託費研究「アルコール・薬物関連障害の病態に関する総合的研究」の成果等を踏まえ、根拠に基づく医療の普及のために必要な対応を進める。
- ・「医療安全推進総合対策」において、国として当面取り組むべき課題とされた事項を着実

に実施する。また、自傷、他害、無断離院、隔離・拘束等、精神医療に特有な課題もあることから、精神医療の特性を踏まえた安全対策の必要性やあり方について、平成15年度から厚生労働科学研究事業の活用等により検討を進める。

#### 4) 精神保健医療福祉関係職種の確保と資質の向上

##### <現状>

・精神医療に携わる医師、看護職員の数が増加している。精神保健福祉士は、平成9年に資格制度が創設されて以来、順調に増加している。

##### <方向>

・精神保健・医療・福祉に携わる医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術者等について、その確保と資質の向上を図る。

##### <具体的な対応等>

- ・医師臨床研修の必修化により、精神疾患を含むプライマリケアの基本的診療能力の向上を図る。
- ・精神保健指定医の資格審査を引き続き厳正に実施するとともに、指定医研修内容の充実により、資質の確保向上を図る。
- ・看護基礎教育及び卒後教育の充実等により、看護職員の資質の向上を図るとともに、看護職員の確保を図る。
- ・社会復帰施設の職員（精神保健福祉士を含む。）に対する研修を引き続き実施する。

#### 5) 心の健康対策の充実

##### ① 精神障害及び心の健康問題に関する健康教育等

##### <現状>

- ・保健所、市町村等において、心の健康づくりに関する知識や、精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発を実施している。
- ・小・中学校、高等学校における体育・保健体育に関する学習指導要領において、「心の健康」について記載され、これに沿った教育がなされている。

##### <方向>

・精神疾患及び心の健康問題に関する正しい知識の普及・啓発（一次予防）及び相談事業等による早期診断・早期介入（二次予防）を推進する。

##### <具体的な対応等>

- ・引き続き、保健所、市町村や職域における啓発事業等を通じ、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の推進を図る。
- ・精神障害者社会復帰施設における「地域交流スペース」の普及を図り、地域ぐるみで精神障害者の自立と社会参加への理解と支援を促す。この際、利用者の負担にならないよう配慮が必要との意見にも留意する。
- ・文部科学省と連携して、児童等の健やかな心の成長を促す一助として、精神疾患及び精神障害者への正しい理解を進め、差別・偏見の解消を図る手法の開発を進める。当面、厚生労働科学研究事業（「精神保健の健康教育に関する研究」）を活用して、検討を進め

る。

- ・精神保健福祉センターにおける薬物関連問題相談事業等を通じ、引き続き、薬物乱用による精神障害について、知識の普及等を行う。
- ・厚生労働科学研究事業を活用し、青少年のための飲酒・アルコール問題に関する健康教育プログラムの作成を進める。

## ② 自殺予防とうつ病対策

### <現状>

- ・自殺による死亡者は、平成10年に、前年の23,494人から急増して、3万人を越え、その後も横ばいの状態である。特に中年男性の自殺死亡数が増加しているが、若年者の自殺も近年、増加している。高齢者の自殺死亡数も従来から多く、人口の高齢化を考慮に入れると今後も増加が懸念される。
- ・自殺には多くの背景が関与しているが、自殺者の多くがうつ病、精神分裂病（統合失調症）及び近縁疾患、アルコールや薬物による精神や行動の障害等の精神疾患を有し、中でもうつ病の割合が高いと指摘されている。
- ・自殺防止対策有識者懇談会では、自殺予防対策の理念が確認され、うつ病対策及び心の健康問題に関する正しい理解の普及・啓発が早急に取り組むべき対策として位置付けられた。
- ・厚生労働科学研究事業においては、地域等におけるかかりつけ医、保健師等による自殺予防のための介入手法等の検討や、自殺や自殺予防の実態把握が行われている。
- ・職域においては、「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の普及を通じ、メンタルヘルスの充実が促されている。

### <方向>

- ・自殺防止対策有識者懇談会の報告を踏まえ、うつ病対策を中心とする自殺予防に着手する。

### <具体的な対応等>

- ・自殺を予防するためには、うつ病などの心の健康問題やそれに起因する自殺の問題は、誰もが抱える身近な問題であることを国民一人ひとりが認識することが重要であることから、この点について国民への普及・啓発を実施する。
- ・精神科を専門としない医師を対象とする、自殺予防及びうつ病に関する啓発について、医師会等が中心となって積極的に取り組むことが期待される。
- ・うつ病対策として、うつ病等を早期に発見し、適切な対応ができるように、地域保健医療福祉関係者向けマニュアルを作成・普及することを検討する。
- ・職域における心の健康づくり体制の整備及び自殺予防マニュアルの普及等を推進する。
- ・引き続き、厚生労働科学研究事業の活用等により、適切な自殺予防対策の基盤として、自殺死亡、うつ病の有病率、相談内容等の自殺に関する実態把握を行う。
- ・これらの自殺防止対策を、国立研究機関等が中心となって、精神保健福祉センター、保健所、救命救急センターを含む医療機関、事業場、医師会等との連携により多角的に推

進する。

### ③ 心的外傷体験へのケア体制

#### <現状>

- ・災害被災者や犯罪被害者に対して、身近な地域において、災害・事件等の性質に応じ、関係者が連携して、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する精神的ケアを実施している。
- ・通常地域精神保健医療体制では対応が困難な場合には、関係省庁等の連携の下、スーパーバイズ等を行う専門家の派遣、各方面への応援要請などが必要に応じて実施されている。

#### <方向>

- ・種々の災害・事件等が生じた際に、適切に精神的ケアを実施する対応体制の確保を進める。

#### <具体的な対応等>

- ・災害被災者や犯罪被害者のPTSD等に対する専門的なケアを行う人材を確保するため、医師、看護職員、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象とするPTSD専門家養成研修を引き続き行うとともに、研修修了者の名簿を関連する行政機関に配布し活用する。また、精神保健福祉センター、保健所、医療機関等でこららの専門家を活用する。
- ・厚生労働科学研究事業により、地域精神保健医療従事者向けの対応マニュアルを作成中であり、その普及に努める。
- ・広域、大規模又は特異な災害や事件等であって、通常地域精神保健医療体制では対応が困難な事例の発生時において、当該地域の専門家の活動に対する技術的支援・助言・研修などの実施、他地域からの専門家応援の調整、活動状況の評価、PTSD等に関する正しい知識の普及・啓発等、機動的で適切な体制を確保するための、組織・人材活用等のあり方について、厚生労働科学研究事業の活用等により、引き続き検討する。

### ④ 睡眠障害への対応

#### <現状>

- ・睡眠に何らかの問題を持つ人は、成人の約20%とされる。

#### <方向>

- ・健康日本21で掲げられている「2010年までに睡眠によって休養が十分にとれていない人の割合を(1996年23.1%)、及び眠りを助けるために睡眠補助品やアルコールを使うことのある人の割合(14.1%)を1割以上減少」という目標に向けた取組を推進する。
- ・睡眠に問題を持つ人のうち、特に治療を要する者に対する適切な相談体制の確保を進める。

#### <具体的な対応等>

- ・睡眠に問題を持つ人のうち治療を要する者が適切に治療に至るように、厚生労働科学研究事業の成果を活用し、地域精神保健医療従事者用マニュアル等の作成及び普及を行い、保健指導の充実を図る。

## ⑤思春期の心の健康

### <現状>

- ・「社会的ひきこもり」、「キレる子」、「被虐待による心的外傷」、「不登校」、「家庭内暴力」など、思春期児童等の心の健康問題が、社会的問題と関連して注目されている。

### <方向>

- ・児童思春期の心の健康問題に係る専門家の確保、地域における児童思春期精神保健・医療・福祉等に関わる相談体制の充実を図る。

### <具体的な対応等>

- ・思春期の心の健康問題に対応できる専門家を確保するため、医師、看護職員、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象とする思春期精神保健福祉対策研修を引き続き行うとともに、研修修了者の名簿を関連する行政機関に配布し、活用する。また、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所、学校、医療機関等でこれらの専門家を活用すること等により、各施設において思春期の心の健康問題に対する相談への対応の充実を図る。
- ・精神保健福祉センター、保健所、児童相談所、市町村、警察、学校等、思春期の心の健康問題に関するさまざまな機関の効果的な連携を推進するため、平成15年度をめぐりに「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」の結果を基にした事例集を作成し、各地域に配布し活用を図る。
- ・厚生労働科学研究事業の成果を基に、平成14年度中に、「社会的ひきこもり」の人を抱える家族に対するパンフレットを作成するとともに、平成15年度の初めには、地域精神保健分野における対応の指針として、10代・20代を中心とした「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン（最終版）を普及する。

## 6) 精神保健医療福祉施策の評価と計画的推進

### <現状>

- ・精神科病院の状況については、厚生労働省精神保健福祉課と国立精神・神経センター精神保健研究所の協力により、毎年調査を実施し、その結果を公表している。
- ・地域の有病率については、厚生労働科学研究事業（「こころの健康に関する疫学調査の実施方法に関する研究」）において、WHOの推進する国際的な精神・行動障害の疫学共同研究プログラム（WMH）に準拠した疫学調査の実施について検討中である。
- ・地域や国の精神保健医療福祉の水準を継続的に評価する手法（指標）は未開発である。
- ・精神保健医療福祉施策の推進のため、必要な研究への補助を行っており（厚生労働科学研究事業）、平成14年度には、「こころの健康科学研究事業」を新設した。

### <方向>

- ・客観的指標に基づき、現状や施策の推進状況を評価する。
- ・施策の策定及び推進の過程を公開する。

### <具体的な対応等>

- ・厚生労働省において、ここに掲げた各種施策の進捗状況を定期的に取りまとめ、本分会に報告することとし、本分会は必要に応じて施策の見直しを検討する。当面、平成14年

度に実施中の、「精神障害者社会復帰サービスニーズ調査」がまとまりしだい、報告を受けることとする。

- ・WHOの推進する国際的な精神・行動障害の疫学共同研究プログラム（WMH）に準拠した疫学調査を、厚生労働科学研究事業において検討中であり、これを引き続き推進する。
- ・厚生労働科学研究事業の活用等により、地域や国全体でみた精神保健医療福祉の水準を評価する手法（指標）の開発を推進する。
- ・既存の統計資料については、都道府県・指定都市別の比較可能な形で提供を進める。
- ・引き続き、厚生労働科学研究事業（こころの健康科学研究事業等）により、精神保健医療福祉施策に資する研究を推進する。
- ・都道府県・市町村における精神保健医療福祉施策についても、客観的な指標を活用した計画的な推進や、支援ニーズをもった当事者を企画・立案の場へ参画させる等の方法による、当事者の意見の十分な反映について必要な助言等を行う。

## 5. 障害者基本計画

平成14年12月24日  
閣議決定

はじめに

我が国では、昭和57年(1982)年、「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成4(1992)年には、その後継計画として平成5(1993)年度からおおむね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」(以下「新長期計画」という。)が策定された。新長期計画は、その後同年12月に改正された「障害者基本法」により同法に基づく障害者基本計画と位置付けられた。

我が国の障害者施策は、これらの長期計画に沿ってノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下に着実に推進されてきた。すなわち平成7(1995)年には、新長期計画の後期重点施策実施計画として「障害者プラン」が策定され、障害者施策の分野で初めて数値による施策の達成目標が掲げられた。

また、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)」が制定され、建物、交通分野でのバリアフリー化に向けた制度が整備されるとともに、障害者の社会参加を阻む「欠格条項」の見直しが行われた。さらに、平成15(2003)年には、障害者福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改めるなど、障害者の自己決定に向けた取組を強化することとされている。

他方、国連においては、1992(平成4)年、「国連障害者の十年」の終了を受けて、アジア太平洋地域における国連「障害者に関する世界行動計画」を更に推進するため、E S C A P「アジア太平洋障害者の十年」がスタートした。この「十年」は2002(平成14)年5月のE S C A P総会において我が国の主唱により、更に10年延長され、同年10月に滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合において、すべての人のための障壁のないかつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアムフレームワーク」が採択された。

我が国では、少子高齢化やIT革命の進展など社会経済の大きな変化に直面する中で、21世紀を活力に満ち、国民一人一人にとって生きがいのある安全で安心な社会とすることを目指して、経済・財政、社会、行政の各分野において抜本的な構造改革が推進されている。

新しい世紀における我が国の障害者施策は、これまでの国際的な取組の成果を踏まえ、また我が国の将来のあるべき社会像を視野に入れて策定する必要がある。

この障害者基本計画(以下「基本計画」という。)においては、新長期計画における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15(2003)年度から24(2012)



年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めるものである。

## I 基本的な方針

### (考え方)

21世紀に我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。

他方、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。

人権が尊重され能力が発揮できる社会の実現を図ることは、少子高齢化の進展する我が国において、将来の活力を維持向上させる上でも重要である。

国民誰もが同等に参加、参画できる共生社会は、行政だけでなく企業、NPO等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、国民一人一人の理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要である。

この基本計画では、以下のような考え方に立って、政府が関係者の理解と協力の下に取り組むべき障害者施策の基本的方向を定めるものとする。

### (横断的視点)

#### 1 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、国民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理など、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進する。

また、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進する。

社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、企業、市民団体等の取組を積極的に支援する。

#### 2 利用者本位の支援

地域での自立した生活を支援する事を基本に、障害者一人一人のニーズに対応してライフサイクルの全段階を通じ総合的かつ適切な支援を実施する。

利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりを推進する。

利用者のニーズに沿った多様かつ十分なサービスを確保するため、企業等の積極的活用も含め、供給主体の拡充を図る。

また、地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、NPOや地域住民団

体との連携・協力を推進する。

### 3 障害の特性を踏まえた施策の展開

個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進する。

また、現在障害者施策の対象となっていない障害等に対しても必要性を踏まえ適切に対応する。

WHO（世界保健機関）で採択されたICF（国際生活機能分類）については、障害の理解や適切な施策推進等の観点からその活用方策を検討する。

### 4 総合的かつ効果的な施策の推進

#### (1) 行政機関相互の緊密な連携

国及び地方公共団体における教育、福祉、医療、雇用・就業等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保する。

#### (2) 広域的かつ計画的観点からの施策の推進

地域間、障害種別によりサービス水準の格差が生じないように計画的・総合的に施策を推進するほか、適切な圏域設定の下で効果的な相談支援、サービス提供体制の整備を図る。

また、地域における効果的かつ効率的な施策推進の観点から、高齢者、児童等に関する他の計画との整合性に留意する。

#### (3) 施策体系の見直しの検討

障害者福祉施設サービスの再構築を図るなど適宜必要な施策・事業の見直しを行う。

また、個々の障害者に適切なサービスを提供する観点から、高齢者施策など他の関連制度との連携の在り方について検討する。

## II 重点的に取り組むべき課題

### 1 活動し参加する力の向上

#### (1) 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーション

障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・治療や交通・労災事故等の防止対策を推進する。

障害の重度化を予防し、その軽減を図るため、障害の早期発見及び障害に対する医療、医学的リハビリテーションの提供を推進する。

障害の原因となる疾病等の予防・治療、障害の軽減等に関する研究開発を推進する。

#### (2) 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進

障害者一人一人の多様なニーズに適合する各種福祉用具や機器等の研究開発を推進するとともに、国際標準によるガイドラインの策定等により障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい製品、サービスの普及を促進する。

#### (3) IT革命への対応

急速に進展する高度情報通信社会において障害者の社会参加を一層推進するため、

デジタル・ディバイド（ITの利用機会及び活用能力による格差）解消のための取組を推進する。

特に、ITの利用・活用が障害者の働く能力を引き出し経済的自立を促す効果は大きいことから、その積極的な活用を図る。

また、障害者が地域で安全に安心して生活できるよう、ITの活用による地域のネットワークを構築する。

## 2 活動し参加する基盤の整備

### (1) 自立生活のための地域基盤の整備

障害者が地域において自立し安心して生活できることを基本にその基盤となる住宅、公共施設、交通等の基盤整備を一層推進するとともに、障害者の日常生活の支援体制を充実する。

支援体制は、障害者本人、ボランティア、地域住民の参加の下に関係機関の緊密な地域的協力により構築する。

また、障害者の自立に重要な役割を担う家族に対する支援策の充実を図り、家庭における障害者の自立への取組を支援する。

### (2) 経済自立基盤の強化

地域での自立した生活を可能とするためには経済的な基盤の確立が不可欠であり、雇用・就業、年金、手当等により経済的に自立した生活を総合的に支援する。

このため、IT等の活用や企業との連携による職業能力開発を強化するとともに、福祉、医療、教育など関係分野の連携による支援体制を構築することにより、障害者の働く力の向上を図る。

また、年金、手当等による所得保障を引き続き推進する。

## 3 精神障害者施策の総合的な取組

精神障害者に係る保健・医療、福祉など関連施策の総合的かつ計画的な取組を促進する。

入院医療中心から、地域における保健・医療・福祉を中心とした施策を推進し、退院・社会復帰を可能とするためのサービス基盤の整備を目指す。

## 4 アジア太平洋地域における域内協力の強化

「アジア太平洋障害者の十年」の次の10年の行動課題である「びわこミレニアムフレームワーク」の推進に積極的に貢献するとともに、技術協力や障害者団体の交流等を通じアジア太平洋地域の各国・地域との協力関係の強化に主導的な役割を果たす。

## III 分野別施策の基本的方向

### 1 啓発・広報

#### (1) 基本方針

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に関する国民理解を促進するため、幅広い国民の

参加による啓発活動を強力に推進する。

## (2) 施策の基本的方向

### ① 啓発・広報活動の推進

共生社会の理念の普及を図るため、行政はもとより企業、NPO等民間団体との連携による啓発活動を推進するとともに、インターネット上に障害者理解のためのホームページを作成するなどITを積極的に活用し国民理解の推進を図る、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマスメディアの協力を得て、国民理解促進のための広報活動を計画的かつ効果的に実施する。

障害者の日、障害者週間等の各種行事を中心に一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。

### ② 福祉教育等の推進

交流教育の実施など小・中学校等における学校の教育活動を通じ、障害者に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進する。

福祉講座や講演会の開催、ビデオテープ、映画等のライブラリーの充実等により、社会一般の理解を深めるとともに、福祉事務所、更正相談所、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等の福祉、保健サービスの実施機関と連携しながら、地域住民への啓発・広報を展開する。

### ③ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進

障害者が地域において安全に安心して生活できるよう、公務員を始めとする各種公共サービス従事者への障害者に関する理解の促進とその徹底を図る。

### ④ ボランティア活動の推進

児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進する。

## 2 生活支援

### (1) 基本方針

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、すべての障害者に対して豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立する。

### (2) 施策の基本的方向

#### ① 利用者本位の生活支援体制の整備

##### ア 身近な相談支援体制の構築

身近な相談支援体制の構築するため、各種の生活支援方策を中心として、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、様々な障害種別に対応して、総合的な運営を図る。

利用者によるサービス選択に資するため、福祉サービスについて情報提供の促進を図る。特に、都道府県レベルにおいて、各サービス提供事業者に関する情報のデータベース化とこれにアクセスするためのネットワーク体制の構築を図る。

家族と暮らす障害者について、その家庭や家族を支援することとし、特に、障害児の健全な発達を支援する観点から、家族に対し、療育方法などの情報提供やカウンセリング等の支援を行う。

障害者相談員が地域で生活する障害者の多様なニーズに身近で対応できるようにするため、相談員の養成・研究を行うとともに、相談員相互のネットワーク化等を図り、その活用を推進する。また24時間体制の電話相談等を普及させるとともに、インターネットを利用した相談体制の実施も検討する。

難病患者及びその家族の療養上又は生活上の悩み、不安等の解消を図るため、難病に関する専門的な相談支援体制の充実に努める。

児童相談所、更生相談所、保健所等の公的相談機関と、地方公共団体が実施する生活支援方策について、都道府県、障害保健福祉圏域及び市町村の各レベルでのネットワーク化を図り、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。

#### イ 権利擁護の推進

障害者の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な者に対応する地域福祉権利擁護事業、成年後見制度など障害者の権利擁護に関する事業及び財産管理を支援するシステムについて、利用の促進を図る。

障害者の権利侵害等に対応するため、福祉制度や福祉サービスに係る権利擁護システムを地域において導入していくことを促進する。また、当事者等により実施される権利擁護のための取組を支援することを検討する。

#### ウ 障害者団体や本人活動の支援

知的障害者本人や精神障害者本人の意見が適切に示され、検討されるよう支援を強化する。特に、様々なレベルの行政施策に当事者の意見が十分反映されるようにするため、当事者による会議、当事者による政策決定プロセスへの関与等を支援することを検討する。

ボランティアを育成し、障害者がニーズに応じて派遣を受けることのできる体制の整備を検討する。また、障害者自身がボランティアとして活動できるよう支援する。

### ② 在宅サービス等の充実

#### ア 在宅サービスの充実

ホームヘルプサービス等の在宅サービスを障害者がニーズに応じて利用できるよう、その量的・質的充実に努める。このため、既存事業者の活用とともに、新規事業者が参入しやすい仕組みとする。

ホームヘルプサービスについては、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。

豊かな地域生活のためには、日中の活動の場としてのデイサービスを身近な地域で利用できることが重要であり、デイサービスセンターに加え、学校の空き教室等

を利用して、その充実を図る。また、重症心身障害児（者）通園事業については、充実を図る。

イ 住居の確保

障害者の地域での居住の場であるグループホーム及び福祉ホームについて、重度障害者などのニーズに応じて利用できるような量的・質的充実を努める。

ウ 自立及び社会参加の促進

地域での自立生活を支援するため、情報提供、訓練プログラムの作成、当事者による相談活動等の推進を図る。特に、当事者による相談活動は、障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段であることから、更なる拡充を図る。

障害者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など社会参加促進のためのサービスを充実する。

障害者の社会参加を一層推進するため、身体障害者補助犬の利用を促進する。

エ 精神障害者施策の充実

精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、居宅生活支援事業の普及を図るとともに、ケアマネジメントの手法の活用を検討する。特に、条件を整えば退院可能とされる者の退院・社会復帰を目指すため、必要なサービスを整備する。

精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る。当事者による相談活動に取り組む市町村への支援を検討する。

オ 各種障害への対応

盲ろう等の重度・重複障害者、高次脳機能障害者、強度行動障害者等への対応の在り方を検討する。また、難病患者及びその家族に対し、地域における難病患者等支援対策の充実を努める。さらに、自閉症の特性を踏まえた支援の在り方について検討するとともに、自閉症・発達障害支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を努める。

③ 経済的自立の支援

ノーマライゼーションの理念を実現し、障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業に関する施策を進めるとともに、年金や手当等の給付により、地域での自立した生活を総合的に支援する。

年金を受給していない障害者の所得保障については、拠出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性などの問題に留意しつつ、福祉的観点からの措置で対応することを含め、幅広い観点から検討する。

障害年金など個人の財産については、障害者が成年後見制度等を利用して適切に管理できるよう支援する。

④ 施設サービスの再構築

ア 施設等から地域生活への移行の推進

障害者本人の意向を尊重し、入所（院）者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活技能を高めるための援助技術の確立などを検討する。

「障害者は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者及び市民の地域福祉への理解を促進する。

授産施設等における活動から一般就労への移行を推進するため、施設外授産の活用や関係機関と連携した職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の利用を推進する。

#### イ 施設の在り方の見直し

施設体系について、施設機能の在り方を踏まえた上で抜本的に検討する。

入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する。

障害者が身近なところで施設を利用できるよう、小規模通所授産施設等の通所施設や分場の整備を図るとともに、障害種別を越えて相互利用を進める。

障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置付け、その活用を図る。

障害の重度化・重複化、高齢化に対応する専門的ケア方法の確立について検討する。また、高次脳機能障害、強度行動障害等への対応の在り方を検討する。

入所者の生活の質の向上を図る観点から、施設の一層の小規模化・個室化を図る。

#### ⑤ スポーツ、文化芸術活動の振興

障害者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障害者の利用しやすい施設・設備の整備の促進及び指導員等の確保を図る。

また、文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等を促進する。

全国障害者スポーツ大会や障害者芸術・文化祭の充実に努めるとともに、民間団体等が行う各種のスポーツ関連行事や文化・芸術関連行事を積極的に支援する。

（財）日本障害者スポーツ協会を中心として障害者スポーツの振興を進める。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツについて、振興に取り組む。

#### ⑥ 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進する。特に、専門的な相談に対応していくため、情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築を図る。

福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上のため、研修の充実を図る。

国立身体障害者リハビリテーションセンター、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）における福祉用具開発のための先進的研究を推進するとともに、研究機関、大学、企業等の連携により、福祉用具の開発等を進める。また、研究成果の安全かつ適切な普及を図るために、積極的に標準化を進めるとともに、国際規格提案を行う。

#### ⑦ サービスの質の向上

質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を活用し、自己評価を更に進めるとともに、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施も検討する。

サービスに関する苦情に対応するため、事業者や都道府県社会福祉協議会が設けている苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援する。

#### ⑧ 専門職種の養成・確保

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など社会福祉の専門的相談・支援、介護等に従事する者の養成を行う。また、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士などリハビリテーションに従事する者、ホームヘルパー等の質的・量的充実を図る。

障害に係る専門的な研究を行うとともに障害保健福祉に従事する職員を養成・研修するため、国立専門機関等を更に積極的に活用する。

### 3 生活環境

#### (1) 基本方針

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進する。

このため、障害者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、防災、防犯対策を推進する。

#### (2) 施策の基本的方向

##### ① 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

障害者の特性やニーズに対応した適切な設備・仕様を有する障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進するとともに、バリアフリー化された住宅ストックの形成を推進する。

また、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」に基づく多数の者が利用する一定の建築物についてのバリアフリー対応の義務付け、設計者等向けのガイドラインの作成・周知などにより、障害者等すべての人が円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を推進する。さらに、窓口業務を行う官庁施設等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進する。

##### ② 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」及び旅客施設や車両等のバリアフリー化に関するガイドライン等により、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル並びに鉄軌道車両、バス車両、旅客船及び航空機のバリアフリー化を推進する。また、道路については、道路の移動円滑化に関するガイドライン等を整備し、幅の広い歩道の整備



や歩行者等を優先するエリアの形成、歩行者のためのITS（高度道路交通システム）の研究開発を通じて誰もが安全で安心なバリアフリーな歩行空間ネットワークの形成を図る。

特に、旅客施設を中心とした一定の地区においては、旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

また、単独では公共交通機関を利用できないような障害者等の輸送といった、公共交通機関による輸送サービスが十分に提供されないおそれのある分野での移動の確保については、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、STS（スペシャル・トランスポート・サービス）の活用を含め適切な対応を図る。

さらに、障害者等すべての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、バリアフリー情報の統一的な提供や障害特性に配慮した情報提供を推進するとともに、交通バリアフリー教室等の普及・啓発活動の展開により、国民の理解の浸透を図る。

また、障害者等すべての人が快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公園、水辺空間等におけるバリアフリー化を推進する。

### ③ 安全な交通の確保

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、音響信号機等のバリアフリー対応型信号機等の整備を推進する。

また、交通事故が多発している住居地区や商業地区を中心に、信号機や道路標識等の整備を重点的に推進することにより、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を図り、自動車事故の防止と障害者の安全かつ円滑な通行を確保する。

さらに、自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の運用、携帯端末を活用した安全な通行に必要な情報の提供、歩行者青時間の延長を行うPICS（歩行者等支援システム）の整備を推進するとともに、障害特性に配慮した見やすく分かりやすい標識・標示の整備を図る。

### ④ 防災、防犯対策の推進

#### ア 災害対策

自力避難の困難な障害者等の災害弱者に関連した施設が立地する土砂災害危険箇所等において、治山、砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進する。

#### イ 住宅等の防災対策

行政機関と福祉関係者等の防火対策推進協力者とが連携し、障害者等の所在の積極的な把握や訪問診断等役割に応じた防火対策を推進する。

消防用設備等の技術基準等の改正など障害者等が利用する防火対象物における消防用設備等の技術基準の在り方について検討を行う。

自力避難の困難な障害者等が居住する住宅及び避難所となる公的施設や利用施設等における障害者の特性に配慮した防災設備の整備・充実を図るとともに、自

主防災組織等による協力体制の確立、地域における住民、消防署等による防災ネットワークの確立など地域における災害対策を推進する。

また、地域防災計画において、自力避難の困難な障害者等に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援について位置付けるとともに、障害者関係者団体の参加による防災訓練の実施を推進する。

緊急通報システム、ファックス、Eメール等による消防、警察への緊急通信体制の一層の充実を図るとともに、聴覚障害者など音声による意思疎通が困難な者へのEメール等による緊急連絡等のためのシステム検討や関係する民間活動への支援など、障害者に対する災害時・緊急時の情報伝達に配慮した施策を推進する。

#### ウ 防犯対策

緊急通報、ファックス、Eメール等による警察への緊急通信体制の一層の充実を図る。

また、手話のできる警察官の交番等への配置等の施策を引き続き推進する。

地域における住民と警察署による防犯・防災ネットワークの確立に努め、障害者に対する防犯知識の普及及び事故時における障害者への援助に関する知識の普及に努める。

障害者の生活施設や障害者が居住する住宅等における犯罪や事故の発生を警戒・防止するための民間の防犯システムの普及を図る。

### 4 教育・育成

#### (1) 基本方針

障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応する。

#### (2) 施策の基本的方向

##### ① 一貫した相談支援体制の整備

障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う。

乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性にかんがみ、これまで進められてきた教育・療育施策を活用しつつ、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な相談支援体制の構築を図る。さらに、思春期の児童生徒についても、必要な支援を行う。

また、精神疾患について、関係機関が連携して早期発見のための相談支援体制を確立するとともに、学校等における正しい知識の普及を図る。

##### ② 門機関の機能の充実と多様化

近年の障害の重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、教育・療育機関の機能の充実を図り、地域や障害のある子どもの多様なニーズにこたえる地域の教育・療育のセンターとしての役割を担うための体制整備を図る。

盲・聾・養護学校については、その在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、地域の保護者等への相談支援や小・中学校等における障害のある児童生徒等への計画的な教育的支援等を行う地域の障害のある子どもの教育センター的な役割も果たす学校へ転換を図る。

療育機関については、施設の入所者だけでなく地域で生活する障害のある子ども にも 関しても有用で専門的な技術を有しており、これらの機関を活用してショートステイ、ホームヘルプサービス等のサービスの充実を図る。

### ③ 指導力の向上と研究の推進

学校外の専門家等の人材の活用、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図る。

児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化等を踏まえ、そのニーズに応じた教育の効果的な実施を確保するため、現在盲・聾・養護学校の学校ごとに特定されている特殊教育に係る免許制度の改善を図る。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所、大学等において、先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究を一層推進するとともに、その成果等を教育現場等に円滑に普及するための情報提供を推進する。

### ④ 社会的及び職業的自立の促進

障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行う個別の支援計画の策定など障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援体制を構築する。

また、後期中等教育及び高等教育への就学を支援するため、各学校や地域における支援の一層の充実を図るとともに、在宅で生活する重症心身障害児(者)に対し、適切な医学的リハビリテーションや療育を提供し、日常生活動作等にかかわる療育を行うほか、保護者等の家庭における療育技術の習得を図るための支援を行う。

地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、教育・療育機関は、関係機関と連携して生涯学習を支援する機関としての役割を果たす。

### ⑤ 施設のバリアフリー化の促進

教育・療育施設において、障害の有無にかかわらず様々な人々が、適切なサービスを受けられ、また、利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進する。

障害のある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から施設に加えて情報機器等学習を支援する機器・設備等の整備を推進する。

## 5 雇用・就業

### (1) 基本方針

雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図る。

### (2) 施策の基本的方向

#### ① 障害者の雇用の場の拡大

##### ア 障害者雇用率制度を柱とした施策の推進

障害者雇用率制度は、障害者の雇用促進策の根幹となる柱であり、障害者に自立や社会参加の機会を提供する強力な後ろ盾となる制度である。今後とも当該制度を中心として、障害者雇用の一層の促進を図る。

個別の企業に対する日常的な指導の充実や、実雇用率の低い企業に対する雇入れ計画の作成命令等の指導の厳格化を図る一方、障害者雇用のための企業の取組を後押しするため、各種助成金についても、より効果的な活用が図られる方向で改善を図る。

精神障害者については、今後障害者雇用率制度の対象とするための検討を進めることとし、そのために、関係者の理解を図りつつ、精神障害者の把握・確認方法の確立、企業における精神障害者雇用の実態把握など障害者雇用率制度を適用するために必要な検討、準備を着実に進める。また、採用後に発病した精神障害者については、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策の充実を図る。

除外率制度については、平成16（2004）年度より段階的に縮小を進め、一定の準備期間を置いて廃止を目指す。

国及び地方公共団体の除外職員制度についても、企業との均衡を考慮して同様の方向で進める。

企業に対する啓発活動の充実を図るとともに、雇用管理のノウハウの情報提供に努める。

経営者団体においても、障害者雇用についての相談に応じるなど、障害者の雇用管理のノウハウの提供が行われることが望まれる。

障害者の教員免許取得状況等を踏まえつつ、教育委員会における実雇用率上昇のための取組について検討する。また、国、地方公共団体において障害者雇用の取組を行いやすくするため、より広い職域での雇用が可能となるよう、関係する行政機関等で合算して実雇用率を算定する方式の活用を進める。

##### イ 障害者の能力・特性に応じた職域の拡大

重度障害者多数雇用事業所や特例子会社における障害者雇用の取組を支援するとともに、その蓄積されたノウハウをいかし、障害者の能力・特性に応じた更なる職域の拡大に努める。また、障害者がその能力にふさわしい処遇を受け、労働条件面を含む職業生活の質の向上を図ることができるよう、諸条件の整備に努め

る。

重度障害者多数雇用事業所については、今後とも障害者雇用の先駆的な取組を促すべく助成金制度による支援を行う。

特例子会社制度を積極的に活用し、グループ内企業に共通する業務の集中処理等による障害者雇用の拡大を図るとともに、グループ企業全体の雇用に促進する。

ウ 障害者の働きやすい多様な雇用・就業形態の促進

短時間雇用、在宅就業等の普及は障害者がその能力や特性に応じて働くための機会の増大につながるものであり、必要な支援、環境づくりに取り組む。

直ちにフルタイムで働くことが困難な障害者等を念頭に、短時間雇用のための支援策の充実を図る。

通勤の困難な重度障害者等を念頭に、在宅就業におけるIT活用を推進する。

エ ITを活用した雇用の促進

障害者の職域の拡大、雇用・就業形態の多様化、職業能力の開発などの面でITを最大限活用する。

就業を可能にする機器やソフトの開発及び普及を行い、就業機会の拡大を図るとともに、障害の部位・特性等に配慮しつつ、IT技術を活用し、障害者がこれらの支援機器等の操作に習熟するための効果的な職業訓練を推進する。

在宅就業を行う障害者の仕事の受発注や技能の向上に係る援助を行う支援機関の育成、支援等の充実を図る。

オ 障害者の雇用・就業を行う事業の活性化

障害者雇用等の社会的意義を踏まえ、国の行う契約の原則である競争性、経済性、公平性等の確保に留意しつつ、官公需における障害者多数雇用事業所等及び障害者雇用率達成状況への配慮の方法について検討する。

カ 障害者の創業・起業等の支援

自ら創業・起業を行うような挑戦意欲のある障害者を支援するため、その実情や実態に係る調査を実施するなど具体的ニーズの把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、障害者の創業・起業に必要な資金調達の円滑化に資する施策など必要な方策を検討する。

また、障害者によるNPO等の非営利団体の設立、創業・起業等の活動に対する支援策等を検討する。

② 総合的な支援施策の推進

ア 保健福祉、教育との連携を重視した職業リハビリテーションの推進

障害者の雇用促進を効果的に行うため、障害者の職業生活全般にわたり福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら施策を推進する。

障害者総合職業センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターが連携し、その特色をいかしつつ、中途障害者も含めた職業リハビリテーションを推進するとともに、医療、福祉、教育等との連携の強化を図る。特に地域障

害者職業センターにおいては、社会福祉法人や保健福祉行政機関等の連携して職業適応援助者事業や職業準備訓練等の効果的な実施を図る。

また、障害者職業総合センターにおいて、障害の特性に応じた職業リハビリテーション技法等の研究開発を推進する。

障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行うため、障害者就業・生活支援センターを通じた支援の促進を図る。

#### イ 雇用への移行を進める支援策の充実

トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）の活用、授産施設等における支援、盲・聾・養護学校の在学中から卒業後までを通じた支援等により、雇用への移行の促進を図る。

トライアル雇用を更に拡充、実施するとともに、あわせて、短期間の職場適応訓練等を活用しながら事業主に障害者雇用への理解を深め、常用雇用への移行を進める。

授産施設及び小規模作業所がその本来の機能を十分に果たし、企業等における雇用に一層効果的につなげていくことができるよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者事業を活用するほか、適切な方法で施設外授産を行う。

盲・聾・養護学校卒業生の企業への雇用を進めるため、労働機関、福祉機関等との十分な連携の下、生徒一人一人の将来の就業に向けた個別の支援計画を策定、活用するなど在学中から卒業後を通じた適切な支援を行う。

また、障害者が、就業を行う上で必要な各種の資格の取得において不利にならないよう、高等教育機関等の試験等で必要な配慮を進める。

#### ウ 障害者の職業能力開発の充実

多様な職業能力開発資源を活用し、新たに就業を希望する障害者及び在職障害者並びに離職を余儀なくされた障害者の早期再就職を図るための職業訓練を推進する。また、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や国民の理解を高めるための啓発に努める。

障害者の職業能力開発については、一般の公共職業能力開発施設における障害者の受入れを一層促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進するなど障害者の受入体制の整備を図る。

これらの施設で受入れが困難な重度障害者等については、障害者職業能力開発校において、障害の特性や程度に応じた訓練科目を設定し職業訓練を推進する。その際、障害の重度化・重複化、障害者の高齢化など訓練ニーズの多様化に留意するとともに、サービス経済化や情報化の進展、また、除外率制度の縮小に伴う雇用ニーズの動向を踏まえるものとする。

また、ITに係る教育訓練ソフトをインターネットを通じて配信し在宅でも随時能力開発ができるようにするための遠隔訓練システムを開発し、公共職業能力開発施設等への通所に制約がある障害者への活用を図る。

技術革新に伴う職務内容の多様化等に対応し、職業能力の向上を図るため在職障害者向け訓練を実施するほか、事業所においても在職障害者に対する効果的な職業能力開発が行われるよう、関係機関との密接な連携の下に、事業主や障害者に対し相談、援助等の支援を行う。

障害者が高度なレベルの職業能力を身につけ、その能力にふさわしい処遇を受けることが重要であることから、可能な限り多くの訓練機会を得られるよう、民間の教育訓練機関等多様な職業能力開発資源を活用した委託訓練を幅広く実施する。

また、民間外部講師についても一層積極的に活用し、多様化する訓練ニーズに対応していくものとする。

#### エ 雇用の場における障害者の人権の擁護

企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないよう、適切な措置を講ずる。

### 6 保健・医療

#### (1) 基本方針

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図る。

#### (2) 施策の基本的方向

##### ① 障害の原因となる疾病等の予防・治療

障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進する。

##### ア 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

妊産婦の健康教育、健康指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査等の適切な実施について、「健やか親子21」等に基づき推進を図る。

脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防等について、「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」等に基づき推進を図る。

学校、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾患等に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図る。

##### イ 障害の原因となる疾病等の治療

周産期集中治療管理室や新生児集中治療管理室を含む周産期・小児医療施設の施設及び設備の整備を図る。

障害の原因となる疾患、特に精神疾患、難治性疾患等について適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による相談指導、訪問指導等の保健サービス等の提供体制の充実及びこれら

の連携を促進する。

障害の原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進する。

精神疾患や難治性疾患患者に対する治療及び保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制について検討し、その充実を図る。

ウ 正しい知識の普及等

障害の原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等について、その予防や治療について、国民、保健・医療従事者等に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する不当な偏見・差別や過剰な不安の除去を図る。

② 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

障害の早期発見及び障害に対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減並びに重度化・重複化、二次障害及び合併症の防止を図るとともに、障害者に対する適切な保健サービスを提供する。

特に、小児に対しては、障害に対応した発達を支援する。

ア 障害の早期発見

「健やか親子21」等の推進等により、妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校における健康診査等の健診の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障害の早期発見を徹底する。

イ 障害に対する医療、医学的リハビリテーション

治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障害については、適切な医療、医学的リハビリテーションの提供並びにサービス提供拠点の整備及び確保を図る。

障害の早期発見と早期療育は、その後の障害の軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と療育の場の確保を図るとともに、障害に対応した発達を支援する。

人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患など障害に対する継続的な医療が必要な障害者に対しては、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、治療のために適切な保健・医療サービス提供の充実を図る。

骨、関節等の機能や感覚器機能の障害及び高次脳機能障害など医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待されるものについて、適切な評価、病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保を図る。

障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図る。

ウ 障害者に対する適切な保健サービス

障害を有する者の健康の保持・増進、精神疾患及び難治性疾患に対する保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制について検討し、その充実を図る。



保健所等において、障害児の発達について相談・指導を行う。

エ 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

保健・医療サービス等の提供機関による自主的な情報公開と、第三者評価を推進するとともに、医療サービスの提供機関、その内容や評価、各種行政サービス等に関する情報を集約し、障害者等が入手しやすい情報提供体制の充実を図る。

③ 精神保健・医療施策の推進

一般国民の心の健康づくり対策とともに、精神障害者に対する保健・医療施策を一層推進する。

ア 心の健康づくり

学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図る。

うつ対策を中心とした自殺予防対策を講じる。また、職場における心の健康づくり体制を整備する。

睡眠障害を有する者のうち、特に治療を要する者に対する適切な相談体制を確保する。また、児童思春期における心の問題及び心的外傷体験を受けた者の心のケアに係る専門家の確保並びに地域における相談体制の充実を図る。

イ 精神疾患の早期発見・治療

精神疾患の早期発見方法及び発見機会の確保・充実を図る。

専門診療科以外の診療科、保健所、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムを確立するなど地域における適切な精神医療提供体制の確立を推進する。

精神医療における人権の確保を図るため、都道府県及び指定都市に対し、精神医療審査会の機能の充実・適正化を促す。

精神疾患について、患者の病態に応じた適切な医療の提供を確保し、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神病床の機能分化、精神医療に関する情報提供、EBM（提供に基づく医療）及び安全対策の推進を図る。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保を推進する。

④ 研究開発の推進

最新の知見や技術を活用し、倫理的側面に配慮しつつ、障害の原因となる疾病等の病因・病態の解明、予防、治療、再生医療等に関する研究開発を推進する。

障害の予防、治療、障害者のQOL（生活の質）の向上等を推進するためには、基礎となる技術の開発が重要であり、最新の知見や技術を活用した研究開発を推進する。

障害の原因となる先天性又は後天性の疾患の発症の病因・病態の解明並びにその予防、診断及び治療のための研究について推進を図る。特に、近年、急速に研究の進展が期待されるゲノムやプロテオーム技術、画像技術等の先端技術と疫学研究等

を総合的に活用して学際的研究開発を推進する。

難治性疾患に関し、病因・病態の解明、画期的な治療法の開発及び生活の質の改善につながる研究開発を推進する。

障害のある身体機能、感覚器機能、臓器機能等の改善、再生、補完を行うことによって、障害の軽減を図ることが期待できることから、低侵襲手術やコンピューター技術等を活用した外科的治療、筋骨格系の維持や疾病治療等のための再生医療、身体機能や内蔵機能の代替・補完等の支援機器に関する研究開発等を推進する。

脳機能研究の推進により、高次脳機能障害、感覚認知機能障害等に関し、新たな新療法の開発、医学的リハビリテーションの効率化及び訓練プログラムの改善を進める。

「キレる子」、「社会的ひきこもり」など心の健康に関連する問題の予防と対応のため、脳及び精神機能の発達と行動形成過程の解明、教育等の対応手法等に関する研究開発を推進する。

#### ⑤ 専門職種の養成・確保

理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、精神保健福祉士及び司法精神医療、児童精神医療等に係る医師、看護師等の養成と適切な配置を図る。

地域の保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障害の原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するための基礎となる専門職員の資質の向上を図る。

医師等の臨床研修及び生涯教育の充実等を図る。

### 7 情報・コミュニケーション

#### (1) 基本方針

IT（情報通信技術）の活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害によりデジタル・デバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進するほか、障害特性に対応した情報提供の充実を図る。

#### (2) 施策の基本的方向

##### ① 情報バリアフリー化の推進

障害者のリテラシー（情報活用能力）の向上のため、研修・講習会の開催、障害者のITの利用を支援する支援技術者の養成・育成を推進するための施策を促進するとともに、障害者のIT利用を総合的に支援する拠点の整備を推進する。

障害者が容易に情報を発信し、情報にアクセスできるよう、使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及等を促進するとともに、ISO/IECガイド71（高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）に基づき、障害者にとって、使いやすいように配慮した情報通信機器設計の指針等をJIS（日本工業規格）化する。

各省庁、地方公共団体は公共調達において、障害者に配慮した情報通信機器、シ

ステムの調達に努力する。

行政情報について、ホームページ等のバリアフリー化を推進する。

- ② 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及  
選挙における障害者の投票を容易にする手段として、電子投票の導入を推進する。  
障害者のITの利用を促進するため、情報通信機器の取得を支援する施策を推進する。

S O H O（在宅や小規模は事務所での勤務）、テレワーク（情報通信を利用した在宅勤務等）などITの活用による障害者の就業のための取組を推進する。

- ③ 情報提供の充実

聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での整備を促進する。

放送事業者の協力も得て、字幕番組、解説番組、手話番組など障害者に配慮した情報提供の一層の拡充のための施策を推進する。

点字図書、字幕付きビデオなど視聴覚障害者への情報提供サービスの充実を図るとともに、公共サービスにおいては、点字、録音物等による広報の促進を図る。また、字幕付きビデオ作成に係る著作権の運用改善を図る。

- ④ コミュニケーション支援体制の充実

コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者に対する手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう通訳者の養成研修を推進するとともに、これらの派遣体制の充実強化を推進する。

各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置を働きかけるとともに、国民の手話に対する理解と協力を促進する。

## 8 国際協力

### (1) 基本方針

「アジア太平洋障害者の十年」が2003（平成15）年から更に10年間延長されたこと等も踏まえ、障害者団体間の交流、政府や民間団体による各種協力の実施等によるアジア太平洋地域への協力関係の強化に努める。

### (2) 施策の基本的方向

#### ① 国際協力等の推進

ネットワークづくりや推進体制の整備により、リハビリテーション等の技術交流、情報の交換、技術指導者の養成等の国際協力を一層推進する。特に、アジア太平洋地域における国際協力を積極的に取り組む

また、国際協力に当たっては、相手国の実態やニーズを十分把握するとともに、援助を受ける国の文化を尊重し、その国のニーズに応じ柔軟に対応する。

#### ② 障害者問題に関する国際的な取組への参加

国連や各種の国際的な非政府機関における障害者問題についての条約や行動計画、ガイドラインの作成等の取組等に積極的に参加する。

#### ③ 情報の提供・収集

我が国の国内施策を諸外国へ紹介するとともに、各国の施策の現状に関する情報の収集、提供等に努める。

④ 障害者等の国際交流の支援

障害者問題に関する国際的な取組等に貢献する観点から、障害者団体等による国際交流を支援する。

#### IV 推進体制等

##### 1 重点施策実施計画

重点的に取り組むべき課題について、基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、具体的な目標及びその達成期間を定めた重点施策実施計画を策定し実施する。重点施策実施計画を策定したときは、速やかに公表し、広く関係者に周知を図るとともに、その進捗状況を確認的に調査して公表する。

##### 2 連携・協力の確保

効果的かつ総合的な施策の推進を図るため、障害者施策推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関の間の施策連携を強化する。

また、地域における総合的、計画的な施策の推進を図るため、都道府県との連携も図りつつ、複数市町村による広域の対応も含め市町村計画の策定を支援する。

全国的に均衡あるサービス水準の実現を図るため、地方公共団体との連携を図るとともに、地域福祉推進の観点から、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体との連携・協力を推進する。

##### 3 計画の評価・管理

障害者関係団体との意見交換やニーズ調査の実施等を通じて施策・事業の有効性についての検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業を実施する。

また、障害者施策推進本部において基本計画の推進状況を継続的に点検するとともに、障害者のニーズや社会経済状況の変化等を踏まえて、必要に応じ計画を見直す。

##### 4 必要な法制的整備

障害者関係の各種法令の見直し等による将来的に必要な法制的整備について検討する。

##### 5 調査研究、情報提供

ニーズ調査、国内外の障害者施策の先進事例の収集・提供など調査研究、情報提供の充実を図る。

#### 用語（注）

1. ノーマライゼーション： 障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。
2. リハビリテーション： 障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者の

ライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方。

### 3. バリアフリー

: 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

4. ユニバーサルデザイン: バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## 6. 重点施策実施五か年計画

平成14年12月24日  
障害者施策推進本部決定

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定める。

### I 重点的に実施する施策及びその達成目標

#### 1 活動し参加する力の向上のための施策

##### (1) 障害の原因となる疾病の予防及び治療・医学的リハビリテーション

- ・ 難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質につながる研究開発を推進する。
- ・ 周産期医療ネットワークを全都道府県に整備する。
- ・ 生活習慣の改善により循環器病等の減少を図る。
- ・ 糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療継続率の向上を図る。
- ・ 医療刑務所等に機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新整備する。

8 施設

##### (2) 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進

- ・ 基準やガイドライン等の作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮指針である国際規格ISO/IECガイド71（規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）を平成15年度までにJIS規格化する。
- ・ 障害の特性に配慮したセキュリティシステム、防犯・防災設備の研究開発、普及を行う。
- ・ 個人適合型の生活環境・就業環境創出のためのデータベース整備・研究開発を行う。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した設計に必要な人間の寸法・形態に関する知的基盤を整備するため、平成16年度までに人体寸法を、約10分間（従来約90分）で測定する技術開発を行うとともに、少なくとも100人程度の人体寸法・形態を測定する。

##### (3) 情報バリアフリー化の推進

###### ① デジタル・ディバイドの解消

- ・ 高齢者・障害者の利用するIT機器の設計ガイドラインを平成15年度までに作成し、以降IT機器別のJIS規格を順次整備する。
- ・ 障害者のIT利用を支援する技術者の養成・育成研修等の開催を推進し、平成19年度までに10,000人以上が受講することを目指す。
- ・ 障害者のIT活用を総合的に支援する拠点を整備する。
- ・ ホームページ等のバリアフリー化の推進のための普及・啓発を推進する。

## ② 情報提供の充実

- ・ 字幕番組，解説番組及び手話番組の制作費に対する必要な助成を行う。
- ・ 効率的な番組製作技術の研究開発等の推進により障害者向け放送番組の拡充を図る。
- ・ 障害者の自立した食生活の実現のための関連情報の提供を推進する。

## ③ 研究開発

- ・ 障害者が使いやすい情報通信機器，システム等の開発・普及支援を行う。
- ・ 障害者ナビゲーションシステムを開発する。
- ・ ユビキタスネットワークとロボットを結ぶネットワーク技術等の研究開発を行う。
- ・ 視覚障害者に音声情報を提供し，歩行，移動等を支援する案内システムを設計するための指針に関する J I S 規格を，平成15年度までに調整する。

## (4) 欠格条項見直しに伴う環境整備

障害者施策推進本部申合せ（平成13年6月12日）に沿って，障害者に係る欠格事由の見直しに伴う教育，就業環境等の整備に努める。

## 2 地域基盤の整備

### (1) 生活支援

#### ① 利用者本位の相談支援体制の充実

市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り，これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。

#### ② 在宅サービス

- ・ ホームヘルパーを約60,000人確保する。
- ・ ショートステイを約5,600人分整備する。
- ・ デイサービスを約1,600か所整備する。
- ・ 障害児通園（児童デイサービス）事業を約11,000人分整備する。
- ・ 重症心身障害児（者）通園事業を約280か所整備する。
- ・ グループホームを約30,400人分整備する。
- ・ 福祉ホームを約5,200人分整備する。
- ・ 市町村における社会参加促進事業を着実に推進する。

#### ③ 施設サービス

- ・ 通所授産施設を約73,700人分整備する。
- ・ 施設サービスについては，通所施設の整備に努めるとともに，入所施設は真に必要なものに限定し，地域資源として有効に活用する。

### (2) 生活環境

#### ① ユニバーサルデザインによるまちづくり

地方公共団体が行うユニバーサルデザインによるまちづくりを支援する。

#### ② 住宅，建築物のバリアフリー化の推進

- ・ 新設させるすべての公共賃貸住宅について、バリアフリー化を実施する。
- ・ 手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストックの形成を推進する。 平成27年度までに全住宅ストックの2割
- ・ ハートビル法の利用円滑化基準に適合する特別特定建築物（新・増改築工事に係る部分の床面積が2,000㎡以上のもの）の建築を推進する。 100%
- ・ ハートビル法に基づいて、新営する国土交通省所管の官庁施設を、利用円滑化誘導基準に適合した施設として整備する。 100%
- ・ 窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者用便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000㎡以上のもの）等の改善を実施する。 平成22年度までに100%
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化を支援する。
- ③ 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進
  - ・ 一日当たりの平均利用者数が、5,000人以上である鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルに関し、原則すべてについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者用便所の設置を推進する。 平成22年までに100%
    - そのうち、段差解消につき、平成17年までに
      - 鉄軌道駅については約60%
      - バスターミナルについては約80%
      - 旅客船ターミナルについては約70%
      - 航空旅客ターミナルについては約70%
  - ・ バリアフリー化された鉄軌道車両の導入を推進する。 平成17年までに約20%、平成22年までに約30%
  - ・ 低床化されたバス車両の導入を推進する。 平成17年までに約30%、平成27年までに100%
  - ・ ノンステップバスの導入を推進する。 平成17年までに約10%、平成22年までに20～25%
  - ・ バリアフリー化された旅客船の導入を推進する。 平成17年までに約25%、平成22年までに約50%
  - ・ バリアフリー化された航空機の導入を推進する。 平成17年までに約35%、平成22年までに約40%
  - ・ 福祉タクシーの導入を推進する。 平成17年度までに2,600台
  - ・ 主要な鉄道駅等周辺における主な道路のバリアフリー化を実施する。 平成19年度までに53%
  - ・ 今後整備する高速道路等のサービスエリア及びパーキングエリア並びに主要な



幹線道路の道の駅については、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペースの整備を推進する。

- ・ 直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施する。
- ・ 人の利用に供するすべての新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペース等を整備する。
- ・ バリアフリーに配慮した森林総合利用施設の整備を推進する。
- ・ 移動支援バリアフリーマップを提供する。

#### ④ 交通安全の確保

- ・ バリアフリー対応型信号機の整備を推進し、交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路上の信号機の約8割をバリアフリー対応型信号機とすることを目指す。
- ・ 「あんしん歩行エリア」の形成を進め、エリア内の死傷事故の約2割を抑止、うち歩行者・自転車事故については約3割を抑止することを目指す。

#### ⑤ 運転免許所得希望者等に対する利便の向上

- ・ 特定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習の実施等の指導を行う。
- ・ 持ち込み車両等に対する技能試験の実施等を推進する。
- ・ 免許申請時等における障害者等のプライバシー保護への配慮及び運転適性相談等に係る態勢の充実を図る。

#### ⑥ 生活の安全の確保

- ・ Eメール、ファックス等による安全ネットワークを推進する。
- ・ 「手話交番」を推進する。
- ・ 地域における防犯ネットワークを確立する。
- ・ 自主防災組織による支援体制を整備する。
- ・ 行政機関と福祉関係者等による防火指導等を一層推進する。
- ・ 緊急通報システムによる消防への緊急通報体制の一層の充実など障害者に係る火災予防体制を強化する。
- ・ 砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土砂災害のおそれのある自力避難の困難な障害者等の災害弱者が24時間入院・入居している施設を保全する。  
平成19年度までに240施設
- ・ 障害者等災害弱者関連施設に係るきめ細やかな治山対策を実施する。
- ・ 防災情報を住民等に一齐に伝達するための送信装置のモデルシステムを平成15年度に開発する。

### 3 精神障害者施策の充実

条件が整えば退院可能とされる約72,000人の入院患者について、10年のうちに退院・社会復帰を目指す。このため、今後、更に総合的な推進方策を検討する。

#### (1) 保健・医療

- ・ 精神科救急医療システムを全都道府県に整備する。
- ・ うつ病対策、心的外傷体験へのケア対策及び睡眠障害への対策について、それぞれ平成15年度までに地域保健医療福祉関係者向けマニュアルを作成し、普及させる。
- ・ 「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」事例集を平成15年度までに作成し、普及させる。
- ・ 若年層の「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインを平成15年度までに作成し、普及させる。
- ・ 心的外傷体験へのケア対策及び思春期の心の健康対策に従事する専門家を養成する。

#### (2) 福祉

##### ① 在宅サービス

- ・ 精神障害者地域生活支援センターを約470か所整備する。
- ・ 精神障害者ホームヘルパーを約3,300人確保する。
- ・ 精神障害者グループホームを約12,000人分整備する。
- ・ 精神障害者福祉ホーム約4,000人分整備する。

##### ② 施設サービス

- ・ 精神障害者生活訓練施設（授護寮）を約6,700人分整備する。
- ・ 精神障害者通所授産施設を約7,200人分整備する。

\* 精神障害者ホームヘルパー、精神障害者グループホーム、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者通所授産施設の達成目標については、2（1）に掲げた達成目標の内数を掲げたものである。

#### 4 アジア太平洋地域における域内協力の強化

##### (1) 政府開発援助における障害者に対する配慮

- ・ JICA等を通じた研修員の受入れ等を実施する。
- ・ 草の根無償資金協力を通じた支援を実施する。
- ・ 日本NGO支援無償資金協力及びNGO事業補助金を通じた支援を実施する。

##### (2) 国際機関を通じた協力の推進

- ・ 平成16年開所に向けてアジア・太平洋障害者センターに対する支援を推進する。
- ・ 日本・エスキャップ協力基金への拠出を実施する。
- ・ 国連障害者基金への拠出を実施する。

#### 5 啓発・広報

##### (1) 共生社会に関する国民理解の向上

「共生社会」の用語、考え方の周知度を障害者基本計画の計画期間中に成人国民の50%以上とする。

##### (2) 関係機関・団体との連携による公共サービス事業者に対する障害者理解を促進する。

#### 6 教育・育成

(1) 一貫した相談支援体制の整備

- ・ 地域において一貫して効果的な相談支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する。
- ・ 小・中学校における学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する。
- ・ 盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。

(2) 専門機関の機能の充実と多様化

- ・ 盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成15年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度についても改善を図る。
- ・ 大学と国立特殊教育総合研究所の連携協力の下に自閉症の教育研究を行う学校を平成16年度までに設置する。

(3) 指導力の向上と研究の推進

- ・ 盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成15年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度についても改善を図る。
- ・ 国立特殊教育総合研究所において、教育現場のニーズに応じた障害のある児童生徒の教育の総合的な教育情報提供体制を平成16年度までに整備する。

(4) 施設のバリアフリー化の推進

小・中学校等の施設のバリアフリー化の参考となる指針を平成15年度中に取りまとめるとともに、計画・設計手法等に関する事例集を平成16年度中に作成する。

7 雇用・就業の確保

トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）、各種助成金等の活用、職業訓練の実施などにより平成19年度までにハローワークの年間障害者就職件数を30,000人に、平成20年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を600,000人にするを目指す。

II 計画の推進方策

- ・ 本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・ 本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、障害者施策推進本部において、障害者関係団体等との意見交換を毎年実施するとともに計画の進ちょく状況を毎年度調査し公表する。
- ・ 障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- ・ 本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、全国都道府県会議を毎年開催するとともに、障害者計画未策定市町村に対する技術的協力を積極的に行い、全市区町村における障害者計画の策定を目指す。

- ・ 障害者に関する総合的データベースを平成16年度までに構築する。

## 7. 精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向

平成15年5月15日

精神保健福祉対策本部中間報告

### ○精神疾患を取り巻く状況の認識

精神疾患は、誰でも罹る可能性のある疾患であると同時に、適切な治療の継続により、その症状を相当程度安定化させ、寛解又は治癒することも可能な疾患である。近年では、うつ、ストレス疾患、痴呆等精神医療の対象となる患者は増えており、精神疾患は、より一般的な病気となっている。また、代表的な精神疾患の一つである統合失調症も、放置すれば多くの場合に症状が悪化、再発するが、一方、継続的に治療を行うことにより長期的に症状の安定を図ることが可能であることは、糖尿病等の慢性疾患と同様である。

従って、精神疾患を発症した者についても、早期に適切な対応を行うことにより、当事者は地域において社会生活を継続することが可能であり、また、症状が悪化し入院が必要な状態になっても、手厚い急性期治療を行うことにより、多くは早期の退院を見込むことができる。たとえ10年、20年を越える長期入院を余儀なくされていた場合であっても、適切な社会生活訓練等のリハビリテーションや退院支援、退院後の居住先の確保及び地域生活支援により、社会生活が可能となる場合もある。

こうした入院予防、早期退院、社会復帰の可能性の拡大は、近年の薬物治療の進歩、リハビリテーション等の治療技術の向上に負うところが大きく、精神病床においても、できるだけ早期に地域生活を可能とするようその機能を明確化し、例えば急性期集中治療、積極的リハビリテーション治療、専門治療の提供等の機能分化を図る必要がある。このことは当事者が可能な限り地域で生活できる途を広げていくことを可能とする。一方、当事者が地域において安心かつ安定した社会生活を送るためには、地域ケア体制の整備とともに、住居を確保し、働く場を提供し、地域生活を支援する体制を整えることが不可欠である。欧米諸国においては、こうした精神医療の改革や地域の支援体制の整備を進めた結果、入院医療中心から地域生活中心へと変ってきたが、我が国においては、制度のあり方も含めてこのような流れに未だ十分対応できていない。

こうした認識に立ち、世界的趨勢を踏まえて、わが国の精神保健福祉対策の各分野について、改革に向けた具体的施策の方向を提案する。(別添1及び2)

### ○基本的方向と重点施策

社会保障審議会障害者部会精神障害分会報告書において示された「入院医療中心から地域生活中心へ」という方向を押し進めていくために、精神障害者が可能な限り地域において生活することができるよう、必要な保健医療福祉サービスの資源を確保し、適切に配分していく必要がある。そのための重点施策として、次の事項について優先的に取り組む。

#### 1 普及啓発

精神疾患は誰でも罹りうる疾患であり、又、適切な治療により症状の安定化を図ることが可能な疾患であるが、一般にこうした認識が充分とは言えず、「精神障害者」ということを理由に偏見を持たれ、そのために社会的な差別を受けることが少なくない。精神障害者に対する無理解、誤った認識を改めるべく積極的な普及活動を行うため、あらゆる機会を通じて精神疾患及び精神障害者に対する理解の促進を図るとともに、当事者参加活動の機会を増やす。

- ① 普及啓発指針の策定
- ② 国民の理解を深めるイベント活動、広報の実施
- ③ 当事者主体の活動の支援
- ④ 政策決定への当事者の関与の推進
- ⑤ 家族への啓発、家族の支援
- ⑥ 精神保健事業への住民の参加

医療・福祉関係者、当事者のみならず、教育関係者、経済界、マスコミ関係者等の参加を求め、広範な媒体を利用した普及活動を平成15年度より推進する。

## 2 精神医療改革

### ア 精神病床の機能強化について

急性期の入院治療の充実及び専門病床の整備等を進めることにより、入院医療の質を向上させる。

- ① 入院治療の充実を図るため、病床の機能分化のあり方を検討するとともに、人員配置基準の見直しと診療報酬上の評価のあり方を検討
- ② アルコール、薬物等の専門病床のあり方を検討するとともに、これを整備する方策を検討
- ③ うつ、ストレス疾患、精神科的治療を要する痴呆の治療のあり方を検討
- ④ 高度な治療を要する急性期患者、重度患者等、病状に適した治療体制を検討
- ⑤ 長期入院患者の退院や新たな長期入院患者の発生防止を図るための集中的リハビリテーションの実施体制を検討
- ⑥ 看護教育の充実等により看護職員の資質の向上を図るとともに、チーム医療を推進

### イ 地域ケアの充実について

地域生活への移行及び地域生活を支える地域ケアを行う体制整備を進める。また、緊急時に24時間対応できる救急体制を整える。この際、身近な地域で適切な精神科医療が受けられるよう精神科診療所も活用する。さらに、地域ケアの充実を図るため、診療報酬上の評価のあり方についても検討する。

- ① 地域医療及び各種生活支援を含めた包括的地域生活支援プログラム(ACT事業)のモデル事業の実施を検討
- ② 精神科救急医療体制の全国的整備
- ③ 精神科訪問看護の充実

### ウ 精神病床数について

近年精神病床入院患者は自然減しているが、さらに急性期治療の充実による入院期間短縮、退院促進、地域ケアの充実による入院の予防等を進めることにより、入院患者の減少が促進されることとなる。精神病床の機能強化を推進し、より良い精神医療の確保のため、人員配置の見直しを含めて病床数の減少を促す。

- ① 医療計画の見直しに反映させるため、病床のあり方を検討
- ② 病床機能及び病床数見直しに向けた医療機関によるアクション・プログラムの作成、実行を促進する助成措置や診療報酬による対応の検討

## 3 地域生活の支援

### ア 住居について

地域における居住先の確保を支援する。

- ① 公営住宅、民間住宅における精神障害者の入居支援策の検討
- ② グループホーム及び福祉ホーム等の充実の検討
  - ・ 新障害者プランの着実な実行を図り、必要に応じ見直しも検討
  - ・ 付加的サービスの提供を含めた質の向上
- ③ 居宅生活を支援するホームヘルプサービス等の充実の検討

### イ 雇用について

精神障害者の雇用支援を進めるとともに、雇用の機会を増やしていく。

- ① 採用後精神障害者、短期労働精神障害者も含めた納付金制度に基づく助成金の効果的な活用
- ② 障害者就業・生活支援センターによる相談支援機能の充実
- ③ 障害者雇用促進法における雇用率の検討

### ウ 気軽な相談機関や仲間・生き甲斐づくりについて

地域の相談支援機関の充実及び当事者同士の相談活動等を通じた支えあいの場を設ける。

- ① 地域生活支援センターにおいて個々の精神障害者のための各種地域生活支援サービスプログラムの提供等の機能充実を検討
- ② ピアサポート（当事者自身による相談活動）、クラブハウス等の当事者活動や作業所活動等の支援

上記の住居、雇用等地域における生活の場の確保、地域ケア、在宅福祉サービス、相談事業等地域生活を支える多様なプログラムを、個々の当事者の意向を踏まえつつ総合的に調整する仕組みを検討。

なお、平成15年度からは「退院促進支援事業」（地域生活支援センターを拠点とし、個々の入院患者の地域生活移行に必要な各種サービスプログラムを作成）を実施することとしている。

## 4 「受け入れ条件が整えば退院可能」な7万2千人の対策

上記各施策の推進と併せ、「受け入れ条件が整えば退院可能」な者の早期退院、社会復

婦の実現を図る。このため、「退院促進支援事業」の全国への拡充を検討する。退院後の受け皿については、新障害者プランを着実に実施し、グループホーム、福祉ホーム、生活訓練施設を確保するとともに、在宅生活者についてはホームヘルプサービス等の充実による支援を行う。これにより入院患者の減少が促進されることにあわせ、精神病床の機能強化を推進し、より良い精神医療の確保のため人員配置の見直しを含めて病床数の減少を促す。なお、これらについては、現在実施中の精神障害者ニーズ調査の結果及び今後の退院の状況を踏まえて必要に応じ見直しも検討する。精神病床の機能分化と地域精神医療及び福祉の確保、病院と地域との中間的な機能を有する社会復帰施設の体系的整備の検討など、社会復帰促進策を計画的に進めることとする。

#### 5 具体的検討の進め方について

平成15年度より以下の検討会を開催し、それぞれの課題に対応する。(別添3)

- ・ 普及啓発に関しては、普及啓発指針検討会(仮称)において指針策定
- ・ 病床の機能分化及び病床数の見直し等精神医療の改革については、精神病床等検討会(仮称)において検討
- ・ 地域ケアの充実、社会復帰施設の体系的整備、グループホーム等の充実、地域生活支援センターの機能等に関しては、在宅福祉・地域ケア体制等検討会(仮称)において検討



別添1

当事者を支える各種対策

障害者雇用に対する助成金の対象拡大

公営住宅等の活用

<緊急時支援>

<日常生活支援>

- ・地域生活支援センター機能強化
- ・ピアサポートの支援等

救急医療体制の全国整備

生き甲斐・仲間づくり

就労支援

住まいの確保支援

入院医療

気軽な相談支援

在宅・施設サービス

(連携)

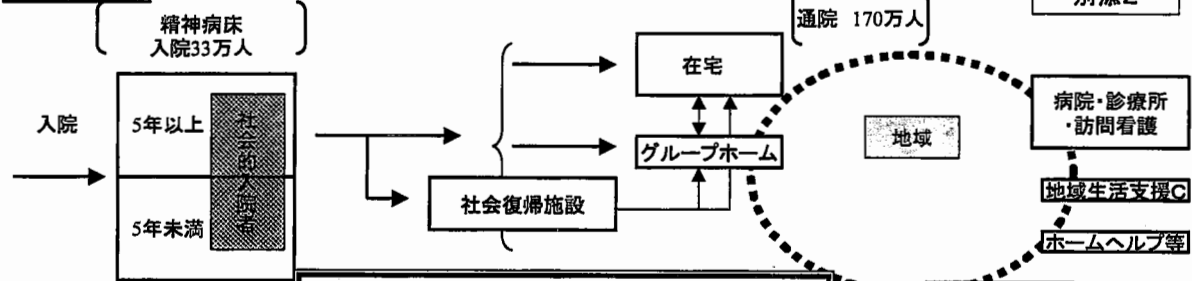
地域医療

ケルーンホーム・福祉ホーム等の充実

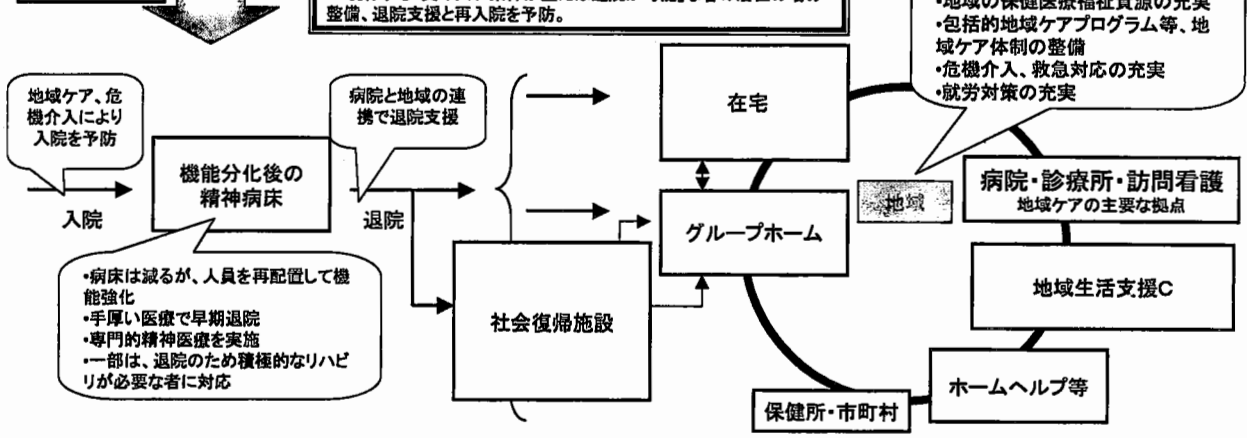
- ・病床の機能分化・強化
- ・病床の減少

- ・地域生活支援センターを拠点とした退院促進支援事業(ケアマネ手法)
- ・包括的地域生活支援プログラム(ACT事業)の試行的導入

**現在**



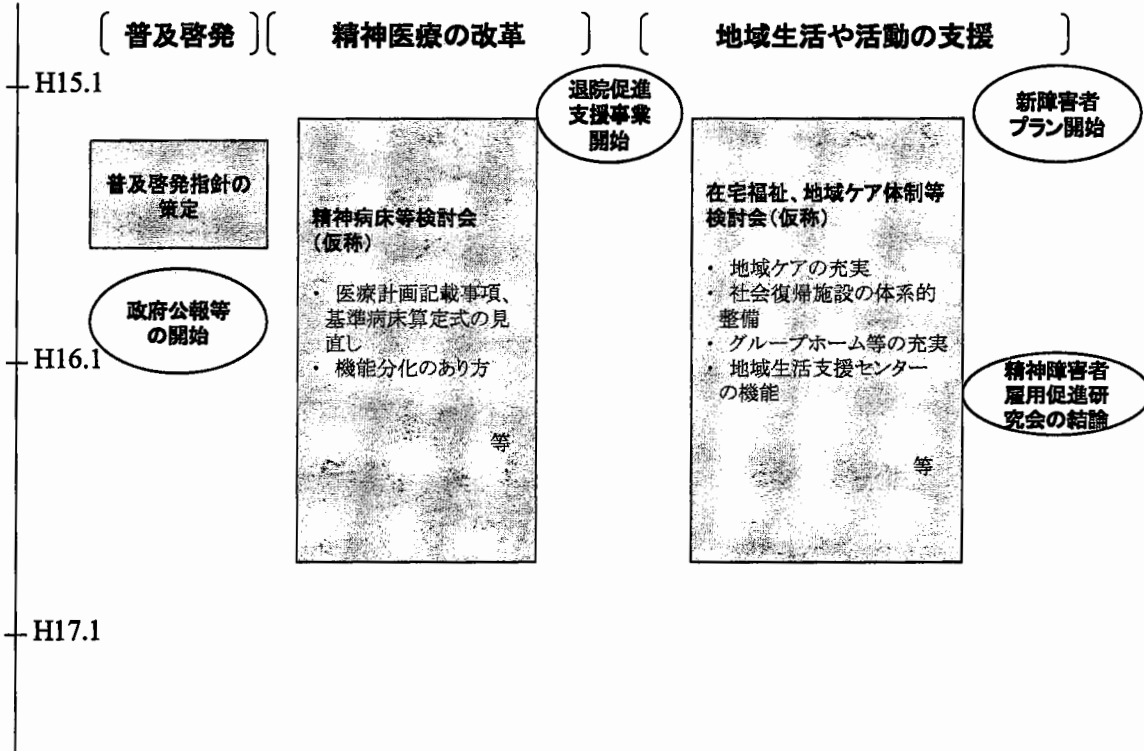
**将来の姿**



**入院医療中心から地域中心への転換**

- ・精神障害者が、可能な限り制限の少ない環境で、治療と生活を行えるよう、地域のケア体制と住居プログラムを充実。
- ・精神病床は質の高い専門医療により、短期入院。患者は急性期症状の改善後は、速やかに地域へ移行。
- ・病院と地域をつなぐ切れ目の無いリハビリテーション。
- ・現存する「受け入れ条件が整えば退院が可能」な者の居住の場の整備、退院支援と再入院を予防。

# 精神保健福祉の改革の段取り



## 8. 精神保健医療福祉の改革ビジョン（概要）

平成16年9月

精神保健福祉対策本部

精神保健福祉対策本部中間報告に基づき設置された3検討会の結論を踏まえ、精神保健医療福祉の改革ビジョンを提示する。今後、地方公共団体、関係審議会等の意見を聴きながら、平成17年における精神保健福祉法の改正をはじめとする施策群の実施につなげる。

### 1 精神保健医療福祉改革の基本的考え方

#### (1) 基本方針

- 「入院医療中心から地域生活中心へ」というその基本的な方策を推し進めていくため、国民各層の意識の変革や、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を今後10年間で進める。
- 全体的に見れば入院患者全体の動態と同様の動きをしている「受入条件が整えば退院可能な者（約7万人）」については、精神病床の機能分化・地域生活支援体制の強化等、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を全体的に進めることにより、併せて10年後の解消を図る。

#### <受入条件が整えば退院可能な者の動態>

- ・ 1年以内の入院期間の者が約2万人（約3割）、1年以上の入院期間の者が約5万人（約7割）であり、全てが長期入院の者ではない。
- ・ 平成11年と14年の患者調査で動態をみると、7万人の約半数が3年間で退院しており、残りの半数が継続して入院しているが、さらに、その3年間に約6.3万人が新たに入院し、うち約3.4万人が14年時点まで継続して入院していることから、結果として、平成14年時点では、ほぼ横ばいの約7万人となっている。

#### (2) 達成目標

概ね10年後における国民意識の変革、精神保健医療福祉体系の再編の達成水準として、次を目標とする。

##### ① 国民意識の変革の達成目標

（目標）

- 精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることについての認知度を90%以上とする。

（考え方）

- 精神疾患を正しく理解し、態度を変え行動するという変化が起きるよう、精神疾患を自分自身の問題として考える者の増加を促す。

## ② 精神保健医療福祉体系の再編の達成目標

### (目標)

- 各都道府県の平均残存率（1年未満群）を24%以下とする。
- 各都道府県の退院率（1年以上群）を29%以上とする。
- ※ この目標の達成により、10年間で約7万床相当の病床数の減少が促される。

### (考え方)

- 新規に入院する患者については、入院中の処遇の改善や患者のQOL（生活の質）の向上を図りつつ、できる限り1年以内に速やかに退院できるよう、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を促す。
- 既に1年以上入院している患者については、本人の病状や意向に応じて、医療（社会復帰リハビリテーション等）と地域生活支援体制の協働の下、段階的、計画的に地域生活への移行を促す。

## (3) 国、都道府県、市町村における計画的な取り組み

- 国においては、今後10年間で5年ごとの第一期と第二期に区分し、第一期における改革の成果を評価しつつ、第二期における具体的な施策群を定める。  
この場合、精神障害、身体障害、知的障害それぞれの特性を踏まえつつも、3障害に共通した問題については障害の枠を超えた体制整備を行うものとする。  
また、下記のように都道府県単位で定められた計画を基に、国としての全国レベルでの計画等を定め、計画的にサービス供給体制を整備する仕組みを導入する。
- 都道府県単位で(2)の達成目標を実現するため、地域実態を正確に把握し、行政と地域の専門家や当事者等が意見交換を行いつつ、医療と保健・福祉が連動した計画的な取り組みを進める。
- 医療分野では、都道府県ごとに、医療計画において(2)の達成目標を反映した精神病床に係る基準病床数を算定するとともに、その実現のための当該都道府県での具体的方策について数値目標を明示した計画の策定を促す。
- 保健・福祉分野では、精神障害者のニーズ等の実態を把握した上でサービス供給目標等を市町村が策定し、これに基づき、都道府県等が計画的に社会復帰施設を含め供給体制を整備する仕組みを導入する。

## 2 改革の基本的方向と国の重点施策群

### (1) 国民意識の变革

- ① 精神疾患に関する国民意識の現状
- ② 施策の基本的方向
  - 精神疾患に関する基本的な情報の提供を通じた主体的な理解を促進
  - 精神疾患の正しい理解に基づく態度の変容や適切な行動を促進
  - 訴求対象者に応じて地域単位の活動とメディアを通じた活動を推進
- ③ 当面（改革第一期）の重点施策群
  - 「こころのバリアフリー宣言」が、国民的な運動となるよう地方公共団体や各

界各層に広く呼びかけ、必要な協力をを行う。

- 毎年10月末の精神保健福祉週間等を中心として、政府公報や公共広告、マスメディアの特集等、集中的に知識を広く情報発信するような取組を進める。
- 検討会でとりまとめた主体別の取組を総合的に進めるため、障害に関する正しい知識の普及啓発に係る都道府県等の取り組みを支援する。
- 地域単位での政策決定の場への当事者の参画の推進を図る。

## (2) 精神医療体系の再編

### ① 精神医療の現状

### ② 施策の基本的方向

ア 精神病床に係る基準病床数の算定式の見直し

イ 精神病床の機能分化と地域医療体制の整備

ウ 入院形態ごとの適切な処遇の確保と精神医療の透明性の向上

### ③ 当面（改革第一期）の重点施策群（主なもの）

- 都道府県ごとに設定される各目標値を反映する新たな算定式を平成17年度から導入する。
- 入院患者の早期退院を促進し地域の目標値を達成するため、急性期、社会復帰リハ、重度療養等の機能分化を促進し、患者の病状等に応じた適切な医療を各病院の病棟・病室（ユニット）単位で柔軟に実施できる体制を、平成18年度には実現することを目指す。
- 急性期、社会復帰リハ、重度療養等の機能別の人員配置、標準的な治療計画等について、厚生労働科学研究等により検討した上で、その成果を踏まえ、中央社会保険医療協議会で結論を得る。
- 精神科救急について、現行の一般救急システムと同様に、輪番制など二次医療圏単位での既存体制に加えて、中核的なセンター機能を持つ救急医療施設の整備を進める。
- 精神症状が持続的に不安定な障害者（例えばGAF30点以下程度を目安）に対して、24時間連絡体制の下、多職種による訪問サービス、短期入所（院）、症状悪化時における受入確保等のサービスを包括的に提供する事業の具体像を明確化する。
- 措置入院を受け入れる病院について、病棟の看護職員配置を3：1以上にする等の医療体制の改善を、地域ごとの事情に応じて段階的に進める。
- 都道府県の実地指導において処遇の改善命令を行ったにも関わらず適切な改善がなされない場合に、その内容等を公開する仕組みを導入する。

## (3) 地域生活支援体系の再編

### ① 地域生活支援体制の現状

### ② 施策の基本的方向

ア ライフステージに応じた住・生活・活動等の支援体系の再編

イ 重層的な相談支援体制の確立

ウ 市町村を中心とした計画的なサービス提供体制の整備

③ 当面（改革第一期）の重点施策群（主なもの）

- 今後の障害者本人を支える新たな地域生活支援体系として、重層的な相談支援体制を中心に、住・生活・活動の総合的な支援体系を整備する。
- 相談支援体制については、市町村による相談支援体制を基盤に、障害保健福祉圏域、都道府県の3層構造の体制を標準として、各主体の機能の強化や事業者の制度的位置付けを図る。
- 障害者の単身入居を推進するため、緊急時の連絡先や身元保証を求める住居提供者等のニーズに対応する体制を障害保健福祉圏域ごとに確保する。
- 精神障害者の雇用を促進するとともに、既存の授産施設等を継続的就労、就労移行支援、自立訓練、憩いの場と機能面から再編する。
- 社会復帰施設ごとの努力・実績が反映されない現行の施設単位の支払方式から、努力・実績を反映する個人単位の支払方式に見直す。
- 市町村等が、ケアマネジメントを活用し総合的な「自立生活支援計画」を策定した上で、給付決定等がなされる仕組みとする。

（市町村等への必要な支援措置が必要不可欠）

- 相談支援の質の向上を図るとともに、社会的な合意を得るため、障害程度等について一定の目安となる尺度を明確にする。また、精神障害者保健福祉手帳の信頼性向上のため写真を貼付する。

(4) 精神保健医療福祉施策の基盤強化

① 人材・財源配分の現状

② 今後の基本的方向

- 病床や施設機能の再編状況等に応じた人材の確保、再教育・再配置
- 既存の精神保健福祉施策における医療・福祉双方の重点化・効率化
- 必要となる支援の内容やその費用を明示し、新規財源確保につき社会的合意を獲得

③ 当面の検討事項

- 都道府県単位の計画策定や病床機能分化の進捗状況を踏まえつつ、必要な人員の将来見通し等を行い、その育成・再教育等の方策を検討する。
- 障害程度等の尺度の明確化や障害程度等の違いに応じたサービスメニューの整理、標準的なケアモデルの開発等を通じて、国民が納得し得るような障害程度別の必要な費用額について検討する。
- 費用が急増している通院公費負担について、医療提供の実態、利用者の症状や経済状況、地域間格差等について分析を進め、必要な対応について検討し早急に結論を得る。
- 入院者数（対人口）に大きな地域間格差が生じている措置入院について、これ

を受け入れる病院の医療体制の見直し等による影響を見極め、格差の解消策について検討し早急に結論を得る。

- 社会復帰施設や居宅支援事業について、利用目的・利用率等の利用実態や、利用者の症状や経済状況等の分析を進め、入所施設利用者と地域で暮らす者とのバランスや受けたサービス量とのバランスも考慮しつつ、必要な対応について検討し早急に結論を得る。



## 9. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について

平成12年3月28日 障第209号  
各都道府県知事指定都市市長あて  
厚生労働省大臣官房障害保健福祉部長通知

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第65号)による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第12条に規定する精神医療審査会については、同法及び同法施行令(昭和25年政令第155号)第2条に規定する事項のほか、その運営に関し必要な事項「以下、「その他事項」という。)について精神医療審査会が定めることとされているところであるが(同令第2条第10項)、今般、精神医療審査会がその他事項を定めるに当たって参考となる事項及び審査会の事務手続き上参考となる事項を、「精神医療審査会運営マニュアル」として、別添のとおり定め、平成12年4月1日より適用することとしたのでその適正な運営を期されたい。

なお、精神医療審査会においては、適正な医療及び保護を確保するためには患者本人の意思によらない入院や行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、医療の提供及び人権の擁護の観点から入院継続の適否等の審査を行うことが必要である。

よって、当該審査会委員のうち、「法律に関し学識経験を有する者」の任命に当たっては、公平な判断を期待しえる立場にある者を充てるとの観点に立って、司法関係者の意見を十分調整した上、裁判官の職にある者、検察官の職にある者、弁護士、5年以上大学(学校教育法による大学であって大学院の付置されているものに限る。)の法律学の教授又は助教である者のうちから行うこととされたい。

おって、「精神保健法第17条の2に規定する精神医療審査会について(昭和63年5月13日健医発第574号厚生省保健医療局長通知)」は平成12年3月31日をもって廃止する。

別添

### 精神医療審査会運営マニュアル

#### I 基本理念

精神医療審査会(以下「審査会」という。)は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置されたものである。したがって、審査会の運営に当たって、都道府県知事、審査会委員、その他関係者は、審査会の設置の主旨を踏まえ、公平かつ迅速な審査を行う等、精神障害者の人権擁護のために最大限の努力を払わなければならない。

なお、精神障害者の保健医療福祉業務に従事する関係者は、わが国の精神病院におい

て、深刻な人権侵害の事例が依然として発生している事を真摯に受け止め、日頃から精神障害者の人権擁護に配慮しつつ業務を行うことが求められるが、特に審査会は、精神障害者の人権擁護の礎として、委員の学識経験に基づき独立して、かつ積極的にその職務を行うとともに、ここに示す運営マニュアルの考え方に沿って審査会運営規則を定め、適切な運営を確保しなければならないものとする。

## II 審査会について

### 審査会の所掌

#### (1) 合議体を構成する委員を定めること。

合議体を構成する委員を定めるに当たっては、委員の事故等の場合に臨時に合議体を構成する予備的な委員を、あらかじめ他の合議体の委員（合議体を構成しない委員を含む。）のうちから定めておくものとする。この場合、各合議体ごとに具体的な委員を定めておくこと、また審査会全体としてあらかじめ予備的な委員を定め、対応する順番を決めておくこと等、委員の事故のあった場合の対応方法を講じておくものとする。

#### (2) 審査会に設置すべき合議体の数については、退院等の請求等の審査が迅速（請求等があつてから概ね1ヶ月以内）かつ適切に行われるよう設置しなければならない。

#### (3) 審査会の運営に関する事項のうち、精神保健法施行令（昭和25年政令第155号）に規定されているもの以外の事項であつて審査に必要な事項をあらかじめ定めること（例えば、複数の合議体が設けられている場合、それぞれの案件を取り扱うシステムを事前に定めておくこと等）。

## III 合議体について

### 1 合議体の所掌等

#### (1) 個別の審査の案件に関してはすべて合議体において取り扱うものとする。

#### (2) 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。

#### (3) 複数の合議体を設けて審査会を運営する場合においては、あらかじめ定められた方法により選定された合議体により審査の案件を取り扱うものとする。なお、個別の案件の審査に関して、原則として単一の合議体により審査を行うものとする。

#### (4) 都道府県知事が審査会の審査結果を通知した後、通知を受けた患者等から退院等に関して同様の内容と判断される請求がなされ、かつ都道府県知事が審査会で審査を行う必要があると判断した場合、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができることとする。

### 2 定足数

合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験のある者のうちから任命された委員、法律に関し学識経験を有する委員のうちから任命された委員及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ1人出席すれば議事を開き、議決することができるが、できる限り合議体を構成する5人の委員により審査を行うものとする。

### 3 議決

合議体の議事は出席した委員（合議体の長を含む。）の過半数で決するものとされているが、可否同数の場合においては、次の会議において引き続き審査を行うか、又は、他の合議体において審査するかの方法によるものとする。

### 4 関係者の排除

(1) 合議体を構成する委員（以下「委員」という。）が、次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。

① 委員が、当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）が入院している精神病院の管理者又は当該精神病院に勤務（非常勤を含む。）している者であるとき。

② 委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医（入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った精神保健指定医）であるとき。

③ 委員が、当該患者の保護者等であるとき。

「保護者等」とは、次の者をいう。

- ・ 精神保健法（昭和25年法律第123号、以下「法」という。）第33条第1項の同意を行った保護者
- ・ 法第33条第2項の同意を行った扶養義務者
- ・ 法第34条の同意を行った後見人、配偶者又は親権を行う者その他その扶養義務者

④ 委員が、当該患者の配偶者又は3親等内の親族であるとき。

⑤ 委員が、当該患者の決定代理人、後見監督人又は保佐人であるとき。

⑥ 委員が、当該患者又はその保護者等の代理人であるとき。

(2) 議事に加わることができない委員であるかどうかの確認については次によるものとする。

① (1)①・②については、精神病院の管理者（以下「病院管理者」という。）又は精神保健指定医である委員について、あらかじめ所属先（あるいは診察を行っている）精神病院の名称を申し出てもらい、都道府県において、あらかじめ確認するものとする（合議体別に地域を分けて担当する等により、できるだけ議事に加わることができない委員が生じないように工夫するものとする。）。

② (1)③～⑥については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

- (3) 委員は、前記①～⑥に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。
- (4) 審査会は、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を事前に可能な限り避けることに留意して、当該審査を行う合議体を定める等の配慮を行うこととする。
- 5 合議体の審査は非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

#### IV 退院等の請求の処理について

##### 1 退院等の請求受理について

###### (1) 請求者

法第38条の4に定める者及びその代理人とする。ただし、代理人は弁護士とするが、精神病院に入院中の者が請求する場合で、弁護士を代理人に選任することが困難な場合は、弁護士でない者を代理人とすることができる。

###### (2) 請求方法

書面を原則とする。ただし、精神病院に入院中の患者が請求する場合で、当該患者が口頭(電話を含む。)による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとする。

###### (3) 請求者に対する確認等

都道府県知事は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求を行った者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けまいよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。

##### 2 都道府県知事の行う事前手続きについて

###### (1) 当該請求を受理したことの関係者への通知

都道府県知事は、速やかに当該請求を受理した旨を請求者、当該患者、保護者等及び病院管理者に対し、書面又は口頭により連絡するものとする。ただし、保護者等にあっては直ちに連絡先が判明しない場合は、この限りでない。

###### (2) 都道府県知事の行う事前資料の準備

ア 都道府県知事は、当該患者に関する資料として、以下の書類のうち、請求受理の直近1年以内のものについては当該書類を合議体へ提出できるよう準備するものとする。

- ① 法第27条に基づく措置入院時の診断書
- ② 法第33条第4項に基づく届出
- ③ 法第38条の2に基づく定期の報告
- ④ 法第38条の4に基づく退院等の請求に関する資料
- ⑤ 当該患者の入院する精神病院に対してなされた実地指導に関する資料(実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料

など)

イ 都道府県知事は、法第22条の3の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、法第33条第1項の同意が適正に行われているか、同条第4項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るものとする。

ウ また、同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。

### 3 合議体での審査等について

#### (1) 合議体が行う審査のための事前手続

##### ア 意見聴取

##### ① 基本的な考え方

審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第38条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聴かなければならないこととする。ただし、当該請求受理以前6カ月以内に意見聴取を行っている場合において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。

##### ② 実施時期

意見聴取は、審査を迅速に実施する観点から合議体での審査に先だつて行うことが望ましい。

##### ③ 意見聴取を行う委員

意見聴取を行う委員は2名以上、少なくとも1名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。

なお、意見聴取を行う委員については、あらかじめ定めておくことができる。

##### ④ 意見聴取の方法

面接の上、当該請求に関する意見聴取を行うことが望ましい。

##### ⑤ その他の対象

合議体は、必要があると認めるときは、同項ア①に規定する者以外の者であっても以下の関係者の意見を聴くことができる。

(7) 当該患者

(4) 当該患者の保護者等

##### ⑥ 意見陳述の機会等についての告知

面接の際に審査を行う委員は意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。なお、精神病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護をうける権利のあることを知らせなければならない。

⑦ 保護者等の場合の取扱

請求者が当該患者の保護者等の場合であって、遠隔地に居住しているなどやむを得ない事情にある場合には、書面の提出をもって面接に代えることができる。

代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち会いを認めなければならないものとする。

⑧ 事前の準備

意見聴取を行うに当たって、あらかじめ用紙を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めることができるものとする。

イ 委員による診察について

審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。

ウ 診療録その他の帳簿書類の提出

審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、精神病院の管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

ア 関係者からの意見聴取等について

合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。

- ① 当該患者
- ② 請求者
- ③ 病院管理者又はその代理人
- ④ 当該患者の主治医等
- ⑤ 当該患者の保護者等

また、上記③及び④の者に対しては報告を求めることができる。

イ 審問

合議体は審査をするに当たって、必要に応じて以下の者に対して出頭を命じて審問することができる。

- ① 病院管理者又はその代理人
- ② 当該患者の主治医等
- ③ その他の関係者

ウ 関係者の意見陳述について

請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である

場合には、(1)による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人があり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

(3) 合議体での審査に関するその他の事項

ア 都道府県知事に対する報告徴収等の要請について

合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には都道府県知事に対して、法第38条の6に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同じこととする。

イ 合議体における資料の扱いについて

合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

(4) 都道府県知事への審査結果の通知

審査会は、審査終了後速やかに都道府県知事に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

ア 退院の請求の場合

- ① 引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められること
- ② 他の入院形態への移行が適当と認められること
- ③ 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること
- ④ 入院の継続は適当でないこと
- ⑤ 合議体が退院の請求を認めない場合であっても、当該請求の処遇に関し適当でない事項があるときは、その処遇内容が適当でないこと前記通知には理由の要旨を付すものとする。

なお、別途、審査会は審査結果について、都道府県知事、当該患者が入院する精神病院の管理者、及び当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べるができる。

イ 処遇の改善の請求の場合

- ① 処遇は適当と認めること
- ② 処遇は適当でないこと、及び合議体が求める処遇を行うべきこと

なお、別途、審査結果に付して、都道府県知事に対して参考意見を述べるることができる。

4 都道府県知事の行う事後処理について

(1) 請求者等に対する結果通知

都道府県知事は、3(1)ア①及び⑤に規定する者に対して、速やかに審査の結果(請求者に対しては理由の要旨を付す。)及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

(2) 資料及び記録の保存

審査の資料及び議事内容の記録については、少なくとも5年間は保存するものとする。

(3) その他の事項

合議体での審査の結果、退院等の請求が適当との判断がなされた場合、都道府県知事はおおむね1か月以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。

5 その他退院等の請求の審査に関して必要な事項

(1) 退院等の請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により都道府県知事になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、審査会はそれにより審査を終了する。ただし、特に審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 退院等の請求が都道府県知事になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。また、退院の請求には現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

(3) 都道府県知事は、請求を受理してからおおむね1か月、やむを得ない事情がある場合においてもおおむね3か月以内に請求者に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。

(4) 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他患者の人権に直接係わる処置に関する請求以外の請求である場合には、前記手続きのうち、2(2)、3(1)、(2)ア、イ、ウを省略し、直ちに審査を行うことができる。

(5) 退院の請求がなされた場合においても、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の保護者と協議することができる。

6 電話相談の取扱について

都道府県知事は、精神病院に入院中の患者から電話相談を受けたときは、その内容及び対応を次の回の審査会に報告するものとする。合議体は、当該電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、都道府県知事に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めことができる。



その場合、次の合議体の審査において当該請求を審査することとする。

## V 定期の報告等の審査について

### 1 合議体での審査等について

#### (1) 合議体が行う審査のための事前手続

##### ア 資料の送付

審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付し、検討を依頼することができる。

##### イ 委員による診察

IV退院の請求の場合の2(1)イに準じる。

##### ウ 診療録その他の帳簿書類の提出

IV退院の請求の場合の2(1)ウに準じる。

#### (2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

##### ア 関係者からの意見聴取等について

合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。

- ① 当該患者
- ② 病院管理者又は代理人
- ③ 当該患者の主治医等

##### イ 審問

IV退院の請求の場合の2(2)アに準じる。

#### (3) 合議体での審査に関するその他の事項

ア 入院時の届出の審査に当たっては直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な処理を行うよう留意するものとする。

##### イ 都道府県知事に対する報告徴収等の要請について

審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、都道府県知事に対し、法第38条の6の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神病院に対して都道府県知事が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

#### (4) 審査結果の都道府県知事への通知

審査会は、審査終了後速やかに都道府県知事に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

- ① 現在の入院形態での入院が適当と認められること
- ② 他の入院形態への移行が適当と認められること
- ③ 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること

- ④ 合議体の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当であること
- ⑤ 入院の継続は適当でないこと
- ⑥ 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときはその処遇内容が適当でないこと

前記通知には理由の要旨を付すものとする。

なお、別途、合議体は、審査結果について、都道府県知事に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べるができる。

(5) 資料及び記録の保存

審査の資料及び議事内容の記録については、少なくとも5年間は保存するものとする。

2 都道府県知事からの病院管理者等への通知

(1) 審査会の判断が前項(4)①である場合は、病院管理者等に対して、その旨を通知するに及ばない。

(2) 審査会の判断が前項(4)②から⑥の場合は、都道府県知事は、審査結果に基づき必要な措置を行うとともに、当該患者、保護者等及び病院管理者に対し、審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

この場合、都道府県知事は、審査会に対し、審査結果に基づいて採った措置の内容及び結果を報告する。

## VI その他

1 実地指導との連携について

審査会は、精神病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期的報告を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために都道府県の実施する精神病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

① 審査会が都道府県の実施する実地指導に同行を求める指定医である委員は、1精神病院につき3名以内とする。

② 都道府県職員は、実施指導を行った際に入院患者から入院の継続又は処遇に関して不適切な実態があることを聴取したとき、当該患者に対して審査会への退院等の請求手続をとることを助言するとともに、その場で請求の意思を明確に述べる者については口頭による請求として受理するものとする。

2 指定医の適正な職務執行の確保について

都道府県知事は審査会の審査の過程において、当該患者の入院する精神病院に勤務(非常勤を含む。)する指定医がその職務に関し不適切な行為を行ったことが明らかと

なつたときは、その内容等について精査をし、必要に応じて、法第19条の2第4項に基づき厚生労働大臣に通知しなければならないこととする。

## 10. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法第33条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について

健医発第743号  
昭和63年6月22日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第126号）第33条に規定する医療保護入院に必要な保護者の同意を市町村長が行う際の要領を別添のとおり定めたので、貴管内の市町村長に周知のうえ、その適正な運営に配慮されたい。

また、入院する者がどのような場合に市町村長の同意の対象になるかを示す図を作成したので、参考にされたい。なお、別添の「市町村長同意事務処理要領」は、別紙1から3までを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する市町村が法律受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。

### 市町村長同意事務処理要領

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に必要な保護者の同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。

#### 1. 入院時に市町村長の同意の対象となる者

次のすべての要件を満たす者

- (1) 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診療の結果、精神障害者であって、入院の必要があると認められること。
- (2) 措置入院の要件に該当しないこと（措置入院の要件にあてはまるときには、措置入院とすること。）。
- (3) 入院について本人の同意が得られないこと（本人の同意がある場合には任意入院となること。）。
- (4) 病院側の調査の結果、後見人又は保佐人、配偶者、親権者その他選任された保護者のいずれもいないか、又は不明であること（これら保護者がおり、その同意が得られないときは、医療保護入院はできないこと。）。
- (5) 病院側の調査の結果、扶養義務者がいないか若しくは不明であること又は扶養義務者の同意が得られないこと。

注1）扶養義務者のうちから保護者を選任中の者については、4週間を限って扶養義務者の同意により入院させることができるが、4週間を超えても保護者が選任されない場合には、市町村長が保護者となり、その同意が必要であること。

2）応急入院で入院した者については、72時間を超えても保護者若しくは扶養義務者が判明しない場合又は扶養義務者の同意が得られない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。

3）同意した者が死亡等により保護義務を行えなくなった場合には、次の保護者が

現れるまでの間は、市町村長が保護者となること。

## 2. 入院の同意を行う市町村長

(1) 本人の居住地を所管する市町村長とすること。

居住地とは、本人の生活の本拠が置かれている場所とすること。生活の本拠が置かれている場所が明らかでない場合においては、住民票に記載されている住所とすること。

(2) 居住地が不明な者については、その者の現在地を所管する市町村長とすること。

現在地とは、保護を要する者が警察官等によって最初に保護された場所等をいうこと。

(3) 市町村長が同意を行うに当たっては、あらかじめ、決裁権を市町村の職員に委任することができること。

## 3. 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、保護者や扶養義務者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次のような事項について連絡すること。

ア. 患者の氏名、生年月日、性別

イ. 患者の居住地又は現在地

ウ. 患者の本籍地

エ. 患者の病状（入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの）

オ. 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

カ. 患者を診察した指定医の氏名

キ. その他参考となる事項

なお、市町村長の同意の依頼は迅速に行うこと。このため、同意の依頼は電話等口頭で行えるが、口頭依頼後速やかに同意依頼書（様式1）を市町村長にあて送付すること。

## 4. 市町村において行われる手続き

(1) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次のような事項については聴取票（様式2）に記載して明らかにしておくこと。

ア. 患者が入院する病院の名称・所在地

イ. 患者の氏名、生年月日、性別

ウ. 患者の居住地又は現在地

エ. 患者の本籍地

オ. 患者の病状（入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの）

カ. 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

キ. 患者を診察した指定医の氏名

ク. 聴取した日

(2) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のような手続きをとること。

ア. 患者が居住地を申し出ている場合には、住民票等によりその確認を行うこと。

(注) 確認できない場合には、居住地が不明な者として2(2)のケースとして扱うこと。

イ. 扶養義務者がいる場合には、同意を行わない旨の確認を電話等で行うとともに、市町村長が同意する旨を連絡すること。

(3) (2)の手続きをとり、患者が市町村長の入院の同意の対象者であることを確認のうえ、市町村の担当者は速やかに同意の手続きを進めること。

(4) 市町村長の同意が行われる場合は、速やかにその旨を病院に連絡すること。このため、口頭で病院に連絡することが可能であるが、口頭で連絡した場合においても、その後速やかに同意書(様式3)を作成して病院に交付すること。この場合、同意書の日付は口頭で連絡を行った日とすること。

(5) 休日夜間等において市町村長の入院の同意の依頼を受けた場合においても、速やかに同意が行われるようにすること。

このため、休日夜間等においても迅速に対応できる体制を整えておくとともに、休日夜間等の緊急の場合の連絡方法については近くの病院にあらかじめ連絡しておくこと。

なお、聴取票の作成及び上記(2)の手続きをとることができなかった場合においては、その後速やかに手続きをとること。

5. 同意後の事務

(1) 入院中の面会等

入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が保護者になっていること及び市町村の担当者への連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

なお、同意後も面会等を行うなどにより、本人の状態、動向の把握等に努めること。

(注) 本人が遠隔地の病院に入院した場合には、市町村間で連絡を取ってその状態動向等の把握に努めること。

(2) 保護者の調査等

市町村の担当者は、市町村長の同意の後においても、保護者及び保護者になりうる者の調査等に努めること。

なお、病院及び関係機関は、市町村長の同意によって入院している患者について、市町村長以外に保護者及び保護者になりうる者がいることが明らかになった場合は、速やかに市町村の担当者へ連絡すること。

(3) 関係機関への連絡

市町村の担当者は、入院の同意を行った場合、必要に応じ、保健所、福祉事務所等

の関係機関に連絡を行うこと。

(4) 保護義務の終了

保護者の発見，選任等により市町村長が保護者でなくなったときは，市町村の担当者は，保護者の変更を確認した後，速やかに市町村長の保護義務終了について内部手続をとること。

(以下 略)

## 11. 精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について

健医発第325号  
平成8年3月21日

精神保健法の一部を改正する法律（平成7年法律第94号）による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8に基づく指定病院については、都道府県知事は、厚生大臣の定める基準に適合する精神病院の中から指定することとされたところであり、その基準については、平成8年3月21日厚生省告示第90号「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき、厚生大臣の定める指定病院の基準を定める件」（以下「指定基準」という。）により定められ、平成8年4月1日より適用することとされたところである。

指定病院の指定基準については、これまで、昭和40年9月15日衛発第646号厚生省公衆衛生局長通知「精神衛生法第5条に基づく指定病院の取扱いについて」により定めていたが、以後30年以上の期間の経過にもかかわらず、この指定基準を下回る指定病院が3割を占める現状にあり、一方、措置入院者の数は近年では大幅に減少しているところであり、指定病院を措置入院医療にふさわしいものとしていくことが是非とも必要となっている。このため、この基準の施行に当たっては、下記に掲げる事項に留意の上、適切な運用を図らねたい。

なお、上記の昭和40年9月15日衛発第646号通知は廃止する。

### 記

#### 1. 指定基準の第1号柱書（基本的事項）関係

第1号柱書中「都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること」については、措置入院者に対し適切な治療を行うための熱意と診療態勢により判断することとし、精神保健行政及び地域精神医療に対する協力と貢献、措置入院者の積極的な受け入れ、精神科救急や精神障害者の社会復帰の促進についての熱意、医師や看護職員の充実や作業療法士、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者などのコメディカル職種の充実についての努力、入院患者の人権保護や療養環境の向上についての努力などを考慮して、優先的な指定を行うこと。

このため、医療法等各種法令を遵守していない精神病院は、この基準に適合しないものであること。従って、医療法の人員配置基準を下回っている病院及び超過収容など医療法による使用許可を受けた病床以外の病床に患者を入院させている精神病院については、指定病院の指定を行わないものであること。

また、3年間にわたり新規又は継続の措置入院者を受け入れていない精神病院は、この基準に適合しないものであること。



## 2. 指定基準の第1号1及び3（医師及び看護職員の配置）関係

第1号1及び3の医師及び看護職員の配置基準は、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）第14条及び第15条に規定する主として精神病患者を入院させるための病室を有するものとして医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）による改正前の医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項ただし書の許可を受けている病院に係る経過措置による基準と同一のものであること。

なを、措置入院者に対する医療を行う指定病院の基準としては、本来はより高いものが必要であることから、これよりも高い人員配置の精神病院を優先して指定することが必要であり、第1号3の基準については、応急入院指定病院の指定基準と同様に、基準看護の基本1類に相当する配置（看護婦、准看護婦及び看護補助者の数が入院患者数に対し4対1）以上であることが望ましく、第1号1の基準についても、より高い配置であることが望ましいこと。また、指定基準を満たすものとして指定した場合においても、指定病院は、人員配置の充実に努力することが必要であること。

また、第1号1及び3中、「入院患者の数」及び「外来患者の数」は、前年1年間の平均の精神病床入院数及び精神科外来数とする。また、「医師の数」及び「看護婦及び准看護婦の数」については、非常勤の者は医療法の例により常勤換算し、精神病床と精神病床以外の病床を有する病院にあっては、精神病床及び精神科の外来に従事する人員（兼務の場合は業務割合に応じて按分）とする。

## 3. 指定基準の第1号2（常勤指定医の配置）関係

第1号2中「常時勤務する精神保健指定医」については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第4条の3によること。

## 4. 指定基準の第3号（設備要件）関係

第3号中「必要な設備」については、措置入院者を入院させるのに適切な病床、デイルーム、食堂、作業療法用施設等のほか、保護室（隔離室）を適宜の数有すること。

## 5. 基準の特例

指定基準の特例として、地域（おおむね2次医療圏）において指定基準の各号の全てに適合する複数の精神病院が無い場合にあっては、措置入院者に対する医療及び保護のために特に指定する必要がある精神病院については、第1号の基準を適用しないことができる。

これは、2次医療圏を単位とした地域において、基準の本則に適合する指定病院の数と国立又は都道府県立の精神病院の数との合計が、2病院に満たない場合に、その数が2病院になるまで基準の第1号の基準を満たさない精神病院の中から指定を行えることとしたものであること。

また、この場合においても、第1号1及び3の基準は、医療法の人員配置基準であるから、これを満たしていない病院の指定は特に慎重に行うこととし、やむを得ず指定した場合においては、指定の期限の間に基準を遵守できるよう改善を指導すること。

## 6. 指定病院数及び指定病床数

指定病院数については、地域における精神病院数に比べて多すぎる地域や、少なすぎる地域があるが、措置入院者数の状況や精神病院の配置等の実情、精神科救急医療システムの整備に当たっての必要性等に応じ、過不足のない数とすること。

指定病院ごとの指定病床数については、各病院における措置入院者数の実情に比べて多すぎる地域があるが、これは、特定の病棟や病室を指定するものではなく、当該病院に措置しうる患者数を定めるものであることから、地域における措置入院者の状況及び当該病院の実情に応じ、過不足のない数（1病院当たりおおむね10床から30床程度）とすること。

#### 7. 指定期限及び更新

指定病院の指定は、原則として3年の期限を付して指定し、3年ごとに見直しを行い、更新すること。

この場合、更新時期は、平成8年4月1日以後の3年度ごととし、既指定のものや新規指定のものについては、指定期限を調整して、更新時期を合わせること。

(以下略)

## 12. 応急入院指定病院の指定等について

平成12年3月30日 障精第23号

各都道府県・各指定都市精神保健福祉主管部(局)長あて

厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知

最近改正 平成13年4月2日障発第157号

応急入院指定病院の指定等については、これまで昭和63年5月13日健医精発第16号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」中の第5「入院制度に関する事項」の4の(3)「応急入院について」に基づき行われてきたところである。

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成11年法律第65号)により、緊急に入院が必要となる精神障害者を移送する規定が設けられ、また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4第1項の規定に基づき、厚生大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件(平成12年3月厚生省告示第106号)により、応急入院指定病院の指定基準が改正され、平成12年4月1日から施行されること等に伴い、別添のとおり新たに要領を定めたので、適切な運用に努められるとともに、応急入院指定病院の指定の促進に向けた関係団体、関係機関に対しての周知徹底及び精力的な助言指導をお願いしたい。

なお、平成8年3月21日健医精第22号「応急入院指定病院の指定の促進について」は廃止する。

別添

### 応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領

#### 1 応急入院指定病院の指定について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第33条の4第1項の規定による都道府県知事(指定都市にあってはその長。以下同じ。)の指定(以下「応急入院指定病院の指定」という。)は、法第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。)に適合する精神病院について行うこととされているところであるが、応急入院指定病院の指定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。

##### (1) 指定基準の考え方について

###### ア 診療応需の体制について

指定基準の第1号中、法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医(以下「指定医」という。)1名以上及び看護婦等3名以上が法第33条の4第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者(以下「応急入院者等」という。)に対して「診療応需の態勢を整えていること」とは、当該精

精神病院の医療従事者のうち指定医1名以上及び看護婦等3名以上が応急入院者等の医療及び保護を行う体制（オンコールを含む。）にあり、かつ、それぞれの医療従事者が応急入院者等の診療に当たることが、他の入院患者の医療及び保護に支障をきたすようなことがないものをいうこと。

なお、看護婦等とは、看護婦、看護師、准看護婦、精神保健福祉士を指すこととしていること。

イ 例外規定について

指定基準の第2号ただし書中「やむを得ない事情」については、当該地域（おおむね二次医療圏）において同号の基準の本則を満たす精神病院がなく、かつ、応急入院制度及び移送制度を適用する必要性が高いと認められる場合をいうものであること。

ウ 空床の確保について

指定基準の第3号中「第1号に規定する日」については、都道府県における精神科救急医療システム及び法第34条による移送が円滑に行われる圏域において、複数の応急入院指定病院が指定されている場合、当該圏域において、年間を通じて終日、患者が受け入れられるよう体制を整備するための規定であること。なお、このことは当該圏域において同日に複数の病院が患者を受け入れられる体制の整備を妨げるものではないこと。

エ 必要な検査について

指定基準の第四号中「必要な検査」とは、頭部コンピューター断層撮影（CT）、脳波検査、基礎的な血液検査等をいうものであること。なお、これら検査については、必要に応じて他の医療機関の協力が得られていて速やかに検査が行われる体制がある場合には、当該精神病院において整備することを要しないものであること。

(2) 指定基準の運用等について

ア 人員配置の基準について

医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号の規定に基づく人員配置基準を下回っている精神病院については、指定基準の第2号ただし書中「やむを得ない事情」に拘わらず、応急入院指定病院の指定を行わないものであること。

イ 指定医の数

指定医2名以上が常勤で勤務している病院を指定すること。ただし、地域における応急入院者等に係る医療及び保護を提供する体制の確保を図る上でやむを得ない事情があるような場合には、この限りではない。

ウ 精神科救急医療システムとの関連について

応急入院制度は、精神科救急医療システムを有効に運用することが必要となる入院形態であるから、「精神科救急医療システム整備事業実施要綱」（平成7年10月27日健医発第1321号厚生省保健医療局長通知の別紙）による精神科救急医療施設であって、指定基準の本則を満たしている病院に対しては、応急入院指定病院の指定を

行うことが望ましいこと。

エ 計画的な指定について

応急入院指定病院の指定に当たっては、応急入院者等の受入れ及び法第34条による移送が円滑に行われるために、都道府県ごとに必要な圏域で計画的に指定を行うこと。

オ 応急病院指定病院の指定に係る報告について

都道府県知事は、応急入院指定病院の指定を行った場合においては、別添様式1により本職に報告を行われたいこと。また、指定後については、当該精神病院の名称及び所在地を都道府県公報等により公告し、併せて関係機関に連絡するなど応急入院制度の適正かつ円滑な運営に必要な措置を講じられたいこと。

なお、指定基準の第2号ただし書の特例を適用して指定を行った場合は、その旨を別添様式1の特記事項の欄に記載されたいこと。

カ 応急入院指定病院の指定の見直しについて

応急入院指定病院の指定は、原則として3年の期限を付して指定し、3年ごとに見直しを行い、更新すること。

2 指定の取消しについて

都道府県知事は、指定の取消しを行った場合においては、別添様式2により本職に報告を行われたいこと。また、取消し後については、当該精神病院の名称及び所在地を都道府県公報等により公告し、併せて関係機関に連絡するなど応急入院制度の適正かつ円滑な運営に必要な措置を講じられたいこと。

3 その他について

応急入院制度については厳に適正な運用が要請されることにかんがみ、都道府県知事は、各応急入院指定病院からの法第33条の4第2項の規定による届出の状況に十分留意し、応急入院の実態の把握に努められたいこと。

(様式1)

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 殿

(都道府県知事名)

応急入院指定病院指定報告書

今般下記の精神病院につき精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき指定を行ったので、指定した精神病院の概要を添えて報告します。

記

指定した精神病院の概要

① 精神病院名		
② 所在地		
③ 開設者名		
④ 管理者名		
⑤ 許可病床数	(総 数)	床
⑥ うち措置指定病床数	(うち精神病床)	床
⑦ 勤務医師数	(常 勤)	人
	(非常勤)	人
⑧ うち精神保健指定医数	(常 勤)	人
	(非常勤)	人
⑨ 勤務看護婦（士）数	(常 勤)	人
	(非常勤)	人
⑩ 勤務看護助手数	(常 勤)	人
	(非常勤)	人
⑪ 勤務精神保健福祉士数	(常 勤)	人
	(非常勤)	人



(様式2)

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 殿

(都道府県知事名)

応急入院指定病院指定取消報告書

今般下記の精神病院につき精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律123号)第33条の4第3項の規定に基づく指定の取消を行ったので報告します。

記

① 精神病院名	
② 取消年月日	平成 年 月 日
③ 取消の理由	
④ 適用	



### 13. 一般病院における併設精神科病棟（室）建築基準について

昭和36年8月7日 衛発第644号  
各都道府県知事あて  
厚生省公衆衛生局長通知

単独精神病院の建築基準については、昭和29年9月29日厚生省発第295号をもって各都道府県知事あて公衆衛生局長名をもって通知したところであるが、最近一般病院に精神科病棟（室）を設置する傾向が多くなってきたことにかんがみ、今般「一般病院における併設精神科病棟（室）建築基準」が精神衛生審議会の議を経て別添のとおり決定したので、今後、併設精神科病棟の計画及び建築に当たってはこの基準を活用するよう御指導願いたい。

なお、引き続き小児病棟、保護病室及び作業療法棟建築基準についても検討中であるので追って送付する見込である。

#### （精神病院建築基準追補）

#### 一般病院における併設精神科病棟建築基準

##### 第1 まえおき

この基準は、一般病院に精神科病棟（病室）を併設する場合における一つの望ましい標準を示すものであって、最低基準のような性格をもつものではない。

一般病院に精神科病棟（病室）を併設する場合、ややもすると一般病院の建築様式や構造がそのまま反映されて、臥床を主体とする病院形式に陥ったり、又は精神科ということにこだわりすぎて、あまりに堅牢かつ閉鎖的になりすぎるおそれがあるので、最近における精神科領域の治療方法や患者の病態像等を勘案して様式や構造を患者治療に適正ならしめるとともに、建築費を最も有効に活用するための資料となることを目的として、この基準を作成したものである。

したがって、ここに書かれている条件はその全部が満足されることを必ずしも期待するものではなく、その地域の事情、一般病棟部門との関連、計画の大小等によってそれらの条件を或程度取捨選択することはもとより差し支えない。ただ、この基準の精神をできるだけ設計に生かされるよう計画することが望ましい。

##### 第2 併設精神科病棟（病室）設置の意義と設計方針

###### 1 意義

一般病院に精神科病棟（病室）及び同外来診療部を設けることの意義は、患者の早期受診の便を図り、機を逸しないで適切な治療を行なって短期間に治療効果をあげることにある。したがって、入院患者は初期、軽症で在院期間も短い者を主な対象とし、かつ外来患者の診療に重点がおかれるべきである。そのためには、患者が積極的に診療を受ける気持になるように、親しみのある外観、構造及び整備された診療設備が望まれ、かつ、快適な環境とくつろいだふん囲気をかもし出すように配慮する必要がある。

###### 2 設計方針

併設精神科病棟（病室）の配置、規模、設備等については、病院の所在する地域の事

情、敷地の条件、一般病棟部門の規模、看護体制、設備等との関連を十分に考慮し、かつ、この基準の精神を生かすように企画設計することが望ましい。

併設精神科病棟（病室）は、あまりに小規模の場合には専門科としての運営上に支障があり、また、100床を越えるような場合には併設としての性格よりもむしろ単独精神病院としての性格が強くなるので、この基準では一応50床前後の病床数のものを想定して作成したものである。

なお、企画設計に当たっては、病院長、精神科担当医師、精神科病棟管理に十分な経験を有する者、建築家等が密接な連絡をとることが必要であり、更に医療法、建築基準法、「精神病院建築基準」及び本追補並びに別紙設計図を参照されたい。

### 第3 設計に当たっての具体的留意事項

#### 1 一般的事項

入院患者は原則として初期、軽症で短期入院の患者とするが、それらの患者も時に興奮又は不潔の症状を示したり、或は身体的合併症を呈することもあり、また一時的にそのような患者を入院させなければならないこともあるので、それらのことも一応考慮において設計する必要がある。

なお、企画設計に当たっては、単に医療看護の都合のみでなく、患者の入院生活の立場が十分に尊重されなければならない。

#### 2 病棟の意匠及び構造について

病棟の意匠並びに周辺環境計画については、落ちつきがあって親しみやすく、かつ清潔であることが必要であり、精神の休養と治療に適するように配慮し、患者が安心して治療を受けることができるようなふん囲気をかもし出すように努めなければならない。

また、病棟は耐震耐火の構造とし、患者の安全と保護に対する考慮が必要なことはいうまでもないが、そのために建物が堅牢になりすぎて威圧感を与えたり、患者を監視するというような設計にならないようにしなければならない。

また、内装及び外装についての仕上げや色彩のみならず、外廻りの樹木の植込み、庭園の造成等にも十分に配慮し、いやしくも牢獄式又は収容の体裁となることを厳に避けることが必要である。

#### 3 入院患者の生活的施設について

入院患者の大部分は、他科の入院患者とは異なり、常時臥床の必要のない者が多く、日中の生活は殆ど起きているのが常態であるので、生活スペースを十分に考慮することが必要である。特に患者の私物を収納して置く場所を十分にとることは、生活の拠点を与えるという意味で重要である。したがって、患者用の家具や調度品を入れて、入院生活を活動的でしかもくつろいだ家庭的ふん囲気の中で楽しくすごせるように配慮すべきである。

なお、精神科疾患の存院期間は、従来よりも著しく短縮されたとはいえ、まだ他科疾患よりは長期間にわたる者が多いので、患者のレクリエーションや作業のための室

内外の整備等は当初より十分に考慮されることが望ましい。

#### 4 病棟の配置について

精神科病棟（病室）は、他の一般病棟（病室）から離れた独立棟であることが望ましいが、敷地又は管理上等の都合でそれができない場合には、相互に悪影響を及ぼさないような配慮が必要である。例えば樹木その他の自然の障壁で区画するとか、建物の配置や向き等を考慮することが大切である。いかめしい堀や檻のような柵等は極力避けるべきである。

なお、2階以上に精神科病室を設ける場合には、危険防止のために窓に格子を必要とするが、室内からの感じや外観を損なわないように部材の断面や詳細の納りにについての工夫がほしい。

#### 5 管理について

病棟の大部分を開放的にするか又は閉鎖的にするかは、管理者の意向、入院患者の病状、地域的事情等によって定められるべきであるが、閉鎖的の部分については前項の趣旨を十分に生かすことが必要である。

#### 6 病室の区分について

男女の患者の病室は原則として区分する。例えば、食堂又はデイルームを中心として両翼病棟に、或は1階と2階に分けて配置するようにする。ただし、小児、老人、合併症患者等で性的危険のおそれのない場合には、男女の病室が明確に区分されておれば同一病棟内でも差し支えないであろう。

#### 7 衛生設備について

日照、採光、暖房、通風、換気等については全病室を通じて周到に計画されなければならない。

なお、暖房については、寒冷地方と温暖地方とではその設備程度を異にするであろうが、直接火気を使用する場合には、その構造と管理に細心の配慮がなされなければならない。

また汚水、汚物、し尿、じん埃等の処理及び洗濯、消毒等の処理設備については病院全体として考慮しなければならないが、精神科病棟においては特段の配慮が必要である。

### 第4 病棟平面計画要領

#### 1 病棟内所要室

精神科病棟（病室）には大体次のような室又は機能を営む場所を必要とする。ただし、これらの室のうちには、病棟の規模又は一般病棟との関連から必ずしも別々に設ける必要はなく、取捨選択或は兼用することも差し支えないであろう。ただし、これらの室の機能が十分に発揮されるように活用することが望ましい。

##### A 診療及び看護関係の施設

診療室、看護員室、処置・治療室、治療後の休養室、作業療法室、レクリエーション療法施設、汚物処理室、洗濯室、リネン室、看護員仮眠室、職員便所

B 患者の生活的施設

配膳室，食堂，デイルーム，洗面所，患者用洗濯室，便所（男女別），浴室，面会室，患者私物格納室

C 病室

一般病室，保護室，合併症病室

2 病棟内各室の設計上の留意事項

A 診療及び看護関係の施設

看護員室 } …一室にすることも可能であろう  
処置・治療室 }

治療後の休養室……ショック療法後の休養のためのものであるが，ショック療法は以前ほど利用されていないので，特別に一室を設けなくとも他室を利用してよいであろう。

作業療法室……患者が数名で手芸，工作等の作業を行なう場所であるので，そのための材料や作業用テーブルを置くだけの広さを必要とする。このための特別の室を設けるのは望ましいが，病室，食堂，デイルーム等を利用してよい。

レクリエーション療法施設……ラジオ，テレビ等を備えるほか，運動競技やその他のレクリエーションのために病棟内，他の建物又は庭を極力利用すべきである。

なお，病棟外に作業療法の施設があれば更によい。

汚物処理室 } …同一室としてもよく，汚物が簡単に廃棄，消毒，洗濯され汚れ物が洗濯されるような設備が必要である。

看護員仮眠室……特別に設けなくとも看護員室又は処置室内にカーテン等で仕切る方法によって設けることができる。

リネン室……一室が設けられればよいが，他病棟のものを利用できればよい。

B 患者の生活的施設

配膳室……厨房からの一給食の動線を考慮し，かつ病棟内食堂に近接して設置する。

既に盛付の終わったものが病棟に運ばれるならばその所要スペースは狭くともよい。

食堂 } …管理上から設ける方が便利であり，両者の兼用も考えられるが，スペースの関係で別に設けることができない場合には，病室のスペースを広くとるように配慮することが必要である。

食堂とデイルームはそれぞれ目的が違うので別々に設けることが望ましいが，スペースや経費の関係でやむを得ず兼用する場合には，食事の際はテーブルやその周辺が不潔にならないように注意しなければならない。全体としてくつろいだふん囲気が必要である。

洗面所……必ずしも一室を設ける必要はなく，廊下の一侧にアルコーブをとったり，窓から流しを持ち出しにしたりして使用に当って便利のように設置する。この場合，洗面介補の必要のある患者もいるので，それに便利であるように考慮する。

患者用洗濯室……患者の大部分は臥床の必要がないので自身の持物を簡単に洗える場所があればよい。例えば洗面所等の利用も考えられる。また、電気洗濯機を置くスペースが考慮されてあれば更に便利である。

面会室……別に一室が設けられればよいが、他の場所を利用してもよい。例えば食堂、デイルームの一隅を衝立等を利用して使用することも考えられる。

浴室……病棟内に設けるようにする。できれば男女別に設けることが望ましいが患者の入浴日を替えれば一室でよい。なお、看護者が入浴の介補をする必要があるので広めに設計する。

患者用私物格納室……患者の在院期間が長くなると私物が多くなるので、それを格納する場所が必要となる。一室を設けて出し入れに便利のように柵を設け、かつ換気を十分にする必要がある。

### C 病室部門

一般病室……患者相互の危険行為の防止又はそれに対する患者の恐怖心を除去するためにも、できるだけ個室が望ましい。特に入院初期においてはその必要が大である。

多床室の場合には、2床室は人間関係や危険行為のあった場合等を考えるとあまり適当でなく、3床室は人間関係が1対2となり易いので好ましくないで、個室か4床室が望ましいことになる。これ以上の多床室になると、患者は雑居的に収容されているという感じを抱くようになり、病室が個人の生活場所となるには不適當なるのであろう。

病室はベッド式にするか和室（畳式）にするかは医師の方針にもよるが、いずれにしても生活場所としてのふん囲気を出すことが必要である。例えば、ベッド式にする場合には、一般の病室によく見られるようにベッドと床頭台だけというものでなくベッドを寄せて配置し、残りのまとまったスペースにはテーブル、椅子、戸棚、ロッカー等を置いて患者の日中の生活場所となるように配慮することが望ましい。

和室の場合には、押入れ、私物入れ場所、縁側等家庭に準じて考慮し、また部屋に机等をおいて日中も落ちつけるようにする。

また、病室には絵画、花瓶等を飾る場所もあらかじめ考え、療養中の生活にうるおいがあるよう配慮する。

保護室……他患者に悪影響がないように配慮しなければならない。室内の仕上げ、詳細設備に注意し、かつ、採光、換気、通風、暖房等の環境条件については特に考慮する必要がある。堅牢であることは大切であるが、そのために牢屋式になることは絶対に避けるべきで、時には普通病室として使用し得るような配慮も必要である。

保護室の数は、病院の所在する地域の事情、入院患者の病状、治療看護体制等によって差はあるが、一般的傾向としてはできるだけ少なくする傾向にある。50

床程度の病床数では一応2室位を予定し、前記の事情を考慮して増減するのが適当であろう。

合併症病室……保護室の場合と同様に、前記の事情によって定めらるべきであるが、一応2～4床程度のものを考慮するようにする。この場合、位置は他の病室より離し、必要に応じて感染のおそれのないように配慮すべきである。

以上の各病室は、それぞれが厳格に区別された室ではなく、相互に融通して使用できるようにあらかじめ配慮して設計されることが望ましい。また各室の仕上げや配置についてはできるだけ単調を避け、変化に富み、しかも全体として統一と調和を保つように工夫すべきである。

病棟の面積は以上の各部門の所要室からすれば1床当たり約23m<sup>2</sup>（約7坪）程度が望まれる。ただし、一般病棟との関係又は前記の創意工夫によって、これ以下でも精神科病棟としての機能を果たすことも不可能とは思われないので設計に当たっては十分に検討することが必要である。

## 第5 外来診療部

### 1 一般方針

精神科外来診療部は、他科の診療部から特に隔離する必要はなく、一般外来部に併置することも差し支えない。もし、患者の症状が他患者に迷惑を及ぼすおそれのある場合には、精神科病棟に一時保護する措置をとればよい。精神科病棟に併設する場合には、病棟部門と明確に区分することが望ましい。

外来部門においても、病棟部門と同じように落ちつきがあり、親しみやすい外観と構造が必要である。

### 2 平面計画要領

外来診療に必要な室は概ね次のようである。

受付、待合室、診察室、処置室、ショック療法室及び同休養室、面接室、心理検査室、脳波検査室、レントゲン室、臨床検査室、事務室、便所等。

これらの室は、精神科外来を一般外来部に併設するか精神科病棟に併設するか又はそれらの部門での設備の有無によって適宜取捨選択や兼用を考えるべきである。

待合室……精神科の診察は他科にくらべて時間のかかるものであるため待合時間が長くなる。また、その間に患者の心が動揺して診察を受けたくなくなることも多いので待合場所は廊下等を利用するのではなく、できるだけ一室を設け、落ちつきのある、快適なふん囲気の出るように設備することが必要である。また、患者には附添人が多いことも念頭においてスペースを考えなければならない。

ショック療法室及び同休養室……ショック療法は以前ほど用いられなくなっているようであるので、その必要度や配置については、精神科担当医の意見を聞く必要があり、また他室を兼用する方法も考えられる。

#### 14. 精神病室の構造設備について

昭和40年8月5日 医発第961号

各都道府県知事あて

厚生省医務・公衆衛生局長連名通知

精神病室の構造設備については、医療法施行規則第16条第1項第6号、第7号その他に規定するところであるが、最近における精神医学の発達により精神科医療の内容も相当変化してきている状況に鑑み、精神障害者であっても、自傷他害のおそれがなく開放的な医療を行うことが適当と認められる者のみを収容することを目的とする精神病院又は精神病棟においては、精神病室の鉄格子等によるシャ断設備を必要のものとして取扱う必要はないと考えられるので、ナースステーションが適切に配置されている場合等必要な人的物的措置が講じられている場合には、医療法第27条の使用許可を与えて差し支えない。

## 15. 精神病院建築基準の改正について

昭和44年6月23日 衛発第431号  
各都道府県知事あて  
厚生省公衆衛生局長通知

最近改正 平成13年4月2日障発第157号

精神病院の建築基準については、昭和29年発衛第295号「精神病院建築基準について」により指導されているところであるが、最近の精神医学ならびに建築技術の実情に合致させるため、中央精神衛生審議会において検討のうえ、その議をへて今般別紙のとおり「精神病院建築基準」を改めることとした。

改正の要点は次のとおりである。

- (1) 精神病院の規模について、従来は病床数400床程度を標準としていたのを200床ないし300床を標準とすることとしたこと。
- (2) 患者の居室については、長期在院という実情にかんがみ出来る限り家庭的雰囲気を持たせ、また開放的にするよう配慮したこと。
- (3) 保護室については、暖房装置のほか冷房装置をもうけるようにしたこと。
- (4) 基準の構成については、全般的に検討を加え、整理統合し、理解しやすいものとしたこと。

この「精神病院建築基準」は、医療法及び、建築基準法等に基づく基準のように拘束力を有するものではないが、精神病院の設置および整備にあたっては、なるべく本基準によるよう指導されたい。

〔中略〕

### 第1 まえがき

精神病院建築基準は、昭和29年に定められたものであるが、その後の精神医学ならびに建築技術の進歩に伴い、必ずしも現状に適應しなくなったので、今般、本改正基準を作成したものである。この基準はさらに今後も改善すべき点があれば修正して実情に即したものとしなければならないと考える。

この基準は、精神病院を建築する場合の望ましい基準を示すものであって、最低基準のような性格をもつものではない。また、この基準は、一応200床ないし300床程度の病院を想定して作成したので、実際に病院を建設するにあたっては、病院の規模に応じてそれぞれの内容を適宜変更することは差し支えない。

建築にあたっては、本建築基準によるもののほか、医療法、建築基準法及び消防法等の法令を準拠して実施されなければならないことはいうまでもない。

### 第2 基本事項

- 1 精神病院においては、建築自体の医療に及ぼす影響が殊に大きいから、その企画設計は、病院長、精神病院管理に経験のある者、精神科担当医師等と建築家との密接な連絡の下に行なわれなければならない。また医療看護の都合のみでなく、患者の入院



生活の立場が十分に尊重されなければならない。

## 2 敷地

- (1) 敷地の選定にあたっては、できるだけ社会とのつながりを保てるような土地を選定すること。
- (2) 選定する土地は、病院を建設するにふさわしい環境であることはいうまでもないが、特に交通機関が便利で水利がよく、かつ、排水の処理が可能な場所を選ぶこと。
- (3) 敷地の面積は、病院の特徴、地域的条件によっても異なるが、一般に建築面積以外に屋外運動場、作業用地等がとれるだけの広さが必要である。

## 3 配置

病院全体の配置計画としては、十分な敷地面積を有する場合には、平面に広がる方が自然との親しみ、開放感等が得られ、各病棟ごとにそれぞれの特徴を生かしやすい、しかし、敷地、設備等の関係で分散することができない場合は高層化するのやむを得ないであろう。

いずれにせよ、全般的配置は、治療、管理、経費等の観点から十分検討したうえで、最も効率的に計画する必要がある。

## 4 建物

- (1) 建物全体として統一があり、精神医療に適する内容及び外観を備え、明るくて親しみやすいものとする。  
内装及び外装についての仕上げや色彩のみならず、周辺の樹木の植込み、庭園計画等環境造成にも周到的配慮が必要である。
- (2) 建物は、耐震耐火構造とする。堅固であることは当然であるが、精神病院ということにこだわりすぎて、あまりにも閉鎖的になりすぎないようにする。

## 5 設備

- (1) 保安、避難等の設備を完備することはいうまでもないが、患者の健康保持のため、換気、採光、照明、防湿等の設備に特に留意する。
- (2) 暖房は、温水、蒸気等を採用し、直接火気を使用することは避けること。
- (3) 基準看護、基準給食、基準寝具設備が行なえるよう配慮すること。

## 6 部門

- (1) 病院内の諸施設は、それぞれの機能に従って次の各部に分ける。  
① 病棟部 ② 中央診療部 ③ 外来診療部 ④ 生活療法施設部  
⑤ サービス部 ⑥ 管理部 ⑦ 宿舎部
- (2) 外来患者は、入院患者と明確に区分できるように考慮すること。

## 第3 病棟部の設計

### 1 基本事項

- (1) 病棟部は看護上、管理上30床ないし50床の看護単位を基本とし、性別、年齢別、病態別、病状別に応じた区分をする。男女の患者は分離するが、男女の病室が明確に区分されていれば同一病棟内でも差し支えない。

(2) 患者の在院期間は、比較的長期にわたることが多く、肉体的には健康のものが多く、医療面のみならず生活面についても細心の考慮を払わなければならない。そのため病室とデイルームは区別し、また、できるだけ戸外に出られやすいように設計し、生活が無味単調になることを避け、生活空間はなるべく変化ある豊かなものとする。

(3) 病棟部には、次の室又は機能を営む場所を必要とする。ただし、これらの室の一部については、必ずしも別々に設ける必要はなく、兼用することも差し支えない。

ア 病室

一般病室、保護室、合併症病室

イ 患者の生活的施設

デイルーム、食堂、配膳室、浴室、便所、洗面所、足洗場、患者用洗濯室及び物干場、面会室、患者私物格納庫

ウ 診療及び看護関係施設

診療室、処置室、看護員室、看護員仮眠室、汚物処理室、職員便所、リネン室

エ その他の施設

倉庫、掃除具置場

(4) 病棟部の面積は、病室以外に生活面のスペースを必要とするので、病棟共通部分を含めて、1床当たり約25平方メートル（平成13年3月1日に既に存するものにあつては、約20平方メートル）程度とする。

(5) 合併症病棟を設ける場合は、一般病棟と区分し、種類の異なる合併症患者ごとに分離又は隔離できるよう配慮する。また、中央配膳、中央食器消毒方式を採用する場合でも伝染性の合併症患者のみは、病棟配膳、病棟消毒とする。

(6) 保護室の数は、収容する患者の種類によって異なるが、一般には全病床数の5パーセント程度とする。

(7) 病棟内の開口部は、室内を明るくし夏の通風をよくするために開口部を十分に設ける必要があるが、同時に脱院等事故防止の方策を講じる必要がある。

注1 病室にあつては、その床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。（医療法施行規則（以下「医規」という。）第16条）

2 採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、病室にあつては床面積の7分の1以上、病院その他の居室にあつては床面積の10分の1以上とする。（建築基準法第28条）

(8) 病棟の鍵は、非常の際の混乱を避けるためすべて共通のものとする。

参考I 病室は、地階には設けないこと。第3階以上に病室を設ける場合は、その建物を耐火構造としなければならない。（医規第16条、建築基準法施行令（以下「建令」という。）第107条）

注1 病室の床面積は、内法によって測定することとし、患者一人につき6.4平方メートル以上とすること。（医規第16条）

2 小児だけを入院させる病室の床面積は、前注1に規定する病室の床面積の3分の2以上とすることができる。ただし、1の病室の床面積は6.3平方メートル以下であってはならない。(医規第16条)

II 第2階以上に病室を設ける場合は、患者の使用する屋内の直通階段を2以上適当に配置しなければならない。(医規第16条、建令第121条)

注1 階段及び踊場の幅は、内法を1.2メートル以上とすること。(医規第16条)

2 けあげは0.2メートル以下、路面は0.24メートル以上とすること。(医規第16条)

3 適当な手すりを設けること。(医規第16条)

III 第3階以上に病室を設ける場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けなければならない。ただし、直通階段のうち1又は2を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。(医規第16条、建令第123条)

注1 この避難階段の出入口の戸にくぐり戸を設ける場合は、高さを1.3メートル以上、幅を0.8メートル以上とすること。(医規第16条)

IV 患者が使用する廊下の幅は、内法を1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、内法を2.7メートル以上としなければならない。(医規第16条)

V 大学附属病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)並びに内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を有する100床以上の病院の精神病棟については、中廊下の幅は2.1メートル程度とすること。(医規第43条の2)

## 2 病室

### (1) 一般病室

- ア 病室が個人の生活場所となるには4床ないし6床(最大)以下がのぞましい。
- イ 病室は洋室(ベッド式)、和室(畳式)を問わず、生活場所としての雰囲気を出すことが必要である。例えば、洋室にする場合には、テーブル、椅子、戸棚、ロッカー等を置き、和室の場合には、押入れ、私物入れ場所、縁側等を設ける。押入の内部は不燃性とし、天井は天井裏へ入れないように堅固なものとする。
- ウ 各部屋のドア又は引違い戸は、病状視察の上からその一部を透明硝子にすることが便利である。しかし、患者の立場からいうと落ちつかない気分がするので、患者の種類によっては、遮へいしなければならないこともある。

### (2) 保護室

- ア 保護室は、個室で10平方メートル(6畳)程度の広さとする。
- イ 他患者に悪影響がないように配慮する。堅固であることが必要であるが、そのために圧迫感を与えないように考慮し、時には普通病室として使用し得るような配慮も必要である。
- ウ 保護室のまわりでは細部設計に特別の注意を払い、採光、換気、通風、冷暖房

等の環境条件には特に考慮する必要がある。

窓は特に採光，通風，換気がよく操作容易で堅固なものであるよう考慮する。一般廊下側にはあまり露骨にのぞきこむ感じを与えない小窓をつける。壁は堅固で，外傷の危険が少なく，しかもやわらかい感じのするものがよい。例えば板張りとし部屋の4隅は丸くする。床は縁甲板張りで頑丈な板がよい。モルタル塗りは冬季に寒く，また，陰惨な感じを与えるのでよくない。掃除に便利であるように床面との境は丸くする。扉は外面開きとし，内面に把手をつけないで堅固なものとする。

便所を設ける場合は水洗式とし，不潔にならないようにその設計には特に注意が必要である。

- エ 暖房設備は患者の暴行によってラジエーターが破損したり，ラジエーターそのものによって外傷を受けないようにするためカバーが必要である。また，2室の間仕切壁に埋込むことも双方からの会話のおそれがあるので，特別の考慮が必要である。室内の温度は廊下より調節できるようにするのがよい。

### (3) 合併症病室

- ア 合併症病棟を設けない場合は，一般病棟内に合併症状，精神症状の別に収容できるように個室を多く設ける。この場合，洋式（ベッド式）が望ましい。
- イ 伝染性の合併症患者を収容する病室は，他の病室と明確に遮断又は隔離しなければならない。

## 3 患者の生活的施設

入院患者の大部分は，他科の入院患者とは異なり，常時臥床の必要のない者が多く，日中の生活は殆んど起きているのが常態であるので，生活スペースを十分に考慮することが必要である。したがって，患者用の家具や調度品を入れて，入院生活を活動的でしかもくつろいだ家庭的雰囲気の中で楽しくすごせるように配慮すべきである。

### (1) デイルーム

病室以外にもっぱら患者の談話，娯楽，生活療法等の用に供するための室を設けること。

### (2) 食堂

患者が一度に食事できるような広さが必要である。この場合，スペース等の関係で独立して設けることができない場合は，デイルームの一部を食堂としてもよい。

### (3) 配膳室

- ア 配膳室は，食堂と区切り，膳はカウンターから受渡しする。
- イ 設備としては，食器洗場，配膳台，食器戸棚等を整備する。

### (4) 浴室

- ア 浴室は，各病棟内に設けることが望ましい。
- イ 看護者が入浴の介補をする必要がある場合を考慮して，できるだけ広めに設計する。

ウ なるべく上がり湯及びシャワーを取付ける。脱衣場には、鏡、体重計等を設置することが望ましい。

(5) 便所

ア 便所は男女別に設ける。

イ 便所は、看護員室から出入りの監視ができる位置に設け、水洗式とし、防臭、換気には充分配慮する。職員用便所は別に設ける。

ウ ドアは、内部から鍵のかからないようにする。顛倒等を考慮して病室の廊下面と同じ高さにし、下駄は用いないですむようにする。

(6) 洗面所

必ずしも一室を設ける必要はなく、廊下の一侧にアルコーブをとったり、窓から流しを持ち出しにしたりして、使用に当って便利のように設備する。この場合、洗面介補の必要ある患者もいるので、それに便利であるように考慮する。

(7) 足洗場

屋外の出入口に近接して、なるべく設けるように考慮する。

(8) 患者用洗濯室

患者自身の持物を簡単に洗える場所を設ける。洗面所等を利用してよい。電気洗濯機を置くよう考慮されればさらに便利である。また、簡単な干し場を付設する。

(9) 面会室

看護員室の近くに設ける。

(10) 患者私物格納庫

一室を設けて出し入れに便利のような棚を設け、かつ換気を十分にすることがある。

4 診療及び看護関係施設

(1) 診察室

看護員室の隣接した位置に設ける。

(2) 処置室

診察室の隣に位置するよう設け、必要に応じ電気ショック治療室及びインシュリンショック室等として使用できるよう設備する。

(3) 看護員室（ナースステーション）

常に患者と接し易いように、病棟中央部で特に見透しのよい所に設ける。外部との連絡は電話の外に非常ベル等を設ける。診療録、看護日誌及び薬品器具の戸棚、作業台、机、椅子、コンセント等を予め設け、戸棚にはすべて鍵がかかるようにする。

(4) 看護員仮眠室

看護員室の近くに設け、通風には特に配慮する。

(5) 職員便所

患者用便所とは別に設ける。

(6) 汚物処理室

汚物が簡単に廃棄、消毒、洗浄され、失禁患者の汚染衣類等汚物が洗濯されるような設備が必要である。

(7) リネン室

5 その他の施設

(1) 倉庫

(2) 掃除具置場

第4 その他各部の設計

以下の各部に設けるべき室及び施設は、次のとおりである。これらの各室は、必ずしも独立した室を意味するものではなく、数室をまとめてもよく、また機能に応じてさらに細分された室を設けてもよい。

1 中央診療部

高度の設備を有するものや、病棟部、外来診療部の各部から共用される諸施設は、外来診療部にも病棟部にも置かず、中央診療施設としていずれからの連絡にも便利な位置に設けることが望ましい。

(1) 検査室

ア 心理検査室 病棟部及び外来診療部の双方から使用できるようにする。

イ 脳液室 病棟部及び外来診療部の双方から使用できるようにし、電氣的にシールドすると共に特に湿気を避けるように留意する。

ウ その他の検査室 一般臨床検査及びその他必要に応じて、病理組織、化学、細菌等の検査室を設ける。

注 臨床検査施設は、喀痰、血液、尿糞便等について通常行なわれる臨床検査のできるものでなければならない。(医規第20条第5号)

(2) X線室 病棟部及び外来診療部の双方から使用されるもので、透視室、撮影室、暗室、フィルム事務室等が必要である。

(3) 手術室 主として病棟部から使用されるもので手術室及び準備室を設ける。

(4) 中央滅菌材料室 医療器具材料の消毒はすべて一括してここで行なう。

(5) 歯科診療室 主として入院患者用のもので小規模病院では省略してもよい。

(6) 薬局 院内及び外来投薬に便利な位置に置く。調剤室、製剤室、薬品庫(冷暗所)等が必要である。

注 調剤所の構造設備は次によること(医規第16条第1項第16号)

イ 採光及び換気を十分にし、且つ、清潔を保つこと。

ロ 冷暗所を設けること。

ハ 感量10ミリグラムの天秤及び500ミリグラムの上皿天秤その他調剤に必要な器具を備えること。

(7) 解剖室 霊安室、礼拝堂と接して設ける。

(8) 研究室

## 2 外来診療部

外来診療部においても病棟部と同じように落ちつきがあり、親しみやすい外観と構造が必要である。

外来診療部としては、外来診察室、相談室、処置室を主とし、特殊設備を要する診療施設、検査室等は、中央診療施設として中央化するのがよい。

- (1) 待合室 一般待合、薬局待合、診察待合、入退院待合等諸種の性格を持つ。

精神科の診察は他科にくらべて時間がかかるので、待合時間が長くなる。

その間に患者の心が動揺して診察を受けにくくなることも多いので、待合場所は廊下等を利用するのではなく、できるだけ一室を設け、落ちつきのある、快適な雰囲気の出るように設備することが必要である。また、患者には附添人が多いことも考慮してスペースを考える必要がある。

- (2) 相談室 室内は、落ちついた親しみのある雰囲気となるように配慮する必要がある。室数は2室程度がよい。
- (3) 診察室 通常2室以上あればよい。一部に検査用の暗室スペースが必要である。
- (4) 処置室 診察室の隣に位置するよう設け、必要に応じ電気ショック治療室及びインシュリンショック室等として使用できるよう設備する。
- (5) その他 受付、案内、会計窓口、下足預り所、便所等必要な設備を設ける。

## 3 生活療法施設部

入院患者の生活療法として作業療法及びレクリエーション療法等を行なうための施設で病棟部とは別に設ける。これらの施設は病院の規模に応じて考慮する必要があるが、農場、運動場等は相当の面積を要するので、計画の当初から配慮されなければならない。

- (1) 作業療法施設

ア 治療施設 農場、園芸場、畜産舎、木工室、印刷室、手芸室、縫製室等がある。  
イ 付属施設 事務室、更衣室、休憩室、浴室、洗面所、便所、倉庫等がある。

- (2) レクリエーション療法

ア 屋外施設 野球場、バレーコート、テニスコート、プール等がある。  
イ 屋内施設 集会室、遊戯室、娯楽室、図書室、体育館等がある。

## 4 サービス部

サービス部は特に設備を能率的にし、従業員の働き易い環境とする。

- (1) 給食施設

ア 給食施設は、病棟配膳室との連絡を十分考慮して位置を定めなければならない。  
イ 給食施設には、下拵室、調理室、特別調理室、食品庫、配膳室、配膳車置場、食器洗浄消毒室、事務室等を設ける。

注1 給食施設は入院患者のすべてに給食することのできる施設とし、調理室の床は耐水材料をもって洗浄及び排水に便利な構造とし、直火式炊事の場合にはかまどの周囲2メートル以上にわたり防火構造とし、食器及び野菜の消毒施設をそなえ

なければならない。(医規第20条第8号)

注2 食堂、調理室、配膳室には、はえが入らないようにするため、窓に金網を張る等必要な設備を設けること。(医規第16条第1項第17号)

- (2) 給水施設 自家給水の場合は、消毒設備を設ける。
- (3) 暖房施設 ボイラー室、石炭庫、灰置場等を設ける。
- (4) 消毒施設 S・K消毒室を含む。

注1 消毒施設は病室、食堂、調理室又は配膳室から相当な間隔を保って設けること。ただし、これらの構造設備が完全で、かつ、他を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。(医規第16条第1項第15号)

- (5) 洗たく施設 仕分け整理室、アイロン室、乾燥機、物干し場を含む。
- (6) 汚物処理施設、焼却炉、浄化槽、便槽、汚物溜等を含む。

注1 汚物処理施設又は便槽その他の汚物溜は、病室、食堂、調理室又は配膳室から相当な間隔を保って設けること。ただし、これらの構造設備が完全で、かつ、他を汚染するおそれがない場合は、この限りではない。(医規第16条第1項第15号)

注2 汚物処理施設には、はえが入れないようにするため、窓に金網を張る等必要な設備を設けること。(医規第16条第1項第17号)

- (7) 消毒用設備 消化器、簡易消火用具、消火栓その他の消火設備、火災警報設備、すべり台、避難はしご等の避難設備その他必要な設備を設けること。
- (8) 電気室
- (9) 機械室
- (10) ガレージ
- (11) 職員用諸施設 食堂、更衣室、洗面所、便所、休憩室等を設ける。
- (12) その他 売店、理容室、公衆電話室などは患者の利用に便利な場所に設ける。

## 5 管理部

管理部は従来のいわゆる「本館」式の観念にとらわれず、利用者が接近し易い位置に能率的に配置すべきである。

- (1) 院長(副院長)室 事務との連絡密なる位置におく。
- (2) 事務室 事務長はなるべく事務と同一室とする。文具類、書類倉庫を含む。
- (3) 看護事務室 外来診療部が小規模の場合には病棟部に近く位置する。
- (4) 応接室 院長用は院長室内の一部にとってもよい。事務用は出入商人等の応接に当てるものであるから余り病院内に入り込まない位置が望ましい。医局員用は医局の近くに置く。
- (5) 会議室 診療、運営管理、研修等に使用する。
- (6) 講義室
- (7) 医局 医局員の執務が行なわれる。必要に応じソーシャルワーカー、心理技術者等の事務室を考慮する。
- (8) 図書室



- (9) 医療記録室 診療録その他の医療記録の整備保管を行なう。
- (10) 電話交換室 電池室, 休憩室を含む。
- (11) 事務倉庫 管理部の用度, 器材等を収める。
- (12) 宿直室
- (13) 守衛詰所
- (14) 用務員室 宿泊設備を考慮する。
- (15) 湯沸室
- (16) 浴室, 洗面所, 便所 (職員専用)
- (17) 霊安室, 礼拝室

## 6 宿舎部

宿舎部には医師, 看護婦及び看護人その他職員のための宿舎を設ける。これらは病院との連絡容易なる位置を男女別に設ける。

- (1) 看護婦宿舎
- (2) 看護人宿舎
- (3) 職員宿舎

## 16. 精神障害者の移送に関する事務処理基準について

平成12年3月31日 障第243号

都道府県知事・指定都市市長あて

厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成11年法律第65号）による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき創設された精神障害者の移送制度について、別紙の通り「精神障害者の移送に関する事務処理基準」を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので通知する。移送制度の実施に当たっては、別紙の事項に十分留意の上、円滑な実施につき遺憾なきを期されたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準とし、貴職におかれては、市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

別紙

### 精神障害者の移送に関する事務処理基準

#### 第一 措置入院のための移送について

##### 1 移送制度の基本的考え方

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成11年法律第65号）の施行に伴う精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の改正により、医療保護入院等のために緊急を要する患者の移送が法定化されるとともに、措置入院（緊急措置入院を含む。以下同じ。）に付随して従来から行われていた措置入院のための移送についても法文上明確にされた。この制度において、措置入院のための移送に際して告知を義務づけ、移送に際しての行動の制限が不可避な場合の手續を明確にしたところであるので、こうした患者の人権に配慮した主旨を踏まえて移送を行うことが重要である。

##### 2 指定医の診察に係る事前調査

###### (1) 職員の派遣

都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長。以下同じ。）は、法第27条又は第29条の2に規定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察を受けさせる必要があると判断した場合、当該職員を速やかに事前調査の対象者の居宅等本人の現在場所に派遣することとする。

###### (2) 保護者等への連絡

(1)により都道府県職員を派遣する場合には、事前に保護者等に対してあらかじめ

その旨を連絡するものとする。

### (3) 事前調査の実施

派遣された都道府県職員は、速やかに以下のいずれの場合においても指定医の診察の必要性を判断するための事前調査を行い、状況を把握するとともに、できる限り保護者若しくは扶養義務者並びに事前調査の対象者に主治医がいる場合には当該主治医と連絡をとり、それまでの治療状況等について把握に努めるものとする。

- ① 都道府県職員が事前調査の対象者の居宅等本人の現在場所に向いたとき
- ② 事前調査の対象者が指定医の診察を行おうとする場所に既に搬送されたとき

### (4) 緊急の場合における事前調査の実施

法第29条の2第1項に規定する措置について、急速を要し、法第27条、第28条及び第29条の規定による手続を採ることができない場合においても、都道府県知事は、できる限り事前調査を行うように努めるものとする。

### (5) 事前調査票の記載

都道府県職員は、事前調査を行ったときは、次に掲げる事項について、様式1による「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」の事前調査票に記録するものとする。

- ① 措置入院のための診察が必要と考えられる者の氏名等
- ② 調査対象者の所在地
- ③ 調査時の状況
- ④ 主治医との連絡状況
- ⑤ 指定医の診察が必要であるか否かの判定結果
- ⑥ 保護者の氏名及び住所等
- ⑦ 調査年月日、担当者氏名及び所属

## 3 移送の実施

### (1) 移送の手続の開始時期

都道府県知事が、上記2(3)の事前調査の上、指定医の診察及び移送が必要であると判断した時点から移送（指定医の診察等を含む一連の手続をいう。以下同じ。）の手続が始まるものとする。

### (2) 移送に関する告知

派遣された都道府県職員は、移送の対象者を実際に搬送（車両等を用いて移動させることをいう。以下同じ。）する前に、書面により、移送の対象者に対して、法第29条の2の2第2項に規定する事項を知らせなければならないものとする。

### (3) 移送の記録

都道府県職員は、移送を行ったときは、次に掲げる事項について、様式1による「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」の移送記録票に記録するものとする。

- ① 移送の対象者の氏名

- ② 指定医の第1回目の診察のための移送の有無
  - ③ 移送の手続の開始年月日及び時刻
  - ④ 補助者の氏名、職種及び所属
  - ⑤ 移送を行う旨等に関する告知の確認
  - ⑥ 搬送の概要（方法、経路、時刻等）
  - ⑦ 移送先である国若しくは都道府県の設置した精神病院又は法第19条の8に規定する指定病院等（以下「指定病院等」という。）の名称及び所在地
  - ⑧ 移送の手続の終了年月日及び時刻
  - ⑨ 同行者の氏名
  - ⑩ 行動の制限の有無
  - ⑪ その他特記事項
  - ⑫ 記録者の氏名及び所属
- (4) 移送に用いる車両等の用意
- 都道府県知事は、以下のいずれの場合においても、速やかに移送の対象者を本人の現在場所から必要な場所に搬送できるよう、車両等を用意するものとする。
- ① 事前調査の結果、指定医の診察のための搬送が必要と判断されたとき
  - ② 指定医の診察の結果、次の指定医の診察が必要と判断されたとき
  - ③ 2人以上の指定医診察の結果、措置入院が必要と判断されたとき
- (5) 都道府県職員との同行
- 移送は、都道府県知事の責務として行われることから、移送に当たっては、都道府県職員が移送の対象者に同行するものとする。
- (6) 搬送のための補助者
- 都道府県知事は、車両等を用いて移送の対象者を搬送する場合、必要に応じて補助者を同行させることができるものとする。
- (7) 移送の体制の整備
- 具体的な移送の体制については、都道府県知事の責務として整備するものである。ただし、移送の対象者を車両等を用いて搬送する部分については委託することができる。
- (8) 移送の手続の終了
- 措置入院のための移送の手続は、移送先の指定病院等に入院した時点又は措置入院が不要と判定された時点で終了する。
- ただし、措置入院が不要と判定され、かつ、入院が不要と判断された場合、都道府県知事は、移送の対象者であった者の求めがあったときに、移送を開始した場所まで搬送するよう努めるものとする。
- (9) 他の入院形態による入院のための手続
- 措置入院のための指定医による診察の結果、措置入院は不要と判断されたが、医療保護入院又は応急入院のための移送が必要と判断される場合には、本通知第二の

医療保護入院及び応急入院のための移送の手続を行うこととする。

(10) 移送できなかった場合の取扱い

移送の手続中であって、第29条第1項又は第29条の2第1項に規定する措置の決定前において移送の対象者の所在が不明となった場合、移送の手続は一旦終了とするが、都道府県は当該移送の対象者の所在を確かめるよう努めなければならないこととする。当該入院措置の決定以後に移送の対象者の所在が不明となった場合には、当該入院措置は継続するものとする。

4 指定医の診察

(1) 指定医の診察の補助者の派遣

都道府県知事は、指定医の求めがあったときに、診察に必要な補助者を派遣するものとする。

(2) 診察記録票に記載する項目

指定医は、行動の制限その他の移送の手続に必要な診察を行ったときは、次に掲げる事項について、様式2による「措置入院のための移送に関する診察記録票」に記載するものとする。

- ① 指定医の診察を必要とする者の氏名
- ② 行動の制限を行った場合は、以下の項目
  - ア 行動の制限を行ったときの症状
  - イ 行動の制限を開始した年月日及び時刻
  - ウ 行動の制限を行う旨及びその理由に関する告知の確認
  - エ 指定医の氏名
- ③ その他の特記事項

(3) 行動の制限を行った場合の診察記録票への記載等

移送の手続において、指定医が法第29条の2の2第3項に規定する行動の制限を行うことが必要であると判断したときは、様式2による「措置入院のための移送に関する診察記録票」に記載しなければならない。

また、行動の制限を行うに当たっては、指定医は行動の制限を受ける者に対して行動の制限を行う旨及びその理由を知らせよう努めなければならない。

5 記録の保管

都道府県知事は、移送に関する事前調査票、移送記録票及び診察記録票を5年間保管しなければならないものとする。

第二 医療保護入院及び応急入院のための移送について

1 移送制度の基本的考え方

医療保護入院及び応急入院のための移送は、緊急に入院を必要とする状態にあるにも関わらず、精神障害のために患者自身が入院の必要性を理解できず、家族や主治医等が説得の努力を尽くしても本人が病院に行くことを同意しないような場合に限り、

本人に必要な医療を確保するため、都道府県知事が、公的責任において適切な医療機関まで移送するものである。したがって、この移送制度の対象とならない者に本制度が適用されることのないよう、事前調査その他の移送のための手続を適切に行うことが重要である。

## 2 移送に係る相談の受付

都道府県知事は、移送に係る相談を受け付ける体制を整備しなければならないものとする。また、移送制度及び相談の受付窓口について周知に努めるとともに、受付窓口は利用者が利用しやすい体制となるよう配慮するものとする。

## 3 指定医の診察に係る事前調査

### (1) 職員の派遣

都道府県知事は、相談があった事例について法第34条に規定する移送に係る事前調査を行う必要があると判断した場合、職員を速やかに事前調査の対象者の居宅等本人の現在場所に派遣するものとする。

### (2) 保護者等への連絡

措置入院の場合に準じるものとする。

### (3) 事前調査の実施

措置入院の場合に準じるものとする。

### (4) 事前調査票の記載

都道府県職員は、事前調査を行ったときは、次に掲げる事項について様式3による「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」の事前調査票に記録するものとする。

① 医療保護入院及び応急入院のための移送が必要と考えられる者の氏名等

② 調査対象者の所在地

③ 調査時の状況（調査対象者への対応の内容を含む。）

④ 主治医との連絡状況

⑤ 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にあるか否かの判断

⑥ 保護者の氏名及び住所等

⑦ 医療保護入院のための移送に係る保護者の同意の確認

⑧ 指定医の診察が必要であるか否かの判定結果

⑨ 診察が不要の場合の対応方針

⑩ 調査年月日、担当者の氏名及び所属

⑪ 指定医への報告の確認

## 4 移送の実施

### (1) 移送の手続の開始時期

措置入院の場合に準じるものとする。

### (2) 移送に関する告知

派遣された都道府県職員は、移送の対象となる者を実際に車両等を用いて搬送す

る以前に、書面により、移送の対象者に対して法第34条第4項に規定する事項を知らせなければならないこととする。また、保護者等に対しても移送を行う旨等を知らせるよう努めるものとする。

### (3) 移送の記録

都道府県職員は、移送を行ったときは、次に掲げる事項について、様式3による「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」の移送記録票に記録するものとする。

- ① 移送の対象者の氏名
- ② 移送の手続の開始年月日及び時刻
- ③ 指定医の氏名及び所属
- ④ 指定医の診察の開始及び終了の年月日及び時刻
- ⑤ 診察場所
- ⑥ 診察の立会い者の氏名及び移送の対象者との続柄
- ⑦ 診察の補助者の氏名、職種及び所属
- ⑧ 指定医の診察結果
- ⑨ 移送を行う旨等に関する告知の確認
- ⑩ 搬送の概要（方法、発着の住所、時刻等）
- ⑪ 移送先の応急入院指定病院の名称及び所在地
- ⑫ 移送の手続の終了年月日及び時刻
- ⑬ 移送の補助者の氏名
- ⑭ 同行者の氏名
- ⑮ 行動の制限の有無
- ⑯ その他特記事項
- ⑰ 記録者の氏名及び所属

### (4) 移送に用いる車両等の用意

都道府県知事は、指定医の診察の結果、医療保護入院又は応急入院が必要と判断したときには、速やかに移送の対象者を本人の現在場所から応急入院指定病院に搬送できるよう、車両等を用意するものとする。

### (5) 都道府県職員の同行

措置入院の場合に準じるものとする。

### (6) 搬送のための補助者

措置入院の場合に準じるものとする。

### (7) 移送体制の整備

措置入院の場合に準じるものとする。

### (8) 移送の手続の終了

医療保護入院及び応急入院のための移送の手続は、移送先の応急入院指定病院に入院した時点又は医療保護入院等のための移送が不要と判定された時点で終了する。

(9) 移送ができなかった場合の取扱い

移送手続中において、移送の対象者の所在が不明となった場合、移送の手続は一旦終了するが、都道府県知事は移送の対象者の所在を確かめるよう努めなければならないものとする。

5 指定医の診察

(1) 指定医の選定

都道府県知事は、法第34条に規定する診察が必要であると判断した時、速やかに指定医の診察を行うために必要な手続を開始すること。なお、この診察は、移送の対象者が入院する応急入院指定病院の指定医以外によって行われることを原則とする。

(2) 事前調査結果の指定医への報告

事前調査を行った都道府県職員は、指定医の診察に当たって、指定医に事前調査結果の報告をするとともに、報告を行ったことについて指定医の確認を得るものとする。なお、指定医の確認は、様式3による「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」の事前調査票にある「指定医への報告の確認」の欄に指定医が署名することによるものとする。

(3) 診察への立会い

医療保護入院及び応急入院のための移送に係る指定医の診察に当たっては、都道府県職員が立ち会うものとする。

また、後見人、保佐人、親権を行う者、配偶者その他の現に本人の保護の任に当たっている者は指定医の診察に立ち会うことができるものとする。

(4) 指定医の診察の補助

措置入院の場合に準じるものとする。

(5) 診察記録票への記載

指定医は、行動の制限その他の移送の手続に必要な診察を行ったときは、次に掲げる事項について、様式4による「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」に記載するものとする。

- ① 指定医の診察を必要とする者の氏名
- ② 病名
- ③ 生活歴及び現病歴
- ④ 現在の病状又は状態像の概要
- ⑤ 緊急性の判定
- ⑥ 判定理由(法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判断した理由等)
- ⑦ 判定結果
- ⑧ 行動の制限を行った場合は、以下の項目  
ア 行動の制限を行ったときの症状



イ 行動の制限を開始した年月日及び時刻

ウ 行動の制限を行う旨及びその理由に関する告知の確認

⑨ その他の特記事項

⑩ 診察年月日及び指定医の氏名

(6) 行動の制限を行った場合の診察記録票への記載等

移送の手續において、指定医が法第34条第4項に規定する行動の制限を行うことが必要であると判断したときは、様式4による「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」に記載しなければならない。

また、行動の制限を行うに当たっては、指定医は行動の制限を受ける者に対して行動の制限を行う旨及びその理由を知らせよう努めなければならない。

(7) 居宅への立ち入り

医療保護入院及び応急入院のための移送に係る診察を居宅において行うことについて、保護者、扶養義務者又は同居の親族がいる場合には、保護者等の協力を得て居宅で診察を行うことができるものとする。

保護者等が存在しない場合には、措置入院の手續をとる必要があると認められない限りは本人の了解を得ないで居宅で診察することはできないものとする。

## 6 入院

(1) 応急入院指定病院への事前連絡

指定医による診察の結果、医療保護入院又は応急入院させるため、移送の対象者を応急入院指定病院に実際に搬送するに当たって、都道府県知事は、入院をさせる応急入院指定病院にあらかじめ指定医の診察結果の概要等について連絡するよう努めるものとする。

(2) 入院手續

医療保護入院及び応急入院のための移送が行われた場合、応急入院指定病院が、都道府県職員から、移送に関する診察記録票の写しを受け取ることにより、医療保護入院及び応急入院を行うものとする。

また、移送の対象者の入院後72時間以内に、応急入院指定病院において、医療保護入院及び応急入院の病状にないと判断し退院手續を採る場合は、指定医の診察によるものとする。

(3) 入院届

医療保護入院者の入院届及び応急入院届の記載項目のうち、病名等指定医が記載する項目については、別途、記載する必要はない。ただし、これらの届出書の「第34条による移送の有無」の欄に移送があったことを記載しておくものとする。なお、これらの入院届の届出に当たっては、移送に関する事前調査票、移送記録票及び診察記録票を当該入院届に添付するものとする。

## 7 記録の保管

措置入院の場合に準じるものとする。

### 第三 その他の留意事項について

#### 1 入院後に留意すべき事項

指定病院等及び応急入院指定病院において患者の治療方針を立てるに当たっては、入院以前の医療機関の主治医と十分な連絡をとるよう努めるものとする。

#### 2 消防機関への協力要請

法に規定する移送を行おうとする場合、移送を要する者の状況及び地域における移送体制の実状から消防機関により移送することが適切と判断され、かつ、当該移送が救急業務と判断される場合については、この搬送を消防機関に協力を要請することができる。このため、都道府県知事は、事前に移送制度全般について、市町村の消防機関とあらかじめ協議しておく必要がある。

#### 3 警察業務との関係

都道府県知事が法第27条又は第29条の2の規定による診察が必要であると認めたる者に対し、法第27条の規定による1回目の診察又は第29条の2の規定による診察のために行う当該診察の場所までの移送は、都道府県知事の責務として行われるものである。

都道府県知事は、当該移送を適切に行うとともに、移送の安全を確保しなければならないものであるが、移送の対象者により現に犯罪が行われた場合又は犯罪がまさに行われようとしており、その行為により移送に係る事務に従事する者の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある、急を要する事態に陥った場合には、警察官に臨場要請を行うなどの措置に配慮すること。

なお、臨場した警察官は移送用の車両の運転、対象者の乗降の補助その他の移送に係る事務に従事するものではないことに留意されたい。

#### 4 書面による告知の様式

法第27条又は第29条の2に規定する指定医の診察のために搬送する場合に書面により告知する内容は様式5、措置入院のために指定病院等まで搬送する場合に書面により告知する内容は様式6、医療保護入院又は応急入院のために応急入院指定病院まで搬送する場合に書面により告知する内容は様式7によるものとする。

#### 5 関係機関との連絡調整

都道府県知事は、法第29条の2の2及び法第34条に規定する移送を行う体制の整備に当たって、精神科救急医療システム連絡調整委員会の中で関係機関と連絡調整を行う等、円滑な移送が行われる体制を整備すること。また、実際に移送を行うに当たっても、精神科救急情報センター（仮称）等を整備することによって、都道府県職員のパイプラインから入院まで、移送に係る情報を収集し、円滑な移送が行われるための連絡調整機能を整備すること。

#### 6 その他

##### (1) 診察を行った指定医による医療

移送に係る診察を行った指定医が、移送の対象者の病状から緊急に医療を提供し

た場合、様式2又は様式4による診察記録票の特記事項の欄にその内容を記載すること。

この場合にあつては、記載する項目を以下のとおりとする。

ア 医療を提供した時の症状

イ 提供した医療の内容

ウ 医療を提供した年月日及び時刻

(2) 医療を提供した場合の指定医の同行

移送の手續において指定医が医療を提供した場合には、指定医が当該移送に同行しなければならないこと。

(3) 移送の手續上行った診療の医療費

医療保護入院及び応急入院のための移送の場合、移送の手續上行った医療に係る費用については、原則本人負担とする。

(様式1) 措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票

措置入院のための診察が必要と考えられる者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	(男・女)		(満 歳)
	住所	都道府県	市区	町村区
	職業			

◆事前調査票

調査対象者の所在地				
調査時の状況				
主治医との連絡	氏名		連絡先等	
	主治医意見			
事前調査の総合判定	1. 措置入院に関する診察が必要 2. 不必要			
調査年月日等	調査年月日	年 月 日	時 分 ~ 時 分	
	職員氏名		所属	

◆移送記録票

措置診察のための移送の有無	1. 措置診察のための移送を行った 2. 措置診察の後に移送を行った			
移送開始及び終了	年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分			
移送に関する告知	1 告知を行った			
搬送の概要 (方法, 経路, 時刻等)				
移送先の指定病院等	名称		所在地	
補助者	氏名		職種	所属
同行者の氏名				
行動制限の有無	1. 行動制限を行った 2. 行動制限を行わなかった			
その他特記事項				
記録者の氏名等				所属

保 護 者	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	住所	都道府県	市区	町村区	
	選任	年 月 日			

(様式2)

## 措置入院のための移送に関する診察記録票

フリガナ 氏名			生年 月日	年 月 日 (満 歳)
移送の手続における 行動の制限	行動制限の有無	1. 行動制限を行った 2. 行わなかった		
	症状			
	開始日時	年 月 日 時 分		
	告知	1 告知を行った		
	指定医の氏名	署名		
その他の特記事項				
	指定医の氏名	署名		

(様式3) 医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票

医療保護入院及び応急入院のための移送が必要と考えられる者	フリガナ	-----		生年月日	年 月 日
	氏名	(男・女)		(満 歳)	
	住所	都道府県	都市区	町村区	
相 談 者	職業				
	1 保護者	2 扶養義務者	3 行政機関 ( )	4 その他 ( )	

◆事前調査票

調査対象者の所在地					
調査時の状況					
主治医との連絡	氏名			連絡先等	
	主治医意見				
本人の同意	1 可能 2 不可能				
保護者の同意の有無	1 有 2 無				
事前調査の総合判定	1. 移送を行うための診察が必要 2. 不必要				
診察が不要の場合の対応方針					
調査年月日等	調査年月日	年 月 日	時 分 ~	時 分	
	職員氏名		所属		指定医の確認

◆移送記録票

移送開始及び終了	年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分				
指定医の氏名所属	氏名			所属	
診察開始及び終了	年 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分				
診 察 場 所					
診察の立会い者の氏名及び本人との続柄					
診 察 の 補 助 者	氏名		職種		所属
指定医の診察結果					
移送に関する告知	1 告知を行った				
搬送の概要 (方法, 経路, 時刻等)					
移送先の応急入院指定病院	名称			所在地	
移 送 の 補 助 者					
搬 送 の 同 行 者					
行動制限の有無	1. 行動制限を行った 2. 行動制限を行わなかった				
その他特記事項					
記 録 者	氏名			所在地	
保 護 者	氏名	(男・女)		続柄	生年月日
					年 (満 歳) 月 日
	住所	都道府県	都市区	町村区	
	選任	年 月 日			

(様式4) 医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票

フリガナ 氏名			生年 月日	年 月 日 (満 歳)
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月, 精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄 )			
現在の病状又は状態像	医療保護入院者の入院届の「現在の病状又は状態像」の欄に準じる			
緊急性の判定	1 直ちに入院が必要	2 緊急を要しない		
本人の同意	1 可能	2 不可能		
判定理由				
判定結果	1 医療保護入院又は応急入院が必要	2 不必要		
移送の手続における行動の制限	行動制限の有無	1. 行動制限を行った 2. 行わなかった		
	症状			
	開始日時	年 月 日 時 分		
	告知	1 告知を行った		
その他の特記事項				
以上のとおり診断する。	精神保健指定医氏名			年 月 日 署名

(様式5)

移送に際してのお知らせ

〇〇〇〇 殿

平成 年 月 日

- 1 あなたをこれから、措置入院が必要であるかどうかを判定するために〇〇〇に移送します。
- 2 あなたの移送は、〇〇〇(例：車)で行います。
- 3 この移送に不服のあるときは、この移送の日の翌日から起算して、60日以内に厚生大臣に対し、審査請求をすることができます。

〇〇県知事 〇〇〇〇

(様式6)

移送に際してのお知らせ

〇〇〇〇 殿

平成 年 月 日

- 1 あなたをこれから、措置入院のために〇〇〇病院に移送します。
- 2 あなたの移送は、〇〇〇(例：車)で行います。
- 3 あなたの移送中、医療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- 4 この移送に不服のあるときは、この移送の日の翌日から起算して、60日以内に厚生大臣に対し、審査請求をすることができます。

〇〇県知事 〇〇〇〇

(様式7)

移送に際してのお知らせ

〇〇〇〇 殿

平成 年 月 日

- 1 あなたをこれから、医療保護入院(応急入院)のために〇〇〇病院に移送します。
- 2 あなたの移送は、〇〇〇(例：車)で行います。
- 3 あなたの移送中、医療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- 4 この移送に不服のあるときは、この移送の日の翌日から起算して、60日以内に厚生大臣に対し、審査請求をすることができます。

〇〇県知事 〇〇〇〇



## 17. 精神病院に対する指導監督等の徹底について

平成10年3月3日 障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号

各都道府県知事・指定都市市長あて

厚生省大臣官房障害保健福祉部長・健康政策・医薬安全・社会・援護局長連名通知

改正 平成12年3月29日 障第218号・健政発第363号・医薬発第338号・社援第764号

精神病院に対する指導監督等については、従来から適正な実施をお願いしているところであるが、最近、精神病院における不祥事が相次いで発生し、精神病院に対する国民の不信を招き、今後の精神保健福祉施策の推進を阻害しかねない事態となっている。

今般、精神病院に対する指導監督等について見直しを行い、下記のとおりまとめたので、今後の指導監督等の実施に当たっては遺漏なきよう留意されたい。

また、本通知（2（4）から（6）まで、3（3）ア（ア）第3段落（法第19条の8に規定する指定病院である場合の措置に係る部分）及びオ、5並びに別記様式1から3までを除く。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。

なお、昭和31年6月8日衛発第357号厚生省公衆衛生・医務局長連名通知、昭和43年3月25日衛発第230号公衆衛生局長通知、昭和45年衛発第170号公衆衛生・医務局長連名通知、昭和59年6月22日衛発第425号・医発第583号・社保第62号厚生省公衆衛生・医務・社会局長連名通知、昭和59年6月22日社保第63号社会局長通知及び平成元年5月9日健医精発第22号精神保健課長通知は廃止する。

### 記

#### 1. 適正な精神医療の確保等について

精神保健福祉施策の推進については、人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障害者の社会復帰・社会参加を促進するという観点から、地域において社会復帰施設等との連携を図りつつ、より良い精神医療を目指していくことが必要である。

特に、入院患者の処遇については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）等に基づき、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等にかかる処遇が適切に行われ、社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要があることから、管下精神医療機関に対して指導の徹底を図られたい。

#### 2. 入院制度等の適正な運用について

都道府県及び指定都市においては、以下の点に留意し、適正な運用を図られるようお願いする。

##### (1) 措置入院制度について

###### ア 入院手続について

入院に当たっては、精神保健指定医2名以上の診察により適切に行い、その診察を行う際には、保護者等の立ち会いが必要となるので、保護者等の所在を確認し、

診察の通知を行うとともに、入院措置を採る場合には、法第29条第3項に基づく書面告知を患者に対して行うこと。

なお、精神保健指定医の選定に当たっては、原則として同一の医療機関に所属する者を選定しないこととするともに、措置決定後の入院先については当該精神保健指定医の所属病院を避けるよう配慮すること。

また、都道府県立精神病院については、法律の趣旨に照らし、進んで措置入院患者を受け入れること。

#### イ 通報申請等の取扱いについて

法第23条から第26条の2までの規定による通報申請等がなされた場合においては、速やかに法第27条の規定による所定の措置を講ずること。

#### ウ 病状報告について

各都道府県及び指定都市においては、精神病院の管理者（以下「病院管理者」という。）に対し、常時措置入院患者の病状把握に努めるとともに、当該措置入院患者が自傷他害のおそれがないと認められるに至った場合には、直ちにその旨を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事又は指定都市市長に届け出るよう指導するとともに、都道府県及び指定都市については、速やかに退院の手続をとること。

また、病状報告は、6カ月の範囲内で定期的に求めるとともに、それ以外にも必要に応じ随時これを求めること。

なお、患者台帳等を作成するなどにより措置入院患者についての現状把握に努め、病状報告が確実に提出されているかどうかについても確認すること。

#### エ 仮退院について

仮退院は、精神保健指定医による診察の結果、入院患者の症状に照らし、その者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認める場合に限り行えるものであり、決して目的外に仮退院させることのないようにすること。

#### オ 緊急措置入院について

緊急措置入院は、急速を要し、通常の措置入院の手続によることができない場合において、その指定する精神保健指定医をして診察をさせた結果、直ちに入院させなければならないと認めたとときに行うものであり、72時間を超えて入院させることのないようにすること。

#### カ 措置入院患者の診察について

措置入院患者については、入院後概ね3カ月を経過した時に精神保健指定医による診察を行うこととする。

また、これ以外の場合にも必要に応じ積極的にこれを行うよう努めること。

#### キ 退院手続について

都道府県知事及び指定都市市長においては、措置入院患者が措置入院を継続しなくてもよいと認められたときには、直ちにその者を退院させること。

また、措置入院患者を退院させるに当たっては、保護者との連絡や医療機関、保

健所、福祉事務所等との連携を密にし、その後の医療、保護及び社会復帰に支障が生じないように十分配慮すること。

## (2) 医療保護入院制度について

### ア 入院手続について

病院管理者は、入院の要否について法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないことを必ず精神保健指定医に判断させるとともに、入院に際しての同意者が配偶者又は親権者以外の扶養義務者である場合には、家庭裁判所の選任を受けた者であることを確認するよう指導すること。また、扶養義務者の同意による入院については、4週間以内に家庭裁判所の選任を受け選任書を速やかに送付するよう指導すること。なお、家庭裁判所の選任がやむを得ず遅れる場合には、選任が行われるまでの間は市町村長が保護者となるので、市町村長の同意を得るよう病院管理者に指導するとともに、かかる場合において迅速な対応がなされるよう日頃から市町村長との連携を密にしておくこと。

なお、保護者となった市町村長においては、患者の病状を常に把握するとともに、退院後のフォローアップについても十分に配慮するよう指導すること。

### イ 届出について

法第33条第4項の規定に基づく届出については、必ず法定の10日以内に行われるよう指導するとともに、入院に際しての同意者が家庭裁判所により選任された者であるときは届出書に選任書の写しを添付させること。

また、届出内容から判断して入院手続、入院の要否等に疑問があると認められるときは、法第38条の6に基づく報告徴収等を行うなど必要な措置を講ずること。

### ウ 病状報告について

病状報告については、入院が行われてから1年ごとに報告するよう病院管理者に対し指導するとともに、患者台帳等を作成するなどにより医療保護入院患者の現状把握に努め、病状報告が確実に提出されて

いるかどうかについても確認すること。

### エ 退院手続について

病院管理者に対し、医療保護入院患者を退院させたときは、10日以内に最寄りの保健所長を経て都道府県知事又は指定都市市長に届け出るよう指導すること。

また、医療保護入院患者の退院に当たっては、病院管理者が保護者や医療機関、保健所、福祉事務所等との連携を十分に行い、退院後の患者の医療、保護及び社会復帰に支障が生じないように指導すること。

## (3) 任意入院制度について

### ア 入院手続きについて

人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するため、本人の同意に基づいた入院が行われるよう努めることは極めて重要なことであり、その旨を病院管理者に対して徹底させるとともに、その入院手続については、法に基づき適正に実施さ

れているかどうかを確認すること。

イ 精神障害者が自ら入院する任意入院の場合においては、基本的に開放的な環境で処遇されるものである。これを制限する場合には、法第37条第1項の規定に基づく基準により適正に実施されているかどうかについても確認すること。

(4) 指定病院及び応急入院指定病院について

ア 厚生省告示に定める基準を満たす病院を3年の期限を付して指定することとし、3年ごとに見直しを行い更新すること。

イ 病床に余裕があるにもかかわらず、理由なく措置入院患者又は応急入院患者の受入の拒否を行っているような事実があった場合には、病院に対する指導を強化すること。

ウ 作業療法士、精神保健福祉士等の職種を配置し、入院患者の社会復帰に向けた努力を行うよう指導すること。

(5) 地方精神保健福祉審議会について

地方精神保健福祉審議会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するため、定期的を開催するのみならず、精神病院の不祥事があった場合には、積極的にこれを審議する

こととし、審議内容については、可能な限り公開するようにすること。

また、精神病院に対する効果的な指導監督等のあり方を検討するに当たっては、地方精神保健福祉審議会を積極的に活用すること。

(6) 精神医療審議会について

ア 精神医療審議会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するため、病状報告等については、必要と認める場合においては、病院管理者等に対し意見を聴くことに加え、委員による診察、関係者に対して報告や意見を求めること、診療録その他の帳簿書類の提出、出頭を命じて審問するなど、慎重かつ速やかに審査を行うこと。

イ 都道府県知事及び指定都市市長は、病状報告の審査の過程、入院の必要性等につき問題があるという報告を受けた場合、法第38条の6による報告徴収等を行い、必要な調査・診察を行うこと。

ウ 精神病院に入院中の者又は保護者から退院請求又は処遇改善請求があったときは、速やかに請求に関する審査を行い、都道府県知事及び指定都市市長においては、請求者に対し、遅滞なく審査結果を通知するようにすること。

エ 精神病床数、審査案件の数等地域の実情に応じて委員の増員等を行い、審査が迅速かつ適切に行われるよう所要の合議体数を整備すること。

オ 審査会の運営については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について（平成12年3月28日障第209号本職通知）の別添「精神医療審査会マニュアル」の考え方に沿って適切な運営を図ること。

### 3. 実地指導等の実施方法について

#### (1) 実地指導の実施時期について

原則として1施設につき年1回行うこととするが、法律上適正を欠く等の疑いのある精神病院については、数度にわたる実地指導を行うこと。

#### (2) 実地指導の方法について

ア 実地指導は、原則として都道府県及び指定都市精神保健福祉担当部局職員及び保健所の精神保健福祉担当職員とともに、精神保健指定医を同行させ実施することとし、病院間で指摘内容に格差が生じないように、都道府県及び指定都市において実地指導要領等を作成して実施するよう努めること。

また、法律上極めて適正を欠く等の疑いのある精神病院に対しては、国が直接実地指導を実施することもあり得ること。

イ 法律上適正を欠く等の疑いのある精神病院に対して実地指導を行う場合には、最長でも1週間から10日間の予告期間をもって行うこととするが、場合によっては予告期間なしに実施できること。

ウ 実地指導の際、措置入院患者については、原則として各患者に対して診察を行うものとする。また、医療保護入院患者については、病状報告や医療監視の結果等を踏まえるとともに、患者の入院期間、病名等に十分配慮して計画的、重点的に診察を行うようにすること。

エ 人権の保護に関する聞き取り調査については、病院職員に対するものだけでなく、入院患者に対しても適宜行うようにすること。

また、診療録を提出させ、内容を確認するとともに、定期病状報告と関係書類等の突合を行い、未提出の書類等がないかについても確認すること。

オ 医療監視を実施する際に併せて実地指導を行うなど医療監視との連携を十分に図ること。

また、生活保護法による指導等の実施との連携も図ること。

#### (3) 実地指導後の措置について

ア 実地指導の結果、入院中の者の処遇等の状況について次に掲げる度合いに応じて、法第38条の7に基づき病院管理者等に対して必要な措置を講じること。

##### (7) 著しく適当でないと認められる場合

措置を講ずべき事項及び期限を示して、適切な処遇等を確保するための改善計画書の提出を求め、必要に応じて提出された改善計画書の変更を命じ、又は、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じ、その改善結果報告を書面により求めるとともに、その結果を検証するものとする。

また、命令に従わない時は、精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命じること。

さらに法第19条の8に規定する指定病院である場合には「指定の取消し」、精神

保健指定医に関して法第19条の2第2項に該当すると思慮される場合には「その旨を厚生大臣あて速やかに通知」する等厳正なる措置をとること。

(4) 適当でないと思われる場合

措置を講ずべき事項及び期限を示して、その改善結果報告を書面により求めるとともに、その結果を検証するものとする。

イ 当該精神病院の構造設備・人員配置が医療法に定める基準に著しく違反し、又はその運営が著しく不適當であると認められる場合は、改善指導を行うとともに医療監視の実施機関や保険・福祉等関係部局に必ず連絡をとること。

ウ 公費負担医療費が不当に超過して支払われている事実を発見したときは、速やかに返還を命ずること。

エ 実地指導で指摘事項が多いか重大な問題があるような精神病院については、確認のため再度実地指導を行うこと。

オ 実地指導を行った際には、その都度別記様式1による報告書を作成すること。また、別記様式2及び3により4月1日から翌年3月31日までを一括して取りまとめ、同年4月末日までに厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長あてに報告すること。

ただし、法律上適正を欠く等の疑いが発見された場合には、速やかに連絡するとともに、別記様式1による報告書についても早急に提出すること。

4. 実地指導の指導項目について

実地指導を行う際には、下記の項目について十分留意し実施すること。

- (1) 過去の行政指導等に対する改善状況について
- (2) 精神病院内の設備等について
- (3) 医療環境について
- (4) 精神保健指定医について
- (5) 指定病院について
- (6) 措置入院について
- (7) 医療保護入院について
- (8) 応急入院について
- (9) 任意入院について
- (10) 入院患者の通信面会について
- (11) 入院患者の隔離について
- (12) 入院患者の身体拘束について
- (13) 入院患者等のその他の処遇について
- (14) 通院公費負担について
- (15) その他

5. 医療法第25条の規定に基づく立入検査の実施に当たっての技術的助言について

医療監視については、従来から厳正な実施をお願いしているところであるが、特に医

療法上適正を欠く等の疑いのある医療機関については、平成9年6月27日指第72号厚生省健康政策局指導課長通知「医療監視の実施方法等の見直しについて」により厳正な対処が必要である旨通知しているところであるが、精神病院についても同様とすることが適切であること。また、実施に関しては、①医療従事者の充足、②超過収容の解消、③無資格者の医療行為の防止といった事項について、特に留意すること。

#### 6. 生活保護指定医療機関に対する指導の強化徹底等について

##### (1) 一般指導等の活用について

生活保護の指定医療機関に対する指導は、昭和36年9月30日付社発第727号社会局長通知に基づき行われているところであるが、一般指導、個別指導の機会を活用し、特に精神病院に対しては、被保護者の適切な処遇の確保及び向上、自立助長並びに適正な医療の給付が行われるよう、生活保護制度の趣旨、医療扶助の事務取扱方法、適切な入院日用品費等の管理などについて周知徹底を図ること。

##### (2) 患者委託に当たっての留意事項について

民生主管部局は、衛生主管部局と連携を密にして、医療監視や実地指導の結果を参考にしながら、管下指定医療機関の状況について実態の把握に努め、医療従事者が著しく不足している場合又は使用許可病床を著しく超過して患者を収容している場合には、原則としてその状態が解消されるまでの間、当該指定医療機関に対する患者委託を差し控えるよう、管下実地機関を指導すること。

#### 7. 精神医療に関する苦情等の適正な処理について

精神医療に関する苦情等については、精神保健福祉センター、保健所等において積極的に相談に応じるとともに、相談者と連携をとりながらそれぞれの事案の性質に応じた迅速、的確な処理を行い、その結果を相談者に通知すること。

## 別記様式 1

## 精神病院実地指導結果報告書

都道府県・指定都市名					
施設名(管理者氏名)					
所在地					
病床数					
実地指導日時	平成	年	月	日( ) : ~ :	
実地指導担当者					
精神保健指定医の同行	有 無				
入院患者数(実地指導日現在)	名				
任意入院患者数	名				
医療保護入院患者数	名				
措置入院患者数	名				
その他	名				
従業員数	名				
医師	名(うち常勤	名, 非常勤	名)	常勤換算数	名
(うち精神保健指定医)	名(うち常勤	名, 非常勤	名)	常勤換算数	名
看護婦(士)	名(うち常勤	名, 非常勤	名)	常勤換算数	名
准看護婦(士)	名(うち常勤	名, 非常勤	名)	常勤換算数	名
看護補助者	名(うち常勤	名, 非常勤	名)	常勤換算数	名
作業療法士	名(うち常勤	名, 非常勤	名)	常勤換算数	名
精神保健福祉士	名(うち常勤	名, 非常勤	名)	常勤換算数	名
精神科ソーシャルワーカー	名(うち常勤	名, 非常勤	名)	常勤換算数	名
その他	名(うち常勤	名, 非常勤	名)		
実地指導結果の概要					
区 分	項目内訳	概 要		改善計画	改善命令
過去の行政指導等に対する改善状況について					
精神病院内の設備等について					
医療環境について					



精神保健指定医について	
指定病院について	
措置入院について	
医療保護入院について	
応急入院について	
任意入院について	
入院患者の通信面会について	
入院患者の隔離について	
入院患者の身体拘束について	
入院患者等のその他の処遇について	
通院公費負担について	
そ の 他	

実施指導の結果に基づき採った措置
その他特記すべき事項

注) 別途，厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知により定める実地指導の指導項目に係る留意事項毎に，実地指導の状況について具体的かつ詳細に記載すること。  
 また，改善計画書の提出を求めた場合及び改善命令を行った場合には，該当する欄に○印を付すこと。

## 精神病院実地指導結果総括表

都道府県・指定都市名 \_\_\_\_\_

病 院 名	実地指導日数	実地指導人員	指 摘 事 項	改 善 事 項	備 考
〇〇病院-①		全体 名 うち本庁職員 名 うち保健所職員 名 うち精神指定医 名			
〇〇病院-②					
△△△病院					
××病院					

注)法律上適正を欠く等の疑い等により、同一病院に複数回の実地指導を行った場合には、その実施毎に結果を記載することとし、病院名欄には回数表示（〇〇病院-①）をすること。

実地指導人員欄には、その内訳を記載すること。

法律第19条の8に基づく指定病院である場合は、「備考」欄にその旨記載すること。

精神病院実地指導結果集計表

都道府県等名 \_\_\_\_\_

病院名	項 目															総 合 計		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	指摘 なし	改善 計画	改善 命令
○△病院																		
△△病院																		
××病院																		

注) 項目欄については、通知中 4 に示す指導項目毎に「指導なしの場合は 1」、「改善計画書の提出を求めた場合は 2」、「改善命令を行った場合は 3」を記載するとともに、総合計欄にそれぞれの件数を記載すること。  
また、3 の場合については、その文書も添付すること。

## 18. 精神病院に対する指導監督等の徹底について

平成10年3月3日 障精第16号  
厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知  
各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長あて  
一部改正 平成12年3月29日 障精第20号

標記については、平成10年3月3日障精第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・健康政策局長・医薬安全・社会・援護局長通知により精神病院に対する指導監督等の徹底についてお願いしたところであるが、精神病院に対する実地指導を行う際には、下記の項目に十分留意し、上実施するようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。

### 記

#### 1. 実地指導の指導項目について

##### (1) 過去の行政指導等に対する改善状況について

過去に関係法に基づき行政処分や行政指導等が行われた精神病院については、その後、改善され適正に運営がなされているか。

##### (2) 精神病院内の設備等について

ア 精神病院の構造設備、従業員の配置等は、医療法等に沿った適切なものか。

また、入院患者に対する療養環境の改善に努めているか。

イ 夜間の管理体制については、病棟ごとに夜間勤務者を置くなど、十分に整備されているか。

ウ 緊急時の連絡体制の整備は適正に講じられているか。

##### (3) 医療環境について

ア 入院患者の具合が悪い際には要求に応じて医師の診察がなされる等の体制になっているか。

イ 作業療法等の社会復帰に向けた努力を行っているか。

ウ 病院内において苦情・相談等の処理は行われているか。

エ 病室、寝具、衣服等は清潔に保たれているか。

オ 暖房設備を設置し、適切に使用されているか。

カ 入浴の回数、方法等は適切か。

キ 給食について、入院患者の栄養所要量を満たすだけの食事が提供されているか。

##### (4) 精神保健指定医について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律「以下「法」という。）第29条第1項、第

29条の2第1項、第33条第1項若しくは第2号、第33条の4第1項又は第34条の規定により精神障害者を入院させている精神病院の管理者（以下「病院管理者」という。）は、その精神病院に常時勤務する精神保健指定医を置いているか。

(5) 指定病院及び応急入院指定病院について

ア 指定病院及び応急入院指定病院について、厚生省告示に定める基準を満たしているか。

イ 最近3年間に、新規又は継続の措置入院患者又は応急入院患者の受入を行っているか。特に、病床に余裕があるにもかかわらず、理由なく措置入院患者又は応急入院患者の受入の拒否を行っているようなことはないか。

ウ 作業療法士、精神保健福祉士等の職種を配置し、患者の社会復帰に向けた努力を行っているか。

(6) 措置入院について

ア 自傷他害といった措置症状が消失しているにもかかわらず、措置入院を継続しているようなことはないか。

イ 患者本人の病状とは全く無関係に、益・年末年始時期等に定期的に仮退院の申請を行っているようなことはないか。

ウ 措置入院費の診療報酬の請求が、診療録の記載に基づいて適正になされているか。

エ 措置入院者の定期病状報告は精神保健指定医の診察をもとに報告がなされているか。

(7) 医療保護入院について

ア 入院時の診察は精神保健指定医が行っているか。

また、その診察結果は、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないとされているか。

イ 保護者は、法第20条に定める保護者であるか。また、病院管理者は、保護者であることが入院の事情等から疑わしいと思われるとき又は保護者たり得る者が数人あるときは、法第20条に定める順位に沿った者であるか確認しているか。

ウ 扶養義務者の同意のみによって、4週間以上の入院をさせていないか。

エ 市町村長同意の場合には、市町村長が保護すべき患者の状況を把握しているか確認しているか。

オ 法第33条の規定による入院があった場合、病院管理者は同条第4項の規定による報告書を10日以内に都道府県知事又は指定都都市市長あて届け出をしているか。

カ 医療保護入院患者の定期病状報告は、精神保健指定医の診察をもとに報告がなされているか。

キ 医療保護入院患者が退院した場合に、10日以内にその旨を都道府県知事又は指定都都市市長あて届け出ているか。

ク 保護者の同意書がなく、医療保護入院させているようなことはないか。

(8) 応急入院について

ア 応急入院をさせるにあたっては、精神保健指定医の判定により行っているか。

イ 応急入院患者について、72時間以上の入院をさせていないか。

(9) 任意入院について

ア 任意入院患者は入院の同意を行っているか。

イ 病院管理者は、入院に際し、任意入院患者に対して基本的に開放的な環境で処遇（以下「開放処遇」という。）されること及び退院の請求に関すること等について書面で知らせ、自ら入院する旨を記載した書面を受けているか。

ウ 任意入院患者を患者の医療及び保護の必要性なしに入院直後から、保護室に隔離しているようなことはないか。

エ 任意入院患者が退院請求をした場合に、医師による診察に基づき適切に対処しているか。また、72時間以内の退院制限を行った場合、精神保健指定医の診察に基づき、診療録の記載を行っているか。

オ 医療保護入院に切り替えを行った場合は、切り替えの診察は適切か。病状の悪化がないにもかかわらず家族の要望等によって医療保護入院に切り替えを行っているようなことはないか。

カ 任意入院患者の開放処遇を制限する場合には、患者本人の医療及び保護を図る観点から、患者の症状からみて開放処遇を制限しなければ治療が確保できないと判断される場合に限って行われているか。

キ 開放処遇の制限を制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われていないか。

ク 開放処遇の制限が漫然と継続されることがないように処遇状況及び処遇方針について病院内での周知に努めているか。

ケ 開放処遇の制限を行うに当たっては、医師は当該患者に対してその制限を行う理由を文書で知らせ理解を得るとともに、その制限を行った旨及びその理由並びにその制限を行った日時を診療録に記載しているか。

コ 開放処遇の制限を行う場合には、医師の判断に基づくものか。

また、おおむね72時間以内に精神保健指定医による診察を行っているか。

さらに、精神保健指定医は、必要に応じて積極的に診察を行うように努めているか。

サ 本人の意思によって開放処遇が制限される環境に入院する場合においても、本人の意思による開放処遇の制限である旨の書面を得ているか。

また、書面を得た後でも、本人の求めに応じていつでも開放処遇にしているか。

シ 病院管理者は、当該患者がその制限について不服がある場合には、精神医療審査会等に処遇改善請求を行うことができる旨を院内の適切な場所に提示しているか。

(10) 入院患者の通信面会について

ア 病院管理者が、信書の発受の制限を行っていないか。（刃物・薬物等の異物が同封

されていると判断される場合を除く。)

- イ 病院管理者が、都道府県、指定都市及び地方法務局等の職員並びに患者の代理人である弁護士との電話制限及び面会制限を行っていないか。
  - ウ 入院患者に対して、通信・面会は基本的に自由であることを文書又は口頭により伝えているか。
  - エ 患者の医療又は保護の上で必要性を慎重に判断することなく、通信・面会の制限を行っていないか。
  - オ 電話・面会制限を行った場合、その事実及び理由を診療録に記載するとともに、患者及び保護者に知らせているか。
  - カ 電話機は患者が自由に使える場所に設置されているか。閉鎖病棟内にも設置されているか。
  - キ 都道府県及び指定都市精神保健福祉担当部局、地方法務局人権擁護主管部局の電話番号を入院患者の見やすいところに掲示してあるか。
  - ク 入院後、患者の病状に応じてできる限り早期に患者に面会の機会を与えているか。
  - ケ 面会について、患者若しくは面会者の希望のある場合又は医療若しくは保護のため特に必要がある場合を除き、病院の職員の立ち会いを条件として行っているようなことはないか。
- (11) 入院患者の隔離について
- ア 入院患者の隔離は、当該患者の症状からみて、その医療又は保護を図る上でやむを得ずなされるものであり、次の場合以外に行っていないか。
    - (ア) 他の患者との人間関係を著しく損なう場合。
    - (イ) 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合。
    - (ウ) 他害行為や迷惑行為、器物破損行為の危険性が著しい場合。
    - (エ) 不穏・多動・爆発性等が目立ち、一般病室では治療できない場合。
    - (オ) 身体合併症治療の検査及び処置等のために隔離が必要な場合。
    - (カ) 患者本人の意思による入室である旨の書面を得て、閉鎖的環境の部屋に入室させている場合。
  - イ 入院患者の12時間以上の隔離を行う場合には、精神保健指定医の診察に基づいているものか。
  - ウ 12時間を超えない隔離については、医師の判断に基づくものか。
  - エ 隔離を行った場合には、患者にその理由を告知するとともに、告知した旨を、診療録などに記載することにより確認することができるようにされているか。
  - オ 隔離を行った事実及びその理由並びに開始・終了日時を診療録に記載しているか。
  - カ 隔離が複数日に及ぶ場合、1日1回は医師による診察が行われているか。
  - キ 保護室に2名以上の患者を入院させていないか。
  - ク 隔離を行っている間も、洗面、入浴、掃除等患者及び部屋の衛生が確保されているか。



- ケ 保護室を医療及び保護の目的外に使用していないか。
- コ 機械的に期間を設定する等、必要以上に患者を保護室に隔離させているようなことはないか。
- (12) 入院患者の身体拘束について
- ア 入院患者の身体拘束は、当該患者の生命を保護すること及び重大な身体損傷を防ぐことに重点を置いた行動の制限であり、次の場合以外に行っていないか。
- (イ) 自殺又は自傷の危険性が高い場合。
- (ロ) 多動・不穏が顕著である場合。
- (ハ) そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合。
- イ 患者の身体拘束は精神保健指定医の診察に基づいているか。
- ウ 身体拘束を行った場合、患者にその理由を告知するとともに、告知した旨を、診察録などに記載することにより確認することができるようにされているか。
- エ 身体拘束を行った事実及びその理由並びに開始・終了日時を診療録に記載しているか。
- オ 身体拘束を行った患者について、頻回に医師による診察が行われているか。
- (13) 入院患者等のその他の処遇について
- ア 入院患者に対し、暴行を加えて人権を侵害している等の事実はないか。
- イ 精神病院が行う患者の搬送について、適切に行われているか。
- ウ 病院管理者が入院患者の金銭を管理する際に約定書を取り交わしているか。
- エ 病院管理者が入院患者の金銭を管理するにあたって、管理費を徴収する場合には、適正な価格となっているか。
- オ 入院患者全員に対して、病院が一括して金銭管理を行っていないか。
- カ 預り金は、原則として個人毎に口座を設けて管理し、収支状況についても個人毎に整理、把握され、患者本人、保護者等から要請があった場合には、速やかに提示できるようにしてあるか。
- キ 生活保護法による入院患者については、収支状況について福祉事務所からの要請があった場合には、速やかに提示できるようにしてあるか。
- ク 身のまわり品等については、市場価格と比べ高額な金銭を受領していないか。
- ケ 作業療法の限界を超え、又は作業療法という名目の下に患者を使役するようなことはしていないか。
- コ 作業療法の結果として生じた果実により得た副次的な収益について、患者の福利厚生又は当該患者自身のため以外に充当されていないか。
- サ 退院患者について、病院職員としての雇用を行わないで、病院の業務に従事させていないか。
- (14) 通院公費負担について
- ア 通院公費の診療報酬の請求が、診療録の記載に基づいて適正に行われているか。

イ 水増し、架空請求の事実、例えば診察しないにもかかわらず診察したように請求をしていないか。

ウ 合併症の患者について、当該通院医療担当医では診療不可能な疾病にまで通院公費の請求を行っていないか。

(15) その他

ア 精神病院の職員の資質の向上のため各種の講習等を実施しているか。

イ 精神病院の職員は法律に基づく入院患者の処遇等について、十分に理解しているか。

ウ 結核等の伝染性の合併症を有する患者は、他の患者と区別して入院させているか。

エ 都道府県知事又は指定都市市長に届出義務のあるものについては、確実に届出がなされているか。

## 19. 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の施行について

平成12年3月31日 障第247号  
各都道府県知事・指定都市市長あて  
厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知  
一部改正平成12年12月1日 障第889号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成11年法律65号)による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき創設することとなった精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)については、本日付けで公布され、平成12年4月1日から施行されるところであるが、その施行に当たっては、下記に掲げる事項に十分留意の上、関係制度の円滑な実施につき遺憾なきを期されたい。

なお、精神障害者社会復帰施設における設備及び運営については、この基準によるほか、別紙のとおり「精神障害者社会復帰施設運営要綱」を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので、施設の適正かつ円滑な運営を図られたい。

これらについて、貴職におかれては、貴管下市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

おって、これに伴い、昭和63年2月17日健医発第143号「精神障害者社会復帰施設の設置及び運営について」、平成8年5月10日健医発第573号「精神障害者地域生活支援事業実施要綱」及び昭和63年5月13日健医精発第17号「精神障害者社会復帰施設の設置及び運営の留意事項について」は廃止する。

別紙

### 精神障害者社会復帰施設運営要綱

#### 第1 精神障害者社会復帰施設の処遇について

精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号。以下「設備運営基準」という。)に規定する処遇とは、利用者の依頼や相談に応じて、助言、指導、訓練その他の利用者に必要な援助を提供することである。本要綱における「援助の提供」の用語は、精神障害者社会復帰施設の在り方に鑑みて、設備運営基準における「処遇」の用語に代えて使用するものである。

#### 第2 「医師」について

設備運営基準第16条第1項第3号、第26条第1項第3号、第33条第1項第2号及び第37条第1項第5号に規定する医師(以下「医師」という。)は、昭和63年2月17日健医発第143号「精神障害者社会復帰施設の設置及び運営について」において規定されていた「顧問医」に当たるものである。

従前、「顧問医」は、利用者の医学上の相談に応じるため、利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて精神障害者社会復帰施設の長に助言を行う、精神科の診療に相当の経験を有する非常勤の医師とされていたが、今後においても、医師に期待される役割は、「顧問医」に期待される役割と同様である。

なお、常時利用する者が10人以上20人未満の通所の精神障害者授産施設（以下「精神障害者小規模通所授産施設」という。）を始め、医師を配置としない施設においては、必要に応じ、医療機関、保健所、精神障害者地域生活支援センター等との連絡体制を整備するとともに、利用者の主治医と相互に連絡を取り、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置を採るよう努められたい。

### 第3 精神障害者社会復帰施設の設置

医療法人等が精神障害者社会復帰施設を病院の敷地内に設置する場合にあっては、施設の独立性を保つため、病院と施設の境界及び施設専用の出入り口を設けるものとする。

### 第4 精神障害者社会復帰施設の職員

- 1 精神障害者社会復帰施設の職員のうち利用者に対する援助の提供に係る業務に従事する者は、精神障害者の福祉に熱意のある者であって、できる限り精神障害者の福祉の理論及び実際について訓練を受けたものとする。
- 2 精神障害者社会復帰施設の長は、職員の管理並びに業務の実施状況の把握及び管理を一元的に行うものとする。
- 3 精神障害者社会復帰施設の長は、設備運営基準において職員に係る事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 4 精神障害者小規模通所授産施設は、利用者に対する援助の提供に関する責任体制を確立するため、職員のうち1名は常勤の職員でなければならない。

### 第5 秘密の保持、利益供与等の禁止

- 1 精神障害者社会復帰施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 2 精神障害者社会復帰施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないものとする。
- 3 精神障害者社会復帰施設は、利用者の援助の提供に係る事業者又はその職員が利用者にとって当該社会復帰施設を紹介することの対償として、これらの者に対し金品その他財産上の利益を供与してはならないものとする。
- 4 精神障害者社会復帰施設は、当該社会復帰施設の利用者を紹介することの対償として、利用者の援助の提供に係る事業者又はその職員から金品その他財産上の利益を受受してはならないものとする。

### 第6 利用の方法

- 1 精神障害者社会復帰施設は、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他利用者の援助の提供に係る重要事項を記した文書を

交付して説明を行い、当該援助の提供の開始について利用申込者の同意を得、書面によって契約を締結するものとする。

なお、説明又は契約の締結については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第2項の規定に基づき、一定の場合には、電磁的方法によることも可能である。

- 2 精神障害者社会復帰施設（精神障害者小規模通所授産施設は除く。）は、利用の申込みに当たって、利用者に対し、主治医により当該施設利用時の留意事項等が記載された別記様式1による意見書の提出を求めるものとする。
- 3 精神障害者社会復帰施設は、利用の開始に際し、利用者の意向、心身の状況、環境及び病歴等の把握に努め、適切な援助の提供を行うこととし、正当な理由がなく、援助の提供を行うことを拒んではならないものとする。
- 4 精神障害者社会復帰施設は、利用の終了に際し、利用者からの求めがある場合には、精神障害者地域生活支援センター等関係機関に対して利用者に関する情報を提供し、密接に連携するよう努めるものとする。
- 5 精神障害者社会復帰施設は、利用の開始に際し、2の意見書の写しを添えて、速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所長にその開始を別記様式2により報告するものとする。ただし、精神障害者小規模通所授産施設においては、2の意見書の写しの添付は不要である。
- 6 精神障害者社会復帰施設は、利用の終了に際し、速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所長にその終了を別記様式3により報告するものとする。
- 7 精神障害者社会復帰施設を利用している利用者の状況について、当該施設の所在地を管轄する保健所長に年に1回、別記様式4により報告するものとする。

## 第7 利用者の負担

- 1 精神障害者社会復帰施設は、当該施設の維持管理等に必要な経費として当該施設が定めた利用料を利用者から徴収することができる。
- 2 精神障害者社会復帰施設は、飲食物費、日用品費、光熱水料その他個人に係る費用を実費として利用者から徴収することができる。
- 3 精神障害者社会復帰施設は、利用料を徴収する場合、利用者個人の負担能力に配慮するよう努めるものとする。

## 第8 利用期間

- 1 精神障害者生活訓練施設の利用期間は、原則として2年以内とする。ただし、設備運営基準に規定する医師等の意見を聞いた結果、利用期間の延長が真に止むを得ないものと認められる場合は、1年を超えない範囲内で、1回に限り利用期間を延長できるものとする。
- 2 精神障害者授産施設の利用期間は、利用者各人の作業能力、医師等の意見等を勘案して、当該施設において決定するものとする。
- 3 精神障害者福祉ホームの利用期間は、原則として2年以内とする。ただし、医師等の意見を聞いた結果、利用期間の延長が必要と認められる場合は、利用期間を延長で

きるものとする。

#### 第9 その他運営に関する事項

- 1 精神障害者社会復帰施設は、施設及び居室の定員を超えて、利用者に利用させてはならないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 2 精神障害者社会復帰施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用料その他の援助の提供に関する重要事項を掲示するものとする。
- 3 精神障害者社会復帰施設は、当該施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。
- 4 精神障害者社会復帰施設は、利用者に対する援助の提供の内容その他の施設の運営に関する情報を開示し、運営の透明性を確保するよう努めるものとする。
- 5 精神障害者社会復帰施設は、受付者を明確にすること、施設内に窓口を設置すること等、利用者の苦情に対応する態勢を整えるものとする。
- 6 精神障害者社会復帰施設は、利用者に援助を提供するに当たって事故が発生した場合は、速やかに保健所等関係機関及び利用者の家族等に連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、利用者及びその家族に対して誠実に対応するものとする。
- 7 精神障害者社会復帰施設は、当該施設が本来的な業務として行う事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。
- 8 精神障害者社会復帰施設は、利用者に対する援助の提供に当たって、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族に対して相談に応じるとともに、必要な助言、指導等を行うよう努めるものとする。また、利用者に対して、生活技術の習得、対人関係、通院等に関して必要な助言、指導等を行うとともに、利用者相互間の交流に配慮するよう努めるものとする。
- 9 精神障害者社会復帰施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 10 精神障害者社会復帰施設は、食事の提供を行う場合にあっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

#### 第10 精神障害者ショートステイ施設の運営

精神障害者生活訓練施設においては、精神障害者ショートステイ施設（以下「ショートステイ施設」という。）の運営を行うことができるものとする。

- 1 利用対象者は、在宅の精神障害者であって、家族が疾病、冠婚葬祭、事故等の事由により、在宅における援助の提供が一時的に困難となったものとする。
- 2 ショートステイ施設の利用に当たっては、施設の特性に鑑み、簡便な方法で利用希望者が利用対象者として適当であるかどうかの確認を行い、迅速に契約に応ずるものとする。
- 3 利用期間は、7日以内とする。ただし、ショートステイ施設を運営する精神障害者生活訓練施設の長は、当該精神障害者生活訓練施設の医師の意見等を聴いた結果、利

用期間の延長が真に止むを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

- 4 ショートステイ施設は、利用者の意向を尊重しつつ、必要に応じ、利用者の居住地を管轄する保健所、利用者の主治医等との連絡調整を行うものとする。

#### 第11 経費の補助

国は、地方公共団体又は非営利法人が設置する精神障害者社会復帰施設の整備又は運営に要する経費について、別に定める国庫補助交付基準により補助するものであること。

(別記様式1)

医 師 の 意 見 書

精神障害者社会復帰施設の利用を希望する者	医師				
	氏名		性別	男女	生年月日
病名	①主たる精神障害				
	②従たる精神障害				
	③身体合併症				
病歴	入院	過去	回程度	通算	年位
		前回入院期間	年	月	～ 年 月
	病院名				
	通院	1月当たり	日位通院 (直近について記載)		
最近の病状又は状態像					
精神障害者社会復帰施設利用時の留意事項	必要通院日数				
	共同生活について	①可能 ②条件がととのえば可能 ( )			
	生活指導の必要性について	①なし ②ほとんど不要 ③時々必要 ( )			
	昼間作業の適性について	①職業訓練 ( ) ②作業訓練 ( )			
(その他参考となる意見)					
平成 年 月 日		医療機関所在地 _____ 名 称 _____ 電 話 _____ 医師の氏名 _____ 印			

(注) 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。



(別記様式2)

番 号  
平成 年 月 日

保健所長 殿

施設名  
施設長名 印

精神障害者社会復帰施設入所報告について

標記について、下記のとおり当施設へ入所しましたので、報告致します。

入 所 者	氏 名				
	住 所				
	性 別	男・女	生年月日	大・昭・平	年 月 日
利用契約年月日		平成	年	月	日
利用開始年月日		平成	年	月	日
援 助 計 画					

注1 援助計画欄には、生活訓練施設・福祉ホームへの入所については、施設での指導・訓練内容、通所事業（通所授産施設・通院患者リハビリテーション事業等）の利用予定、就労（アルバイト的なものを含む。）の予定等を記載し、授産施設、福祉工場においては、訓練予定期間等を記載すること。

2 ショートステイ施設については当様式の提出は不要である。

(別記様式3)

番 号  
平成 年 月 日

保健所長 殿

施設名  
施設長名 印

精神障害者社会復帰施設退所報告について

標記について、下記のとおり当施設を退所しましたので、報告致します。

退 所 者	氏 名				
	住 所				
	性 別	男・女	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
入 所 年 月 日	平成 年 月 日				
退 所 年 月 日	平成 年 月 日				
退所理由及び退所後の援助 (退所後の援助は予定を含む。)					
留 意 事 項					

注 ショートステイ施設については当様式の提出は不要である。



## 20. 精神障害者居宅生活支援事業の実施について

平成14年3月27日 障発第0327005号  
各都道府県知事・指定都市市長あて  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

精神障害者居宅生活支援事業（精神障害者居宅介護等事業，精神障害者短期入所事業及び精神障害者地域生活援助事業をいう。以下同じ。）の実施については，平成14年4月1日から下記によることとしたので，了知の上，管下市町村（特別区を含む。以下同じ。）等に周知し，事業が円滑に実施されるよう特段の御配慮願いたい。

なお，これに伴い，平成4年7月27日健医発第902号厚生省保健医療局長通知「精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）の実施について」は廃止する。

### 記

#### 第1 基本的事項

精神障害者居宅生活支援事業の実施に当たっては，次の基本的事項に留意しつつ，その推進を図ること。

##### 1 目的

精神障害者居宅生活援助事業は，地域における精神障害者の日常生活を支援することにより，精神障害者の自立と社会参加を促進する観点から実施するものであること。

##### 2 広報等による周知徹底

市町村は，地域住民に対し，広報等により精神障害者居宅生活支援事業の趣旨，内容，利用手続き等について周知徹底を図り，その理解と協力を得るよう努めること。

##### 3 対象者の把握

市町村は，保健所等の努力を得て，精神障害者居宅生活支援事業の対象となる精神障害者の把握に努めること。

##### 4 適正かつ積極的な事業の実施

市町村は，精神障害者居宅生活支援事業の実施に当たっては，その対象なる精神障害者の障害の状況，介護の状況等当該精神障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて，当該精神障害者の意向を尊重しつつ，総合的な観点から1の目的を達成するために最も適切な事業及び便宜を選定（複数の事業を組み合わせる場合を含む。）するとともに，事業の積極的かつ効率的な実施に努めること。

##### 5 関連施策との有機的連携及び総合的な事業の実施

市町村は，精神障害者居宅生活支援事業の実施に当たっては，精神障害者社会復帰施設への入所等精神障害者の福祉に関する諸事業その他関連施策との有機的連携の確保を図るとともに，総合的な事業の実施に努めること。

**6 関係機関との連携及び協力**

市町村は、精神障害者居宅生活支援事業の実施に当たっては、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、精神障害者地域生活支援センター等との連携及び協力の確保に努めること。

**第2 精神障害者居宅介護等事業**

精神障害者居宅介護等事業の運営については、別添1「精神障害者居宅介護等事業運営要綱」によるものとする。

**第3 精神障害者短期入所事業**

精神障害者短期入所事業の運営については、別添2「精神障害者短期入所事業運営要綱」によるものとする。

**第4 精神障害者地域生活援助事業**

精神障害者地域生活援助事業の運営については、別添3「精神障害者地域生活援助事業運営要綱」によるものとする。

(別添1)

## 精神障害者居宅介護等事業運営要綱

### 1 目的

精神障害者居宅介護等事業（以下「事業」という。）は、精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下に便宜を提供するものとする。

市町村は、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人等に補助することにより事業を実施することができるものとする。

また、市町村は、利用者、便宜の内容及び費用負担区分の決定を除き、この事業の一部を地方公共団体、昭和63年9月16日老福第27号・社更第187号大臣官房老人保健福祉部長、社会局長連名通知による「在宅介護サービスガイドライン」の内容を満たす民間事業者等及び別に定める介護福祉士に委託することができるものとする。

### 3 運営主体

(1) 事業の運営主体は、適切な事業実施が可能であるものとして、あらかじめ市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が指定した者とする。

(2) この事業を運営しようとする者は、「精神障害者居宅介護等事業指定申請書」（第1号参考様式）を市町村長に提出し、あらかじめその指定を受けること。

(3) 市町村長は、申請者の事業実施能力を十分審査して、指定書（第2号参考様式）により指定するものとする。

(4) 運営主体は、所在地の変更をしようとするときは、あらかじめ、「精神障害者居宅介護等事業変更承認申請書」（第3号参考様式）を提出し、承認書（第4号参考様式）により市町村長の承認を受けなければならない。また、所在地以外の事項について変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ、「精神障害者居宅介護等事業変更（廃止）届」（第5号参考様式）を市町村長に届け出るものとする。

### 4 利用対象者

事業の利用対象者は、原則として精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を所持する精神障害者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするものとする。

ただし、手帳の申請と事業の利用申込みとを同時に行っても差し支えないものとする。

## 5 便宜の内容

事業は、運営主体により利用者の家庭等に派遣されたホームヘルパーが、次に掲げる便宜のうち、必要と認められるものを供与することにより行うものとする。

### (1) 家事に関すること。

- ア 調理
- イ 生活必需品の買い物
- ウ 衣類の洗濯、補修
- エ 住居等の掃除、整理整頓
- オ その他必要な家事

### (2) 身体の介護に関すること。

- ア 身体の清潔の保持等の援助
- イ 通院、交通や公共機関の利用等の援助
- ウ その他必要な身体の介護

### (3) 相談及び助言に関すること。

生活、身上、介護に関する相談、助言

## 6 利用者の決定等

### (1) ホームヘルパーの派遣は、原則として当該精神障害者又はその者が属する世帯の生計中心者（以下「利用者等」という。）からの申込みにより行うものとする。

なお、市町村長が必要と認める場合にあっては、申込みは事後でも差し支えないものとする。

### (2) 市町村長は、申込みがあった場合は、本要綱を基にその必要性を検討し、できる限り速やかに便宜の供与の要否を決定するものとする。

なお、便宜の供与の要否決定に当たっては、手帳又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の所持、主治医の有無並びに利用者の同意を得て主治医の意見を求めることなどにより、病状の安定及び定期的な通院について確認することとする。

### (3) 市町村長は、当該精神障害者の身体の状況及びその置かれている環境を十分に勘案して、利用者に対するホームヘルパー派遣回数、時間数（訪問から辞去までの実質サービス時間数とする。）及び供与される便宜の内容並びに費用負担区分を決定するものとする。

### (4) 市町村長は、利用者等の利便を図るため、運営主体を経由してホームヘルパーの派遣の申込みを受理することができる。

### (5) 市町村長は、便宜を供与する決定をした時は、利用者等に対し「精神障害者居宅介護等利用者証」（第6号参考様式）を交付するものとし、利用者等はこれを運営主体に提示して利用に関する手続を行う。

### (6) 運営主体は、便宜の供与の開始に際し、あらかじめ、利用者等に対し、当該利用者の便宜の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、

当該提供の開始について利用者の同意を得て、便宜の供与の契約を締結するものとする（委託で事業を行う場合は、市町村長名で行う）。

なお、説明又は契約の締結の方法については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第2項の規定に基づき、一定の場合には、電磁的方法によることも可能である。

また、便宜の供与に当たっては、利用者等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間等における対応並びに派遣体制について配慮するものとする。

- (7) 市町村長は、利用者について、定期的に便宜の供与の継続の要否について見直しを行うこととする。

## 7 費用負担の決定

- (1) 市町村長は、原則としてあらかじめ便宜の供与に必要な時間数を決定するものとする。

- (2) 市町村長は、別表の基準により便宜の供与を行った時間数に応じて、利用料を月額で決定するものとする。

- (3) 利用者等は、市町村長が決定した費用を負担するものとする。

## 8 ホームヘルパーの選考

ホームヘルパーは、次の要件を備えている者のうちから選考するものとする。

- (1) 心身とも健全であること。  
(2) 別に定める講習又はこれと同程度以上の講習であると市町村長が認めたものを修了していること。  
(3) 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。  
(4) 精神障害者の介護、家事及び相談助言を適切に実施する能力を有すること。

## 9 ホームヘルパーの研修

- (1) 採用時研修

運営主体は、ホームヘルパーの採用等に当たっては、採用時研修を実施するものとする。

- (2) 定期研修

運営主体は、ホームヘルパーに対して、年1回以上研修をするものとする。

## 10 他事業との一体的効率運営

市町村は、この事業と身体障害者ホームヘルプサービス事業、障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業、母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業との一体的効率的運営を図るとともに、他の在宅福祉サービスとの十分な調整を行い、また他の精神障害者福祉に関する諸事業等との連携を図り実施するものとする。

## 11 関係機関との連携

市町村は、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、精神障害者地域生活支援センター等の関係機関との連携を密にし、この事業を円滑に実施するものとする。



## 12 事業実施上の留意事項

- (1) ホームヘルパーは、その勤務中常に身分を証明する証票を携行するものとする。
- (2) ホームヘルパーは、その業務を行うに当たっては、利用者の人格を尊重してこれを行うとともに、利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならないこととする。
- (3) ホームヘルパーは、対象世帯を訪問するごとに原則として利用者の確認を受けるものとする。
- (4) ホームヘルパーは、便宜供与開始時その他必要な場合には、保健師等が行う訪問指導と連携するものとする。
- (5) ホームヘルパーは、現に介護等を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに市町村及び主治医等の医療機関に報告するものとする。この場合において、報告を受けた市町村は、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) ホームヘルパーは、対象世帯を訪問するごとに訪問記録を作成することとし、運営主体はこれを定期的に市町村に提出するものとする。
- (7) 市町村は、この事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。
- (8) 市町村は、業務の適正な実施を図るため、委託先及び補助先が行う業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。
- (9) 市町村は、この事業を行うため、ケース記録、便宜供与決定調書、利用者等負担金収納簿その他必要な帳簿を整備し、5年間保存するものとする。
- (10) 運営主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、ケース記録等の帳簿を整備し、5年間保存するものとする。

## 13 費用の補助

- (1) 市町村長は、事業に要する費用を補助するものとする。
- (2) 国及び都道府県の補助については別に定めるところによる。

(別表)

ホームヘルプサービス事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者等負担額 (1時間あたり)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950円

(別添2)

## 精神障害者短期入所事業運営要綱

### 1 目的

精神障害者短期入所事業（以下「事業」という。）は、精神障害者の介護等を行う者の疾病その他の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、当該精神障害者を精神障害者生活訓練施設等に短期間入所させ、もって、これらの居宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。

市町村は、社会福祉法人、医療法人等に補助することにより事業を実施することができるものとする。

市町村は、利用者、利用の期間、利用料及び費用の減免の決定を除きこの事業の運営の一部を地方公共団体及び適切な事業運営が確保できると認められる平成9年12月17日障障第183号・老振第139号大臣官房障害保健福祉部長・老人保健福祉局長連名通知による「短期入所生活介護（ショートステイ）事業指針」の内容を満たす民間事業者に委託することができるものとする。

### 3 運営主体

(1) 事業の運営主体は、あらかじめ市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が指定した精神障害者生活訓練施設（精神障害者短期入所生活介護等施設を併設しているものに限る。）、精神障害者入所授産施設（精神障害者短期入所生活介護等施設を併設しているものに限る。）その他短期入所による介護等を適切に行うことができる施設において事業を行う者とする。

(2) この事業を運営しようとする者は、「精神障害者短期入所事業指定申請書」（第7号参考様式）を市町村長に提出し、あらかじめその指定を受けること。

(3) 市町村長は、申請者の事業実施能力を十分審査して、指定書（第2号参考様式）により指定するものとする。

(4) 運営主体は、入所定員又は所在地の変更をしようとするときは、あらかじめ、「精神障害者短期入所事業変更承認申請書」（第3号参考様式）を提出し、承認書（第4号参考様式）により市町村長の承認を受けなければならない。また、入所定員又は所在地以外の事項について変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ、「精神障害者短期入所事業変更（廃止）届」（第5号参考様式）を市町村長に届け出るものとする。

### 4 利用対象者

事業の利用対象者は、在宅の精神障害者とする。

### 5 利用の要件

精神障害者の介護等を行う者が、次に掲げる理由により、その居宅において当該精神

障害者の介護等を行うことが出来ないため、3に掲げる施設を一時的に利用する必要があると市町村長が認めた場合とする。

(1) 社会的理由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加

(2) 私的理由

6 利用の手続き

(1) 事業の利用は、原則として当該精神障害者又はその者が属する世帯の生計中心者(以下「利用者等」という。)からの申込みにより行うものとする。

なお、市町村長が必要と認める場合にあっては、申込みは事後でも差し支えないものとする。

(2) 市町村長は、申込みがあった場合は、本要綱を基にその必要性を検討し、できるかぎり速やかに短期入所の要否を決定するものとする。

(3) 市町村長は、利用者等の利便を図るため、運営主体を経由して、短期入所の申込みを受けることができる。

(4) 運営主体は、介護等の開始に際し、あらかじめ、利用者等に対し、当該利用者の介護等の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする(委託で事業を行う場合は市町村長名で行う。)

なお、説明又は契約の締結の方法については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第2項の規定に基づき、一定の場合には、電磁的方法によることも可能である。

7 利用の期間

利用の期間は、7日以内とする。ただし、市町村長が状況を考慮の上、利用期間の延長が真にやむを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

8 費用負担の決定

(1) 利用者等は、短期入所に要する費用のうち飲食物費相当額(利用料)を負担するものとする。ただし、生活保護世帯に属する者が、5の(1)の理由により利用する場合は、これを減免することができるものとする。

(2) 利用料は、別に定める国庫補助基準単価を基準とし、適正な原価によるものとする。

9 事業実施上の留意事項

この事業の実施に当たっては、次の事項に留意し事業の円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。

(1) 市町村は、運営主体と連絡を密にするとともに、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、精神障害者地域生活支援センター、医療機関等の関係機関と十分な連携をとることとする。

(2) 市町村は、短期入所の申請に的確かつ迅速に対応するため、利用対象者世帯の実態

把握に努めること。

- (3) 市町村は、この事業を行うため、短期入所決定調書、利用者等負担金収納簿その他必要な帳簿を整備し、5年間保存するものとする。
- (4) 運営主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、関係帳簿を整備し、5年間保存するものとする。
- (5) 運営主体は、利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならないこととする。

#### 10 費用の補助

- (1) 市町村長は、事業に要する費用を補助するものとする。
- (2) 国及び都道府県の補助については別に定めるところによる。

(別添3)

## 精神障害者地域生活援助事業運営要綱

### 1 目的

精神障害者地域生活援助事業は、地域において精神障害者グループホーム（共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話等の生活援助体制を備えた形態。以下「グループホーム」という。）での生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長することを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。

市町村は、社会福祉法人、医療法人等（以下「非営利法人」という。）に補助することにより事業を実施することができるものとする。

市町村は、この事業の運営の一部を地方公共団体及び適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者等に委託することができるものとする。

### 3 運営主体

事業の運営主体は市町村又は次の各号のいずれかに該当する者であって市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の指定を受けたものとする。

- (1) 精神障害者社会復帰施設、精神病院等を運営する非営利法人
- (2) グループホームに対する支援体制の確立している非営利法人等

### 4 運営主体の指定等

運営主体の指定等は、次の手続きにより行われるものとする。

- (1) この事業を運営しようとする者は、「精神障害者地域生活援助事業指定申請書」（第8号参考様式）を市町村長に提出し、あらかじめその指定を受けること。
- (2) 市町村長は、申請者の精神障害者の社会復帰の促進に関する実績及び事業実施能力並びに運営しようとするグループホームの内容を十分審査して、指定書（第2号参考様式）により指定するものとする。
- (3) 運営主体は、既に指定を受けたグループホームについて、入居定員又は所在地の変更をしようとするときは、あらかじめ、「精神障害者地域生活援助事業変更承認申請書」（第3号参考様式）を提出し、承認書（第4号参考様式）により市町村長の承認を受けなければならない。また、入居定員又は所在地以外の事項について変更又はグループホームを廃止しようとするときは、あらかじめ、「精神障害者地域生活援助事業変更（廃止）届」（第5号参考様式）を市町村長に届け出るものとする。

### 5 利用対象者

グループホームの利用対象者は、精神障害者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日常生活上の援助を受けないで生活することが、可能でないか又は適当でない者であること。

(2) 一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送ることに支障がない者であること。

(3) 日常生活を維持するに足りる収入があること。

## 6 グループホームの要件

グループホームについては、次の基準によるものとする。

### (1) 定員

グループホームの定員は、4人以上とすること。

### (2) 立地条件

ア グループホームは、緊急時等においても運営主体が迅速に対応できる距離にあること。

イ 生活環境に十分配慮された場所にあること。

### (3) 建物の確保

原則として、当該運営主体が建物の所有権又は賃借権を有すること。

### (4) 設備

ア 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、世話人が入居者に対して適切な援助を行うことができる形態であること。

イ 個々の入居者の居室の床面積は、1人用居室にあつては、おおむね7.4㎡(4.5畳)以上、2人用居室にあつては、9.9㎡(6畳)以上とすること。

なお、1居室当たり2人までとすること。

ウ 居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。

エ 保健衛生及び安全が確保されていること。

### (5) 世話人

ア グループホームには、世話人を配置すること。

イ 世話人は、精神障害者に理解があり、数人の精神障害者の日常生活を適切に援助する能力を有する者であること。

ウ 世話人は、グループホームの運営主体と委託契約又は雇用契約を結んだ者であること。

## 7 グループホームの運営

運営主体は、次の業務を行うものとする。

なお、(2)、(5)、(6)の業務については、その全部又は一部を世話人に行わせることができる。

(1) 世話人の選定及び世話人の代替要員を確保すること。

(2) 入居者に対して食事の世話、服薬指導、金銭出納に関する助言等日常生活に必要な援助を行うこと。

(3) 入居者が疾病等により生活に困難を生じるおそれがある場合には医療機関と速やかに連絡をとるなど、入居者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。

(4) 世話人に対する指導、監督、援助、研修を行うこと。

- (5) 入居者の生活状況等を把握しておくこと。
- (6) 入居者負担金を徴収し、それを適正に処理するとともに、これに関連する帳簿並びにグループホーム運営に係る会計に関する帳簿を整備し、5年間保存すること。
- (7) 運営主体は、入居者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならないこと。

## 8 利用の方法等

- (1) 運営主体の長は、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、入居者負担金、運営の概要、世話人の勤務の体制その他入居者の援助の提供に係る重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該援助の提供の開始について入居申込者の同意を得、書面によって契約を締結するものとする(委託で事業を行う場合は、市町村長名で行う)。なお、説明又は契約の締結の方法については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第2項の規定に基づき、一定の場合には、電磁的方法によることも可能である。
- (2) 運営主体の長は、入居の申込みに当たって、入居申込者に対し、医師により入居時の留意事項が記載された意見書(第9号参考様式)の提出を求めるものとする。
- (3) 運営主体の長は、入居の開始に際し、(2)の意見書の写しを添えて、速やかに当該グループホームに入居する者の市町村長に開始の報告書(第10号参考様式)を提出するものとする。
- (4) 運営主体の長は、入居の終了に際し、速やかに当該グループホームに入居する者の市町村長にその終了の報告書(第11号参考様式)を提出するものとする。
- (5) 市町村は、関係書類を5年間保存するものとする。

## 9 入居者及び世話人の費用負担

家賃、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費については、入居者及び世話人がそれぞれ負担するものとする。

## 10 費用の補助

- (1) 市町村長は、事業に要する費用を補助するものとする。
- (2) 国及び都道府県の補助については別に定めるところによる。

## 11 経過措置

この通知の施行の際、現に都道府県知事又は指定都市市長から指定を受けて事業を行っている者については、4(1)に規定する市町村長からの指定を受けたものとみなす。

この場合において、定員ごとの指定とするため、当該グループホームの所在地市町村以外の市町村から新たに指定を受けようとする場合にあっては、4の指定の手続きを採る必要があることに留意すること。



(第1号参考様式)

受付番号

精神障害者居宅介護等事業指定申請書

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 殿

所在地  
申請者  
名称 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3及び「精神障害者居宅介護等事業運営要綱」(平成14年3月27日障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添1)の規定により、精神障害者居宅介護等事業を行う者として別記事業所の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地(個人の場合は住所を記載)	(郵便番号	—	)	
		県	郡市		
		(ビルの名称等)			
	電話・FAX番号				
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
				氏名	

(別記)

指定を受けようとする事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 県 都市			
		(ビルの名称等)			
	電話・FAX番号				
	事業所責任者	フリガナ			
		氏名			
	事業開始年月日	平成 年 月 日 (実際に事業を開始する日)			
	従業員の職種・員数	ホームヘルパー数		左のうち精神保健福祉に関する9時間講習修了者	
		専任	兼務	専任	兼務
常勤(人)					
非常勤(人)					

(注)「専任」は専ら本事業に従事する者について、「兼務」は本事業以外の業務にも従事する者について、その数を記入すること。

添付書類

1. 申請者の定款、寄付行為等
2. 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
3. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
4. その他必要な書類

(第2号参考様式)

# 指 定 書

平成 年 月 日

申請者の名称 殿

〇〇市(町村)長 印

平成 年 月 日 号で申請のありました精神障害者 居宅介護等事業  
短期入所事業 地域生活援助事業 を行う者  
としての申請について、次のとおり指定したいので通知します。

フリガナ	
事業所の名称	
事業の種類	
所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市
	(ビルの名称等)
事業開始年月日	平成 年 月 日
施設種別	1. 精神障害者生活訓練施設 2. 精神障害者入所授産施設 3. その他 ( )
入所(入居)定員	人
備考	

(注) 施設種別については精神障害者短期入所事業の場合に、入所(入居)定員については、精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業の場合に、それぞれ記入すること。

(第3号参考様式)

居宅介護等事業  
精神障害者短期入所事業 変更承認申請書  
地域生活援助事業

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 殿

所在地  
申請者  
名称 印

上記事業の変更承認について、次のとおり申請します。

名 称			
変更予定年月日	平成 年 月 日		
変 更 事 項	入 居 定 員 ・ 所 在 地 (変更項目を○印で囲むこと)		
変更の内容及び理由		変 更 後	変 更 前
	入居定員		
	所 在 地		
	(理由)		

(注) 必要に応じて関係書類を添付すること。

(第4号参考様式)

# 承 認 書

平成 年 月 日

申請者の名称 殿

〇〇市(町村)長 印

平成 年 月 日 号で申請のありました変更承認申請については、次のとおり承認したいので通知します。

名 称		
変 更 年 月 日		
変 更 内 容	変 更 後	変 更 前

(第5号参考様式)

居宅介護等事業  
精神障害者短期入所事業 変更(廃止)届  
地域生活援助事業

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 殿

所在地  
届出者  
名称 印

上記事業の変更(廃止)について、次のとおり届出をします。

名 称		
変更(廃止)予定 年月日	平成 年 月 日	
変 更 事 項		
変更の内容及び 理 由	変 更 後	変 更 前
	(理由)	

- (注) 1 この様式は、入所定員又は入居定員並びに所在地以外の変更が生じた場合若しくは廃止の場合に使用すること。  
2 廃止の場合は「変更事項」欄は記入しない。また「変更の内容及び理由」欄は、「廃止の理由」と読み替えるものとする。  
3 必要に応じて関係書類を添付すること。

(第6号参考様式)

(表面)

精神障害者居宅介護等利用者証						
利 用 者	番 号					
	住 所					
	フリガナ					
	氏 名					
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	性別
手帳の有効期限	平成	年	月	日	手帳の級	級
手帳番号						
障害年金の種類 及びその程度		年金 級				
	発行年月日					
	〇〇市(町村)長 氏 名 印					

(裏面)

	有効期限	運営主体及び便宜供与の内容	
要否決定の有効 期限到来に伴う 便宜供与の見直 し	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	運営主体： 便宜内容：身体介護 回/月 家事援助 回/月	市町村担当課 印
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	運営主体： 便宜内容：身体介護 回/月 家事援助 回/月	市町村担当課 印
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	運営主体： 便宜内容：身体介護 回/月 家事援助 回/月	市町村担当課 印
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	運営主体： 便宜内容：身体介護 回/月 家事援助 回/月	市町村担当課 印
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	運営主体： 便宜内容：身体介護 回/月 家事援助 回/月	市町村担当課 印
費用負担区分	A・B・C・D・E・F・G		
(備考欄)			
<p>(注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービスを受けようとするときは、必ずこの証を運営主体の窓口に表示してください。</li> <li>2 入院時により利用の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。</li> <li>3 この証の記載事項に変更があったときは、直ちに、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。</li> </ol>			



(第7号参考様式)

受付番号	
------	--

精神障害者短期入所事業指定申請書

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 殿

所在地  
申請者  
名 称 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3及び「精神障害者短期入所事業運営要綱」(平成14年3月27日障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添2)の規定により、精神障害者短期入所事業を行う者として別記事業所の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市			
		(ビルの名称等)			
	電話・FAX番号				
代表者の職・氏名	職 名		フリガナ		
			氏 名		

(別記)

指定を受けようとする事業所	フリガナ									
	名 称									
	施 設 種 別		1. 精神障害者生活訓練施設 2. 精神障害者入所授産施設 3. その他 ( )							
	所 在 地		(郵便番号 - ) 県 郡市							
			(ビルの名称)							
	電話・FAX番号									
	管 理 者		フリガナ							
			氏 名							
	住 所		(郵便番号 - ) 県 郡市							
	事業開始年月日		平成 年 月 日 (実際に事業を開始する日)							
	従業者の職種・員数		精神保健福祉士		社会復帰指導員		医 師		その他	
			専 任		兼 務		専 任		兼 務	
専任・兼務			専任・兼務		専任・兼務		専任・兼務			
常 勤 (人)										
非 常 勤 (人)										

(注)「専任」は専ら本事業に従事する者について、「兼務」は本事業以外の業務にも従事する者について、その数を記入すること。

添付書類

1. 申請者の定款、寄付行為等
2. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
3. 短期入所施設の平面図
4. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
5. その他必要な書類

(第8号参考様式)

受付番号

精神障害者地域生活援助事業指定申請書

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 殿

所在地  
申請者  
名 称 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3及び「精神障害者地域生活援助事業運営要綱」(平成14年3月27日障発第0327005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別添3)の規定により、精神障害者地域生活援助事業を行う者として別記グループホームの指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号	—	)
		県	郡市	
	(ビルの名称等)			
	電話・FAX番号			
	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ	
			氏 名	

(別記)

指定を受けようとする事業所	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地		(郵便番号 - )	
			県 郡市	
			(ビルの名称等)	
	電話・FAX番号			
	管 理 者		フリガナ	
			氏 名	
	世 話 人		フリガナ	
			氏 名	
	事業開始年月日		平成 年 月 日 (実際に事業を開始する日)	
	定員及び居室数		ホーム全体： 人	指定の対象： 人
		ホーム全体： 室	指定の対象： 室	
利 用 料		月額 円		
緊急時対応施設等				
建 物 の 概 要		広さ 土地 m <sup>2</sup> 自己所有・賃借 建物 m <sup>2</sup> 自己所有・賃借 居室 1人部屋 m <sup>2</sup> ( 畳) 室 2人部屋 m <sup>2</sup> ( 畳) 室 (賃借の場合、契約書の写しを添付すること)		

添付書類

1. 申請者の定款、寄付行為等
2. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
3. グループホームの平面図
4. 設備・備品等一覧表
5. 運営規程 (定めている場合)
6. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
7. その他必要な書類

(第9号参考様式)

医 師 の 意 見 書

利用希望者	住 所			
	氏 名		性 別	男・女
	生年月日	明治・大正・昭和	年 月 日生	
病 名 (状態像でも可)	① 主たる精神障害 ( ) ② 従たる精神障害 ( ) ③ 身体合併症 ( )			
受 診 状 況	入 院	過去 回程度 通算 年位 前回入院期間 年 月 ~ 年 月 病院名		
	外 来	1月あたり	日位通院 (直近について記載)	
最近の病状又は状態像				
精神障害者グループホーム利用時の留意事項	必要通院日数			
	共同生活について	① 可能 ② 条件を整えば可能 ( )		
	生活指導の必要性について	① なし ② ほとんど不要 ③ 時々必要 ( )		
	昼間作業の適正について	① 職業訓練 ( ) ② 作業訓練 ( )		
(その他参考となる意見)				
平成 年 月 日 医療機関所在地 _____ 名 称 _____ 電 話 _____ 医師氏名 _____ 印				

(第10号参考様式)

精神障害者地域生活援助事業利用者入居報告書

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 殿

所在地  
申請者  
名 称 印

標記について、次のとおり入居しましたので、報告します。

入 居 者	氏 名				
	住 所				
	性 別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和	年 月 日生
利用契約年月日	平成 年 月 日				
利用開始年月日	平成 年 月 日				

(第11号参考様式)

精神障害者地域生活援助事業利用者退去報告書

平成 年 月 日

〇〇市(町村)長 殿

所在地  
申請者  
名 称 印

標記について、次のとおり退去しましたので、報告します。

	氏名			
退 去 者	住 所			
	性 別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生
入 居 年 月 日	平成 年 月 日			
退 去 年 月 日	平成 年 月 日			
退去理由及び退去後の援助(予定を含む)				
留 意 事 項				

## 21. 精神障害者退院促進支援事業の実施について

平成15年5月7日 障第0507001号  
各都道府県知事・指定都市市長あて  
厚生労働省社会・援護局障害保健節部長通知

精神障害者の保健福祉施設については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであるが、今般、精神障害者の社会的自立を促進することを目的として別紙のとおり、「精神障害者退院促進支援事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので通知する。

### 精神障害者退院促進支援事業実施要綱

#### 1 目的

本事業は、精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者に対し、活動の場を与え、退院のための訓練（以下「退院訓練」という。）を行うことにより、精神障害者の社会的自立を促進することを目的とする。

#### 2 定義

##### (1) 対象者

「対象者」は、精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者をいう。

##### (2) 協力施設等

「協力施設等」は、精神障害者に対する理解が深く、退院を目指す精神障害者に活動の場を提供し、退院訓練を行うことを通じてその社会的自立を促進することに協力する精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助事業所、小規模作業所をいう。

##### (3) 自立支援員

「自立支援員」は、精神障害者の福祉に理解を有する者であって、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者をいう。

#### 3 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

(2) 実施主体は、本事業の一部を、希望する精神障害者地域生活支援センターの運営主体に委託をして実施するものとする。

#### 4 自立支援員の委嘱

都道府県知事及び指定都市市長（以下「知事等」という。）は、対象者の退院訓練を支



援するため、自立支援の委嘱を行うものとする。

## 5 運営委員会の設置等

(1) 知事等は、以下に掲げる業務を行うため、精神障害者退院促進支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。

- ① 対象者数（利用見込者数）、協力施設等の数等に係る数値目標の設定
- ② 6に規定する自立促進支援協議会からの報告の受領及び自立促進支援協議会への助言
- ③ 実績報告を受けての事業効果の評価
- ④ その他本事業の実施にあたって必要な事項の協議

(2) 運営委員会は、以下に掲げる機関の責任者で構成する。会の長は都道府県等本庁の精神保健福祉部局の責任者とする。

- ① 都道府県等本庁、精神保健福祉センター及び保健所の精神保健福祉部局
- ② 市町村の精神保健福祉、生活保護及び公営住宅の各部局
- ③ 精神科病院
- ④ 精神障害者社会復帰施設
- ⑤ 精神障害者居宅生活支援事業における運営主体
- ⑥ 小規模作業所
- ⑦ 地域の医師会
- ⑧ 地域の精神科病院協会
- ⑨ 地域の家族会
- ⑩ 地域の当事者団体
- ⑪ その他知事等が適当と認める者

(3) 運営委員会は年2回以上開催するものとする。

(4) 本事業を複数の地域生活支援センターで行う場合であっても、運営委員会は都道府県・指定都市ごとに1か所とする。

## 6 自立促進支援協議会の設置等

(1) 本事業の委託を受けた精神障害者地域生活支援センター（以下単に「地域生活支援センター」という。）は、支援の進捗状況の把握、具体的な支援の方法等について協議し、円滑な支援をより迅速に実施していくため、自立促進支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、当該協議会の事務を担当するものとする。

(2) 協議会は、対象者の退院訓練及び対象者への支援に直接関わる者（協議会を設置する地域生活支援センター・市町村・保健所・精神保健福祉センターの職員、主治医、協力施設の担当者及び自立支援員等）で構成するものとし、会の長は互選とする。なお、協議の対象者によって構成員を変更できるものとする。

(3) 協議会の業務は以下のとおりとする。

- ① 対象者の決定
- ② 対象者の自立支援計画の決定（退院訓練中及び退院後の生活のためのケアマネジ

メントを実施するものとする)

- ③ 対象者ごとの協力施設等の決定
  - ④ 事業の進捗状況の把握, 事業効果の評価並びに自立支援計画の見直し
  - ⑤ 地域における社会資源の把握
  - ⑥ その他本事業の実施にあたって必要な事項の協議
- (4) 協議会は, 原則として月1回以上開催するものとする。なお, 自立支援計画を策定する場合その他の必要と認められる場合においては, 当該対象者の同意を得て当該対象者の意見を聞くことができる。

## 7 手続等

### (1) 利用の手続等

- ① 当該精神科病院の管理者は, 対象者の承諾を得て, 主治医の意見書を添付の上, 申込書を協議会に提出するものとする。
- ② 協議会は, 対象者の適否を協議の上, その協議の結果を当該精神科病院の管理者及び申込者に通知するものとする。

### (2) 協力施設等への依頼等

- ① 協議会は, 本事業の実施につき, 地域の精神障害者社会復帰施設等協力施設等として相応しい者に対象者の受入れを文書にて依頼するものとする。
- ② 協議会は, ①について, その可否を文書にて受け取るものとする。

## 8 退院訓練の実施

- (1) 対象者は, 自立支援計画に基づいて, 協力施設等における訓練(精神障害者通所授産施設における授産活動, 精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)における体験入居, 小規模作業所における作業等), 日常生活を営むのに必要な活動等の退院訓練を行う。
- (2) 自立支援員は, 当該対象者が退院訓練を実施するにあたり, 必要に応じて次に掲げる業務を行うものとする。
  - ① 開始時における対象者への訓練内容の説明及び対象者との信頼関係の構築
  - ② 当該対象者が入院している病院から当該協力施設等までの同行支援
  - ③ 当該対象者の訓練中の状況確認及び必要な支援
  - ④ 協議会の構成員に対しての支援方法の協議並びに支援に必要な情報の収集
  - ⑤ その他当該対象者が安定的に訓練するために必要な支援
- (3) 退院訓練の期間は原則として6か月以内とし, 必要に応じて更新することができる。ただし, 対象者の症状の悪化の場合にあっては主治医が, その他の場合にあっては協議会が, 本事業の継続が困難になったと判断したときは, 退院訓練を中止し, この旨を当該精神科病院の管理者及び当該対象者へ通知するものとする。なお, 中止は再開を妨げるものではない。

また, 地域生活への移行にあたって引き続き自立支援員による支援が必要と協議会が認める場合には, 退院後1か月間に限り, 支援を継続することができる。

(4) 協議会は、協力施設等へ退院訓練の経過等の報告を求めるものとする。

#### 9 退院訓練終了時の取扱い

(1) 退院訓練は、当該対象者が退院若しくは訓練を中止することにより終了するものとする。

(2) 協議会は、関係機関と連携を密にし、当該対象者が円滑に地域生活を継続できるよう支援に努めるものとする。

(3) 協議会は、退院訓練を中止した場合にはその要因分析を行うものとする。

(4) 自立支援員は、退院訓練終了後、協議会に対し、当該対象者に係る退院訓練についての報告書を提出するものとする。

(5) 協議会は、毎年度末までに運営委員会に事業実績報告を提出するものとする。

(6) 運営委員会は、毎年度末に知事等に事業実績報告を提出するものとする。

#### 10 費用の補助

国は、都道府県等に対し、本事業に要する費用について、別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」により補助するものとする。

#### 11 その他

(1) 協議会の構成員は、その業務を行うにあたっては、対象者の人格を尊重してこれを行うとともに、対象者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならないものとする。

(2) 都道府県等は、本事業の実施について、地域住民及び関係機関に対して周知を図るとともに、精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の促進を図るものとする。

(3) 地域生活支援センターは、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分することとする。

(4) 協議会は、保健所が実施する地域精神保健福祉連絡協議会の場を活用する等により、精神保健福祉センター、保健所、市町村、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設、精神障害者居宅生活支援事業の事業所、医療機関等関係機関と連携して本事業を実施するものとする。

(5) 自立支援員は、支援にあたって、定期的に主治医に状況を報告し、指示があった場合にはそれに従うものとする。

(6) 都道府県等は、本事業に係る実績報告書を、別に定める様式により翌年度の4月30日までに提出すること。

## 22. 精神障害者社会適応訓練事業の実施について

平成12年3月31日 障第250号

各都道府県知事・指定都市市長あて

厚生大臣官房障害保健福祉部長通知

最終改正 15.4.10 障発第0410001号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の4に規定する精神障害者社会適応訓練事業については、昭和57年4月16日衛発第360号公衆衛生局長通知「通院患者リハビリテーション事業の実施について」の別添「通院患者リハビリテーション事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成12年4月1日から適用することとされたので通知する。

### 1 目的

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図ることを目的とする。

### 2 定義

#### (1) 協力事業所

「協力事業所」は、精神障害者に対する理解が深く、精神障害者に仕事の間を提供し、社会適応訓練を行うことを通じて、その社会的自立を促進することに熱意を有する事業所であって、都道府県知事又は指定都市市長（以下「知事等」という。）が適当と認めたものをいう。

#### (2) 対象者

「対象者」は、明らかに回復途上にあり、社会的規範を受けいられる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分であるか、恒常的に維持されない通院中の精神障害者（知的障害者を除く。）であって知事等が、本事業の効果が期待されると認めた者をいう。

### 3 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

### 4 社会適応訓練事業運営協議会の設置

知事等は、協力事業所の選定、対象者の決定、委託期間終了後の指導本事業の運用等について意見を聞くため、精神保健福祉センター長、保健所長、福祉事務所長、精神科医師等からなる協議会を設置する。

### 5 協力事業所登録の手続等

#### (1) 協力事業所の申込

協力事業所にならうとする事業所の代表者は、協力事業所申込書（別添第1号様式）

を事業所所在地を管轄する保健所長を経て、知事等に提出するものとする。

## (2) 調査及び登録

知事等は、協力事業所申込書を受理した時は、その記載事項、その他必要な事項について調査し、その適否を保健所長を通じ事業所の代表者に通知する。

また、知事等は適当と認めた事業所については、協力事業所登録簿（別添第2号様式）に登録する。

## (3) 協力事業所選定の基準

知事等は協力事業所の選定に当たって、次の事項について調査し、その適否を決定するものとする。

### ア 事業所の環境等の適否

(ア) 作業場の人的、物的環境の良否

(イ) 対象者を酷使するおそれの有無

(ウ) 経営の安定性

### イ 精神障害者に対する理解とその社会適応促進に対する熱意の程度

### ウ 作業の適否

(ア) 作業の難易性及び適応性

(イ) 危険性の有無

### エ その他必要な事項

## 6 対象者登録の手続等

### (1) 社会適応訓練の申込

社会適応訓練を希望する者は、社会適応訓練申込書（別添第3号様式）に主治医の意見書（別添第4号様式）を添えて居住地を管轄する保健所長を経て知事等に提出するものとする。

### (2) 調査及び登録

知事等は、社会適応訓練申込書を受理した時は、その記載事項その他必要な事項について調査し、その適否を保健所長を通じ申込者に通知する。

また、知事は適当と認めた者については、対象者登録簿（別添第5号様式）に登録する。

## 7 委託の手続等

### (1) 協力事業所に対する委託

知事等は、対象者についてその能力等を勘案し、社会適応訓練事業運営協議会の意見を聞いたうえで適切な協力事業所を選定し、対象者の同意を得たうえで、協力事業所との間で委託契約を結ぶものとする。

### (2) 期間の決定

委託期間は、原則として6か月とし、3年を限度として更新することができる。

ただし、対象者の症状等により本事業の継続が不能又は不要になったときは委託契約を解除するものとし、合わせてその結果を社会適応訓練事業運営協議会に報告する

とともに、必要に応じその意見を聞くものとする。

(3) 協力事業所と対象者の相互理解

委託に際して知事等は、対象者の特性、事業の内容等を協力事業所に十分説明し、また、対象者及びその保護者についても必要な注意を与え、協力事業所及び対象者が相互に理解を深めるよう努める。

(4) 登録簿の記載等

知事等が委託契約を結んだときは、必要事項を協力事業所登録簿及び対象者登録簿に記載するとともに、当該協力事業所及び対象者を管轄するそれぞれの保健所長にその旨を通知する。

8 訓練期間中の指導等

知事等は、訓練期間中においても常に対象者の現況をは握するため、主治医の意見を聞き保護者等との連携を密にしながら担当職員を協力事業所に訪問させ必要な連絡指導を行う。

9 委託期間終了後の取扱

知事等は、委託期間が終了したときは協力事業所から訓練の結果、報告書を提出させるとともに、主治医の意見を合わせて聞き、これらを社会適応訓練事業運営協議会に提出し、対象者の指導方法等につき同運営協議会の意見を聞いた上で適切に対処するものとする。

## 23. 知的障害者及び精神障害者に係る通所授産施設の相互利用制度について

〔 障 第 619 号 〕  
〔 平成11年9月22日 〕

今般、身近な施設の利用を可能にし、障害者のニーズに応え、授産施設の相互利用を推進するため、別紙のとおり「知的障害者及び精神障害者に係る通所授産施設の相互利用制度実施要綱」を定め、平成11年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ円滑かつ適正な実施につき配慮するとともに、管下各福祉事務所、保健所及び市町村等に周知願いたい。

### 知的障害者及び精神障害者に係る通所授産施設の相互利用制度実施要綱

#### 1. 目的

知的障害者が精神障害者通所授産施設を、精神障害者が知的障害者授産施設（通所）を相互に利用する制度（以下「相互利用制度」という。）は、これらの施設において、一定割合の知的障害者、精神障害者が相互に通所利用することによって、障害者の身近な地域での自活の訓練や働く場を確保するとともに、授産施設の効果的運営を図ることを目的とする。

#### 2. 実施主体

- (1) 知的障害者の精神障害者通所授産施設利用については、知的障害者福祉法第9条に定める授護の実施者とする。
- (2) 精神障害者の知的障害者授産施設（通所）利用については、都道府県及び指定都市とする。

#### 3. 対象施設

- (1) 相互利用制度を実施することができる授産施設は、次の施設種別（以下「対象施設」という。）とする。
  - ア. 知的障害者授産施設（分場を含む。）
  - イ. 精神障害者通所授産施設

- (2) 相互利用制度を実施しようとする対象施設の長は、制度を実施する定員についてあらかじめ都道府県知事に協議し、承認を得るものとする。

#### 4. 利用形態

通所による利用とする。

#### 5. 利用の決定

##### (1) 申請

精神障害者通所授産施設の利用を希望する知的障害者は、授産施設等利用申請書（別紙様式1）に、療育手帳又は知的障害者更生相談所の判定書の写を添えて、実施主体

に申請する。

知的障害者授産施設（通書）の利用を希望する精神障害者は、授産施設等利用申請書に、医師の意見書を添えて、居住地を所管する保健所長に申請する。

## (2) 審査及び調整

実施主体又は保健所長は、申請を受理したときは、速やかに当該利用申請者の稼働能力、健康状態等を審査するものとする。その結果を踏まえ、当該地域における施設の利用状況を勘案し、本制度の利用の適否を判断したうえで、対象施設との間において利用の調整を行う。

## (3) 利用の決定

実施主体又は保健所長が、利用を適当と認める場合は、当該利用申請者に対し利用決定通知書（別紙様式2）を交付するとともに、施設の長に対し利用依頼書（別紙様式3）を送付するものとする。

なお、利用が不適当と認める場合は、当該利用申請者に対し、別紙様式4によりその理由を通知する。

## 6. 利用料の負担

利用者、保護者及び主たる扶養義務者は、次に定める額を施設に対し納付するものとする。

### (1) 知的障害者が精神障害者通書授産施設を利用する場合

施設利用に係る飲食物費、日用品費、光熱水料等の実費相当額。

### (2) 精神障害者が知的障害者授産施設（通所）を利用する場合

施設利用に係る飲食物費、日用品費、光熱水料等の実費相当額。

## 7. 利用にかかる経費の支弁

実施主体は、知的障害者が精神障害者通所授産施設を、精神障害者が知的障害者授産施設（通所）を利用した場合は別表に定める額を支弁する。

## 8. 国の補助

国は、実施主体に対し、7により支弁した額の一部を次により補助するものとする。

### (1) 知的障害者が精神障害者通所授産施設を利用する場合は、「障害児施設措置費及び知的障害者施設措置費国庫負担金交付要綱」（平成9年10月17日厚生省障第263号厚生事務次官通知の別紙。以下「知的障害者交付要綱」という。）に準じて算定した額。

### (2) 精神障害者が知的障害者授産施設（通所）を利用する場合は、「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」（平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知の別紙。以下「精神障害者交付要綱」という。）により算定した額。

## 9. 国の補助の調整

精神障害者通所授産施設が対象施設となった場合の当該精神障害者通所授産施設運営費の補助金の算定額については、精神障害者交付要綱に定める相互利用の基準額に受け入れた知的障害者数を乗じた額を控除して行うものとする。



(別表)

利用者	利用施設	支弁基準額
知的障害者	精神障害者通所授産施設	知的障害者交付要綱に定める知的障害者施設事務費の通所施設の一般保護単価及び授産施設加算分保護単価の場合と同様とする。
精神障害者	知的障害者授産施設（通所） （分場を含む）	精神障害者交付要綱に定める相互利用の額とする。

## 24. 身体障害者デイサービス事業と知的障害者サービス事業の相互利用，地域生活援助事業の相互利用並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所介護事業及び指定短期入所生活介護事業の利用について

平成15年10月29日 障発第1029001号・障発第1029001号  
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知  
厚生労働省老健局長通知

今般，障害者福祉サービスにおいて支援費制度が施行されたところであるが，身体障害者デイサービス事業と知的障害者デイサービス事業の相互利用制度，知的障害者地域生活援助事業と精神障害者グループホーム事業の相互利用制度並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所介護事業及び指定短期入所生活介護事業の利用制度については，引き続き支援制度とは別の国庫補助事業として継続するため，別紙のとおり「身体障害者デイサービス事業と知的障害者デイサービス事業の相互利用，地域生活援助事業の相互利用並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所介護事業及び指定短期入所生活介護事業の利用制度実施要綱」を定め，平成15年4月1日から適用することとしたので，御了知の上，円滑かつ適切な実施につき配慮するとともに，管内各福祉事務所，保健所及び市町村等に周知願いたい。

なお，本通知は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規程に基づく技術的助言に該当するものである。

おって，平成11年9月22日障第618号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「地域生活援助事業のそごりようせいどについて」は廃止する。

(別紙)

身体障害者デイサービス事業と知的障害者サービス事業の相互利用，地域生活援助事業の相互利用並びに65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定通所介護事業及び指定短期入所生活介護事業の利用制度実施要綱

### 1 目的

近隣においてデイサービス等を利用することが困難な身体障害者，知的障害者及び精神障害者について，

- ① 身体障害者デイサービス事業及び知的障害者デイサービス事業の本来の目的を損なわない範囲で，一定割合の身体障害者及び知的障害者が相互に利用することによって，より身近なところでのデイサービスの利用を可能とする
- ② 介護保険法の規定に基づく指定通所介護事業及び指定短期入所生活介護事業の本来の目的を損なわない範囲で，一定割合の身体障害者を受け入れることによって，より

身近なところでのサービスの利用を可能とする

- ③ 就労先により身近なところでのグループホームの利用を可能とするよう、グループホームの本来の事業の目的を損なわない範囲で、一定割合の知的障害者及び精神障害者が相互に利用することによって、障害者の地域での生活の場を確保し、自立を促進するとともに、グループホームの効率的な運営を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

事業の実施主体は市町村（特別区を含む。）とし、適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができるものとする。

## 3 対象者

- (1) 身体障害者については、身近なところで身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業を利用することが困難な者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の居宅生活支援費（以下、単に「支援費」という。）の支給決定にあたっての勘案事項を準用し、本制度の利用が適当と認められる者とする。

なお、身体障害者が、介護保険法の指定通所介護事業又は指定短期入所生活介護事業を利用する場合は、介護保険の保険給付の対象とならない65歳未満の者であること。

- (2) 知的障害者については、身近なところで知的障害者デイサービス事業又は知的障害者地域生活援助事業を利用することが困難な者であって、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の支援費の支給決定にあたっての勘案事項を準用し、本制度の利用が適当と認められる者とする。
- (3) 精神障害者については、「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」（平成14年3月27日障発第0327005号厚生労働省社会・援護局保険福祉部長通知）の別添3の精神障害者地域生活援助事業運営要綱（以下「運営要綱」という。）の5によることとする。

## 4 対象サービス

- (1) 身体障害者に対するサービス

指定知的障害者デイサービス事業所が提供するデイサービス並びに介護保険法の規定に基づく指定通所介護事業所が提供するデイサービス及び指定短期入所生活介護事業所が提供する短期入所生活介護とする。

- (2) 知的障害者に対するサービス

指定身体障害者デイサービス事業所が提供するデイサービス及び運営要綱に基づき運営されている精神障害者グループホームへの入居とする。

- (3) 精神障害者に対するサービス

指定地域生活援助事業所（グループホーム）への入居とする。

## 5 利用の決定

- (1) 身体障害者又は知的障害者の利用

- ① 本制度の利用を希望する身体障害者又は知的障害者は、支援費の支給に係る申請に準じて実施主体に申請するものとする。

② 実施主体は、申請を受理したときは、支援費の支給決定にあたっての勘案事項を準用し、本制度の利用の適否を判断したうえで、事業者との間において利用の調整を行うこととする。

③ 実施主体は、利用が適当と認める場合は、支援費の支給決定に準じて利用者の障害の程度による単価の区分及び利用者負担額を決定したうえで、当該利用申請者に対して利用の決定及び利用者負担額を通知するとともに、事業者に対して利用依頼を通知することとする。

## (2) 精神障害者の利用

精神障害者の利用までの手続については、運営要綱の8によることとする。

## 6 利用単価

### (1) 身体障害者及び知的障害者に対するサービスについて

利用単価は、別表中の「支弁基準額」に定める単価とし、当該基準額において算定することとされている加算のうち食事の提供を行った場合の加算、入浴介助を行った場合の加算及び送迎を行った場合の加算については、支援費と同様に、当該サービスを提供した場合には、利用単価に加算することができることとする。(食事の提供を行った場合の加算及び入浴介助を行った場合の加算については、あらかじめ利用の決定を受けた場合に限る。)

また、「支弁基準額」の障害の程度による単価の区分については、5の(1)の③の決定を適用するものとし、地域区分については、利用先の事業所に応じた区分を適用する。

### (2) 精神障害者に対するサービスについて

精神保健費等国庫負担(補助)金について(平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知)によることとする。

## 7 利用者負担額

身体障害者及び知的障害者については、次に定める利用者負担額を利用者(扶養義務者)が事業者へ納付するものとする。

なお、本制度による利用者負担額と支援費による利用者負担額とを合算して利用者負担額の上限とすることはない。

### (1) 身体障害者が知的障害者のサービス又は介護保険のサービスを利用する場合

「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準」(平成15年厚生労働省告示第41号)に準じて算定した額

### (2) 知的障害者が身体障害者のサービスを利用する場合

「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に係る利用者負担の額の算定に関する基準」(平成15年厚生労働省告示第43号)に準じて算定した額

## 8 利用にかかる経費の支弁

実施主体は、事業者に対して、利用単価から利用者負担額を差し引いた額を支弁するものとする。

## 9 経費の補助

国は、実施主体が8により支弁した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

## 10 その他

- (1) 身体障害者及び知的障害者に対するサービスに要する費用のうち、特定費用及び特定日常生活費については、身体障害者福祉法第17条の4第1項、知的障害者福祉法第15条の5第1項に規定する支援費の取扱いを準用し、利用者から支払いを受けることができる。
- (2) 精神障害者に係る入居者の費用負担については、運営要綱の9によることとする。

## (別表)

利用サービス	利用者	利用先(事業所)	支弁基準額
ダイサービス	身体障害者	指定知的障害者ダイサービス事業所(単独型)	「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成15年厚生労働省告示第27号)の別表「身体障害者居宅生活支援費額算定表」(以下「身体障害者居宅生活支援費額算定表」という。)の2のイ「単独型身体障害者ダイサービス支援費(I)」に準じた額
		指定知的障害者ダイサービス事業所(併設型)	身体障害者居宅生活支援費額算定表の2のハ「併設型身体障害者ダイサービス支援費(I)」に準じた額
		介護保険法による指定通所介護事業所	身体障害者居宅生活支援費額算定表の2のイ「単独型身体障害者ダイサービス支援費(I)」に準じた額
	身体障害者	指定身体障害者ダイサービス事業所(I)(単独型)	「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成15年厚生労働省告示第29号)の別表「知的障害者居宅生活支援費額算定表」(以下「知的障害者居宅生活支援費額算定表」という。)の2のイ「単独型身体障害者ダイサービス支援費(I)」に準じた額
		指定身体障害者ダイサービス事業所(I)(併設型)	知的障害者居宅生活支援費額算定表の2のロ「併設型知的障害者ダイサービス支援費」に準じた額
		指定身体障害者ダイサービス事業所(II)(単独型)	身体障害者居宅生活支援費額算定表の2のロ「単独型身体障害者ダイサービス支援費(II)」に準じた額 ※
指定身体障害者ダイサービス事業所(II)(併設型)		身体障害者居宅生活支援費額算定表の2のニ「併設型身体障害者ダイサービス支援費(II)」に準じた額 ※	
短期入所	身体障害者	介護保険法による指定短期入所生活介護事業所	身体障害者居宅生活支援費額算定表の3「身体障害者短期入所支援費」に準じた額
グループホーム	身体障害者	精神障害者グループホーム	知的障害者居宅生活支援費額算定表の4「知的障害者地域生活援助支援費」に準じた額
	身体障害者	指定地域生活援助事業所	精神保健費等国庫負担(補助)について(平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知)に定める相互利用の額

※ 知的障害者が利用者であっても身体障害者ダイサービスの単価を適用するが、障害の程度による単価の区分については、他の相互利用制度等と同様、利用者の障害の種類に応じた区分、つまり、知的障害者が知的障害者ダイサービス事業を利用する場合の区分を適用する。

## 25. 精神障害者福祉ホームB型の取扱について

平成14年1月22日 障発第0122002号  
各都道府県知事・指定都市市長あて  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉  
部長通知

長期在院患者の療養体制整備事業として実施してきた「精神障害者福祉ホームB型」について、平成13年4月1日から試行的に、同施設を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項第3号に規定する精神障害者福祉ホームとして取り扱うこととし、「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生労働省令第87号）」及び「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の施行について（平成12年3月31日障第247号本職通知）」によるほか、別紙「精神障害者福祉ホームB型実施要綱」によることとしたので、施設の適正かつ円滑な運営を図られたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

おって、これに伴い、「長期在院患者の療養体制整備事業の実施について」（平成11年8月10日障第514号大臣官房障害保健福祉部長通知）は廃止する。

〔別紙〕

### 精神障害者福祉ホームB型実施要綱

#### 1 目的

精神障害者福祉ホームB型（以下「福祉ホームB型」という。）は、症状が相当程度改善している精神障害者の社会復帰及び家庭復帰の援助をするために、生活の場を与えるとともに、社会復帰のために必要な指導等を行うことにより、精神障害者の社会復帰と自立の促進を図ることを目的とするものである。

#### 2 実施主体

実施主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人、医療法人その他の者とする。

なお、地方公共団体が実施する場合は、営利を目的としない法人にその運営を委託できるものとする。

#### 3 利用対象者

福祉ホームB型の利用対象者は、病床は安定していて必ずしも入院治療を必要としないが、意欲面の障害若しくは逸脱行為の症状を有する、又は高齢化による一定程度の介助を必要とする状態にある精神障害者で、一定程度の介助があれば、日常生活を営むことができるものとする。

#### 4 定員

福祉ホームB型の定員は、おおむね20人とする。

#### 5 利用期間

福祉ホームB型の利用期間は、5年以内を原則とする。ただし、実施主体の長は、連

携する医療機関の医師の意見等を聴いた結果、利用期間の延長が適当と認める場合には、利用期間を延長することができるものとする。

## 6 構造・設備

(1) 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年3月31日厚生労働省令第87号）（以下「省令」という。）第32条に定める設備のほか次の設備を設けることとする。

ア 相談・指導室

イ 事務室

(2) 居室は、原則として1人部屋とし、入居者1人当たりの居室の床面積は収納設備、調理設備等を除き8.0m<sup>2</sup>以上とすること。

ただし、長期療養の環境に配慮されていれば複数人の居室を設置することができる。

## 7 職員の配置

(1) 省令第33条に定める職員のほか指導員3名以上の職員を置かなければならない。

(2) 指導員のうち1名は精神保健福祉士とする。

## 8 職員の専従

福祉ホームB型の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。

## 9 職員の業務

(1) 管理人は、施設の管理業務のほか、必要に応じ指導員の業務を補助するものとする。

(2) 指導員は、入居者が疾病等により生活に困難を生じるおそれがある場合には、入居者本人の意向を尊重しつつ、医療機関と速やかに連絡をとるなど、入居者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うとともに、入居者に対し介助及び以下の指導等を行うものとする。

ア 生活技術（掃除、洗濯等）の習得のために必要な助言、指導及び介助

イ 対人関係についての助言、指導

ウ 通院等に対する助言、支援

エ 金銭の使途の指導

オ 余暇の活用の指導

カ 就労についての助言、指導

キ その他独立自活を行うために必要な助言、指導及び介助

(3) 管理人又は指導員の中から施設の総括責任者を置くものとする。

## 10 給食等

福祉ホームB型においては、原則として自炊によるものとするが、入居者の必要に応じて給食業務を行うことができるものとする。



## 26. 精神病院療養環境改善整備事業の実施について

〔障 第 710 号〕  
平成10年12月11日

精神障害者に対する適切な保健及び福祉の確保については、かねてより特段の御配慮を賜っているところであるが、精神病院における入院患者の療養環境の改善を図るため、今般、別紙のとおり「精神病院療養環境改善整備事業要綱」を定め、平成10年12月11日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

### 精神病院療養環境改善整備事業実施要綱

#### 1. 目的

この事業は、精神病院における鉄格子の撤去又は保護室の改修等を行い、入院患者の人権確保及び療養環境の改善を図ることを目的とする。

#### 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、精神保健福祉法第19条の10第1項に規定する精神病院を設置する都道府県及び同法第19条の8に規定する精神病院を設置する市町村、公的医療機関又は営利を目的としない法人とする。

#### 3. 整備基準

次に掲げるいずれか又は全てを行う整備であること。

- (1) 鉄格子を撤去し、強化ガラスへの更新等を行う整備（鉄格子撤去と併せて行う、病棟の療養環境改善を図るための改修を含む。）であること。
- (2) 保護室を改修し、療養環境の改善（水洗便所、冷暖房設備の設置、床壁等内装の改修等）を図るとともに、改修後は個室で1室当たりの面積が内法で10m<sup>2</sup>以上（保護室専用の前室又は通路を含む。）となる整備であること。

## 27. 精神障害者社会復帰施設に係る指導監査の実施について

平成12年3月31日 障第248号

各都道府県知事・各指定都市市長あて

厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

精神障害者社会復帰施設に係る指導監査の実施については、昭和63年5月13日健医精発第17号精神保健課長通知等に基づき、実施されているところであるが、今般精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成11年法律第65号）が公布されるとともに、その施行に伴い、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）が創設されたことにより別紙のとおり精神障害者社会復帰施設指導監査要綱を定め、平成12年4月1日から適用することとしたので、次の事項に留意の上、遺憾のないよう配慮されたい。

- 1 精神障害者社会復帰施設の運営に当たっては、精神障害者の人権の尊重に特に配慮が必要であることから、指導監査の実施に際しては、利用者の意思及び人格を尊重した援助の提供の状況について、特に留意すること。
- 2 社会福祉法人が経営する施設については、法人監査と施設監査を同時に実施してその実効をあげるよう配慮すること。

### 別紙

#### 精神障害者社会復帰施設指導監査要綱

##### 1 指導監査の目的

指導監査は、都道府県知事が精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）等の実施状況について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な是正措置を講ずることなどにより、精神障害者社会復帰施設の適正な運営を確保しようとするものである。

##### 2 指導監査の方針

精神障害者社会復帰施設に対する指導監査は、利用者に対する援助の提供、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況、補助事業の適正な運用状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施すること。

また、精神障害者社会復帰施設の運営の基本は、利用者に対する適切な援助を提供することにあるので、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って援助の提供が行われているかに重点を置いて実施すること。

なお、実施に当たっては、精神障害者社会復帰施設の種別、立地条件、その他の事情による個々の施設の運営努力をも勘案し、形式的、画一的指導に陥らないよう留意すること。

##### 3 指導監査の対象

指導監査の対象は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設とする。

#### 4 指導監査の方式及び回数

指導監査は、原則として年1回全施設に対し実施することとし、前回の指導監査等によって問題が認められる施設や不祥事の発生した施設に対する指導監査は年1回に止まらず、特別監査を実施するなどにより、重点的かつ継続的に実施すること。

全施設に対する実地指導監査の実施が困難な場合は、前回の指導監査の結果から、施設運営、職員処遇及び利用者に対する援助の提供の内容等の全般について良好と認められる施設に限り、選定根拠を明確にしたうえで、書面監査等の実施を検討するなど監査の実施方法を工夫し実施率の向上に努められたい。

なお、この場合にあっても、当該施設に対しては、2年に1回は実地に指導監査を行うこと。

#### 5 指導監査の実実施計画の策定

- (1) 指導監査の実実施計画は、毎年度当初に策定すること。
- (2) 指導監査実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点項目を定め、その効果的実施について十分留意すること。
- (3) 指導監査の実実施時期については、監査対象施設の事情等を考慮して決定すること。

#### 6 指導監査班の編成

指導監査班は、関係法令について十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則として係長以上の職にあるものとする。

#### 7 指導監査の事前準備

- (1) 指導監査の実実施に当たっては、その対象となる施設に対し、その期日、指導監査職員の氏名その他必要な事項を、特別な場合を除き事前に通知すること。
- (2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期すること。
- (3) 指導監査に必要な資料は、あらかじめ整備を行わせること。なお、提出資料等については、過重なものとならないよう配慮し必要なものに限ること。

#### 8 指導監査項目

指導監査は、別紙1に示す「精神障害者社会復帰施設指導監査項目」に準拠して実施することとし、別紙2に示す「指導監査項目に係る主な着眼点」を基に、効果的な指導監査の実施に努められたい。

#### 9 指導監査実施上の留意事項

- (1) 指導監査は、公正不偏に実施し、努めて指導援助的態度で関係者に接し理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。
- (2) 指導監査の過程においては、相互信頼を基礎として十分意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。

(3) 指導監査の結果、問題点を認めるときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めること。

#### 10 指導監査結果の指示及び措置

##### (1) 講評及び口頭指示

指導監査職員は、指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な指示を行うこと。

ただし、人事に関する事項等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し、別途講評及び指示を行うこと。

##### (2) 指導監査結果の措置

ア 指導監査の結果、利用者に対する援助の提供等の状況について次に掲げる度合いに応じて、必要な措置を講ずること。

(ア) 著しく適当でないと認められる場合には、措置を講ずべき事項及び期限を示して、適切な援助の提供等を確保するための改善計画書の提出を求め、必要に応じ提出された改善計画書の変更を命じ、又は、その援助の提供等の改善のために必要な措置を採ることを命じ、その改善結果報告を書面により求めるとともに、その結果を検証するものとする。

また、命令に従わないときは、その事業の停止等を命ずること。

(イ) 適当でないと認められる場合には、措置を講ずべき事項及び期限を示して、その改善結果報告を書面により求めるとともに、その結果を検証するものとする。

イ 指導監査で指摘事項が多いか重大な問題があるような施設については、確認のため特別指導監査等の措置を採ること。

#### 11 厚生省に対する報告

都道府県知事は、指導監査実施状況を翌年度5月末日までに、様式1及び2により厚生省に報告願いたい。

## 精神障害者社会復帰施設指導監査項目

事 項	指 導 監 査 項 目
〔 運 営 管 理 に 関 する 事 項 〕	1 施設運営全般の状況 (1) 基本方針及び組織等の状況 (2) 利用者の施設利用に当たっての諸手続の状況 (3) 就業規則制定の状況 2 職員の状況 (1) 職員の配置状況 (2) 職員の勤務状況 (3) 給与支給の状況 (4) 職員健康管理の状況 (5) 職員研修の状況 3 建物、設備の管理等の状況 4 非常災害対策の状況
〔 利用者に対する援助の提供に関する事項 〕	1 利用者の実態把握の状況 2 援助の提供の方針及び援助の提供に関する計画作成の状況 3 相談及び助言等の援助の提供の状況 4 食事の提供の状況 5 健康管理の状況 6 援助の提供に関する記録、検討等の状況 7 関係機関、地域住民等との連携の状況
〔 会 計 処 理 に 関 する 事 項 〕	1 経理規程の内容の状況 2 予算の作成、執行の状況 3 決算の状況 4 経理事務及び資産管理の状況
〔 施 設 個 別 事 項 〕	1 精神障害者生活訓練施設の援助の提供の内容等の状況 2 精神障害者授産施設の援助の提供の内容等の状況 3 精神障害者福祉ホームの援助の提供の内容等の状況 4 精神障害者福祉工場の援助の提供の内容等の状況 5 精神障害者地域生活支援センターの援助の提供の内容等の状況

## 別紙 2

## 指導監査項目に係る主な着眼点

指導監査項目	主な着眼事項
〔運営管理に 関する事項〕	
1 施設運営全般の状況	
(1) 基本方針及び組織等の状況	ア 施設運営全般の方針の状況 イ 運営に関する規程の状況 ウ 職員の勤務体制の状況 エ 事故発生時の連絡体制及び措置の状況 オ 運営規程の概要等の掲示の状況 カ 苦情に対する対応の状況 キ 公告の状況 ク 運営に関する情報の開示の状況 ケ 職員、設備及び会計に関する諸記録並びに利用者の援助に関する諸記録の整備状況 コ 職員の秘密保持に関する必要な措置の状況
(2) 利用者の施設利用に当たっての諸手続の状況	ア 利用申込者又はその家族に対する援助の提供の内容等の説明の状況 イ 契約の締結の状況 ウ 利用の申込みに当たっての意見書の提出の状況 エ 利用の開始及び終了に際しての、保健所長に対する報告の状況 オ 利用の状況についての、保健所長に対する年次報告の状況
(3) 就業規則制定等の状況	ア 就業規則の作成、届出の状況 イ 36条、24条等の労使協定締結の状況 ウ 就業規則、給与規程の職員への周知状況
2 職員の状況	
(1) 職員の配置状況	ア 職員の専従の状況 イ 職員の（職種別定数）の配置及び充足状況 ウ 職員の採用、異動の状況
(2) 職員の勤務状況	ア 職員の勤務時間の状況 イ 夜間及び休日の勤務体制の状況 ウ 休憩時間の状況 エ 年次休暇等の状況
(3) 給与支給の状況	ア 給与水準、初任給等の状況

	イ 超過勤務手当，夜勤手当，宿日直手当，特殊業務手当等諸手当の支給状況
	ウ 健康保険，厚生年金，労働保険及び退職手当共済加入の状況
(4) 職員の健康管理の状況	ア 健康診断の実施状況 イ 給食関係者の検便（月1回以上）の実施状況 ウ 採用時の健康診断の実施状況 エ 休憩室等の確保の状況
(5) 職員研修の状況	ア 施設内研修の実施状況 イ 地方公共団体等の実施する研修会等への参加状況
3 建物，設備の管理等の状況	ア 基準に定める設備の状況 イ 衛生設備（特に調理室等）の状況 ウ 給水設備（水道水以外の場合の水質検査を含む），排水設備及び汚物処理設備の状況 エ ボイラー，電気設備等の保守点検及び危険物の安全管理の状況 オ 居室等の清掃，衛生管理，保温，換気，採光及び照明の状況
4 非常災害対策の状況	ア 非常災害に対処する組織的活動体制の状況 イ 非常災害に対処する消火，通報，避難等の訓練の定期的実施の状況 ウ 消防設備，警報設備及び避難設備等の点検の状況 エ 所轄消防機関との連絡の状況 オ 防犯についての配慮の状況
〔利用者に対する援助の提供に関する事項〕	
1 利用者の実態把握の状況	ア 定員と現員との開差の状況 イ 利用者の一般的な状況（性別，年齢別等） ウ 利用者の特性の状況（疾病の種類別，程度別等）
2 援助の提供の方針及び援助の提供に関する計画作成の状況	ア 援助の提供の基本方針（考え方，目標，方法等）設定の状況 イ 援助の提供に関する計画の（年間，月間，週間，日課等）設定の状況 ウ 利用者の心身の状況等に応じた援助の提供に関する計画の見直しの実施状況 エ 援助の提供に関する検討会等の開催状況 オ 援助の提供に関する計画の利用者及びその家族に対する周知徹底の状況

3 相談及び助言等の援助の提供の状況	<p>ア 基本的生活の指導（起床、洗面、食事、入浴、睡眠等）の状況</p> <p>イ 自主活動（清掃、洗濯、身の回りの整理整頓等）の状況</p> <p>ウ 医師の処方に基づく、服薬に関する助言の状況</p> <p>エ レクリエーション（行事、テレビ、音楽、読書等）の状況</p> <p>オ 保健衛生（健康、身体の清潔、衣類、寝具、便所等の清潔）の状況</p> <p>カ 対人関係及び通院等に関する助言の状況</p> <p>キ 利用者の預り金等の管理（使途、管理方法等）の状況</p> <p>ク 利用者とその家族との交流の状況</p>
4 食事の提供の状況	<p>ア 必要な栄養所要量（栄養素のバランス、食料構成等）の確保の状況</p> <p>イ 特別な献立、調理を要する利用者に対する配慮の状況</p> <p>ウ 嗜好、廃棄量調査の実施状況</p> <p>エ 衛生管理の状況</p> <p>オ 検食、保存食の実施状況</p> <p>カ 給食材料及び食器等の保管の状況</p> <p>キ 利用者が自炊を行う場合の援助の状況</p>
5 健康管理の状況	<p>ア 顧問医等との連絡体制の整備状況</p> <p>イ 定期健康診断の状況</p> <p>ウ 健康診断の結果の記録、整理及び必要な措置の状況</p>
6 援助の提供に関する記録、検討等の状況	<p>ア 利用者記録票等の整備、活用の状況</p> <p>イ 援助の提供に関する日誌等の整備、活用の状況</p>
7 関係機関、地域住民等との連携の状況	<p>ア 地域住民、ボランティア等との連携の状況</p> <p>イ 医療機関、精神障害者地域生活支援センター、保健所等との連携体制の状況</p>
〔 会 計 処 理 に 関 する 事 項 〕	<p>1 経理規程の内容の状況</p> <p>ア 経理規程の内容の状況</p> <p>イ 会計単位及び経理区分の状況</p> <p>ウ 会計責任者と出納職員との分離の状況</p> <p>エ 経理についての帳簿組織の状況</p>
	<p>2 予算の作成、執行の状況</p> <p>ア 予算の作成の状況</p> <p>イ 予算の執行の状況</p> <p>3 決算の状況</p> <p>ア 収支計算書の状況</p> <p>イ 貸借対照表の状況</p>



4 経理事務及び資産管理の状況	ア 予算、決算の監事の監査、理事会承認の状況 イ 会計諸帳簿の記帳、整理及び保管の状況 ウ 物品等契約（指定競争、随意契約）事務の状況 エ 固定資産及び物品等の管理状況（財産目録との関連、処分又は担保提供等）
〔施設個別事項〕	
1 精神障害者生活訓練施設の援助の提供の内容等の状況	ア 生活技術の習得、対人関係に関する助言、指導の状況 イ 通院に関する助言の状況 ウ 金銭の管理、余暇の活用に関する指導の状況 エ 作業訓練及び退所後の就労等に関する助言、指導の状況 オ 利用期間の状況
2 精神障害者授産施設の援助の提供の内容等の状況	ア 生活技術の習得、対人関係に関する助言、指導の状況 イ 通院に関する助言の状況 ウ 金銭の管理、余暇の活用に関する指導の状況 エ 退所後の就労等に関する助言、指導の状況 オ 授産種目の選定の状況 カ 利用者の状態、作業能力等に応じた作業時間、作業量等の設定の状況 キ 授産事業に係る収入・支出の状況 ク 工賃の支払いの状況 ケ 利用期間の状況
3 精神障害者福祉ホームの援助の提供の内容等の状況	ア 住居及び就労等に関する相談、助言の状況 イ 利用者からの求めに応じた食事等に関する援助の提供の状況 ウ 利用期間の状況
4 精神障害者福祉工場の援助の提供の内容等の状況	ア 就労規則の作成の状況 イ 公共職業安定所及び労働基準監督所との連絡体制の状況 ウ 従業員の家族との連絡体制の状況
5 精神障害者地域生活支援センターの援助の提供の内容等の状況	ア 事業計画の作成の状況 イ 事業計画に定めた援助の提供の実施状況 ウ 利用度に応じた時間帯の設定の状況 エ 利用者の登録の状況 オ 緊急の対応時における関係機関との連絡方法の状況

(様式1)

平成 年度 精神障害者社会復帰施設指導監査実施状況報告書

(都道府県・指定都市名)

1 指導監査結果に基づく問題点の概要

(例) 本年度は、特に利用者に対する援助の提供に関する事項について、監査の重点項目として実施した結果、定員に比した利用率が低く改善を要するもの、援助の提供に関する計画が作成されておらず改善を要するものについて指摘が多かった。

これらの指摘について、援助の提供に関する計画については早急に作成するよう指導し、利用率については関係機関等との連携を密にし、地域における精神障害者の実態を把握すること等により利用率の向上に向けた検討を行うよう指導したところである。

これらを踏まえ、今後、利用者に対する適切な援助の提供について指導監査の徹底を図るものとする。

2 指導監査実施表

区 分	対 象 数 (A)	監査実施数 (B)	同左に対す る文書指摘 施設数(C)	監査実施率	文書指摘率
				(C)/(A) %	(C)/(B) %
生活訓練施設					
授産施設					
福祉ホーム					
福祉工場					
地域生活支援 センター					
計					

(注) 「指導監査結果に基づく問題点の概要」は、総括的に記載するものとし、指摘事項の主な問題点、指摘に対する是正改善の状況及び今後における指導監査の重点項目、方法等について記述すること。

(様式2)

平成 年度 精神障害者社会復帰施設指導監査実施状況報告書

(都道府県・指定都市名)

(指導監査実施施設数 所)

指 摘 事 項	指摘件数	指摘率	備 考
<記 載 例>			
(運営管理に関する事項)			
1 施設運営全般の状況	15		※記載例は監査 実施施設数を 20か所とした 場合とした。
(1) 基本方針及び組織等の状況	5	25.0	
(2) 利用者の施設利用に当たっての諸 手続の状況	7	35.0	
(3) 就業規則制定の状況	3	15.0	
(その他)			
2 職員の状況	21		
(1) 職員の配置状況	5	25.0	
(2) 職員の勤務状況	3	15.0	
(3) 給与支給の状況	2	10.0	
(4) 職員健康管理の状況	7	35.0	
(5) 職員研修の状況	4	20.0	
(その他)			
3 建物、設備の管理等の状況	4	20.0	
4 非常災害防止の状況	3	15.0	
計	43		

(注) 1 「指摘事項」の欄は、本通知別紙1に定める指導監査項目をそのまま指摘事項として記載すること。なお、指導監査項目以外の事項について文書指摘があると

きは、「その他」の欄を加えて整理すること。

- 2 「指摘件数」の欄は、指導監査を実施した結果、上記1の項目について文書指摘した件数を記載すること。なお、この場合における件数の計上は、たとえば、
- ① 指導監査を行った施設が同一の場合であって「指摘事項」欄の同一事項に属する指摘が1件以上あっても1件として計上すること。
  - ② 指導監査を行った施設が同一の場合であって、指摘の内容が「指摘事項」の欄の2事項以上にわたるものであるときは、それぞれ該当する事項ごとに1件として計上すること。
- 3 「指摘率」の欄は、次の算式により算出された数値につき、小数点以下2位の数値を四捨五入して計上すること。

$$\text{指摘率} = \frac{\text{指摘事項別指摘件数}}{\text{指導監査実施施設数}} \times 100$$

## 28. 精神障害者地域生活援助事業等に対する指導監督の徹底について

平成12年3月31日 障精第27号  
各都道府県・各指定都市精神保健福祉主管部（局）長あて  
厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知

今般、最近の精神医療及び精神障害者の福祉をめぐる状況を踏まえ、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保し、精神障害者の社会復帰の一層の推進を図る観点から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）が改正されたところである。

この改正において、精神障害者の保健福祉の充実を図るため、かねて実施してきた精神障害者地域生活援助事業（以下「グループホーム」という。）が精神障害者居宅生活支援事業の一つとして位置づけられ、平成14年度より市町村を中心にその推進に努めることとされたところである。

グループホームは、とすれば障害特性から人権侵害を受けやすい精神障害者を対象とするものであるため、その適正な運営を確保することは極めて重要である。

については、グループホームについても、今般策定された精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）、精神障害者社会復帰施設指導監査要綱（平成12年3月31日障第248号障害保健福祉部長通知「精神障害者社会復帰施設に係る指導監査の実施について」の別紙）等を参考にしながら、必要に応じて指導監査を行う等、その運営についての指導の徹底に努められたい。

また、精神障害者小規模作業所運営助成事業実施要綱（平成2年8月27日厚生省発健医第200号保健医療局長通知「精神障害者小規模作業所運営事業等助成費補助金交付要綱」の別紙）に基づく補助金又は地方自治体の補助金を受けている精神障害者小規模作業所についても、精神障害者に対する作業指導や生活訓練等の種々の処遇を行っていることから、同様に指導の徹底をお願いしたい。

## 29. 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について

平成12年3月31日 障第245号  
各都道府県知事・指定都市市長あて  
厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

精神障害者の保健福祉施策については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第65号）により、精神障害者保健福祉手帳に関する事項を定めた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第65号。以下「法」という。）第45条の一部が改正され、手帳の返還命令等に関する規定が新たに追加されるとともに、法施行令（昭和25年政令第155号）及び法施行規則（昭和25年厚生省令第31号）の関連規定も整備されたところである。

このため、平成7年9月12日健医第1132号保健医療局長通知の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、平成12年4月1日から適用することとしたので了知願いたい。

### 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領

#### 第一 目的

精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）は、一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

これは、これまで身体障害者については身体障害者手帳が、精神薄弱者については療育手帳があり、様々な福祉的な配慮が行われていることにかんがみ、障害者基本法が成立して精神障害者が障害者として明確に位置付けられたことを契機に、精神保健法を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（略称、精神保健福祉法）」に改め、同法第45条により、手帳制度を創設することとしたものである。

#### 第二 手帳の交付手続き

##### 1. 交付申請

- (1) 精神障害者（精神薄弱者を除く。以下同じ。）は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の都道府県知事に、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。（法45①）
- (2) 手帳の申請は、別紙様式1による申請書に、次の①又は②の書類を添えて、申請者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事（指定都市市長を含む。以下

同じ。)に提出することにより行う。(令5の3)

① 精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書(精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後における診断書に限る。)

② 精神障害を支給事由とする次の年金給付を現に受けていることを証する書類の写し

ア. 国民年金法による障害基礎年金及び昭和60年改正法による改正前の国民年金法による障害年金

イ. 厚生年金保険法による障害厚生年金及び昭和60年改正法による改正前の厚生年金保険法による障害年金

ウ. 国家公務員等共済組合法による障害共済年金及び昭和60年改正法による改正前の国家公務員等共済組合法による障害年金

エ. 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び昭和60年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法による障害年金

オ. 私立学校教職員共済組合法による障害共済年金及び昭和60年改正法による改正前の私立学校教職員共済組合法による障害年金

(3) (2)①の医師の診断書は、別紙様式2による。

この診断書は、精神障害の診断又は治療に従事する医師によるものであり、これは、精神保健指定医を中心とし、精神科医を原則とするが、てんかんの患者について内科医などが主治医となっている場合のように、他科の医師であっても、精神障害の診断又は治療に従事する医師は含まれる。

(4) (2)②の「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写し」は、次のアの書類の写し及びイの書類の写しとする。

ア. 年金証書(年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む)

イ. 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書

(5) 手帳の交付は、申請主義によるものとし、精神障害者本人が申請するものとするが、家族、医療機関職員等が手帳の申請手続の代行をすることはさしつかえない。

2. 障害等級  
(1) 手帳には、障害等級を記載するものとする。障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次に定めるとおりである。(令6)

1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの  
2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(2) 障害等級の判定に当たっては、精神疾患(機能障害)の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うものとし、その基準については、別に

通知するところによる。

### 3. 審査及び判定

- (1) 都道府県知事は、1の申請に基づいて審査し、申請者が2(1)の障害等級で定める精神障害の状態であると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない。(法45②)
- (2) 都道府県知事は、1(2)①の医師の診断書が添付された申請について手帳の交付の可否及び障害等級の判定、当該都道府県(指定都市を含む。)に置かれている精神保健福祉センターに行わせるものとする。(法6②④)
- (3) 1(2)②の年金証書等の写しが添付された申請については、精神保健福祉センターによる判定を要することなく、手帳の交付を行うものとする。

この場合、年金1級であれば手帳1級、年金2級であれば、手帳2級、年金3級であれば手帳3級であるものとする。

交付の可否の決定に当たっては、必要に応じ、申請者から同意書の提出を求め、社会保険事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会する。

なお、年金証書を有する者であっても、医師の診断書により申請を行い、精神保健福祉センターの判定により手帳の交付を受けることができるものとする。

- (4) 都道府県知事は、申請書を受理したときは、交付の可否の決定を、概ね1か月以内に行うことが望ましい。
- (5) 都道府県知事は、手帳を交付しない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。(法45③)

通知の様式は、別紙様式3とし、居住地の市町村長を経由して通知する。

### 4. 手帳の様式及び記載事項

- (1) 手帳は、その目的にかんがみ、簡便な形式を旨とし、表紙には「障害者手帳」と標記し、その記載事項は、氏名、性別、住所、生年月日、障害等級、手帳の交付番号、通院公費負担医療受給者番号、交付年月日、有効期限とし、様式は、施行規則別記様式第3号によるものとする。(規則25)
- (2) 手帳に記載する手帳の交付日は、市町村長が申請を受理した日とし、手帳に記載する手帳の有効期限は、交付日から2年が経過する日の属する月の末日とする。
- (3) 各都道府県において、精神保健福祉センター、保健所をはじめ各種の施設の所在地・電話番号や、手帳に関連して享受できる利益等について記載した資料を手帳に付加して交付することが望ましい。
- (4) 手帳番号は、各都道府県ごとの一連の番号とすること。

### 5. 手帳の交付

- (1) 手帳の交付は、その申請を受理した市町村長を経て申請者に対して交付する。(令6の2)

なお、家族、医療機関職員等が受領の代行をすることはさしつかえない。

- (2) 手帳の申請を受理する際に、申請書控えや、交付が可能となる予定日を記入をし



た申請受理書を交付しておき、手帳の交付に当たっては、それと引換えに交付するなどの方法により、受領者の身分確認に配慮する。

#### 6. 手帳の交付台帳

(1) 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳交付台帳（以下「手帳交付台帳」という。）を備え、次の事項を記載するものとする。（令7④，規則26）

ア. 精神障害者の氏名、性別、住所及び生年月日

イ. 障害等級

ウ. 手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限

エ. 通院医療費受給者番号及び通院公費負担医療担当医療機関

オ. 手帳の再交付をしたときはその年月日及び理由

カ. その他必要な事項

(2) 台帳の標準的な様式は、別紙様式7とする。

### 第三 手帳の更新、変更等

#### 1. 手帳の更新

(1) 手帳の有効期限は2年間であって、有効期間の延長を希望する者は、手帳の更新の手続を行うことが必要である。すなわち、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、2年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。（法45②）

(2) 更新の手続きについては、「第二、1. 手帳の交付申請」に準ずる。（法45⑥，規則28①）

すなわち、手帳の更新の申請は、別紙様式1による申請書の所定欄に更新である旨を記載し、第二の1(2)の①又は②の書類を添えて、申請者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に提出することにより行う。

この場合に、医師の診断書を添えた申請については、精神保健福祉審議会で判定を行い、年金証書等の写しを添えた申請については、精神保健福祉センターにおける判定が不要である。

(3) (1)の認定を受けるに当たっては、手帳の有効期限の日の3カ月前から申請を行うことができる。（規則28②）

なお、有効期限の経過後であっても、更新の申請を行うことができる。

(4) 都道府県知事は、更新の申請を行った者が、障害等級に定める精神障害の状態であると認めるときは、保健所長を経由して、次のいずれかにより、手帳の更新を行う。（令8②，③）

① その者の精神障害者保健福祉手帳に記載した有効期限を訂正の上、その者に返還する。

② 障害等級が変更した場合及び有効期限の更新欄がなくなった場合には、その者の精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たに精神障害者保健福祉手帳を交付する。

この場合において、手帳番号及び手帳交付日は、旧手帳と同一とする。

- (5) なお、申請の際においては、あらかじめ手帳を添付させる必要は無く、更新を認める決定をした後に、市町村において(4)①又は②の取り扱いをする際に手帳を提出させることで足りるものであり、申請者が手元に手帳を有しない期間が長く生じないよう配慮する。
- (6) 都道府県知事は、障害等級に該当しない(手帳を更新しない)旨の決定をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。(法45⑥)
- (7) 更新後の有効期限は、更新前の有効期限の2年後の日とする。

## 2. 都道府県の区域を越える住所変更の届出

- (1) 手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、30日以内に、新居住地を管轄する市町村長を経て、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。(令7④)

届出に当たっては、別紙様式4による届出を行うとともに、別紙様式1による手帳の交付申請(都道府県間の居住地変更による手帳交付の申請)を行う。

- (2) 都道府県知事は、(1)の届出を受理したときは、手帳交付台帳に必要な事項を記載した上、その届出書を受理した市町村長を経由して、旧手帳と引換えに、新たな手帳を当該者に交付するものとする。(令7⑤)

この場合、手帳の障害等級及び有効期限は、旧手帳と同一のものとし、手帳番号及び手帳の交付日は、新たなものとする。

- (3) 都道府県知事は、(1)の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

## 3. 氏名の変更及び都道府県の区域内の住所変更の届出

- (1) 手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一都道府県の区域内において居住地を変更したときは、30日以内に、その居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。(令7②)

届出の様式は、別紙様式4とする。

- (2) 市町村長は、(1)の届出を受理したときは、手帳に変更内容を記載した上で、当該者に返還し、かつ、届出書にその旨を付記して、都道府県知事に送付する。(令7③)

また、都道府県知事は、台帳に必要な事項を記載する。

## 4. 障害等級の変更申請

- (1) 手帳の交付を受けた者は、手帳の有効期限の期間内においても、その精神障害の状態が重くなった(又は軽くなった)ことにより、手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至ったと考えるときは、障害等級の変更の申請を行い、判定を求めることができる。(令9①)

- (2) 障害等級の変更申請の手続きについては、「第三 1. 手帳の更新」に準ずる。(規則29)

すなわち、障害等級の変更申請は、別紙様式1による申請書の所定欄に障害等級

の変更の申請である旨を記載し、第二の1(2)の①又は②の書類を添えて、申請者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に提出することにより行う。

この場合に、医師の診断書を添えた申請については、精神保健福祉センターで判定を行い、年金証書等の写しを添えた申請については、精神保健福祉センターにおける判定が不要である。

- (3) 都道府県知事は、障害等級の変更を認めるときは、手帳交付台帳に必要な事項を記載するとともに、さきに交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たに精神障害者保健福祉手帳を交付する。(令9②)

この場合において、手帳番号及び手帳交付日は、旧手帳と同一とし、手帳の有効期限は、変更決定を行った日から2年が経過する日の属する月の末日とする。

#### 5. 手帳の再交付

- (1) 都道府県知事は、手帳を破り、汚し、又は失った(紛失した)者から手帳の再交付の申請があったときは、手帳を交付しなければならない。(令10①)

申請の様式は別紙様式4とする。

- (2) 再交付の申請は、その居住地を管轄する市町村長を経て、居住地の都道府県知事に申請しなければならない。(令10③)

- (3) 手帳を破り、又は汚した者から再交付の申請があったときは、都道府県知事は、その居住地を管轄する市町村長を経て、その手帳と引換えに新たな手帳を交付するものとする。(規則32①③)

- (4) 手帳の再交付を受けた者が、失った手帳を発見したときは、速やかに、これを、その居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に返還しなければならない。(令10②)

#### 6. 手帳の返還等

- (1) 手帳の交付を受けた者は、政令で定める精神障害の状態がなくなったときは、速やかに都道府県に返還しなければならない。(法45の2①)

手帳の返還は、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された居住地を管轄する市町村長を経て行わなければならない。(令10の2②)

- (2) 都道府県知事は、手帳の交付を受けた者について、政令で定める精神障害の状態がなくなったと認めるときは、その者に対し手帳の返還を命ずることができる。(法45の2③)

- (3) 都道府県知事が手帳の返還を命じようとするときは、あらかじめ精神保健指定医による診察を行わなければならない。(法45の2④)

なお、この場合における取り扱いは以下によること。

ア 都道府県知事が、精神病院への立ち入りを行い、指定医の診察の結果、入院中の者が政令で定める精神障害の状態でないことが判明し、手帳を所持していた場合には、6の(4)の手続きにより手帳の返還を命ずること。

イ 精神障害の状態でないことが著しく疑われる者、又は偽りその他不正の行為に

よって手帳を取得したことが著しく疑われる者であつては、あらかじめ別紙様式5により診察を行う日時等を本人に通知したうえで、指定医による診察を実施すること。なお、診断書の様式は別紙様式2とする。

ウ イにより診察を行う旨を通知したにもかかわらず、これに応じない場合には、期限を定めて再度診察を受けるように督促すること。

- (4) 都道府県知事は、指定医の診察の結果、その者が政令で定める精神障害の状態でないと診断された場合には、あらかじめ精神保健福祉センターの意見を聴き、理由を付して手帳の返還を命ずる旨を通知しなければならない。(法45の2⑤)

なお、通知の様式は別紙様式6とする。

#### 7. その他

- (1) 手帳の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法第87条の規定による届出義務者は、速やかにその手帳を、手帳に記載された居住地の市町村長を経て、都道府県知事に返還しなければならない。(令10の2①)

- (2) 都道府県知事は、次の場合には、手帳交付台帳からその手帳に関する記載事項を消除するものとする。(令7⑥)

① 障害等級に該当する精神障害の状態がなくなったために、手帳を都道府県に返還したとき。

② 手帳の交付を受けた者が死亡したために、手帳を都道府県に返還したとき。

③ 手帳の返還が無いが、手帳の交付を受けた者の死亡が判明したとき。

④ 他の都道府県から、都道府県の区域を越える住所地の変更の通知を受けたとき

⑤ 法第45条の2第3項の規定により、都道府県知事が手帳の返還を命じたとき。

- (3) 手帳の交付を受けた者は、手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。(法45の2②)

### 第四 手帳に基づく各種の援助施策の拡充について

#### 1. 通院医療費の公費負担との関係

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者については、法第32条の通院医療費の公費負担の申請に当たって、医師の診断書の提出及び精神保健福祉センターによる判定が不要となる。(法32④⑤)

この場合、手帳に通院医療費公費負担の受給者番号を記載するものとする。

なお、手帳による通院医療費の公費負担の申請についての事務手続については、別に通達で定める。

#### 2. 税制との関係

- (1) 地方税法施行令、所得税法施行令及び法人税法施行令について、障害者控除等の税制措置の対象となる精神障害者の範囲を、これまでの障害年金1級から3級までの障害の状態と同程度の状態にある旨を証する都道府県知事の証明書(特別障害者にあつては、障害年金1級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する都道府県知事の証明書)を受けている者から、手帳の交付を受けている者(特別障害者にあ

っては、手帳に障害等級が1級である者として記載されている者)に改める。

- (2) 証明手段が手帳に一本化されることにより、事務手続の簡素合理化が図られるとともに、税制上の措置を受けられる者の範囲が拡大されることとなる。
- (3) 所得税法施行令等の障害者等に該当する旨の証明手段については、従来の証明書が有効期間2年であることから、既に発行した証明書がなお効力を有する間については、当該証明書による証明もできる経過措置が講じられている。
- (4) なお、税制との関係については、別に通知する。

### 3. 生活保護との関係

- (1) 生活保護法の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定については、従来の障害年金証書の写し又は医師の診断書による判定に加えて、手帳の交付又は更新の年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けて1年6月を経過している者については、精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級)による判定もできることとなる。
- (2) なお、生活保護法の障害者加算の認定に当たっての精神障害者保健福祉手帳の利用については、別に通達される予定である。

### 4. 各種の援助施策の拡充について

このほか、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた者については、公共交通機関の運賃割引、公共施設の利用料割引、公営住宅に係る優遇等の各種の支援策が行われているところである。

精神障害者保健福祉手帳制度は、身体障害者手帳や療育手帳と同様、関係各方面の協力により各種の支援策を促進し、もって精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とするものであるので、各地方自治体においても、その趣旨を踏まえ、関係各方面の協力を得て、手帳に基づく各種の援助施策の拡充に努めるよう、特段のご尽力を図られたい。

(別紙様式1～4)略

(別紙様式7)略

(別記様式5)

第 号  
年 月 日

診 察 通 知 書

殿

都道府県知事

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第4項の規定に基づく精神保健指定医による診察を、下記のとおり実施することとなりましたので通知します。

なお、診察を受けられない理由がある場合は、あらかじめ下記の連絡先へ申し出て下さい。また、当日は本書を持参し提示して下さい。

記

- 1 診察を行う理由
- 2 診察予定日時
- 3 場 所  
(備考) 案内図等を表記
  
- 4 連 絡 先

(別記様式6)

第 号  
年 月 日

障 害 者 手 帳 返 還 通 知 書

殿

都道府県知事

⑩

平成 年 月 日に実施された、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第4項の規定に基づく診察の結果、施行令第6条の規定による精神障害者保健福祉手帳の障害等級に定める精神障害の状態に該当しなかったので、同法第45条の2第3項の規定により速やかに〇〇〇保健所長に返還することを命ずる。

### 30. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について

〔健医発第1133号〕  
〔平成7年9月12日〕

精神障害者の保健福祉施策については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであるが、今般、精神保健法の一部を改正する法律（平成7年法律第94号）により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定が設けられ、「精神障害者保健福祉手帳」の制度が新たに創設されたところであり、その実施要領については、本日付け健医発第1132号本職通知により通知したところである。

この実施要領における障害等級の判定の基準を、別紙のとおり「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」定めたので通知する。



(別紙)

### 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準を下表に示す。

なお、精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の説明(別添1)、障害等級の基本的な考え方(別添2)を参照のこと。

障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 精神分裂病によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li><li>2 そううつ病(気分(感情)障害)によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li><li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</li><li>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの</li><li>5 中毒精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状が高度のもの</li><li>6 器質精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状が高度のもの</li><li>7 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</li><li>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。</li><li>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</li><li>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</li><li>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</li><li>6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</li><li>7 社会的手続をししたり、一般の公共施設を利用することができない。</li><li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。</li></ol> <p>(上記1～8のうちいくつか該当するもの)</p>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 精神分裂病によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験あるもの</li> <li>2 そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li> <li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</li> <li>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</li> <li>5 中毒精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状があるもの</li> <li>6 器質精神病によるものにあつては、痴呆その他の精神神経症状があるもの</li> <li>7 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。</li> <li>3 金銭管理や、計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</li> <li>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</li> <li>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や、協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</li> <li>6 身の安全を保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</li> <li>7 社会的手続や、一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</li> <li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。</li> </ol> <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
3級 (精神障害であつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 精神分裂病によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>2 そううつ病（気分（感情）障害）によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その病状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</li> <li>3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</li> <li>4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</li> <li>5 中毒精神病によるものにあつては、痴呆は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>6 器質精神病によるものにあつては、痴呆は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>7 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～6に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</li> <li>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</li> <li>3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。</li> <li>4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。</li> <li>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。</li> <li>6 身の身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。</li> <li>7 社会的な手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。</li> <li>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつか該当するもの)</li> </ol>

(別添1)

## 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の説明

精神障害の判定基準は、「精神疾患（機能障害）の状態」及び「能力障害の状態」により構成しており、その適用に当たっては、総合判定により等級を判定する。

### (1) 精神疾患（機能障害）の状態

精神疾患（機能障害）の状態は、「精神分裂病」、「そううつ病（気分（感情）障害）」、「非定型精神病」、「てんかん」、「中毒精神病」、「器質精神病」、及び「その他の精神疾患」のそれぞれについて精神疾患（機能障害）の状態について判断するためのものであって、「能力障害の状態」とともに「障害の程度」を判断するための指標として用いる。

#### ① 精神分裂病

精神分裂病は障害状態をもたらす精神疾患の中で頻度が高く、多くの場合思春期前後に発症する疾患である。幻覚などの知覚障害、妄想や思考伝播などの思考の障害、感情の鈍麻などの感情の障害、無関心などの意志の障害、興奮や昏迷などの精神運動性の障害などが見られる。意識の障害、知能の障害は通常見られない。急激に発症するものから、緩徐な発症のために発病の時期が不明確なものまである。経過も変化に富み、慢性化しない経過をとる場合もあり、障害状態も変化することがある。しかしながら、精神分裂病の障害は外見や行動や固定的な場面だけからでは捉えられないことも多く、障害状態の判断は主観症状や多様な生活場面を考慮して注意深く行う必要がある。

なお、「精神疾患（機能障害）の状態」欄の状態像及び症状については、それぞれ以下のとおりである。

#### (a) 残遺状態

興奮や昏迷を伴う症状は一過性に経過することが多く急性期症状と呼ばれる。これに対し、急性期を経過した後に、精神運動の緩慢、活動性の低下（無為）、感情鈍麻、受動性と自発性欠如、会話量とその内容の貧困、非言語的コミュニケーションの乏しさ、自己管理と社会的役割遂行能力の低下といった症状からなる陰性症状が支配的になった状態を残遺状態という。これらは決して非可逆的というわけではないが、長期間持続する。

#### (b) 病状

「精神疾患（機能障害）の状態」の記述中に使用されている「病状」という用語は残遺状態に現れる陰性症状と対比的に使用される陽性症状を指している。陽性症状は、幻覚などの知覚の障害、妄想や思考伝播、思考奪取などの思考の障害、興奮や昏迷、緊張などの精神運動性の障害などのように目立ちやすい症状からなる。陽性症状は残遺状態や陰性症状に伴って生じる場合もある。

(c) 人格変化

陰性症状や陽性症状が慢性的に持続すると、連合弛緩のような持続的な思考過程の障害や言語的コミュニケーションの障害が生じ、その人らしさが失われたり変化したりする場合がある。これを分裂病性人格変化という。

(d) 思考障害

思考の障害は、思考の様式や思路の障害と内容の障害に分けられる。様式の障害には、思考伝播、思考奪取、思考吹入、思考化声などの精神分裂病に特有な障害の他に強迫思考などがある。思路の障害には、観念奔逸、思考制止、粘着思考、思考保続、減裂思考、連合弛緩などがある。内容の障害は、主に妄想を指すが、その他に思考内容の貧困、支配観念なども含まれる。単に思考障害といった場合は妄想等の思考内容の障害は含まず、主に思考様式の障害を指す。

(e) 異常体験

幻覚、妄想、思考伝播、思考奪取、思考吹入、思考化声などの陽性症状を指している。

② そううつ病（気分（感情）障害）

ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改正）では気分（感情）障害と呼ばれ、気分及び感情の変動によって特徴づけられる疾患である。主な病相期がそう状態のみであるものをそう病、うつ状態のみであるものをうつ病、そう状態とうつ状態の二つの病相期を持つものをそううつ病という。病相期以外の期間は精神症状が無いことが多いが、頻回の病相期を繰り返す場合には人格変化を来す場合もある。病相期は数カ月で終了するものが多い。病相期を繰り返す頻度は様々で、一生に一回しかない場合から、年間に十数回繰り返す場合もある。

なお、「精神疾患（機能障害）の状態」欄の状態像及び症状については、それぞれ以下のとおりである。

(a) 気分の障害

気分とは持続的な基底をなす感情のことであり、情動のような強い短期的感情とは区別する。気分の障害には、病的爽快さである爽快気分と、抑うつ気分がある。

(b) 意欲・行動の障害

そう状態では、自我感情の亢進のため行動の抑制ができない状態（行為心迫）、うつ状態では、おっくうで何も手につかず、何もできない状態（行動抑制）である。

(c) 思考の障害

思考の障害については精神分裂病の記載を参照のこと。そうやうつの場合には、観念奔逸や思考制止などの思考過程の障害や、思考内容の障害である妄想が出現しやすい。

また、そうまたはうつ病の病状がある病相期は、長期にわたる場合もあれば短期

間で回復し、安定化する場合もある。病相期の持続期間は、間欠期に障害を残さないことが多いそううつ病の障害状態の持続期間である。間欠期にも障害状態を持つ場合は病相期の持続期間のみが障害状態であることにはならない。一般にそううつ病の病相期は数カ月で軽快することが多い。

病相期が短期間であっても、頻回に繰り返せば、障害状態がより重くなる。一年間に一回以上の病相期が存在すれば、病相期がひんぱんに繰り返し、通常の社会生活は送りにくいというべきだろう。

### ③ 非定型精神病

非定型精神病の発病は急激で、多くは周期性の経過を示し、予後が良い。病像は意識障害（錯乱状態、夢幻状態）、情動障害、精神運動性障害を主とし、幻覚は感受性が著しく妄想は浮動的、非体系的なものが多い。発病にさいして精神的あるいは身体的誘因が認められることが多い。経過が周期的で欠陥を残す傾向が少ない点は、分裂病よりもそううつ病に近い。

なおICD-10ではF25分裂感情障害にはほぼあたる。この分裂感情障害とは、精神分裂病性の症状とそううつ気分障害性の症状の両者が同程度に同時に存在する疾患群を指す。

### ④ てんかん

てんかんは反復する発作を主徴とする慢性の大脳疾患であり、特発性および症候性てんかんに二分される。症候性てんかんの発作ならびに精神神経学的予後は、特発性てんかんにくらべて不良のことが多い。てんかんの大半は小児期に年齢依存性に発病し、発作をもったまま青年・成人期をむかえる。

てんかん発作は一般に激的な精神神経症状を呈する。多くの場合、発作の持続時間は短い、時に反復・遷延することがある。発作は予期せずに突然起き、患者自身は発作中の出来事を想起できないことが多い。姿勢が保てなくなる発作、意識が曇る発作では、身体的外傷の危険をとまう。

発作に加えててんかんには、発作間欠期の精神神経症状を伴うことがある。脳器質性障害としての知的機能の障害や、知覚・注意・情動・気分・思考・言語等の精神機能、および行為や運動の障害がみられる。発作間欠期の障害は小児から成人に至る発達の途上で深甚な修飾をこうむる。それは精神生活の脆弱性や社会適応能力の劣化を引き起こし、学習・作業能力さらに行動のコントロールや日常生活の管理にも障害が現れる。てんかん患者は発作寛解に至るまで長期にわたり薬物治療を継続する必要がある。なお、「精神疾患（機能障害）の状態」欄の状態像及び症状については、それぞれ以下のとおりである。

#### (a) 発作

てんかんにおける障害の程度を判定する観点から、てんかんの発作を次のように分類する。

イ. 意識障害はないが、随意運動が失われる発作

- ロ. 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- ハ. 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- ニ. 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

(b) 知能障害

知能や記憶などの知的機能の障害の程度は、器質精神病の痴呆の判定基準に準じて判定する。

(c) その他の精神神経症状

その他の精神神経症状とは、注意障害、情動制御の障害、気分障害、思考障害（緩慢・迂遠等）、幻覚・妄想等の病的体験、知覚や言語の障害、対人関係・行動パターンの障害、あるいは脳器質症状としての行為や運動の障害（たとえば高度の不器用、失調等）を指す。

⑤ 中毒精神病

精神作用物質の摂取によって引き起こされる精神および行動の障害を指す。有機溶剤などの産業化合物、アルコールなどの嗜好品、麻薬、覚醒剤、コカイン、向精神薬などの医薬品が含まれる。これらの中には依存を生じる化学物質が含まれ、また法的に使用が制限されている物質も含まれる。

なお、「精神疾患（機能障害）の状態」欄の状態像及び症状については、以下のとおりである。

(a) 痴呆、その他の精神神経症状

中毒精神病に現れる残遺及び遅発性精神病性障害には、フラッシュバック、人格障害、気分障害、痴呆、妄想症などがある。器質精神病の痴呆、その他の精神神経症状を参照のこと。

⑥ 器質精神病

器質精神病とは、先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中毒（一酸化炭素中毒、有機水銀中毒）、中枢神経の感染症、膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる精神疾患であって、従来、症状精神病として区別されていた疾患を含む概念である。ただしここでは、中毒精神病、精神遅滞を除外する。

脳に急性の器質性異常が生じると、その病因によらず、急性器質性症状群（AOS）と呼ばれる一群の精神症状が見られる。AOSは多彩な意識障害を主体とし、可逆的な症状である場合が多い。AOSの消退後、または、潜在性に進行した器質異常の結果生じるのが慢性器質性症状群（COS）である。COSは、知的能力の低下（痴呆）と性格変化に代表され、多くの場合非可逆的である。COSには、病因によらず、脳の広範な障害によって生じる非特異的な症状と、病因や障害部位によって異なる特異的症状とがある。巣症状等の神経症状、幻覚、妄想、気分の障害など、多彩な精神症状が合併しうる。

初老期、老年期に発症する痴呆症も器質性精神症状として理解される。これらの

うち代表的なアルツハイマー型痴呆と血管性痴呆を例にとると、血管性痴呆は、様々な原因でAOS（せん妄など）を起こし、そのたびにCOSの一症状としての痴呆が段階的に進行する。アルツハイマー型痴呆では、急性に器質性変化が起こることはないので、AOSを見る頻度は比較的少なく、COSとしての痴呆が潜在的に発現し、スロープを降りるように徐々に進行する。

なお、「精神疾患（機能障害）の状態」欄の状態像及び症状については、それぞれ以下のとおりである。

(a) 痴呆

慢性器質性精神症状の代表的な症状の一つは、記憶、記銘力、知能などの知的機能の障害である。これらは記憶、記銘力検査、知能検査などで量的評価が可能である。

(b) その他の精神神経症状

その他の精神神経症状には、意欲発動性の低下または病的亢進、気分障害、情動制御の障害、思考障害、幻覚・妄想等の病的体験、人格レベルの低下など、様々な精神症状のほか、精神機能の発現、日常生活行動の遂行に影響する、大脳巣症状のような神経症状がある。

⑦ その他の精神疾患

その他の精神疾患にはICD-10に従えば、神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害、小児（児童）期および青年期に生じる行動および情緒の障害などを含んでいる。

(2) 能力障害の状態

「能力障害の状態」は、精神疾患（機能障害）による日常生活あるいは社会生活の支障の程度について判断するものであって、「精神疾患（機能障害）の状態」とともに「障害の程度」を判断するための指標として用いる。

この場合、日常生活あるいは社会生活において必要な「援助」とは、助言、指導、介助などをいう。

① 適切な食事摂取や洗面、入浴、更衣、清掃など身の清潔保持

洗面、洗髪、排泄後の衛生、入浴等身体の衛生の保持、更衣（清潔な身なりをする）清掃などの清潔の保持について、あるいは、食物摂取（栄養のバランスを考え、自ら準備して食べる）の判断などについての能力障害の有無を判断する。これらについて、意志の発動性という観点から、自発的に適切に行うことができるかどうか、援助が必要であるかどうか判断する。

② 金銭管理や適切な買い物

金銭を独力で適切に管理し、自発的に適切な買い物ができるか、援助が必要であるかどうか判断する。（金銭の認知、買い物への意欲、買い物に伴う対人関係処理能力に着目する。）



- ③ 規則的な通院・服薬  
自発的に規則的に通院・服薬を行い、病状や副作用などについてうまく主治医に伝えることができるか、援助が必要であるか判断する。
- ④ 適切な意志伝達や協調的な対人関係  
他人の話聞き取り、自分の意思を相手に伝えるコミュニケーション能力、他人と適切につきあう能力に着目する。
- ⑤ 身の安全保持・危機対応  
自傷や危険から身を守る能力があるか、危機的状況でパニックにならずに他人に援助を求めるなど適切に対応ができるかどうか判断する。
- ⑥ 社会的手続や公共施設の利用  
各種の申請など社会的手続きを行ったり、銀行や福祉事務所、保健所などの公共施設を適切に利用できるかどうか判断する。
- ⑦ 趣味・娯楽等への関心、文化的社会的活動への参加  
新聞、テレビ、趣味、娯楽、余暇活動に関心を持ち、地域の講演会やイベントなどに参加しているか、これらが適切であって援助を必要としないかどうか判断する。

(別添 2)

## 障害等級の基本的なとらえ方

障害等級を判定基準に照らして判定する際の各障害等級の基本的なとらえ方を参考として示すと、概ね以下のとおりである。

### (1) 1級

精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

例えば、入院患者においては、院内での生活に常時援助を必要とする。在宅患者においては、医療機関等への外出を自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身の清潔保持も自発的に行えず、常時援助を必要とする。

親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである。自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまうがちである。

### (2) 2級

精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。この日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のものである。

例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。医療機関等に行くなどの習慣化された外出はできる。また、デイケアや授産施設、小規模作業所などに参加することができる。食事をバランス良く用意するなどの家事をこなすために、助言や援助を必要とする。清潔保持が自発的かつ適切にはできない。社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中で発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと病状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。

### (3) 3級

精神障害の状態が、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものである。

例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。デイケアや授産施設、小規模作業所などに参加する者、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じてくることもある。清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。引きこもりがちではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切にできないことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることができる。普通のストレスでは病状の再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ねできる。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。

## 31. 精神障害者保健福祉手帳による税制上の優遇措置について

健医発第 1154号

平成 7 年 9 月 18 日

今般、精神保健法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 94 号）により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の規定が設けられ、「精神障害者保健福祉手帳」の制度が新たに創設されたところであるが、精神障害者保健福祉手帳による税制上の優遇措置については、下記のとおりであるので、精神障害者やその家族がその活用を図ることができるよう、十分な周知に努められたい。

なお、平成元年 3 月 17 日付け健医発第 288 号当職通知「精神障害者に対する所得税法上の障害者控除の適用について」、同年 4 月 21 日付け健医精発第 17 号精神保健課長通知「精神障害者に対する所得税法上の利子等の非課税制度の取扱いについて」、同年 5 月 29 日健医発第 723 号当職通知「精神障害者に対する地方税法上の障害者控除の適用について」、同年 12 月 6 日健医精発第 53 号精神保健課長通知「精神障害者に対する所得税法上の障害者控除の適用等に関する留意事項について」及び平成 2 年 4 月 3 日健医発第 497 号当職通知「精神障害者に対する相続税法上の障害者控除等の適用について」は、本月末をもって廃止する。

### 記

#### 1. 手帳による優遇措置の実施について

##### (1) 証明方法の変更及び対象範囲の拡大

精神障害者については、平成元年から所得税の障害者控除及び利子等の非課税が、平成 2 年度からは住民税の障害者控除、相続税の障害者控除、贈与税の非課税及び自動車税等の減免が、また、平成 5 年からは、法人税について精神障害者を多数雇用する公益法人等の収益事業の非課税がそれぞれ創設され、実施されてきたところである。

今般、精神保健法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 7 年政令第 278 号）により、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）及び法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）の一部が改正され、障害者控除等の対象となる精神障害者の範囲を、これまでの、障害年金 1 級から 3 級までの障害の状態と同程度の状態にある旨を証する都道府県知事の証明書を受けている者（特別障害者にあつては障害年金 1 級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する都道府県知事の証明書を受けている者）から、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（特別障害者にあつては手帳に障害等級が 1 級である者として記載されている者）に改められたところである。

この改正により、証明手段が手帳に一本化されて事務手続の簡略化が図られるとともに、精神障害者保健福祉手帳の 3 級の対象範囲が、年金の 3 級の対象範囲よりも広いため、税制上の優遇が受けられる精神障害者の範囲も拡大されるものである。

## (2) 変更に伴う経過措置

これまでの証明書交付事業は、平成7年10月1日より、手帳制度に移行するものであるが、従来の証明書の有効期間が2年（自動車税等については1年）であることから、税制上の優遇措置については、既に発行した証明書がなお効力を有する間については、手帳のほかに、従来の証明書でも対象とするものとする経過措置が設けられている。

## 2. 精神障害者保健福祉手帳による税制上の優遇措置の内容

### (1) 所得税：

#### ① 障害者控除

本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合には、27万円（特別障害者は35万円）を所得金額から控除する。（所得税法79条，同法施行令第10条）

対象範囲は、精神障害者保健福祉手帳1級から3級まで（手帳1級は特別障害者）

#### ② 配偶者控除及び扶養控除の同居特別障害者加算控除対象配偶者又は扶養親族が、特別障害者で、かつ、本人又はその配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況している者である場合には、一般の配偶者控除又は扶養控除に加えて30万円を所得金額から控除する（租税特別措置法第41条の14第1項）

対象範囲は、精神障害者保健福祉手帳1級。

#### ③ 郵便貯金、預貯金等及び公債の利子所得等の非課税（老人等マル優）

障害者の

ア. 元本350万円以下の郵便貯金（所得税法9条の2，租税特別措置法3条の4）

イ. 元本350万円以下の預貯金，貸付信託，金銭信託，公社債，公社債投資信託，その他の証券投資信託（所得税法第10条，租税特別措置法3条の4）

ウ. 額面350万円以下の国債及び地方債（租税特別措置法4条）に係る利子等については、所得税を課さない。

ア，イ，ウそれぞれ上記の額を上限とするので、合計1050万円まで非課税。

対象範囲は、精神障害者保健福祉手帳1級から3級まで。

### (2) 法人税：障害者等を多数雇用する公益法人等の収益事業の非課税

公益法人等が行う事業のうち、その事業に従事する者の総数の半数以上が障害者等であり、これらの者の生活の保護に寄与している事業については、課税対象の収益事業に含まれない。（法人税法施行令第5条第2項第1号二）

対象範囲は、精神障害者保健福祉手帳1級から3級まで。

### (3) 相続税：障害者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続又は遺贈に係る法定相続人に該当し、かつ、障害者である場合は、その者に係る相続税額から、その者が70歳に達するまでの年数各1年につき6万円（特別障害者については12万円）の税額を控除する。

（相続税法19条の4，同法施行令第4条の4）

対象範囲は、精神障害者保健福祉手帳1級から3級まで（手帳1級は、特別障害者）

(4) 贈与税：特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税

特別障害者が、他の個人と信託銀行との間で、その特別障害者を信託の利益の全部の受益者とする特別障害者扶養信託契約が締結され、その契約に係る財産が信託されることにより信託受益権を有することとなる場合には、その契約に基づいてその信託がされる日までに、信託銀行の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に「障害者非課税信託申告書」を提出したときは、その信託受益権のうち、6000万円までの贈与税が非課税となる。（相続税法第21条の4）

対象範囲は、精神障害者保健福祉手帳1級。

(5) 住民税：

① 障害者控除

本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合には、26万円（特別障害者である場合には28万円）を所得金額から控除する。

対象範囲は、精神障害者保健福祉手帳1級から3級まで（手帳1級は特別障害者）

② 同居特別障害者配偶者控除及び扶養控除

控除対象配偶者又は扶養親族が、特別障害者で、かつ、本人又はその配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている者である場合には、一般の配偶者控除又は扶養控除に代えて54万円を所得金額から控除する。（21万円の加算に相当）

対象範囲は、精神障害者保健福祉手帳1級。

③ 障害者の非課税限度額

障害者であって、分離課税とされる退職所得を除外した前年中の所得が125万円以下の者については、住民税に係る所得割を課さない。

対象範囲は、精神障害者保健福祉手帳1級から3級まで。

(6) 自動車税、軽自動車税及び自動車取得税：障害者に対する自動車税等の減免

障害者又はその生計同一者が取得し、又は所有する自動車等で、当該障害者の通院等のためにその生計同一者が運転するものについては、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税を全額減免する。

対象範囲は、精神障害者保健福祉手帳1級。

手続きについては、平成2年3月30日健医精第16号精神保健課長通知（平成7年9月18日健医精発第49号通知により改正）を参照のこと。

## 32. 痴呆性老人専門治療病棟及び痴呆性老人デイ・ケア施設の施設整備基準について

昭和63年7月5日 健医発第785号  
各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知  
改正 平成2年6月18日 健医発第800号  
同 3年6月26日同 第819号

痴呆性老人対策の推進については、かねてから特段の御配慮を煩わしているところであるが、今般、痴呆性老人対策の一環に資するため、別添のとおり「老人性痴呆疾患専門治療病棟施設整備基準」及び「老人性痴呆疾患デイ・ケア施設施設整備基準」を定め、昭和63年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な整備を図られたく通知する。

なお、貴管下市町村、医療法人等の関係機関に対し、貴職から通知されたい。

### 第1 老人性痴呆疾患デイ・ケア施設の基本的な考え方

老人性痴呆疾患デイ・ケア施設は、地域に開かれた施設として、在宅の痴呆性老人やその家族に対する支援、通院医療の普及、老人性痴呆疾患治療病棟から退院した患者の継続的医学管理の確保と退院の円滑化等を図ることを目的に、精神症状や問題行為が激しい痴呆性老人を対象とするデイ・ケアを実施し、生活機能を回復させるための訓練及び指導、家族に対する介護指導等を実施するものであること。

### 第2 施設及び設備に関する事項

#### 1 一般原則

- (1) 老人性痴呆疾患デイ・ケア施設の施設及び構造設備については、本基準のほか、医療法、建築基準法、消防法等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気、清潔、事故防止等について十分考慮したものとし、通所者の保健衛生及び安全・防災等につき万全を期すること。
- (2) 本基準は、老人性痴呆疾患デイ・ケア施設がその目的を達成するために必要な基準を定めたものであり、当該施設の開設者は、常にその施設、設備及び運営の向上に努めなければならない。

#### 2 規模

- (1) 当該施設の面積は、60平方メートル以上とし、かつ利用者1人あたりおおむね4平方メートル以上とすること。
- (2) 1回のデイ・ケアの利用者は、25名以内とすること。

#### 3 施設に関する基準

- (1) デイ・ケアに必要なリハビリテーション機器を備えること。
- (2) 便所
  - ア 1箇所以上設置すること。

- イ 痴呆性老人の使用に適した構造・設備，たとえば手すりなどを有すること。
- ウ 汚物洗浄用の温水シャワーを付設することが望ましいこと。

(3) その他

デイ・ケア利用者のための休憩室を設けること。

4 構造設備の基準

- (1) 老人性痴呆疾患デイ・ケア施設は，原則として1階に設置することとし，2階以上の場合は，エレベーターを設置するほか，直接屋外へ通ずる避難路を備えること。
- (2) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であり，消防法第17条の規定に基づく消防用設備等を設置すること。
- (3) 空気調和設備等により，施設内の適温の確保に努めるとともに，換気による臭気対策に配慮すること。
- (4) 床材は滑りにくく，衝撃吸収性が高いものを使用すること。
- (5) 車椅子等の設備を必要数確保すること。



[別添]

## 老人性痴呆疾患治療病棟施設整備基準

### 第1 老人性痴呆疾患治療病棟の基本的な考え方

- 1 老人性痴呆疾患治療病棟の目的は、精神症状や問題行動が特に著しいにもかかわらず、寝たきり等の状態にない痴呆性老人であって、自宅や他の施設で療養が困難な者に対し、これを入院させることにより、精神科的医療と手厚いケアを短期集中的に提供するものであること。
- 2 老人性痴呆疾患治療病棟を有する医療機関は、痴呆性老人に関する相談、家族に対する在宅療養の指導、痴呆性老人に対するデイ・ケアなどを実施し、地域に開かれた施設として機能するよう努めるとともに、痴呆性老人に対する高度専門医療機関として、地域の医療機関、保健所及び社会福祉施設等と十分に連携を保つものであること。

### 第2 施設及び設備に関する事項

#### 1 一般原則

- (1) 老人性痴呆疾患治療病棟の施設及び構造設備については、本基準のほか、医療法、建築基準法、消防法、老人精神病棟に関する公衆衛生審議会の意見、精神病院建築基準（昭和44年衛発第431号公衆衛生局長通知）等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気、清潔、事故防止等につき十分考慮したものとし、入院患者の保健衛生及び安全・防災等につき万全を期すること。
- (2) 老人性痴呆疾患治療病棟の環境及び立地については、入院患者の入院生活を健全に維持するため騒音、振動等による影響を極力排除すること。
- (3) 本基準は、老人性痴呆疾患治療病棟がその目的の達成するために必要な基準を定めたものであり、当該施設の開設者は、常にその施設、設備及び運営の向上に努めること。

#### 2 規模

- (1) 1病棟はおおむね40～60床とすること。
- (2) 患者一人あたりの病棟面積はおおむね25平方メートル程度（平成13年3月1日に既に在するものにあつては、おおむね23平方メートル以上）とすること。

#### 3 施設に関する基準

##### (1) 病室

- ア 定員は4人以下とすること。
- イ 個室はおおむね総病床数の10%以上設けること。
- ウ 患者1人あたりの病室の床面積6.4平方メートル（平成13年3月1日に既に在するものにあつては、6平方メートル）以上とすること。ただし、個室の場合は、8平方メートル以上とすること。

##### (2) 観察室

- ア ナースステーションに隣接して設けるとともに、ベッド4床程度を収容可能な

面積を確保すること。

イ 酸素吸入装置，吸引装置等身体的医療に必要な機器を設置すること。

(3) 生活機能回復訓練室

ア 保育病床数1床あたりおおむね4平方メートル以上の面積を有すること。

イ 生活機能回復訓練に必要な専用のリハビリテーション機器を備えること。

(4) デイルーム

ア ナースステーションから直接観察できる位置に設けること。

イ 生活機能回復訓練室と兼用が可能であること。

(5) 浴室

痴呆性老人の入浴に適した構造・設備，たとえばスロープ付き風呂や特殊浴槽などを有すること。

(6) 便所

ア 入院患者の昼間の行動範囲，夜間の居室からの距離，使用頻度等に配慮し，適切な箇所数設けること。

イ 痴呆性老人の使用に適した構造・設備，たとえば手すりなどを有すること。

ウ 汚物洗浄用の温水シャワーを付設することが望ましいこと。

(7) 在宅療養訓練指導室

ア 家族に対して，痴呆性老人の日常生活介助の指導・訓練を行うのに必要な浴室・便所等を設置すること。

イ 家族が宿泊できるようにすること。

ウ 面積は，20平方メートル以上とすること。

(8) 廊下

ア おおむね全長50メートル以上の回廊部を有すること。

イ 両側に病室がある廊下の幅は，内法を2.7メートル（大学附属病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）並びに内科，外科，産婦人科，眼科及び耳鼻いんこう科を有する100床以上の病院にあっては2.1メートル）以上，その他の廊下の幅は内法をおおむね1.8メートル以上とすること。

ウ 入院患者の安全を確保するため，段差の解消，手すりの設置等に留意すること。

(9) その他

いわゆる保護室は必要としない。

4 構造整備の基準

(1) 老人性痴呆疾患治療病棟は，原則として一階に設置することとし，二階以上の場合は，エレベーターを設置するほか，直接屋外へ通ずる避難路を備えること。

(2) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であり，消防法第17条の規定に基づく消防用設備を設置すること。

(3) 空気調和設備等により，施設内の適温の確保に努めるとともに，換気による臭気対策に配慮すること。

- (4) 新築の場合は、天井高を2.7メートル以上とすること。
- (5) 床材は滑りにくく、衝撃吸収性が高いものを利用すること。
- (6) 窓には、いわゆる鉄格子を設置しないこと。
- (7) 高さが簡単に調節できる寝台（ギャッジベッド）、車椅子、ストレッチャー等の設備を必要数確保すること。

## 老人性痴呆疾患デイ・ケア施設設備基準

### 第1 老人性痴呆疾患デイ・ケア施設の基本的な考え方

老人性痴呆疾患デイ・ケア施設は、地域に開かれた施設として、在宅の痴呆性老人やその家族に対する支援、通院医療の普及、老人性痴呆疾患治療病棟から退院した患者の継続的医学管理の確保と退院の円滑化等を図ることを目的に、精神症状や問題行動が激しい痴呆性老人を対象とするデイ・ケアを実施し、生活機能を回復させるための訓練及び指導、家族に対する介護指導等を実施するものであること。

### 第2 施設及び整備に関する事項

#### 1 一般原則

- (1) 老人性痴呆疾患デイ・ケア施設の施設及び構造設備については、本基準のほか、医療法、建築基準法、消防法等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気、清潔、事故防止等について十分考慮したものとし、通所者の保健衛生及び安全・防災等につき万全を期すること。
- (2) 本基準は、老人性痴呆疾患デイ・ケア施設がその目的を達成するために必要な基準を定めたものであり、当該施設の開設者は、常にその施設、設備及び運営の向上に努めなければならない。

#### 2 規模

- (1) 当該施設の面積は、60平方メートル以上とし、かつ利用者1人あたりおおむね4平方メートル以上とすること。
- (2) 1回のデイ・ケアの利用者は、25名以内とすること。

#### 3 施設に関する基準

- (1) デイ・ケアに必要なリハビリテーション機器を備えること。
- (2) 便所
  - ア 1箇所以上設置すること。
  - イ 痴呆性老人の使用に適した構造・設備、たとえば手すりなどを有すること。
  - ウ 汚物洗浄用の温水シャワーを付設することが望ましいこと。
- (3) その他  
デイ・ケア利用者のための休憩室を設けること。

#### 4 構造整備の基準

- (1) 老人性痴呆疾患デイ・ケア施設は、原則として一階に設置することとし、二階以

- 上の場合は、エレベーターを設置するほか、直接屋外へ通ずる避難路を備えること。
- (2) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であり、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等を設置すること。
  - (3) 空気調和設備等により、施設内の適温の確保に努めるとともに、換気による臭気対策に配慮すること。
  - (4) 床材は滑りにくく、衝撃吸収性が高いものを使用すること。
  - (5) 車椅子等の設備を必要数確保すること。

### 33. 老人性痴呆疾患センター事業実施要綱について

健医発第850号

平成元年7月11日

一部改正 健医発第1407号

平成3年12月9日

#### 1 目的

この事業は、都道府県が老人性痴呆疾患センターを指定し、保健医療・福祉機関等と連携を図りながら、老人性痴呆疾患患者の専門医療相談、鑑別診断・治療方針選定、夜間や休日の救急対応を行うとともに、地域保健医療・福祉関係者に技術援助等を行うことにより、地域の老人性痴呆疾患患者等の保健医療・福祉サービスの向上を図ることを目的とする。

#### 2 補助対象

都道府県又は都道府県知事が指定した病院の開設者が整備、運営する老人性痴呆疾患センターで、厚生大臣が適当と認めるものを対象とする。

#### 3 設置基準

- (1) 老人性痴呆疾患センターは、精神科を有する総合病院又は精神科のほか、内科系及び外科系の診療科を有する病院とする。
- (2) 専門医療相談が実施できる相談窓口、専用電話等必要な設備を整備するとともに、その体制を確保すること。
- (3) 常時、一床以上の空床を確保するとともに、診療必需の態勢を整えていること。

#### 4 事業内容

##### (1) 専門医療相談

###### ア 初診前医療相談

- ① 患者家族等の電話・面談照会
- ② 相談事例の登記（相談票記入・統計処理）
- ③ 医療機関等紹介

###### イ 情報収集・提供

- ① 高齢者総合相談センター、保健所、福祉事務所等との連絡・調整
- ② 医療・福祉施設等の移動・空床状況把握
- ③ 保健医療・福祉機関等関係機関との患者の処遇に関する会議の開催

なお、会議の開催に当たっては、保健所保健・福祉サービス調整会議等との連携を十分図ること。

###### ウ 広報

事業内容等のパンフレットの作成配付

##### (2) 鑑別判断・治療方針の選定

###### ア 初期治療（必要な場合のみ）

- イ 鑑別診断
  - ウ 治療方針の選定
  - エ 移送先紹介（必要な場合のみ）
- (3) 救急対応
- ア 救急対応受入事務
  - イ 緊急に収容を要する老人性痴呆疾患患者のための病床として、常時、一床以上の空床確保
- (4) 個別の患者の処遇に係る関係機関との調整（ケースワーク）
- ア 医療ソーシャルワーカーによる患者家族との面談及び受診・受療の援助
  - イ 医療ソーシャルワーカーによる患者の適切な処遇のために必要な患者家族と移送先との調整
- なお、本事業は、医療ソーシャルワーカーを配置している老人性痴呆疾患センターであって厚生大臣が適当と認めるものにおいて実施するものとする。
- (5) 外部保健医療・福祉関係者への技術援助
- ア 保健所、市町村等職員、地区医師会会員等に対する研修会の開催
  - イ 一般開業医を初めとする保健医療・福祉関係者からの電話照会
- (6) センター機能の充実
- ア センター職員の資質向上
- 医師、看護婦（士）、医療ソーシャルワーカー等に対する研修会・関連学会への出席
- イ 文献収集

## 34. 老人性痴呆疾患療養病棟施設整備基準について

健医発第819号  
平成3年6月26日  
一部改正 健医発第404号  
平成8年3月29日

### 第1 老人性痴呆疾患療養病棟

- 1 老人性痴呆疾患療養病棟の目的は、精神症状や問題行動を有しているにもかかわらず、寝たきり等の状態にない痴呆性老人であって、自宅や他の施設で療養が困難な者に対し、これを入院させることにより、精神科的医療とケアを提供するものであること。
- 2 老人性痴呆疾患療養病棟を有する医療機関は、痴呆性老人に関する相談、短期入院及び家族に対する在宅療養の指導等を実施し、地域に密接した施設として機能するよう努めるとともに、地域の医療機関、保健所及び社会福祉施設等と十分に連携を保つものであること。

### 第2 施設及び設備に関する事項

#### 1 一般原則

- (1) 老人性痴呆疾患療養病棟の施設及び構造設備については、本基準のほか、医療法、建築基準法、消防法、老人精神病棟に関する公衆衛生審議会の意見、精神病院建築基準（昭和44年衛発第431号公衆衛生局長通知）等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気、清潔、事故防止等につき十分考慮したものとし、入院患者の保健衛生及び安全・防災等につき万全を期すること。
- (2) 老人性痴呆疾患療養病棟の環境及び立地については、入院患者の入院生活を健全に維持するため騒音、振動等による影響を極力排除すること。
- (3) 本基準は、老人性痴呆疾患療養病棟がその目的を達成するために必要な基準を定めたものであり、当該施設の開設者は、常にその施設、設備及び運営の向上に努めること。

#### 2 施設規模

- (1) 病棟は、60床を上限とすること。
- (2) 病棟の面積は、病室以外に生活面のスペースを必要とするので、共通部分を含めて、1床当たりおおむね25平方メートル（平成13年3月1日に既に在するものにあつては、おおむね23平方メートル）程度とすること。

#### 3 施設設備

##### (1) 病室

- ア 個室から4床まで（既存施設の病床転換によるものにあつては、6床まで）とし、便宜必要な場所に手すりを設けること。
- イ 患者一人当たりの床面積は、6.4平方メートル（平成13年3月1日に既に在する

ものによっては、個室以外の病室についてはおおむね6平方メートル、個室については6.3平方メートル)以上とすること。

(2) 入所・家庭復帰訓練病室

ア 病室は、個室とし、床面積は一人当たり10平方メートル以上とすること。

イ 家族等が宿泊できるようにすること。

ウ 家族等の利用を勘案して便所及び手洗い設備を室内又は隣接した場所に設けることが望ましいこと。

エ 一時的に入院する短期入院病室と兼ねることができるものとする。

オ 入所・家庭復帰訓練病室は、必要に応じて設けることができることとする。

(3) 重度の身体的合併症病室

ア 酸素吸入装置及び、吸引装置を設けること。

イ ナーステーションに隣接して設けること。

(4) 生活機能維持室

ア 60平方メートル以上の面積を有すること。

イ 生活機能維持のため運動療法、作業療法等を行うに必要な専用のリハビリテーション機器等を備えること。

ウ 同一施設内に老人性痴呆疾患療養病棟の入院者のための生活機能維持室として利用できる室(60平方メートル以上とする。)がある場合は、これを兼用することができる。ただし、共有する病棟の数に応じて適当な面積を有すること。

なお、この場合における2(2)の規定の適用については、生活機能維持室部分を60平方メートルとして算定すること。

(5) デイルーム

保育病床数1床当たり面会室を含めおおむね2平方メートル以上の面積を有すること。

(6) 食堂

ア テーブル、椅子、食器等については、老人性痴呆患者が使用するに当たって、危険等がないように配慮すること。

イ デイルームと兼用が可能であること。

(7) 浴室

ア 老人性痴呆患者の入浴に適した構造・設備を有すること。

イ 浴室は、看護婦等が入浴の介助をする必要がある場合を考慮してできるだけ広めにすること。

(8) 便所

ア 便所は、適当な広さを有し、男女別に設けるとともに、手すり等を設けること。

イ 汚物洗浄用の温水シャワーを付設することが望ましいこと。

(9) 廊下

ア 両側に病室がある廊下の幅は、内法を2.7メートル(大学附属病院(特定機能病



- 院及び精神病床のみを有する病院を除く。)並びに内科, 外科, 産婦人科, 眼科及び耳鼻いんこう科を有する100床以上の病院にあっては、1メートル)以上, その他の廊下の幅はない方を1.8メートル以上とすること。ただし, 両側に病室がある場合は廊下を一部分幅を拡張し通路空間に変化を持たせる(アルコーブ)こと。
- イ 両側に病室がある廊下で一部分幅を拡張し通路空間に変化を持たせない場合は, 内法をおおむね2.7メートル以上とすること。
- ウ 入院患者の安全を確保するため, 段差を設けないようにするとともに, 手すり及び常夜灯を設けること。
- エ 既存施設の病床転換による老人性痴呆疾患療養病棟の廊下にあつては, ア及びイの規定にかかわらず, 両側に病室がある廊下の幅は, 内法を1.6メートル以上, その他の廊下の幅は内法を1.2メートル以上とすること。

(10) 面会室

家族と面談するのに必要な広さを有すること。

(11) その他

いわゆる保護室は必ずしも必要としないこと。

4 構造設備の基準

- (1) 老人性痴呆疾患療養病棟は, 原則として1階に設置することとし, 2階以上の場合は, エレベーターを設置するほか, 病棟内水平避難の確保及び避難階又は地上に通ずる避難に有効な直接階段を設けること。
- (2) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物とし, 消防法第17条の規定に基づく消防用設備等を設置すること。
- (3) 空気調和設備等により, 施設内の適温の確保に努めるとともに, 換気による臭気対策に配慮すること。
- (4) 床材は, 滑りにくく衝撃吸収性が高いものを使用すること。
- (5) 窓には, いわゆる鉄格子を設置しないこと。
- (6) 高さが簡単に調節できる寝台(ギャッジベッド), 車椅子, ストレッチャー等の設備を必要数確保すること。

### 35. 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について

平成12年3月31日 障第251号  
各都道府県知事・指定都市市長あて  
厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

一部改正 平成14年3月29日 障発第0329008号

保健所及び市町村における精神保健福祉業務については、これまで、平成8年1月19日健医発第58号保健医療局長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」の別紙「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要綱」に基づき行われているところであるが、近年の精神病院における人権侵害事案の頻発、在宅の精神障害者の増加、精神障害者を支える家族の高齢化や単身の精神障害者の増加などの精神医療及び精神障害者の福祉をめぐる状況等を踏まえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部が改正されたところである。

今般の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成11年法律第65号）の施行により緊急に入院が必要となる精神障害者の移送に関する事項、精神障害者の居宅生活支援に関する事項等、保健所及び市町村が関わることとなる事業が創設された。改正法の施行は平成12年4月1日であるが、居宅生活支援に関する事項については平成14年4月1日の施行となっている。

また、保健所のあり方については、地域保健法（昭和22年法律第101号）により、保健所と市町村による地域保健の基盤整備が進められ、さらに、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を変更する件」（平成12年厚生省告示第143号）により、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）の一部が変更され、地域保健対策を推進するための中核としての保健所等の今後の取組の基本的方向が示されたところである。

さらに、うつ病患者の増加、自殺者の増加等にみられるような、最近の社会の複雑化に伴う心の健康づくり対策の重要性が再認識されているところであり、また、大規模災害や犯罪被害者に対する心の健康づくり対策が社会問題化している。

このような施策の進展に鑑み、今般、保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領を別紙のように定め、平成12年4月1日より適用することとしたので、これに留意の上、精神保健福祉業務の運営の充実を図り、精神保健福祉施策の推進に万全を期されたい。

なお、平成8年1月19日健医発第58号各都道府県知事、指定都市市長あて厚生省保健医療局長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」は廃止する。

おって、管下市町村及び関係機関に対する周知及び指導についてご配慮願いたい。

## 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領

### 第1部 保健所

#### 第1 地域精神保健福祉における保健所の役割

保健所は、地域精神保健福祉業務（精神保健及び精神障害者福祉の業務をいう。以下同じ。）の中心的な行政機関として、精神保健福祉センター、福祉事務所、児童相談所、市町村、医療機関、精神障害者社会復帰施設等の諸機関及び当事者団体、事業所、教育機関等を含めた地域社会との緊密な連絡協調のもとに、入院中心のケアから地域社会でのケアに福祉の理念を加えつつ、精神障害者の早期治療の促進並びに精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行うものとする。

なお、最近、自殺の増加や他者に危害を加えるという事例が社会問題化しており、こうした精神的、心理的な問題を背景に持つ者に適切に対応する心の健康づくり対策等保健所が行う地域精神保健福祉業務の役割はより高まっている。

なお、平成11年の法改正においては、緊急に入院を必要とするにもかかわらず、精神障害のため同意に基づいた入院を行う状態ないと判定された精神障害者を都道府県知事の責任により適切な病院に移送する移送制度の創設、精神病院に対する指導監督の強化、精神障害者社会復帰施設の指導監督の強化等の改正が行われ、保健所の積極的な関わりが期待されている。

さらに、地域で生活する精神障害者をより身近な地域できめ細かく支援していく体制を整備する観点から、在宅の精神障害者に対する支援施策を市町村が実施することとしており、保健所においては、市町村がこれらの事務を円滑に実施できるよう、専門性や広域性が必要な事項について支援していくことが必要である。

#### 第2 実施体制

##### 1 体制

精神保健福祉に関する業務は、原則として、単一の課において取り扱うものとし、精神保健福祉課あるいは少なくとも精神保健福祉係を設ける等、その業務推進体制の確立を図るものとする。

##### 2 職員の配置等

精神保健福祉業務を遂行するには、保健所全職員のチームワークが必要である。この業務を担当するため、医師（精神科嘱託医を含む。）、精神保健福祉士、保健師、看護師、臨床心理技術者、作業療法士、医療社会事業員、事務職等の必要な職員を、管内の人口や面積等を勘案して必要数置くとともに、その職務能力の向上と相互の協力的体制の確保に努めること。

なお、精神保健福祉法第48条の規定に基づき、資格のある職員を精神保健福祉相談員として任命し、積極的にその職務に当たらせることが必要である。この場合、

精神保健福祉士に加え、臨床心理技術者や保健師で精神保健福祉の知識経験を有する者を含めたチームアプローチにも配慮した配置が必要である。なお、精神保健福祉相談員は、精神保健福祉業務に専念できるよう、専任の相談員を複数置くとともに、その他の職員により、体制の充実を図るよう努めるものとする。

### 3 会議等

#### (1) 精神保健福祉企画会議など企画に関する所内の連絡調整

管内の精神保健福祉事業の推進計画、月別業務計画等の策定のため、所長及び精神保健福祉業務関係者により構成される所内精神保健福祉企画会議を開催する等の方法を講ずる。

#### (2) ケース会議など相談指導等に関する所内の連絡調整

相談指導業務等の適正かつ円滑な遂行を図るため精神保健福祉相談指導業務担当者会議又は関係者連絡会議を開催し、ケースの総合的な支援内容の検討及び役割の分担、相互連絡協力等について協議する。

#### (3) 市町村、関係機関、団体との連絡調整

管内の市町村、福祉事務所、児童相談所、社会福祉協議会、職業安定所、教育委員会、警察、消防等の関係機関や、病院、診療所、精神障害者社会復帰施設等の施設、医療団体、家族会等の各種団体、あるいは、産業、報道関係等との連絡調整を図る。

精神保健相談、社会復帰、社会参加、就労援助、精神科救急、啓発普及等において、これらの機関等の協力を円滑ならしめるため、平常より、技術的援助、協力、助言、指導等を積極的に行うほか、精神保健福祉に関する資料等を配布する等のサービスを提供し、打合会を行うなど連絡調整に努める。

#### (4) 地域精神保健福祉連絡協議会及び担当者連絡会議等

地域精神保健福祉連絡協議会を設置する等により、関係機関、市町村、施設、団体の代表者による連絡会議を定期的に行う。また、これと併せて、地域精神保健福祉担当者連絡会議を設ける等により、関係機関、市町村、施設、団体の実務者による連絡会議を定期的に行う。

## 第3 業務の実施

### 1 企画調整

#### (1) 現状把握及び情報提供

住民の精神的健康に関する諸資料の収集、精神障害者の実態（有病率、分布状況、入退院の状況、在宅患者の受療状況、地域における生活状況、福祉ニーズ、就労状況等）及び医療機関、精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助事業、小規模作業所など、精神保健福祉に関係ある諸社会資源等についての基礎調査又は臨時特別調査を行い、地区の事情、問題等に関する資料を整備し、管内の精神保健福祉の実態を把握する。

また、これらの資料の活用を図り、精神保健福祉に関する事業の企画、実施、

効果の判定を行うとともに、一般的な統計資料についての情報提供を行う。

## (2) 保健医療福祉に係る計画の策定・実施・評価の推進

障害者基本法に基づく障害者計画や、医療法に基づく地域保健医療計画などの策定・実施の推進に当たっては、保健所は、地域における精神保健福祉業務の中心的な行政機関という立場から、その企画立案や、業務の実施、評価及び市町村への協力を積極的に行う。

## 2 普及啓発

### (1) 心の健康づくりに関する知識の普及、啓発

地域住民が心の健康に関心を持ち、精神疾患や精神的な不健康状態の初期症状や前兆に対処することができるよう、また、精神的健康の保持増進ができるよう、心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を行う。

### (2) 精神障害に対する正しい知識の普及

精神障害者に対する誤解や社会的偏見を是正し、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるため、講演会、地域交流会等の開催や、各種広報媒体の作成、活用などにより、地域住民に対して精神障害についての正しい知識の普及を図る。

### (3) 家族や障害者本人に対する教室等

精神分裂病、アルコール、薬物、思春期、青年期、痴呆等について、その家族や障害者本人に対する教室等を行い、疾患等についての正しい知識や社会資源の活用等について学習する機会を設ける。

## 3 研修

市町村、関係機関、施設、団体、事務所等の職員や、ボランティア等に対する研修を行う。

## 4 組織育成

患者会、家族会、断酒会等の自助グループや、職親会、ボランティア団体等の諸活動に対して必要な助言、援助又は指導を行い、これを積極的に育成、支援する。

## 5 相談

(1) 所内又は所外の面接相談あるいは電話相談の形で行い、相談は随時応じる。相談指導従事者としては、医師（精神科嘱託医を含む）、精神保健福祉相談員、保健師、臨床心理技術者その他必要な職員を配置する。

(2) 相談の内容は、心の健康相談から、診療を受けるに当たっての相談、社会復帰相談、アルコール、思春期、青年期、痴呆等の相談など、保健、医療、福祉の広範にわたる。相談の結果に基づき、病院、診療所、自助グループ等への紹介、福祉事務所、児童相談所、職業安定所その他の関係機関への紹介、医学的指導、ケースワーク等を行う。また、複雑困難なケースについては、精神保健福祉センター等に紹介し、又はその協力を得て対応することができる。

なお、精神障害者社会復帰施設又は精神障害者居宅生活支援事業の利用を希望

する者への対応は、利用者の居住地の市町村と密接に連携を図り、利用が円滑に行えるようにすること。

## 6 訪問指導

- (1) 訪問指導は、本人の状況、家庭環境、社会環境等の実情を把握し、これらに適応した相談指導を行う。訪問指導は、原則として本人、家族に対する十分な説明と同意の下に行うが、危機介入的な訪問など所長等が必要と認めた場合にも行うことができる。
- (2) 訪問指導は、医療の継続又は受診についての相談援助や勧奨のほか、生活指導、職業に関する指導等の社会復帰援助や生活支援、家庭内暴力やいわゆるひきこもりの相談その他の家族がかかえる問題等についての相談指導を行う。

## 7 社会復帰及び自立と社会参加への支援

### (1) 保健所デイケアその他の訓練指導の実施

作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等を行い社会復帰の促進、地域における自立と社会参加の促進のための訓練指導を行う。

なお、この場合においては、医療機関のデイケアや社会復帰施設等の事業との関係に留意する。

### (2) 精神障害者社会復帰施設の届出等

精神障害者社会復帰施設については、ともすれば障害特性等から人権侵害を受けやすい精神障害者を対象とするものであること等に鑑み、施設の設置に先立って都道府県知事に届出をさせるとともに、施設の休止又は廃止についても同様の手続によることとした。

保健所は管内の精神障害者社会復帰施設の状況の把握に当たり、当該届出を活用すること。

### (3) 精神障害者社会復帰施設の利用

従来、精神障害者社会復帰施設の利用に当たっては、保健所長が利用希望者に対し、利用の推薦状の交付を行っていたが、利用者の負担を軽減する観点から、精神障害者社会復帰施設の長が医師の意見書の写しを添えて当該施設の所在地を管轄する保健所長に報告するものとされた。また、利用の終了に際しても同様の報告が求められ、さらに、施設を利用している者の状況について、年1回報告することとされた。

保健所長は、これらの報告を受けたときは必要に応じ技術的な助言等を行うとともにそれらの情報を適切に管理し、当該利用者の状況把握に役立てること。

### (4) 関係機関の紹介

医療機関で行っている精神科デイケアや、作業所などの利用の紹介等を行う。

また、社会的自立をめざし訓練から雇用へつながるよう、公共職業安定所等における雇用施策との連携を図る。

### (5) 各種社会資源の整備促進及び運営支援

精神障害者社会復帰施設や作業所等の整備に当たって、地域住民の理解の促進や、整備運営のための技術支援などの協力を行い、保健所が中心となって、市町村、関連機関等との調整を図り、整備の促進を図る。

また、社会適応訓練事業の協力事業所の確保や、就労援助活動を行う。

#### (6) 精神障害者社会復帰施設等の指導監督

一般の法改正に伴い、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)を創設し、精神障害者社会復帰施設の運営を図ることとした。また、この基準とともに、平成12年3月31日障第247号当職通知「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の施行について」の別紙「精神障害者社会復帰施設運営要綱」が定められたところであり、都道府県知事又は指定都市市長(以下「都道府県知事等」という。)は、これらに基づき精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する指導監督を実施することとされたため、保健所においても、都道府県知事等の行う指導監督に必要に応じて参画すること。

また、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者小規模作業所についても同様、必要に応じて指導監督を行い、保健所においても参画することが望ましい。

さらに、指導監督のみならず、あらゆる機会を通じて、管内の精神障害者社会復帰施設、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者小規模作業所に対して指導を行うこと。

#### (7) 精神障害者保健福祉手帳の普及

精神障害者保健福祉手帳関係の申請方法についての周知を図る。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をはじめとする精神障害者の福祉サービスの拡充のため、市町村、関係機関、事業者等に協力を求めるなど積極的支援を行い、諸福祉サービスの充実を図る。

### 8 入院及び通院医療関係事務

#### (1) 関係事務の実施

精神保健福祉法では、保健所を地域における精神保健業務の中心的行政機関として、以下のような手続事務を委ねている。

ア 措置入院関係(一般人からの診察及び保護の申請、警察官通報、精神病院の管理者からの届出の受理とその対応、申請等に基づき行われる指定医の診察等への立ち合い)

イ 医療保護入院等関係(医療保護入院届及び退院届の受理と進達、応急入院届の受理と進達)

ウ 定期病状報告等関係(医療保護入院、措置入院)

エ その他関係業務

#### (2) 移送に関する手続きへの参画

都道府県知事等は、今回の改正により創設された移送を適切に行うため、事前調査、移送の立ち会い等の事務を行うが、これらの事務の実施に当たっては対象

者の人権に十分配慮することが必要である。

特に、事前調査における対象者の状況の把握に当たっては、保健所の積極的な関与が求められることから、相談、訪問指導等日常の地域精神保健福祉活動の成果を活用し、迅速かつ的確に行う必要があること。

また、精神障害者、保護者等からの相談窓口や精神保健指定医、応急入院指定病院等との連絡調整機能等を担う「精神科救急情報センター」を保健所に置く場合には、当該機能を的確に実施するための体制を整備する必要がある。

### (3) 関係機関との連携

関係事務を処理するに当たっては、医師、精神保健福祉相談員、保健師等における連携を図ることはもとより、医療関係、社会福祉関係等の行政機関、医療機関、精神障害者社会復帰施設等と密接な連携を保つ必要がある。

### (4) 人権保護の推進

医療及び保護の関連事務は、精神障害者の人権に配慮されたよりよい医療を確保するために重要な事務であるから、適切確実に行うことが必要である。

### (5) 精神病院に対する指導監督

精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や社会復帰の一層の促進を図るため、精神病院に対する指導監督の徹底を図る。都道府県知事、指定都市市長が精神病院に対する指導監督を行う際には、保健所においても、都道府県知事、指定都市市長の行う指導監査に必要に応じて参画すること。

## 9 ケース記録の整理及び秘密の保持等

(1) 相談指導、訪問指導、社会復帰指導その他のケース対応に当たっては、対象者ごとに、相談指導等の記録を整理保管し、継続的な相談指導等のために活用する。

本人が管轄区域外に移転した場合は、必要に応じ、移転先を管轄する保健所に当該資料等を送付して、相談指導等の継続性を確保する。

また、主治医からの訪問指導の依頼に対し、訪問先が当該保健所の管轄区域外であるときは、必要に応じて住所地の保健所に連絡するなど、適切な相談指導が確保されるよう配慮する。

(2) ケースの対応については、患者及び家族の秘密に関する事項の取扱いに十分注意する。

(3) なお、相談指導に当たっては、市町村、関係機関その他の関係者との連携に留意する。

## 10 市町村への協力及び連携

精神保健福祉業務については、身近なものについては、できるだけ市町村が行うようにしていくことが望ましいため、都道府県の保健所は、市町村への情報提供、技術等の協力及び連携に努める。

また、市町村が障害者基本法に基づく障害者計画を策定する場合に当たっても、必要な協力支援及び連携を図る。



なお、保健所の管轄区域が広い場合に、保健所から遠隔な区域で市町村の役割分担を充実させる等の連携方策をとることも考慮する。

さらに、平成14年度より精神障害者居宅生活支援事業（精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、精神障害者短期入所事業（ショートステイ）、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム））の実施等、在宅の精神障害者の支援施策が市町村を中心に行われることから、これらの事務を円滑に実施できるよう、市町村に対する支援を行うことが必要である。

## 第2部 市町村

### 第1 地域精神保健福祉における市町村の役割

これまでの精神保健福祉行政は、都道府県及び保健所を中心に行われてきたが、入院医療中心の施策から、社会復帰や福祉施策にその幅が広がるにつれて、身近な市町村の役割が大きくなってきた。

平成6年制定の地域保健法に基づく基本指針においても、精神障害者の社会復帰対策のうち、身近で利用頻度の高いサービスは、市町村保健センター等において、保健所の協力を得て実施することが望ましいとされている。

さらに平成11年の法改正において、在宅の精神障害者に対する支援を図る観点から、平成14年度より、市町村が、精神障害者社会復帰施設又は精神障害者居宅生活支援事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業の利用の相談、調整等、精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担に関する手続きの受理の事務等を行うこととされた。また、精神障害者居宅生活支援事業については市町村を中心として行うこととされていることから、当該事務を円滑に行えるよう、保健所等の協力を得ながら事業を推進していく必要がある。

市町村における精神保健福祉業務の実施方法については、保健所の協力と連携の下で、その地域の実情に応じて第一部の第二及び第三に準じてその義務を行うよう努めるものとする。

なお、保健所を設置する市及び特別区においては第一部及び第二部によるものとする。

### 第2 実施体制

#### 1 体制

市町村においては、その実情に応じて、精神保健福祉業務の推進体制を確保する。身体障害者など他の障害者行政との連携や、社会福祉及び保健衛生行政の総合的推進等を勘案し、担当課を設定する。

#### 2 職員の配置等

精神保健福祉業務を担当する職員については、都道府県等が行う障害者ケアマネジメント従事者研修を受講した者が望ましい。また、職員が研修を受講できるような配慮が必要である。

### 3 会議等

企画、相談指導等に関する所内の会議や、市町村内の連絡会議の実施など、市町村の特性を活かした体制に配慮する。

## 第3 業務の実施

### 1 企画調整

地域の実態把握に当たっては、保健所に協力して調査等を行うとともに、保健所の有する資料の提供を受ける。地域の実態に合わせて精神保健福祉業務の推進を図る。

### 2 普及啓発

普及啓発については、他の地域保健施策の中における精神保健福祉的配慮を含め、関係部局と連携により、きめ細かな対応を図る。

### 3 相談指導

精神障害者社会復帰施設、精神障害者居宅生活支援事業、精神障害者社会適応訓練事業の利用に関する相談を中心に、精神保健福祉に関する基本的な相談を行う。

## 4 社会復帰及び自立と社会参加への支援

### (1) 精神障害者居宅生活支援事業の実施

精神障害者居宅生活支援事業は、地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加を促進する観点から実施する。市町村においては、事業を円滑に実施するため、利用者のニーズに十分に対応できるよう、サービス提供体制を構築する。

### (2) 社会復帰施設等の利用の調整等

精神障害者の希望に応じ、その精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設、精神障害者居宅生活支援事業、社会適応訓練事業等の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行う。

この場合においては、できるだけ民間の専門家の能力を活用していくことが効率的であることから、市町村は当該事務を精神障害者地域生活支援センターに委託することができることとされたので、これを活用するとともに、市町村においても利用者の状況を把握すること。

また、市町村は、助言を受けた精神障害者から求めがあった場合には、必要に応じて精神障害者社会復帰施設の利用又は精神障害者居宅生活支援事業の利用についてのあっせん又は、調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設設置者又は精神障害者居宅生活支援事業を行う者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行う。

この場合、精神保健福祉法の規定に基づき、精神障害者社会復帰施設設置者又は精神障害者居宅生活支援事業を行う者は、あっせん、調整及び要請に対し、で

きる限り協力しなければならないこととされている。

市町村を超えた利用が必要な場合には、保健所の協力を得て、市町村間の連絡調整を行う。

### (3) 各種社会資源の整備

社会復帰の促進や生活支援のための施設や事業の整備のためには地域住民の理解と協力が重要であることから、市町村が積極的にその推進を図るとともに、自ら主体的にその整備を図る。

### (4) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳関係の申請方法の周知を図るとともに、申請の受理と手帳の交付などの事務処理の手続を円滑に実施する。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をはじめとする精神障害者の福祉サービスの拡充のため、関係機関、事業者等に協力を求めるなど積極的支援を行い、諸福祉サービスの充実を図る。

## 5 入院及び通院医療費関係事務

(1) 通院医療費公費負担の申請の受理と進達を行う。

(2) 保護者がいないとき等においては、精神障害者の居住地の市町村長が保護者となる（法第21条）が、医療保護入院の同意を市町村長が行う際には、人権保護上の十分な配慮が必要である。

## 6 ケース記録の整理及び秘密の保持

(1) 相談指導その他のケース対応に当たっては、対象者ごとに、相談指導等の記録を整理保管し、継続的な相談指導等のために活用する。

(2) 精神障害者やその家族のプライバシーの保護については、市町村が地域に密着した行政主体であるがゆえに一層の配慮が必要である。

(3) なお、相談指導に当たっては、保健所、関係機関その他の関係者との連携に留意する。

## 7 その他

(1) 障害者基本法第7条の2に基づく市町村障害者計画については、都道府県、精神保健福祉センター、保健所及び地域の医療機関、社会復帰施設その他の関係機関の協力を得て、その策定及び推進に努める。

(2) その他、地域の実情に応じて、創意工夫により施策の推進を図る。

## 36. 精神保健福祉センター運営要領について

健医発第57号  
平成8年1月19日  
一部改正 障第754号  
平成10年12月25日

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行う施設であつて、次により都道府県における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

### 1. センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下「関係諸機関」という。）と緊密に連携を図ることが必要である。

### 2. センターの組織

センターの組織は、原則として「総務部」「地域精神保健福祉部」「教育研修部」「調査研究部」及び「精神保健福祉相談部」等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な経験を有する者であこと。）

精神科ソーシャルワーカー

臨床心理技術者

保健婦（士）

看護婦（士）

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉の造詣の深い医師を充てることが望ましい。

### 3. センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、教育研修、普及啓発、調査研

究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談並びに組織の育成などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 教育研修

保健所、市町村、福祉事務所、社会復帰施設その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、痴呆等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

4. その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、社会復帰施設等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。

(2) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢

として、必要な業務を行う。

- (3) 大都市特例の施行後は、指定都市も精神保健福祉センターを設置できることとなるが、その場合は、本要領中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替える。なお、都道府県のセンターと指定都市のセンターは、相互に連携することが必要である。

### 37. 思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業の実施について

平成13年3月30日障 発 第155号  
各都道府県知事・指定都市の市長あて  
厚生労働省社会。援護局障害保健福祉部長通知

精神保健福祉の向上につきましては、かねてから特段のご配慮を賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、思春期児童などに係る事件・事故が多発し社会問題となっております。

このため、思春期の精神保健福祉対策として、教育・福祉・保健・警察等関係機関の連携による総合的、横断的な段組を行うことにより、精神保健福祉の増進を図るため、今般、別紙のとおり「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業実施要綱」を定め、平成13年4月1日から実施することといたしましたので、御了知のうえ、関係機関等に対して、周知方お願いいたします。

(別紙)

## 思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業実施要綱

### 第1 目的

近年、精神保健福祉センター、児童相談所等における思春期児童等の精神保健に関する相談件数が年々増加してきている。このため、地域の関係機関等が連携して問題の解決を図る必要がある。

思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業（以下「モデル事業」という。）は、学校や家庭内での暴力、ひきこもりなど思春期に生じる様々な事例について、精神保健福祉センター、児童相談所、教育委員会、学校、警察等の関係機関等が協力し、地域における相談体制の連携強化を図り、もって精神保健福祉の向上等を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

このモデル事業の実施主体は、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）とする。

### 第3 事業の内容及び実施方法

#### 1 事業内容及び実施方法

このモデル事業は、都道府県が精神保健福祉センター又は児童相談所等を事務局とし、福祉事務所（家庭児童相談室）、児童委員、保健所、家庭裁判所、教育委員会、学校、警察、医師会、弁護士会、児童福祉施設、医療機関、ボランティア団体等の地域における関係機関等（以下「関係機関」という。）と協力して、次の事業を行うものである。

#### (1) 思春期児童等による諸問題に関する地域ネットワークづくり

思春期児童などの問題は、様々な状況で生じるため、ここの機関のみでは、問題の発見や適切な対応が困難であったり、遅れる場合が多い。このため、都道府県が関係機関等の協力のもとに思春期児童等による諸問題に関する地域ネットワーク（以下「地域ネットワーク」という。）をつくり、地域における相談体制の充実強化に努めるものとする。

- ① 都道府県は、地域ネットワークを通じ、関係機関相互の情報交換を密にし、思春期児童等による諸問題について不断に状況把握に努めるものとする。
- ② 都道府県は、地域における思春期児童等による諸問題の発見や適切な対応が図られるよう、地域ネットワークの協力のもとに関係機関が行う事業等の効果的連携に努めるものとする。
- ③ 都道府県は、地域ネットワークの協力のもとに、他の関係機関や地域住民の



思春期児童等の精神保健に関する理解を深めるための啓発活動を行う。

(2) 本モデル事業の事務局の設置

- ① 本モデル事業に係る事務は、精神保健福祉センター又は児童相談所において行う。
- ② 事務局は、常に関係機関との連絡に努め、思春期児童に係る問題事例の把握を行う。
- ③ 事務局は、関係機関の助言を得て、個々の思春期児童に係る問題事例についての援助活動チームを編成し、関係機関に対し、当該関係機関の適当な職員を援助活動チームの構成員となるよう要請する。
- ④ 事務局は、関係機関の助言を得て、思春期児童精神保健事例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を編成し、関係機関に対し、当該関係機関の適当な職員を検討委員会の構成員となるよう要請する。

(3) 思春期児童精神保健事例検討委員会の設置

- ① 委員会は、関係機関の職員により構成されるものである。
- ② 討委員会は、援助活動チームに関する対応方針を検討し、または、活動チームの対応状況又は対応結果を把握し、点検評価を行い、その結果を関係機関に報告する。

(4) 援助活動チームの設置

- ① 援助活動チームは、個々の思春期児童に係る問題事例について、その取り巻く問題の状況に応じて、対応が必要と考えられる関係機関の職員等により構成するものである
- ② 援助活動チームは、ケースカンファレンスを行い、対象となる思春期児童を取り巻く諸問題を分析し、関係機関において必要な対応を検討すること。援助活動チームの構成員は、援助活動チームの検討結果をその所属する関係機関の業務に反映させることが期待されるものである。
- ③ 援助活動チームのとりまとめ役は、援助活動チームの検討結果及ぶ関係機関の対応状況又は対応結果を事務局に報告する。

2 留意事項

- (1) 関係機関においては、援助活動チームの対象となった児童について、援助活動チーム又は健康委員会の検討結果を踏まえた対応が期待されるものである。
- (2) 関係機関においては、当該関係機関のみでは対応が困難であり、かつ、他の関係機関と連携して対応することにより対応が可能となる等の状況にある思春期児童にあつた問題事例を把握した場合は、事務局に報告することが期待されるものである。
- (3) 検討委員会及び援助活動チームの構成員は、依頼された事例に関わるプライバシーの保護には十分留意するものである。

- (4) 教育委員会、学校、警察、児童相談所など関係機関の実務担当者名簿などを作成し、十分な連絡体制を確保するよう留意するものである。

#### 第4 国の助成

- 1 国は、都道府県がこのモデル事業のために支出した費用を、別に定めるところより補助するものとする。
- 2 都道府県知事(指定都市の市長を含む。)は、国の補助を受入れようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ本職に協議しなければならない。

### Ⅲ 参 考 資 料

表1 傷病(大分類)・年次別受療率(人口10万対)

国際基本 分類番号	傷病大分類	昭和 30年	35	40	45	50	55	59
	総 数	3,301	4,805	5,910	6,987	7,049	6,847	6,403
290~319	V 精神障害	67	113	207	247	269	290	315
295	精神分裂症(再掲)	…	…	130	151	165	172	184
300	神経症(再掲)	16	20	40	26	30	32	37
320~389	VI 神経系及び感覚器の疾患	319	560	733	762	825	619	542
360~379	視器の疾患(再掲)	133	250	309	342	417	293	283
380~389	聴器の疾患(再掲)	102	161	193	160	202	205	146

62	平成2	平成5	国際基本 分類番号	傷病大分類	平成8	平成11	平成14
6,600	6,768	6,735	総数		7,000	6,566	6,222
			F0~F9	V 精神及び行動の障害	383	386	415
339	367	341	F2	精神分裂病, 分裂病型障害 及び妄想性障害(再掲)	210	206	204
185	193	181					
46	51	46	F4	神経症性障害, ストレス関連 障害及び身体表現性障害(再掲)	40	37	42
528	506	492	G00~G99	VI 神経系の疾患	148	145	160
258	247	253	H00~H59	VII 眼と付属器官の疾患	283	281	252
150	139	128	H60~H95	VIII 耳及び乳様突起の疾患	113	110	82

資料：患者調査

注. 患者調査の周期は, 昭和59年を最初の調査年として以後3年ごとの各年となった.

表2 傷病（小分類）・受療の種別に応じた全国推計患者数

（1日あたり受療患者数）

（単位：千人）

推計入院患者数	平成14年	平成11年	平成8年
精神及び行動の障害合計	329	334	326
血管性及び詳細不明の痴呆	54	46	37
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	18	19	18
精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害	203	214	217
気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）	26	26	22
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	6	7	7
精神遅滞	10	10	12
その他の精神及び行動の障害	12	13	13
アルツハイマー病	19	10	7
てんかん	7	8	8
精神遅滞を除く精神関連疾患の合計	345	341	329

（単位：千人）

推計入院患者数	平成14年	平成11年	平成8年
精神及び行動の障害合計	200	156	156
血管性及び詳細不明の痴呆	11	17	9
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	6	5	9
精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害	57	47	48
気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）	65	39	38
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	47	39	43
精神遅滞	3	3	3
その他の精神及び行動の障害	12	8	6
アルツハイマー病	8	3	2
てんかん	20	17	23
精神遅滞を除く精神関連疾患の合計	224	173	177

（単位：千人）

推計入院患者数	平成14年	平成11年	平成8年
精神及び行動の障害合計	2,277	1,818	1,886
血管性及び詳細不明の痴呆	138	121	91
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	56	50	61
精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害	734	666	721
気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）	711	441	433
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	500	424	466
精神遅滞	40	41	42
その他の精神及び行動の障害	103	84	78
アルツハイマー病	89	29	20
てんかん	258	235	317
精神遅滞を除く精神関連疾患の合計	2,584	2,041	2,181

資料：精神保健福祉課調（平成14年患者調査より作成）

表3 入院・外来別受療者の疾病別割合 (%)

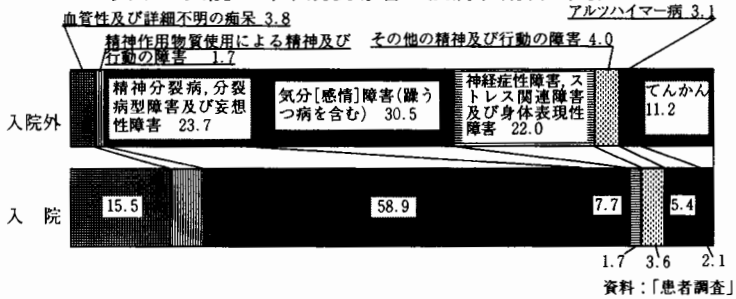


表4 年齢階級別精神及び行動の障害受療率 (人口10万人当たり)

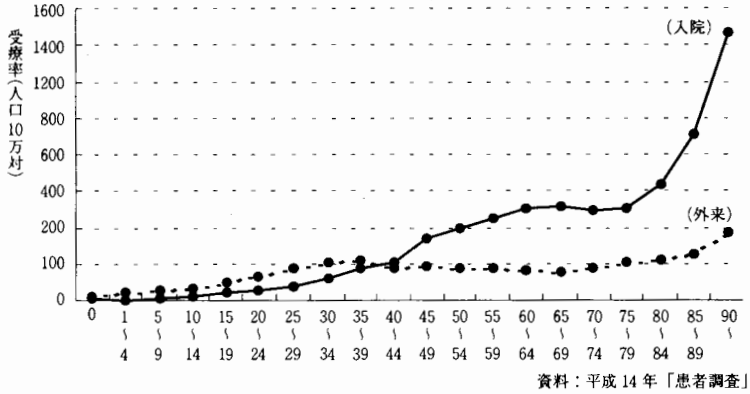
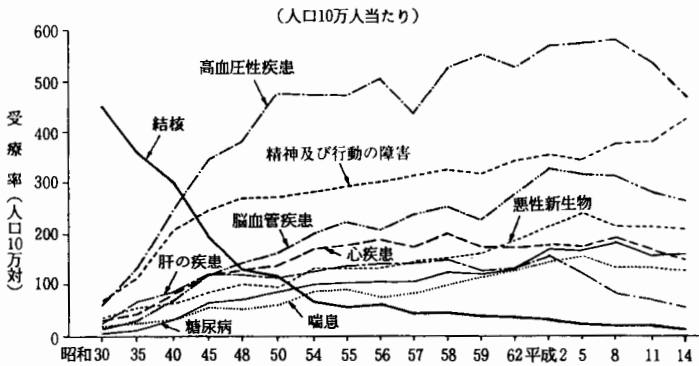


表5 主要傷病別受療率の年次推移 (人口10万人当たり)



注: 調査月は、30~58年は各7月、59年以降は各10月である。

資料: 「患者調査」

表6(1) 都道府県別精神病院数・病床数及び在院患者数等の状況

(平成15年6月30日現在)

	人口 千人 (12.10.1)	精神病院数	精神病床数	人口万対 病床数	在 患 者 A	院 数	人口万対 在院患者数	措 置 者 B	人口万対 措置入院者数	病 利 率 (%)	床 率 (%)	措 置 率 B/A (%)	
北海	道	3,857	89	14,389	37.3	13,095	34.0	61	0.16	91.0	0.6	0.5	
青森	手	1,474	25	4,658	31.6	4,185	28.4	22	0.15	89.8	0.5	0.5	
岩手	宮	1,413	22	4,890	34.6	4,545	32.2	44	0.31	92.9	1.0	1.0	
宮城	秋	1,363	20	3,698	27.1	3,448	25.3	17	0.12	93.2	0.5	0.5	
秋田	田	1,184	27	4,493	37.9	4,194	35.4	21	0.18	93.3	0.5	0.5	
山形	形	1,241	18	3,415	27.5	3,237	26.1	20	0.16	94.8	0.6	0.6	
福島	島	2,125	37	8,087	38.1	7,258	34.2	38	0.18	89.7	0.5	0.5	
茨城	城	2,992	37	7,741	25.9	7,088	23.7	60	0.20	91.6	0.8	0.8	
栃木	群	2,010	28	5,401	26.9	4,970	24.2	76	0.38	90.2	1.6	1.6	
群馬	馬	2,031	20	5,388	26.5	5,028	24.8	22	0.11	93.3	0.4	0.4	
埼玉	玉	6,978	53	11,781	16.9	11,118	15.9	150	0.21	94.4	1.3	1.3	
千葉	葉	5,081	47	11,654	22.9	10,958	21.6	35	0.07	94.0	0.3	0.3	
東	京	12,138	116	25,688	21.2	23,178	19.1	272	0.22	90.2	1.2	1.2	
神奈	川	3,893	34	7,290	18.7	6,697	17.2	41	0.11	91.9	0.6	0.6	
新	潟	2,473	31	7,282	29.4	6,922	28.0	29	0.12	95.1	0.4	0.4	
富山	山	1,121	32	3,649	32.6	3,483	31.1	30	0.27	95.5	0.9	0.9	
石川	川	1,182	21	3,899	33.0	3,726	31.5	13	0.11	95.6	0.3	0.3	
福井	井	830	15	2,405	29.0	2,221	26.8	15	0.18	92.3	0.7	0.7	
山梨	梨	890	11	2,599	29.2	2,333	26.2	11	0.12	89.8	0.5	0.5	
山	野	2,223	33	5,436	24.5	5,026	22.6	54	0.24	92.5	1.1	1.1	
岐阜	卓	2,111	20	4,374	20.7	4,111	19.5	40	0.19	94.0	1.0	1.0	
静	岡	3,781	39	7,362	19.5	6,592	17.4	41	0.11	89.5	0.6	0.6	
愛	知	4,915	39	9,061	18.4	8,520	17.3	61	0.12	94.0	0.7	0.7	
三	重	1,861	19	5,148	27.7	4,852	26.1	19	0.10	94.3	0.4	0.4	
滋	賀	1,353	12	2,315	17.1	2,146	15.9	40	0.30	92.7	1.9	1.9	
京大	都	1,178	10	2,673	22.7	2,465	20.9	9	0.08	92.2	0.4	0.4	
阪	阪	6,219	55	19,587	31.5	18,073	29.1	84	0.14	92.3	0.5	0.5	
大	庫	4,078	29	8,213	20.1	7,950	19.5	45	0.11	96.8	0.6	0.6	
兵	良	1,442	20	2,979	20.7	2,563	17.8	16	0.11	96.0	0.6	0.6	
和	山	1,066	13	2,595	24.3	2,392	22.4	20	0.19	92.2	0.8	0.8	
鳥	取	613	10	1,834	29.9	1,689	27.6	19	0.31	92.1	1.1	1.1	
島	根	761	18	2,659	34.9	2,483	32.6	19	0.25	93.4	0.8	0.8	
岡	山	1,953	26	6,005	30.7	5,407	27.7	28	0.14	90.0	0.5	0.5	
山	島	1,753	29	6,533	37.3	6,249	35.6	73	0.42	95.7	1.2	1.2	
山	島	1,524	33	6,299	41.3	5,988	39.3	19	0.12	95.1	0.3	0.3	
徳	島	822	21	4,303	52.3	4,036	49.1	37	0.45	93.8	0.9	0.9	
香	川	1,022	21	4,080	39.9	3,751	36.7	6	0.06	91.9	0.2	0.2	
愛	媛	1,491	23	5,159	34.6	4,663	31.3	59	0.40	90.4	1.3	1.3	
高	知	813	24	3,981	49.0	3,541	43.6	13	0.16	88.9	0.4	0.4	
福	媛	2,590	65	13,682	52.8	12,987	50.1	124	0.48	94.9	1.0	1.0	
佐	賀	876	19	4,477	51.1	4,218	48.2	54	0.62	94.2	1.3	1.3	
長	崎	1,513	39	8,314	55.0	7,760	51.3	51	0.34	93.3	0.7	0.7	
熊	本	1,860	46	9,014	48.5	8,566	46.1	86	0.46	95.0	1.0	1.0	
大	分	1,221	29	5,447	44.6	5,290	43.3	45	0.37	97.1	0.9	0.9	
宮	崎	1,169	26	6,230	53.3	5,792	49.5	5	0.04	93.0	0.1	0.1	
鹿	島	1,783	51	10,111	56.7	9,628	54.0	107	0.60	95.2	1.1	1.1	
沖	繩	1,329	24	5,630	42.4	5,370	40.4	55	0.41	95.4	1.0	1.0	
札	幌	1,822	39	7,370	40.5	7,044	38.7	39	0.21	95.6	0.6	0.6	
仙	台	1,008	13	1,985	19.7	1,720	17.1	4	0.04	86.6	0.2	0.2	
さい	たま	—	6	1,222	—	1,154	—	9	—	94.4	0.8	0.8	
千	葉	887	9	1,708	19.3	1,431	16.1	15	0.17	83.8	1.0	1.0	
横	浜	3,427	26	5,434	15.9	4,935	14.4	41	0.12	90.8	0.8	0.8	
川	崎	1,250	7	1,545	12.4	1,353	10.8	13	0.10	87.6	1.0	1.0	
名	屋	2,172	16	4,842	22.3	4,428	20.4	71	0.33	91.4	1.6	1.6	
京	都	1,468	13	3,937	26.8	3,602	24.5	5	0.05	91.5	0.1	0.1	
大	阪	2,599	5	277	1.1	186	0.7	3	0.01	67.1	1.6	1.6	
神	戸	1,493	13	3,753	25.1	3,386	22.7	12	0.08	90.2	0.4	0.4	
広	島	1,126	14	3,000	26.6	2,881	25.5	85	0.75	96.0	3.0	3.0	
北	九	1,101	17	4,193	38.1	3,824	34.7	39	0.35	91.2	1.0	1.0	
福	岡	1,341	23	4,095	30.5	3,919	29.2	24	0.18	95.7	0.6	0.6	
合	計	127,290	1,667	355,269	27.9	329,555	25.9	2,566	0.20	92.8	0.8	0.8	
対前	年	計	127,290	1,670	356,621	28.0	330,666	26.0	2,767	0.22	92.7	0.8	0.8

資料：1 病院数、病床数、在院患者数及び病床利用率は精神保健福祉課調べ（病院報告より作成）

2 措置入院者数は精神保健福祉課調

表6(2) 施設の状況

(平成15年6月30日現在)

	病院区分①		病院区分②						大学病院	旧規定総合病院	指定病院	応急入院指定病院	精神科救急医療施設
	単科病院	単科病院以外	国立病院	都道府県立病院	その他の公立病院	法人病院	個人病院						
都	北海道	46	43	2	4	22	55	6	1	5	36	29	47
	青森	14	11	1	1	6	17	0	1	0	10	3	19
	岩手	16	6	1	3	2	15	1	1	2	14	4	4
	宮城	19	1	0	1	0	15	4	0	0	10	1	17
	秋田	15	12	1	1	6	19	0	1	1	21	1	8
	山形	14	4	1	1	3	12	1	1	0	10	6	6
	福島	25	12	0	3	4	29	1	1	1	23	23	18
	茨城	24	13	2	1	0	31	3	2	0	23	6	27
	栃木	17	11	0	1	4	22	1	2	0	25	1	26
	群馬	13	6	1	2	1	15	0	1	0	7	1	6
	埼玉	38	14	1	1	1	45	4	3	0	28	3	28
	千葉	30	17	1	0	3	42	1	1	2	24	8	25
	東京	56	60	9	12	1	81	13	14	10	26	19	4
	神奈川	19	14	2	0	0	29	2	2	2	21	1	3
	新潟	20	11	2	3	3	22	1	1	2	16	5	13
	富山	19	13	2	1	6	18	5	1	1	15	2	25
	石川	13	8	2	1	3	14	1	2	1	13	4	16
	福井	10	5	1	2	1	11	0	1	1	7	1	3
	山梨	8	3	1	1	0	9	0	1	0	9	5	10
	長野	15	18	2	2	5	23	1	1	3	24	10	3
岐阜	13	7	2	1	3	13	1	1	0	16	14	10	
静岡	30	9	1	1	3	33	1	1	1	28	12	2	
愛知	26	13	0	2	3	29	5	2	0	26	0	10	
三重	13	6	2	3	1	10	3	1	1	13	5	17	
滋賀	7	5	1	1	1	9	0	1	1	10	4	9	
京都	6	3	1	1	0	6	1	0	0	4	5	2	
大阪	43	13	2	1	0	50	3	3	2	33	8	14	
兵庫	21	8	0	1	2	24	2	2	1	23	18	8	
奈良	4	6	1	1	0	8	0	1	0	7	4	8	
和歌山	9	4	0	2	3	7	1	1	0	10	5	4	
鳥取	6	4	2	0	1	6	1	1	0	6	3	2	
島根	8	10	1	2	3	12	0	1	3	11	1	13	
岡山	20	6	1	1	0	22	2	2	0	12	1	11	
広島	21	8	2	0	4	21	2	0	1	19	11	1	
山口	28	5	2	1	0	28	2	1	1	17	3	28	
徳島	17	4	1	1	2	17	0	1	0	17	1	0	
香川	9	12	2	1	4	14	0	1	3	12	3	1	
愛媛	14	9	1	1	2	19	0	1	2	18	3	1	
高知	11	13	1	1	1	20	1	1	1	10	2	7	
福岡	37	25	0	2	1	54	5	1	1	45	1	9	
佐賀	14	5	2	0	0	14	3	1	0	12	12	7	
長門	28	11	2	1	3	31	2	1	1	25	0	33	
熊本	39	7	3	1	0	42	0	1	0	34	25	14	
大分	25	4	2	0	1	25	1	1	0	22	0	0	
宮崎	15	11	1	2	0	22	1	1	2	18	13	15	
鹿児島	37	14	0	1	1	47	2	1	0	35	1	11	
沖縄	15	9	2	3	0	19	0	1	0	15	20	14	
市	札幌	23	16	2	1	3	32	1	2	2	26	12	9
	仙台	6	7	2	0	3	7	1	1	2	4	2	2
	さいたま	4	2	0	0	0	5	1	0	0	3	0	0
	千葉	6	3	3	1	1	3	1	1	0	4	2	1
	横濱	19	7	1	3	3	12	7	3	2	15	2	2
	川崎	6	2	0	0	1	6	1	1	0	6	0	0
	名古屋	11	5	3	1	2	9	1	2	0	10	2	3
	京都	6	7	1	1	0	11	0	2	1	6	7	5
	大阪	0	5	0	0	3	2	0	1	2	2	1	0
	神戸	11	2	1	1	0	9	2	1	0	10	5	6
	広島	9	5	1	1	1	10	1	1	1	9	4	1
	北九州	13	5	1	0	0	17	0	1	0	14	0	1
	福岡	13	10	2	0	0	15	6	2	0	16	0	2
	合計	1,074	589	84	82	127	1,264	106	86	62	985	345	591

資料：精神保健福祉課調

表7 精神病院の病棟／病床の状況

(平成15年6月30日現在)

	精神 病棟	指定 病床	老人痴呆疾患																				専門病棟等の状況										アルコール・薬物混合				児童患者期		合併症	
			急性期		老人痴呆疾患		療養		療養		療養		老人精神		アルコール		薬物		アルコール・薬物混合		児童患者期		合併症																	
			病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数														
北海道	14,389	4,339	1	60	2	100	6	309	11	519	32	1,698	1	50	15	735	2	85	11	70	1	67	0	0	1	47														
青森	4,248	110	0	0	0	0	2	120	7	364	12	727	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
岩手	4,890	155	0	0	0	0	1	50	1	50	0	0	0	0	2	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
宮城	3,698	115	1	57	0	0	5	261	2	60	10	567	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
秋田	4,493	93	1	38	0	0	2	100	3	150	13	713	1	60	9	293	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
山形	3,415	85	3	180	0	0	0	0	6	345	12	684	0	0	4	216	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	44													
福島	8,090	352	5	264	1	50	9	479	5	286	15	831	2	90	4	266	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0														
茨城	7,741	225	0	0	0	0	2	100	5	239	35	1,931	1	42	6	263	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	104													
栃木	5,401	280	5	258	2	87	1	50	2	110	39	2,058	4	210	1	68	11	25	0	0	0	0	0	0	0	1	2													
群馬	5,024	140	2	105	0	0	0	0	0	1	40	25	1,431	0	1	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
埼玉	11,705	600	3	161	0	0	11	578	29	1,545	32	1,724	9	479	11	24	1	40	0	0	0	0	0	0	0	1	30													
千葉	11,654	222	3	178	2	90	4	163	9	439	71	3,977	0	0	12	815	2	115	0	0	0	0	0	1	50	0	0													
茨城	25,688	255	8	410	1	33	8	479	18	986	46	2,560	3	192	23	1,269	11	524	0	0	0	1	46	8	264	13	540													
新潟	7,240	538	5	284	0	0	5	247	17	869	27	1,466	0	0	5	256	3	157	0	0	4	215	0	0	1	25														
新潟	7,232	430	4	133	0	0	10	530	13	651	26	1,533	0	0	7	391	2	107	0	0	0	0	1	40	0	0														
富山	3,627	254	1	50	2	136	6	285	4	203	9	515	0	0	4	167	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
石川	3,899	80	2	74	0	0	4	184	7	386	22	1,195	0	0	5	193	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
福井	2,405	291	3	170	0	0	3	140	2	98	10	400	0	0	1	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
山梨	2,599	125	0	0	0	0	2	98	1	60	9	487	0	0	2	114	1	32	0	0	0	0	0	0	0	1	52													
長野	5,325	360	1	40	1	55	4	190	1	50	23	1,219	1	55	0	0	1	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
岐阜	4,374	460	0	0	0	0	2	92	5	268	13	779	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
静岡	7,316	1,042	6	360	3	157	1	50	12	689	30	1,626	2	114	2	58	3	247	0	0	0	0	0	0	0	5	24													
愛知	9,000	340	2	102	0	0	0	2	90	2	120	25	1,352	0	0	7	382	2	103	0	0	0	0	0	0	1	20													
愛知	5,148	300	1	53	0	0	3	140	1	50	15	722	1	60	1	50	0	0	0	0	0	2	104	0	0	0	0													
滋賀	2,300	209	0	0	0	0	1	50	2	92	14	792	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54													
京都	6,627	40	3	151	0	0	2	100	1	53	5	288	0	0	0	9	493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
大阪	19,669	320	18	911	7	401	8	436	22	1,227	80	4,522	0	0	16	894	7	462	0	0	0	0	0	2	47	0	0													
兵庫	8,057	304	1	52	0	0	7	356	9	555	37	2,022	0	0	11	536	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
奈良	2,985	90	2	85	5	248	2	97	4	200	15	822	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50													
和歌山	2,595	160	0	0	0	0	0	0	0	0	8	461	8	455	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
鳥取	1,834	28	2	101	0	0	3	156	0	0	9	515	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
徳島	2,659	60	1	30	0	0	4	209	2	110	14	711	0	0	3	165	0	0	0	0	0	0	1	32	0	0	0	0												
高松	5,948	160	5	224	0	0	5	282	12	644	26	1,373	5	114	6	364	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9													
岡山	6,533	263	2	115	0	0	9	455	6	301	30	1,740	0	0	4	220	6	331	0	0	0	0	0	0	0	3	124													
山口	6,297	243	0	0	8	0	4	198	8	433	26	1,410	4	218	11	574	3	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
広島	4,293	170	0	0	0	0	0	95	3	168	16	934	0	0	2	75	0	0	0	0	0	63	0	0	1	17	0													
香川	4,080	120	2	128	0	0	2	95	4	172	18	989	2	98	2	101	2	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
愛媛	5,156	360	2	104	0	0	3	158	5	258	17	890	1	40	2	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
高知	3,981	100	3	137	0	0	0	4	204	25	1,416	0	0	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
福岡	13,425	680	9	438	0	0	18	1,020	8	430	55	3,078	0	0	13	712	2	128	1	72	6	374	0	0	3	109	0													
佐賀	4,467	180	0	0	0	0	4	214	3	180	17	928	0	0	5	265	1	50	0	0	0	2	112	3	153	0	0													
長崎	8,314	242	2	98	0	0	5	268	3	161	45	2,546	0	0	5	298	1	53	0	0	0	1	18	1	6	0	0													
熊本	9,011	345	6	263	0	0	5	253	13	674	35	1,970	0	0	7	341	0	0	0	0	1	66	0	0	0	0	0	0												
大分	5,447	330	1	54	0	0	7	374	9	514	24	1,315	1	61	1	50	3	189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
宮崎	6,230	180	1	45	0	0	4	185	3	170	35	1,914	0	0	4	252	1	126	0	0	1	97	0	0	0	0	0	0												
鹿児島	10,060	470	2	99	2	122	4	216	16	811	23	1,340	1	60	5	195	2	132	0	0	0	0	0	0	0	8	34													
沖縄	5,634	152	5	207	0	0	9	460	4	214	32	1,841	0	0	4	232	1	50	0	0	0	0	0	0	0	2	4													
東京都	7,339	430	2	106	1	58	4	216	10	588	43	2,849	0	0	4	223	1	52	0	0	0	0	0	0	1	28	0	0												
北海道	1,985	80	1	50	0	0	2	66	3	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
さいたま市	1,222	60	1	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
千葉市	1,609	32	3	90	0	0	0	0	0	0	3	180	0	0	1	50	0	0	1	40	0	0	1	32	1	50	0	0												
横浜市	5,393	395	3	151	0	0	3	130	6	294	13	644	0	0	3	132	3	80	0	0	0	0	1	40	1	40	1	16												
川崎市	1,583	127	0	0	0	0	1	52	2	111	3	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
名古屋市	4,842	170	4	205	0	0	0	0	0	0	21	1,132	0	0	3	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
京都市	3,852	60	1	50	0	0	1	60	3	180	6	332	5	312	22	1,407	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
大阪市	277	1,073	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	0	0	0												
神戸市	3,753	140	1	60	3	160	2	100	0	0	7	412	0	0	1	55	3	173	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
広島市	3,000	183	1	60	0	0	4	210	3	170	15	789	0	0	2	120	1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
北九州市	4,280	144	0	0	0	0	8	390	3	155	17	930	0	0	4	230	17	32	0	0	0	0	0	0	0	1	44	0												
福岡市	2,095	178	2	78	0	0	2	120	1	24	22	1,201	0	0	0	120	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
合計	353,699	15,645	149	7,356	32	1,697	228	11,656	336	17,750	1,324	73,526	53	2,764	265	14,167	75	3,842	4																					



表 8 精神病院在院患者数（総括票 3）／総数

（平成15年 6月30日現在）

疾 患 名	総 数	年 齢 階 級 別 患 者 数								入 院 形 態 別 患 者 数							
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上		措置入院 患者数		医療保護 入院患者数		任意入院 患者数		その他の 入院患者数	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F0 症状性を含む器質性精神障害	57,732	33	34	449	288	5,262	2,428	17,978	31,260	33	12	11,014	14,510	12,260	19,025	419	459
F00 アルツハイマー病の痴呆	18,488	0	0	6	6	652	593	5,243	11,988	3	1	3,427	6,466	2,465	6,096	5	25
F01 血管性痴呆	21,803	0	0	15	6	1,201	455	7,673	12,453	6	1	3,970	4,922	4,892	7,891	26	95
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害	17,441	33	34	428	276	3,409	1,380	5,062	6,819	24	10	3,618	3,122	4,903	5,038	388	339
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害	17,441	12	16	1,162	377	9,253	890	5,291	460	164	17	3,670	427	11,871	1,292	28	2
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害	15,924	2	2	679	223	8,653	767	5,170	428	76	3	3,187	291	11,234	1,124	8	1
覚せい剤による精神及び行動の障害	809	2	3	240	89	365	54	52	4	66	11	270	69	314	65	13	1
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	728	8	11	243	65	235	69	69	28	22	3	213	67	313	103	7	0
F2 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害	200,934	485	459	14,978	9,742	69,592	51,160	24,181	30,337	1,591	480	37,811	32,088	69,792	59,083	60	29
F3 気分（感情）障害	22,960	46	95	1,105	1,487	4,933	5,069	2,988	7,237	58	23	2,312	3,064	6,693	10,790	9	11
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	6,811	130	205	660	922	1,204	1,391	629	1,670	13	9	631	864	1,954	3,306	18	16
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	840	10	115	44	244	126	135	62	104	1	1	88	183	145	411	8	3
F6 成人の人格及び行動の障害	2,232	14	56	305	545	520	339	315	238	32	19	386	380	728	780	7	0
F7 精神遅滞	9,184	53	33	960	503	3,201	2,184	1,137	1,113	34	8	2,181	1,440	2,854	2,159	281	227
F8 心理的発達障害	394	106	22	102	30	52	48	15	19	7	3	186	57	81	59	1	0
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	660	89	56	72	44	132	114	61	92	6	5	172	117	170	184	4	2
てんかん（F0に属さないものを計上する）	5,856	28	17	499	282	2,244	1,450	688	648	14	9	999	580	2,312	1,695	133	114
その他	3,931	34	41	295	244	836	619	694	1,168	21	6	502	486	1,041	1,245	294	336
合 計	329,095	1,040	1,149	20,631	14,708	97,355	65,827	54,039	74,346	1,974	592	59,952	54,194	109,892	100,030	1,262	1,199

資料：精神保健福祉課調

表9 精神病院在院患者数(年齢・性別)

(平成15年6月30日現在)

	総数	年齢階級別患者数								
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
都府県市町村	北海道	13,100	29	39	692	472	3,522	2,532	2,492	3,322
	青森	4,186	7	11	233	163	1,366	899	671	836
	岩手	4,545	13	12	292	181	1,586	904	711	846
	宮城	3,449	7	5	188	154	1,002	745	502	846
	秋田	4,194	10	8	161	136	1,182	817	811	1,069
	山形	3,239	5	12	188	129	979	612	512	802
	福島	7,258	9	17	386	232	2,353	1,407	1,167	1,687
	茨城	7,088	15	25	433	308	2,542	1,557	1,049	1,159
	栃木	4,882	17	11	320	203	1,637	1,177	679	838
	群馬	4,689	15	9	319	225	1,575	1,067	692	787
	埼玉	11,114	36	55	880	640	3,026	2,174	1,745	2,558
	千葉	10,952	38	43	707	554	3,399	2,368	1,571	2,272
	東京	23,161	201	182	1,812	1,511	6,357	4,704	3,572	4,822
	神奈川	6,704	24	21	519	366	1,747	1,213	1,196	1,618
	新潟	6,884	18	32	338	233	1,997	1,392	1,242	1,632
	富山	3,485	3	10	228	139	1,046	689	617	753
	石川	3,726	12	15	210	151	993	806	641	898
	福井	2,220	11	8	128	95	638	426	355	559
	山梨	2,334	2	14	127	87	729	483	414	478
	長野	4,973	13	33	355	244	1,531	1,032	784	981
	岐阜	4,113	9	9	294	218	1,250	951	645	737
	静岡	6,598	14	24	434	302	2,218	1,363	1,015	1,228
	愛知	8,530	39	28	890	529	2,811	1,777	1,093	1,363
	三重	4,857	61	34	359	257	1,421	1,036	755	934
	滋賀	2,146	6	10	158	103	563	449	368	489
	京都	2,407	4	2	121	99	621	507	380	673
	大阪	18,299	64	60	1,361	926	5,412	3,795	2,856	3,825
	兵庫	7,952	32	24	509	310	2,259	1,593	1,353	1,872
	奈良	2,560	10	4	165	114	679	574	395	619
	和歌山	2,392	3	3	127	97	760	547	397	458
	鳥取	1,696	2	8	84	84	569	360	255	334
	島根	2,493	11	8	119	88	673	433	455	706
	岡山	5,412	10	12	282	213	1,417	939	980	1,559
	広島	6,246	8	7	335	199	1,799	1,040	1,229	1,629
	山口	5,986	10	12	318	215	1,716	1,061	1,032	1,622
	徳島	4,037	5	2	221	145	1,414	897	657	696
	香川	3,750	6	4	191	148	1,169	766	632	834
	愛媛	4,666	8	12	241	157	1,484	1,001	810	953
	高知	3,537	7	6	157	112	1,056	621	670	908
	福岡	12,719	33	26	739	481	3,646	2,224	2,270	3,300
	佐賀	4,212	5	12	244	156	1,143	765	699	1,188
	長崎	7,760	13	22	359	225	2,402	1,508	1,415	1,816
	熊本	8,565	15	27	376	270	2,495	1,572	1,626	2,184
	大分	5,290	4	7	242	177	1,575	986	922	1,377
	宮崎	5,792	10	10	224	151	1,739	980	1,060	1,618
	鹿児島	9,627	14	10	505	276	2,924	1,913	1,666	2,319
	沖縄	5,370	10	11	358	228	1,802	1,043	907	1,011
札幌市	7,055	34	42	516	418	1,960	1,483	1,038	1,564	
仙台市	1,719	8	5	94	96	324	330	265	597	
さいたま市	1,154	2	2	90	71	403	331	117	138	
千葉市	1,431	14	14	143	81	427	301	205	246	
横浜市	4,938	27	39	404	309	1,368	1,036	726	1,029	
川崎市	1,354	1	2	103	92	391	309	184	272	
名古屋市	4,425	12	12	336	307	1,516	964	607	671	
京都市	3,608	4	9	102	81	654	513	668	1,577	
大阪市	188	4	13	11	34	32	50	15	29	
神戸市	3,390	8	12	273	199	1,083	735	504	576	
広島市	2,881	16	19	208	186	815	611	407	619	
北九州市	3,839	5	6	188	119	1,132	667	734	988	
福岡市	3,918	7	18	234	212	1,026	792	604	1,025	
合計	329,095	1,040	1,149	20,631	14,708	97,355	65,827	54,039	74,346	

資料：精神保健福祉課調

表10 都道府県別・入院形態別患者数

(平成15年6月30日現在)

	総数	入院形態別患者数									
		措置入院患者数		医療保護入院患者数		任意入院患者数		その他の入院患者数			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
都道府県市	北海道	13,100	46	15	1,480	1,198	5,006	4,961	203	191	
	青森	4,186	18	4	623	516	1,628	1,385	8	4	
	岩手	4,545	28	16	475	291	2,099	1,636	0	0	
	宮城	3,449	12	5	488	481	1,197	1,263	2	1	
	秋田	4,194	15	6	826	774	1,323	1,250	0	0	
	山形	3,239	14	6	562	580	1,108	969	0	0	
	福島	7,258	28	10	1,255	1,199	2,628	2,113	4	21	
	茨城	7,088	51	9	1,203	924	2,784	2,114	1	2	
	栃木	4,882	61	15	990	902	1,600	1,312	2	0	
	群馬	4,689	19	3	1,038	875	1,544	1,210	0	0	
	埼玉	11,114	109	41	2,515	2,330	2,865	2,926	198	130	
	千葉	10,952	24	11	2,206	2,136	3,485	3,090	0	0	
	東京	23,161	195	77	3,912	3,597	7,758	7,535	77	10	
	神奈川	6,704	26	15	1,711	1,691	1,749	1,511	0	1	
	新潟	6,884	17	12	2,025	1,974	1,548	1,295	5	8	
	富山	3,485	27	3	973	822	894	766	0	0	
	石川	3,726	8	5	807	819	1,041	1,046	0	0	
	福井	2,220	13	2	368	329	751	757	0	0	
	山梨	2,334	10	1	441	416	821	645	0	0	
	長野	4,973	43	11	626	522	2,014	1,757	0	0	
	岐阜	4,113	30	10	684	665	1,499	1,224	1	0	
	静岡	6,598	33	8	1,190	1,031	2,458	1,878	0	0	
	愛知	8,530	50	11	1,502	1,000	3,174	2,602	103	88	
	三重	4,857	15	4	770	759	1,811	1,498	0	0	
	滋賀	2,146	28	12	432	379	635	660	0	0	
	京都	2,407	7	2	371	421	748	858	0	0	
	大阪	18,299	63	21	3,473	3,502	5,916	4,876	234	214	
	兵庫	7,952	26	19	1,269	1,162	2,742	2,536	116	82	
	奈良	2,560	10	6	749	809	490	495	0	1	
	和歌山	2,392	15	5	534	397	738	703	0	0	
	鳥取	1,696	13	6	335	280	561	500	1	0	
	島根	2,493	14	5	535	587	704	631	5	12	
	岡山	5,412	26	2	949	795	1,672	1,836	42	90	
	広島	6,246	61	12	1,213	1,062	2,097	1,801	0	0	
	山口	5,986	16	3	1,449	1,436	1,612	1,470	0	0	
	徳島	4,037	29	8	559	351	1,708	1,381	1	0	
	香川	3,750	6	0	332	239	1,659	1,513	1	0	
	愛媛	4,666	39	20	1,015	921	1,489	1,182	0	0	
	高知	3,537	12	1	560	576	1,312	1,049	6	21	
	福岡	12,719	101	23	2,155	1,648	4,380	4,218	52	142	
	佐賀	4,212	45	9	659	586	1,376	1,502	11	24	
	長崎	7,760	43	8	949	867	3,188	2,683	9	13	
	熊本	8,565	78	8	1,747	1,500	2,687	2,545	0	0	
	大分	5,290	37	8	1,103	756	1,603	1,783	0	0	
	宮崎	5,792	4	1	616	476	2,413	2,282	0	0	
	鹿児島	9,627	78	29	1,780	1,379	3,251	3,110	0	0	
	沖縄	5,370	50	5	785	641	2,242	1,647	0	0	
札幌市	7,055	28	11	1,358	1,298	2,004	2,058	167	131		
仙台市	1,719	4	0	291	381	396	647	0	0		
さいたま市	1,154	4	5	333	262	275	275	0	0		
千葉市	1,431	12	3	464	327	314	311	0	0		
横浜市	4,938	28	13	1,360	1,310	1,135	1,091	1	0		
川崎市	1,354	8	5	240	257	431	413	0	0		
名古屋	4,425	63	8	885	820	1,522	1,126	1	0		
京都市	3,608	4	1	426	767	998	1,412	0	0		
大阪市	188	1	2	3	11	58	112	0	1		
神戸市	3,390	10	2	724	610	1,133	910	1	0		
広島市	2,881	67	18	538	508	832	898	9	11		
北九州市	3,839	33	6	522	480	1,504	1,294	0	0		
福岡市	3,918	19	5	569	562	1,282	1,479	1	1		
合計	329,095	1,974	592	59,952	54,194	109,892	100,030	1,262	1,199		

資料：精神保健福祉課調

表11 精神病院平成15年6月入院患者数の状況（疾患分類別）

	症状性を 含む器質 性障害 (F0)	アルツハ イマー病 の痴呆 (F00)	血管性痴 呆(F01)	上記以外 の器質性 障害 (F02-09)	精神作用 薬による 精神障害 (F1)	アルコー ル使用に よる精神 障害 (F10)	覚せい剤 による精 神障害	アルコール を除く精 神作用薬 による精 神障害	精神分裂 症 (F2)		
都	北海道	2,931	722	1,279	930	922	878	12	32	6,467	
	青森	723	172	366	185	210	201	2	7	2,615	
	岩手	577	218	217	142	296	287	3	6	2,852	
	宮城	643	176	290	177	119	109	6	4	2,026	
	秋田	926	306	484	136	224	210	9	5	2,285	
	山形	609	173	323	113	124	121	0	3	1,836	
	福島	1,278	287	582	409	279	256	13	10	4,466	
	茨城	833	167	335	331	283	251	15	17	5,032	
	栃木	481	105	117	259	156	138	9	9	3,404	
	群馬	429	101	143	185	213	185	22	6	3,387	
	埼玉	2,838	823	1,057	958	298	262	14	22	6,641	
	千葉	1,789	576	435	778	641	594	34	13	7,078	
	東京	3,103	1,191	996	916	1,164	1,014	81	69	14,711	
	神奈川	1,578	560	635	383	408	380	19	9	3,821	
	新潟	1,454	567	557	330	250	238	1	11	3,740	
	富山	657	196	231	230	114	113	0	1	2,145	
	石川	833	268	332	233	72	71	0	1	2,230	
	福井	390	188	71	131	77	72	0	5	1,363	
	府	山梨	224	99	53	72	101	91	8	2	1,617
長野		520	189	159	172	283	274	3	6	3,372	
岐阜		419	107	187	125	161	151	1	9	2,799	
静岡		823	287	314	222	399	357	24	18	4,340	
愛知		842	185	317	340	549	492	19	38	5,578	
三重		511	101	100	310	206	194	5	7	3,078	
滋賀		352	134	91	127	62	55	4	3	1,283	
京都		466	89	196	181	37	31	3	3	1,563	
大阪		3,324	989	963	1,372	1,269	1,086	103	80	11,279	
兵庫		1,494	351	441	702	297	269	15	13	4,933	
奈良		499	221	204	74	90	66	9	15	1,609	
和歌山		143	52	28	63	60	51	2	7	1,920	
鳥取		224	91	59	74	99	95	2	2	1,130	
島根		593	209	245	139	108	106	1	1	1,358	
岡山		1,376	463	642	271	246	230	7	9	2,940	
広島		1,408	536	535	337	587	557	24	6	3,396	
山口		1,351	523	550	278	297	291	2	4	3,499	
県		徳島	373	43	100	230	191	175	11	5	2,923
		香川	596	165	204	227	242	217	16	9	2,408
	愛媛	687	250	177	260	246	226	15	5	3,068	
	高知	628	222	287	119	296	285	7	4	2,108	
	福岡	2,736	718	1,250	768	997	850	98	49	6,696	
	佐賀	982	407	317	258	205	180	7	18	2,396	
	長崎	1,302	434	476	392	551	535	5	11	4,589	
	熊本	1,797	475	786	536	439	396	20	23	4,948	
	大分	1,138	568	429	141	311	305	3	3	3,248	
	宮崎	1,455	401	708	346	387	382	1	4	3,040	
	鹿児島	1,613	493	714	406	479	465	5	9	6,002	
	沖縄	1,081	249	418	414	228	216	2	10	3,572	
	市	札幌市	1,071	397	391	283	488	450	20	18	3,804
		仙台市	498	133	202	163	67	62	1	4	875
		さいたま市	41	4	13	24	20	16	1	3	1,005
		千葉市	107	11	30	66	79	38	29	12	1,037
		横浜市	744	366	149	229	258	205	29	24	3,187
		川崎市	175	63	95	17	20	19	0	1	995
		名古屋市	297	38	60	199	208	186	12	10	3,252
京都市		1,466	763	597	106	159	151	4	4	1,580	
大阪市		9	2	2	5	4	3	0	1	65	
神戸市		337	94	96	147	273	244	10	19	2,246	
広島市		475	175	172	128	202	177	17	8	1,682	
北九州市		839	366	339	134	215	187	15	13	2,131	
福岡市		644	229	257	158	195	178	9	8	2,284	
合 計		57,732	18,488	21,803	17,441	17,461	15,924	809	728	200,934	

資料：精神保健福祉課調

(平成15年6月30日現在)

気分(感情)障害(F3)	神経症性障害、ストレス関連性及び現性障害(F4)	生理的障害及び要因した行動症候群(F5)	成人の人格及び行動の障害(F6)	精神遅滞(F7)	心理的発達障害(F8)	小児期及び青年期発達の特定の精神障害(F9)	てんかん	その他	合計
1,123	347	47	67	423	16	6	387	364	13,100
270	127	13	28	91	12	3	86	8	4,186
330	117	12	23	166	0	9	101	62	4,545
357	66	8	12	75	1	5	106	31	3,449
359	83	8	15	150	4	0	111	29	4,194
302	144	3	28	93	1	1	62	36	3,239
396	166	7	50	370	3	2	183	58	7,258
325	123	11	22	218	3	8	156	74	7,088
366	68	5	15	175	1	11	129	71	4,882
285	100	20	23	126	1	2	89	14	4,689
672	200	26	25	193	17	4	147	43	11,114
738	279	19	64	115	9	11	126	83	10,952
1,994	446	89	290	521	83	259	358	143	23,161
484	137	32	44	78	7	5	88	22	6,704
637	142	24	63	314	1	2	138	119	6,884
271	90	4	26	101	4	6	61	6	3,485
252	89	1	18	112	1	3	86	29	3,726
218	72	9	14	36	1	7	20	13	2,220
161	51	10	13	98	2	1	38	18	2,334
386	121	15	42	90	1	3	105	35	4,973
290	124	5	38	115	1	5	108	48	4,113
462	218	13	23	125	2	1	82	110	6,598
631	170	5	65	386	15	12	174	103	8,530
340	198	9	30	146	39	26	83	191	4,857
213	78	10	12	37	3	14	52	30	2,146
206	35	2	13	31	5	7	30	12	2,407
1,231	224	73	91	357	52	23	221	155	18,299
356	172	14	23	239	4	16	122	282	7,952
215	37	6	14	62	1	2	14	11	2,560
118	38	2	19	66	1	5	15	5	2,392
119	32	1	19	28	1	3	19	21	1,696
210	77	4	16	49	0	8	29	41	2,493
349	140	19	23	139	9	0	75	96	5,412
401	56	20	26	201	1	2	91	57	6,246
271	81	3	59	179	4	10	89	143	5,986
142	75	15	39	145	1	2	87	44	4,037
183	50	4	19	121	1	2	85	39	3,750
260	93	3	51	109	2	7	95	45	4,666
227	69	6	14	89	1	10	58	31	3,537
891	287	50	222	428	6	6	192	208	12,719
254	94	8	39	98	5	2	51	78	4,212
512	126	8	62	351	4	6	170	79	7,760
452	137	37	72	353	4	29	206	91	8,565
284	57	6	9	115	2	7	105	8	5,290
304	88	4	21	321	9	0	123	40	5,792
640	90	1	47	318	1	56	236	144	9,627
179	67	8	8	32	0	5	41	149	5,370
727	217	48	56	373	28	4	204	35	7,055
163	48	9	6	5	0	1	23	24	1,719
37	15	3	2	16	0	1	11	3	1,154
95	53	3	9	20	2	3	16	7	1,431
389	134	13	42	53	7	13	69	29	4,938
117	27	3	4	2	0	0	9	2	1,354
347	80	7	45	73	4	1	73	38	4,425
227	54	8	21	39	2	0	42	10	3,608
75	19	4	6	0	0	2	3	1	188
193	59	11	12	66	6	1	52	134	3,390
252	53	13	62	53	2	2	34	51	2,881
308	39	12	53	130	1	15	46	50	3,839
364	132	7	48	169	0	3	44	28	3,918
22,960	6,811	840	2,332	9,184	394	660	5,856	3,931	329,095

表12 都道府県別年間入退院患者数等

(平成15年)

		年間在院患者延数	年間新入院患者数	年間退院患者数	平均在院日数
北海道		4,796,321人	14,631人	14,940人	326.5日
青森県		1,523,265	4,889	4,999	308.1
岩手県		1,655,812	4,253	4,305	387.0
宮城県		1,260,160	3,609	3,476	327.9
秋田県		1,541,187	4,555	4,745	331.4
山形県		1,189,896	4,364	4,455	269.8
福島県		2,646,665	6,259	6,477	415.6
茨城県		2,586,520	5,303	5,450	481.1
栃木県		1,779,572	4,277	4,249	417.4
群馬県		1,839,626	5,054	5,140	360.9
埼玉県		4,055,904	10,952	10,792	375.0
千葉県		3,987,607	10,055	10,173	368.6
東京都		8,440,263	32,966	33,557	253.8
神奈川県		2,448,116	8,026	8,500	292.1
新潟県		2,534,363	7,243	7,391	346.4
富山県		1,276,620	3,654	3,712	346.6
石川県		1,366,141	3,683	3,793	365.5
福井県		808,864	2,942	2,926	275.7
山梨県		845,776	2,465	2,491	341.3
長野県		1,831,100	6,768	6,840	269.1
岐阜県		1,493,289	4,682	4,736	317.1
静岡県		2,409,381	7,652	7,708	313.7
愛知県		3,099,446	8,250	8,317	377.0
三重県		1,774,488	5,557	5,873	310.5
滋賀県		784,665	2,402	2,433	324.6
京都府		903,616	2,689	2,700	388.1
大阪府		6,673,028	20,245	20,508	313.7
兵庫県		2,899,590	6,195	6,217	420.8
奈良県		937,046	2,439	2,479	381.1
和歌山県		869,120	1,876	1,926	457.2
鳥取県		621,980	1,916	1,921	324.2
島根県		914,019	3,361	3,412	269.9
岡山県		1,966,757	7,118	7,321	272.4
広島県		2,279,772	5,624	5,720	340.1
山口県		2,197,536	5,109	5,204	426.2
徳島県		1,466,764	2,489	2,617	574.5
香川県		1,365,132	3,427	3,490	394.7
愛媛県		1,708,826	4,465	4,433	384.1
高知県		1,289,903	4,674	4,709	274.9
福岡県		4,755,510	11,226	11,416	380.9
佐賀県		1,543,781	3,659	3,744	417.1
長崎県		2,830,913	6,267	6,484	444.0
熊本県		3,131,668	8,210	8,328	378.7
大宮分岐		1,941,955	4,723	4,710	411.7
大宮分岐		2,117,220	4,667	4,748	449.8
鹿児島		3,524,614	6,322	6,341	556.7
沖縄		1,959,865	5,899	5,986	329.8
札幌市		2,559,436	7,743	7,748	330.4
仙台市		623,893	2,193	2,212	283.3
さいたま市		417,315	1,062	1,054	394.4
千葉市		524,404	2,103	2,151	246.5
横濱市		1,803,371	6,008	5,955	301.5
川崎市		501,969	2,030	2,033	247.1
名古屋市		1,627,812	4,193	4,315	382.7
京都市		1,317,592	3,011	3,026	436.5
大阪市		69,118	1,088	1,143	62.0
神戸市		1,249,251	3,614	3,691	342.0
広島市		1,049,947	4,127	4,108	255.0
北九州市		1,404,076	3,934	3,939	356.7
福岡市		1,424,543	4,607	4,696	306.3
全国		120,446,389	342,804	347,985	363.7

資料：精神保健福祉課調（病院報告より作成）

表13 精神病床数・入院患者数・措置入院者数・措置率・利用率の推移

(各年6月末)

年次	精神病床数 床	入院患者数 人	措置入院者数 人	措置率 %	病床利用率 %
昭和45年	242,022	253,433	76,597	30.2	104.7
50	275,468	281,127	65,571	23.3	102.1
55	304,469	311,584	47,400	15.2	102.3
60	333,570	339,989	30,543	9.0	101.9
63	351,469	344,818	18,368	5.3	98.1
平成元	355,334	346,540	15,036	4.3	97.5
2	358,251	348,859	12,572	3.6	97.4
3	360,303	349,052	10,011	2.9	96.9
4	361,896	346,776	8,550	2.5	95.8
5	363,010	343,718	7,223	2.1	94.7
6	362,692	343,156	6,418	1.9	94.6
7	362,154	340,812	5,905	1.7	94.1
8	361,073	339,822	5,436	1.6	94.1
9	360,432	336,685	4,772	1.4	93.4
10	359,563	335,845	4,293	1.3	93.4
11	358,609	333,294	3,472	1.0	92.9
12	348,966	333,712	3,247	1.0	95.6
13	357,388	332,759	3,083	1.0	93.1
14	356,621	330,666	2,767	1.0	92.7
15	355,269	329,555	2,566	1.0	92.8

資料：精神病床数・入院患者数は精神保健福祉課調（病院報告より作成）

措置入院患者数は平成8年まで厚生省報告例，平成9年から精神保健福祉課調

表14 入院形態別入院患者数及び通院患者数の推移

(上段：実数(人)、下段：割合(%))

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
入院患者数	340,943 (100.0)	338,616 (100.0)	336,377 (100.0)	335,707 (100.0)	332,831 (100.0)	333,033 (100.0)	332,714 (100.0)	330,050 (100.0)	329,095 (100.0)
措置入院	5,854 (1.7)	5,394 (1.6)	4,772 (1.4)	4,296 (1.3)	3,472 (1.0)	3,247 (1.0)	3,083 (0.9)	2,767 (0.8)	2,566 (0.8)
医療保護入院	102,549 (30.1)	98,528 (29.0)	94,827 (28.2)	92,334 (27.5)	91,699 (27.5)	105,359 (31.6)	110,930 (33.3)	112,661 (34.1)	114,146 (34.7)
任意入院	224,857 (65.9)	227,800 (67.3)	230,983 (68.6)	233,849 (69.6)	233,509 (70.1)	220,840 (66.3)	215,438 (64.8)	212,015 (64.3)	209,922 (63.8)
その他	7,781 (2.3)	6,992 (2.1)	5,893 (1.8)	5,326 (1.6)	4,250 (1.3)	3,557 (1.1)	3,263 (1.0)	2,607 (0.8)	2,461 (0.7)
通院患者数	-	472,268	484,565	587,203	634,661	727,839	796,732	855,875	933,381

資料：精神保健福祉課調（各年6月末現在）

表15 税制上の優遇措置の概要

措 置	適用年月日	内 容	備 考 ①提出先 ②提出書類
所得税の 障害者控除	平成元年の 所得から	本人、又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族の課税所得から以下の額を控除する。 障害者控除……………27万円 特別障害者控除……………40万円 同居の特別障害者の配偶者控除、扶養控除の加算……………35万円	① 税務署 ② 精神障害者保健福祉手帳
住民税の 障害者控除	平成2年度から (平成元年の 所得)	本人、又は扶養者の課税所得から以下の額を控除する。 障害者控除……………26万円 特別障害者控除……………30万円 同居の特別障害者の配偶者控除、扶養控除の加算……………23万円 前年分の所得が125万円以下の障害者は住民税は課されない。	① 県税事務所 各市町村 ② 精神障害者保健福祉手帳
利子等の 非課税 (老人等マル優)	平成元年 4月1日から	元本が350万円までの郵便貯金 元本が350万円までの預貯金 額面が350万円までの公債	} の利子に 課税されない。 ① 郵便局、銀行、信託銀行、 証券会社など ② 精神障害者保健福祉手帳
相続税の 障害者控除	平成2年度から	法定相続人である障害者の相続税額から以下により算出した額を控除 障害者控除 (70歳に達するまでの年数)×6万円 特別障害者控除 (70歳に達するまでの年数)×12万円	
贈与税の 非課税	平成2年度から	障害者にその生活費、医療費としてその運用益を提供する信託契約(特別障害者扶養信託)の形で個人から贈与された6,000万円までの信託金銭等が非課税となる。	① 税務署 ② 障害者非課税信託申告書
自動車税 軽自動車税 又は 自動車取得税の 減免 (全額免除)	平成2年 4月1日から	各自治体の判断により、精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。)の交付及び精神保健法及び精神障害者福祉に関する法律第32条の通院医療の公費負担を受けている特別障害者の通院等の用に供する自動車又は軽自動車に係る自動車税、軽自動車税又は自動車取得税が減免されている。 ただし、当該障害者又は当該障害者と生計を同一にする者が所有し、当該障害者と生計を同一にする者が運転する車両1台に限る。	① 県税事務所、各市町村 ② 精神障害者保健福祉手帳 ・運転する者と精神障害者が生計を同一である旨の証明書(保健所長が申請に基づき交付)※



# 18 精神衛生実態調査結果概要

— 昭和29年 —

人口 88,293,000人

## 精神障害者数

	全国推計数	有病率人口千対
総 数	130万人	14.8
精 神 病	45万人	5.2
精神薄弱	58万人	6.6
そ の 他	27万人	3.0

## 処遇の状況

在宅のまま精神科専門の指導をうけている  
1% 1.24万人

精神病院または精神病室に入っている  
3% 3.72万人

在宅のまま精神科専門医以外の医師、保健  
所により指導をうけている  
5% 6.20万人

そ の 他 91% 118万人

## 必要な処遇別精神障害者数

	全国推計数	有病率人口千対
総 数	130万人	14
要収容治療	46万人	5
要家庭治療	38万人	4
要家庭指導	46万人	5

— 昭和38年 —

人口 96,156,000人

## 精神障害者数

	全国推計数	有病率人口千対
総 数	124万人	12.9
精 神 病	57万人	5.9
精神薄弱	40万人	4.2
そ の 他	27万人	2.8

## 年齢階級別 有病率人口千対

0～9歳	7.7
10～19歳	11.4
20～29歳	7.8
30～39歳	15.7
40～49歳	19.3
50～59歳	16.4
60歳以上	19.9

## 処遇別精神障害者百分率

	医療を 総数 うけて いる	精神衛生 相談所等 その他の 施設の指 導をうけ ている	在宅の 患者
総 数	100	30.1	5.2
精 神 病	100	45.4	1.9
精神薄弱	100	6.0	13.0
そ の 他	100	33.3	0.8

## 必要な処置別精神障害者・有病者

	(人口 千対 有病 率 総数)	精神病 院に入 院を要 するも の	精神病院 以外の施 設に収容 を要する もの	在宅のま ま医療ま たは指導 を要する もの
	万人 (12.9)	万人 (3.0)	万人 (0.7)	万人 (9.3)
総 数	124 (5.9)	28 (2.2)	7 (0.1)	89 (3.6)
精 神 病	57 (4.2)	21 (0.4)	2 (0.5)	35 (3.3)
精神薄弱	40 (2.8)	3 (0.4)	5 (0.05)	32 (2.3)
そ の 他	27	4	—	22

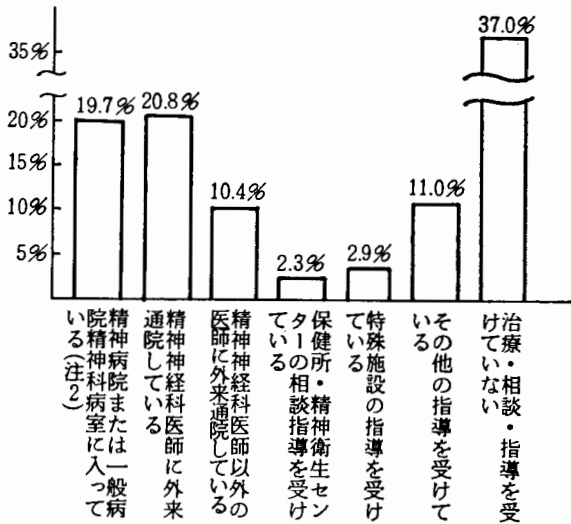
—昭和48年—

人口108,079,000人 (注1)

1. 精神障害者の内訳

精神病によるもの	57.8%
精神薄弱によるもの	20.8%
その他によるもの	21.4%

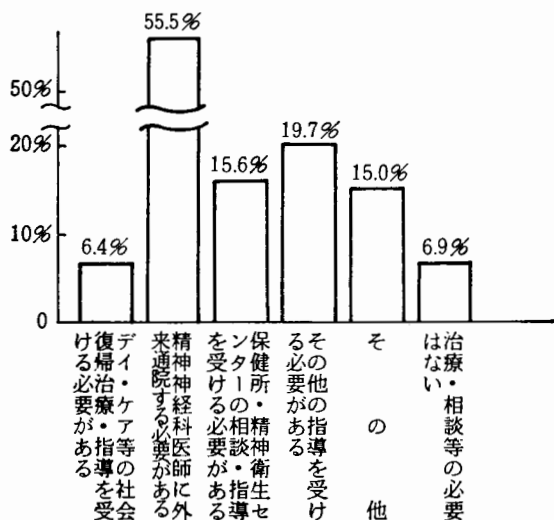
2. 現在の治療及び指導の内容(延集計)



現在の治療及び指導の内容を延集計すると、

- (1) 現在、精神神経科医師に外来通院しているものは20.8%、また、精神神経科医師以外の医師に外来通院しているものは10.4%で、この両者を加えると、31.2%が現在、医療機関に外来通院している。
- (2) 保健所・精神衛生センターの相談・指導を受けているものは2.3%、特殊施設の指導を受けているものは2.9%、または、その他の指導を受けているものは11.0%で、これを加えると16.2%が、現在、指導を受けている。
- (3) 治療・相談・指導を受けていないものは37.0%である。

### 3 必要な治療及び指導の内容（延集計）



必要な治療及び指導の内容を延集計すると、

- (1) デイ・ケア等の社会復帰治療・指導を受ける必要があるものは6.4%であり、その重要性を示した。
- (2) 精神神経科医師に外来通院する必要があるものは55.5%であり、前2項の(1)現在、医療機関に外来通院しているものにくらべて、必要性が高いことを示した。
- (3) 保健所・精神衛生センターの相談・指導を受ける必要があるものは15.6%、またその他の指導を受ける必要があるものは19.7%で、この両者を加えると35.3%が指導を必要としており、前項2(2)の現在、指導を受けているものにくらべて、必要性が高いことを示した。

注1 各年とも厚生省統計情報部人口動態統計による。

注2 48年12月末入院患者数 268,546人（厚生省統計情報部病院報告による）に対応するもの。

1. 都道府県の実施状況

47都道府県中37道府県で実施

2. 医療施設の実施状況

全国の施設実施率 50.5%

調査が行われた37道府県での施設実施率 87.2%

3. 調査票の回収状況

回収率 69.6%

4. 調査結果の概要

(1) 基本的事項

ア. 年齢階層

入院、通院とも25～54歳の青壮年期が3分の2を占める。

イ. 診断分類

入院では、精神分裂病、老年期器質性精神病、アルコール精神疾患、躁うつ病が多い。通院では、精神分裂病、神経症、躁うつ病、てんかんが多い。

ウ. 診断分類別の年齢階層

入院、通院とも精神分裂病は総数の場合とほとんど同じであるが、躁うつ病、アルコール精神病は壮年期を山として高年層に傾いている。神経症は入院では各年齢層にわたって幅広く分布し、通院では高年層に傾いている。

エ. 罹病期間

10年以上が入院では65%、通院では47%。

オ. 受療期間

10年以上が入院では53%，通院では30%。

(2) 受療方法に関する事項

ア. 紹介の有無と紹介機関

紹介により受療した者は，入院，通院ともに30%程度。紹介機関は，医療施設，福祉事務所・保健所等，友人・知人等が多い。

イ. 通院医療費公費負担

公費負担を受けている者は30%（昭和45年13%）。

ウ. 入院形式

同意入院80%，措置入院14%，自由入院5%。

エ. 保護義務者

父母44%，兄弟姉妹25%，配偶者12%。なお市町村長は5%。

オ. 通院片道時間

30分未満39%，1時間未満78%。

カ. 通院間隔

2週に1回が60%，月に1回が23%。

(3) 治療，社会復帰に関する事項

ア. 他機関等の利用

受療している医療機関のほかには他機関等を利用している者は13%。

そのうち，保健婦等の訪問42%（全体の5%），福祉事務所員の訪問18%，保健所で行う社会復帰事業9%。

イ. 日常生活介助の必要性

介助を必要とする者は，入院で64%，通院で23%。

ウ. 開放，閉鎖病棟の利用

閉鎖病棟が64%，開放・半開放病棟35%。

エ. 身体合併症

合併症を有する者は37%。

オ. 入院回避条件

どのような条件が満たされれば入院を回避できたかについては、家族の協力、治療指導の継続、早期相談・早期治療が優先的に考えられている。

カ. 近い将来の退院の見込み

退院の可能性のある者57%，退院の困難な者41%。

キ. 退院促進条件

どのような条件が満たされれば退院を促進できるかについては、家族の受入れ、保健婦等の訪問指導、社会復帰施設、職親制度、共同作業所が優先的に考えられている。

ク. 利用させたい社会復帰機能

通院で、今すぐにも利用させたい社会復帰機能については、保健婦等の訪問指導、精神科デイ・ケア、保健所で行う社会復帰事業、共同作業所、社会復帰施設が優先的に考えられている。

## IV 精神保健関係年表

年 代	精 神 保 健 事 項
1874 (明治7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部省、東京、京都、大阪の3府に医制(76条)を通知する。 (第25条に病院建設の規定がある。第26条に微毒院、癲狂院等各種病院設立の方法は皆前条に則る)</li> <li>・東京衛戍病院に精神科病室設置 極貧の独身者にて廢疾に罹り産業を営む能はざるものには1カ年米1石八斗の積を以て給与すべし、但独身にあらずと雖も余の家人70年以上15年以下にてその身廢疾に罹り窮迫のものは本文に準じ給与すべし。貧窮な精神病者にもこれを準用するとある。</li> </ul>
1875 (明治8年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府洛東南禅寺に京都癲狂院を設け京都府療病院の所轄とする。 (日本最初の公立精神病院)</li> <li>・京都府、岩倉村の宿屋に精神病者の宿泊を禁止</li> <li>・デーニッツが警視庁において裁判医学(精神病学を含む)を講義</li> </ul>
1876 (明治9年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸文哉著抄訳「精神病約説三卷」(Henry Maudsley, 1872)</li> <li>・マックス・ペール「監獄衛生」著</li> </ul>
1878 (明治11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮内省東京府に脚気病院、癲狂病院設立費として2万3千円下賜</li> <li>・名古屋監獄に日本最初の監獄病室設置</li> </ul>
1879 (明治12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内務省達、府県衛生課事務条項第5「窮民療養の事」公私立病院及び貧院、盲院、聾啞院、癲狂院、棄児院等の設立を掌ること</li> <li>・ベルツ E. Baelz 東京大学医学部で精神病学を講義</li> <li>・愛知医学校の教師フォン・ローレツ A. von Roretz, 生徒開業医、警察官に訴訟医学講義、精神病院の必要を県に建議</li> </ul>
1882 (明治15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上野癲癩人は直ちに東京府巢鴨病院へ護送の上、その理由を該患者の見認地の区役所又は戸長役場へ通知すべき旨の東京府令出る。</li> </ul>
1884 (明治17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警視府布達乙第12号 許可のない患者を私立癲狂院に入院させることを禁止</li> <li>・相馬誠胤、加藤癲癩病院に入院(3月)相馬事件がはじまる</li> </ul>
1886 (明治19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京府癲狂院に入院の子爵相馬誠胤(元相馬藩主)を錦織剛清が夜中に病院に侵入し連れ出した。 相馬事件は明治27年まで訴訟が続いた日本で最も有名な精神病関係の訴訟である。</li> <li>・東京大学医学部精神病学教室開設、榊淑が教授となり日本人による初めての精神医学講義</li> </ul>
1891 (明治24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石井亮一、白痴教育施設設立(わが国初の精神薄弱児収容施設)</li> </ul>
1894 (明治27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警視庁が精神病者取扱心得を發布する。</li> </ul>
1895 (明治28年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロイト精神分析を提唱する。</li> <li>・吳秀三纂訳「精神病学集要」が完結</li> </ul>

年 代	精 神 保 健 事 項																					
1896 (明治29年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレペリン, 近代精神病学を確立</li> <li>・陸軍省, 精神病を一等症に編入</li> </ul>																					
1899 (明治32年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府精神病患者監護法案衆議院通過, 貴族院にて否決</li> </ul>																					
1900 (明治33年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病患者監護法公布</li> </ul>																					
1901 (明治34年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウォルフ, トリオナル持続睡眠法創始</li> </ul>																					
1902 (明治35年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本神経学会 (日本精神神経学会の前身) 創立</li> <li>・精神病患者慈善救済会成立</li> <li>・幼年者飲酒禁止法案議院提出</li> <li>・日本神経学会機関紙として『神経学雑誌』発行</li> </ul>																					
1906 (明治39年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警視庁, 警察医員制度改正, 「精神病診断所」を職務事項に加う。</li> <li>・東京府巣鴨病院, 患者の作業室を新築, 農業, 園芸, 牧畜に乗り出す。</li> <li>・精神障害者調査 (1906年末) 総数 24,166人, 監置患者 4,658人, 仮監置 116人</li> </ul> <p>明治41年度入退院数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入院</th> <th>退院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>959</td> <td>902</td> </tr> <tr> <td>京都</td> <td>475</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>493</td> <td>488</td> </tr> <tr> <td>兵庫</td> <td>175</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>275</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,377</td> <td>2,249</td> </tr> </tbody> </table>		入院	退院	東京	959	902	京都	475	470	大阪	493	488	兵庫	175	130	その他	275	259	計	2,377	2,249
	入院	退院																				
東京	959	902																				
京都	475	470																				
大阪	493	488																				
兵庫	175	130																				
その他	275	259																				
計	2,377	2,249																				
1907 (明治40年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医学校に精神病科設置に関する建議案」可決</li> </ul>																					
1908 (明治41年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央慈善協会設立</li> <li>・文部省発布の医学専門学校令の教授科目に精神病学が入る。</li> </ul>																					
1909 (明治42年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・片山, 呉ら, 中央衛生会に「各府県に精神病院を設置すべき旨」の建議</li> </ul>																					
1910 (明治43年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病患者の公費収容, 委託監置始まる。</li> <li>・内務省衛生局長が地方長官会議において, 府県立病院に精神病患者収容施設の設置を勧奨</li> </ul>																					
1911 (明治44年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官立精神病院設置建議案を提出</li> <li>・内務省衛生局長, 地方長官に通牒して警察巡閲規則の巡閲事項に精神病に関することを加う。</li> <li>・東大精神病学教室私宅監置の状況の実地調査</li> </ul>																					
1917 (大正6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病患者全国一斉調査結果 総数 64,941人 入院 4,000人 私宅監置 4,500人 人口千対 1.18人</li> <li>・日本精神医学会創立</li> <li>・感化院法公布</li> </ul>																					



年 代	精 神 保 健 事 項
1919 (大正 8 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病院法公布</li> <li>・大阪市立児童相談所設立 (公立児童相談所の最初)</li> <li>・内務省衛生局代用精神病院基準を示し各地方長官に私立精神病院の代用精神病院としての適否を調査</li> </ul>
1920 (大正 9 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部省令「学校医職務規定」精神薄弱者の鑑別養護</li> <li>・日本精神病医協会設立</li> </ul>
1921 (大正10年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部省, 低能児教育調査会設置</li> </ul>
1923 (大正12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病院法施行規則公布</li> </ul>
1926 (昭和元年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本精神衛生協会発足</li> <li>・日本心理学会発足</li> </ul>
1930 (昭和 5 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回国際精神衛生会議</li> </ul>
1932 (昭和 7 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回全国公立及び代用精神病院院長会議, 内務大臣により招集</li> <li>・精神薄弱児童研究会設置</li> </ul>
1934 (昭和 9 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神薄弱児保護協会設立</li> </ul>
1935 (昭和12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カルジアゾール痙攣療法始む。</li> </ul>
1938 (昭和13年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生省に優生課新設</li> </ul>
1940 (昭和15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民優生法公布</li> </ul>
1943 (昭和18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神医学研究所設立</li> </ul>
1948 (昭和23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立国府台病院, 精神衛生センターとして発足, 同病院にはじめて精神医学ソーシャル・ワーカー置かる。</li> </ul>
1950 (昭和25年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神衛生法公布</li> </ul>
1951 (昭和26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本精神衛生会発足</li> </ul>
1952 (昭和27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立精神衛生研究所設置</li> <li>・精神衛生普及会発足</li> <li>・全国精神薄弱児育成会結成</li> </ul>
1953 (昭和28年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WHO顧問としてレムカウ Paul V. Lemkau 及びブレイン Daniel Blain来日, わが国精神衛生及び国立精神衛生研究所に対する勧告を行う。</li> <li>・日本精神衛生連盟結成, 世界精神衛生連盟に加盟</li> <li>・第 1 回全国精神衛生大会</li> </ul>
1954 (昭和29年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回全国精神衛生相談所長会議</li> <li>・精神衛生実態調査</li> </ul>

年 代	精 神 保 健 事 項
1955 (昭和30年)	・覚醒剤対策推進中央本部が内閣におかれる。
1956 (昭和31年)	・厚生省公衆衛生局に精神衛生課設置 ・在院精神障害者実態調査
1957 (昭和32年)	・精神病の治療指針 (保険局長・公衆衛生局長通知) ・新潟精神病院におけるツツガ虫接種問題となる。 ・病院精神医学懇話会発足
1958 (昭和33年)	・緊急救護施設の運営について (社会局施設課長通知)
1959 (昭和34年)	・精神衛生相談所運営要領について (公衆衛生局長通知)
1960 (昭和35年)	・精神薄弱者福祉法 ・第1回指定病院長会議
1961 (昭和36年)	・酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律 ・精神科の治療指針 (保険局長通知)
1963 (昭和38年)	・精神衛生法改正の動きが起きる。(日本精神病院協会, 日本精神神経学会, 厚生省が検討を始める) ・全国精神衛生連絡協議会発足 ・精神障害者措置入院制度の強化について (公衆衛生局長通知) ・精神衛生実態調査 ・国立久里浜療養所にアルコール中毒特別病棟開設
1964 (昭和39年)	・ライシャワー駐日米国大使刺傷事件, 警察庁から厚生省に対し, 法改正の意見を具申 ・精神衛生法改正に関する精神衛生審議会の中間答申
1965 (昭和40年)	・精神衛生法改正案, 国会で可決 ・精神衛生センターの設置, 保健所の業務に精神衛生が加わる。 ・精神障害者家族会発足 ・緊急救護施設の整備運営について (社会局施設課長通知)
1966 (昭和41年)	・保健所における精神衛生業務について (公衆衛生局長通知)
1967 (昭和42年)	・地域精神医学会設立 ・日本精神病院協会精神衛生法改正委員会社会復帰施設についての委員会答申まとめる。
1968 (昭和43年)	・WHO技術援助計画に基づく勧告 ・医療審議会地域ごとの必要病床数の算定方法改正答申 —— 精神病床1万対25床 ・中央精神衛生審議会「精神医療体系の現状に対する意見」をまとめる。 ・精神障害関係医療費, 結核のそれをはじめて凌駕
1969 (昭和44年)	・精神衛生センター運営要領について (公衆衛生局長通知) ・精神障害回復者社会復帰センター設置要綱案を中央精神衛生審議会に諮問

年 代	精 神 保 健 事 項
1969 (昭和44年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央精神衛生審議会保安処分に関する意見をただす</li> <li>・精神病院実態調査</li> <li>・日本精神神経学会理事会「精神病院に多発する不詳事件に関連し全会員に訴える」声明発表</li> </ul>
1970 (昭和45年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病院の運営管理に対する指導監督の徹底について (公衆衛生局長, 医務局長通知)</li> <li>・心身障害者対策基本法公布</li> <li>・精神障害回復者社会復帰施設整備費予算化</li> </ul>
1971 (昭和46年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本精神神経学会総会にて保安処分制度に反対する決議</li> <li>・法制審議会刑事法特別部会処分案を決定</li> </ul>
1972 (昭和47年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生省精神衛生思想普及費, 精神病院技術職員等研修費, 児童精神科専門医研修費, A級精神衛生センターにおけるデイ・ケア事業運営費予算化</li> <li>・精神科カウンセリング科新設</li> </ul>
1973 (昭和48年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神衛生実態調査</li> <li>・行政管理庁「精神衛生に関する行政監察結果に基づく勧告」</li> <li>・第21回全国精神衛生大会(金沢)の開催中止</li> </ul>
1974 (昭和49年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科作業療法, 精神科デイ・ケアが社会保険診療報酬で点数化</li> <li>・日本精神神経科診療所医会結成</li> <li>・デイ・ケア施設整備費予算化</li> </ul>
1975 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所における社会復帰相談指導事業の実施</li> <li>・アルコール中毒臨床医等研修費予算化</li> </ul>
1976 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者措置入院制度の適正な運用について (公衆衛生局長通知)</li> </ul>
1978 (昭和53年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央精神衛生審議会が精神障害者の社会復帰施設に関する中間報告</li> <li>・精神科デイ・ケア研修を実施</li> </ul>
1979 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神衛生社会生活適応施設整備費, 精神衛生センターにおける有害相談事業費予算化</li> <li>・アルコール飲料と健康に関する検討委員会設置</li> <li>・第27回全国精神衛生大会(大阪)の再開</li> </ul>
1980 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生審議会精神衛生部会の意見「老人精神病棟に関する意見」</li> <li>・アルコール健康医学協会設立</li> <li>・職親制度検討委員会設置</li> </ul>
1981 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立精神衛生研究所WHO研究・研修センターに指定</li> <li>・職親制度検討委員会が精神障害者職業参加促進制度に関する中間報告</li> <li>・国際障害者年精神衛生国際セミナー開催</li> <li>・覚せい剤緊急対策策定</li> </ul>

年 代	精 神 保 健 事 項
1982 (昭和57年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院患者リハビリテーション事業実施</li> <li>・老人保健法成立</li> <li>・老人精神衛生相談事業予算化</li> </ul>
1983 (昭和58年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神衛生実態調査</li> <li>・公衆衛生審議会精神衛生部会の意見「覚せい剤中毒者対策に関する意見，老人精神保健対策に関する意見」</li> <li>・公衆衛生審議会精神衛生部会に「緊急精神医療対策専門委員会，アルコール関連問題対策専門委員会」の設置</li> </ul>
1984 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療施設における防火防災対策の強化について (公衆衛生局長，医務局長通知)</li> <li>・精神病院に対する指導監督等の強化徹底について (公衆衛生局長，医務局長，社会局長通知)</li> <li>・公衆衛生局精神衛生課を保健医療局精神保健課と改称</li> <li>・精神障害者の国立病院及び国立療養所への入院措置について (保健医療局長通知)</li> <li>・精神障害者小規模保護作業所調査</li> </ul>
1985 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康づくり推進事業予算化</li> <li>・国連経済社会理事会，国連人権委員会，差別防止及び少数者保護小委員会において精神衛生法の改正について精神保健課長発言</li> <li>・公衆衛生審議会精神衛生部会の意見「アルコール関連問題対策に関する意見」</li> <li>・精神病院入院患者の通信・面会に関するガイドラインについて (保健医療局長通知)</li> <li>・精神障害者共同住居調査</li> </ul>
1986 (昭和61年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科集団精神療法，精神科ナイト・ケア，精神科訪問看護指導料等が社会保険診療報酬で点数化</li> <li>・精神障害回復者社会復帰施設の運営について〔デイ・ケア施設の名称変更〕(保健医療局長通知)</li> <li>・保健所における精神科通院医療中断者保健サービス事業の実施について (保健医療局長通知)</li> <li>・公衆衛生審議会精神衛生部会の意見「精神障害者の社会復帰に関する意見」</li> <li>・国立精神・神経センター設立 (国立精神衛生研究所廃止)</li> <li>・公衆衛生審議会精神衛生部会の中間メモ「精神衛生法改正の基本的な方向について」</li> </ul>
1987 (昭和62年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者小規模作業所運営助成事業の実施</li> <li>・精神衛生法改正案，国会で可決</li> <li>・保健所における精神衛生業務中のデイ・ケア事業について (保健医療局長通知)</li> <li>・精神科デイ・ケア施設の運営について〔精神障害回復者社会復帰施設の名称変更〕(保健医療局長通知)</li> <li>・精神障害者援護寮の運営について〔精神衛生社会生活適応施設の名称変更〕(保健医療局長通知)</li> </ul>

年 代	精 神 保 健 事 項
1988 (昭和63年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健法(昭62年, 法律第98号) 施行</li> <li>・精神保健法に基づく各基準等の告示</li> <li>・精神衛生法の一部を改正する法律の施行について(依命通知・保健医療局長通知)</li> <li>・精神衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係通知の見直しについて(保健医療局長通知)</li> <li>・精神衛生法の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について(精神保健課長通知)</li> <li>・精神障害者社会復帰施設の設置及び運営について(保健医療局長通知)</li> </ul>
1989 (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者に対する所得税法上の障害者控除の適用について(保健医療局長通知)</li> <li>・精神障害者に対する地方税法上の障害者控除の適用について(保健医療局長通知)</li> <li>・老人性痴呆疾患センター事業実施要綱について(保健医療局長通知)</li> </ul>
1990 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者に対する相続税法上の障害者控除等の適用について(保健医療局長通知)</li> <li>・心の健康づくり推進モデル事業実施要領について(保健医療局長通知)</li> </ul>
1991 (平成3年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人性痴呆疾患療養病棟の施設整備基準について(保健医療局長通知)</li> <li>・公衆衛生審議会意見具申「地域精神保健対策に関する中間意見」及び「処遇困難患者に関する中間意見」</li> <li>・精神障害者社会復帰施設設置運営要綱の改正について(保健医療局長通知)</li> </ul>
1991 (平成3年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性に関する心の悩み相談事業の実施について(保健医療局長通知)</li> <li>・精神障害者社会復帰促進事業(社会復帰相談窓口)の実施について(保健医療局長通知)</li> <li>・老人性痴呆疾患センター事業実施要綱の一部改正について(保健医療局長通知)</li> <li>・地域保健医療計画作成に当たっての老人性痴呆疾患対策に関する留意事項について(精神保健課長, 計画課長通知)</li> </ul>
1992 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者社会復帰施設設置運営要綱の改正について(保健医療局長通知)</li> <li>・第40回精神保健全国大会開催</li> </ul>
1993 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後における精神保健対策について(意見書, 公衆衛生審議会)</li> <li>・精神保健法等の一部を改正する法律案要綱を公衆衛生審議会に諮問, 回答申</li> <li>・精神保健法の一部を改正する法律案要綱を社会保障制度審議会に諮問(答申4.28)</li> <li>・精神保健法等の一部を改正する法律の成立(公布6月18日)</li> <li>・精神障害者社会復帰施設設置運営要綱の一部改正について(精神障害者ショートステイ施設の追加, 保健医療局長通知)</li> <li>・世界精神保健連盟1993年世界会議の開催(～27, 幕張メッセ)</li> <li>・今後におけるアルコール関連問題予防対策について(提言, 公衆衛生審議会アルコール関連問題専門委員会)</li> </ul>

年 代	精 神 保 健 事 項
1994 (平成 6 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者対策基本法の一部を改正する法律の成立 (公布12月3日)</li> <li>・精神衛生法等の一部を改正する法律の施行について (事務次官通知)</li> <li>・精神衛生法等の一部を改正する法律の施行について (保健医療局長通知)</li> <li>・精神病院における常勤の指定医の確保の徹底等について (保健医療局長通知)</li> <li>・精神障害者社会復帰促進センターとして、(財)全国精神障害者家族会連合会を指定</li> <li>・初老期における痴呆対策検討委員会報告 (初老期における痴呆対策検討委員会)</li> <li>・当面の精神保健対策について (意見書, 公衆衛生審議会)</li> <li>・厚生省内に事務次官を本部長として障害者保健福祉施策推進本部を設置</li> </ul>
1995 (平成 7 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神・淡路大震災発生 (担当官の現地派遣, メンタルヘルス対策等)</li> <li>・精神保健法の一部を改正する法律案要綱を公衆衛生審議会に諮問, 同答申</li> <li>・精神保健法の一部を改正する法律案要綱を社会保障制度審議会に諮問 (答申 2.3)</li> <li>・市町村の障害者計画策定に関する指針について (市町村障害者計画ガイドラインの策定) (内閣総理大臣官房内政審議室長通知)</li> <li>・精神保健法の一部を改正する法律の成立 (公布 5月19日)</li> <li>・精神保健法の一部を改正する法律の施行について (事務次官通知)</li> <li>・精神保健法の一部を改正する法律の施行について (保健医療局長通知)</li> <li>・「障害者週間」の設定について (障害者対策推進本部決定)</li> <li>・厚生省障害者保健福祉施策推進本部中間報告</li> <li>・障害者週間の実施について (保健医療局長, 社会・援護局長, 児童家庭局長通知)</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の試案に関して当事者に対する説明及び意見聴取を実施 (東京, 札幌, 名古屋, 長崎の4か所で実施, 大阪では開催できず)</li> <li>・地域精神保健福祉対策促進事業の実施について (保健医療局長通知)</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について (保健医療局長通知)</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳による税制上の優遇措置について (保健医療局長通知)</li> <li>・精神病院入院患者と来院との面会に関する疑義照会について (精神保健課長通知)</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳制度の施行のお知らせ及び手帳の交付を受けた者に対する関連施策の協力依頼について (保健医療局長通知)</li> <li>・精神科救急医療システム整備事業の実施について (健医療局長通知)</li> <li>・精神保健相談の円滑実施について (精神保健課長通知) (オウム真理教問題の関連として, 各都道府県担当部(局)長あて通知)</li> <li>・総務庁行政監察局による定期調査結果 (精神保健対策に関する調査)に基づく勧告</li> <li>・障害者プラン (ノーマライゼーション7か年戦略) の策定 (障害者対策推進本部決定)</li> </ul>

年 代	精 神 保 健 事 項
1996 (平成 8 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉センター運営要領について (保健医療局長通知)</li> <li>・ 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について (保健医療局長通知)</li> <li>・ 精神保健指定医が研修を受けなければならない年度を定める件の告示</li> <li>・ 厚生大臣の定める指定病院の基準を定める件の告示</li> <li>・ 大阪市特例の施行について (保健医療局長通知)</li> <li>・ 精神保健福祉法施行規則の一部改正等 (精神保健指定医関係) について (保健医療局長通知)</li> <li>・ 精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について (精神保健福祉課長通知)</li> <li>・ 精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について (保健医療局長通知)</li> <li>・ 応急入院指定病院の指定の促進について (精神保健福祉課長通知)</li> <li>・ 大都市特例の施行に係る留意事項について (事務連絡)</li> <li>・ 精神保健福祉法第29条及び第32条の公費負担者番号について (精神保健福祉課長通知)</li> <li>・ 障害保健福祉部の創設</li> <li>・ 精神保健福祉課に名称変更</li> </ul>
1997 (平成 9 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉士法案要綱を公衆衛生審議会に諮問, 同答申</li> <li>・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の2第2項の規定に基づく精神保健指定医の指定の取消し処分について答申 (公衆衛生審議会) [大和川病院関係]</li> <li>・ 今後の障害保健福祉施策の在り方について中間報告 (障害三審議会合同企画分科会)</li> <li>・ 精神保健福祉士法の成立 (公布12月19日)</li> </ul>
1998 (平成10年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉士法施行 (4月1日)</li> <li>・ 光感受性発作に関する研究報告</li> <li>・ 公衆衛生審議会精神保健福祉部会精神保健福祉法に関する専門委員会を設置</li> <li>・ 精神病院に対する指導監督等の徹底について (障害保健福祉部長, 健康政策局長, 医薬安全局長, 社会・援護局長通知)</li> <li>・ 第1回ケアマネージメント指導者養成研修事業実施</li> <li>・ 精神保健福祉士指定試験機関及び登録機関として(財)社会福祉振興・試験センターを指定</li> <li>・ 精神保健福祉士の指定講習会 (現任者の経過措置) を実施</li> <li>・ 国立療養所犀潟病院事件に対する改善命令 (新潟県)</li> <li>・ 性同一性障害による初の性転換手術</li> <li>・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項に基づき国が初めて国立精神病院・療養所に対し立入検査を実施</li> </ul>
1999 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回精神保健福祉士試験実施</li> <li>・ 公衆衛生審議会精神保健福祉部会精神保健福祉法に関する専門委員会報告</li> <li>・ 今後の精神保健福祉施策について (意見書・公衆衛生審議会)</li> <li>・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案要綱を公衆衛生審議会に諮問・答申</li> </ul>

年 代	精 神 保 健 事 項
1999 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の2第2項の規定に基づく精神保健指定医の指定の取消し処分について答申（公衆衛生審議会）〔厚淵病院事件関係〕</li> <li>・精神病院においてインフルエンザにより患者が多数死亡（多度病院）</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の成立（公布6月4日）</li> <li>・精神障害者訪問介護（ホームヘルプサービス）試行事業の実施について（障害保健福祉部長通知）</li> <li>・長期在院患者の療養体制整備事業の実施について（障害保健福祉部長通知）</li> </ul>
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回精神保健福祉士試験実施</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（障害保健福祉部長通知）</li> <li>・精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の公布</li> <li>・精神障害者の移送に関する事務処理基準について（障害保健福祉部長通知）</li> <li>・精神病床の設備構造等の基準について（意見書、公衆衛生審議会）</li> </ul>
2001 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生省と労働省が統合し、厚生労働省に</li> <li>・第3回精神保健福祉士試験実施</li> <li>・第1回全国こころの美術展開催</li> <li>・「社会的ひきこもり」対応ガイドラインの作成、「ひきこもり」の相談状況についての調査結果発表（厚生科学研究）</li> <li>・精神保健指定医の指定の取消し処分について答申（医道審議会）〔朝倉病院関係〕</li> </ul>
2002 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健指定医の取り消し処分について答申（医道審議会）〔指定医の不正申請関係〕</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成11年法律第65号）の施行（在宅福祉事業に、精神障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）及び精神障害者短期入所事業（ショートステイ）を追加）</li> <li>・「今後の精神保健医療福祉施策について」（報告書：社会保障審議会障害者部会精神障害分会）</li> <li>・精神保健福祉対策本部（本部長：厚生労働大臣）設置</li> <li>・「自殺予防に向けての提言」（報告書：自殺防止対策有識者懇談会）</li> </ul>
2003 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向」（中間報告：精神保健福祉対策本部）</li> <li>・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の成立（公布7月16日）</li> <li>・司法精神医療専門病棟整備事業の実施について（障害保健福祉部長通知）</li> </ul>
2004 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こころのバリアフリー宣言」（報告：心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会）</li> <li>・「精神保健福祉の改革ビジョン」（報告：精神保健福祉対策本部）</li> <li>・「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」公表</li> </ul>



## 痴呆性老人対策の経緯

昭和25年	・精神衛生法の制定
昭和38年	・老人福祉法の制定
昭和40年	・精神衛生法改正〔保健所の業務に精神衛生が加えられる。〕
昭和52年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人精神病棟の施設・設備整備事業創設 〔精神症状が強く入院治療を必要とする痴呆性老人〕 〔等の受け入れを拡充。〕</li> <li>・老人保健医療問題懇談会意見書「今後の老人保健医療対策のあり方について」 〔痴呆が進行した老人の医療及び介護の面から、精神病床の拡充とともにレクリエーション療法、グループ療法などを主として行う施設の整備が必要。〕</li> </ul>
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生審議会意見書「老人精神病棟に関する意見」 〔老人精神病棟の必要性和その建築基準について意見具申。〕</li> </ul>
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健法の制定 〔付帯決議において、「痴呆を主とした老人の精神障害に対応するため、精神病床その他の施設の整備を行うとともに、老人精神障害者対策に関する専門的な調査研究を進める等総合的な対策を講ずる」とされる。〕</li> <li>・公衆衛生審議会「老人精神保健対策に関する意見」 〔①老人の痴呆性疾患患者に対する通院医療の充実、 ②訪問指導の推進、③相談窓口の設置、④介護者への教育、⑤精神病院における老人精神障害者対策の推進、⑥老人精神保健従事者の研修、⑦保健医療福祉の連携等につき提言。〕</li> </ul>

- 昭和58年
- ・保健所における精神衛生業務中の老人精神衛生相談指導について
    - 〔保健所は①地域の保健医療機関，社会復帰関係機関及び管内市町村による連絡会議の開催，②老人性痴呆疾患等の予防等の普及啓発，③相談窓口の設置，④訪問指導等を実施。〕
- 昭和61年
- ・医療法改正〔特例許可老人病院の創設〕
- 昭和62年
- ・老人保健法改正〔老人保健施設の創設〕
  - ・国立療養所における老人性痴呆疾患モデル事業開始
  - ・特別養護老人ホーム措置費に痴呆性老人加算を創設
  - ・高齢者サービス総合調整推進会議等の設置
  - ・高齢者総合相談センター（シルバー110番）の創設
  - ・精神衛生法から精神保健法に法改正
  - ・厚生省痴呆性老人対策推進本部報告
    - 〔①調査研究の推進，②発生日防対策の充実，③在宅保健福祉対策の拡充，④施設対策の推進，⑤その他の基盤整備を総合的に実施していくことが必要と指摘。〕
- 昭和63年
- ・老人性痴呆疾患治療病棟及び老人性痴呆疾患デイ・ケア施設の創設
  - ・老人保健施設に痴呆性老人入所者基本施設療養費加算を創設
  - ・老人デイサービス事業に痴呆性老人加算を創設
  - ・痴呆性老人対策専門家会議提言
    - 〔①診断や処遇方針の策定，②各種サービスの紹介等を一体的に行える専門的相談窓口の設置や，夜間・休日における対応の整備，③家族に対するケア教室の実施，④施設の着実な整備等を求める提言。〕
- 平成元年
- ・老人性痴呆疾患センターの創設
  - ・高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）の策定

平成 2 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉 8 法の改正〔老人保健福祉計画の策定、措置権の町村委譲〕</li> <li>・保健所保健・福祉サービス調整推進事業開始</li> <li>・脳卒中情報システム事業の創設</li> <li>・在宅介護支援センター運営事業の創設</li> </ul>
平成 3 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人ホームへの入所措置等の指針の一部改正について〔60歳未満で初老期痴呆に該当する者は、老人ホームへの入所が可能となる。〕</li> <li>・①老人性痴呆疾患診断・治療マニュアル（医療機関用）、②痴呆性老人相談マニュアル（相談機関用）、③痴呆性老人ケアマニュアル（ケア施設用）を作成</li> <li>・老人性痴呆疾患療養病棟の創設</li> <li>・老人保健施設に痴呆専門棟の創設</li> <li>・老人短期入所事業（ショートステイ）に痴呆性老人加算の創設</li> </ul>
平成 4 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健法等の改正（平成 3 年改正）の附則の施行〔65歳未満の初老期痴呆（アルツハイマー病、ピック病）が老人保健施設に入所可能となる。〕</li> <li>・新老人保健法（平成 3 年改正）の施行〔指定老人訪問看護事業者（老人訪問介護ステーション）の創設〕</li> <li>・デイサービスセンター E 型（毎日でも受け入れが可能な痴呆性老人専用のデイサービスセンター）の創設</li> <li>・老人保険事業において、痴呆性老人（精神症状を呈する者又は行動異常がある者を除く）に対する市町村保健婦の訪問指導の開始。</li> </ul>
平成 5 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センター運営事業における痴呆相談事業の創設</li> <li>・精神保健法等の一部改正</li> <li>・「痴呆性老人対策に関する検討会」が検討開始</li> </ul>
平成 6 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「初老期における痴呆対策検討委員会」報告</li> <li>・高齢者介護・自立支援システム研究会報告</li> <li>・21世紀福祉ビジョン</li> <li>・「高齢者保健福祉十か年戦略」の見直し（新ゴールドプランの策定）</li> </ul>
平成 7 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健法等の一部改正</li> </ul>

V そ の 他

1 各都道府県・指定都市精神保健福祉担当課一覽 (平成16年4月1日現在)

都道府県	主管部(局) 主管課	電話番号	郵便番号	所在地
北海道	保健福祉部疾病対策課	011(231)4111	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目
青森	健康福祉部障害福祉課	017(734)9307	030-8570	青森市長島1丁目1の1
岩手	保健福祉部障害福祉課	019(629)5450	020-8570	盛岡市内丸10番1号
宮城	保健福祉部障害福祉課	022(211)2635	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8番1号
秋田	健康福祉部障害福祉課	018(860)1333	010-8570	秋田市山王4丁目1番1号
山形	健康福祉部障害福祉課	023(630)2317	990-8570	山形市松波2の8の1
福島	健康福祉部障害者支援グループ	024(521)7240	960-8670	福島市杉妻町2の16
茨城	保健福祉部障害福祉課	029(301)3368	310-8555	水戸市笠原町978番6
栃木	保健福祉部健康増進課	028(623)3093	320-8501	宇都宮市鳩田1の1の20
群馬	保健・福祉・食品局保健予防課	027(226)2615	371-8570	前橋市大手町1丁目1番1号
埼玉	健康福祉部障害福祉課	048(830)3565	336-8501	さいたま市浦和区高砂3-15-1
千葉	健康福祉部障害福祉課	043(223)2680	260-8667	千葉市中央区市場町1の1
東京	福祉保健局障害者施策推進部精神保健福祉課	03(5320)4461	163-8001	新宿区西新宿2丁目8番1号
神奈川	衛生部保健予防課	045(210)5122	231-8588	横浜市中区日本大通り1
新潟	福祉保健部健康対策課	025(285)5511	950-8570	新潟市新光町4-1
富山	厚生部健康課	076(444)3223	930-8501	富山市新総曲輪1番7号
石川	健康福祉部障害福祉課	076(225)1427	920-8580	金沢市鞍馬1丁目1番地
福山	福祉環境部健康増進課	0776(20)0351	910-8580	福井市大手3丁目17番1号
山梨	福祉保健部健康増進課	055(223)1495	400-8501	甲府市丸の内1丁目6の1
長野	衛生部保健予防課	026(235)7149	380-8570	長野市大字南長野字幅下692の2
岐阜	健康福祉部環境保健医療課	058(271)5730	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1
静岡	健康福祉部障害者支援総室精神保健福祉室	054(221)2920	420-8601	静岡市追手町9番6号
愛知	健康福祉部障害福祉課	052(954)6294	460-8501	名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
三重	健康福祉部障害福祉室	059(224)2273	514-8570	津市広明町13
滋賀	健康福祉部健康対策課	077(528)3618	520-8577	大津市京町4丁目1番1号
京都	保健福祉部障害者保健福祉課	075(414)4732	602-8570	京都市上京区下立充通町西入敷ノ内町
大阪	健康福祉部精神保健福祉課	06(6944)6696	540-8570	大阪市中央区大手町2の1の22
兵庫	健康生活部福祉局障害福祉課	078(362)3263	650-8567	神戸市中央区下山手通5の10の1
奈良	福祉部健康安全局健康増進課	0742(23)5334	630-8501	奈良市登大路町30番地
和歌山	福祉保健部健康局健康対策課	073(441)2641	640-8269	和歌山市小松原通1の1
鳥取	福祉保健部障害福祉課	0857(26)7862	680-8570	鳥取市東町1の220
岡山	健康福祉部障害者福祉課	0852(22)6321	690-8501	岡山市殿町1番地
広島	健康福祉部健康対策課	086(226)7330	700-8570	岡山市内山下2の4の6
山口	福祉保健部保健医療総室保健対策室	082(513)3069	730-8511	広島市中区基野10の52
徳島	健康福祉部健康増進課	083(933)2944	753-8501	山口市滝町1番1号
島根	保健福祉部健康増進課	088(621)2225	770-8570	徳島市万代町1丁目1番地
香川	健康福祉部障害福祉課	087(832)3294	760-8570	高松市番町4丁目1番10
愛媛	健康福祉部障害福祉課/健康増進課	089(941)2612	790-8570	松山市一番町4の4の2
高松	健康福祉部健康対策課	088(823)9669	780-8570	高知市丸の内1の2の20
福岡	健康福祉部障害者福祉課	092(643)3265	812-8577	福岡市博多区東公園7の7
佐賀	厚生部健康増進課	0952(25)7075	840-8570	佐賀市城内1丁目1番59号
長崎	福祉保健部障害福祉課	095(825)2479	850-8570	長崎市江戸町2番13号
熊本	健康福祉部精神保健福祉課	096(383)1190	862-8570	熊本市水前寺6の18の1
大分	福祉保健部健康対策課	097(536)1111	870-8501	大分市大手町3丁目1番1号
宮崎	福祉保健部保健業務課	0985(26)7079	880-8501	宮崎市橘通東2丁目10番1号
鹿児島	保健福祉部障害福祉課	099(286)2754	890-8577	鹿児島市鴨池新町10の1
沖縄	福祉保健部障害者保健福祉課	098(866)2190	900-8570	那覇市泉崎1-2-2

政令都市

都道府県	主管部(局) 主管課	電話番号	郵便番号	所在地
札幌	保健福祉局保健福祉部障害福祉課	011(211)2936	060-8611	札幌市中央区北1条西2
仙台	健康福祉局健康福祉部障害企画課	022(214)8163	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1
さいたま市	保健福祉局福祉部障害福祉課	048(829)1307	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4
千葉市	保健福祉局高齢障害部保健福祉課	043(245)5211	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1
横浜市	衛生局保健部精神保健課	045(671)3821	231-0017	横浜市川崎区港町1-1
新潟市	障害保健福祉部精神保健課	044(200)3608	210-8577	川崎市川崎区宮本町1
名古屋市	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	052(972)2532	460-8508	名古屋市中区三の丸3丁目1番1号
京都市	健康福祉部障害者保健福祉課	075(251)2361	604-8101	京都市中京区寺町通御池下る柳八幡町65番地朝日ビルB
大阪市	健康福祉局健康づくり推進課	06(6208)9961	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20
神戸市	保健福祉局健康部こころの健康センター	078(672)1033	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-2-300
広島市	社会局精神保健部健康福祉室	082(504)2228	730-8586	広島市市南区国泰寺町1-6-34
北九州	保健福祉局地域福祉部障害福祉課	093(582)2424	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1
福岡	保健福祉局保健医療部保健予防課	092(711)4377	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1

## 2 精神保健福祉センター一覽

(平成16年4月1日現在)

都道府県 指定都市	セ ン タ ー 名	開 設 年 月	単 独 合 同 の 別	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
北海道	北海道立精神保健福祉センター	昭43.4	単独	003-0027	札幌市白石区本通16丁目北6番34号	011(864)7121
青森県	青森県立精神保健福祉センター	平6.11	単独	038-0031	青森市大字三内字沢部353番地92	017(787)3951
岩手県	岩手県精神保健福祉センター	昭48.7	単独	020-0015	盛岡市本町通3丁目19番1号	019(629)9617
宮城県	宮城県精神保健福祉センター	平13.4	単独	989-6117	古川市旭5丁目7-20	0229(293)0021
秋田県	秋田県精神保健福祉センター	昭54.7	単独	019-2413	仙北郡鷹巣町上茂川字五石町352番地	018(892)3773
山形県	精神保健福祉センター	昭47.4	単独	990-0041	山形市緑町1丁目9-30	023(624)1217
福島県	福島県精神保健福祉センター	平7.10	単独	960-8012	福島市御山町8-30	024(535)3556
茨城県	茨城県精神保健福祉センター	平3.6	単独	310-0852	水戸市笠原町993-2	029(243)2870
栃木県	栃木県精神保健福祉センター	昭43.4	単独	329-1104	河内郡河内町下岡本2145-13	028(673)8785
群馬県	群馬県精神保健福祉センター	昭61.1	単独	379-2166	前橋市野中町368番地	027(263)1166
埼玉県	埼玉県立精神保健福祉センター	昭40.7	単独	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	048(723)1111
千葉県	千葉県精神保健福祉センター	昭46.2	単独	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2	043(263)3891
東京都	東京都立中部総合精神保健福祉センター	昭47.10	単独	156-0057	世田谷区上北沢2-1-7	03(3302)7575
	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	平4.4	単独	206-0036	多摩市中沢2-1-3	042(376)1111
	東京都立精神保健福祉センター	昭41.7	単独	110-0004	台東区下谷1-1-3	03(3842)0948
神奈川県	神奈川県立精神保健福祉センター	昭35.4	単独	233-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2	045(821)8822
新潟県	新潟県精神保健福祉センター	昭43.4	単独	951-8133	新潟市川岸町1丁目57-1	025(231)6111
富山県	富山県心の健康センター	昭40.10	合同	939-8222	富山市鱒川459番1	076(428)1511
石川県	石川県こころの健康センター	昭41.10	合同	230-0064	金沢市南新保町ル3-1	076(238)5761
福井県	福井県精神保健福祉センター	昭47.4	合同	910-0846	福井市四ツ井2丁目12番1号	0776(53)6767
山梨県	山梨県立精神保健福祉センター	昭46.4	合同	400-0005	甲府市北新1丁目2-12	055(254)8644
長野県	長野県精神保健福祉センター	昭47.10	合同	380-0923	長野市若里1570-1	026(227)1810
岐阜県	岐阜県精神保健福祉センター	昭33.4	合同	500-8385	岐阜市下奈良2-1 福祉・農事会館内	058(273)1111
静岡県	静岡県精神保健福祉センター	昭41.4	合同	422-8031	静岡市有明町2-20	054(286)9245
愛知県	愛知県精神保健福祉センター	昭46.4	合同	460-0001	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号	052(962)5377
三重県	三重県こころの健康センター	昭61.5	合同	514-1101	久居市神明町2501-1	059(255)2151
滋賀県	滋賀県立精神保健福祉センター	平4.9	単独	525-0007	草津市笠山8-4-25	077(567)5001
京都府	京都府立精神保健福祉総合センター	昭57.6	単独	612-8416	京都市伏見区竹田流池町120	075(641)1810
大阪府	大阪府立こころの健康総合センター	平6.4	単独	558-0056	大阪市住吉区万代東3-1-46	06(6691)2811
兵庫県	兵庫県立精神保健福祉センター	昭41.4	単独	652-0032	神戸市兵庫区荒田町2丁目1-29	078(511)6581
奈良県	奈良県精神保健福祉センター	昭64.1	単独	633-0062	桜井市粟殿1000番地	0744(43)3131
和歌山県	和歌山県精神保健福祉センター	昭57.4	合同	640-8319	和歌山市手平2丁目1-2	073(435)5194
鳥取県	鳥取県立精神保健福祉センター	平3.10	合同	680-0901	鳥取市江津318番地1	0857(21)3031
島根県	島根県立精神保健福祉センター	昭53.10	合同	690-0882	松江市大輪420	0852(21)2885
岡山県	岡山県精神保健福祉センター	昭46.4	合同	703-8278	岡山市古京町1-1-10-101	086(272)8835
広島県	広島県立総合精神保健福祉センター	昭62.8	単独	731-4311	安芸郡坂町北新地2-3-77	082(884)1051
山口県	山口県精神保健福祉センター	昭47.4	合同	755-0241	宇部市東岐波小沢4004-2	0836(58)3480
徳島県	徳島県精神保健福祉センター	昭28.12	単独	770-0855	徳島市新蔵町3丁目80番地	088(625)0610
香川県	香川県精神保健福祉センター	昭42.4	合同	760-0068	高松市松島1丁目17番28号	087(831)3151
愛媛県	愛媛県精神保健福祉センター	昭47.4	合同	790-0003	松山市三番町1丁目234番地	089(921)3880
高知県	高知県立精神保健福祉センター	昭48.4	合同	780-0850	高知市丸の内2丁目4-1	088(823)8609
福岡県	福岡県精神保健福祉センター	昭41.5	合同	816-0804	春日市原町3丁目1番7	092(582)7500
佐賀県	佐賀県精神保健福祉センター	昭59.1	単独	845-0001	小城市小城市178-9	0952(73)5060
長崎県	長崎県精神保健福祉センター	昭44.10	単独	856-0825	大村市西三城町12番地	0957(54)9124
熊本県	熊本県精神保健福祉センター	昭47.4	単独	860-0844	熊本市水道町9-16	096(356)3629
大分県	大分県精神保健福祉センター	昭50.4	単独	870-1155	大分市大字玉沢字平石908番地	097(541)6290
宮崎県	宮崎県精神保健福祉センター	昭49.10	合同	880-0032	宮崎市霧島1丁目2番地	0985(27)5663
鹿児島県	鹿児島県精神保健福祉センター	昭42.4	単独	890-0065	鹿児島市都立3丁目3-5	099(255)0617
沖縄県	沖縄県立総合精神保健福祉センター	昭49.3	単独	901-1104	高良郡南風原町宇宮平212	098(888)1443
札幌市	札幌市精神保健福祉センター	平9.4	合同	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目	011(622)2561
仙台市	仙台市精神保健福祉総合センター	平9.4	単独	980-0845	仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022(265)2191
さいたま市	さいたま市こころの健康センター	平15.4	単独	338-0003	さいたま市中央区本町東4丁目4番3号	048(851)5665
千葉市	千葉市こころの健康センター	平13.7	単独	261-0003	千葉市美浜区高浜2-1-16	043(204)1582
横浜市	横浜市こころの健康相談センター	平14.4	合同	231-0017	横浜市中区港町1-1	045(681)2525
川崎市	川崎市精神保健福祉センター	平14.4	合同	211-0035	川崎市中原区井田3-16-5	044(754)4555
名古屋市	名古屋市精神保健福祉センター	平12.12	合同	453-0024	名古屋市中区名東町4丁目番地の18	052(483)2095
京都市	京都市こころの健康増進センター	平9.4	合同	604-8845	京都市中京区生薬町1番地の15	075(314)0355
大阪市	大阪市こころの健康センター	平12.4	単独	545-0051	大阪市阿倍野区旭町1-2-7-401	06(6636)7870
神戸市	神戸市こころの健康センター	平13.4	単独	652-0897	神戸市兵庫区泉高5丁目1番2-300号	078(672)6500
広島市	広島市精神保健福祉センター	平5.4	単独	730-0043	広島市中区富士見町11番27号	084(245)7731
北九州市	北九州市立精神保健福祉センター	平9.4	単独	802-0001	北九州市小倉北区馬場1-7-1	093(522)8729
福岡市	福岡市精神保健福祉センター	平12.11	合同	810-0073	福岡市中央区舞鶴2丁目5-1	092(737)8825
合計 60都道府県・指定都市 62施設						

### 3 国立・都道府県立精神病院一覧

(平成16年4月1日現在)

都道府県	病 院 名	精神科病床数	所 在 地	電話番号
北海道	(独)国立病院機構 帯広病院	100	帯広市西18条北2丁目	0155(31)3155
〃	北海道がんセンター	30	札幌市白石区菊水4条2丁目3-54	011(811)9111
〃	道立江差病院	50	檜山郡江差町伏木戸町484番地	01395(2)0036
〃	道立緑ヶ丘病院	270	河東郡音更町緑が丘1番地	0155(42)3377
〃	道立向陽ヶ丘病院	200	網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号	0152(43)4138
〃	道立紋別病院	52	紋別市緑町5丁目6番8号	01582(4)3111
青 森	青森県立つくしが丘病院	350	青森市内内字沢部353-92	017(787)2121
岩 手	(独)国立病院機構 花巻病院	300	花巻市諏訪500	0198(24)0511
〃	県立南光病院	408	一関市真紫字矢ノ目沢56-19	0191(23)3655
〃	県立一戸病院	225	二戸郡一戸町一戸字砂森60-1	0195(33)3101
〃	県立大船渡病院	105	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192(26)1111
宮 城	(独)国立病院機構 仙台病院	48	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022(293)1111
〃	県立精神医療センター	354	名取市手倉田字山無番地	022(384)2236
秋 田	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	200	秋田県仙北郡協和町上澁川字五百刈田352	018(892)3751
山 形	県立鶴岡病院	350	山形県鶴岡市大字高坂字堰下28	0235(22)2690
福 島	県立矢吹病院	294	西白河郡矢吹町滝八幡100	0248(42)3111
〃	県立会津総合病院	100	会津若松市城前10-75	0242(27)2151
茨 城	(独)国立病院機構 霞ヶ浦医療センター	40	土浦市下高津2-7-14	029(822)5050
〃	茨城県立友部病院	586	西茨城郡友部町旭町654	0296(77)1151
栃 木	栃木県立岡本台病院	255	栃木県河内郡河内町下岡本2162	028(673)2211
群 馬	群馬県立精神医療センター	372	群馬県佐渡郡東村国定2374	0270(62)3311
埼 玉	埼玉県立精神医療センター	120	北足立郡伊奈町小室818-2	048(723)1111
千 葉	国立精神・神経センター 国府台病院	350	市川市国府台1-7-1	047(372)3501
〃	(独)国立病院機構 千葉医療センター	45	千葉市中央区椿森4-1-2	043(251)5311
〃	(独)国立病院機構 下総精神医療センター	523	千葉市緑区辺田町578	043(291)1221
〃	千葉県精神科医療センター	50	千葉市美浜区豊砂5	043(276)1361
東 京	(独)国立病院機構 東京医療センター	50	東京都目黒区東が丘2-5-1	03(3411)0111
〃	国立国際医療センター	40	東京都新宿区戸山1-21-1	03(3202)7181

都道府県	病 院 名	精神科病床数	所 在 地	電話番号
東 京	国立精神・神経センター 武蔵病院	700	東京都小平市小川東町4-1-1	042(341)2711
〃	東京都立墨東病院	36	東京都墨田区江東橋4-23-15	03(3633)6151
〃	東京都立荏原病院	30	東京都大田区東雪谷4-5-10	03(5734)8000
〃	東京都立梅ヶ丘病院	264	東京都世田谷区松原6-37-10	03(3323)1621
〃	東京都立松沢病院	1,308	東京都世田谷区上北沢2-1-1	03(3303)7211
〃	東京都立中部総合精神保健福祉センター	20	東京都世田谷区上北沢2-1-7	03(3302)7575
〃	東京都立広尾病院	32	東京都渋谷区恵比寿2-34-10	03(3444)1181
〃	東京都立豊島病院	34	東京都板橋区栄町33-1	03(5375)1234
〃	東京都老人医療センター	44	東京都板橋区栄町35-2	03(3964)1141
〃	東京江東高齢者医療センター	129	東京都江東区新砂3-3-20	03(5632)3111
〃	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	20	東京都多摩市中沢2-1-3	042(376)1111
〃	東京都立府中病院	35	東京都府中市武蔵台2-9-2	042(323)5111
〃	東京都多摩老人医療センター	42	東京都東村山市青葉町1-7-1	042(396)3811
神奈川	(独)国立病院機構 横浜医療センター	52	横浜市戸塚区原宿3-60-2	045(851)2621
〃	(独)国立病院機構 久里浜アルコール症センター	250	横須賀市野比5-3-1	046(848)1550
〃	(独)国立病院機構 相模原病院	41	相模原市桜台18-1	042(742)8311
〃	県立精神医療センター 芹香病院	445	横浜市港南区芹が谷2-5-1	045(822)0241
〃	県立精神医療センター せりがや病院	80	横浜市港南区芹が谷2-3-1	045(822)0365
〃	県立こども医療センター	40	横浜市南区六ッ川2-138-4	045(711)2351
新 潟	(独)国立病院機構 さいがた病院	250	新潟県中頸城郡大潟町犀潟468-1	0255(34)3131
〃	国立新発田病院	50	新潟県新発田市大手町4-5-48	0254(22)3121
〃	県立精神医療センター	400	新潟県長岡市寿2-4-1	0258(24)3930
〃	県立小出病院	130	新潟県魚沼市日渡新田34	02579(2)2111
富 山	(独)国立病院機構 北陸病院	190	南砺市信末5963	0763(62)1340
〃	富山県立中央病院	80	富山市西長江2-2-78	076(424)1531
石 川	(独)国立病院機構 金沢医療センター	48	金沢市下石引町1-1	076(262)4161
〃	石川県立高松病院	400	河北郡高松町内高松ヤ36	076(281)1125
福 井	福井県立すこやかシルバー病院	100	丹生郡清水町島寺93-6	0776(98)2700
〃	福井県立病院	346	福井市四ツ井2丁目8-1	0776(54)5151



都道府県	病 院 名	精神科病床数	所 在 地	電話番号
山 梨	県立北病院	300	山梨県韭崎市旭町上条南割3314-13*	0551(22)1621
長 野	(独)国立病院機構 小諸高原病院	260	小諸市甲4598	0267(22)0870
〃	県立駒ヶ根病院	310	駒ヶ根市下平2901	0265(83)3181
〃	県立阿南病院	46	下伊那郡阿南町北条2009-1	0260(22)2121
岐 阜	県立多治見病院	120	多治見市前畑町5-161	0572(22)5311
静 岡	静岡県立こころの医療センター	350	静岡市与一4-1-1	054(271)1135
愛 知	県立城山病院	342	名古屋市千種区徳川山町4-1-7	052(763)1511
〃	(独)国立病院機構 名古屋医療センター	53	名古屋市中区三の丸4丁目1-1	052(951)1111
〃	(独)国立病院機構 東尾張病院	200	名古屋市守山区大字吉根字長廻間3248	052(798)9711
三 重	(独)国立病院機構 榊原病院	260	久居市榊原町777番地	059(252)0211
〃	県立こころの医療センター	400	津市城山1丁目12番1号	059(235)2125
〃	県立小児心療センターあすなろ学園	104	津市城山1丁目12番3号	059(234)8700
〃	県立志摩病院	100	志摩郡阿児町鶴方1257番地	05994(3)0501
滋 賀	滋賀県立精神保健総合センター	100	草津市笠山8丁目4-25	077(567)5001
京 都	(独)国立病院機構 舞鶴医療センター	155	舞鶴市行永2410	0773(62)2680
〃	京都府立洛南病院	266	宇治市五ヶ庄広岡谷2	0774(32)5900
大 阪	大阪府立精神医療センター	842	枚方市宮之阪3-16-21	072(847)3261
〃	大阪府立急性期・総合医療センター	44	大阪市住吉区万代東3-1-56	06(6692)1201
兵 庫	兵庫県立淡路病院	45	兵庫県洲本市下加茂1-6-6	0799(22)1200
〃	兵庫県立光風病院	495	神戸市北区山田町上谷上字登り尾3	078(581)1013
奈 良	(独)国立病院機構 松籟荘病院	200	大和郡山市小泉町2815番地	0743(52)3081
和歌山	県立こころの医療センター	300	有田郡吉備町庄31	0737(52)3221
鳥 取	(独)国立病院機構 鳥取病院	300	鳥取県岩美郡国府町新通り3-301	0857(22)4121
島 根	県立湖陵病院	309	簸川郡湖陵町大池240	0853(43)2102
〃	県立中央病院	40	出雲市姫原町4丁目1-1	0853(22)5111
岡 山	岡山県立岡山病院	240	岡山市鹿田本町3-16	086(225)3821
広 島	(独)国立病院機構 呉医療センター	50	呉市青山町3-1	0823(22)3111
〃	(独)国立病院機構 賀茂精神医療センター	350	賀茂郡黒瀬町南方92	0823(82)3000
〃	県立広島病院	50	広島市南区宇品神田1丁目5-54	082(254)1818

都道府県	病 院 名	精神科病床数	所 在 地	電話番号
山 口	(独)国立病院機構 岩国医療センター	50	岩国市黒磯町2丁目5-1	0827(31)7121
〃	県立病院静和荘	200	宇部市大字東岐波字東小沢4004-2	0836(58)2370
徳 島	徳島県立中央病院	100	徳島県徳島市蔵本町1丁目10	088(631)7151
香 川	(独)国立病院機構 善通寺病院	100	善通寺市仙遊町2丁目1-1	0877(62)2211
〃	香川県立丸亀病院	340	丸亀市土器町東9丁目291	0877(22)2131
愛 媛	愛媛県立今治病院	50	今治市石井町4-5-5	0898(32)7111
高 知	高知県立芸陽病院	153	安芸市宝永町3-33	0887(34)3111
福 岡	県立精神医療センター大宰府病院	300	太宰府市五条3-8-1	092(922)3137
〃	県立遠賀病院	50	遠賀郡岡垣町大字手野145	093(282)0181
〃	(独)国立病院機構 小倉病院	50	北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	093(921)8881
〃	(独)国立病院機構 九州医療センター	50	福岡市中央区地行浜1-8-1	092(852)0700
佐 賀	(独)国立病院機構 肥前精神医療センター	573	神崎郡東脊振村大字三津160番地	0952(52)3231
長 崎	(独)国立病院機構 長崎医療センター	40	大村市久原2-1001-1	0957(52)3121
〃	県立医療センター	173	大村市西部町1575-2	0957(53)3103
熊 本	(独)国立病院機構 菊池病院	150	菊池郡合志町福原208	096(248)2111
〃	(独)国立病院機構 熊本医療センター	50	熊本市二の丸1-5	096(353)6501
〃	熊本県立こころの医療センター	190	下益城郡富合町平原391	096(357)2151
大 分	(独)国立病院機構 別府医療センター	40	別府市大字内竈1473	0977(67)1111
宮 崎	県立富養園	391	児湯郡新富町大字三納代2226番地2	0983(33)1131
〃	県立宮崎病院	(休止) 11	宮崎市北高松町5番30号	0985(24)4181
鹿 児 島	県立始良病院	290	鹿児島県始良郡始良町平松6067	0995(65)3138
沖 縄	(独)国立病院機構 琉球病院	350	沖縄県国頭郡金武町字金武7958-1	098(889)2133
〃	沖縄県立精和病院	310	沖縄県南風原町字新川260	098(889)1390
〃	沖縄県立宮古病院	100	沖縄県平良市東仲宗根807	09807(2)3151
〃	沖縄県立八重山病院	50	沖縄県石垣市字大川732	09808(3)2525

※ 国立については厚生労働省所管の病院を掲載

#### 4 精神障害者生活訓練施設一覧

(平成16年4月1日現在)

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	北海道	北海道立緑ヶ丘病院附属リハビリテーションセンター	北海道	河東郡音更町緑ヶ丘1	0155-42-4166
2		緑ヶ丘寮	(福)道北センター福祉会	名寄市東6条南9-109	01564-3-8831
3		せせらぎ寮	(福)塩谷福祉会	小樽市塩谷4-72-1	0134-26-1098
4		グリーンビレッジ	(医)社団千寿会	登別市中登別町24-120	0143-83-0003
5		トータスホーム	(福)函館恭北会	函館市東畑町141-13	0138-58-1981
6		遊友荘	(医)こぶし	苫小牧市柳町4-12-21	0144-53-6611
7		青葉の社	(医)見裕会	千歳市蘭越10-37	0123-23-7772
8		運び荘	(医)資生会	千歳市都756-21	0123-40-2220
9		なかま	(医)社団旭川圭泉会病院	旭川市東旭川町下兵村251-13	0166-36-6630
10		ちゆに	(福)クラブ	伊達市松ヶ枝町246-6	0142-22-8008
1	青森県	コーボさくら荘	(福)花	弘前市藤代2-11-6	0172-37-3399
2		コミュニティホームオアシス	(医)杏林会	八戸市小中野8-14-24	0178-43-5717
3		青山荘	(医)青仁会	八戸市田面木字赤坂35-35	0178-27-6638
4		ほのほの寮	青森保健生活協同組合	青森市問屋町1-15-10	017-738-2260
5		SUN	(医)芙蓉会	青森市大字四ツ石字里見75-2	017-738-2525
6		清里	(医)清照会	八戸市大字新井田字松山下野場7-9	0178-25-0055
7		アSENDハウス	(財)済誠会	十和田市西二十三番町5-5	0176-21-1173
8		ラ・プリマベラ	(医)社団清泉会	五所川原市芭蕉48-2	0173-38-1331
1	岩手県	みやま寮	(福)みやま会	岩手郡滝沢村滝沢字後307-24	019-688-5928
2		ニコニコハウス	(福)ハッピーライト	一関市三関字小沢68-3	0191-26-5432
3		銀杏荘	(医)祐和会	久慈市門前第1地割151-1	0194-52-8180
4		援護寮みやこ	(福)若竹会	宮古市大字崎嶽ヶ崎4字早稲橋1-11	0193-64-7855
1	宮城県	宮城県援護寮	宮城県	古川市旭5-7-21	0229-23-1513
1	秋田県	ニコニコ寮	(医)久幸会	秋田市下新城中野字琵琶沼123	018-873-5759
2		のぞみ	(医)興生会	横手市上内町4-33	0182-32-6807
3		すずらん	(医)久盛会	秋田市飯島字堀川84-29	018-846-6125
4		友生	(医)和成会	大館市片山町3-11-12	0186-43-6464
5		サンフラワー	秋田県	仙北郡協和町上淀川字五百刈田352	018-892-3770
6		和	(医)荘和会	本荘市石脇字田中108	0184-24-0753
7		松風	(医)仁恵会	湯沢市山田字中屋敷15-1	0183-78-0066
8		紫陽花	(医)回生会	秋田市牛島西1-6-7	018-825-5252
1	山形県	ひだまりの家	(医)公德会	南陽市桐塚926-2	0238-40-3401

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
2	山形県	三ツ葉荘	(福)光風会	酒田市高砂2-5-5	0234-33-3838
1	福島県	ペンギンハウス朝日ヶ丘	(福)郡山コスモス会	郡山市大槻町字御前5	024-962-1220
2		ひめさゆり荘	(医)昨雲会	喜多方市松山町鳥見山字上堰下4778-8	0241-23-1269
3		北天寮	(福)愛星福祉会	郡山市片平町峯三天7	024-962-7901
1	茨城県	アミーゴ荘	(医)直志会	久慈郡大子町北田気76	02957-2-2380
2		下館メンタルサポートセンター	(医)平仁会	下館市野殿1131	0296-22-7558
3		くりの実寮	(医)有朋会	那珂郡那珂町豊喰505	029-295-1834
4		つくばライフサポートセンター	(福)創志会	つくば市上郷7563-67	029-847-7980
5		悠々	(医)精光会	稲敷郡新利根町上根本3390	0297-60-6262
6		KUINA寮	(福)町にくらす会	ひたちなか市長砂1561-4	029-276-0930
7		吉泉苑	(医)清風会	猿島郡猿島町沓掛421-9	0297-44-3880
1	栃木県	両崖ホーム	(医)恵愛会	足利市本城1-4129	0284-43-2950
2		みなみ	(医)報徳会	宇都宮市陽南4-6-34	028-658-2121
3		かえで荘	(医)生々堂厚生会	宇都宮市飯田町419	028-648-6111
4		那須愛恵苑	(福)愛と光の会	湯津上村片府田1301-59	0287-98-3001
5		援護寮宇都宮	(医)宇都宮	宇都宮市下栗町2299	028-656-3921
6		おりひめホーム	(医)恵愛会	足利市本城1-1560	0284-41-7013
7		ピアハウス小山	(医)朝日会	小山市喜沢660-14	0285-30-5360
8		みなみⅡ	(医)報徳会	宇都宮市陽南4-6-34	028-658-2121
9		ステップハウスむらい	(医)大田原厚生会	大田原市末広1-2-5	0287-23-3962
10		みんなの家	(福)プロニューの森	佐野市堀米町3905-4	0283-24-5613
1	群馬県	はばたき	群馬県	佐波郡東村国定2400-1	0270-63-1860
2		あかまつ	(福)アルカディア	太田市長手町1744	0276-22-2151
3		あけぼの	(財)大利根会	渋川市明保野3641-1	0279-25-3378
4		くわのみハウス	(医)群馬会	群馬郡群馬町稻荷台153-2	027-350-3500
5		カーサ	(医)慈光会	高崎市上佐野町796-1	027-350-5550
6		けやき寮	(医)群栄会	北群馬郡吉岡町陣場98	0279-55-0084
7		ひばり	(医)橘会	勢多郡北橘村上南室167-5	0279-52-3956
1	埼玉県	けやき荘	埼玉県	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-1111
2		あけぼの	(医)社団慶榮会	八潮市大字鶴ヶ曾根1130	048-998-0862
3		武甲の森	(医)全和会	秩父市寺尾1449	0494-24-5553
4		友人館	(医)緑光会	東松山市大谷4161-1	0493-39-2584
5		さくら荘	(医)慈光会	幸手市南2-2-13	0480-42-0890

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
6	埼玉県	いるまの里	(医)松風会	入間市東藤沢5-9-2	042-962-3091
7		夢の実ハウス	(福)済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田868-1	048-596-2220
8		向陽寮	(財)西熊谷病院	熊谷市石原519-5	048-520-5520
9		里仁	(医)秀峰会	越谷市七左町4-100-4	048-985-6678
10		ハートフル荘	(医)高仁会	川口市西川口6-17-46	048-256-1117
11		やすらぎ	(福)毛呂病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷1221	049-276-1546
1	千葉県	まほろば寮	(福)三芳野会	安房郡三芳村谷向166-2	0470-36-2314
2		なごみの家	(医)心和会	八千代市下高野553	047-488-2942
3		ノバハイソ白里	(福)ワーナーホーム	山武郡大網白里町3215	0475-77-6044
4		ゆりの木荘	(医)静和会	東金市家徳97-1	0475-58-9393
5		ばんぷーはうす	(医)博道会	館山市上真倉2383	0470-22-1712
6		ひまわり苑	(医)社団健仁会	船橋市金堀町479-2	047-457-7702
1	東京都	中部総合精神保健福祉センター	東京都	世田谷区上北沢2-1-7	03-3302-7839
2		多摩総合精神保健福祉センター	東京都	多摩市中沢2-1-3	042-376-1111
3		荒川愛恵苑	(福)愛と光の会	荒川区西尾久7-50-6	03-3894-4100
4		さくらハイツ	(医)東京愛成会	八王子市宮下町177-26	0426-91-5915
5		たまこヒルズ	(医)円祐会	武蔵村山市中藤2-28-1	042-567-5502
6		川口ハイツ	(医)明和会	八王子市川口町3562	0426-54-8555
7		ほたるの里	(医)幸悠会	青梅市長湊5-1086	0428-25-1200
8		粹交舎	(福)新樹会	調布市菊野台1-24-41	0424-85-4467
9		ねくすと	(医)厚生協会	練馬区大泉学園町6-10-20	03-5933-2511
10		ハートバル花畑	(医)厚生協会	足立区花畑4-34-16	03-5242-2288
1	神奈川県	はたの援護寮	(福)成和会	秦野市三屋127-3	0463-75-3986
2		萌木	(医)青山会	三浦市初声町高円坊1544-3	0468-89-2492
3		ヴァルトハイム厚木	(医)青木末次郎記念会	厚木市上荻野1671	046-291-2424
4		森の家	(医)正史会	大和市深見西3-2-37	046-261-0386
1	新潟県	越路ハイム	(医)崇徳会	三島郡越路町大字浦5041-1	0258-92-4568
2		はまなす荘	(福)上越頸城福祉会	中頸城郡大潟町大字犀潟410-5	0255-34-3100
3		恵松園	(医)恵松会	新潟市松崎字西564	025-270-3355
4		しおさい荘	(医)青山信愛会	新潟市松海が丘2-25-23	025-268-2939
5		米山自在館援護寮	(福)晴真会	柏崎市大字茨目字ニツ池2043	0257-21-1414
6		みのわ荘	(医)青山信愛会	新潟市大字中村字箕輪230-1	0250-23-3666
7		サンスマイル	(福)長岡福祉協会	長岡市関原町1丁目中原3195	0258-47-5138

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
8	新潟県	ハウス道芝	(医)高田西城会	上越市高土町3-2-13	0255-22-7233
9		ぐみの郷	(福)新潟慈生会	北蒲原郡中条町大字中村浜字築地原699-128	0254-45-5112
10		いなほ園	(医)恵生会	新潟市島見町4540	025-255-4434
11		大地の家	(医)越南会	南魚沼郡六日町大字五日町2323	025-776-3113
1	富山県	ゆりの木の里	(福)富山県精神保健福祉協会	富山市五福474-2	076-433-1233
2		あゆみはうす	(医)社団信和会	魚津市立石205-2	0765-23-0019
1	石川県	ひだまり寮	(福)朋友会	加賀市幸町2-60	0761-72-0747
2		まつかぜハイツ	石川県	かほく市内高松ヤ36	076-281-3003
3		あっぷるハウス	(医)積仁会	金沢市長坂町チ15	076-280-5858
1	福井県	ハウスやわらぎ	(福)六条厚生会	福井市下六条町1-4	0776-41-8350
1	山梨県	きらく荘	(医)南山会	南アルプス市下宮地421	055-282-4004
2		すみよし寮	(財)住吉病院	甲府市住吉4-1900-1	055-221-0073
1	長野県	メンタルドミトリー	(医)城西医療財団	松本市城西1-5-16	0263-33-6400
2		虹の家援護寮	(福)有倫会	岡谷市長地小萩1-10-18	0266-26-7533
3		ピア・ちくま	(医)友愛会	上田市大字住吉167-1	0268-25-2000
4		アルプスドミトリー	(医)城西医療財団	南安曇郡豊科町南穂高3046-1	0263-72-6212
5		メゾン・ド・エスポワール	(福)長野南福祉会	長野市大字稲葉字母袋770-1	026-269-6655
6		ライフサポートりんどう	(福)長野りんどう会	長野市徳間3222	026-239-7077
7		あかしや	(医)芳州会	松本市芳川村井町18-8	0263-59-6511
8		はなみずきの郷	(福)楓会	飯田市箕瀬町2-2561-4	0265-56-8731
9		かしの木の家	(医)康和会	駒ヶ根市東伊那927	0265-83-5178
1	岐阜県	すばる	(医)春陽会	郡上市美並町大原289番地	0575-79-3705
2		さくらの家	(医)静風会	大垣市中野町1-10	0584-78-4561
3		はばたき	(社)岐阜病院	岐阜市日野東4-10-18	058-245-8168
4		あじめ	(医)生仁会	吉城郡国府町村山315-1	0577-72-5010
5		鶉飼	(医)香風会	岐阜市洞1020	058-239-5838
6		さくら	(医)清仁会	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋3555	0574-25-0979
7		ハートブリッジ	(医)清澄会	不破郡垂井町94-1	0584-22-4555
1	静岡県	サンライズ・あかつき	(福)山寿会	富士宮市北山4783-1	0544-58-6155
2		だんだん	(医)至空会	浜松市三幸町201-4	053-420-0802
3		やまいも倶楽部	(福)飛翔の会	御殿場市保土沢1080-78	0550-88-5517
4		さわや家	(医)好生会	掛川市篠場779-2	0537-22-2312
5		ヴィラはまかせ	(医)好生会	浜松市小沢渡町2760	053-415-0770

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
6	静岡県	千本レジデンス	(医)辰糸会	沼津市本字下一丁田897	055-954-2121
1	愛知県	さくら	(医)共生会	知多郡南知多町大字豊丘字孫連間63	0569-65-2753
2		豊明	(医)玉光会	豊明市栄町大根1-391	0562-97-5122
3		アークヒルズ	(医)桜桂会	犬山市大字塔野地字大畔216	0568-63-0244
4		あい	(福)愛恵協会	岡崎市舞木町字小井沢4-1	0564-48-1955
5		柏葉荘	(医)和合会	愛知郡東郷町大字諸輪北木戸西108	0561-72-8800
6		ビブレ	(医)豊和会	豊田市広美町郷西73-1	0565-25-0125
1	三重県	あじさい	(医)北勢会	いなべ市北勢町大字其原字楚里1953	0594-72-2618
2		スマイルハウス	(福)四季の里	四日市市山田町向山836-1	0593-28-1940
3		朝海ハイム	(福)夢の郷	津市城山1-8-16	059-238-0303
4		ひまわり	(福)愛恵会	松阪市下村町字覚部2203-1	0598-20-2720
1	滋賀県	あすなろ寮	(福)あすなろ福祉会	犬上郡豊郷町大字沢560-1	0749-35-4677
2		樹(いつき)	(医)周行会	野洲郡中主町八夫1318	077-589-8792
3		しろやまコミュニティハウス	(社)水口病院	甲賀郡水口町本町2-2-27	0748-62-8181
1	京都府	アスロード	(財)長岡記念財団	長岡京市友岡4-21-10	075-957-0011
1	大阪府	水間ニューライフ寮	(医)河崎会	貝塚市水間516-1-1	0724-46-6387
2		コミュニティ・ヴィレッジ	(医)桐葉会	貝塚市森892	0724-47-1717
3		あかやま	(医)利田会	岸和田市尾生町3298-1	0724-45-3545
4		ネヤハイム	(医)長尾会	寝屋川市寝屋2370-6	072-822-4908
5		わかくさ	(医)豊済会	豊中市日出町2-1-27	06-6331-5164
6		こんごう寮	(財)成研会	富田林市伏見堂95	0721-34-1124
7		バザバ	(医)西浦会	守口市八雲中町3-13-17	06-6908-6416
8		むつみ荘	(医)豊済会	豊中市小曾根4-27-18	06-6335-3050
9		アンダンテ	(財)浅香山病院	堺市田出井町8-20	0722-25-0850
10		ギャザリング	(医)貴生会	和泉市箕形町6-9-9	0725-51-0560
11		高槻地域生活援護寮	(医)光愛会	高槻市松川町25-2	0726-62-8130
12		田原の里	(医)和幸会	四条畷市上田原613	0743-71-1288
13		ステップ	(医)白水会	泉南市新家4296	0724-83-5680
1	兵庫県	さくら荘	(医)内海慈仁会	西宮市山口町下山口字六傳1201-1	078-904-0721
2		けいふう	(医)恵風会	姫路市西今宿5-3-8	0792-91-0531
3		春日	(医)内海慈仁会	姫路市船津町字上高野5305	0790-22-0770
4		こもれび	(医)樹光会	三木市大村字北山200	0794-82-1132
5		涼風荘	(医)千水会	赤穂市浜市字中道325-2	0791-48-7768

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
6	兵庫県	みどり寮	(医)正仁会	明石市魚住町清水2744-30	078-941-0182
7		オカビ	(医)新淡路病院	洲本市上加茂40-1	0799-22-2480
1	奈良県	二上寮	(医)向聖台會	北葛城郡當麻町染野520	0745-48-5804
2		ハイツ・リベルテ	(医)平和会	奈良市西大寺赤田町1-7-1	0742-49-1607
3		思い出	(医財)北林厚生会	奈良市六条西4-6-3	0742-41-8200
1	和歌山県	麦の芽ホーム	(福)一麦会	和歌山市岩橋643	0734-74-2466
2		ゆうあいホーム	(福)やおき福祉会	田辺市たきない町22-15	0739-24-2013
1	鳥取県	援護寮あずさ	(医)仁厚会	倉吉市上井32-1	0858-26-4250
2		援護寮翼	(医)養和会	米子市上後藤3-5-1	0859-29-8899
1	鳥根県	コミュニティハウスあさひ	(医)昌林会	安来市安来町927-2	0854-22-3430
2		WANA JAPAN	(福)桑友	簸川郡斐川町学頭1625-4	0853-72-7200
3		松の実寮	(医)正光会	益田市高津4-24-4	0856-24-1673
4		コスモス	(医)仁風会	松江市大庭町1459-1	0852-23-3360
1	岡山県	県立内尾センター	岡山県	岡山市内尾739-1	086-298-2111
2		たいようの丘	(医)梁風会	高梁市落合町阿部2174	0866-22-1532
3		ひまわり寮	(医)万成病院	岡山市谷万成1-8-35	086-252-2261
1	広島県	あいあい寮	(医)大慈会	三原市中之町北1181-2	0848-63-8877
2		清明荘	(医)仁康会	三原市小泉町4218	0848-66-1975
3		あゆみ荘	(医)恵宣会	竹原市下野町2402-1	0846-22-7655
4		瑠璃寮	(福)尾道のぞみ会	尾道市久保町1714	0848-20-7676
5		あい	(医)知仁会	大竹市玖波5-1173-4	0827-59-0808
6		ふたばの丘	(医)和恒会	呉市広白石4-7-22	0823-76-4855
1	山口県	ひまわり荘	(福)博愛会	山口市鑄銭司3347	083-986-3707
2		ハイツふなき	(福)扶老会	厚狭郡楠町船木833-21	0836-67-0188
3		一歩社	(医)光の会	豊浦郡豊浦町大字吉永字野田1448-1	0837-74-3774
4		とまり木	(医)若草会	吉敷郡小郡町若草町3-26	083-973-0666
5		援護寮ヒエダ	(医)あずま会	下関市稗田中町8-18	0832-52-7587
6		リフレの家	(医)青山会	玖珂郡玖珂町大坪1885-1	0827-82-0015
7		あすか	(医)新生会	岩国市関戸38	0827-43-2715
8		援護寮こすもす	(医)恵愛会	柳井市大字柳井1973	0820-24-6601
1	徳島県	なぎさ寮	(医)敬愛会	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂5	088-687-0067
2		すくも寮	(医)あいざと会	板野郡上板町佐藤塚字東177-1	088-694-6876
3		旭野寮	(医)鈴木会	徳島市川内町旭野196	088-665-5115



	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
4		清風	(医)養生園	徳島市城東町2-7-9	088-626-9080
5		ウィスパー	(医)睦み会	徳島市南矢三町3-11-23	088-631-1615
6		せせらぎ	(医)青樹会	徳島市丈六町行正19-1	088-645-1800
7		ひまわり	(医)清流会	徳島市名東町2-650-27	088-631-5521
8		とみた	(医)富田病院	海部郡日和佐町西河内字月輪35	0884-77-1228
1	香川県	オリーブ寮	(福)明和会	小豆郡池田町大字池田字下地2519-7	0879-75-2668
2		花園荘	(医)社団三愛会	丸亀市杵原町116	0877-21-5717
3		牟原寮	(医)社団光風会	木田郡牟礼町原883-16	087-870-1060
4		援護寮 五色台	(医)社団五色会	坂出市加茂町700-13	0877-56-3200
5		しらさぎ荘	(医)清和会	観音寺市杵田町甲1340-4	0875-57-5501
1	愛媛県	国領荘	(医)十全会	新居浜市角野新田町1-1-28	0897-41-2258
2		曙荘	(財)正光会	宇和島市柿原甲1352-1	0895-23-3031
3		ハーブハウス	(医)青峰会	八幡浜市大字五反田1-1044	0894-23-2555
4		しまなみ	(財)正光会	今治市高市甲786-5	0898-43-4380
1	高知県	てく・とこ・せと	(福)てくとこ会	高知市瀬戸東町3-109	088-841-2144
2		まち	(医)近森会	高知市駅前町3-13	088-871-7584
3		だんらん	(医)祥星会	宿毛市押ノ川字黒ノ下1056-1	0880-63-4847
1	福岡県	緑の里	(医)恵愛会	宗像郡福岡町花見が浜1-5-1	0940-42-7077
2		なのみ荘	(福)ひとみの里	嘉穂郡徳波町弁分今丸454-1	0948-25-5174
3		泉荘	(福)みぎわ会	行橋市南泉4-11-5	0930-24-1584
4		ヒルトップヴィラ野添	(医)堀川公平会	久留米市藤山町1730-3	0942-22-5316
5		ゆずりは荘	(医)社団豊和会	豊前市久路土1487	0979-82-3250
6		はぐらの家	(医)社団豊永会	飯塚市鶴三緒1438-2	0948-26-3057
7		アプリコットハウス	(医)静光園	大牟田市萩尾町1丁目2-1	0944-52-0022
8		コミュニティ碧空	(福)香和会	田川郡香春町中津原1249-6	0947-48-2003
9		エスポワールメゾン	(福)社団緑風会	糟屋郡志免町大字志免東4-5-1	092-935-2131
1	佐賀県	青雲荘	(医)友朋会	藤津郡嬉野町大字下宿乙1919	0954-43-0157
2		ばれっと	(医)光風会	三養基郡北茂安町大字白壁2927	0942-89-2132
1	長崎県	雲仙高原ハイツ	(福)コスモス会	南高来郡深江町丁6993	0957-72-6294
2		ふれあいの里	(福)共生会	大村市西部町1016-1	0957-53-7511
3		オープンハウスむつごろう	(福)むつごろう会	諫早市本野町642-6	0957-25-9222
4		やまゆり荘	(福)さゆり会	福江市下崎山町699	0959-75-5504
5		はるの	(医)栄寿会	西彼杵郡西彼町八木原郷2047	0959-28-0038

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
6	長崎県	ハートピアせちばる	(医) 敬仁会	北松浦郡世知原町栗迎免1	0956-73-3232
7		フリーハウス	(福) ボイス	長崎市小江町2593-1	095-846-6670
8		湖畔荘	(福) 蓮華園	佐世保市柚木町1279-1	0956-46-2121
1	熊本県	熊本県あかね荘	熊本県	熊本市戸島西3丁目4-150	096-365-1691
2		天草ボランの広場	(福) 天草ボランの広場	天草郡新和町碓石66-1	0969-46-2411
3		まどか園	(福) 照徳の里	水俣市月浦字村上269-4	0966-61-1000
4		菊水さくら寮	(福) 博心会	玉名郡菊水町下津原3951	0968-86-5000
1	大分県	博愛こころ寮	(医) 謙誠会	大分市大字野田818	097-549-0858
2		さくら苑	(福) 清流会	宇佐市大字中原字廣畑574-4	0978-32-0907
3		黎明荘	(福) 清恵会	別府市大字鶴見字前田1725	0977-27-2222
4		やすらぎ	(福) みのり会	別府市富士見町13-29	0977-22-8943
5		フライハイム	(医) とよみ会	大分市小野鶴1350	097-588-8616
6		おおはら荘	(医) 社団宗仁会	日田市大字田島町500	0973-25-6311
1	宮崎県	サンシャイン	(医) 同仁会谷口病院	日南市大字風田3861	0987-23-2122
2		コスモス	(医) 芳明会	宮崎市大坪町草葉崎2088-1	0985-50-1100
3		鳴子川荘	(医) 浩洋会	東臼杵郡門川町宮ヶ原4丁目80番地	0982-63-2801
4		さつき寮	(医) 向洋会	日向市大字財光寺1228番地	0982-54-2806
1	鹿児島県	ソーバーハウス6号館	(医) 寛谷会	鹿児島市下田町1919	099-220-5085
2		ピア・アクティブ	(医) 蒼風会	川辺郡川辺町田部田3541-1	0993-56-0919
3		もっこく	(医) 左右会	曾於郡志布志町安楽3012-3	0994-72-6030
4		ステップアップホーム	(医) 松柏会	鹿児島市山田町433-2	099-264-2626
5		指宿ドリーム	(医) 全隆会	指宿市東方7663	0993-23-3850
6		向陽ホーム	(医) 向陽会	伊集院町郡2丁目33	099-273-3767
7		サンライズ	(医) 慈和会	大口市大田130-1	0995-22-8506
8		リバティ	(医) 静和会	川内市水引町3386-1	0996-26-3534
1	沖縄県	桜邸	(医) 社団志誠会	具志川市字上江洲709	098-974-6100
2		ラポール	(医) 卯の会	沖縄市安慶田4-9-7	098-932-8100
3		晴海荘	(医) 晴明会	糸満市字大度558	098-997-2918
4		レンメル	(医) 陽和会	糸満市字賀数346-3	098-992-0008
5		経塚苑	(医) へいあん	浦添市字経塚348	098-875-0818
6		南灯荘	(医) 一灯の会	沖縄市字知花5-26-14	098-929-3030
7		せせらぎの里	(医) 社団輔仁会	名護市名護5590	0980-55-8988
1	札幌市	前田記念援護寮 翔	(医) 大蔵会	東区伏古2条4丁目	011-789-6601

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
2	札幌市	リハビリテーションハウス手稲	(医)澤山会	手稲区前田6条13丁目	011-686-0501
1	仙台市	ウインディ広瀬川	仙台市	青葉区荒巻字三居沢1-8	022-715-0761
2		わたげの家	(福)わたげ福祉会	若林区遠見塚1丁目18-48	022-285-3531
1	さいたま市	やどかりの里援護寮	(社)やどかりの里	見沼区中川562	048-687-2834
1	千葉市	こころの風元気村	(複)うぐいす会	緑区高田町1789-1	043-300-4440
1	横浜市	横浜市総合保健医療センター	横浜市	港北区鳥山町1735	045-475-0162
2		ゆかり荘	(財)紫雲会	神奈川区三ツ沢上町26-13	045-322-7765
3		ヴィラあさひの丘	(医)誠心会	旭区川井本町122-1	045-951-1061
1	川崎市	もみの木寮	川崎市	中原区井田3-16-1	044-788-1551
1	名古屋市	つくし寮	(医)生生会	中川区中須町237-2	052-365-9533
2		守牧	(医)八誠会	守山区守牧町128-1	052-791-1025
1	大阪市	ふれあいの里	(財)精神障害者社会復帰促進協会	西成区南津守1-4-46	06-6659-2672
2		加光	(福)正真会	都島区東野田町5-5-16	06-6351-8668
1	神戸市	まほろばの丘	(福)樅の木福祉会	西区神出町南宇美濃谷619-110	078-964-2161
1	広島市	ミットレーベン	(医)せのがわ	安芸区中野東4-5-35	082-892-3072
2		やすらぎ	(医)比治山病院	南区出汐3-2-20	082-250-7850
3		梅の里	(医)社団更生会	西区草津梅が台10-1	082-279-5004
1	福岡市	虹	(医)飯盛会	西区飯盛510	092-811-3630
2		ひだまりの里	(福)多々良福祉会	東区名子134-1	092-663-2810
		合計 282 施設			

## 5 精神障害者福祉ホーム

### A型

(平成16年4月1日現在)

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	北海道	圭泉ホーム	(医) 社団旭川圭泉会病院	旭川市東旭川町下兵村246-7	0166-36-1559
2		青葉の郷	(福) 晃裕会	千歳市蘭越10-37	0123-23-7772
3		啓明ホーム	(医) 函館渡辺病院	函館市湯川町2丁目33-18	0138-59-2222
1	青森県	向日葵ハウス	(福) 愛心福祉会	青森市大字六枚橋字磯打95-26	017-754-3010
2		芽吹き詩	(医) 杏林会	八戸市小中野4-9-2	0178-71-3333
3		こまどり	(医) 仙知会	弘前市高杉五反田173-7	0172-99-1166
1	岩手県	のぞみの家	(福) 泉の園	二戸郡一戸町西法寺字諏訪野15-2	0195-33-4310
1	秋田県	鶴	(医) 久盛会	秋田市土崎港中央4-4-24	018-846-5885
2		なすび荘	(医) 久幸会	秋田市下新城字中野字琵琶沼232-1	018-873-3011
3		あづま荘	(医) 仁慈会	大館市柄沢字稲荷山下69	0186-42-5171
4		もろび	森吉町外四ヶ町村病院組合	北秋田郡森吉町米内沢字林の腰3	0186-72-4501
1	福島県	福祉ホーム希望'98	(医) 安積保養園	郡山市安積町笹川字四角坦54-2	024-945-7625
2		たけだ苑	(財) 竹田綜合病院	会津若松市山鹿町4-3	0242-27-8573
3		いとよの郷	(医) 昨雲会	喜多方市松山町鳥見山字街道東4981-2	0241-24-3488
1	茨城県	すだち荘	(財) 報恩会	東茨城郡茨城町上石崎4698	029-293-8921
2		けやき	(医) 精光会	稲敷郡新利根町上根本3551	0297-87-0021
1	栃木県	つくし荘	(医) 生々堂厚生会	宇都宮市飯田町259-11	028-648-6111
2		おおぎり寮	(医) 秋山会	佐野市堀米町1648	0283-22-6150
3		清和寮	(医) 清和会	鹿沼市千渡1672-3	0289-65-4261
4		せせらぎ荘	(医) 誠之会	氏家町向河原4083	028-862-2911
5		自彊寮	(医) 報徳会	宇都宮市陽南4-6-34	028-658-2121
6		陽光荘	(医) 桂慈会	益子町橋316	0285-72-3235
7		英	(医) 至誠会	宇都宮市花房1842-8	028-638-4044
8		うぐいす寮	(医) 恵愛会	足利市本城1-1549	0284-44-1910
9		めぐみハウス	(医) 恵会	宇都宮市今泉町3009-1	028-661-3261
1	群馬県	赤城リカバリーハウス	(医) 群馬会	勢多郡赤城村大字北赤城山字南平78	0279-56-8055
2		波志江ホーム	(福) 明清会	伊勢崎市波志江町720-4	0270-20-5055
1	埼玉県	セウイホーム	(福) 小百合会	北葛飾郡杉戸町木野川字原134-43	0480-38-1701
2		やすらぎの家	(医) 松風会	入間市東藤沢5-9-2	042-962-3091
1	千葉県	むつみ荘	(医) 心和会	八千代市下高野553	047-488-2941
2		野中ハイツ	(福) ロザリオの聖母会	旭市野中3622-2	0479-60-0600

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
3	千葉県	マリアンホーム	(医) 社団聖母会	成田市本三里塚226-1	0476-35-7761
1	東京都	烏山ハイツ	(学) 昭和大学	世田谷区北烏山6-11-11	03-3308-9212
2		諏訪ハウス	(福) かがやき会	新宿区高田馬場1-15-6	03-3200-6332
3		美山ヒルズ	(医) 光生会	八王子市横川町960	0426-22-4226
4		ハウス北小岩	(医) 瑞信会	江戸川区北小岩3-23-18	03-5668-7515
5		ふるさとホーム荒川第2	(福) 愛と光の会	荒川区西尾久7-50-6	03-3894-4100
6		多摩ハイツ	(医) 緑雲会	八王子市中野町2088	0426-21-7080
7		ピア国分寺	(福) はらからの家福祉会	国分寺市南町3-4-4	042-323-5637
8		福祉ホーム蒲田	(福) ブシケおおた	大田区西蒲田4-4-1	03-5700-6352
9		メゾンユトリロ	(医) 円祐会	杉並区下井草1-10-5	03-3399-8373
1	神奈川県	くすのき	(医) 弘徳会	厚木市松枝2-7-1	046-221-8252
2		森の家	(医) 正史会	大和市深見西3-2-37	046-261-0386
1	新潟県	ゆきわり荘	(福) 上越頸城福祉会	中頸城郡大潟町大字厚潟410-5	0255-34-3100
2		恵松福祉苑	(医) 恵松会	新潟市松崎字西564	025-270-3355
3		ぐみの家	(医) 青山信愛会	新潟市松海が丘2-25-24	025-268-2939
4		希望の家	(医) 越南会	南魚沼郡六日町大字五日町2456-1	0257-76-3113
5		米山自在館福祉ホーム	(福) 晴真会	柏崎市大字茨目字二ツ池2043	0257-21-1414
6		あさひ荘	(医) 恵生会	新潟市島見町4540	025-255-4434
1	富山県	フィールド・ラベンダー	(医) 社団重仁佐々木病院	富山市大町3-4	076-495-1555
1	石川県	コア増泉	(医) 岡部診療所	金沢市増泉1-20-17	076-280-9104
2		ライフワーク金沢	(医) 青樹会青和病院	金沢市大浦町ホ24-1	076-238-3355
3		なごみ	(福) なごみの郷	小松市北浅井町リ123	0761-23-7232
4		ドルフィン	(医) 松原会	七尾市本府中町ワ部34	0767-54-0078
1	福井県	ひまわり寮	(医) 嶺南病院	遠敷郡上中町熊川122-33	0770-62-1131
1	長野県	メンタルホーム	(医) 城西医療財団	松本市城西1-5-16	0263-33-6400
2		虹の家福祉ホーム	(福) 有倫会	岡谷市長地小萩1-10-18	0266-26-7533
3		メゾン・ド・エスポワール	(福) 長野南福祉会	長野市大字稲葉字母袋770-1	026-269-6655
1	岐阜県	大原寮	(医) 春陽会	郡上市美並町大原字石亀新田316	0575-79-2315
2		稲口ハイツ	(医) 明萌会	関市稲口774-1	0575-23-8877
3		むらやま	(医) 生仁会	吉城郡国府町村山318	0577-72-5086
1	静岡県	富士ばらホーム	(福) 昭隆会	富士市大淵2815-2	0545-35-2911
2		はまゆう寮	(財) 復康会	沼津市中瀬町17-11	055-934-0535
1	愛知県	サン・ドーム	(医) 研精会	豊田市保見町横山100	0565-48-8331

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	三重県	グリーンハイツ	(福)四季の里	四日市市山田町向山836-1	0593-28-1940
2		あさがお	(福)愛恵会	松阪市下村町字覚部2203-1	0598-20-2720
1	滋賀県	あすなろ福祉ホーム	(福)あすなろ福祉会	犬上郡豊郷町大字沢560-1	0749-35-4677
1	大阪府	ホープ	(福)三松会	羽曳野市野164-3	0729-52-1332
2		青松園	(医)清心会	八尾市天王寺屋6-59	0729-49-0580
3		はばたき寮	(医)河崎会	貝塚市水間516-1-1	0724-46-6387
4		あおぞら寮	(財)成研会	富田林市伏見堂95	0721-34-1124
1	兵庫県	いほがわ寮	(医)古橋会	攝保郡攝保川町半田609-2	0791-72-3050
2		大日寮	(医)全人会	姫路市野里275	0792-81-6980
3		西山寮	(医)山西会	三田市西山2-22-10	0795-63-4871
4		鎌倉荘	(医)内海慈仁会	西宮市山口町下山口字六博1201-1	078-904-0046
5		あんホーム	(医)新淡路病院	洲本市上加茂7	0799-26-0525
6		そよかぜ	(医)恵風会	姫路市西今宿5-306-31	0792-93-3380
1	鳥取県	福祉ホーム・サマーハウス	(医)明和会医療福祉センター	鳥取市湯所町1-131	0857-36-1151
1	鳥根県	コミュニティハウスあさひ	(医)昌林会	安来市安来町927-2	0854-22-3430
2		ハイツマルベリー	(福)桑友	簸川郡斐川町荏原町488-68	0853-72-7630
3		ターゲットホーム	(福)亀の子	大田市長久町長久口267-6	0854-82-3077
4		港夢	(医)社団清和会	浜田市港町285-1	0855-23-8926
5		虹の家	(福)雲南社会福祉協議会	飯石郡三刀屋町古城45-6	0854-45-3018
1	岡山県	たいようの丘	(医)梁風会	高梁市落合町阿部2174	0866-22-1532
2		一三三寮	(財)河田病院	岡山市富町2-16-2	086-252-1231
3		イーエスヒルサイド	(福)江原恵明会	久米郡久米南町下弓削651-2	0867-28-4111
4		三愛ホーム	(医)井口会	真庭郡落合町上市瀬370-4-2	0867-52-0131
5		ひまわりホーム	(医)万成病院	岡山市谷万成1-8-35	086-252-2261
6		姫山の里	(福)千寿福祉会	津山市下高倉西440	0868-29-3505
1	広島県	あすなろ荘	(医)大慈会	三原市中之町北1181-2	0848-63-8877
2		キブツ村	(医)西本会	豊田郡安浦町女子畑133	0823-84-4793
3		清風会第3竹原寮	(福)清風会	安芸高田市吉田町竹原954	0826-43-0611
1	山口県	きわの里	(医)貴和会	防府市高井22-2	0835-22-0759
2		コスモス	(福)博愛会	山口市鑄銭司3347-1	083-986-2837
3		メイトふなき	(社)扶老会	厚狭郡楠町船木833-22	0836-67-1883
4		松風荘	(医)水の木会	下関市富任町6-18-18	0832-58-0338
1	香川県	清和荘	(医)社団三愛会	丸亀市北山町4-3	0877-23-7008

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	愛媛県	アロマホーム	(医)青峰会	八幡浜市大字五反田1-1044	0894-23-2555
1	福岡県	ゆうゆうハイツ	(医)社団筑水会	八女市吉田1169-1	0943-23-5366
1	佐賀県	若葉荘	(医)友朋会	藤津郡嬉野町大字下宿乙1919	0954-43-0157
2	長崎県	鹿追の里	(福)緑葉会	長崎市京太郎町69	095-878-9701
1		真珠園福祉ホーム	(医)栄寿会	西彼杵郡西彼町八木原郷3453-1	0959-29-7300
3		ウイング	(医)ウイング	島原市中野町丙1175	0957-65-0880
4		森の木	(医)みなづき	北松浦郡佐々町口石免1108-3	0956-62-5020
1	熊本県	菊陽ハイツ	(医)芳和会	菊池郡菊陽町原水5587	096-232-1964
2		熊本県あかねホーム	熊本県	熊本市戸島西3丁目4-150	096-365-3387
1	大分県	リバーサイド	(医)青樹会	大分市大字宮崎4-1	097-568-7991
2		つたの苑	(医)真浄会寺町クリニック	中津市寺町988	0979-23-6115
3		あさひ寮	(福)清流会	宇佐市大字中原字廣畑574-4	0978-32-0907
4		たきお	(医)愛恵会	大分市大字片島1336	097-569-8617
1	宮崎県	ハビネス	(医)同仁会谷口病院	日南市大字風田3695-12	0987-22-2608
2		ひまわり	(医)芳明会	宮崎市大坪町草葉崎2088-1	0985-50-1100
1	鹿児島県	自興館	(医)全隆会	指宿市東方7558	0993-23-2311
2		あたご寮	(医)公盡会	出水市麓町30-68	0996-63-2878
3		小城ホーム	(医)陽善会	鹿児島市下福元町6088-2	099-261-6793
4		有隣寮	(医)有隣会	鹿児島市下伊敷2-3-5	099-229-4914
5		ドリーム	(医)慈和会	大口市大田93	0995-23-0145
6		フレンドリーホーム知覧	(医)尚和会	川辺郡知覧町永里1892-1	0993-84-1163
7		スカイハイツ	(福)くすの木会	鹿児島市犬迫町7749	099-238-0588
1	沖縄県	小桜邸	(医)社団志誠会	具志川市字上江洲709	098-974-6100
2		ホープ	(医)卯の会	沖縄市安慶田4-9-7	098-932-8899
3		やすらぎの里	(医)陽和会	糸満市字賀数346-3	098-992-0008
4		はくあいの園	(医)フェニックス	南風原町新川452-1	098-889-4857
1	札幌市	清和ハイツ	(医)耕仁会	西区山の手4条5-3-27	011-641-5617
1	京都市	聖荘	(福)京都ハチの会	右京区西院東今田町27-4	075-316-4470
2		ひびあらた	(福)フジの会	伏見区深草弘ノ壺町36-1	075-645-5050
3		メゾンみやこ	(福)みやこ福祉会	南区上鳥羽火打形町11-6	075-691-0556
1	大阪市	にしなりWing	(福)ヒューマンライツ福祉協会	西成区北津守3-6-4	06-4392-8700
1	北九州市	田野浦ホーム	(医)碧水会	北九州市門司区大字田野浦1018	093-331-0800
2		カーサ松ヶ江	(医)社団松和会	北九州市門司区大字畑355	093-481-1281

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
3		優和荘	(福) 福德福祉会	北九州市小倉南区大字呼野131-3	093-452-0010
4		メゾンそれいゆ	(医) 豊司会	北九州市門司区大字猿喰615	093-481-0668
		合計 132 施設			

## B型

(平成16年4月1日現在)

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	北海道	マインズ	(医) 社団女洋会	苫小牧市樽前233-3	0144-61-5800
1	青森県	青風荘	(医) 青仁会	八戸市田面木字赤坂35-9	0178-27-7658
2		エーデルワイス	(医) 松平病院	八戸市新井田字出口平18	0178-30-1136
3		ライズハウス	(医) 済誠会	十和田市西二十三番町1-43	0176-21-5530
1	岩手県	加賀野の里	(財) 岩手済生医会	盛岡市加賀野3-14-10	019-624-3777
1	秋田県	やまぶき	(医) 興生会	横手市根岸町6-43	0182-33-8700
1	山形県	寒河江の庄	(医) さがえ洋命会	寒河江市大字島字島東217	0237-86-5560
1	福島県	バインフォレスト	(医) 為進会	須賀川市大字滑川字池田91番地	0248-73-4182
1	茨城県	くりくり	(医) 有朋会	那珂郡那珂町豊喰1152	029-295-7680
2		永井ひたちの森ハウス	(医) 永慈会	日立市小木津町1022	0294-44-8800
3		オアシス	(医) 霞水会	土浦市東若松町3969	029-821-3100
1	栃木県	ふるさとホーム那須	(福) 愛と光の会	湯津上村片府田1301-59	0287-98-3001
2		清和寮B	(医) 清和会	鹿沼市千渡1598	0289-64-0070
3		Co-net. 若竹	(医) 孝栄会	足利市福居町1215-1	0284-70-6651
1	群馬県	アルカディア	(医) 慈光会	高崎市上佐野町796-1	027-350-5550
2		もみじホーム	(医) 群栄会	北群馬郡吉岡町陣場55	0279-55-5147
3		うぐいすの家	(医) 橘会	勢多郡北橘村上南室25-6	0279-52-7070
4		くすの木ハイム	(医) 群馬会	群馬郡群馬町稻荷台153-1	027-373-2253
1	埼玉県	バルモッキー	(医) 大社会	久喜市北青柳1331-7	0480-25-4955
2		ひこばえ	(医) 弥生会	熊谷市大字上奈良上向河原1259-4	048-501-1415
1	千葉県	若竹荘	(医) 社団信田病院	八千代市島田1010	047-488-8543
2		サザンカの里	(医) 社団透光会	香取郡大栄町南敷461-5	047-488-8543
1	神奈川県	はたの福祉ホーム	(医) 秦和会	秦野市三屋131	0463-75-2800
1	新潟県	はまなすホーム1	(医) 責善会	村上市瀬波中町10-1	0254-50-7090
2		はまなすホーム2	(医) 責善会	村上市瀬波中町10-1	0254-50-7090
3		太陽の家	(医) 越南会	南魚沼郡六日町大字五日町2456-1	0257-76-3113



	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
4	新潟県	いちようの木の家	(医) 社団三交会	上越市新光町3-335-1	0255-43-2624
5		さつき荘	(医) 青山信愛会	新津市中村236	0250-23-6077
1	富山県	和敬会生活訓練センター	(医) 社団和敬会	富山市北代5200	076-434-8101
2		かがやき	(医) 社団ときわ会	富山市水橋的場220	076-479-9655
3		グリーンヒル	(医) 社団弘仁会魚津緑ヶ丘病院	魚津市大光寺287	0765-23-0256
1	石川県	プリムラ	(医) 浅ノ川	金沢市観法寺町へ174	076-258-2279
2		すまいる	(福) 金沢市民生協会	石川郡野々市町中林4-120	076-248-6646
3		いこい	(福) 青樹会青和病院	金沢市大浦町ホ25-1	076-239-0211
4		ヒルズ長坂	(医) 積仁会	金沢市長坂町ヲ103	076-280-5600
5		ウエルムどど町	(医) 長久会	加賀市百々町3-11-1	0761-73-4700
1	山梨県	わだふあみりあ	(財) 花園病院	甲府市和田町3003-111	055-253-6027
1	長野県	希来里	(福) 長野南福祉会	長野市稲葉147-5	026-267-5685
1	岐阜県	ホーリークロスホーム	(医) 聖泉会	土岐市泉町久尻2431-140	0572-54-8181
1	静岡県	ここみ	(医) 宗美会	静岡市清水村松原3-14-8	0543-37-1747
2		コーポ狩野	(財) 復康会	沼津市中瀬町24-1	055-933-1038
3		富士クラブ	(財) 富士心身リハビリテーション研究所	富士宮市星山1129	0544-25-2777
1	愛知県	らくらく	(医) 静心会	豊明市栄町南館13-1, 13-12	0562-97-8880
1	三重県	てまり花	(医) 北勢会	いなべ市北勢町大字其原字楚里1953	0594-72-2618
2		モンレーブ	(医) 居仁会	四日市市日永5039	0593-45-2356
3		TOUIN	(医) 康誠会	員弁郡東員町大字穴太2846-1	0594-86-1070
4		パンジー	(福) 愛恵会	松阪市久保町1922-2	0598-60-1055
1	京都府	ふくしほうむ びあ	(医) 栄仁会	宇治市五ヶ庄三番割32-3	0774-31-2500
1	大阪府	芝蘭荘	(医) 北斗会	豊中市城山町1-9-4	06-6864-1801
2		イクス	(医) 西浦会	守口市八雲中町3-13-41	06-6916-1188
3		さつき	(医) 豊済会	豊中市豊南町東2-6-4	06-6335-5666
1	兵庫県	マックナイトホーム	(医) 正仁会	明石市魚住町清水2702-2	078-942-1021
1	鳥取県	はばたき	(医) 養和会	米子市上後藤8-9-23	0859-48-0477
1	岡山県	福祉ホーム・コスモス	(財) 慈圭会	岡山市浦安本町100-6	086-262-1191
2		たいようの丘	(医) 梁風会	高梁市落合町阿部2174	0866-22-1532
1	広島県	グリーンホーム	(医) 緑風会	呉市阿賀北1-15-2	0823-75-2255
2		うちら	(医) 緑誠会	福山市駅家町向永谷304-1	084-977-1200
3		きらきら	(医) 知仁会	大竹市玖波町向田1160	0827-59-0250
4		ほのほの	(医) 二山会	東広島市西条町御園宇703番地	0824-93-7300

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
5	広島県	エスペランサ	(医)友和会	廿日市市峠字下ヶ原500	0829-74-1106
1	山口県	福祉ホームリフレ21	(医)青山会	玖珂郡玖珂町大坪1887	0827-82-0021
2		おあしす	(医)愛命会	周南市泉原町10-1	0834-21-4517
3		ヴィラふなき	(福)扶老会	厚狭郡楠町大字船木833-24	0836-67-1883
4		スペランツァかたくら	(医)和同会	宇部市大字西岐波229-3	0836-54-2022
5		すばる	(医)新生会	岩国市関戸299-2	0827-43-2727
1	香川県	福祉ホーム 五色台	(医)社団五色会	坂出市加茂町700-13	0877-48-2811
2		コミュニティハウス未来	(医)社団以和貴会	高松市岡本町字上新開60-1	087-815-7873
1	愛媛県	平山寮	(財)正光会	南宇和郡御荘町平山7	0895-70-4003
2		サルビア	(医)青峰会	八幡浜市大字五反田1-1068	0894-22-2395
1	高知県	ホームさすがた	(医)須藤会	高知市升形26-1	088-875-6626
2		まあぶる	(医)南江会	須崎市多ノ郷甲976-1	0889-40-0633
1	福岡県	サンフラワー	(医)富松記念会	大牟田市三池878	0944-59-7066
2		ヒルサイドテラスのぞえ	(医)堀川公平会	久留米市藤山町1730	0942-22-6540
3		ピアッツァ桜台	(医)牧和会	筑紫野市大字常松456-2	092-919-2055
1	佐賀県	はなの木	(医)樟風会	佐賀郡川副町大字福富869	0952-34-9088
1	長崎県	元気ハウス	(医)カメラア	大村市上諏訪町1095	0957-20-8061
2		マザー	(医)横尾病院	諫早市有喜町614	0957-28-6050
3		ハウスフリーデ	(医)慶友会	佐世保市広田町1-39-2	0956-27-5770
4		れいんぼうハウス	(医)厚生会	長崎市虹ヶ丘町1番1号	095-814-6200
5		苓岐福祉ホームB型ひまわりの家	苓岐市	苓岐市郷ノ浦町片原敷2510番地	0920-47-0950
1	熊本県	サン・ビレッジ	(医)信和会	玉名市小野尻5	0968-74-0150
2		ほのぼのハイツ	(医)カジオ会	八代市郡築1-203-15	0965-37-0112
1	大分県	あすなろ	(医)社団湘野会	大分市大字久原907-1	097-592-7383
1	札幌市	悠々の里	(医)ときわ病院	南区常盤3条1丁目	011-594-7789
1	名古屋市	シード・マツカゲ	(医)生生会	中川区中須町237-1	052-365-9522
1	神戸市	ひまわり	(医)実風会	西区伊川谷町潤和字横尾238-475	078-919-1721
1	広島市	アングネーム	(医)せのがわ	安芸区中野東4-5-40	082-892-3533
1	北九州市	レイクサイド・ヴィラ	(医)成康会	北九州市小倉南区大字堀越字十三塚367-2	093-963-8510
68	28	合計 88 施設			

## 6 精神障害者通所授産施設一覧 〔通所授産施設〕

(平成16年4月1日現在)

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	北海道	緑ヶ丘授産所	(福)道北センター福祉会	名寄市東6条南9-109	01654-3-8832
2		いずみの里	(福)釧路恵愛協会	釧路市北斗76番5	0154-56-2633
3		帯広ケア・センター	(福)慧誠会	帯広市川西町西1線47-2	0155-59-2739
4		青葉授産施設	(福)塩谷福祉会	小樽市塩谷4-72-1	0134-26-2440
5		稚内第二木馬館	(福)稚内木馬館	稚内市声間5丁目48-23	0162-26-2170
6		CARE CENTER アルドール	(福)せらび	苫小牧市日吉町4-1-8	0144-75-2201
7		ピアチュエーレ	(福)社団千寿会	登別市中登別町24-120	0143-83-3210
8		あかしあ労働福祉センター第3作業所	(福)あかしあ労働福祉センター	旭川市東鷹栖2線10号1156-99	0166-57-0888
9		ラビットファーム	(福)函館恭北会	函館市東畑町141-13	0138-58-1981
10		マイランドリー	(医)社団玄洋会	苫小牧市字榑前233-3	0144-67-7800
11		七飯町通所授産施設	七飯町	亀田郡七飯町字鳴川町348-3	0138-65-2511
12		I・b・o・x	(福)タラブ	伊達市松ヶ枝町246-6	0142-21-7007
1	青森県	やましろ作業所	(福)愛心福祉会	青森市大字六枚橋字磯打95-26	017-754-3326
2		つがる野工房	(福)桜葉会	弘前市津賀野字瀬ノ上43-1	0172-33-8395
3		双柿舎	(福)おさん会	八戸市根城9-24-10	0178-44-7044
4		飛翔食房	(福)共生会	鶴田市鶴田字押上52	0173-23-1030
5		ワーク大石	(福)美景会	岩木町百沢字東岩木山3138-2	0172-93-3110
1	岩手県	のびやか丸	(福)いきいき牧場	盛岡市川目6-93-4	019-666-2322
2		ワークブラザミヤコ	(福)若竹会	宮古市大字崎嶽ヶ崎4字早稲栃1-6	0193-64-6196
3		ワーク小田工房	(福)一隅を照らす会	岩手郡滝沢村大釜字仁沢瀬24-1	019-684-5558
4		星雲工房	(福)大洋会	大船渡市立根町字下欠125-17	0192-21-1818
5		ルンロン	(福)ハッピーライト	一関市萩荘字大袋177	0191-24-3115
6		イーハトーヴあけぼの	(福)花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364	0198-21-1812
1	宮城県	名取市友愛作業所	名取市	名取市増田1-7-28	022-384-8876
2		工房地球村	山元町	亘理郡山元町真庭字名生東75-7	0223-37-0205
3		のぎく	角田市	角田市角田字町尻253-2	0224-63-5565
1	秋田県	クローバー	(医)久盛会	秋田市飯島道東2-13-20	018-846-9608
2		グリーン	(医)興生会	横手市羽黒町3-7	0182-36-6171
3		げんきハウス「下新城」	(医)久幸会	秋田市金足追分字海老穴222	018-872-1116
1	山形県	こまくさの里	(福)鶴翔会	上山市金谷字金谷神927-5	023-673-2148
1	福島県	にこにこふれあいセンター	(福)あだち福祉会	二本松市安達ヶ原1-282-1	0243-62-2662

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
2	福島県	ペンギンこうほう朝日ヶ丘	(福)郡山コスモス会	郡山市大槻町字御前5	024-962-1220
3		けやき共同作業所	(福)希望の杜福祉会	いわき市平字北目町39-10	0246-25-5605
1	茨城県	恵和社会復帰センター	(福)恵和会	稲敷郡阿見町若栗2585-1	029-887-9833
2		つくばライフサポートセンター	(福)創志会	つくば市上郷7563-67	029-847-7980
3		ハートケアセンターひたちなか	(福)はまぎくの会	ひたちなか市柳沢2831	029-264-1500
4		ディライトホーム	(福)ひだまり会	水戸市加倉井町104	029-254-7814
5		ひだまり	水戸市	水戸市笠原町1370-1	029-243-3601
1	栃木県	恵愛センター	(医)恵愛会	足利市本城1-4128	0284-43-2182
2		ハートピアきつれ川 第2けやき作業所	(財)全国精神障害者家族会連合会 (福)こぶしの会	喜連川町喜連川5633 芳賀町稲毛田1532	028-686-0337 028-687-0495
1	群馬県	麦の家	(福)麦の会	太田市長手町26	0276-25-5417
2		エコー	(福)あざ美会	新田郡笠懸町鹿490-3	0277-77-0082
3		ベルガモット	(福)明清会	伊勢崎市波志江町571-1	0270-40-6461
4		リベルタ	(医)唯愛会	安中市安中820-1	027-382-4221
1	埼玉県	コスモスの里	(福)美里会	児玉郡美里町小茂田889-1	0495-76-0404
2		檉の実授産施設	(医)川越同仁会	川越市新宿町4-7-5	049-242-1735
3		ハートフル工房	(医)高仁会	川口市西川口6-17-46	048-256-1117
4		グリーンドア	(福)あげお福祉会	上尾市緑丘2-2-27	048-778-3532
5		おおば	(医)社団双里会	春日部市大字大場字長島1564-1	048-733-6871
1	千葉県	市川市南八幡ワークス	市川市	市川市南八幡5-20-3	0473-76-6335
2		ワークショップしらさと	(福)ワーナーホーム	山武郡大網白里町細草3215	0475-77-2549
3		三芳ワークセンター	(福)三芳野会	安房郡三芳村谷向166-2	0470-36-2573
4		サザンカの里	(医)社団透光会	香取郡大栄町南敷461-5	047-488-8543
1	東京都	平成の里	(福)東村山けやき会	東村山市青葉町3-30-7	042-397-5966
2		Z I P	(財)全国精神障害者家族会連合会	台東区下谷1-4-5	03-5828-1980
3		ひあたり野津田	(福)富士福祉会	町田市野津田町1832-5	042-736-8421
4		第2リサイクル洗びんセンター	(福)きょうされん	昭島市武蔵野3-2-19	042-542-5800
5		あさやけ第二作業所	(福)ときわ会	小平市小川町2-1159	042-345-1564
6		中野区精神障害者社会復帰センター	中野区	中野区中野5-68-7	03-5380-0631
7		トーコロ青葉第三ワークセンター	(福)東京コロニー	東村山市青葉区2-39-10	042-395-1439
8		スペース・まどか	(福)あかつきコロニー	武蔵村山市伊奈平1-64-1	042-560-7900
9		創造印刷	(福)新樹会	調布市菊野台1-24-41	0424-85-4466
10		マイファームみのり	(福)豊芯会	豊島区北大塚3-34-7	03-3915-9051

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
11	東京都	社会就労センタープロデュース道	(福) JHC板橋会	板橋区南常盤台2-1-7	03-3554-8202
12		ピアス	(福)多摩双棕櫚亭協会	国立市富士見台1-17-4	042-575-5911
13		トマトハウス	(福)コメット	町田市原町田5-4-19	042-728-9779
14		昭和荘タイムス	(福)コメット	町田市原町田5-4-19	042-726-9849
15		ワークショップどんぐり	(福)椎の木会	清瀬市野塩4-230-1	0424-93-0216
16		たんぱぽの家	(福)日野市民たんぱぽの会	日野市高幡864-15	042-599-7299
17		足立区地域生活支援センター	足立区	足立区竹の塚6-18-12	03-3883-7177
18		就労センター街	(福)かがやき会	新宿区中落合1-6-21	03-3952-9975
19		就労センターひのきのその	(福)緑水会	西多摩郡檜原村5354-6	042-598-3113
20		杉並区地域生活支援センター	杉並区	杉並区荻窪5-20-1	03-3391-1976
21		ギャロップ	若松福祉会	府中市若松町1-9-1	042-365-7363
22		社会就労センターバイ焼き窯	(福)はる	世田谷区等々力2-36-13	03-3702-0459
23		シェア	(福)くすのき会	調布市下石原1-42-11	0424-81-1157
24		食工房ゆいのもり	(福)ゆいのもり福祉協会	昭島市上川原町1-9-15	042-542-5160
25		大田若草作業所	(福)ヒューマン・ネットワーク結	大田区西蒲田4-4-1	03-3751-7650
26		一粒の麦	(医)厚生協会	足立区花畑4-34-16	03-3884-8351
1	神奈川県	はたの授産所	(福)成和会	秦野市三屋127-3	0463-75-0118
1	新潟県	やまびこの家	岩船地域広域事務組合	村上市肴町10-14	0254-53-5555
2		夕映え耕房	(福)上越頸城福祉会	中頸城郡大潟町大字犀潟410-5	0255-34-3100
3		こすもす作業所	(福)こすもすの会	柏崎市豊町3-10	0257-22-1037
4		つくし工房	(福)上越つくしの里医療福祉協会	上越市大字北新保字野島55-1	0255-20-3294
5		魚野の家	(福)南魚沼福祉会	南魚沼郡六日町大字八幡字日越118-2	0257-70-0857
6		梨の里	(福)燕・西蒲原郡福祉会	西蒲原郡月潟村大字上曲通61-1	025-375-2902
7		野いちご工房	(福)長岡福祉協会	長岡市関原町1丁目字中原3195	0258-47-5141
8		またたびの家	(福)雪国北魚沼福祉協会	北魚沼郡守門村大字須原1370-5	02579-7-3880
9		角田の里	(福)燕・西蒲原福祉会	西蒲原郡巻町大字仁箇字前平野2674-4	0256-72-8055
10		ぐみの郷	(福)新潟慈生会	北蒲原郡中条町大字中村浜字築地原699-128	0254-45-5110
11		さつき工房	小千谷市	小千谷市上ノ山1-2-15	0258-82-0403
12		好望こまくさ	糸魚川市	糸魚川市南寺町1-1-8	0255-53-2316
13		すみれ工房	(福)つなみ福祉会	中魚沼郡津南町大字下船渡丁5333	0257-65-4703
14		ぶどう工房	(福)親和福祉会	新津市七日町2229-1	0250-23-6622
15		わかあゆ社	小出町	北魚沼郡小出町小出島121-1	02579-2-5782
16		新発田市精神障害者授産施設夢工房しば草	新発田市	新発田市大手町1-13-2	0254-24-2073

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	富山県	あゆみ苑	(医)社団信和会	魚津市立石161	0765-24-4865
2		ワークハウスとなみ野	(福)たびだちの会	砺波市中央町10-5	0763-33-5044
3		ゆりの木の里	(福)富山県精神保健福祉協会	富山市五福474-2	076-433-4501
4		あすなろセンター	(医)社団白雲会	富山市野口南部132	076-427-1115
5		あしつきふれあいの郷	(福)あしつき	高岡市博労本町4-1	0766-29-3335
6		トライ工房	(福)黎明の郷	小矢部市綾子290-6	0766-67-5225
7		フィールド・ラベンダー	(医)社団重仁佐々木病院	富山市大町3-4	076-495-1555
1	石川県	はるかぜワーク	(福)朋友会	加賀市幸町2-60	0761-72-4545
2		つばさ	(福)なごみの郷	小松市北浅井町リ123	0761-23-7232
1	福井県	サニーワークホーム	(福)芦山会	武生市庄田町25-4-3	0778-23-7940
2		つくしの家	(福)若狭つくし会	小浜市南川町8-1-2	0770-53-1286
3		千草の家	(福)つつじ会	鯖江市三六町1丁目2-5-1	0778-53-0058
4		あゆみ	(福)高志福祉会	福井市北山町22馬洗1-1	0776-41-4993
5		あすなろ館	(福)悠々福祉会	あわら市高塚41字向山13	0776-73-1966
6		フレンドリーぶな	(福)紫水の郷	大野市中野56-1-1	0779-66-7000
7		ひまわりの家	(福)二州青松の郷	敦賀市桜ヶ丘町8-8	0770-24-2068
1	山梨県	ケール	(福)蒼溪会	南アルプス市有野3236-2	055-221-0073
2		すみよし作業センター	(財)住吉病院	甲府市住吉4-10-32	055-221-2110
3		ひまわり	富士吉田市	富士吉田市上吉田2046, 2047	0555-20-1100
4		ココット	(医)山角会	甲府市美咲1-324-1	055-251-6001
1	長野県	三幸学園	長野市	長野市大字鶴賀276-11	026-224-2940
2		れんげの家	南安曇郡行政事務組合	南安曇郡豊科町大字豊科5126-1	0263-72-7170
3		富竹作業所	(福)長野市社会事業協会	長野市大字富竹1570-3	026-296-1530
4		ぶどうの家	須坂市	須坂市大字日滝327	026-248-9370
5		松本市南部精神障害者授産施設	松本市	松本市双葉4-8	0263-27-4980
6		ライフサポートりんどう	(福)長野りんどう会	長野市徳間3222	026-239-7077
7		そよ風の家	塩尻市	塩尻市広丘野村1788-433	0263-54-9510
8		松本市北部精神障害者授産施設	松本市	松本市沢村1-14-26	0263-33-1133
9		希望の家	長野市	長野市川中島町今井1387-5	026-285-5303
10		チューリップの家	千曲市	千曲市杭瀬下1277-1	026-274-0853
1	岐阜県	やろまいか	(福)楽山・杜の会	海津郡南濃町津屋1491-1	0584-55-2501
1	静岡県	もくせい会授産所	(社)静岡県精神保健福祉会連合会	浜松市小沢渡町2923-4	053-449-4681
2		あかつき園	(福)山寿会	富士宮市北山4783-1	0544-58-6155

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
3	静岡県	サニープレイスカンナミ	(医)新光会	田方郡函南町平井1690	055-974-3811
4		授産施設ささらぎ	(福)共生会	沼津市石川828-3	055-967-5952
5		メンタルサポートみこち	(医)学修会	掛川市逆川111-1	0537-20-0070
6		田方精神障害者授産所	大仁町	田方郡大仁町東京1259-294	0558-75-5600
7		やまいも工房	(福)飛翔の会	御殿場市保土沢1157-615	0550-80-3600
8		暁	(福)高風会	焼津市大覚寺599	054-620-9202
9		ワークステーションあゆみ橋	(医)辰糸会	沼津市大手町4-3-35	055-954-2730
10		みのり工房	長泉町	長泉町下長窪1120-1	055-980-5012
1	愛知県	サン・ワークショップ	(医)研精会	豊田市保見町横山100	0565-48-8331
2		果果	(医)桜桂会	犬山市大字塔野地字大畔216	0568-63-0240
3		わっぱ知多共働事業所	(福)共生福祉会	知多郡武豊町大字富貴字小桜176	0569-73-1609
4		ワーキングスペースおおぶ	(福)憩の郷	大府市半月町3-293	0562-45-5575
5		メルシー	(医)圓一心会	豊田市西町4-26-9	0565-36-6713
6		シミエール	(医)豊和会	豊田市広美町郷西73-1	0565-25-0125
7		ハーミット	(医)静心会	豊明市栄町南館13-12	0562-97-8880
1	三重県	あおぞらワーク	(福)四季の里	四日市市山田町向山836-1	0593-28-1940
2		フェアワークス下野	(福)鐘和	四日市市西大鐘町字山添1520	0593-37-4188
3		クローバーハウス	(福)夢の郷	津市城山1-8-16	059-238-0303
4		あけぼの園	(福)愛恵会	松阪市下村町字覚部2203-1	0598-20-2720
5		太陽作業所	(福)伊賀昂会	上野市四十九町2107	0595-24-7897
1	滋賀県	第2あすなろ園	(福)あすなろ福祉会	犬上郡豊郷町大字沢560-1	0749-35-4677
2		山寺作業所	(福)若竹会	草津市山寺町657-1	077-565-0178
3		友愛ハウス	(福)ひかり福祉会	長浜市室町兼師堂396-2	0749-65-7830
4		第3作業所	(福)わたむきの里福祉会	蒲生郡日野町上野田805	0748-53-1335
5		ゆとりあ	(福)やまなみ会	甲賀郡甲南町葛木877	0748-86-6906
1	京都府	ふきのとう作業所	(福)ふくちやま福祉会	福知山市奥野部小字三ノ宮252	0773-24-0380
2		カメラア	(財)長岡記念財団	長岡京市調子2-5-7	075-958-6671
3		ワークショップほのほの屋	(福)まいづる福祉会	舞鶴市大字大波下小字滝ヶ浦202-56	0773-66-7707
1	大阪府	壇生の里	(福)三松会	羽曳野市野164-3	0729-52-1332
2		コミュニティ・プラザ	(医)桐葉会	貝塚市森892	0724-47-1717
3		ばびるす	(福)やなぎの里	枚方市大字尊延寺2200	072-859-0245
4		ロータスアート	(医)北斗会	豊中市服部元町2-6-7	06-6865-1230
1	兵庫県	東有岡ワークハウス	伊丹市	伊丹市東有岡4-29	0727-83-9885

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
2	兵庫 県	ハッピークラフト	(福)ゆほびか	明石市大久保町ゆりのき通1-5-6	078-934-1201
3		さくらんぼの里	津名郡広域事務組合	津名郡津名町中田3725	0799-62-3700
1	奈良 県	リカヴァリーセンター	(福)創生会	磯城郡田原本町松本160-4	07443-3-0510
1	和歌山 県	むぎ共同作業所	(福)一麦会	和歌山市岩橋643	0734-74-2466
2		やおき工房	(福)やおき福祉会	田辺市たきない町22-15	0739-24-2013
3		めばえ	(医)宮本病院	和歌山市塩屋3-6-2	073-444-2020
4		あるべじお	(福)菊憩会	橋本市野5番地1	0736-32-8246
5		古道ヶ丘	(福)やおき福祉会	西牟婁郡中辺路町栗栖川814	0739-64-1590
1	鳥取 県	あんず工房	(医)養和会	米子市上後藤8-9-23	0859-48-0483
2		ワークホームあしたば	(福)敬仁会	倉吉市山根55	0858-26-8556
1	高根 県	マルベリー工房	(福)桑友	簸川郡斐川町学頭1625-4	0853-72-7200
2		亀の子工房	(福)亀の子	大田市長久町長久口267-6	0854-82-3077
3		アクティブ工房	(福)清圭会	浜田市港町284-8	0855-23-7913
4		しゃぼん玉工房	(福)雲南社会福祉協議会	飯石郡三刀屋町古城45-6	0854-45-2819
5		エルパティオ三葉園	(福)平田市社会福祉協議会	平田市東郷町175-4	0853-62-0061
6		あそび	(福)ふあっと	出雲市武志町693-1	0853-25-3400
1	岡山 県	リサイクルせつけんセンター	(福)あすなろ福祉会	岡山市浜475-5	086-273-9692
2		ワークステーション・コンドル	(福)浦安荘	岡山市浦安本町208-6	086-261-7885
1	広島 県	ワークハウスさくら草	(医)仁康会	三原市小泉町4234-1	0848-66-0802
2		清風会サンホーム	(福)清風会	安芸高田市吉田町竹原149-1	0826-43-2120
3		わいわい工房	(医)大慈会	三原市中之町北1181-7	0848-63-8877
4		瑠璃の屋形	(福)尾道のぞみ会	尾道市久保町92-2	0848-37-6040
5		虹工房	(医)恵宣会	竹原市下野町2402-1	0846-22-7655
6		ライフセンターつばき	(福)かしの木	呉市上二河町5-12	0823-29-3030
7		ワークセンターなかよし	(福)しらとり会	東広島市高屋町檜山267-1	0824-93-8750
8		夢工房ねむの木	(福)あらくさ	三次市甲奴町本郷1215-1	0847-67-5051
1	山口 県	ワークハウスすぜんじ	(福)博愛会	山口市鑄銭司3350	083-986-2228
2		レストラン・フィオーレ	(医)若草会	吉敷郡小郡町若草町3-5	083-973-0234
3		ワークハウス一歩社	(医)光の会	豊浦郡豊浦町吉永字野田浜627-2	0837-75-4175
4		グリーンファーム	(福)内日福祉会	下関市大字植田1398-1	0832-89-5454
1	徳島 県	末広	(福)三好やまなみ会	三好郡三好町大字足代字西古田ノ二3796-3	0883-79-3928
1	香川 県	川島荘	(福)翠睦福祉会	高松市川島東町1914番地5	087-848-3611
2		八十場若竹園	(福)若竹会	坂出市西庄町1666番地4	0877-45-6746



	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	愛媛県	どんでんどん	(福)花咲会	新居浜市下泉町2-7-25	0897-40-6111
1	高知県	さんかく広場	(福)さんかく広場	高知市和泉町15-16	088-822-2523
1	福岡県	緑の里	(医)恵愛会	宗像郡福岡町花見が浜1-5-1	0940-42-7077
2		アドバンスセンター	(福)向上社	田川市大字川宮1524-8	0947-45-2050
3		のぞみの里	(福)高友会	田川郡大任町今任原3401-129	0947-63-4567
4		光センター	(福)松風会	行橋市大字沓尾590-5	0930-25-8868
5		レガロ	(医)社団堀川会	久留米市西町473-1	0942-36-5564
6		森の工房どんぐり	(医)静光園	大牟田市下池町31-1	0944-52-7575
7		のぞえ風と虹	(医)堀川公平会	八女郡広川町大字新代馬頭1389-735	0943-30-8230
1	佐賀県	希望	(医)友朋会	藤津郡嬉野町大字下宿1919	0954-43-0157
1	長崎県	グリーンヒルワークス	(福)コスモス会	南高来郡深江町丁6993	0957-72-6194
2		セルブ大村	(福)共生会	大村市西部町1016-1	0957-54-3125
3		みつたけ荘	(福)さゆり会	福江市下崎山町699	0959-75-5504
4		ウェルカム社瑞穂	(福)コスモス会	南高来郡瑞穂町854-1	0957-77-4294
5		ワークステーションむつごろう	(福)むつごろう会	諫早市本野町1650-8	0957-20-6560
6		バインフィールドワークス	(福)バインフィールド	長崎市松原町2535-2	095-813-3469
7		桜の庵	(福)ゆめの樹	西彼杵郡時津町子々川郷1164	095-881-7050
8		さくら坂	(福)蓮華園	佐世保市柚木町1279-1	0956-46-2255
1	熊本県	菊陽苑	(福)青生会	菊池郡菊陽町原水3930-1	096-232-9711
2		熊本きぼう福祉センター	(社)熊本県精神障害者福祉会連合会	熊本市南高江7-8-77	096-358-4054
3		熊本県あかねワークセンター	熊本県	熊本市戸島西3丁目4-150	096-365-2933
4		天草ボランの広場ワークス	(福)天草ボランの広場	天草郡新和町碓石66-1	0969-46-3926
5		友愛苑	(福)友愛苑	球磨郡相良村柳瀬987-50	0966-22-1222
6		風工房	(福)玉医会	玉名市伊倉北方2231-1	0968-71-2355
7		ワークショップ八代	(福)みどり福祉会	八代市沖町六番割3843-1	0965-33-8007
1	大分県	のぞみ園	(福)泰生会	宇佐市大字山下2100	0978-33-1778
2		フロンティアなかつ	(福)みどり会	中津市大字高瀬1147-1	0979-23-1047
3		ひまわり苑	(福)ひまわり会	西国東郡真玉町大字西真玉2077-3	0855-23-4100
4		とよみ園	(福)豊海会	津久見市大字長目119-1	0972-82-7553
5		やまなみ	(福)やまなみ福祉会	竹田市大字飛田川2683	0974-63-3204
6		神来の郷	(福)求来里会	日田市大字求来里390-1	0973-22-0011
7		サニーハウス	(福)青山21	佐伯市大字木立字大中尾2160	0972-28-3003
1	宮崎県	あじさいの里	(福)あじさいの里	北諸県郡山之口町大字富吉字上犬76732	0986-57-3107

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
2		ブライツハウス住吉	(福)清樹会	宮崎市大字島之内字伊鈴山10243-3	0985-62-5255
1	鹿児島県	あけぼの苑	(福)慈和会	大口市大田132	0995-23-0322
2		ゆめの樹	(福)こだま会	川辺郡川辺町田都田3535	0993-56-3199
3		ステップ	(財)慈愛会	鹿児島市小原町8番1号	099-260-5810
4		サント・ファミユ	(医)和敬会	鹿屋市寿4丁目1-43	0994-41-6181
5		指宿マーチ	(医)全隆会	指宿市東方7527	0993-23-5550
1	沖縄県	てるしのワークセンター	沖縄県	南風原町字宮平206-1	098-889-4011
2		あらた舎	(医)卯の会	沖縄市照屋5-23-8	098-938-2100
3		就労プラザわく・わく	(医)へいあん	浦添市安波茶3-2-10	098-942-5200
1	札幌市	札幌市こぶし館	札幌市	白石区川北2254-6	011-874-7836
2		ひかり授産所	(福)さっぽろひかり福祉会	東区北33条東14丁目	011-753-5294
1	仙台市	バル三居沢	仙台市	青葉区荒巻字三居沢12-1	022-211-8815
2		バルいずみ	仙台市	泉区七北田字大沢鳥谷ヶ沢8-11	022-377-3761
3		向日葵ファミリー	(福)ふれあいの森	太白区袋原5丁目17-33	022-741-2888
4		もぐもぐ	(福)あおぞら	若林区石名坂70	022-716-8228
1	さいたま市	きりしき共同作業所	(福)鴻沼福祉会	中央区円阿弥1-3-15	048-853-3911
2		やどかりの里通所授産施設	(社)やどかりの里	見沼区中川562	048-686-7875
1	横浜市	鶴見ワークトレーニングハウス	(福)横浜社会福祉協会	鶴見区豊岡町28-4	045-584-7250
2		横浜市総合保健医療センター	横浜市	港北区鳥山町1735	045-475-0162
1	名古屋市	のぞみ	(医)八誠会	守山区守牧町128-1	052-791-1025
2		松の実	(医)生生会	中川区中須町237-1	052-365-9522
3		サンワーク	(福)薫徳会	東区山口町1番22号	052-930-8877
1	京都市	社会復帰センター淀作業所	(福)ねっこの郷福祉会	伏見区淀本町231-40	075-631-0505
2		京都市朱雀工房	京都市	中京区壬生東高田町1-15	075-314-0835
1	大阪市	ふれあいの里	(財)精神障害者社会復帰促進協会	西成区南津守1-4-46	06-6659-2672
1	神戸市	なでしこの里	(福)かがやき神戸	西区榎谷町長谷字渋谷83-26	078-993-1667
2		だんだん	(福)かがやき神戸	北区山田町下谷上字西丸山20-30	078-582-5544
3		(創)シー・エー・シー	(医)尚生会	中央区楠町6-1-9 楠六ビル	078-351-3011
1	広島市	ワークプラザひがし	(福)はぐくみの里	東区温品町字森垣内510-1	082-289-6088
2		森の工房あやめ	(福)安芸の郷	安芸区矢野東2-4-24	082-888-8822
1	北九州市	優和園	(福)福德福祉会	北九州市小倉南区大字呼野131-3	093-452-0010
2		浅野社会復帰センター	北九州市	北九州市小倉北区浅野2-16-38	093-531-3823
3		八幡西障害者地域活動センター	北九州市	北九州市八幡西区香月西4-5-3	093-619-2050

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
4	北九州市	小倉南障害者地域活動センター	北九州市	北九州市小倉南区横代北町4-12-1	093-965-9050
5		門司障害者地域活動センター	北九州市	北九州市門司区大字畑1808	093-481-1915
1	福岡市	みらい	(福)福岡あけぼの会	南区大楠1-35-17	092-524-4121
		合計 265 施設			

### 〔入所授産施設〕

(平成16年4月1日現在)

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	青森県	ベルエポック	(医)松平病院	八戸市大字新井田字出口32-2	0178-30-1100
2		大石の里	(福)美景会	岩木町大字百沢字東岩木山3138-2	0172-93-2110
1	秋田県	げんきハウス「金足」	(医)久幸会	秋田市金足追分字海老穴222	018-872-1116
1	茨城県	ほびき園	(福)明清会	新治郡霞ヶ浦町牛渡5513-1	029-898-3661
1	栃木県	ハートピアきつれ川	(財)全国精神障害者家族会連合会	喜連川町喜連川5633	028-686-0337
2		下野	(医)報徳会	宇都宮市陽南4-6-34	028-658-2121
1	新潟県	エンゼル妻有	(福)妻有福祉会	十日町市大字高山1360-1	0257-52-0050
1	富山県	あすなろセンター	(医)社団白雲会	富山市野口南部132	076-427-1115
1	石川県	ライフワーク金沢就労センター	(医)青樹会青和病院	金沢市大浦町ホ24-1	076-238-3355
1	長野県	千曲工房	(医)友愛会	上田市大字住吉167-1	0268-25-2000
1	島根県	コミュニティケアハウスにしき	(医)昌林会	安来市飯島町川尻1514	0854-23-7111
1	岡山県	たいようの丘(丙地)	(医)梁風会	高梁市落合町阿部2174	0866-22-1532
2		三楽園(丙地)	(福)江原恵明会	津山市一方218-1	0868-22-7347
1	山口県	夢かれん	(福)山家連福祉事業会	防府市大字台道3527-9	0835-32-1155
1	福岡県	あゆみヶ丘	(福)つつみ会	遠賀郡岡垣町鍋田2-1-5	093-283-0952
2		第2なのみ荘	(福)ひとみの里	嘉穂郡嘉穂波町牛隈1712-6	0948-57-2040
3		愛和社会復帰センター	(福)みぎわ会	行橋市南泉2-28-1	0930-25-6623
4		かおり園	(福)かおりの里	山門郡三橋町大字起田538-1	0944-75-5030
1	長崎県	森のウイング	(医)ウイング	島原市礫石原町丙732-2	0957-65-5036
2		ハートピア工房	(医)敬仁会	北松浦郡世知原町菊瀬免字前久保778-3	0956-73-3200
1	大分県	千歳ハイツエイブル	(福)千仁会	大野郡千歳村大字葦山1167-1	0974-37-3751
1	宮崎県	みのりの里	(医)同仁会谷口病院	日南市大字風田3790	0987-31-1211
1	鹿児島県	オレンジの里	(福)たちばな会	始良郡福山町福山1078-1	0995-55-2650
1	沖縄県	キャンパ・グリーンヒル	(医)社団志誠会	具志川市字上江洲694-1	098-974-6000
2		晴風苑	(医)晴明会	糸満市字大度513	098-997-2477
3		大名の丘	(医)社団輔仁会	島尻郡南風原町字大名48-1	098-888-4516

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
4		天樹苑	(医)天仁会	那覇市字天久1122	098-868-2914
5		コンシェル	(医)タビック	名護市字宇茂佐1763-2	0980-53-7783
6		琉球薬草苑	(医)和泉会	具志川市字栄野比1207-46	098-972-7880
29	14	合計 29 施設			

### [小規模通所授産施設]

(平成16年4月1日現在)

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	北海道	浦河べてる	(福)浦河べてるの家	浦河郡浦河町築地3丁目5-21	01462-2-5677
2		サロベツマイハート	(福)サロベツ福祉会	手塩郡豊富町字上サロベツ1184-11	0162-82-2565
3		ニューべてる	(福)浦河べてるの家	浦河郡浦河町築地3丁目5-21	01462-2-5612
4		はあ〜とカレー	(福)ふれんど	苫小牧市若草町5-1-5	0144-38-8010
5		小規模通所授産施設ぐるみ	(福)ぐるみ会	砂川市東5条南4丁目2-12	0125-52-3893
1	青森県	さくら工藝	(福)桜葉会	弘前市神田4-4-20	0172-36-8109
2		大輪	(福)慈泉会	八戸市湊町字上中道2-7	0178-34-1988
3		ハートフレンド	(福)愛心福祉会	青森市浪打2-1-17	017-744-3430
1	岩手県	菜の花工房	(福)やまぶき会	一関市青葉1-1-27	0191-26-0977
1	宮城県	路のとう共同作業所	村田町	村田町村田字北塩内1-4	0224-83-5743
2		亘理町ゆうゆう作業所	亘理町	亘理町字中町1-1	0223-34-2263
3		ポブラ作業所	白石市	白石市福岡蔵本字茶園62-1	0224-22-1400
1	福島県	工房 けやき	(福)希望の杜福祉会	いわき市平字北目町131-2	0246-37-8517
2		あさかの里晩紫舎	(社)郡山社会事業協会あさかの里	郡山市安積町日出山2-83	024-939-3401
3		創造空間	(福)エル・ファロ	いわき市泉町下川字神山前7-2	0246-96-5181
4		あとリエ・北山	(福)希望の杜福祉会	いわき市平作町1-4-3	0246-25-5605
5		あさかの里第2晩紫舎	(社)郡山社会事業協会あさかの里	郡山市山崎400-6	024-939-3401
1	茨城県	笠間焼工房 陽	(福)光風会	笠間市笠間1686-1	0296-72-7840
1	栃木県	みゆきの杜	(福)みゆきの杜	宇都宮市御幸本町4646	028-661-3193
2		足利ひまわり	(社)栃木県精神障害者援護会	足利市東砂原後町1072	0284-44-0480
3		ホリデー	(N)那須フロンティア	黒磯市宮町2-14	0287-62-2134
4		小山ひまわり	(社)栃木県精神障害者援護会	小山市城山町2-2-10	0285-24-0089
1	群馬県	ガーデンタイム	(福)明清会	伊勢崎市安堀町127-4	0270-40-5520
2		みやま工房	(N)山脈	北群馬郡吉岡町南下983-2	0279-54-2947
1	埼玉県	熊谷たんぽぽ授産所	(福)たんぽぽ福祉会	熊谷市大原1-23-11	048-525-9442
2		創和ユニット	(福)創和	入間市久保稲荷1-27-4	042-963-3927

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
3	埼玉県	レモンカンパニー	(福)川の郷福祉会	三郷市早稲田1-11-3	048-958-0018
4		所沢どんぐりの家	(福)所沢しいのき会	所沢市北秋津790-2	042-993-0508
5		ハート倶楽部・上尾	(福)あげお福祉会	上尾市浅間台3-3-6	048-772-3522
1	千葉県	よつば工房	(福)よつば	柏市中十余二字元山406-7	04-7133-3046
2		あじさい工房	成田市	成田市赤坂1-3-1	0476-27-8211
1	東京都	シーオーエム・オアシス	(福)おあしす福祉会	江東区南砂3-4-6	03-5690-5959
2		ドリームクラブハウス	(福)ゆめグループ福祉会	江東区北砂1-15-8	03-3644-6848
3		ワークインゆうらいく	(福)みきの会	目黒区中目黒1-4-2	03-3716-1464
4		ワークイン空	(福)みきの会	目黒区中央町1-2-3	03-5721-6516
5		すのうべる	(福)江古田明和会	練馬区豊玉北2-11-2	03-5912-3191
6		ピアわかくさ	(福)マインドはちおうじ	八王子市横山町20-19	0426-31-9404
7		富士森の家	(福)マインドはちおうじ	八王子市長房町719-69	0426-68-8015
8		富士清掃サービス	(福)富士福祉会	町田市忠生3-18-1	042-792-0757
9		食事サービスセンターなごみ	(福)なごみ福祉会	小平市美園町1-4-1	042-345-2118
10		福祉工場エバグリーン	(福)ときわ会	小平市小川町1-943	042-345-2888
11		あさやけ第三作業所	(福)ときわ会	小平市小川町1-942	042-345-1585
12		アトリエつむぎのもり	(福)緑水会	あきる野市引田225	042-550-6240
13		ムツミ	(福)東京ムツミ会	新宿区大久保1-10-22	03-3208-5856
14		オフィスクローバー	(福)結の会	新宿区高田馬場4-25-1	03-3365-4177
15		ユニーククラブ	(福)おいてけ堀協会	墨田区横川2-3-7	03-3624-8258
16		リーニング・オアシス	(福)おあしす福祉会	江東区千田4-3	03-3646-5747
17		みどり作業所	(福)みな実福祉会	大田区東六郷1-26-13	03-3730-9882
18		ちぐさ企画	(福)うるおいの里	世田谷区南烏山4-8-13	03-3305-1830
19		ざしきわらし	(医)風鳴会	世田谷区祖師谷3-4-8	03-3482-8967
20		荒川ひまわり	(福)トラムあらかわ	荒川区荒川1-17-3	03-3891-0507
21	荒川ひまわり第2	(福)トラムあらかわ	荒川区荒川6-67-1	03-3895-6149	
22	JHC赤塚	(福)JHC板橋会	板橋区赤塚1-8-15	03-3975-3299	
23	JHCずみ	(福)JHC板橋会	板橋区前野町2-13-2	03-5392-0963	
24	JHC大山	(福)JHC板橋会	板橋区大山金井町38-5	03-3974-9981	
25	JHC志村	(福)JHC板橋会	板橋区蓮根3-2-15	03-3967-3489	
26	JHC秋桜	(福)JHC板橋会	板橋区赤塚2-15-20	03-5997-2832	
27	えごのみ	(福)江古田明和会	練馬区栄町36-1	03-3948-1213	
28	べるはうす	(福)江古田明和会	練馬区東大泉3-66-16	03-3867-7740	

都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号	
29	東京都	あすなろの家	(福)アムネかつしか	葛飾区新小岩3-20-6	03-3674-2560
30		三鷹ひまわり第1共同作業所	(福)三鷹ひまわり会	三鷹市下連雀4-8-19	0422-76-0388
31		三鷹ひまわり第2共同作業所	(福)三鷹ひまわり会	三鷹市上連雀4-1-8	0422-48-5240
32		三鷹ひまわり第3共同作業所	(福)三鷹ひまわり会	三鷹市下連雀3-11-8	0422-72-0231
33		巢立ち風	(福)巢立ち会	三鷹市野崎2-6-6	0422-34-2761
34		小麦の家	(福)コメット	町田市原町田5-4-19	042-727-7305
35		富士作業所	(福)富士福祉会	町田市忠生2-26-12	042-792-0865
36		富士第二作業所	(福)富士福祉会	町田市原町田4-24-6	042-725-2972
37		あんしんFOODSひあたり	(福)富士福祉会	町田市旭町2-13-3	042-725-1777
38		A T O M	(福)富士福祉会	町田市原町田4-18-14	042-729-7997
39		あんだんて	(福)日野市民たんぽぽの会	日野市大坂上1-18-1	042-581-3072
40		彩菜亭	(福)日野市民たんぽぽの会	日野市大坂上1-18-1	042-581-3072
41		飛翔クラブ	(福)小さい共同体	東村山市栄町2-10-26	042-395-1427
42		銀杏企画三丁目	(福)本郷の森	文京区本郷3-29-6	03-5684-1016
43		ユニークがらん堂	(福)おいてけ堀協会	墨田区太平2-13-11	03-3624-3891
44		オープンハウス	(福)ヒューマン・ネットワーク結	大田区西蒲田2-11-12	03-3751-0741
45		けやき工房	(福)樫	世田谷区駒沢2-28-2	03-3421-8701
46		藍工房	(福)藍	世田谷区若林2-15-11	03-3412-1366
47		パイ焼き茶房	(福)はる	世田谷区尾山台3-34-7	03-3703-0415
48		千草工藝	(福)うるおいの里	世田谷区南烏山5-24-11	03-3305-8793
49		メンタルワークセンタードンマイ	(福)地球郷	豊島区南長崎6-34-7	03-3950-5518
50		ボンサンス・千寿	(福)あしなみ	足立区千住4-3-9	03-3888-1470
51		ビーイングスペース萌	(福)マインドはちおうじ	八王子市子安町3-30-18	0426-60-5882
52		リサイクルわかくさ	(福)マインドはちおうじ	八王子市日吉町13-30	0426-24-9671
53		棕櫚亭Ⅱ	(福)多摩棕櫚亭協会	立川市錦町1-19-17	042-524-6856
54		棕櫚亭Ⅲ	(福)多摩棕櫚亭協会	立川市錦町1-14-16	042-528-3438
55		むうぶ舎中原	(福)むうぶ	三鷹市中原2-12-3	0422-49-3583
56		むうぶ舎新川	(福)むうぶ	三鷹市新川5-9-9	0422-44-7507
57		食茶房むうぶ	(福)むうぶ	三鷹市新川6-9-23	0422-43-4600
58		巢立ち工房	(福)巢立ち会	三鷹市大沢6-3-50	0422-33-5316
59		ワークショップさかえ	(福)府中えりじあ福祉会	府中市晴見町3-18-7	042-336-5807
60		梅の木の家共同作業所	(福)白梅会	府中市清水が丘2-2-4	042-368-6841
61		童里夢工房	(福)白梅会	府中市若松町2-7-10	042-334-4083

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
62	東京都	レスポワール工房	(福)白梅会	府中市美好町1-30-3	042-367-5080
63		調布くすのき作業所	(福)くすのき会	調布市小島町3-68-10	0424-86-9129
64		ビギン	(福)くすのき会	調布市小島町1-21-6-205	0424-86-7074
65		くすの木第4	(福)くすのき会	調布市布田4-23-8-108	0424-81-1404
66		社会福祉法人ネット仲間の家	(福)ネット	東村山市廻田町3-4-1	042-392-5060
67		麦わら帽子	(福)福生ひまわり会	福生市大字福生2125-3	042-552-2258
1	神奈川県	かわせみの家	(福)かわせみ会	城山町原宿3-7-7	042-783-1333
2		鶴巻工芸	(福)地域精神保健福祉会	秦野市鶴巻2042-2	0463-77-7769
3		小田原社会復帰センター	(福)小田原支援センター	小田原市東町3-11-14	0465-30-1560
4		小田原スプリングス	(福)小田原支援センター	小田原市東町4-9-25	0465-32-8875
5		青い麦の家	(福)麦の里	鎌倉市大町5-2-11	0467-23-0026
6		第3藤沢ひまわり	(福)藤沢ひまわり	藤沢市西富368-1グリーンウエーブA	0466-28-2072
7		あけぼの	(福)秦野なでしこ会	秦野市三屋126	0463-75-4646
8		ユー・アイ	(福)秦野なでしこ会	秦野市桜町2-4-50	0463-80-2889
9		創造舎	(福)あすなろ会	相模原市千代田6-11-10	042-751-0200
10		スペース・セル	(福)平塚地域生活福祉会	平塚市平塚5-8-26A O I ビル2 F	0463-36-3277
11		仕事探しクラブ	(福)クオレ	横須賀市坂本町4-2	046-821-1980
1	新潟県	こすもす第2作業所	(福)こすもすの会	柏崎市上田尻1015-2	0257-22-1037
2		虹工房	五泉市	五泉市旭町7-11	0250-42-3905
3		つくし作業所	(福)上越つくしの里医療福祉協会	上越市北新保55-1	0255-20-2147
1	富山県	であい	(福)むつみの里	中新川郡上市町柳町23	076-472-3607
2		フレンドリーハウス第1	(福)フレンドリー会	富山市呉羽丸富町401-7	076-434-4041
3		フレンドリーハウス第2	(福)フレンドリー会	富山市高木西118	076-436-1632
4		おわらの里すみれ工房	(福)フォーレスト八尾会	婦負郡八尾町黒田53-3	076-454-2117
5		せせらぎハウス黒部	(福)せせらぎ会	黒部市前沢1962-4	0765-52-4855
1	石川県	フレンズくろゆり	(福)なごみの郷	小松市不動島町甲22	0761-24-5739
2		鳴和の里	(福)すぎな福祉会	金沢市春日町11-2	076-252-7344
3		ひまわり	(福)のぞみ	河北郡津幡町字加賀爪ハ120	076-289-5106
1	長野県	野岸の丘共同作業所	小諸市	小諸市甲3358-5	0267-24-1244
2		池田町たんぼぼ作業所	池田町	北安曇郡池田町池田2005-1	0261-61-5000
3		ひだまり工房	南木曾町	木曾郡南木曾町田立143-1	0573-75-5223
4		つくしの家	木島平村	下高井郡木島平村往郷908-3	0269-82-3111
5		ゆたか荘	(福)絆の会	長野市大字南長野字妻科85	026-237-5131

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
6	長野県	中野市びあワーク小規模通所授産施設	中野市	中野市三好町2-4-48	0269-23-1100
1	岐阜県	Green bird	(医)清仁会	美濃加茂市太田町1752-2	0574-24-5567
1	静岡県	ライム	(福)みどりの樹	浜北市小松2679	053-586-4933
2		すずらん	(福)共生会	沼津市高沢町4-39	055-929-9656
3		藤枝第一心愛	(福)心愛志太	藤枝市横内532	054-644-8632
1	愛知県	アザレア作業所	(福)アザレア福祉会	小牧市新町1-396	0568-75-7699
2		ステップやまなか	(福)愛恵協会	岡崎市舞木町字山中町121	0564-48-7107
3		しらゆり作業所	(福)尾北しらゆり福祉会	江南市勝佐町東郷177	0587-56-8031
4		やすらぎの家	(福)やまなみ会	新城市字下川23	0536-23-0087
5		ドリームハウス	(福)あゆみの会	東海市養父町横枕22	0562-33-3295
6		ゆったり工房	(福)あじさいの会	日進市折戸町鎌ヶ寿54-1	0561-74-1949
1	三重県	いすゞ工房	(福)夢の郷	津市城山1-8-16	059-238-0303
2		みのり工房	(福)四季の里	四日市市石塚町8-17	0593-51-4425
1	滋賀県	HEART WORK 結	(福)ひかり福祉会	彦根市和田町2-45	0749-24-7594
2		島のぞみの家	(福)きぼう	近江八幡市島町1286	0748-32-1810
1	京都府	だるまハウス	(福)あみの福祉会	京丹後市網野町島津96-2	0772-72-5202
2		福知山共同作業所	(福)ふくちやま福祉会	福知山市字奥野部小字三ノ宮252	0773-22-1122
3		ブックハウスほのぼの屋	(福)まいづる福祉会	舞鶴市行永392-6	0773-62-1010
4		圭の家	(福)信和福祉会	亀岡市篠町森上垣内60	0771-24-6112
1	大阪府	みとい製作所	(福)みとい福祉会	豊中市勝部3-1-10	06-6849-5651
2		アーチェンタープライズ	(福)かけはし	岸和田市土生町1548-1	0724-26-6225
3		ランチショップ陽だまり	(N)陽だまりの会	枚方市須山町39-6	072-847-1541
4		ワークショップちゃぶ	(N)陽だまりの会	枚方市交北2-7-15	072-809-0015
5		茶房まどれえぬ	(N)陽だまりの会	枚方市田口1-3-2	072-847-5450
6		チューリップハウス	(福)ふらっぷ	大東市三住町2-1	072-874-9753
7		やなぎ工房	(福)やなぎの里	枚方市堂山1-44-10	072-848-1339
8		ハウスゆう	(福)やなぎの里	枚方市中宮山戸町7-23	072-848-7640
9		まつばら作業所	(福)風媒花	松原市田井城5-14-13	0723-33-7168
10		池田作業所	(福)てしま福祉会	池田市豊島南2-5-10	0727-61-0990
11		ウォンバット	(福)てしま福祉会	池田市宇保町8-30 ジェムトレンド101	0727-48-1714
12		ホワイトハウス	(福)つばき会	門真市石原町6-7	06-6902-6799
13		みんとはうす	(福)てしま福祉会	豊能郡能勢町栗栖106	0727-34-0234
14		ふきのとう	(N)ふきのとう	泉佐野市鶴原2806	0724-64-9883



	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
15	大阪府	バムスびあ	(N)バムスびあ	豊中市北桜塚3-8-26リブレ北桜塚B102	06-6850-0447
16		オーロラ	(福)かけはし	岸和田市野田町1-4-8	0724-23-7819
17		クラフトハウス	(福)自然舎	大阪狭山市西山台3-4-1	072-367-3977
18		フレンドハウス	(福)あっと萌夢	羽曳野市南恵我之荘7-2-6	0729-37-7898
19		しのめハウス	(福)朋志美会	堺市東東雲町4-6-15	072-252-5426
20		のぞみ共同作業所	(福)のぞみ福祉会	吹田市泉町5-9-6	06-6338-1401
21		みつわ会寝屋川製作所	(福)みつわ会	寝屋川市豊野町13-7	072-825-1634
22		あすなろ作業所	(N)あすなろクラブ	貝塚市海塚70-4	0724-36-2307
23		あけぼの工作所	(福)あけぼの福祉会	摂津市鳥飼本町3-10-10	072-653-4902
24		まつしの	(福)飛笑	藤井寺市西古室2-195-4	0729-55-3078
25		ハートスクエア	(福)ハートケア東大阪	東大阪市大連北3-17-37	06-6726-6533
26		泉南フレンド	(N)泉南フレンド	泉南市信達牧野977 オクビル4F	0724-85-1553
27		すみれカンパニー	(福)明日葉	守口市寺方元町2-5-13	06-6993-6960
28		ルツ	(N)ルツ	東大阪市吉田7-9-35	0729-62-4424
29		ミルキーウェイ	(福)心生会	交野市天野が原町2-14-20	072-893-9573
30		吹田授産場	(福)吹田授産場	吹田市日の出町7-15	06-6382-5938
31		夢丸工房	(福)なわて福祉会	四条畷市中野本町3-32	072-878-5739
32		初芝ハーベスト	(福)友の樹福祉会	堺市日置荘西町203-17	072-288-2223
33		第2コミュニティキャンパス	(N)似和貴	吹田市昭和町2-1	06-4860-1771
34		富田共同作業所	(福)明星福祉会	高槻市富田町2-12-13	072-693-4126
35		ばうんどケーキ村	(福)フォレスト倶楽部	枚方市山之上4-5-4	072-841-1515
36		サニーハウス	(N)えん	南河内郡美原町平尾62-1	072-362-8620
37		ハートファミリー	(福)ハートケア東大阪	東大阪市中小阪1-14-1エンゼルハイツ小坂1	06-6725-2351
38		ひまわりハウス	(N)ひまわりハウス	泉大津市小松町1-6 平野ビル1-A	0725-21-7840
39		のぞみ工作所	(福)のぞみ福祉会	吹田市高浜町6-6	06-6319-3861
40		オアシス	(福)みつわ会	寝屋川市若葉町29-9	072-828-8217
41		芝生作業所	(福)明星福祉会	高槻市芝生町1-2-2	072-677-5647
42		ブルーリボン	(福)のぞみ福祉会	吹田市佐竹台4-11-15	06-6337-4433
43		ふろんていあ	(福)明日葉	門真市新橋町22-24	06-6780-6730
44		フルネス	(福)友の樹福祉会	堺市日置荘原寺町230-2	072-288-3456
45		サフラン	(福)のぞみ福祉会	吹田市青山台2-1-9	06-6873-2178
46		マイフレンド	(福)のぞみ福祉会	吹田市元町19-13	06-6319-3102
47		芥川作業所	(福)明星福祉会	高槻市芥川町2-25-5	072-681-5221

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
48	大阪府	まごころステーション	(福)みつわ会	寝屋川市葛原1-27-20	072-838-7085
49		高機ワーク工房	(福)明星福祉会	高槻市上本町6-7	072-676-7588
50		やまびこの家	(福)風媒花	松原市大堀3-10-19	072-331-4081
51		まんまる	(福)明日葉	守口市平代町11-2	06-6993-3931
52		さくら会作業所	(福)宝桜会	枚方市宮之阪3-6-3-101	072-847-5029
53		おべんとうハウス愛	(福)たんぼぼひろば	堺市錦綾町3丁5-17	072-221-8885
54		福田ナイスデイ	(福)たんぼぼひろば	堺市福田379-2	072-237-2259
1	兵庫県	あすなろ亭	(福)尼崎あすなろ福祉会	尼崎市尾浜町3-15-6	06-6428-6857
2		あすなろ製作所	(福)尼崎あすなろ福祉会	尼崎市尾浜町3-7-4	06-6422-7060
3		さぎ草作業所	(福)さぎ草福祉会	姫路市南畝町21-1	0792-25-0614
4		はなみずき	(N)兵庫県断酒会	尼崎市宮内町2-85-1	06-6416-1099
5		アクアガーデン	(福)尼崎あすなろ福祉会	尼崎市南武庫之荘3-30-12	06-4962-4118
6		わかば作業所	南但広域事務組合	朝来郡和田山町東谷213-13	079-672-5908
1	奈良県	大和作業所	(福)創生会	磯城郡田原本町松本165	07443-2-2354
2		小規模授産施設さわやぎ	(福)寧楽ゆいの会	奈良市菅原町48	0742-41-6039
3		ピラステーション・ゆう	(福)寧楽ゆいの会	奈良市大宮町3-5-35	0742-35-0726
4		スペースTAKU	(福)寧楽ゆいの会	奈良市東九条町206-13	0742-50-1360
5		きらく舎	(福)寧楽ゆいの会	奈良市西大寺北町3-5-6	0742-41-4104
6		ふれあい工房	(福)萌	大和郡山市西岡町3-2	0743-54-6701
7		ひだまり共同作業所	(福)萌	生駒市小瀬町705-1	0743-76-1496
8		コミュニティスペースはなな	(福)萌	生駒市東松ヶ丘1783	0743-73-1050
9		マインドホーム高田	(福)すてっぷ	大和高田市三和町2-17	0745-23-7214
10		えいぶる	(福)すてっぷ	大和高田市永和町9-2	0745-52-5752
11		おかわり	(福)すてっぷ	大和高田市築山207	0745-23-5625
12		小規模授産施設こもれび	(福)寧楽ゆいの会	天理市田井庄町546	0743-69-6262
13		彩食キッチンBon	(福)萌	大和郡山市小泉町73-1	0743-58-5771
1	和歌山県	ハモニティー	(福)やおき福祉会	田辺市文里2丁目30-12	0739-26-9454
2		いこいの家共同作業所	(福)いこい	和歌山市善明寺13	073-480-4951
3		すまいる	(福)やおき福祉会	日高郡南部町芝265-1	0739-72-5643
4		ワークステーションひだか	(福)太陽福祉会	日高郡美浜町和田317	0738-24-0451
5		いなづま作業所	すさみ町	西牟婁郡すさみ町周参見3858	0739-55-2842
1	鳥取県	しえすた	(福)地域でくらす会	米子市内町122	0859-35-5647
2		あぶりこ	(福)養和会	米子市上後藤8-9-23	0859-48-0707

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
3	鳥取県	まちや	(福)地域でくらす会	米子市東倉吉町54	0859-35-5647
1	鳥根県	はあもにいほうす	瑞穂町	邑智郡瑞穂町下田所334	0855-83-1955
2		けやきの郷	(福)仁多福社会	仁多郡仁多町三成208-2	0854-54-2351
3		ございな	(福)シオンの園	隠岐郡西ノ島町別府205-8	08514-7-8250
1	岡山県	ワークハウス・わくわく!	(福)結い	岡山市東川原1-1	086-270-5552
2		ばるスペース・MOMO	(福)あすなろ福祉会	岡山市内山下1-15-7	086-801-2771
1	広島県	にじのえき	(福)桜虹会	廿日市市友田799-1	0829-74-3030
2		さくら作業所	(福)桜虹会	廿日市市平良1-2-44	0829-31-5009
3		スペースぶなの森	(福)あさだ会	安芸郡熊野町貴船146-1	082-854-0650
4		あおぞら	(福)大柿町社会福祉協議会	佐伯郡大柿町大字大原字浜之内700	0823-57-5697
5		ひかり作業所	(福)ふれんず	呉市中通1-2-31	0823-23-8676
1	山口県	よこやま工房	(福)ビタ・フェリーチェ	岩国市横山1-12-51	0827-41-1654
1	徳島県	あっぷる	(福)ハートランド	徳島市北島田1-46-4	088-633-1410
1	香川県	江尻若竹園	(福)若竹会	坂出市江尻町1278-2	0877-44-9280
2		ワイワイ創造館	(福)社団以和貴会	高松市岡本町字上新開60-1	087-815-7872
1	愛媛県	グリーン工房	津島町	北宇和郡津島町高田甲18-1	0895-20-8277
2		ハートピアみなみ	(福)南風会	伊予郡砥部町原町249	089-956-0711
3		クリエイト21	(福)で・ふ・か	今治市旭町1-4-7	0898-22-1933
4		ゆうゆう	(福)光と風	四国中央市中之庄町461	0896-24-4006
1	高知県	つくし作業所	(福)つくしの会	土佐市蓮池982	088-852-5618
2		香美地区あけほの共同作業所	(福)土佐あけほの会	香美郡野市町大谷1444-46	0887-56-4530
3		野いちごの場所	(福)土佐あけほの会	高知市愛宕町2-6-4	088-823-7320
4		サポートびあ	(福)土佐あけほの会	高知市北竹島町438	088-837-8277
1	熊本県	やまびこ共同作業所	(福)やまびこ福祉会	熊本市新屋敷3-3-17	096-362-6160
1	宮崎県	太陽	(福)都城あおぞら	都城市志比田町5641番地6	0986-24-7023
2		カンナ工房	(福)藤慶会	延岡市稲葉崎町3丁目1313番地	0982-26-1682
1	鹿児島県	あけほの作業所	(福)慈和会	大口市大田124-1	0995-22-1618
1	札幌市	ふじの共同作業所	(財)青十字サマリア会	南区藤野4条3丁目	011-591-5609
2		あっぷるミント	(福)みなみ会	豊平区平岸6条12-13-7	011-823-2999
3		ハーモニー	(福)みなみ会	南区澄川6条4丁目	011-842-2025
1	仙台市	ばれたった・けやき	(福)ゆうゆう舎	宮城野区西宮城野10-21	022-257-5092
2		くにみ工房	(福)みんなの広場	青葉区国見1丁目17-17	022-234-1524
3		工房きまち	(福)みんなの広場	青葉区木町9-2	022-275-2101

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
4	仙 台 市	わ・は・わ	(福)みんなの輪	若林区中倉2丁目21-5	022-283-1408
5		わ・は・わ宮城野	(福)みんなの輪	宮城野区燕沢3丁目1-10	022-388-4188
6		わ・は・わ沖野	(福)みんなの輪	若林区沖野4丁目1-21	022-294-6250
1	千 葉 市	幕張もくせい舎	(福)のうえい舎	花見川区幕張町5丁目477-7 ひさごビル2階201	043-271-8278
1	横 浜 市	りんごの木	(福)土と愛	戸塚区南舞岡3-2-7	045-826-0014
2		サザン・ワーク	(福)恵友会	南区宿町3-63-1	045-741-8735
1	川 崎 市	軽食喫茶ふれあい	(福)川崎ふれあいの会	幸区古市場2-104	044-549-0470
2		ショップふれあい	(福)川崎ふれあいの会	幸区下平間213-9	044-556-6299
1	京 都 市	京都ハチの会通所授産施設	(福)京都ハチの会	中京区西ノ京原町117-3	075-801-8229
2		友輪館	(N)なんてん	西京区山田四ノ坪町12-8	075-392-0267
3		京都ふれあい工房	(N)タッチアップ	伏見区京町6-61	075-611-2511
4		あゆみ舎	(医)社団ウエノ診療所	左京区高野夢原町43-1	075-722-8308
5		オリーブホットハウス	(N)やましなオリーブの会	山科区東野中井上町3-33	075-591-4669
1	大 阪 市	ワークはづき	(福)はづき福祉会	福島区福島4-2-51	06-6449-4141
2		ポレポレ	(福)ヒューマンライツ福祉協会	西成区長橋3-2-27	06-6562-5800
3		K I T A 工房	(N)北区精神障害者福祉を進める青森の会	北区浪花町2-7	06-6375-1880
4		ワークみなど	(N)障害者の福祉を進める会みなど	港区三先1-8-14	06-6571-7511
5		ひこうせん	(財)精神障害者社会復帰促進協会	中央区徳井町1-4-9	06-6941-1874
6		むつみ工房	(N)精神障害者支援の会ヒット	天王寺区上沙4-5-11	06-6773-0418
7		トータスハウス	(N)精神障害者支援の会ヒット	生野区新今里5-12-9	06-6754-3588
8		東淀川ふれあい工房	(N)東淀川ふれあい市民の会	東淀川区東中島5-18-17	06-6324-4498
9		東成工房	(N)東成精神障害者を支える会サラダ倶楽部	東成区大今里1-30-5	06-6976-7964
10		なにわ工房	(N)障害者地域生活支援の会なにわ	浪速区下寺3-2-7	06-6633-3171
11		ハウス・ウィング	(福)そよ風	城東区東中浜2-3-5	06-6965-8950
12		グリーンズ	(N)障害者の福祉を進める会みなど	港区築港3-10-7	06-6574-2930
13		ワークスペースなでしこ	(N)ウィルハート	東住吉区東田辺2-3-14	06-6691-8121
14		リカバリーハウスいちご	(N)いちごの会	東住吉区住道矢田3-4-3	06-6769-1517
15		阿倍野ひまわり作業所	(N)あべののひまわり	阿倍野区天王寺町北2-31-9	06-6714-2492
16		手琴堂	(N)ハートフル都島	都島区都島本通1-21-3	06-6922-3638
17		サラダほーる	(N)東成精神障害者を支える会サラダ倶楽部	東成区大今里西3-17-17	06-4259-2507
18		西ひかり第2福祉作業所	(N)ウイズ	西区西本町2-5-19	06-6541-0694
19		あゆみ工房	(N)あゆみ倶楽部	旭区千林2-16-8	06-6953-7784
20		のぞみ作業所	(N)釜ヶ崎ストロームの家	西成区萩之茶屋2-11-15	06-6647-6576

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
21	大阪市	リカバリーハウスいちご(長居)	(N)いちごの会	住吉区長居東4-6-15	06-6694-4701
1	神戸市	ほっとすてーしょん	(N)中央むつみ会	中央区日暮通6-1-19	078-291-9116
2		クッキー工房マミー	(福)神戸福祉会	兵庫区湊川町10-24-15	078-576-6625
3		なでこの里共同作業所	(福)かがやき神戸	西区平野町福中字道バタ22-1	078-961-5174
4		兵庫むつみ会	(福)はっく兵庫	兵庫区荒田町4-13-8	078-511-3472
5		ワークス垂水	(福)すいせい	垂水区御霊町6-10	078-704-3060
6		御影倶楽部	(福)木の芽福祉会	東灘区深江南町4-10-25 三恵ビル1F	078-452-4677
7		ひまわりスイーツ	(N)すまみらい	須磨区堀池町2-4-12	078-735-7285
8		フレンドリー垂水	(福)すいせい	垂水区御霊町4-13-102	078-708-2664
9		野いちごの会	(福)ゆうわ福祉会	北区有野町有野3419-1	078-981-5103
10		すまいるフレンズ	(N)すまみらい	須磨区戎町3-5-1 メゾンセレスト1FB号室	078-736-2966
11		長田むつみ会	(福)ながたひろば	長田区西代通1-1-5	078-611-2246
12		ハートワーキングクラブ	(福)ながたひろば	長田区西代通3-10-16	078-643-1016
13		北むつみ会	(福)ゆうわ福祉会	北区鈴蘭台北町4-1-20	078-593-9943
14		すずらんの里	(福)ゆうわ福祉会	北区鈴蘭台南町4-3-32 サニーヒルズ2階	078-592-0546
1	北九州市	のぞみ共同作業所	(社福)さざなみ福祉会	北九州市小倉北区片野4-12-23	093-921-0657
1	福岡市	喫茶ほっと	(福)ほっと福祉会	東区香椎駅前2-1-17	092-681-1959
2		アトリエのぞみ	(福)風	中央区高砂2-14-3	092-522-0525
		合計 308 施設			

## 7 精神障害者福祉工場

(平成16年4月1日現在)

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	青森県	つがる野工房パッケージセンター	(福)桜葉会	弘前市藤野2-10-3	0172-37-5815
1	富山県	ゆりの木の里	(福)富山県精神保健福祉協会	富山市五福474-2	076-433-4502
1	石川県	矢田野ファクトリー	(福)共友会	小松市矢田野町ミ30	0761-44-5558
1	岐阜県	せいすい石谷工場	(福)清穂会	岐阜市石谷字池田1330-1	058-235-6077
1	大阪府	ときヨシエータープライズ	(医)北斗会	豊中市服部元町2-6-7	06-6865-1210
1	和歌山県	ソーシャルファームビネル	(福)一麦会	和歌山市岩橋643	073-474-2466
2	島根県	ワークセンターやすぎ	(福)せんだん会	安来市安来町954-1	0854-23-0909
		遊亀館	(福)亀の子	太田市長久町長久口267-6	0854-84-0271
1	広島県	清風会サンライフ	(福)清風会	安芸高田市吉田町竹原152-1	0826-43-0611
1	山口県	ひえだランドリー	(医)あずま会	下関市稗田中町9-10	0832-52-7545
1	愛媛県	ワークセンターくじら	(医)青峰会	八幡浜市大字五反田1-76-3	0894-23-1600
1	佐賀県	サン・フレンド	(福)友悠会	藤津郡嬉野町大字下宿1790	0954-43-5013
1	長崎県	正吉	(福)山陰会	南高来郡深江町戊692-1	0957-65-1121
2	熊本県	あかねクリーン	熊本県精神科病院協同組合	熊本市戸島西4丁目3-7	096-360-5000
		菊陽苑バイオセンター	(福)青生会	菊池郡菊陽町原水字下大谷3930-1	096-292-6789
1	大分県	豊の郷	(福)緑の大地	宇佐市森山1222	0978-34-1988
1	鹿児島県	いっばいっば	(医)陽善会	鹿児島市下福元町8896-1	099-210-8055
1	さいたま市	やどかり情報館	(社)やどかりの里	見沼区染谷1177-4	048-680-1891
		合計 18 施設			

## 8 精神障害者地域生活支援センター-実施施設一覧

(平成16年4月1日現在)

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
1	北海道	帯広生活支援センター	(福)慈誠会	帯広市西7条南7丁目2-6	0155-23-6703
2		苫小牧地域生活支援センター	(福)せらび	苫小牧市新富町1-3-16	0144-75-2808
3		道北地域生活支援センター	(福)道北センター福祉会	名寄市東6条南9-109	01654-9-4365
4		サポートセンター木馬館	(福)稚内木馬館	稚内市潮見2丁目18-14	0162-34-8601
5		やすらぎ	(福)塩谷福祉会	小樽市塩谷4-72-1	0134-29-3718
6		地域生活支援センター・ハート釧路	(福)釧路恵愛協会	釧路市大楽毛4-4-8	0154-57-4866
7		地域生活支援センターあかしあ	(福)あかし労働福祉センター	旭川市住吉4条1丁目5-26	0166-50-3333
8		函館地域生活支援センターあゆみ	(福)函館茶北会	函館市駒場町9-24	0138-54-6757
9		西いぶり地域生活支援センター	(医)社団千寿会	登別市美園町2丁目23-1	0143-86-0707
10		遠軽町精神障害者地域生活支援センター	遠軽町	遠軽町大通北4-2-95	01584-2-8455
11		千歳地域生活支援センター	(福)せらび	千歳市清水町4丁目15-1	0123-40-6323
1	青森県	支援センターすみれ	(福)花	弘前市藤代2-11-6	0172-37-3422
2		ハートステーション	(医)杏林会	八戸市小中野8-14-24	0178-43-5717
3		青明舎(旧称 青山荘)	(医)青仁会	八戸市大字田面木字赤坂35-35	0178-27-6638
4		八甲	青森保健生活協同組合	青森市間屋町1-15-10	017-728-8601
5		やましろ	(福)愛心福祉会	青森市大字六枚橋磯打95-26	017-754-3010
6		地域生活支援センターベル・エポック	(医)松平病院	八戸市新井田字出口平32-2	0178-30-1100
7		つがる野工房生活支援センター	(福)桜葉会	弘前市下白銀町15-18	0172-31-2260
8		大石の里	(福)美景会	岩木町大字百沢字東岩木山3138-2	0172-93-2110
9		すばる	(医)美蓉会	青森市大字四ツ石字里見75-2	017-764-2424
10		清里	(医)清照会	八戸市大字新井田字松山下野場7-9	0178-25-0055
11		Aセンドハウス	(財)済誠会	十和田市西二十三番町5-5	0176-21-1173
12		ラ・プリマベラ	(医)社団清泉会	五所川原市芭蕉48-2	0173-38-1331
13		翔	(福)共生会	鶴田町鶴田字押上52	0173-23-1030
14		つぐみ	(医)仙知会	弘前市高杉字五反田173-7	0172-99-1155
15		びあす	津軽保健生活協同組合	弘前市百石町2-1	0172-31-2731
1	岩手県	地域生活支援センター滝沢	(福)みやま会	岩手郡滝沢村字後307-24	019-688-1873
2		地域生活支援センター一関	(福)ハッピーライト	一関市三関字小沢68-3	0191-26-5472
3		地域生活支援センターのぞみ	(福)泉の園	二戸郡一戸町西法寺字諏訪野16-1	0195-32-2921
4		地域生活支援センター久慈	(医)祐和会	久慈市門前第1地割151-1	0194-52-8177
5		地域生活支援センターみやこ	(福)若竹会	宮古市大字崎嶽ヶ崎4字早稲新1-11	0193-64-7878

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
6	岩手県	地域生活支援センターあけぼの	(福)花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364	0198-21-1813
7		地域生活支援センター星雲	(福)大洋会	大船渡市猪川町字下権現堂101-1	0192-21-1305
8		精神障害者地域生活支援センター水沢	(N)ふくとびあ水沢	水沢市東町4	0197-24-8425
9		地域生活支援センター釜石	(医)仁医会	釜石市定内町1-8-10	0193-23-1156
1	宮城県	宮城県精神障害者地域生活支援センター	宮城県	古川市旭5-7-21	0229-23-1553
1	秋田県	のぞみ	(医)興生会	横手市上内町6-39	0182-36-8070
2		和	(医)荘和会	本荘市石脇字田中108	0184-24-0753
3		松風	(医)仁恵会	湯沢市山田字中屋敷15-1	0183-78-0066
4		クローバー	(医)久盛会	秋田市飯島道東2-13-20	018-846-5328
1	山形県	ライフサポートとまり木	(医)公徳会	南陽市柗塚929	0238-40-4055
2		西村山精神障害者地域生活支援センター	(福)山形県社会福祉事業団	西村山郡河北町谷地己8-6	0237-73-3240
3		精神障害者地域生活支援センターおーる	(医)二本松会	山形市城南2-1-41	023-647-4266
4		精神障害者庄内地域生活支援センター翔	(N)やすらぎの会	鶴岡市西新斎町2-2	0235-29-7088
1	福島県	ウェーブ	(福)郡山コスモス会	郡山市大槻町字御前5	024-962-1221
2		スペースけやき	(福)希望の杜福祉会	いわき市平字北目町39-10	0246-35-0799
3		アイ・キャン	(N)アイ・キャン	郡山市安積町笹川字四角担59-7	024-945-1100
4		ウィズピア	(医)昨雲会	喜多方市松山町字北原3634-1	0241-21-1066
5		ジョイ	(社)会津社会事業協会	会津若松市山鹿町4-3	0242-29-1106
		こころん	(N)こころネットワーク県南	西白河郡泉崎村大字泉崎字下根岸9	0248-54-1115
		結いの里	(福)希望の杜福祉会	双葉郡植葉町大字北田字鍾突堂3-2	0240-26-0133
1	茨城県	カーヤ	(福)創志会	つくば市上郷7563-67	029-847-7980
2		ふわり	(福)はまぎくの会	ひたちなか市柳沢2831	029-264-1500
3		FOO (風)	(福)光風会	水戸市渡里町2844-5	029-302-5385
4		KUINAセンター	(福)町にくらす会	ひたちなか市長堀町3-13-1	029-276-0300
5		デライトホーム	(福)ひだまり会	水戸市加倉井町104	029-254-7814
6		ほびき園	(福)明清会	新治郡霞ヶ浦町牛渡5513-1	029-898-3661
7		ライトハウス	(医)日立渚会	日立市大みか町2-28-5	0294-52-8682
8		いなしきハートフルセンター	(医)精光会	稲敷郡新利根町上根本3351	0297-87-0022
9		煌	(医)清風会	猿島郡境町内門718-1	0280-81-3152
10		かさはら	水戸市	水戸市笠原町1370-1	029-305-5851
11		メンタルサポートステーションきらり	(医)直志会	久慈郡大子町大子841	02957-2-5933
1	栃木県	あしかが	(医)恵愛会	足利市本城1-1547	0284-41-2643
2		さの	(医)秋山会	佐野市堀米町3923-15	0283-22-7741



	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号	
3	栃木県	宇都宮	(医)報徳会	宇都宮市陽南4-6-34	028-658-2121	
4		ハートピアきつれ川	(財)全国精神障害者家族会連合会	喜連川町喜連川5633	028-686-8002	
5		ふるさとセンター那須	(福)愛と光の会	湯津上村片府田1301-59	0287-98-3001	
6		おやま	(医)朝日会	小山市喜沢660-14	0285-20-0280	
7		県東ライフサポートセンター	(福)こぶしの会	芳賀町稲毛田1532	028-687-0311	
8		みゆき	(福)みゆきの杜	宇都宮市御幸本町4646	028-661-5116	
9		ゆずり葉	(N)那須フロンティア	黒磯市宮町2-14	0287-63-7777	
10		ハートランド	(医)孝栄会	足利市福居町587-1	0284-70-0811	
11		せいわ	(医)清和会	鹿沼市千渡1598	0289-64-0070	
1		群馬県	ふらっと	(福)アルカディア	太田市鶴生田町733-123	0276-20-2509
2			あじさい	(財)大利根会	渋川市明保野3641-1	0279-25-3378
3	伊勢崎地域生活支援センター		(福)明清会	伊勢崎市波志江町720-4	0270-20-5055	
4	くわのみハウス		(医)群馬会	群馬郡群馬町稲荷台153-2	027-350-3500	
5	ソスタ		(医)慈光会	高崎市上佐野町796-1	027-350-5550	
6	ヌアリーベ		(医)唯愛会	安中市中宿124-15	027-380-5385	
7	かぶら地域支援センター		富岡市	富岡市神農原559-1	0274-89-2014	
8	よしおか		(医)群栄会	北群馬郡吉岡町陣場101-1	0279-55-6625	
9	パセリ		(福)明清会	伊勢崎市波志江町571-1	0270-40-6462	
1	埼玉県	武甲の森	(医)全和会	秩父市寺尾1449	0494-24-5553	
2		かわごえ生活支援センター	(医)川越同仁会	川越市新宿町4-7-5	049-242-1735	
3		地域生活支援センターみさと	(福)美里会	児玉郡美里町小茂田889-1	0495-76-3646	
4		比企地域生活支援センター	(医)緑光会	東松山市大谷4161-1	0493-39-2584	
5		地域生活支援センター夢の実	(福)済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田868-1	048-596-2220	
6		地域生活支援センター向陽	(財)西熊谷病院	熊谷市石原519-5	048-599-2020	
7		地域生活支援センターあけぼの	(医)社団慶栄会	八潮市大字鶴ヶ曾根1130	048-998-0852	
8		地域生活支援センター有朋	(医)秀峰会	越谷市七左町4-100-4	048-985-6666	
9		ハートフル川口	(医)高仁会	川口市西川口6-17-46	048-256-1117	
10		地域生活支援センターあずみーる	東松山市	東松山市松山2183	0493-21-5593	
11		ベルベール	(医)大社会	久喜市北青柳1331-7	0480-25-2755	
12		ふれんだむ	(福)小百合会	北葛飾郡杉戸町木野川134-43	0480-36-7036	
13		メンタルサポートハウス杜の家	上尾市	上尾市緑丘2-2-27	048-778-3531	
14		たけさと	(医)社団双里会	春日部市大字大場字長島1564-1	048-733-6872	
15		パティオ	(医)社団アカシア会	三郷市早稲田3-26-3	048-950-7312	

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
16	埼玉県	のぞみ	(福)毛呂病院	人間郡毛呂山町毛呂本郷682	049-276-2088
1	千葉県	安房地域生活支援センター	(福)三芳野会	安房郡三芳村谷向166-2	0470-36-4888
2		パンピングハウス	(福)ワナーホーム	山武郡大網白里町細草3215	0475-77-6511
3		ゆりの木	(医)静和会	東金市家徳97-1	0475-58-9005
4		市川市南八幡メンタルサポートセンター	市川市	市川市南八幡5-20-3	047-376-6466
5		友の家	(福)ロザリオの聖母会	旭市野中3820-15	0479-62-4532
6		成田地域生活支援センター	(医)社団聖母会	成田市本三里塚226-1	0476-35-7771
7		いすきあ	(医)博道会	館山市上真倉2383	0470-25-3088
8		船橋市地域生活支援センター	船橋市	船橋市本町3-6-3	047-423-3126
9		ケアセンターさつき	(医)社団さつき会	袖ヶ浦市長浦駅前4-2-2	0438-60-1501
10		サザンカの里	(医)社団透光会	香取郡大栄町南敷461-5	047-488-8543
1	東京都	まど	(福)かがやき会	新宿区高田馬場1-15-6	03-3200-9376
2		こかけ	(福)豊苺会	豊島区北大塚3-34-7	03-3949-1990
3		スペースピア	(福)JHC板橋会	板橋区南常盤台2-1-7	03-3554-3081
4		足立区地域生活支援センター	足立区	足立区竹の塚6-18-12	03-3883-7177
5		ゆうき	(福)日野市民タソポボの会	日野市高幡864-15	042-591-6321
6		希望ヶ丘	(福)新樹会	調布市菊野台1-24-41	0424-43-9232
7		あさやけ地域生活支援センター	小平市	小平市小川東町4-2-1	042-3391-1741
8		杉並区地域生活支援センター	杉並区	杉並区荻窪5-20-1	03-3391-1976
9		ブラッツ	(福)はらからの家福祉会	国分寺市南町3-4-4	042-323-5637
10		なびい	(福)多摩棕桐亭協会	国立市富士見台1-17-4	024-575-5916
11		どんぐり	(福)椎の木会	清瀬市野塩4-230-1	0424-95-5110
12		ふれあいの郷	(福)東村山けやき会	東村山市青葉町3-30-7	042-397-6400
13		友の家	墨田区	墨田区大平1-5-11 マッハビル50ビル2F	03-3626-6165
14		あくせす	八王子市	八王子市新町9-11 ポニービル1F	0426-31-1022
15		ライフサポートMEW	武蔵野市	武蔵野市西久保1-6-25-401	0422-36-3830
16		スペースあい	青梅市	青梅市河辺町5-6-18 グレース 5	0428-21-7218
17		虹のセンター25	(福)きょうされん	昭島市朝日町3-7-18	042-549-7733
18		こうじや生活支援センター	(福)ブシケおた	大田区東糎谷1-14-14	03-5705-0738
19		精神障害者地域生活支援センター	中野区	中野区中野5-68-7	03-3387-1326
20		パティオ	立川市	立川市柴崎町2-10-16	042-526-1459
21		ブラザ	府中市	府中市府中町3-3-9	042-358-2288
22		さるびあ生活支援センター	町田市	町田市原町田4-24-6	042-722-0713

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
23	東京都	かまた生活支援センター	(福) ブシケおおた	大田区西蒲田4-4-1	03-5700-6761
24		地域生活支援センターエドがわ	(医) 瑞信会	江戸川区中央4-20-5	03-5678-8607
25		小金井市精神障害者地域生活支援センターそら	小金井市	小金井市本町2-8-15	042-304-1401
26		地域生活支援センターお伊勢の森	武蔵村山市	武蔵村山市中央2-118	042-567-7256
27		多摩市障がい者地域生活支援センター	多摩市	多摩市関戸4-19-5	042-311-2553
28		サポートセンターきぬた	(医) 風鳴会	世田谷区祖師谷3-36-26 生活の森ビル3F	03-3483-2471
29		あせび会支援センター	(福) 復生あせび会	文京区本駒込6-5-19-102	03-3945-2195
30		地域生活支援センターゆー・あい	(福) 三鷹授恵会	三鷹市上連雀4-1-8	0422-43-9047
31		稲城市精神障害者地域生活支援センター	稲城市	稲城市百村7	042-370-2480
32		荒川区精神障害者生活支援センター	荒川区	荒川区東尾久5-45-11	03-3819-3113
33		渋谷区精神障害者生活支援センター	渋谷区	渋谷区代々木1-20-8	03-3299-0100
34		支援センターきらきら	北区	北区中十条1-2-18	03-3905-7201
35		ハーモニー	(医) 薫風会	西東京市南町3-4-10	0424-51-0005
36		東久留米市精神障害者生活支援センター	東久留米市	東久留米市本町2-3-21	0424-76-1335
37		セサミ	(福) みきの会	目黒区中町2-44-13 中町共同ビル2F	03-5773-5451
38		世田谷ネット	(福) めぐはうす	世田谷区太子堂4-3-1 STKハイツ3F	03-3795-0753
39		東大和市精神障害者地域生活支援センター	東大和市	東大和市中央3-912-3	042-561-0891
40		生活支援センターフレ	あきる野市	あきる野市二宮670-5	042-518-2826
41	練馬区立精神障害者地域生活支援センター	練馬区	練馬区豊玉北5-15-19	03-3557-2020	
1	神奈川県	はたの	(福) 成和会	秦野市三屋127-3	0463-75-3962
2		おあしす	(福) 藤沢市ひまわり	藤沢市藤沢1063 新倉ビル3-4F	0466-55-1399
3		アメグスト	横須賀市	横須賀市公郷町5-32	0468-52-3743
4		あしがら	南足柄市	南足柄市関本403-2 りんどう会館内	0465-71-0117
5		とらいむ	鎌倉市	鎌倉市由比ガ浜2-11-18	0467-61-3205
6		元町の家	(N) 茅ヶ崎・寒川精神保健福祉連絡会	茅ヶ崎市元町16-3	0467-82-1685
7		コンパス	(福) 泉央福祉会	大和市大和東3-1-6 JMビル4F	046-260-1027
8		カミング	(N) エヌビーオーかむ	相模原市淵野辺4-15-6 ヴィーナズ2F	042-759-5117
1	新潟県	越路ハイム地域生活支援センター	(医) 崇徳会	三島郡越路町大字浦5041-1	0258-92-5104
2		つくしセンター	(福) 上越つくしの里医療福祉協会	上越市高土町3-2-12	0255-21-2860
3		夕映えの郷地域生活支援センター	(福) 上越頸城福祉会	中頸城郡大潟町大字厚湯410-5	0255-34-3100
4		エンゼル妻有地域生活支援センター	(福) 妻有福祉会	十日町市宇東一ノ丁辰甲333-1	0257-50-7180
5		地域生活支援センターこまくさ	糸魚川市	糸魚川市南寺町1-1-8	0255-53-2316
6		地域生活支援センターゆきぐに北魚沼	(福) 雪国北魚沼福祉会	北魚沼郡守門村大字須原1370-5	02579-7-3880

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
7		地域生活支援センターサンスマイル	(福)長岡福祉協会	長岡市関原町1丁目中原3195	0258-47-5138
8		地域生活支援センターみなみうおぬま	(福)南魚沼福祉会	南魚沼郡六日町八幡字日越118-2	0257-70-0857
9		やすらぎ	(福)燕・西蒲原郡福祉会	西蒲原郡吉田町大保町25-15	0256-94-7486
10		地域生活支援センターぐみの郷	(福)新潟慈生会	北蒲原郡中条町大字本郷544-1	0254-43-4440
11		地域生活支援センターはまなす	(医)責善会	村上市瀬波中町10-1	0254-50-7104
1	富山県	ゆりの木の里	(福)富山県精神保健福祉協会	富山市五福474-2	076-433-4500
2		サポート新川	(医)社団信和会	魚津市立石205-2	0765-23-0009
3		あすなろセンター	(医)社団白雲会	富山市野口南部132	076-427-1115
4		あしつきふれあいの郷	(福)あしつき	高岡市博労本町4-1	0766-29-3335
5		和敬会生活支援センター	(医)社団和敬会	富山市北代5200	076-434-8100
6		フィールド・ラベンダー	(医)社団重仁佐々木病院	富山市大町3-4	076-495-1555
7		ひまわり	(福)黎明の郷	小矢部市埴生1476	0766-67-7340
1	石川県	地域生活支援センターかが	(福)朋友会	加賀市幸町2-60	0761-72-7779
2		地域生活支援センターあるふぁ	(医)岡部診療所	金沢市増泉1-20-17	076-280-9147
3		ライフワーク金沢生活支援センター	(医)青樹会青和病院	金沢市大浦町ホ24-1	076-238-7800
4		地域生活支援センターなごみ	(福)なごみの郷	小松市北浅井町123	0761-23-7232
5		ピアポートのと	(医)松原会	七尾市本府中町7部34	0767-54-0808
6		地域生活支援センターいしびき	(医)松原愛育会	金沢市石引2-1-2	076-231-3316
7		生活支援センターののいち	(福)金沢市民生協会	石川郡野々市町中林4-120	076-248-6565
1	福井県	アップ	(福)芦山会	武生市国高2丁目42-6	0778-21-5400
2		トモロー	(福)若狭つくし会	小浜市南川町8-12	0770-52-1201
3		やすらぎ	(福)つつじ会	鯖江市三六町1丁目2-5-1	0778-53-0002
4		あゆみ	(福)高志福祉会	福井市北山町22馬洗1-1	0776-41-8338
5		さかい	(福)悠々福祉会	あわら市高塚41字向山13	0776-73-2800
6		おくえつ	(福)紫水の郷	大野市中野56-1-1	0779-66-7711
7		はあとほーとさくらヶ丘	(福)二州青松の郷	敦賀市桜ヶ丘町8-8	0770-24-2068
1	山梨県	きがる館	(医)南山会	南アルプス市下宮地421	055-282-4004
2		すみよし生活支援センター	(財)住吉病院	甲府市住吉4-1900-1	055-221-0073
3		みさき	(医)山角会	甲府市美咲1-324-1	055-251-6001
4		塩山市精神障害者地域生活支援センター	塩山市	塩山市上於曾977-5	2253-32-0285
1	長野県	療メンタルクラブ	(医)城西医療財団	松本市城西1-9-2	0263-39-4624
2		ライフサポートりんどう	(福)長野りんどう会	長野市徳間3222	026-239-7077
3		やすらぎ	(医)友愛会	上田市住吉167-1	0268-25-2000

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
4	長野県	南信地域生活支援センター	(福)楓会	飯田市箕瀬町2-2561-4	0265-56-8732
5		はばたき	長野市	長野市川中島町今井1387-5	026-285-5304
6		希来里	(福)長野南福祉会	長野市稲葉147-5	026-267-5685
7		皆神ハウス	(福)絆の会	長野市皆神台157	026-278-7466
1	岐阜県	せせらぎ	(医)静風会	大垣市中野町1-10	0584-81-8521
2		ふなふせ	(社)岐阜病院	岐阜市日野東4-10-18	058-245-8168
3		すいせい	(医)春陽会	郡上市美並町大原298-1	0575-79-2304
4		かざぐるま	(医)明萌会	関市稲口774-1	0575-21-5566
5		鶏飼	(医)香風会	岐阜市洞1026	058-239-5838
6		ひびき	(医)清仁会	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋3555	0574-25-1294
7		グリーンヒル	(福)楽山社の会	海津郡南濃町津屋1491-1	0584-55-2501
8		ザールせいすい	(福)清穂会	岐阜市石谷字池田1330-1	058-235-6080
9		やまびこ	(医)生仁会	吉城郡国府町村山251-2	0577-72-5023
1	静岡県	だんだん	(医)至空会	浜松市三幸町201-4	053-420-0802
2		地域生活支援センターきさらぎ	(福)共生会	沼津市石川828-3	055-967-5952
3		やまいも倶楽部	(福)飛翔の会	御殿場市保土沢1080-78	0550-80-0557
4		ゆうゆう	(福)昭隆会	富士市大淵2815-1	0545-35-2911
5		はまかぜ	(医)好生会	浜松市小沢渡町2760	053-415-0770
6		さわや家	(医)好生会	掛川市篠場779-2	0537-22-2312
7		いろいろ	(医)進正会	磐田市西貝塚3781-2	0538-39-6377
8		田方精神障害者地域生活支援センター	大仁町	田方郡大仁町田京1259-294	0558-75-5600
9		はーとばる	(医)宗美会	静岡市清水村松原3-14-8	0543-37-1747
10		地域生活支援センターおさだ	(社)静岡県精神保健福祉会連合会	静岡市下川原5-36-60	054-257-5605
11		ナルド	(福)聖隷福祉事業団	引佐郡細江町中川7220-7	053-437-4609
12		地域生活支援センターいとう	(財)復康会	伊東市銀座元町6-21	0557-32-5680
13		サポートセンター・ぼるた	(福)みどりの樹	浜北市沼265-6	053-584-6307
14		地域生活支援センターあゆみ橋	(医)辰糸会	沼津市大手町4-3-35	055-954-2735
15		地域生活支援センターなかせ	(財)復康会	沼津市中瀬町17-11	055-935-5680
1	愛知県	サン・クラブ	(医)研精会	豊田市保見町横山100	0565-48-3058
2		尾張北部地域生活支援センター	(医)桜桂会	犬山市大字塔野地字大畔216	0568-63-0221
3		地域生活支援センター山中	(福)愛恵協会	岡崎市舞木町字小井沢4-1	0564-48-1955
4		柏葉	(医)和合会	愛知郡東郷町大字諸輪北木戸西108	0561-72-8800
5		ひろばわっぱる	(福)共生福祉会	知多郡武豊町大字富貴小桜176	0569-73-1739

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
6	愛知県	キャンパス	(福)憩いの郷	大府市半月町3-293	0562-45-5585
7		エボレ	(医)豊和会	豊田市広美町郷西73-1	0565-25-0125
8		ボレボレ	(福)アパティア福祉会	豊田市平尾町諏訪下10	0533-88-7968
1	三重県	アジサイ	(医)北勢会	いなべ市北勢町大字其原字楚里1953	0594-72-2618
2		ソシオ	(医)居仁会	四日市市日永5039	0593-45-2356
3		HANA	(福)四季の里	四日市市山田町向山836-1	0593-28-1940
4		アンダンテ	(福)夢の郷	津市城山1-8-16	059-238-0303
5		こだま	(福)愛恵会	松坂市下村町字覚部2203-1	0598-20-2720
1	滋賀県	風(ふう)	(医)周行会	野州郡中主町八夫1318	077-589-8784
2		わたむきの里	(福)わたむきの里福祉会	蒲生郡日野町上野田805	0748-52-6032
3		そら	(福)ひかり福祉会	長浜市室町薬師堂396-2	0749-68-2255
4		ステップアップ21	(福)とよさと	犬上郡豊郷町八目49	0749-35-0333
5		しろやま	(社)水口病院	甲賀郡水口町本町2-2-27	0748-62-8181
6		ふらっと	(福)きぼう	近江八幡市鷹飼町52	0748-37-6195
1	京都府	アンサンブル	(財)長岡記念財団	長岡京市調子2-5-7	075-956-2543
2		ふきのとう	(福)ふくちやま福祉会	福知山市字奥野部小字三ノ宮252	0773-24-1417
3		障害者地域生活支援センターいづみ	(福)いづみ福祉会	相楽郡加茂町大字観音寺小字石部8	0774-76-0076
4		障害者地域生活支援センターほのぼの屋	(福)まいづる福祉会	舞鶴市大字大波下小字滝ヶ浦202-56	0773-66-7707
1	大阪府	る〜ぶ	(医)豊済会	豊中市豊南町東2-6-4	06-6332-8866
2		花園地域生活支援センター	東大阪市	東大阪市岩田3-14-51	06-6730-2947
3		ちのくらぶ	(医)清心会	八尾市天王寺屋6-59	0729-49-5740
4		みずま	貝塚市	貝塚市水間516-1-1	0724-46-6510
5		クム	豊中市	豊中市城山町1-10-9	06-6865-0533
6		パオみのお	箕面市	箕面市外院3-7-35	0727-26-7800
7		シード	吹田市	吹田市泉町5-9-6	06-6190-6694
8		シュボール	(医)西浦会	守口市八雲中町3-13-17	06-6908-6416
9		アンダンテ	(財)浅香山病院	堺市田出井町8-20	072-225-0850
10		枚方市地域生活支援センター陽だまり	枚方市	枚方市交北2-7-15	072-809-0015
11		高槻地域生活支援センター	(医)光愛会	高槻市松川町25-2	0726-62-8130
12		和泉地域生活支援センターふれあい	和泉市	和泉市上町42	0725-40-1827
13		わっと	藤井寺市	藤井寺市市岡2-12-6 進和藤井寺ビル3F	0729-30-0733
14		かけはし	岸和田市	岸和田市土生町2-30-30	0724-31-3878
15		咲笑(さくら)	池田市	池田市字保町8-30 ジェムトレンド101	0727-50-3230

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
16	大阪府	かしわら	柏原市	柏原市旭ヶ丘4-672	0729-78-6073
17		すいた似和貴	吹田市	吹田市昭和町2-1	06-6318-2600
18		あん	門真市	門真市宮野町2-20	072-885-1144
19		あーす	大東市	大東市三住町2-1	072-874-9900
20		ふう	(福)天心会	東大阪市永和2-6-33	06-6722-5531
21		そうそう	松原市	松原市大堀3-10-19	072-331-4081
22		すずらん	泉佐野市	泉佐野市鶴原2806	0724-64-9884
23		ゆい	(医)杏和会	堺市深井東町3134	072-277-9555
24		む〜ぶ	(N)ソーシャルハウスさかい	堺市新金岡町5-1-4	072-258-6646
25		菜の花	(医)清風会	茨木市総持寺1-2-20	072-621-0018
1	兵庫県	けいふう	(医)恵風会	姫路市西今宿5-3-8	0792-91-0531
2		淡路精神障害者生活支援センター	(医)新淡路病院	洲本市上加茂7	0799-26-0525
3		ほほえみ	(福)ゆほびか	明石市大久保町ゆりのき通1-5-6	078-934-1201
4		ほっと	篠山市	篠山市東沢田240-1	0795-54-2073
1	奈良県	ウイング	(医)平和会	奈良市西大寺赤田町1-7-1	0742-45-2272
2		むく	(福)創生会	橿原市久米町652-2	0744-51-1100
3		夢	(医財)北林厚生会	奈良市六条西4-6-3	0742-52-2900
4		歩っと	(福)寧楽ゆいの会	奈良市三条町512-3	0742-20-5988
5		ふらっと	(福)萌	大和郡山市小泉町73-1	0743-54-8112
6		なっつ	(福)すてっぷ	大和高田市三和町2-17	0745-23-8072
7		コスモールいこま	(福)萌	生駒市元町1-9-17	0743-73-7000
1	和歌山県	岩出生活支援センター	(福)一麦会	那賀郡岩出町山崎254	0736-61-0615
2		紀南障害者地域生活支援センター	(福)やおき福祉会	田辺市神子浜2丁目24-12	0739-23-3667
3		和歌山生活支援センター	(福)一麦会	和歌山市三沢町3-40	073-427-8149
4		櫻	(医)宮本病院	和歌山市塩屋3-6-2	073-444-2468
1	鳥取県	精神障害者地域生活支援センター翼	(医)養和会	米子市上後藤3-5-1	0859-29-8899
2		精神障害者中部地域生活支援センター	(医)仁厚会	倉吉市山根43	0858-26-2346
3		精神障害者地域生活支援センター・サマーハウス	(医)明和会医療福祉センター	鳥取市湯所町1-131	0857-36-1151
1	島根県	エスティーム	(福)桑友	簸川郡斐川町学頭1625-27	0853-72-7200
2		ふあっと	(福)ふあっと	出雲市武志町693-1	0853-25-0130
3		ステップ	(医)昌林会	安来市安来町927-2	0854-23-0357
4		ライフサポートセンター	(福)亀の子	大田市長久町長久口267-6	0854-82-3077
5		アクティヴよめしま	松江市	松江市嫁島町4-29	0852-26-2222

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
6	島根県	益田市障害者福祉センター	益田市	益田市横田町2087-1	0856-31-5100
7		オアシス	(医)社団清和会	浜田市港町285-1	0855-22-8115
8		そよかぜ館	(福)雲南社会福祉協議会	飯石郡三刀屋町古城45-6	0854-45-0020
9		ピ・フレンドイング	(医)仁風会	松江市大庭町1461-3	0852-23-4111
		ハートフルみずほ	瑞穂町	邑智郡瑞穂町下田所334	0855-83-1944
1	岡山県	ばる・おかやま	(福)あすなる福祉会	岡山市浜475-5	086-270-3322
2		県立内尾センター	岡山県	岡山市内尾739-1	086-298-2111
3		支援センター・コンドル	(福)浦安荘	岡山市浦安本町208-6	086-261-7885
4		地域生活支援センターこころの里	玉野市	玉野市宇野1-8-8	0863-33-5151
5		精神障害者御津地域生活支援センター	建部町	御津郡建部町福渡834-2	0867-22-5200
6		勝田郡地域生活支援センター	勝央町	勝田郡勝央町岡1338	0868-38-0161
7		倉敷市玉島障害者支援センター	倉敷市	倉敷市玉島阿賀崎2-1-10	086-525-7867
8		地域生活支援センターネクスト津山	(財)江原積善会	津山市津山口308-5	0868-22-1177
9		東備地域生活支援センター	(福)閑谷福祉会	和气郡和气町和气702番地	0869-92-9123
1	広島県	ハートフルセンターつぼみ	(福)かしの木	呉市上二河町5-12	0823-29-3030
2		地域生活支援センターるり	(福)尾道のぞみ会	尾道市久保町1714-1	0848-20-8123
3		365	(医)恵宣会	竹原市下野町2402-1	0846-22-7655
4		みらい	(医)知仁会	大竹市玖波町向田1160	08275-7-0223
5		地域生活支援センターふたば	(医)和恒会	呉市広白石4-7-22	0823-76-4855
6		さ・ポート	(医)仁康会	三原市港町3-19-6	0848-62-1736
7		みどりの風	(医)緑風会	呉市阿賀北1-15-2	0823-75-2255
8		ひだまり	(医)緑誠会	福山市駅家町向永谷304-1	084-97-1200
9		清風会支援センター	(福)清風会	安芸高田市吉田町竹原920番地	0826-47-2092
10		地域生活支援センターまほろば	(福)しらとり会	東広島市高屋町檜山267-1	0824-93-8751
11		ふらっと	(福)あらくさ	三次市甲奴町本郷1215-1	0847-67-5052
1	山口県	やまぐち	(福)博愛会	山口市錦銭司3347-2	083-986-2832
2		生活支援センターふなき	(社)扶老会	厚狭郡楠町船木833-22	0836-67-2464
3		リフレ精神障害者地域生活支援センター	(医)青山会	玖珂郡玖珂町宇大坪1887	0827-71-0018
4		地域生活支援センターヒエダ	(医)あずま会	下関市稗田中町8-18	0832-51-0161
5		支援センター一歩社	(医)光の会	豊浦郡豊浦町大字吉水字野田浜627-2	0837-75-4171
6		地域生活支援センターウイング	(医)愛命会	周南市泉原町10-1	0834-21-4511
7		トライアングル	(福)ビタ・フェリーチェ	岩国市横山1-12-51	0827-44-3244
1	徳島県	ことじ	(医)あいごと会	板野郡上板町佐藤塚字東179-7	088-694-6606



	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
2	徳島県	虹の里	藍住町	板野郡藍住町奥野字矢上前32-1	088-692-2312
3		清風	(医)養生園	徳島市城東町2-7-9	088-602-0202
4		オリーブの木	(医)敬愛会	鳴門市撫養町大桑島字北の浜53	088-685-5524
5		せせらぎ	(医)青樹会	徳島市丈六町行正19-1	088-645-2866
6		とみた	(医)富田病院	海部郡日和佐町西河内字月輪35	0884-77-1230
1		香川県	オリーブ	(福)明和会	小豆郡池田町大字池田字下地2519-7
2	はなぞの		(医)社団三愛会	丸亀市柞原町116	0877-21-5712
3	クリマ		(医)社団光風会	木田郡牟礼町原883-16	087-845-0335
4	中讃地域生活支援センター		(医)社団五色台	坂出市加茂町700-13	0877-56-3200
5	ありあけ		(医)清和会	観音寺市柞田町甲1340-4	0875-57-5501
6	ほっと		(福)翠睦福祉会	高松市川島東町1914番地1	087-840-3770
7	ライブサポートセンター		(医)社団以和貴会	高松市岡本町字上新開60-1	087-815-7877
1	愛媛県	まごころの会	(医)十全会	新居浜市角野新田町1-1-28	0897-35-2223
2		柿の木	(財)正光会	宇和島市柿原甲1128-1	0895-20-0901
3		いろり	(財)正光会	南宇和郡御荘町平山7	0895-70-4012
4		くじら	(医)青峰会	八幡浜市大字五反田1-106	0894-24-6750
5		今治市精神障害者地域生活支援センター“ときめき”	今治市	今治市天保山町2-2-1	0898-34-3081
1	高知県	てく・とこ・瀬戸	(福)てくとこ会	高知市瀬戸東町3-109	088-841-2144
2		こうち	(医)近森会	高知市駅前町3-13	088-871-7583
3		広場そよかせ	高知市	高知市葛島4-3-3	088-880-3233
4		高幡広域精神障害者地域生活支援センター	須崎市	須崎市山手町1-7	0889-43-2825
5		かけはし	(医)祥星会	宿毛市押ノ川字野中1052-1	0880-63-3053
1	福岡県	みどり	(医)恵愛会	宗像郡福岡町花見が浜1-5-1	0940-34-9750
2		のぞえ「風と虹」	(医)堀川公平会	久留米市藤山町1730	0942-51-8555
3		ゆう	(福)向上社	田川市大字川宮1524-8	0947-46-2678
4		潮	(医)社団新光会	大牟田市手鎌1978-1	0944-41-8733
5		ゆうゆうハイツ	(医)社団筑水会	八女市吉田1169-1	0943-23-5304
6		びあくるめ	久留米市	久留米市長門石1-1-32	0942-36-5321
7		かけはし	(医)社団緑風会	糟屋郡志免町大字志免東4-1-2	092-937-2831
8		あじさい	(医)静光園	大牟田市原山町1-6	0944-55-8555
9		ピアッツァ桜台	(医)牧和会	筑紫野市大字常松456-2	092-919-2055
1	佐賀県	精神障害者地域生活支援センターぶらっと	佐賀市	佐賀市兵庫町藤木1006-1	0952-34-4866
1	長崎県	つばさ	(医)ウイング	島原市中野町丙237	0957-65-0230

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
2	長崎県	大村市地域生活支援センターラム	大村市	大村市本町413-2	0957-54-9100
3		とよたけ	(福)共生会	大村市西部町1019-1	0957-53-7581
4		ふれんず	佐世保市	佐世保市常盤町8-8 富士ビル4階	0956-23-5389
5		ハートピア青空	(医)敬仁会	北松浦郡世知原町栗迎免1	0956-73-3230
6		和みの里	(福)三恵会	西彼杵郡琴海町大平郷2076	095-840-7132
7		壱岐地域生活支援センターひまわり	壱岐市	壱岐市郷ノ浦片原触2510番地	0920-47-0116
1	熊本県	熊本県あかね生活支援センター	熊本県	熊本市戸島西3丁目4-150	096-365-2988
2		熊本きぼう生活支援センター	(社)熊本県精神障害者福祉会連合会	熊本市南高江7-8-77	096-358-0570
3		きくよう地域生活支援センター	(医)芳和会	菊池郡菊陽町原水5587	096-232-8518
4		アントニオ	(医)ましき会	上益城郡益城町惣領1530	096-286-3611
5		うきうき生活支援センター	(医)再生会	宇土市松山町1843-1	0964-22-2510
6		ふれあい	(医)信和会	玉名市小野尻5	0968-73-1022
7		こころ	(医)健生会	熊本市大窪2-6-20	096-278-7780
8		すまいる	(医)平成会	八代市大村町720-1	0965-32-2333
9		なでしこ	(医)横田会	鹿本郡植木町投刀塚295-2	096-272-7214
1	大分県	博愛地域生活支援センター	(医)謙誠会	大分市大字野田818	097-549-6620
2		わかば園	(福)清流会	宇佐市大字中原字廣畑574-4	0978-32-0907
3		とよみ園	(福)豊海会	津久見市大字長目119-1	0972-82-7553
4		きぼう21	(福)大分すみれ会	大分市大字下宗方760-1	097-586-1271
5		ラム	(福)グループ・ラム	日田市大字友田2413-1	0973-22-2711
6		三角ベース	(福)共生荘	東国東郡安岐町大字下山口字延吉9-2	0978-64-7533
1	宮崎県	サンシャイン	(医)同仁会谷口病院	日南市中央通1丁目3-13 丸幸ビル2F	0987-31-0567
2		コスモス	(医)芳明会	宮崎市大坪町草葉崎2088-1	0985-50-1100
3		はまゆう	(医)向洋会	日向市大字財光寺1225番地	0982-54-3115
	鹿児島県	にじの途	(福)こだま会	川辺郡川辺町田部田3535	0993-56-1900
		あけぼの	(福)慈和会	大口市大田132	0995-23-0569
		かけはし	(医)陽善会	鹿児島市下福元町6088-3	099-261-5100
		指宿ライフサポート	(医)全隆会	指宿市東方7558	0993-24-5055
		ひだまり	(財)慈愛会	鹿児島市小原町8-1	099-260-5865
		ソーパーハウス	(医)寛容会	鹿児島市下田町1919	099-220-5085
		オレンジの里	(福)たちばな会	始良郡福山町福山1078-3	0995-54-7890
		サポートやすらぎ	(福)くすの木会	鹿児島市犬追町7749	099-238-0600
		集(つどい)	(医)公盡会	出水市麓町30-68	0996-62-7399

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
	鹿児島県	あゆみ	(福)仁和会	鹿屋市寿4-1-43	0994-52-1322
		ゆらい	(医)啓心会	名瀬市塩浜町13番1号	0997-57-7417
1	沖縄県	てるしの	沖縄県	南風原町字宮平206-1	098-888-5658
2		あおぞら	浦添市	浦添市仲間1-1-2	098-879-6644
3		ウェーブ	名護市	名護市大中2-2-4	0980-53-1173
4		ひかり	糸満市	糸満市字真栄里870	098-994-5100
5		おきなわ	沖縄市	沖縄市高原7-35-1	098-930-1703
6		あいあい	具志川市	具志川市みどり町1-1-9	098-979-0555
7		なんくる	那覇市	那覇市古波蔵4-7-7	098-836-6970
8		ひらら	平良市	平良市字西里1472-160	0980-72-6668
9			まーる	石垣市	石垣市美崎町1-9
1	札幌市	地域生活支援センター手稲	(医)澤山会	手稲区前田6条13丁目	011-686-0502
2		あさかげ生活支援センター	(福)さっぽろひかり福祉会	東区北33条東14丁目	011-753-5294
3		地域生活支援センター みなみ	(福)みなみ会	豊平区中の島2条12丁目	011-825-1373
1	仙台市	仙台市地域生活支援センター・ほっとすべーす	仙台市	青葉区荒巻字三居沢12-1	022-225-6551
2		向日葵ライフサポートセンター	(福)ふれあいの森	太白区袋原5丁目17-33	022-741-2880
3		つるがや地域生活支援センターぴあ☆はうす	(N)つるがや地域生活支援センター	宮城野区鶴ヶ谷3丁目21-12	022-388-4388
4		てれんこ	(福)あおぞら	若林区石名坂70	022-716-8152
5		ほわっと・わたげ	(福)わたげ福祉会	若林区遠見塚1丁目18-48	022-285-3531
1	さいたま市	大宮東部生活支援センター	(社)やどかりの里	見沼区南中野467-1 スガヤハイツ205	048-678-0492
2		生活支援センター来夢	(福)鴻沼福祉会	中央区円阿弥1-3-15	048-840-5626
3		浦和生活支援センター	(社)やどかりの里	浦和区元町1-7-8 ハイッ元町304	048-881-7898
4		大宮中部生活支援センター	(社)やどかりの里	大宮区天沼町1-404-1 星野ビル201	048-643-2624
5		地域生活支援センターバルベッキオ	(医)大社会	北区宮原町3-219-1	048-661-7092
1	横浜市	神奈川区生活支援センター	横浜市	神奈川区反町1-8-4	045-322-2907
2		栄区生活支援センター	横浜市	栄区小菅ヶ谷3-32-12	045-896-0483
3		港南区生活支援センター	横浜市	港南区港南4-2-7	045-842-6300
4		保土ヶ谷区生活支援センター	横浜市	保土ヶ谷区川辺町5-11	045-333-6111
1	川崎市	生活訓練支援センター「カシオペア」	川崎市	中原区井田3-16-1	044-788-1551
1	名古屋市	やすらぎ	(医)八誠会	守山区守牧町128-1	052-791-2170
2		親愛の里そよかぜ	(福)親愛の里	中村区中村町9-66	052-419-3166
1	京都市	ふれあいサロンねっこ郷	(福)ねっこの郷福祉会	伏見区淀本町231-40	075-631-0505
2		京都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロン	京都市	中京区壬生東高田町1-15	075-315-2240

	都道府県	施設名	設置主体	所在地	電話番号
3	京都市	西京地域生活支援センター	(N)なんてん	西京区山田四ノ坪町12-8	075-392-1051
1	大阪市	すいすい	大阪市	東成区東小橋1-8-12	06-6997-0114
2		にしなりWing	(福)ヒューマンライツ福祉協会	西成区北津守3-6-4	06-4392-8700
3		ふれあいの里	(財)精神障害者社会復帰促進協会	西成区南津守1-4-46	06-6659-2672
4		こころの相談室リーフ	大阪市	東淀川区西淡路1-13-25	06-6815-8975
5		ふらっとめいじ	大阪市	西区立売堀1-12-8	06-6541-6668
6		もくれん	(福)ふれあい共生会	東住吉区矢田6-8-7	06-6694-9021
1	神戸市	虹の里	(福)かがやき神戸	西区櫛谷町長谷字渋谷83-26	078-993-1667
2		ヨハネ地域生活支援センター	(福)ヨハネ会	須磨区奥山畑町2	078-737-6936
3		夢野地域生活支援センター	(福)神戸光有会	兵庫区夢野町4-3-13	078-511-3273
4		ひだまり小倉	(福)かがやき神戸	北区山田町下谷上字西丸山20-30	078-582-5544
5		中央地域生活支援センター	(N)中央むつみ会	中央区吾妻通4-1-6 コミスタこうべ内	078-262-7511
6		ハーモニー垂水	(福)すいせい	垂水区御霊町6-10	078-704-3340
1	広島市	ぬくもりのサロン	(福)はぐくみの里	東区温品町字森垣内510-1	082-289-6088
2		モルゲンロート	(医)せのがわ	安芸区中野東4-5-35	082-892-3050
3		ふれあい	(医)比治山病院	南区出汐3-2-20	082-250-7830
4		いつかいち	(医)翠和会	佐伯区五日市1-5-39	082-943-5562
1	北九州市	浅野社会復帰センター	北九州市	北九州市小倉北区浅野2-16-38	093-513-2570
1	福岡市	ピアひがし	(福)ほっと福祉会	東区和白丘3-2-18	092-607-1158
		合計 446 施設			

## 9 老人性痴呆疾患センター施設一覧

(平成16年4月1日現在)

都道府県	施設名	運営主体	運営開始	所在地	電話番号
北海道	旭川赤十字病院	日本赤十字社	H2.1.4	旭川市曙1条1-1-1	0166-22-8111
	市立釧路総合病院	釧路市	H2.6.1	釧路市春湖台1番12号	0154-41-6121
	市立札幌病院静療院	札幌市	H6.4.1	札幌市豊平区平岸4条18-1-21	011-821-9861
	道央佐藤病院	(医)玄洋会	H7.3.1	苫小牧市字樽前234	0144-68-2727
	大江病院	(医)博仁会	H12.4.1	帯広市西20条南2丁目5番3号	0155-58-2690
	市立函館病院	函館市	H12.10.12	函館市港町1丁目10番1号	0138-43-2031
青森県	八戸市立市民病院	八戸市	H2.4.1	八戸市大字田向字毘沙門平1	0178-72-5111
	県立つくしが丘病院	青森県	H3.4.1	青森市大字三内字沢部353-92	017-787-2121
	国保五所川原市立西北中央病院	五所川原市	H4.4.1	五所川原市布屋町41番地	0173-35-3111
	むつ総合病院	一部事務組合下北医療センター	H5.4.1	むつ市小川町1-2-8	0175-22-2111
	十和田市立中央病院	十和田市	H6.4.1	十和田市西十二番町14-8	0176-23-5121
	藤代健生病院	津軽保健生活共同組合	H15.3.24	弘前市大字藤代2丁目12-1	0172-36-5181
岩手県	岩手医科大学附属病院	(学)岩手医科大学	H1.10.27	盛岡市内丸19-1	019-651-5111
	水沢市国民健康保険総合水沢病院	水沢市	H9.4.1	水沢市大手町3-1	0197-25-3833
	県立一戸病院	岩手県	H13.3.1	二戸郡一戸町一戸字砂森60-1	0195-33-3101
宮城県	仙台市立病院	仙台市	H6.4.1	仙台市若林区清水小路3番地の1	022-266-7111
	こだまホスピタル	(医)有恒会	H9.4.1	石巻市山下町2-5-7	0225-22-5431
秋田県	市立秋田総合病院	秋田市	H7.4.1	秋田市川元松丘町4-30	018-823-4171
山形県	市立酒田病院	酒田市	H3.6.1	酒田市千石町2-3-20	0234-26-9549
	篠田総合病院	(医)篠田好生会	H6.10.7	山形市桜町2-68	023-635-4393
	公立置賜総合病院	置賜広域病院組合	H12.11.1	東置賜郡川西町大字西大塚2000	0238-46-5732
福島県	太田総合病院附属太田西ノ内病院	(財)太田総合病院	H2.1.1	郡山市西ノ内2-5-20	024-925-1188
	竹田総合病院	(財)竹田総合病院	H4.4.1	会津若松市山鹿町3-27	0242-27-5511
	舞子浜病院	(財)磐城済世会	H4.4.1	いわき市平藤間字川前63	0246-39-2059
	埴厚生病院	厚生農業協同組合連合会	H5.4.1	東白川郡埴町大字埴字大町1-5	0247-43-1145
	双葉厚生病院	厚生農業協同組合連合会	H7.3.1	双葉郡双葉町大字新山字久保前100	0240-33-2151
茨城県	日立梅ヶ丘病院	(医)圭愛会	H2.4.1	日立市大久保町2409-3	0294-34-2103
	豊和麗病院	(医)清風会	H3.4.1	猿島郡猿島町杵掛411	0297-44-2000

都道府県	施設名	運営主体	運営開始	所在地	電話番号
茨城県	東京医科大学霞ヶ浦病院	(学)東京医科大学	H3.4.1	稲敷郡阿見町中央3-20-1	029-887-1161
	鹿島病院	(財)鹿島病院	H4.4.1	鹿島市平井1129-2	0299-82-1271
	石崎病院	(財)報恩会	H5.4.1	東茨城郡茨城町上石崎4698	029-293-7155
栃木県	獨協医科大学病院	(学)独協学園	H2.7.2	下都賀郡壬生町北小林880番地	0282-87-2251
	鳥山台病院	(医)薫会	H11.7.1	那須郡鳥山町滝田1868	0287-82-0051
群馬県	県立精神医療センター	群馬県	H3.1.1	佐波郡東村大字国定2374	0270-62-0890
	慈光会病院	(医)慈光会	H2.11.1	高崎市上佐野町786-7	027-347-4477
	中之条病院	吾妻広域町村圏振興整備組合	H6.1.1	吾妻郡中之条町大字五反田3891番地	0279-75-7488
	西毛病院	(医)大和会	H11.3.1	富岡市神農原559-1	0274-63-8120
	田中病院	(医)郡栄会	H12.11.1	北群馬郡吉岡町大字陣馬98	0279-55-6225
	榛名病院	(財)大利根会	H13.2.1	渋川市3658-20	0279-22-1766
埼玉県	埼玉医科大学附属病院	(学)埼玉医科大学附属病院	H1.11.1	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	0492-76-1130
	秩父中央病院	(医)全和会	H4.4.1	秩父市寺尾1404	0494-24-5551
	東松山病院	(医)緑光会	H5.4.1	東松山市大字大谷4160-2	0493-39-0303
	山仁病院	(医)山仁病院	H6.4.1	川越市末広町3-5-13	0492-26-1585
千葉県	総合病院国保旭中央病院	旭中央病院組合	H2.1.1	旭市イ1326	0479-63-8111
	東条メンタルホスピタル	(医)明星会	H3.5.1	鴨川市広場1338	0470-92-2138
	東京慈恵会医科大学附属柏病院	(学)慈恵大学	H3.11.1	柏市柏下163番地1号	04-7164-1111
	袖ヶ浦さつき台病院	(医)さつき会	H5.2.1	袖ヶ浦市長浦駅前5-21	0438-62-1113
	成田赤十字病院	日本赤十字社千葉県支部	H5.3.1	成田市飯田町90-1	0476-22-2311
	順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院	(学)順天堂大学	H6.4.1	浦安市富岡2-1-1	047-353-3111
	帝京大学医学部附属市原病院	(学)帝京大学	H10.3.1	市原市姉崎3426-3	0436-62-1211
神奈川県	北里大学東病院	(学)北里大学	H2.4.1	相模原市麻溝台2-1-1	042-748-9111
	東海大学医学部付属病院	(学)東海大学	H2.4.1	伊勢原市下糟屋143	0463-93-1121
	聖マリアンナ医科大学病院	(学)聖マリアンナ医科大学	H2.4.1	川崎市宮前区菅生2-16-1	044-977-8111
	横浜市立大学医学部附属病院	横浜市	H5.4.1	横浜市金沢区福浦3-9	045-787-2800
新潟県	柏崎厚生病院	(医)立川メディカルセンター	H3.6.1	柏崎市大字茨目字ニッ池2071-1	0257-23-1234
	黒川病院	(医)白日会	H6.10.1	北蒲原郡黒川村大字下館字大開1522	0254-47-2640
	三島病院	(医)楽山会	H7.9.1	三島郡三島町大字藤川字出戸1713-8	0258-42-3400

都道府県	施設名	運営主体	運営開始	所在地	電話番号
新潟県	ほんだ病院	(医)魚野会	H10.1.1	北魚沼郡小出町大字原虫野新田433-3	02579-2-7338
	高田西城病院	(医)高田西城会	H11.3.1	上越市西城町2-8-30	0255-26-0317
	白根緑ヶ丘病院	(医)敬成会	H13.2.1	西蒲原郡味方村大字白根41	025-372-4107
富山県	県立中央病院	富山県	H2.4.9	富山市西長江2-2-78	076-424-1531
	厚生連高岡病院	厚生農業協同組合連合会	H2.6.1	高岡市永楽町5-10	0766-21-3930
	独立行政法人国立療養所北陸病院	独立行政法人国立病院機構	H7.2.28	南砺波市信末5963	0763-62-1340
石川県	県立高松病院	石川県	H1.10.1	かほく市内高松ヤ36	076-281-1125
	公立能登総合病院	七尾鹿島広域圏事務組合	H4.4.1	七尾市藤橋町ア6-4	0767-52-8760
	加賀神経サナトリウム	(医)長久会	H4.4.1	加賀市幸町2丁目63	0761-72-0880
福井県	敦賀温泉病院	(医)敦賀温泉病院	H6.4.1	敦賀市吉河41号1番地の5	0770-23-8210
	松原病院	(財)松原病院	H9.3.1	福井市文京2-9-1	0776-22-3717
山梨県	県立北病院	山梨県	H1.12.1	韭崎市旭町上条南割3314-13	0551-22-1621
長野県	日下部記念病院	(医)財団加納岩	H1.12.1	山梨市上神内川1309	0553-22-0536
	安曇総合病院	厚生農業協同組合連合会	H2.8.21	北安曇郡池田町大字池田3207番地1	0261-62-3166
	県立駒ヶ根病院	長野県	H3.4.1	駒ヶ根市下平2901	0265-83-3181
	北信総合病院	厚生農業協同組合連合会	H4.4.1	中野市西1丁目5番地63号	0269-22-2151
	佐久総合病院	厚生農業協同組合連合会	H4.4.1	南佐久郡白田町大字白田197番地	0267-82-3131
	飯田病院	(医)栗山会	H5.4.1	飯田市大通1-15	0265-22-5150
	県立木曾病院	長野県	H7.2.1	木曾郡木曾福島町6613-4	0264-22-2703
岐阜県	諏訪湖畔病院	(医)研成会	H9.4.1	岡谷市長地小萩1-11-30	0266-27-5500
	県立多治見病院	岐阜県	H1.11.1	多治見市前畑町5-161	0572-22-5311
静岡県	富士市立中央病院	富士市	H1.11.1	富士市高島町50	0545-52-1131
	静岡市立清水病院	静岡市	H2.4.1	静岡市清水宮加三1231	0543-36-1111
	静岡済生会総合病院	(社福)恩賜財団済生会	H1.11.1	静岡市小鹿1-1-1	054-284-8186
	島田市立島田市民病院	島田市	H1.11.1	島田市野田1200-5	0547-35-2111
	共立菊川総合病院	小笠町及び菊川町	H1.11.1	小笠郡菊川町東横地1632	0537-35-2135
	県西部浜松医療センター	浜松市	H1.11.1	浜松市富塚町328	053-453-7111
	遠洲総合病院	厚生農業協同組合連合会	H2.10.1	浜松市常磐町144-6	053-458-2809
愛知県	一宮市立市民病院今伊勢分院	一宮市	H7.4.1	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原30	0586-45-2531

都道府県	施設名	運営主体	運営開始	所在地	電話番号
愛知県	豊川市民病院	豊川市	H12.5.1	豊川市光明町1-19	0533-86-1111
三重県	松阪厚生病院	個人	H3.9.4	松阪市久保町1927番地の2	0598-29-1311
	三重県立こころの医療センター	三重県	H4.6.1	津市城山1-12-1	059-235-2125
	熊野病院	(医)紀南会	H5.4.1	熊野市久生屋町868	05978-9-2711
	東員病院	(医)康誠会	H12.4.1	員弁郡東員町穴太2400番地	0594-76-2345
滋賀県	豊郷病院	(財)豊郷病院	H7.6.1	犬上郡豊郷町八目12	0749-35-5345
	水口病院	(社)水口病院	H9.2.1	甲賀郡水口町本町2-2-43	0748-62-1212
	琵琶湖病院	(医)明和会	H11.2.1	大津市坂本1-8-5	077-578-2023
	瀬田川病院	(医)社団瀬田川病院	H13.4.1	大津市玉野浦4-21	077-543-1441
京都府	府立医科大学附属病院	京都府	H3.7.1	京都市上京区河原町広小路上る梶井町465	075-251-5111
	府立与謝の海病院	京都府	H3.7.1	与謝郡岩滝町字男山481	0772-46-3371
	市立福知山市民病院	福知山市	H6.5.1	福知山市厚中町231番地	0773-22-2101
大阪府	浅香山病院	(財)浅香山病院	H2.6.1	堺市今池町3丁目3番16号	0722-22-9414
	水間病院	(医)河崎会	H4.9.1	貝塚市水間51	0724-46-1102
	関西医科大学附属病院	(学)関西医科大学	H5.10.1	守口市文園町10-15	06-6992-1007
	さわ病院	(医)北斗会	H7.7.1	豊中市城山町1-9-1	06-6865-1211
	山本病院	(医)清心会	H9.4.1	八尾市天王寺屋6-59	0729-49-5181
	大阪さやま病院	(医)六三会	H13.4.1	大阪狭山市岩室3-216-1	0723-65-0181
	新阿武山病院	医療法人大阪精神医学研究所	H14.3.29	高槻市奈佐原4-10-1	072-693-1892
	北野病院	(財)田附興風会	H13.9.1	大阪市北区扇町2-4-20	06-6312-1221
兵庫県	兵庫医科大学病院	(学)兵庫医科大学	H1.11.1	西宮市武庫川町1-1	0798-45-6050
	兵庫県立淡路病院	兵庫県	H3.10.7	洲本市下加茂1-6-6	0799-24-5737
	公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	H2.10.1	豊岡市立野町6-35	0796-22-1090
	市立加西病院	加西市	H5.2.1	加西市北条町横尾1-13	0790-42-5511
	大塚病院	(医)敬愛会	H7.3.1	氷上郡氷上町絹山513	0795-82-4874
	神戸市立西市民病院	神戸市	H12.5.15	神戸市長田区一番町2-4	078-576-5251
奈良県	県立医科大学附属病院	奈良県	H4.6.1	橿原市四条町840	0744-29-1935
	ハートランドしぎさん	(財)信貴山病院	H6.4.1	生駒郡三郷町勢野北4-13-1	0745-31-3345
	秋津鴻池病院	(医)鴻池会	H11.12.1	奈良県御所市池之内1064	0745-64-2069



都道府県	施設名	運営主体	運営開始	所在地	電話番号
和歌山県	社会保険紀南総合病院新庄別館	公立紀南病院組合	H6.4.1	田辺市たきない町25-1	0739-25-6848
	和歌山県立こころの医療センター	和歌山県	H7.9.1	有田郡吉備町庄31	0737-52-8090
	国保日高総合病院	御坊市外七ヶ町村病院経営事務組合	H7.12.1	御坊市藪116-2	0738-24-1802
鳥取県	南部町国民健康保険西伯病院	南部町	H1.10.31	西伯郡南部町倭397	0859-66-2211
	倉吉病院	(医)仁厚会	H2.4.1	倉吉市山根43番地	0858-26-1011
島根県	県立中央病院	島根県	H2.4.1	出雲市姫原町4-1-1	0853-30-6500
	松江市立病院	松江市	H3.4.1	松江市灘町101番地	0852-32-8200
	済生会高砂病院	(社福)恩賜財団済生会	H4.2.1	江津市江津町1110-15	0855-52-3880
	隠岐病院	隠岐広域連合	H5.4.1	隠岐郡西郷町城北町355	08512-2-6462
	公立雲南総合病院	大東町外9ヶ町村雲南病院組合	H9.4.1	大原郡大東町飯田96-1	0854-43-3602
岡山県	総合病院岡山赤十字病院	日本赤十字社	H2.11.1	岡山市青江2-1-1	086-222-8843
	川崎医科大学附属病院	(学)川崎学園	H2.11.1	倉敷市松島577	086-464-0661
広島県	広島市立広島市民病院	広島市	H2.8.1	広島市中区基町7番33号	082-211-2653
	安芸太田町加計病院	安芸太田町	H3.6.1	山県郡安芸太田町下殿河内236	0826-22-2299
	府中総合病院	厚生農業協同組合連合会	H3.6.1	府中市鞆町555-3	0847-45-3300
	西城町国民健康保険直営西城病院	西城町	H4.8.1	比婆郡西城町中野1339	08248-2-2611
	公立みつぎ総合病院	御調町	H6.4.1	御調郡御調町市124	08487-6-1111
山口県	県立中央病院	山口県	H3.4.1	防府市大字大崎77	0835-22-5281
	いしい記念病院	(医)新生会	H10.2.1	岩国市大字多田3丁目102-1	0827-41-1441
徳島県	県立中央病院	徳島県	H4.5.1	徳島市蔵本町1丁目	088-631-7151
香川県	県立丸亀病院	香川県	H4.3.1	丸亀市土器町東9-291	0877-22-2131
	いわき病院	(医)社団以和貴会	H11.8.1	香川郡香南町大字由佐113-1	087-879-3533
福岡県	小倉蒲生病院	(医)小倉蒲生病院	H6.4.1	北九州市小倉南区蒲生5-5-1	093-963-6541
	県立遠賀病院	福岡県	H8.4.1	遠賀郡岡垣町手野145	093-282-7031
	牧病院	(医)牧和会	H11.10.1	筑紫野市永岡976-1	092-922-2857
佐賀県	唐津保養院	(医)松籟会	H1.11.20	唐津市鏡4304-1	0955-77-1011
長崎県	長崎県離島医療圏組合村馬いづはら病院	長崎県離島医療圏組合	H3.6.1	下県郡厳原町大字厳原東里字野良303-1	0920-52-1910
	高原保養院	(医)済家会	H8.12.1	島原市南下川尻町8189-2	0957-62-2969
熊本県	くまもと心療病院	(特医)再生会	H9.1.1	宇土市松山町1901	0964-22-1081

都道府県	施設名	運営主体	運営開始	所在地	電話番号
熊本県	益城病院	(特医)ましき会	H11.1.1	上益城郡益城町惣領1530	096-286-3611
大分県	緑ヶ丘保養園	(医)淵野会	H5.4.1	大分市丹生長迫1747	097-593-3366
宮崎県	谷口病院	(医)同仁会谷口病院	H2.10.25	日南市大字風田3861	0987-23-4848
	藤元病院	(社)八日会	H3.4.1	都城市早鈴町17-4	0986-24-9898
	小林保養院	(医)信和会	H4.4.1	小林市大字堤2939番地	0984-22-8287
	協和病院	(医)向洋会	H7.10.1	日向市大字財光寺1194-3	0982-54-5015
	井上病院	(医)清芳会	H11.3.1	宮崎市大字芳土80	0985-39-3123
鹿児島県	松下病院	(医)仁心会	H3.7.1	始良郡隼人町真孝998番地	0995-42-2121
	児玉病院	(医)蒼風会	H7.3.1	川辺郡川辺町田部田3525	0993-56-0523
	栗野病院	(医)永光会	H7.4.1	始良郡栗野町北方1854	0995-74-1140
	宮之城病院	(医)博仁会	H8.10.25	薩摩郡宮之城町船木34	0996-53-1005
	三州脇田丘病院	(医)共助会	H9.5.21	鹿児島市宇宿町2460	099-264-0667
	大口病院	(医)慈和会	H10.11.1	大口市大田68	09952-2-0712
	指宿竹元病院	(医)全隆会	H10.11.1	指宿市東方7531	0993-23-4578
沖縄県	宮里病院	(医)タビック	H6.10.1	名護市字宇茂佐1763-2	0980-53-7772
	嬉野が丘サマリア人病院	(医)輔仁会	H10.10.1	島尻郡南風原町字新川460	098-888-3784
計 44 道府県 160 施設					

表10. 老人性痴呆疾患治療・療養病棟一覧  
 老人性痴呆疾患治療病棟 (平成16年4月1日現在)

都道府県	施設名称	(設置主体)	所在地	電話番号	病床数
北海道	ときわ病院	(医療法人ときわ病院)	札幌市南区常盤3条1-6-1	011-591-4711	46
	中垣病院	(医療法人勉仁会)	札幌市手稲区金山1-2-1-6	011-682-3011	50
	市立函館病院	(函館市)	函館市港町1丁目10-1	0138-43-2000	50
	旭川圭泉会病院	(医療法人社団旭川圭泉会病院)	旭川市東旭川町下兵村252	0166-36-1559	60
	札幌トロイカ病院	(医療法人共栄会)	札幌市白石区川下577-8	011-873-1221	60
	手稲病院	(医療法人澤山会)	札幌市手稲区前田6条13-8-15	011-683-1111	60
	遠軽学田病院	(医療法人恵池会)	紋別郡遠軽町岩見通北6-2	01584-2-2741	48
青森	藤代健生病院	(津軽保険生活協同組合)	弘前市大字藤代2丁目12-1	0172-36-5181	60
	芙蓉会病院	(医療法人芙蓉会)	青森市大字雲谷字山吹93-1	017-738-2214	60
岩手	国立療養所南花巻病院	(国)	花巻市諏訪500	0198-24-0511	65
	宮古山口病院	(医療法人社団新和会)	宮古市山口35-3-20	0193-62-3945	100
宮城	こだまホスピタル	(医療法人有恒会)	石巻市山下町2-5-7	0225-22-5431	57
	仙南サナトリウム	(医療法人蔵王会)	白石市大鷹沢三沢字中山74-10	0224-26-3101	204
	南浜中央病院	(医療法人松涛会)	岩沼市寺島字北新田111	0223-24-1861	48
	石橋病院	(医療法人弘慈会)	栗原郡若柳町字川北堤下27	0228-32-2583	46
秋田	今村病院	(医療法人久幸会)	秋田市下新城中野字琵琶沼124-1	018-873-3011	50
	秋田緑ヶ丘病院	(医療法人久盛会)	秋田市山飯島字堀川84	018-845-2161	50
	秋田東病院	(医療法人三愛会)	秋田市山内字丸木橋167-3	018-827-2331	50
山形	佐藤病院	(医療法人社団公德会)	南陽市門塚948-1	0238-40-3170	50
福島	飯塚病院	(医療法人昨雲会)	喜多方市松山町村松字北原3634-1	0241-24-3421	50
	四倉病院	(医療法人社団石福会)	いわき市四倉町下仁井田字南迫切2-2	0246-32-5321	60
	村上病院	(医療法人慈心会)	福島市立子山字北浦3	024-597-2124	54
	小高赤坂病院	(医療法人育正会)	相馬郡小高町片草字秩父山24	0244-44-5121	34
	あさかホスピタル	(医療法人安積保養園)	郡山市安積町笹川字経垣45	024-945-1701	53
	茨城	豊和麗病院	(医療法人清風会)	猿島郡猿島町番掛411	0297-44-2000
栃木	小柳病院	(医療法人慈政会)	猿島郡総和町稲宮前久保1001	0280-97-1110	50
栃木	大平下病院	(医療法人栄仁会)	下都賀郡大平町大字富田1665	0282-43-2222	50
群馬	上之原病院	(財団法人橘会)	勢多郡北橋村南室167-5	0279-52-2221	50
埼玉	戸田病院	(医療法人高仁会)	戸田市新曽南3-4-25	048-442-3824	50
	毛呂病院	(社会福祉法人毛呂病院)	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	0492-76-1496	43
	秩父中央病院	(医療法人全和会)	秩父市寺尾1404	0494-24-5551	41
	飯能好友病院	(社会福祉法人靖和会)	飯能市下加地147	0429-74-2500	180
	新所沢清和病院	(医療法人清和会)	所沢市神米金141-3	042-943-1101	120
	済生会鴻巣病院	(社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会)	鴻巣市八幡田849	048-596-2221	48
	東松山病院	(医療法人緑光会)	東松山市大谷4160-2	049-339-0303	48
	平和記念病院	(医療法人啓仁会)	所沢市北野2961	042-947-2466	48
	武蔵台病院	(医療法人和会)	日高市武蔵台1-26-8	042-982-0634	60
	武蔵の森病院	(医療法人弘心会)	飯能市飯能949-15	042-983-1221	60
千葉	八千代病院	(医療法人心和会)	下高野字新山549	047-488-1511	50
	木野崎病院	(医療法人恵野会)	野田市木野崎1561-1	047-138-0321	52
	袖ヶ浦さつき台病院	(医療法人社団さつき会)	袖ヶ浦市長浦駅前5-21	0438-62-1113	90

都道府県	施設名称	(設置主体)	所在地	電話番号	病床数
東京	東京武蔵野病院	(財団法人精神医学研究所)	板橋区小茂根4-11-11	03-3956-2136	50
	東京海道病院	(医療法人財団岩尾会)	青梅市末広町1-4-5	0428-32-0111	50
	駒木野病院	(医療法人財団青溪会)	八王子市裏高尾町273	0426-63-2222	50
	昭和大学附属烏山病院	(学校法人昭和大学)	世田谷区北烏山6-11-11	03-3300-5231	50
	都立松沢病院	(東京都)	世田谷区上北沢2-1-1	03-3303-7211	50
	大内病院	(医療法人社団大和会)	足立区西新井5-41-1	03-3890-1306	50
	桜ヶ丘記念病院	(社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会)	多摩市蓮光寺1-1-1	042-375-6311	50
	慈雲堂内科病院	(医療法人社団)	練馬区関町南4-14-53	03-3928-6511	50
	神奈川	福井記念病院	(医療法人財団青山会)	三浦市初声町高円坊1040-2	0468-88-2145
秦野厚生病院		(医療法人厚仁会)	秦野市南矢名2-12-1	0463-77-1108	53
神奈川病院		(医療法人誠心会)	横浜市旭区川井本町122-1	045-951-9811	50
横浜舞岡病院		(医療法人積善会)	横浜市戸塚区舞岡町3482	045-822-2125	50
相州病院		(医療法人青木末次郎記念会)	厚木市上荻野1682	046-241-3351	46
芹香病院		(神奈川県)	横浜市港南区芹が谷2-5-1	045-822-0241	44
曾我病院		(財団法人積善会)	小田原市曾我岸148	0465-42-1630	52
東横恋愛病院		(財団法人聖マリアンナ会)	川崎市宮前区有馬4-17-23	044-877-5522	48
ほうゆう病院		(医療法人社団聯友会)	横浜市旭区釜が谷647-1	045-812-2288	33
相模原友愛病院		(医療法人社団友愛病院)	相模原市麻溝台697	042-778-1181	46
新潟	柏崎厚生病院	(医療法人立川メディカルセンター)	柏崎市大字茨目字二ッ池2071-1	0257-22-0111	50
	黒川病院	(医療法人白日会)	北蒲原郡黒川村大字下館字大開1522	0254-47-2422	60
	白根緑ヶ丘病院	(医療法人敬成会)	西蒲原郡味方村大字白根41	025-372-3105	54
	高田西城病院	(医療法人高田西城会)	上越市西城町2-8-30	0255-23-2139	60
	ほんだ病院	(医療法人魚野会)	北魚沼郡小出町大字原虫野新田433-3	02579-2-9550	60
	川室記念病院	(医療法人常心会)	上越市北新保71-甲地	0255-20-2021	51
	田宮病院	(医療法人崇徳会)	長岡市深沢町2300	0258-46-3200	50
	三交病院	(医療法人社団三交会)	上越市大字塩屋337-1	0255-43-2624	48
	村上ほまなす病院	(医療法人責善会)	村上市瀬波中町12-18	0254-53-2890	60
	富山	三輪病院	(医療法人三医会)	富山市小中291	076-429-3817
いま泉病院		(医療法人いずみ会)	富山市今泉220	076-425-1166	50
独立行政法人国立病院機構北陸病院		(独立行政法人国立病院機構)	南砺波市信末5963	0763-62-1340	50
ふるさと病院		(医療法人明寿会)	氷見市鞆川1878-1	0766-74-7061	45
魚津緑ヶ丘病院		(医療法人弘仁会)	魚津市大光寺287	0765-22-1567	40
石川	片山津温泉丘の上病院	(医療法人社団修和会)	加賀市富塚町中尾1-3	07617-4-5575	34
	石川県立高松病院	(石川県)	かほく市内高松や-36	076-281-1125	50
	青和病院	(医療法人社団青樹会)	金沢市大浦町お22-1	076-238-3636	40
	松原病院	(医療法人財団松原愛育会)	金沢市石引4丁目3-5	076-231-4138	60
福井	福井県立すこやかシルバー病院	(福井県)	丹生郡清水町鳥寺93-6	0776-98-2700	50
	敦賀温泉病院	(医療法人敦賀温泉病院)	敦賀市古河41-1-5	0770-23-8210	50
	松原病院	(財団法人松原病院)	福井市文京2-9-1	0776-22-3717	36
山梨	花園病院	(財団法人花園病院)	甲府市和田町2968	055-253-2228	48
	峡西病院	(医療法人南山会)	南アルプス市下宮地421	0552-82-2151	50
長野	佐藤病院	(医療法人聖峰会)	下水内郡豊田村大字上今井601	0269-38-3311	30
	佐久総合病院美里分院	(長野県厚生農業協同組合連合会)	南佐久郡臼田町白田779-4	0267-81-4500	60

都道府県	施設名称	〔設置主体〕	所在地	電話番号	病床数	
長野	千曲荘病院	〔医療法人友愛会〕	上田市中央東4-61	0268-22-6611	50	
岐阜	のぞみの丘ホスピタル	〔医療法人清仁会〕	美濃加茂市上峰屋町上峰屋3555番地	0574-25-3188	42	
	大垣病院	〔医療法人静風会〕	大垣市中野町1-307	0584-78-3758	50	
静岡	三方原病院	〔医療法人好生会〕	浜松市小沢渡町2195-2	053-448-0622	50	
	鷹岡病院	〔財団法人復興会〕	富士市天間1585	0545-71-3370	60	
	朝山病院	〔医療法人社団糧光会〕	浜松市東三方町476-1	053-420-1830	60	
愛知	一宮市立市民病院今伊勢分院	〔一宮市〕	一宮市今伊勢町宮後郷中茶原30	0586-45-2531	50	
	仁大病院	〔医療法人明心会〕	豊田市猿役町入道3-5	0565-45-0110	40	
三重	国立療養所神原病院	〔国〕	久居市耕原777	059-252-0211	52	
	鈴鹿さくら病院	〔個人〕	鈴鹿市中富田町字中谷518	0593-78-7107	40	
	熊野病院	〔医療法人紀南会〕	熊野市久生厚町868	05978-9-2711	48	
滋賀	琵琶湖病院	〔医療法人明和会〕	大津市坂本1-8-5	077-578-2023	50	
	瀬田川病院	〔医療法人明和会〕	大津市玉野浦4-21	077-543-1441	48	
京都	西山病院	〔財団法人療道協会〕	長岡京市今里5-5-1	075-951-9201	47	
	宇治黄葉病院	〔医療法人栄仁会〕	宇治市五ヶ庄三番割32-1	0774-32-8111	56	
大阪	さわ病院	〔医療法人北斗会〕	豊中市牛島本町1-9-1	06-6865-1211	48	
	新阿武山病院	〔特定医療法人大阪精神医学研究所〕	高槻市奈佐原4-10-1	0726-93-1881	60	
	泉州病院	〔医療法人聖志会〕	岸和田市土生町53	0724-27-2241	49	
	七山病院	〔医療法人爽神堂〕	泉南郡熊取町七山2-2-1	0724-52-1231	60	
	浅香山病院	〔財団法人浅香山病院〕	堺市今池町3-3-16	0722-29-4882	60	
	光愛病院	〔医療法人光愛会〕	高槻市奈佐原4-3-1	072-696-2881	49	
	山本病院	〔医療法人清心会〕	八尾市天王寺屋6-59	0729-49-5181	50	
	久米田病院	〔医療法人利田会〕	岸和田市尾生町2944	0724-45-3545	60	
	兵庫	アネックス淡川ホスピタル	〔医療法人尚生会〕	神戸市灘区山崎下谷上字一里山4-11あみせの村内	078-743-0122	100
	兵庫	宝塚三田病院	〔医療法人山西会〕	三田市西山2-22-10	0795-63-4871	50
あいの病院		〔医療法人愛野会〕	三田市東本庄2493	0795-68-1351	116	
明石土山病院		〔医療法人社団正仁会〕	明石市魚住町清水2744-30	078-942-1021	50	
姫路北病院		〔医療法人内海慈仁会〕	神崎郡福崎町南田原1134-2	0790-22-0770	54	
大村病院		〔医療法人樹光会〕	三木市大村字北山200	0794-82-1132	50	
魚橋病院		〔個人〕	相生市若狭野町若狭野235-26	0791-28-1395	36	
奈良		秋津鴻池病院	〔医療法人鴻池会〕	御所市池之内1064	0745-63-0601	47
鳥取	ハートランドしぎさん	〔財団法人信貴山病院〕	生駒郡三郷町勢野北4-13-1	0745-72-5006	50	
	渡辺病院	〔特別医療法人明和会医療福祉センター〕	鳥取市東町3丁目307	0857-24-1151	56	
	広江病院	〔医療法人養和会〕	米子市上後藤3-5-1	0859-29-5351	50	
鳥根	医療福祉センター倉吉病院	〔医療法人仁厚会〕	倉吉市山根43	0858-26-1011	50	
	鳥根県済生会高砂病院	〔社会福祉法人恩賜財団済生会〕	江津市江津町1110-15	0855-52-5100	50	
	八雲病院	〔医療法人仁風会〕	松江市中庭町1460-3	0852-23-3456	60	
	西川病院	〔医療法人社団清和会〕	浜田市港町293-2	0855-22-2390	56	
岡山	安来第一病院	〔医療法人昌林会〕	安来市安来町899-1	0854-22-3411	43	
	河田病院	〔財団法人河田病院〕	岡山市富町2丁目15番21号	086-252-1231	60	
	万成病院	〔医療法人万成病院〕	岡山市谷万成1-6-5	086-252-2261	52	
	きのこエスポール病院	〔医療法人きのこ会〕	笠岡市東大戸2908	0865-63-0727	60	
岡山ひだまりの里病院	〔財団法人林精神医学研究所〕	岡山市北浦822-2	086-267-2011	60		

都道府県	施設名称	(設置主体)	所在地	電話番号	病床数
岡山	慈圭病院	(財団法人慈圭会)	岡山市浦安本町100-2	086-262-1191	50
広島	安芸太田町加計病院	(安芸太田町)	山県郡安芸太田町下殿河内236	0826-22-2299	53
	三原病院	(医療法人大慈会)	三原市中之町北1004-1	0848-63-8877	60
	小泉病院	(医療法人仁康会)	三原市小泉町4245	0848-66-3355	50
	千代田病院	(医療法人せがわ会)	山県郡千代田町大字今田3860	0826-72-6511	48
	ナカムラ病院	(医療法人ピーアイエー)	広島市佐伯区坪井3-818-1	0829-23-8333	100
	ふたば病院	(医療法人和恒会)	呉市広白石4-7-22	0823-70-0555	50
	竹原病院	(医療法人恵宣会)	竹原市下野町650	0846-22-0963	42
	草津病院	(医療法人更生会)	広島市西区草津梅が台10-1	082-277-1001	50
	メープルヒル病院	(医療法人知仁会)	大竹市玖波5-2-1	08275-7-7451	48
	西城病院	(西城町)	西城町大字中野1339	08248-2-2611	50
	ほうゆう病院	(医療法人緑風会)	呉市阿賀北1-14-15	0823-72-2111	54
	児玉病院	(医療法人社団仁会和)	広島市安佐北区可部7-14-39	082-814-3151	60
山口	仁保病院	(医療法人仁保病院)	山口市大字仁保上郷427	0839-29-0066	50
	扶老会病院	(医療法人扶老会)	厚狭郡楠町大字船木833	08366-7-0341	48
	泉原病院	(医療法人愛命会)	徳山市泉原町10番1号	0834-21-4511	40
	片倉病院	(医療法人和同会)	宇部市大字西岐波229-3	0836-51-6222	30
	千鳥ヶ丘病院	(医療法人南和会)	山口県玖珂郡由宇町7650	0827-63-0231	60
徳島	桜木病院	(医療法人桜樹会)	美馬郡脇町3868	0883-52-2583	45
	八多病院	(医療法人八多病院)	徳島市八多町小倉76	088-645-2233	50
香川	赤沢病院	(医療法人社団赤心会)	坂出市府中町325	0877-48-3200	60
	橋本病院	(医療法人社団和風会)	三豊郡山本町財田西902-1	0875-63-3311	35
愛媛	十全第二病院	(医療法人十全会)	新居浜市角野新田町1-1-28	0897-41-2222	50
	公立周桑病院	(周桑病院企業団)	東予市壬生川131	0898-64-2630	50
	財団新居浜病院	(財団法人新居浜精神衛生研究所)	新居浜市松原町13番47号	0897-43-6151	58
	松山記念病院	(財団法人創精会)	松山市美沢1-10-38	089-925-3211	50
高知	土佐病院	(医療法人須藤会)	高知市新本町2-10-24	088-822-3357	43
	海辺の社ホスピタル	(医療法人精華園)	高知市長浜251	088-841-2288	55
	芸西病院	(医療法人みずき会)	安芸郡芸西村和食甲4268	0887-33-3833	56
福岡	牧病院	(医療法人牧和会)	筑紫野市大字永岡976-1	092-922-2853	50
	新船小屋病院	(医療法人幸明会)	山門郡瀬高町長田1604	0944-62-4161	50
	小倉蒲生病院	(医療法人小倉蒲生病院)	北九州市小倉南区蒲生5-5-1	093-961-3238	40
	新門司病院	(医療法人豊司会)	北九州市門司区大字猿喰615	093-481-1368	50
	八幡厚生病院	(医療法人社団翠会)	北九州市八幡西区里中3-12-12	093-691-3344	50
	住田病院	(医療法人住田病院)	北九州市若松区猿住1435	093-741-1301	40
	水戸病院	(医療法人社団緑風会)	粕屋郡志免町大字志免60-1	092-935-0073	50
	大川病院	(医療法人社団祥和会)	豊前市大字四郎9281	0979-82-2203	60
	本間病院	(医療法人本間病院)	小郡市三沢526	0942-73-0111	50
	筑水会病院	(医療法人社団筑水会)	八女市大字吉田1165	0943-23-5131	60
	八幡大蔵病院	(医療法人緑風会)	北九州市八幡東区河内2-4-11	093-651-2507	60
	堤病院	(個人)	遠賀郡岡垣町鍋田2-1-1	093-282-1234	60
	門司松ヶ江病院	(医療法人社団松和会)	北九州市門司区畑355	093-481-1281	40
	堤小倉病院	(医療法人成康会)	北九州市小倉南区大字堀越358番地	093-962-1950	60

都道府県	施設名称	〔設置主体〕	所在地	電話番号	病床数	
福岡	大法山病院	〔個人〕	田川市大字猪国690番地	0947-42-1929	120	
	三池病院	〔医療法人富松記念会〕	大牟田市大字三池855	0944-53-4852	60	
	豊前病院	〔医療法人社団豊和会〕	豊前市大字久路土1545番地	0979-82-2309	60	
	宮の陣病院	〔医療法人社団芳英会〕	久留米市宮ノ陣1丁目1番70号	0942-32-1808	50	
	中村病院	〔個人〕	福岡市南区老司3-33-1	092-565-5331	60	
	筑紫野病院	〔個人〕	筑紫野市大字天山37番地	092-926-2292	50	
佐賀	嬉野温泉病院	〔医療法人財団友朋会〕	藤津郡嬉野町大字下宿乙1919	0954-43-0157	100	
	早津江病院	〔医療法人樟風会〕	佐賀郡川副町大字福富827番地	0952-45-1331	60	
	中多久病院	〔医療法人社団高仁会〕	多久市多久町大字多久原2512-24	0952-75-4141	54	
長崎	島原保養院	〔医療法人済家会〕	島原市南下川尻町8189-2	0957-62-2969	50	
	あきやま病院	〔医療法人見松会〕	諫早市目代町737-1	0957-22-2370	58	
	三和中央病院	〔医療法人清瀬会〕	西彼杵郡三和町布巻165-1	095-898-7511	60	
	中澤病院	〔医療法人松山会〕	大村市東大村1-2524-3	0957-46-0145	50	
	真珠園療養所	〔医療法人栄寿会〕	西彼杵郡八木原郷3453-1	0959-28-0038	50	
熊本	菊池有働病院	〔医療法人有働会〕	菊池市深川433	0968-25-3146	50	
	益城病院	〔医療法人ましき会〕	上益城郡益城町惣領1530	096-286-3611	53	
	県立こころの医療センター	〔熊本県〕	下益城郡富合町平原391	096-357-2151	50	
	日隈病院	〔医療法人日隈会〕	熊本市萩原町9-30	096-378-3836	60	
	弓削病院	〔医療法人佐藤会〕	熊本市龍田町弓削679-2	096-338-3838	40	
	大分	緑ヶ丘保養園	〔医療法人社団潤野会〕	大分市大字丹生字長迫1747	097-593-3366	100
加藤病院		〔医療法人雄仁会〕	竹田市大字竹田1855	0974-63-2338	60	
潤野病院		〔医療法人社団潤野会〕	大分市大字坂ノ市297-2	097-592-2181	79	
杵築オレンジ病院		〔医療法人オレンジ会〕	杵築市大字船部2167-20	0978-63-5560	58	
大分友愛病院		〔医療法人社団淡恋会〕	日田市大字上野1-1	0973-23-5151	60	
上野公園病院		〔医療法人百花会〕	日田市大字高瀬字篠原2226-1	0973-22-7723	100	
衛藤病院		〔医療法人親和会〕	大分市大字上判田3433	097-597-0093	50	
リバーサイド病院		〔医療法人青樹会〕	大分市大字宮崎6-3	097-568-7991	60	
向井病院		〔医療法人慈愛会〕	別府市大字南立石241-15	0977-23-0241	60	
宮崎		協和病院	〔医療法人向洋会〕	日向市大字財光寺1194-3	0982-54-2806	50
		吉田病院	〔医療法人悠生会〕	延岡市松原町4丁目8850	0982-37-0126	45
		谷口病院	〔医療法人同仁会谷口病院〕	日南市大字風田3861	0987-23-1331	50
	井上病院	〔医療法人清芳会〕	宮崎市大字芳土80	0985-39-5396	40	
鹿児島	ウェルフェア九州病院	〔医療法人悠生会〕	枕崎市別府6607	0993-72-0055	50	
	パルランド病院	〔医療法人猪鹿倉会〕	鹿児島市犬迫町2253	099-238-0301	106	
	大口病院	〔医療法人慈和会〕	大口市大田68	0995-22-0336	50	
	栗野病院	〔医療法人永光会〕	始良郡栗野町北方1854	0995-74-2503	110	
	宮之城病院	〔医療法人博仁会〕	薩摩郡宮之城町船木34番地	0996-53-0180	60	
沖縄	サマリア人病院	〔医療法人輔仁会〕	島尻郡南風原町字新川460	098-889-1328	50	
	勝連病院	〔医療法人南嶺会〕	糸満市真栄平1026	098-997-3104	60	
	天久台病院	〔医療法人天仁会〕	那覇市天久1123	098-868-2101	50	
	南山病院	〔医療法人陽和会〕	糸満市宇賀敷406-1	098-994-3660	50	
	宮里病院	〔医療法人タビック〕	名護市字宇茂佐1763-2	0980-53-7771	50	
	いずみ病院	〔医療法人和泉会〕	具志川市栄野比1150	098-972-7788	50	

都道府県	施設名称	〔設置主体〕	所在地	電話番号	病床数
沖縄	新垣病院	〔医療法人卯の会〕	沖縄市安慶田4-10-3	098-933-2756	50
	ノーブルメディカルセンター	〔医療法人ノーブル〕	国頭郡本部町字石川1972	0980-51-7007	50
	国立療養所琉球病院	〔独立行政法人国立病院機構〕	金武町字金武7958-1	098-968-2133	50
計			45都道府県215施設/11,993床		

注) 保健衛生施設等施設整備事業を利用した病院



老人性痴呆疾患療養病棟

(平成16年4月1日現在)

都道府県	施設名称	(設置主体)	所在地	電話番号	病床数
北海道	札幌佐藤病院	(医療法人社団大蔵会)	札幌市東区伏古2条4丁目	011-781-5511	60
	さっぽろ香雪病院	(医療法人社団五風会)	札幌市清田区真栄319	011-884-6878	60
	中垣病院	(医療法人勉仁会)	札幌市手稲区金山1-2-1-6	011-682-3011	54
	島松病院	(医療法人聖祐会)	恵庭市西島松570	0123-36-5181	60
	森の里病院	(医療法人社団森生会)	茅部郡森町上台町330-84	01374-2-5000	90
	恵愛病院	(医療法人社団友愛会)	登別市鷺別町2-31-1	0143-86-7159	50
	林下病院	(医療法人社団林下病院)	札幌市南区澄川4条5丁目9-38	011-821-6155	40
	高台病院	(医療法人社団高台病院)	札幌市豊平区平岸7条12丁目1-39	011-831-8161	46
	札幌グリーン病院	(医療法人札幌グリーン病院)	札幌市手稲区西宮の沢5条1丁目	011-662-2338	60
	羊蹄グリーン病院	(医療法人社団創成会)	虻田郡京極町字更進780番地2	0136-41-2111	101
	ミネルバ病院	(医療法人社団倭会)	伊達市松ヶ枝町245-1	0142-21-2000	40
	平松記念病院	(医療法人社団慈藻会)	札幌市中央区南2条西14-1-20	011-561-0708	60
	友愛記念病院	(医療法人友愛会)	江別市元野幌821-1	011-383-4124	79
	札幌ロイヤル病院	(医療法人社団幸仁会)	札幌市白石区米里5条1-3-30	011-872-0121	50
三愛病院	(医療法人社団千寿会)	登別市登別町24	0143-83-1111	100	
青森	芙蓉会病院	(医療法人芙蓉会)	青森市大字雲谷字山吹93-1	017-738-2214	60
岩手	三陸病院	(医療法人財団正清会)	宮古市板屋1-6-36	0193-62-7021	50
宮城	古川緑ヶ丘病院	(医療法人菅野愛生会)	古川市西館3-6-60	0229-22-1190	60
秋田	杉山病院	(医療法人仁政会)	南秋田郡昭和町大久保字北野出戸道脇41	018-877-6141	50
	市立大曲病院	(大曲市)	大曲市飯田字塚東210	0187-63-9100	50
山形	上山病院	(医療法人二本松会)	上山市金谷字下河原1370	023-672-2551	55
	秋野病院	(医療法人斗南会)	天童市大字久野本362-1	023-653-5725	60
	尾花沢病院	(医療法人敬愛会)	尾花沢市大字颯気695-3	0237-23-3637	60
	小原病院	(医療法人風心堂)	西村山郡河北町谷地字月山堂151-1	0237-72-7811	60
	千歳篠田病院	(医療法人篠田好生会)	山形市長町2-10-56	023-684-5331	60
福島	あさかホスピタル	(医療法人安積保養園)	郡山市安積町笹川字経担45	024-945-1701	42
	富士病院	(医療法人篤仁会)	福島市大波字熊野山1	024-588-1011	50
	星総合病院附属星ヶ丘病院	(財団法人星総合病院)	郡山市片平町字北三天7	024-925-1188	60
	飯塚病院	(医療法人昨雲会)	郡山市松山町村松字北原3634-1	0241-24-3421	60
	針生ヶ丘病院	(財団法人金森和心会)	郡山市大槻町字天正担11	024-932-1301	54
茨城	下館病院	(医療法人平仁会)	下館市野殿1131	0296-22-7558	40
	栗田病院	(医療法人有朋会)	那珂郡那珂町豊嶽505	029-298-0175	50
	永井ひたちの森病院	(医療法人永慈会)	日立市小木津町966	0294-44-8800	44
栃木	皆藤病院	(医療法人恵会)	宇都宮市東町22	028-661-3261	50
	佐藤病院	(医療法人社団緑会)	矢板市土屋18	0287-43-0758	60
群馬	西毛病院	(医療法人大和会)	富岡市神農原559-1	0274-62-3156	60
埼玉	毛呂病院	(医療法人毛呂病院)	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	0492-76-1496	45
	山仁病院	(医療法人山仁病院)	川越市末広町3-5-13	0492-22-0373	48
	飯能好友病院	(社会福祉法人靖和会)	飯能市下加治147	0429-74-2500	200
	新所沢清和病院	(医療法人清和会)	所沢市神米金141-3	0429-43-1101	120
	西熊谷病院	(財団法人西熊谷病院)	熊谷市石原572	048-522-0200	60

都道府県	施設名称	(設置主体)	所在地	電話番号	病床数	
埼 玉	埼玉セントラル病院	(医療法人明理会)	三芳町上富2177	0492-59-0161	200	
	東所沢病院	(医療法人社団東光会)	所沢市城435-1	042-944-2390	60	
	八潮病院	(医療法人社団慶栄会)	八潮市鶴ヶ曾根1089	048-996-3034	91	
	武里病院	(医療法人社団みどり会)	春日部市大字下大増新田字東耕地9-3	048-733-5111	120	
	和光病院	(医療法人社団翠会)	和光市下新倉220-1	048-450-3311	120	
	慶和病院	(医療法人社団大和会)	越谷市千間台西2-12-8	048-978-0033	40	
	平和記念病院	(医療法人啓仁会)	所沢市北野2961	042-947-2466	48	
千 葉	セントノア病院	(医療法人忠洋会)	川越市下赤坂290-2	049-238-1160	168	
	江戸川病院	(医療法人全生会)	野田市山崎2702	04-7124-5511	101	
	木野崎病院	(医療法人慈野会)	野田市木野崎1561-1	04-7138-0321	52	
	信田病院	(医療法人社団)	八千代市島田台1212	047-488-2218	60	
	北柏リハビリ総合病院	(医療法人社団天宣会)	柏市柏下265	04-7169-8000	60	
	中山病院	(医療法人静和会)	市川市中山2-10-2	047-334-3480	165	
	田村病院	(医療法人南陽会)	館山市館山183	0470-22-1370	60	
東 京	沼南リハビリテーション病院	(医療法人社団葵会)	東葛飾郡沼南町大井2651	04-7160-8300	60	
	上山病院	(医療法人充会)	八王子市上川町785	0426-54-4512	71	
神 奈 川	青梅慶友病院	(医療法人慶友会)	青梅市大門1-681	0428-24-3020	240	
	秦野厚生病院	(医療法人厚仁会)	秦野市南矢名2-12-1	0463-77-1108	51	
	研水会平塚病院	(医療法人研水会)	平塚市出縄476	0463-32-0380	60	
	横浜舞岡病院	(医療法人積愛会)	横浜市戸塚区舞岡町3482	045-822-2125	50	
	相州病院	(医療法人社団青木次郎記念会)	厚木市上荻野1682-3	046-241-3351	58	
	相模病院	(医療法人寿康会)	相模原市若松1-12-25	042-743-0311	60	
	丹沢病院	(医療法人丹沢病院)	秦野市堀山下557	0463-88-2455	59	
	相模ヶ丘病院	(医療法人社団博奉会)	相模原市下津4378	042-778-0200	60	
	相模台病院	(医療法人興生会)	座間市相模が丘6-24-28	046-256-0011	46	
	秦野病院	(医療法人社団秦和会)	秦野市三屋131	0463-75-0032	41	
	横浜相原病院	(個人)	横浜市瀬谷区阿久和南2-3-12	045-362-7111	51	
	ほうゆう病院	(医療法人社団鵬友会)	横浜市旭区釜が谷64-1	045-360-8787	87	
	湘南さくら病院	(医療法人社団康心会)	茅ヶ崎市下寺尾1833	0467-54-2255	104	
	厚木佐藤病院	(医療法人社団藤和会)	厚木市小野759	046-247-1211	50	
	ふじの温泉病院	(医療法人社団清伸会)	津久井郡藤野町牧原8147-2	0426-89-2321	90	
	相模原友愛温泉病院	(医療法人社団友愛病院会)	相模原市麻溝台697	042-778-1181	50	
	相模原南病院	(医療法人直源会)	相模原市大野台7-10-7	042-759-3911	47	
	栄聖仁会病院	(医療法人社団聖仁会)	横浜市栄区公田町337-1	045-895-0088	60	
	清川達寿病院	(医療法人増田厚生会)	愛甲郡清川村煤ヶ谷3414	046-288-1511	50	
	新 潟	黒川病院	(医療法人白日会)	北麓原郡黒川村大字下館字大開1522	0254-47-2422	40
		白根緑ヶ丘病院	(医療法人敬成会)	西蒲原郡味方村大字白根41	025-372-3105	48
高田西城病院		(医療法人高田西代会)	上越市西城町2-8-30	0255-23-2139	60	
田宮病院		(医療法人崇徳会)	長岡市深沢町2300	0258-46-3200	60	
三島病院		(医療法人楽山会)	三島郡三島町大字藤川1713-8	0258-42-2311	54	
松浜病院		(医療法人青松会)	新潟市松浜町3396	025-259-3241	60	
河渡病院		(医療法人恵松会)	新潟市有楽1-15-1	025-274-8211	56	
有田病院		(医療法人有心会)	新発田市金谷197	0254-22-4009	60	

都道府県	施設名称	(設置主体)	所在地	電話番号	病床数
富 山	南富士神経サナトリウム中川病院	(医療法人功達会)	富山市大町1区南部146	076-425-1780	48
	藤の木病院	(個人)	富山市開261	076-424-0101	50
	矢後病院	(医療法人紫水会)	高岡市佐野1439	0766-22-5703	45
	常願寺病院	(医療法人ときわ会)	富山市水橋筋崎438	076-478-1191	60
石 川	桜ヶ丘病院	(医療法人社団浅ノ川)	金沢市観法寺町へ174	076-258-1454	160
	栗津神経サナトリウム	(個人)	小松市矢田野町ヲ88	0761-44-2545	60
	片山津温泉丘の上病院	(医療法人修和会)	加賀市富塚町中尾1-3	07617-4-5575	58
	ときわ病院	(社会福祉法人金沢市民生協会)	石川郡野々市町中林4-123	076-248-5221	48
	松原病院	(医療法人財団松原愛育会)	金沢市石引4丁目3-5	076-231-4138	60
福 井	福井県立すこやかシルバー病院	(福井県)	丹生郡清水町鳥寺93-6	0776-98-2700	50
	たけとう病院	(医療法人たけとう病院)	勝山市野向町聖丸10-21-1	0779-88-6464	88
山 梨	回生堂病院	(医療法人回生堂病院)	都留市四日市場270	0554-43-2291	60
長 野	東和田病院	(医療法人温心会)	長野市東和田723	026-243-4895	56
	ミサトピア小倉病院	(特別医療法人城西医療財団)	南安曇郡三郷村大字小倉6086-2	0263-76-5500	50
岐 阜	大湫病院	(医療法人仁誠会)	瑞浪市大湫町121	0572-63-2231	108
	下呂谷敷病院	(医療法人隆達会)	益田郡萩原町西上田1963-1	0576-25-5758	48
	慈恵中央病院	(医療法人春陽会)	郡上郡三並村大原1-1	0575-79-2030	60
	のぞみの丘ホスピタル	(医療法人清仁会)	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3555番地	0574-25-3188	42
	大垣病院	(医療法人静風会)	大垣市中野町1-307	0584-78-3758	50
	和恵会記念病院	(医療法人社団和恵会)	浜松市入野町6413	053-440-5500	100
静 岡	遠江病院	(医療法人大法会)	浜北市中瀬3832-1	053-588-1880	169
	天王病院	(医療法人社団緑生会)	浜北市天王町1925	053-421-5885	120
	富士心身リハビリテーション研究所附属病院 (財団法人富士心身リハビリテーション研究所)		富士宮市星山1129	0544-26-8101	60
	沼津千本病院	(医療法人社団辰会)	沼津市市道町8-6	055-962-3530	60
	浜北さくら台病院	(医療法人誠心会)	浜北市四大地9-68	053-582-2311	120
	東員病院	(医療法人康誠会)	員弁郡東員町穴太2400	0594-76-2345	50
滋 賀	水口病院	(社団法人水口病院)	甲賀郡水口町2-2-43	0748-62-1212	60
	八幡青樹会病院	(財団法人青樹会)	近江八幡市鷹飼町744	0748-33-7101	60
京 都	岩倉病院	(医療法人稲門会)	京都市左京区岩倉上蔵町101	075-711-2171	60
	長岡病院	(財団法人長岡記念財団)	長岡京市友岡4-18-1	075-951-9201	53
大 阪	和泉中央病院	(医療法人貴生会)	和泉市箕形町511	0725-54-1380	60
	水間病院	(医療法人河崎会)	貝塚市水間51	0724-46-1102	60
	泉州病院	(医療法人聖志会)	岸和田市土生町53	0724-27-2241	60
	藍野病院	(医療法人恒昭会)	茨木市高田町11-18	0726-27-7611	300
	ねや川サナトリウム	(医療法人長尾会)	寝屋川市寝屋2370-6	072-822-3561	57
	木島病院	(医療法人桐葉会)	貝塚市森892	0724-46-2158	37
	浅香山病院	(財団法人浅香山病院)	堺市今池町3-3-16	0722-29-4882	60
	白井病院	(医療法人白卯会)	泉南市新家2776	0724-82-2011	104
	七山病院	(医療法人爽神堂)	泉南郡熊取町七山2-2-1	0724-52-1231	60
	山本病院	(医療法人清心会)	八尾市天王寺屋6-59	0729-49-5181	50
	和泉丘病院	(医療法人和泉会)	和泉市久井町1286	0725-54-0468	58
	金岡中央病院	(医療法人和貴会)	堺市中村町450	072-252-9000	60

都道府県	施設名称	(設置主体)	所在地	電話番号	病床数	
大阪	丹比荘病院	(医療法人丹比荘)	羽曳野市164-1	0729-55-4468	60	
兵庫	宝塚三田病院	(医療法人山西会)	三田市西山2-22-10	0795-63-4871	100	
	大植病院	(医療法人俊仁会)	朝来郡朝来町多々良木1514	0796-78-1231	100	
	赤穂仁泉病院	(医療法人千水会)	赤穂市浜市408	07914-8-8087	42	
	魚橋病院	(個人)	相生市若狭野町若狭野235-26	0791-28-1395	60	
	津田病院	(医療法人山西会)	三田市東本庄2017	0795-68-0025	110	
	南淡路病院	(医療法人社団南淡千道会)	三原郡南淡町賀集福井560	0799-53-1553	43	
奈良	ハートランドしぎさん	(財団法人信貴山病院)	生駒郡三郷町勢野北4-13-1	0745-72-5006	150	
島根	松ヶ丘病院	(医療法人正光会)	益田市高津4丁目24-10	0856-22-8711	50	
	安来第一病院	(医療法人昌林会)	安来市安来町899-1	0854-22-3411	60	
岡山	河田病院	(財団法人河田病院)	岡山市富町2丁目15番21号	086-252-1231	46	
	きのこエスポール病院	(医療法人きのこ会)	笠岡市東大戸2908	0865-63-0727	42	
	岡山ひだまりの里病院(財団法人林精神医学研究所)	(財団法人林精神医学研究所)	岡山市北浦822-2	086-267-2011	120	
	吉井川病院	(医療法人仁誠会)	岡山市吉井208	086-297-5011	60	
	岡南病院	(財団法人浅羽医学研究所)	玉野市岡井2-4854	0863-32-1122	50	
	万成病院	(医療法人万成病院)	岡山市谷万成1-6-5	086-252-2261	118	
	由良病院	(医療法人愛善会)	玉野市深井町11-13	0863-81-7125	48	
	小泉病院	(医療法人仁康会)	三原市小泉町4245	0848-66-3355	50	
広島	ほうゆう病院	(医療法人緑風会)	呉市阿賀北1-14-15	0823-72-2111	47	
	メープルヒル病院	(医療法人社団知仁会)	大竹市玖波5-2-1	0827-57-7451	60	
	千代田病院	(医療法人社団せがわ会)	千代田町大字今田3860	0826-72-6511	48	
	草津病院	(医療法人更生会)	広島市西区草津梅が台10-1	082-277-1001	60	
	ナカムラ病院	(医療法人ピーアイエー)	広島市佐伯区坪井3-818-1	0829-23-8333	110	
	エトワール西条病院	(医療法人社団静寿会)	東広島市西条町寺家741	0824-23-2131	51	
	三原病院	(医療法人大慈会)	三原市中之町北1004-1	0848-63-8877	45	
	山口	泉原病院	(医療法人愛命会)	徳山市泉原町10番1号	0834-21-4511	48
田代台病院		(医療法人社団豊美会)	山口県美祿郡美東町真名2941	08396-5-0305	102	
いしい記念病院		(医療法人新生会)	岩国市大字多田26-1	0827-41-0114	50	
仁保病院		(医療法人仁保病院)	山口市大字仁保上郷427	083-929-0066	53	
扶老会病院		(医療法人扶老会)	厚狭郡楠町大字船木833	0836-67-1167	60	
防府病院		(医療法人貴和会)	防府市大字高井961	0835-22-0759	60	
重本病院		(医療法人光の会)	豊浦郡豊浦町大字黒井97-50	0837-72-0014	54	
柳井病院		(医療法人恵愛会)	柳井市大字柳井1910-1	0820-22-1002	60	
徳島		八多病院	(医療法人八多病院)	徳島市八多町小倉76	088-645-2233	108
		緑ヶ丘病院	(医療法人清流会)	徳島市名東町2-650-35	088-631-5135	60
香川		三船病院	(医療法人社団三愛会)	丸亀市杵原町366	0877-23-2341	48
	高瀬町立西香川病院	(高瀬町)	三豊郡高瀬町大字比地中2986-3	0875-72-5121	50	
	いわき病院	(医療法人社団以和貴会)	香川郡香南町大字由佐113-1	087-879-3533	42	
	橋本病院	(医療法人社団和風会)	三豊郡山本町財田西902-1	0875-63-3311	32	
愛媛	宇和島病院	(財団法人正光会)	宇和島市柿原1280	0895-22-5622	50	
	今治病院	(財団法人正光会)	今治市高市甲786番地13	0898-48-2560	50	
	西条道前病院	(医療法人隣善会)	西条市飯岡地蔵原3290-1	0897-56-2247	50	
	真網代くじらリハビリテーション病院	(医療法人青峰会)	八幡浜市真網代甲229-5	0894-22-1123	54	

都道府県	施設名称	〔設置主体〕	所在地	電話番号	病床数
愛媛	十全第二病院	〔医療法人十全会〕	新居浜市角野新田町1-1-28	0897-41-2222	48
高知	一陽病院	〔医療法人南江会〕	須崎市赤崎町9-3	0889-42-1798	52
福岡	小嶺江藤病院	〔医療法人義翔会〕	北九州市八幡西区小嶺3-19-1	093-611-0456	55
	小倉蒲生病院	〔医療法人小倉蒲生病院〕	北九州市小倉南区蒲生5-5-1	093-961-3238	40
	奥村病院	〔医療法人社団崇仁会〕	浮羽郡吉井町216-2	09437-5-3165	38
	八幡厚生病院	〔医療法人社団翠会〕	北九州市八幡西区里中3-12-12	093-691-3344	60
	行橋記念病院	〔医療法人社団翠会〕	行橋市北泉3-11-1	0930-25-2000	120
	新船小屋病院	〔医療法人幸明会〕	山門郡瀬高町大字長田1604	0944-62-4161	50
	三善病院	〔個人〕	福岡市東区唐原4丁目18番15号	092-661-1611	24
	大川病院	〔医療法人社団祥和会〕	豊前市大字四郎丸281	0979-82-2203	60
	堤中間病院	〔医療法人成康会〕	中間市扇ヶ浦1丁目15-1	093-246-5250	42
佐賀	嬉野温泉病院	〔医療法人財団友朋会〕	藤津郡嬉野町大字下宿乙1919	0954-43-0157	180
長崎	小島居謙早病院	〔医療法人仁祐会〕	諫早市栄田町38-16	0957-26-3374	60
	三和中央病院	〔医療法人三和中央病院〕	西彼杵郡三和町布巻165-1	095-898-7511	60
	鈴木病院	〔医療法人さざなみ〕	東彼杵郡彼杵郷郷1085	0957-46-0145	41
熊本	城山病院	〔医療法人敬愛会〕	熊本市城山上代町1145	096-329-7878	45
	天草病院	〔医療法人天草病院〕	本渡市佐伊津町金浜5789	0969-23-6111	60
	希望ヶ丘病院	〔医療法人松本会〕	上益城郡御船町豊秋1540	096-282-1045	30
	小柳病院	〔医療法人康生会〕	熊本市山ノ神2-2-8	096-369-3811	46
	日隈病院	〔医療法人日隈会〕	熊本市萩原町9-30	096-378-3836	60
	城南病院	〔医療法人杏和会〕	下益城郡城南町舞原無番地	0964-28-2555	58
	くまもと診療病院	〔医療法人再生会〕	宇土市松山町1901	0964-22-1081	60
	明生病院	〔医療法人健生会〕	熊本市大窪2-6-20	096-324-5211	44
	荒尾保養院	〔医療法人洗心会〕	荒尾市荒尾1992	0968-62-0657	60
	坂本病院	〔医療法人平成会〕	八代市大村町720-1	0965-32-8171	48
	山鹿回生病院	〔医療法人回生会〕	山鹿市古閑1500-1	0968-44-2211	60
	水俣病院	〔医療法人旭会〕	水俣市兵4051	0966-63-3148	46
	阿蘇やまなみ病院	〔医療法人高森会〕	阿蘇郡一の宮町宮地115-1	0967-22-0525	54
	大分	佐藤病院	〔医療法人明和会〕	大分市大字下郡1410	097-543-6332
千嶋病院		〔医療法人積善会〕	豊後高田市大字呉崎775	0978-22-3185	60
白川病院		〔医療法人未広〕	臼杵市大字未広字柳谷938-3	0972-63-7830	60
上野公園病院		〔医療法人百花会〕	日田市大字高瀬字篠原2226-1	0973-22-7723	48
宮崎	小林保養院	〔医療法人信和会〕	小林市大字堤2939	0984-22-2836	50
	野崎病院	〔財団法人弘潤会〕	宮崎市大字恒久5567	0985-51-3111	60
	県南病院	〔医療法人十善会〕	串間市大字西方3728	0987-72-0224	60
鹿児島	出水病院	〔医療法人公豊会〕	出水市麓町29-1	0996-62-0419	50
	福山病院	〔医療法人仁心会〕	始良郡福山町福山771	0995-55-2221	50
	パールランド病院	〔医療法人猪鹿会〕	鹿児島市犬迫町2253	099-238-0301	144
	大口病院	〔医療法人慈和会〕	大口市大田68	0995-22-0336	50
	栗野病院	〔医療法人永光会〕	始良郡栗野町北方1854	0995-74-2503	110
	松下病院	〔医療法人仁心会〕	始良郡準人町真孝998	0995-42-2121	50
	横山記念病院	〔医療法人緑心会〕	鹿児島市吉野町4826-1	099-244-0555	58
	霧島桜ヶ丘病院	〔医療法人桃咲会〕	始良郡牧園町高千穂3617-98	0995-78-3135	40

都道府県	施設名称	〔設置主体〕	所在地	電話番号	病床数
鹿児島	三州病院	〔医療法人共助会〕	鹿児島市犬迫町7783-1	099-238-0239	54
	脇本病院	〔医療法人互舎会〕	阿久根市脇本9093-2	0996-75-2121	60
	加治木記念病院	〔医療法人碩済会〕	始良郡加治木町木田1227	0995-63-2275	49
	伊敷病院	〔医療法人有隣会〕	鹿児島市下伊敷2丁目4-15	099-220-4645	60
	吉野病院	〔医療法人明心会〕	鹿児島市吉野町3095番地	099-243-0048	36
沖縄	勝連病院	〔医療法人南嶺会〕	糸満市真栄平1026	098-997-3104	120
	北中城若松病院	〔医療法人アガベ会〕	北中城村字大城311	098-935-2277	48
計			44都道府県 219施設 / 14,604床		

注) 保健衛生施設等施設整備事業を利用した病院

# 11. 精神科デイ・ケア承諾状況

	施設の種類											
	単科精神病院				一般病院精神科				診療所			
	精神科 デイケア	老人性 痴呆疾患 デイケア	精神科 ナイトケア	精神科 デイナイト ケア	精神科 デイケア	老人性 痴呆疾患 デイケア	精神科 ナイトケア	精神科 デイナイト ケア	精神科 デイケア	老人性 痴呆疾患 デイケア	精神科 ナイトケア	精神科 デイナイト ケア
北海道	20	2	0	2	8	4	1	1	9	1	0	0
青森	8	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
岩手	12	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0
宮城	8	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
秋田	4	1	0	1	3	2	0	0	1	3	0	0
山形	9	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
福島	8	0	0	0	2	0	0	0	3	0	1	0
茨城	10	2	1	1	5	1	0	0	6	0	1	0
栃木	6	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
群馬	4	0	1	1	2	0	0	0	3	0	0	0
埼玉	18	1	1	1	2	0	0	1	14	1	2	3
千葉	16	0	0	1	5	0	0	0	6	12	0	0
東京	28	0	7	7	19	3	5	1	36	50	10	8
神奈川	21	3	1	1	7	0	1	0	23	1	2	5
新潟	13	4	1	0	6	2	0	0	0	0	0	0
富山	9	1	1	3	3	0	0	1	1	0	0	1
石川	11	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	4	3	0	0	1	0	0	0	0	7	0	0
山梨	5	2	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0
長野	6	0	0	2	9	3	1	4	3	0	0	0
岐阜	4	0	1	1	1	0	0	0	3	1	0	0
静岡	15	1	1	1	3	0	0	0	6	0	1	0
愛知	17	0	4	1	11	4	0	1	8	19	0	0
三重	8	0	2	2	3	5	0	0	1	12	0	0
滋賀	2	0	1	0	1	0	0	0	4	10	0	0
京都	3	1	0	2	1	0	0	0	2	0	0	1
大阪	24	2	3	6	7	0	1	1	26	0	2	1
兵庫	12	1	2	1	1	0	0	0	3	0	0	1
奈良	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	5	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0
鳥取	3	0	0	0	4	1	2	1	0	0	0	0
島根	5	4	0	0	1	0	0	0	5	2	0	0
岡山	10	4	1	0	0	1	0	0	3	7	1	0
広島	16	5	0	7	0	1	0	0	2	4	0	0
山口	8	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
徳島	5	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
香川	6	0	0	2	3	0	0	0	1	0	0	0
愛媛	10	2	3	3	3	2	0	0	1	1	0	0
高知	5	0	0	3	3	0	1	2	0	12	0	0
福岡	29	9	3	8	15	5	3	3	12	3	2	1
佐賀	8	2	0	1	4	2	2	2	3	0	2	0
長崎	6	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
熊本	17	7	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
大分	9	2	0	0	2	0	0	0	4	1	1	1
宮崎	8	2	1	0	3	3	1	1	1	0	0	1
鹿児島	10	2	1	3	2	1	0	0	1	1	0	1
沖縄	11	4	5	7	6	2	1	2	2	0	0	4
合計	478	73	45	75	163	43	19	21	199	149	25	28

(平成11年 6月30日現在)

精神保健福祉センター								合 計			
				そ の 他							
精神科 デイケア	老人性 痴呆疾患 デイケア	精神科 ナイトケア	精神科 デイナイト ケア	精神科 デイケア	老人性 痴呆疾患 デイケア	精神科 ナイトケア	精神科 デイナイト ケア	精神科 デイケア	老人性 痴呆疾患 デイケア	精神科 ナイトケア	精神科 デイナイト ケア
0	0	0	0	0	0	0	0	37	7	1	3
1	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	8	6	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	10	3	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	21	3	2	1
1	0	0	0	0	0	0	0	9	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	1	1
1	0	0	0	0	0	0	0	35	2	3	5
1	0	0	0	0	13	0	0	28	25	0	1
3	0	0	0	1	11	0	0	87	64	22	16
0	0	0	0	0	0	0	0	51	4	4	6
0	0	0	0	0	0	0	0	19	6	1	0
1	0	0	0	0	0	0	0	14	1	1	5
0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	5	10	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	2	1
0	0	0	0	0	0	0	0	18	3	1	6
1	0	0	0	0	0	0	0	9	1	1	1
1	0	0	0	0	0	0	0	25	1	2	1
0	0	0	0	0	35	0	0	36	58	4	2
0	0	0	0	0	0	0	0	12	17	2	2
1	0	0	0	0	0	0	0	8	10	1	0
1	0	0	0	0	0	0	0	7	1	0	3
1	0	0	0	0	0	0	0	58	2	6	8
0	0	0	0	0	0	0	0	16	1	2	2
0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	8	1	2	1
0	0	0	0	0	0	0	0	11	6	0	0
0	0	0	0	1	0	0	0	14	12	2	0
2	0	0	0	0	0	0	0	20	10	0	7
0	0	0	0	0	1	0	0	9	3	0	1
1	0	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	14	5	3	3
0	0	0	0	0	14	0	0	8	26	1	5
0	1	0	0	0	0	0	0	56	18	8	12
0	0	0	0	0	0	0	0	15	4	4	3
1	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	20	7	1	0
1	0	0	0	0	0	0	0	16	3	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	12	5	2	2
0	0	0	0	0	0	0	0	13	4	1	4
1	0	0	0	0	0	0	0	20	6	6	13
22	1	0	0	2	74	0	0	864	340	89	124



## 12. 主な関係団体一覧

種類	名 称	主たる事務所の所在地 (電話)	代 表 者	主たる事業の内容	設立年月日
社団	日本精神保健福祉連盟	〒108-0023 港区芝浦3-15-14 日精協会館 5232-3308	(会 長) 保崎 秀夫	1. 精神保健福祉諸団体との相互連絡と事業調整 2. 精神保健福祉に関する広報他	昭45. 9. 17
社団	日本精神科病院協会	〒108-0023 港区芝浦3-15-14 日精協会館 5232-3311	(会 長) 鮫島 健	精神病院その他精神障害者に対する施設の 管理運営の改善・職員教育指導	昭29. 7. 6
財団	日本精神衛生会	〒162-0851 新宿区弁天町91 3269-6932	(理事長) 原田 憲一	1. 精神衛生思想の普及活動 2. 精神衛生相談	昭25. 8. 14
財団	復 光 会	〒273-0001 千葉県船橋市市場3-3-1 0474-22-3509	(理事長) 正木 馨	1. 麻薬中毒者の収容治療施設の設置・運営 2. 薬物及びアルコール中毒者の医療の研究	昭27. 8. 11
財団	全国精神障害者 家族会連合会	〒110-0004 台東区下谷1-4-5 恵友記念会館 3845-5084	(理事長) 小松 正泰	1. 精神障害者及びその家族の指導と援護 2. 精神保健思想の普及・啓蒙	昭42. 2. 8
社団	全日本断酒連盟	〒171-0031 豊島区目白4-19-28 3953-0921	(理事長) 橋本 勝之	1. 酒害の啓蒙 2. 地域断酒組織の結成促進	昭45. 7. 15
社団	アルコール健康医学協会	〒113-0033 文京区本郷3-25-13 5802-8761	(理事長) 玉木 武	アルコール飲料に関する知識等の啓蒙普及 及び研究	昭55. 7. 1
社団	日本てんかん協会	〒162-0051 新宿区西早稲田2-2-8 全国心身障害児福祉財団ビル内 3202-5661	(会 長) 鶴井 啓司	てんかんに関する知識等の啓蒙普及及び研 究	昭56. 2. 4
財団	てんかん治療研究 振 興 財 団	〒541-0045 大阪市中央区道修町2-6-8 06-6203-1819	(理事長) 清水 當尚	てんかんに関する基礎・臨床研究に対する 助成	昭62. 9. 29
	全国精神保健福祉連絡協議会	〒272-0827 千葉県市川市国府台1-7-3 047-372-0141 (国2精神保健センター内)	(会 長) 上田 茂	1. 各都道府県精神保健協 (議) 会間の連絡 2. 会報の発行	昭38. 11. 21
社福	全日本手をつなぐ育成会	〒105-0003 港区西新橋2-16-1 3431-0668 (全国たばこセンタービル内)	(理事長) 藤原 治	1. 知的障害者の世話 2. 親と子のための相談活動	昭34. 3. 23
財団	矯 正 協 会	〒165-0026 中野区新井町3-37-2 3387-4451	(会 長) 北島 敬介	矯正事業及び刑罰制度に関する調査研究等	昭21. 3. 7
財団	日本知的障害者福祉協会	〒105-0013 港区浜松町2-7-19 3438-0466 (秀和第2浜松町ビル6階)	(会 長) 小坂 孫次	知的障害に関する調査研究等	昭42. 8. 8 (9. 10)
社団	日本精神神経科診療所協会	〒151-0053 渋谷区代々木1-38-2 ミヤタビル302号室 3320-1423	(会 長) 近間 悟	診療所における地域精神保健事業について の調査及び研究等	平 7. 3. 15
財団	神 経 研 究 所	〒162-0851 新宿区弁天町91 3260-9171	(理事長) 本多 裕	精神医学の基礎的研究及び付属病院の経営	昭26. 2. 1

種類	名 称	主たる事務所の所在地(電話)	代 表 者	主たる事業の内容	設立年月日
財団	明治安田こころの健康財団	〒170-0013 豊島区東池袋1-34-5 (安田生命池袋ビル内) 3986-7021	(理事長) 小船井正浩	子供の精神衛生に関する啓蒙奉仕活動	昭40. 4. 1
社団	日本精神科看護技術協会	〒103-0002 府中央区日本橋馬喰町2-3-2 セントアビル8F 3667-8661	(会 長) 藤丸 成	精神科看護の充実向上・精神衛生思想の普及等	昭51. 5. 15
財団	メンタルヘルス 岡本記念財団	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-18 (三栄ビル内) 06-6262-6862	(理事長) 岡本 常男	神経症の精神療法等に関する研究や啓蒙活動に対する助成	昭63. 7. 28
財団	精神・神経科学振興財団	〒187-0031 小平市小川東町4-1-1 042-347-5266	(会 長) 里吉栄二郎	精神・神経疾患等に関する基礎的、臨床的調査研究及び精神保健に関する調査研究に対する助成	平 3. 9. 1
社福	全国精神障害者 社会復帰施設協会	〒300-2645 茨城県つくば市上郷7563-67 つくばライフサポートセンター内 0298-47-8000	(理事長) 新保 祐元	1. 施設間の情報交換及び施設職員の研修 2. 精神保健並びに施設に関する調査・研究	平 6. 12. 9
財団	小寺記念精神分析 研究 財 団	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷1-20-1 パークアベニュー505 3746-3377	(理事長) 狩野力八郎	精神分析及び精神分析療法に関する研究等	平 5. 2. 2
財団	パブリックヘルス リサーチセンター	〒169-0051 新宿区西早稲田1-18-9 早稲田平井ビル6F 5287-5070	(理事長) 濱田 泰三	ストレスが心身の健康に及ぼす影響に関する調査研究等	昭59. 2. 2
社団	日本精神保健福祉士協会	〒160-0022 新宿区新宿1-11-1 TSKビル7F-B 5366-3152	(会 長) 高橋 一	精神保健福祉士に関する情報誌の発行、精神保健福祉士に対する各種研修の実施等	平16. 6. 1

# 我が国の精神保健福祉

(平成16年度版) (精神保健福祉ハンドブック)

---

定価 2,300円(本体2,191円)

送料 実費

監修 精神保健福祉研究会

発行所 株式会社太陽美術

東京都江東区清澄2-7-11 太陽・清澄ビル

TEL (03) 3642-6045

FAX (03) 3643-0851

---

印刷・製本/株太陽美術/TEL(3642)6045(代) 落丁・乱丁本はおとりかえします。

ISBN4-906276-67-9 C3047